１．コンピュータ整備の実態等

（１）コンピュータの台数

学校種	学校数	児童生徒数 A	教員数 B	授業を担当している教員数 C	学習者用PC台数 D	Dのうちコンピュータ教室占有PC台数 E	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 D／A	指導者用PC台数 F	Fのうちコンピュータ教室占有PC台数 G	校務用PC台数 H	Hのうちコンピュータ教室占有PC台数 I	指導者用と校務用の兼用PC台数 J	Jのうちコンピュータ教室占有PC台数 K	教員の指導者用PC整備率 F＋J／B	教員の校務用PC整備率 H＋J／B
	校	人	人	人	台	台	台／人	台	台	台				%	%
小学校（前年度）	18,271	5,825,949	402,395	335,589	6,172,728	95,622	1.1	426,200	6,154	393,641	1,519	129,735	513	138.2	130.1
小学校	18,060	5,698,429	406,433	338,804	6,162,000	41,280	1.1	384,850	3,016	344,645	1,099	180,525	947	139.1	129.2
中学校（前年度）	8,945	2,867,856	226,467	194,597	3,096,888	115,740	1.1	233,482	4,974	217,351	791	73,351	421	135.5	128.4
中学校	8,903	2,832,094	227,538	195,422	3,099,526	80,199	1.1	213,517	3,065	189,167	596	101,241	1,179	138.3	127.6
義務教育学校（前年度）	232	75,951	7,860	6,554	82,345	2,178	1.1	7,688	102	7,203	3	3,091	42	137.1	131.0
義務教育学校	254	82,502	8,689	7,357	89,521	1,630	1.1	8,499	76	7,193	2	4,141	120	145.5	130.4
高等学校（前年度）	3,439	1,951,282	159,539	145,209	2,293,304	264,239	1.2	178,346	10,736	172,564	2,507	54,197	1,365	145.8	142.1
高等学校	3,427	1,926,725	159,473	144,976	2,315,550	260,064	1.2	166,293	10,327	155,685	1,352	66,081	1,219	145.7	139.1
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（前年度）	1,835	1,005,353	91,038	82,884	1,258,856	191,542	1.3	99,030	8,194	97,580	1,791	34,529	902	146.7	145.1
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	1,005,869	91,764	83,529	1,291,942	194,602	1.3	95,665	7,772	90,466	920	40,827	1,005	148.7	143.1
中等教育学校（前年度）	35	23,853	1,835	1,670	27,066	1,916	1.1	2,409	110	1,744	1	523	16	159.8	123.5
中等教育学校	35	23,799	1,909	1,723	27,747	3,129	1.2	2,094	64	1,723	3	524	16	137.1	117.7
特別支援学校（前年度）	1,126	150,367	82,715	72,709	174,925	17,926	1.2	63,945	1,768	75,132	853.0	27,250	343.0	110.3	123.8
特別支援学校	1,129	153,589	83,960	73,710	182,559	11,023	1.2	62,589	1,680	67,285	354	35,470	296	116.8	122.4
合計（前年度）	32,048	10,895,258	880,811	756,328	11,847,256	497,621	1.1	912,070	23,844	867,635	5,674	288,147	2,700	136.3	131.2
合計	31,808	10,717,138	888,002	761,992	11,876,903	397,325	1.1	837,842	18,228	765,698	3,406	387,982	3,777	138.0	129.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注３）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ」とは教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているＰＣ（校務用ＰＣ）や校務用ＰＣと兼用のＰＣは含まない。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、指導者用PCや指導者用ＰＣとの兼用ＰＣ以外の、主として教員が校務専用に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「学習者用ＰＣ」とは、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注７）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

（２）コンピュータの周辺機器設置場所（ネットワーク対応状況）

設置場所	教室等数 A	Aのうち、大型提示装置を設置している教室等数 B	割合 B／A	Aのうち、実物投影装置を設置している教室等数 C	割合 C／A	Aのうち、校内LAN接続している教室等数 D	割合 D／A	Dのうち、無線LAN接続教室等数 E	割合 E／D	移動系通信を利用している学校の普通教室等数 F	割合 F／A	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 G	割合 G／A	無線LAN又は移動通信システム（LTE等）によりインターネット接続を行う普通教室数 E＋(F－G)	割合 (E＋(F－G))/A
	室	室	%	室	%	室	%	室	%	室	%	室	%	室	%
小学校（普通教室）	278,329	263,230	94.6	129,398	46.5	276,010	99.2	270,692	98.1	25,489	9.2	19,172	6.9	277,009	99.5
小学校（特別教室）	126,229	60,893	48.2	19,672	15.6	111,074	88.0	102,754	92.5	***	***	***	***	***	***
小学校（コンピュータ教室）	6,224	2,861	46.0	1,426	22.9	5,738	92.2	5,035	87.7	***	***	***	***	***	***
小学校（体育館）	18,210	6,573	36.1	694	3.8	14,497	79.6	14,011	96.6	***	***	***	***	***	***
小学校（その他）	161,174	25,736	16.0	7,979	5.0	107,836	66.9	90,034	83.5	***	***	***	***	***	***
小学校（小計）	590,166	359,293	60.9	159,169	27.0	515,155	87.3	482,526	93.7	***	***	***	***	***	***
中学校（普通教室）	115,941	108,352	93.5	30,614	26.4	114,688	98.9	112,531	98.1	10,249	8.8	7,617	6.6	115,163	99.3
中学校（特別教室）	92,241	48,505	52.6	15,221	16.5	81,192	88.0	75,507	93.0	***	***	***	***	***	***
中学校（コンピュータ教室）	4,739	2,487	52.5	1,253	26.4	4,407	93.0	3,839	87.1	***	***	***	***	***	***
中学校（体育館）	11,839	5,044	42.6	507	4.3	8,653	73.1	8,324	96.2	***	***	***	***	***	***
中学校（その他）	98,328	13,914	14.2	3,876	3.9	63,748	64.8	53,308	83.6	***	***	***	***	***	***
中学校（小計）	323,088	178,302	55.2	51,471	15.9	272,688	84.4	253,509	93.0	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（普通教室）	4,714	4,424	93.8	1,747	37.1	4,710	99.9	4,650	98.7	600	12.7	541	11.5	4,709	99.9
義務教育学校（特別教室）	2,642	1,780	67.4	607	23.0	2,485	94.1	2,405	96.8	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（コンピュータ教室）	126	75	59.5	33	26.2	118	93.7	115	97.5	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（体育館）	398	197	49.5	17	4.3	321	80.7	315	98.1	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（その他）	3,252	679	20.9	166	5.1	2,363	72.7	2,105	89.1	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（小計）	11,132	7,155	64.3	2,570	23.1	9,997	89.8	9,590	95.9	***	***	***	***	***	***
高等学校（普通教室）	60,208	57,037	94.7	10,153	16.9	60,058	99.8	59,966	99.8	651	1.1	606	1.0	60,011	99.7
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（普通教室）	32,428	30,742	94.8	6,412	19.8	32,343	99.7	32,304	99.9	311	1.0	307	0.9	32,308	99.6
高等学校（特別教室）	85,465	29,966	35.1	6,643	7.8	68,956	80.7	55,767	80.9	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（特別教室）	58,724	17,322	29.5	4,239	7.2	45,577	77.6	35,903	78.8	***	***	***	***	***	***
高等学校（コンピュータ教室）	7,418	5,622	75.8	3,987	53.7	7,114	95.9	5,060	71.1	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（コンピュータ教室）	5,606	4,113	73.4	3,013	53.7	5,372	95.8	3,675	68.4	***	***	***	***	***	***
高等学校（体育館）	7,622	2,077	27.3	138	1.8	4,680	61.4	4,319	92.3	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（体育館）	4,108	1,101	26.8	76	1.9	2,602	63.3	2,390	91.9	***	***	***	***	***	***
高等学校（その他）	58,581	8,285	14.1	1,784	3.0	39,247	67.0	28,466	72.5	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（その他）	32,547	4,398	13.5	995	3.1	21,815	67.0	15,380	70.5	***	***	***	***	***	***
高等学校（小計）	219,294	102,987	47.0	22,705	10.4	180,055	82.1	153,578	85.3	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（小計）	133,413	57,676	43.2	14,735	11.0	107,709	80.7	89,652	83.2	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（普通教室）	744	726	97.6	60	8.1	744	100.0	744	100.0	64	8.6	64	8.6	744	100.0

中等教育学校（特別教室）	686	392	57.1	79	11.5	586	85.4	531	90.6	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（コンピュータ教室）	50	43	86.0	22	44.0	49	98.0	37	75.5	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（体育館）	81	28	34.6	1	1.2	47	58.0	44	93.6	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（その他）	549	90	16.4	11	2.0	322	58.7	234	72.7	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（小計）	2,110	1,279	60.6	173	8.2	1,748	82.8	1,590	91.0	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（普通教室）	31,344	20,823	66.4	3,280	10.5	31,109	99.3	30,735	98.8	415	1.3	289	0.9	30,861	98.5
特別支援学校（特別教室）	15,780	5,596	35.5	720	4.6	14,098	89.3	12,964	92.0	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（コンピュータ教室）	1,155	707	61.2	318	27.5	1,090	94.4	972	89.2	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（体育館）	1,180	609	51.6	62	5.3	979	83.0	940	96.0	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（その他）	14,682	2,535	17.3	488	3.3	10,917	74.4	9,493	87.0	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（小計）	64,141	30,270	47.2	4,868	7.6	58,193	90.7	55,104	94.7	***	***	***	***	***	***
合計（普通教室）	491,280	454,592	92.5	175,252	35.7	487,319	99.2	479,318	98.4	37,468	7.6	28,289	5.8	488,497	99.4
合計（特別教室）	323,043	147,132	45.5	42,942	13.3	278,391	86.2	249,928	89.8	***	***	***	***	***	***
合計（コンピュータ教室）	19,712	11,795	59.8	7,039	35.7	18,516	93.9	15,058	81.3	***	***	***	***	***	***
合計（体育館）	39,330	14,528	36.9	1,419	3.6	29,177	74.2	27,953	95.8	***	***	***	***	***	***
合計（その他）	336,566	51,239	15.2	14,304	4.2	224,433	66.7	183,640	81.8	***	***	***	***	***	***
合計（小計）	1,209,931	679,286	56.1	240,956	19.9	1,037,836	85.8	955,897	92.1	***	***	***	***	***	***

注１）「大型提示装置を設置している教室等数」とは、大型提示装置（「プロジェクタ」「大型ディスプレイ（TVチューナーの有無は問わない。）」「電子黒板」）を設置している教室をいう。
注２）「校内ＬＡＮ接続している教室等数」とは、有線・無線にかかわらず、校内ＬＡＮやインターネットに接続できる教室をいう。
注３）「特別教室」とは、小学校においては理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、
　　中学校においては理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、
　　高等学校では、理科教室その他の教科のための教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいう。
注４）「その他」とは、コンピュータ教室、普通教室及び特別教室以外の教室等をいう。
注５）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

（３）コンピュータの周辺機器台数

設置場所	教室等数（再掲）	実物投影機	プロジェクタ	大型ディスプレイ	電子黒板	充電保管庫	モバイルバッテリー
	室	台	台	台	台	台	台
小学校（普通教室）	278,329	133,240	33,337	156,457	107,646	197,879	46,555
小学校（特別教室）	126,229	23,805	11,560	46,605	19,548	7,875	1,852
小学校（コンピュータ教室）	6,224	3,258	4,036	2,030	1,161	3,736	2,988
小学校（その他）	179,384	12,233	22,854	21,032	6,747	19,944	12,615
小学校（小計）	590,166	172,536	71,787	226,124	135,102	229,434	64,010
中学校（普通教室）	115,941	32,032	18,713	58,407	43,383	78,799	18,065
中学校（特別教室）	92,241	17,546	11,466	34,427	14,918	3,592	748
中学校（コンピュータ教室）	4,739	1,881	2,512	1,337	662	2,095	705
中学校（その他）	110,167	5,358	13,115	11,591	3,962	11,315	7,238
中学校（小計）	323,088	56,817	45,806	105,762	62,925	95,801	26,756
義務教育学校（普通教室）	4,714	1,819	568	2,242	2,337	2,741	23
義務教育学校（特別教室）	2,642	637	291	1,014	793	140	8
義務教育学校（コンピュータ教室）	126	56	84	29	33	87	4
義務教育学校（その他）	3,650	216	469	560	298	448	63
義務教育学校（小計）	11,132	2,728	1,412	3,845	3,461	3,416	98
高等学校（普通教室）	60,208	10,664	32,932	5,869	31,134	14,750	2,434
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（普通教室）	32,428	6,686	17,450	3,057	16,972	8,609	1,637
高等学校（特別教室）	85,465	7,854	20,172	12,136	10,099	2,663	929
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（特別教室）	58,724	5,014	11,845	6,936	6,078	1,547	407
高等学校（コンピュータ教室）	7,418	4,481	6,345	1,646	1,155	1,324	780
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（コンピュータ教室）	5,606	3,371	4,443	966	810	627	374
高等学校（その他）	66,203	2,534	9,564	4,132	2,755	5,719	7,545
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（その他）	36,655	1,389	5,110	2,238	1,400	3,054	3,588
高等学校（小計）	219,294	25,533	69,013	23,783	45,143	24,456	11,688
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）（小計）	133,413	16,460	38,848	13,197	25,260	13,837	6,006
中等教育学校（普通教室）	744	60	300	139	487	284	985
中等教育学校（特別教室）	686	82	201	186	138	34	8
中等教育学校（コンピュータ教室）	50	36	45	30	10	1	14
中等教育学校（その他）	630	9	92	46	38	64	42
中等教育学校（小計）	2,110	187	638	401	673	383	1,049
特別支援学校（普通教室）	31,344	3,449	3,612	12,396	6,793	4,421	231
特別支援学校（特別教室）	15,780	914	1,536	4,685	1,827	756	88
特別支援学校（コンピュータ教室）	1,155	592	1,164	570	344	892	258
特別支援学校（その他）	15,862	696	2,198	2,593	854	3,123	904
特別支援学校（小計）	64,141	5,651	8,510	20,244	9,818	9,192	1,481
合計（普通教室）	491,280	181,264	89,462	235,510	191,780	298,874	68,293
合計（特別教室）	323,043	50,838	45,226	99,053	47,323	15,060	3,633
合計（コンピュータ教室）	19,712	10,304	14,186	5,642	3,365	8,135	4,749
合計（その他）	375,896	21,046	48,292	39,954	14,654	40,613	28,407
合計（小計）	1,209,931	263,452	197,166	380,159	257,122	362,682	105,082

注１）　機器の設置場所は主として利用している教室等により分類する。
注２）　プロジェクタ及び大型ディスプレイのうち、電子黒板として使用するものについては電子黒板でカウントする。
注３）「特別教室」とは、小学校においては理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室及び図書室
その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、中学校においては理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、
家庭教室、外国語教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、高等学校では、
理科教室その他の教科のための教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいう。
注４）「その他」とは、コンピュータ教室、普通教室及び特別教室以外の余裕教室及び体育館をいう。
注５）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

（４）研修の受講状況

学校種	教員数（再掲）	授業を担当している教員数（再掲）	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員数	割合	研修を受講した回数	研修の実施主体（国・独立行政法人）	割合	研修の実施主体（都道府県）	割合	研修の実施主体（市(区)町村）	割合	研修の実施主体（学校）	割合	研修の実施主体（教科等の研究会）	割合	研修を受講した回数（再掲）	研修の実施主体（民間（企業、ＮＰＯ等））	割合	研修の実施主体（各種学会）	割合	研修の実施主体（その他）	割合	研修を受講した教員１人当たりの平均受講回数
	A		B	B／A	C	D	D／C	E	E／C	F	F／C	G	G／C	H	H／C	C	I	I／C	J	J／C	K	K／C	C／B
	人		人	%	回	回	%	回	%	回	%	回	%	回	%	回	回	%	回	%	回	%	回／人
小学校	406,433	338,804	252,207	74.4	614,426	7,910	1.3	21,896	3.6	132,577	21.6	369,740	60.2	50,702	8.3	614,426	23,591	3.8	2,839	0.5	5,171	0.8	2.4
中学校	227,538	195,422	134,057	68.6	296,215	3,771	1.3	12,363	4.2	65,447	22.1	170,152	57.4	29,185	9.9	296,215	11,035	3.7	1,486	0.5	2,776	0.9	2.2
義務教育学校	8,689	7,357	5,710	77.6	13,480	132	1.0	769	5.7	2,929	21.7	7,533	55.9	988	7.3	13,480	698	5.2	192	1.4	239	1.8	2.4
高等学校	159,473	144,976	98,322	67.8	206,055	3,819	1.9	39,945	19.4	3,814	1.9	121,993	59.2	15,441	7.5	206,055	10,301	5.0	1,914	0.9	8,828	4.3	2.1
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	91,764	83,529	57,239	68.5	120,375	2,497	2.1	24,062	20.0	2,506	2.1	71,076	59.0	9,131	7.6	120,375	5,775	4.8	1,055	0.9	4,273	3.5	2.1
中等教育学校	1,909	1,723	1,033	60.0	1,611	21	1.3	282	17.5	76	4.7	1,065	66.1	107	6.6	1,611	41	2.5	8	0.5	11	0.7	1.6
特別支援学校	83,960	73,710	53,971	73.2	126,066	2,697	2.1	19,159	15.2	4,489	3.6	85,913	68.1	5,381	4.3	126,066	4,370	3.5	1,217	1.0	2,840	2.3	2.3
合計	888,002	761,992	545,300	71.6	1,257,853	18,350	1.5	94,414	7.5	209,332	16.6	756,396	60.1	101,804	8.1	1,257,853	50,036	4.0	7,656	0.6	19,865	1.6	2.3

注１）１人の教員が複数の研修を受講している場合も、「１人」とカウントする。（実人数）
注２）令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。
注３）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注４）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。

（５）校務支援システムの整備状況等

学校種	学校数（再掲） A	統合型校務支援システムを整備している学校数 B	割合 B／A	統合型校務支援システムを整備していない学校数 C	割合 C／A
	校	校	%	校	%
小学校	18,060	17,573	97.3	487	2.7
中学校	8,903	8,614	96.8	289	3.2
義務教育学校	254	235	92.5	19	7.5
高等学校	3,427	3,413	99.6	14	0.4
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	1,849	99.6	8	0.4
中等教育学校	35	35	100.0	0	0.0
特別支援学校	1,129	1,041	92.2	88	7.8
合計	31,808	30,911	97.2	897	2.8

注１）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。

（６）遠隔教育の実施状況

学校種	学校数（再掲） A	実施している B	割合 B／A	意向はあるが実施できていない C	割合 C／A	実施していない D	割合 D／A
	校	校	%	校	%	校	%
小学校	18,060	10,140	56.1	1,675	9.3	6,245	34.6
中学校	8,903	4,813	54.1	902	10.1	3,188	35.8
義務教育学校	254	177	69.7	19	7.5	58	22.8
高等学校	3,427	1,846	53.9	253	7.4	1,328	38.8
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	934	50.3	139	7.5	784	42.2
中等教育学校	35	30	85.7	1	2.9	4	11.4
特別支援学校	1,129	726	64.3	62	5.5	341	30.2
合計	31,808	17,732	55.7	2,912	9.2	11,164	35.1

注１）「遠隔教育」とは「遠隔システム」を活用した同時双方向で行う教育をいう。
（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注２）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

（６）遠隔教育の実施状況

学校種	学校数（再掲） A	実施している B	割合 B／A	Bのうち、「合同授業型」の遠隔授業を実施している学校 E	割合 E／B	Bのうち、「教師支援型」の遠隔授業を実施している学校 F	割合 F／B	Bのうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校 G	割合 G／B	Bのうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育を実施している学校 H	割合 H／B
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,060	10,140	56.1	5,429	53.5	4,713	46.5			6,364	62.8
中学校	8,903	4,813	54.1	2,220	46.1	1,877	39.0	253	5.3	3,563	74.0
義務教育学校	254	177	69.7	112	63.3	97	54.8	16	9.0	116	65.5
高等学校	3,427	1,846	53.9	744	40.3	806	43.7	225	12.2	1,289	69.8
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	934	50.3	388	41.5	447	47.9	85	9.1	664	71.1
中等教育学校	35	30	85.7	24	80.0	19	63.3	4	13.3	13	43.3
特別支援学校	1,129	726	64.3	488	67.2	244	33.6	39	5.4	548	75.5
合計	31,808	17,732	55.7	9,017	50.9	7,756	43.7	537	7.1	11,893	67.1

注１）「遠隔教育」とは「遠隔システム」を活用した同時双方向で行う教育をいう。
（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注２）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注３）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注４）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注５）「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の割合は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注６）一つの遠隔授業が「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の複数の類型に該当する場合は、当てはまる類型を全て選択すること。
注７）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。
注８）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

（６）遠隔教育の実施状況

学校種	学校数（再掲） A	実施している B	割合 B／A	Bのうち、ほぼ毎日遠隔教育を実施している学校 I	割合 I／B	Bのうち、週３日以上遠隔教育を実施している学校 J	割合 J／B	Bのうち、週１日以上遠隔教育を実施している学校 K	割合 K／B	Bのうち、月１日以上遠隔教育を実施している学校 L	割合 L／B	Bのうち、年に３日以上遠隔教育を実施している学校 M	割合 M／B	Bのうち、年に３日未満遠隔教育を実施している学校 N	割合 N／B
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,060	10,140	56.1	1,421	14.0	670	6.6	1,094	10.8	1,408	13.9	3,091	30.5	2,456	24.2
中学校	8,903	4,813	54.1	1,477	30.7	470	9.8	512	10.6	552	11.5	1,029	21.4	773	16.1
義務教育学校	254	177	69.7	28	15.8	9	5.1	25	14.1	29	16.4	58	32.8	28	15.8
高等学校	3,427	1,846	53.9	558	30.2	199	10.8	206	11.2	165	8.9	448	24.3	270	14.6
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	934	50.3	260	27.8	100	10.7	100	10.7	84	9.0	256	27.4	134	14.3
中等教育学校	35	30	85.7	10	33.3	6	20.0	2	6.7	3	10.0	4	13.3	5	16.7
特別支援学校	1,129	726	64.3	70	9.6	62	8.5	126	17.4	157	21.6	213	29.3	98	13.5
合計	31,808	17,732	55.7	3,564	20.1	1,416	8.0	1,965	11.1	2,314	13.0	4,843	27.3	3,630	20.5

注１）「遠隔教育」とは「遠隔システム」を活用した同時双方向で行う教育をいう。
　　（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注２）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注３）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注４）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注５）一つの遠隔授業が「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の複数の類型に該当する場合は、当てはまる類型を全て選択すること。
注６）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。
注７）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

２．インターネットへの接続状況等

（１）接続方回線種別

学校種	学校数（再掲） A	集約接続（固定系通信） B	割合 B／A	直接接続（固定系通信） C	割合 C／A	直接接続（移動系通信） D	割合 D／A	集約接続（固定系通信）と直接接続（固定系通信）を併用 E	割合 E／A	集約接続（固定系通信）と直接接続（移動系通信）を併用 F	割合 F／A	直接接続（固定系通信）と直接接続（移動系通信）を併用 G	割合 G／A	未接続 H	割合 H／A
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,060	5,352	29.6	10,767	59.6	435	2.4	239	1.3	578	3.2	689	3.8	0	0.0
中学校	8,903	2,583	29.0	5,369	60.3	219	2.5	130	1.5	281	3.2	320	3.6	1	0.0
義務教育学校	254	61	24.0	162	63.8	7	2.8	1	0.4	6	2.4	16	6.3	1	0.4
高等学校	3,427	880	25.7	2,062	60.2	0	0.0	443	12.9	32	0.9	10	0.3	0	0.0
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	484	26.1	1,122	60.4	0	0.0	233	12.5	14	0.8	4	0.2	0	0.0
中等教育学校	35	5	14.3	24	68.6	0	0.0	4	11.4	2	5.7	0	0.0	0	0.0
特別支援学校	1,129	324	28.7	653	57.8	5	0.4	130	11.5	9	0.8	8	0.7	0	0.0
合計	31,808	9,205	28.9	19,037	59.8	666	2.1	947	3.0	908	2.9	1,043	3.3	2	0.0

注１）集約接続（固定系通信）とは、庁舎やデータセンター等の集約拠点に集約してから、インターネットに接続する形態をいう。
注２）直接接続（固定系通信）とは、学校から直接インターネットに接続する形態のことをいう。
注３）直接接続（移動系通信）とは、モバイル通信（ＬＴＥ等）を用いて各端末から直接インターネットに接続する形態のことをいう。
注４）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

（２）固定系通信を利用している場合の回線種別・契約種別・接続回線速度別

学校種	移動系通信による接続を除く学校数 A	集約接続 B	割合 B／A	Bのうち、光ファイバー C	割合 C／B	Bのうち、CATV（光ファイバー） D	割合 D／B	Bのうち、CATV（光ファイバー以外） E	割合 E／B	Bのうち、その他 F	割合 F／B	直接接続 G	割合 G／A	Gのうち、光ファイバー H	割合 H／G	Gのうち、CATV（光ファイバー） I	割合 I／G	Gのうち、CATV（光ファイバー以外） J	割合 J／G	Gのうち、その他 K	割合 K／G	集約接続と直接接続（固定系通信）を併用 L	割合 L／A	Lのうち、光ファイバー M	割合 M／L	Lのうち、CATV（光ファイバー） N	割合 N／L	Lのうち、CATV（光ファイバー以外） O	割合 O／L	Lのうち、その他 P	割合 P／L	集約接続と直接接続（移動系通信）を併用 Q	割合 Q／A
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	17,625	5,352	30.4	4,648	86.8	674	12.6	14	0.3	16	0.3	10,767	61.1	9,235	85.8	1,480	13.7	36	0.3	16	0.1	239	1.4	205	85.8	33	13.8	0	0.0	1	0.4	578	3.3
中学校	8,683	2,583	29.7	2,263	87.6	308	11.9	4	0.2	8	0.3	5,369	61.8	4,627	86.2	715	13.3	16	0.3	11	0.2	130	1.5	108	83.1	22	16.9	0	0.0	0	0.0	281	3.2
義務教育学校	246	61	24.8	55	90.2	5	8.2	0	0.0	1	1.6	162	65.9	143	88.3	19	11.7	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	6	2.4
高等学校	3,427	880	25.7	825	93.8	55	6.3	0	0.0	0	0.0	2,062	60.2	1,923	93.3	136	6.6	1	0.0	2	0.1	443	12.9	426	96.2	17	3.8	0	0.0	0	0.0	32	0.9
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	484	26.1	455	94.0	29	6.0	0	0.0	0	0.0	1,122	60.4	1,029	91.7	92	8.2	0	0.0	1	0.1	233	12.5	226	97.0	7	3.0	0	0.0	0	0.0	14	0.8
中等教育学校	35	5	14.3	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	68.6	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	11.4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	5.7
特別支援学校	1,124	324	28.8	307	94.8	17	5.2	0	0.0	0	0.0	653	58.1	604	92.5	49	7.5	0	0.0	0	0.0	130	11.6	128	98.5	2	1.5	0	0.0	0	0.0	9	0.8
合計	31,140	9,205	29.6	8,103	88.0	1,059	11.5	18	0.2	25	0.3	19,037	61.1	16,556	87.0	2,399	12.6	53	0.3	29	0.2	947	3.0	871	92.0	74	7.8	0	0.0	2	0.2	908	2.9

注１）集約接続の場合は、学校から集約拠点（集約網）へ接続している部分の回線について回答
注２）直接接続（固定系通信）の場合は、学校からインターネットへ接続している部分の回線について回答

（２）固定系通信を利用している場合の回線種別・契約種別・接続回線速度別

学校種	移動系通信による接続を除く学校数 A	光ファイバー B	Bのうちベストエフォート型 C	割合 C/B	Bのうちギャランティ型 D	割合 D/B	CATV（光ファイバー） E	Eのうちベストエフォート型 F	割合 F/E	Eのうちギャランティ型 G	割合 G/E	CATV（光ファイバー以外） H	Hのうちベストエフォート型 I	割合 I/H	Hのうちギャランティ型 J	割合 J/H	その他 K	Kのうちベストエフォート型 L
	校	校	校	%	校	%	校	校	%	校	%	校	校	%	校	%	校	校
小学校	17,625	15,172	13,357	88.0	1,815	12.0	2,346	2,102	89.6	244	10.4	69	67	97.1	2	2.9	38	31
中学校	8,683	7,522	6,617	88.0	905	12.0	1,110	995	89.6	115	10.4	31	30	96.8	1	3.2	20	18
義務教育学校	246	218	205	94.0	13	6.0	26	21	80.8	5	19.2	0	0	0.0	0	0.0	2	0
高等学校	3,427	3,214	2,342	72.9	872	27.1	210	158	75.2	52	24.8	1	1	100.0	0	0.0	2	1
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	1,728	1,300	75.2	428	24.8	128	101	78.9	27	21.1	0	0	0.0	0	0.0	1	0
中等教育学校	35	35	25	71.4	10	28.6	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0
特別支援学校	1,124	1,055	784	74.3	271	25.7	69	53	76.8	16	23.2	0	0	0.0	0	0.0	0	0
合計	31,140	27,216	23,330	85.7	3,886	14.3	3,761	3,329	88.5	432	11.5	101	98	97.0	3	3.0	62	50

（２）固定系通信を利用している場合の回線種別・契約種別・接続回線速度別

学校種	光ファイバー（ベストエフォート型） A	Aのうち100Mbps未満	Aのうち100Mbps以上～1Gbps未満	Aのうち1Gbps	Aのうち2Gbps	Aのうち3Gbps	Aのうち4Gbps	Aのうち5Gbps	Aのうち6Gbps以上～10Gbps未満	Aのうち10Gbps以上
	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
小学校	13,357	48	1,479	8,399	593	77	7	28	371	2,355
中学校	6,617	31	744	4,085	294	51	6	23	198	1,185
義務教育学校	205	2	36	123	13	1	0	0	2	28
高等学校	2,342	4	53	1,502	334	112	2	4	13	318
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,300	1	28	852	162	67	2	1	7	180
中等教育学校	25	1	0	16	3	1	1	0	1	2
特別支援学校	784	0	31	594	60	2	0	0	4	93
合計	23,330	86	2,343	14,719	1,297	244	16	55	589	3,981

（３）移動系通信を利用している場合の回線種別

学校種	移動系通信を利用している学校数 A	Aのうち４G又はＬＴＥ B	割合 B／A	Aのうち５G C	割合 C／A	Aのうちその他 D	割合 D／A
	校	校	%	校	%	校	%
小学校	1,702	1,298	76.3	388	22.8	16	0.9
中学校	820	626	76.3	187	22.8	7	0.9
義務教育学校	29	26	89.7	3	10.3	0	0.0
高等学校	42	34	81.0	3	7.1	5	11.9
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	18	15	83.3	1	5.6	2	11.1
中等教育学校	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0
特別支援学校	22	20	90.9	2	9.1	0	0.0
合計	2,617	2,006	76.7	583	22.3	28	1.1

注）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

（４）有害情報への対応状況

学校種	学校数（再掲） A	フィルタリングの有無（している） B	割合 B／A	フィルタリングの有無（していない） C	割合 C／A	ウイルス対策の有無（している） D	割合 D／A	ウイルス対策の有無（していない） E	割合 E／A
	校	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,060	18,036	99.9	24	0.1	17,682	97.9	378	2.1
中学校	8,903	8,885	99.8	18	0.2	8,717	97.9	186	2.1
義務教育学校	254	254	100.0	0	0.0	253	99.6	1	0.4
高等学校	3,427	3,426	100.0	1	0.0	3,427	100.0	0	0.0
高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）	1,857	1,856	99.9	1	0.1	1,857	100.0	0	0.0
中等教育学校	35	35	100.0	0	0.0	35	100.0	0	0.0
特別支援学校	1,129	1,129	100.0	0	0.0	1,125	99.6	4	0.4
合計	31,808	31,765	99.9	43	0.1	31,239	98.2	569	1.8

注１）フィルタリングソフト又は、契約プロバイダが提供するフィルタリングサービスを利用している等、何らかの方法
　　によりフィルタリングをしている場合は、「フィルタリングをしている」に分類。（ウイルス対策についても同様。）

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（１）合計

		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	698,001	91.6	91.1
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	697,592	91.5	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	713,176	93.6	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	667,799	87.6	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	688,056	90.3	83.4
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	627,338	82.3	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	619,685	81.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	607,637	79.7	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	668,896	87.8	84.0
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	677,059	88.9	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	615,513	80.8	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	599,398	78.7	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	691,423	90.7	89.7
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	698,944	91.7	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	670,202	88.0	

D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	674,445	88.5	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（２）小学校

		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	313,488	92.5	91.7
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	311,895	92.1	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	316,779	93.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	301,166	88.9	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	310,268	91.6	86.1
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	288,362	85.1	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	292,539	86.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	275,619	81.4	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	307,510	90.8	86.0
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	307,399	90.7	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	275,957	81.5	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	274,466	81.0	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	314,998	93.0	92.5
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	318,093	93.9	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	309,684	91.4	

D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	310,920	91.8	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（３）中学校

		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	175,934	90.0	90.0
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	176,130	90.1	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	182,716	93.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	168,831	86.4	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	174,100	89.1	81.2
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	156,609	80.1	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	149,696	76.6	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	154,183	78.9	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	166,788	85.3	82.8
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	171,635	87.8	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	157,382	80.5	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	151,770	77.7	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	175,905	90.0	88.3
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	177,818	91.0	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	167,852	85.9	

D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	168,715	86.3	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（４）義務教育学校

		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	6,868	93.4	92.8
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	6,843	93.0	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	6,979	94.9	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	6,615	89.9	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	6,826	92.8	87.5
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	6,377	86.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	6,301	85.6	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	6,235	84.7	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	6,619	90.0	87.4
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	6,743	91.7	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	6,186	84.1	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	6,186	84.1	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	6,868	93.4	92.5
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	6,921	94.1	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	6,687	90.9	

D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	6,740	91.6	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（５）高等学校

		高等学校	高等学校	高等学校	専門学科・総合学科単独及び総合校	専門学科・総合学科単独及び総合校	専門学科・総合学科単独及び総合校
		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均	「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A　教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力							
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	134,176	92.6	92.7	77,414	92.7	92.7
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	134,836	93.0		77,660	93.0	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	138,273	95.4		79,783	95.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	130,004	89.7		74,934	89.7	
B　授業にICTを活用して指導する能力							
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	131,777	90.9	84.0	76,040	91.0	84.1
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	120,054	82.8		69,270	82.9	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	115,957	80.0		66,788	80.0	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	119,549	82.5		69,004	82.6	
C　児童生徒のICT活用を指導する能力							
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	127,395	87.9	85.8	73,936	88.5	86.4
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	129,850	89.6		75,261	90.1	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	123,161	85.0		71,661	85.8	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	116,968	80.7		67,763	81.1	
D　情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力							
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	131,898	91.0	89.4	76,100	91.1	89.6
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	132,791	91.6		76,603	91.7	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	126,729	87.4		73,192	87.6	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	127,178	87.7		73,553	88.1	

注）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（６）中等教育学校

		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	1,631	94.7	94.4
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	1,629	94.5	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	1,659	96.3	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	1,586	92.0	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	1,598	92.7	87.4
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	1,489	86.4	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	1,436	83.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	1,498	86.9	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	1,525	88.5	87.9
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	1,571	91.2	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	1,491	86.5	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	1,473	85.5	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	1,598	92.7	91.4
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	1,612	93.6	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	1,557	90.4	

D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	1,533	89.0	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（７）特別支援学校

		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	65,904	89.4	87.7
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	66,259	89.9	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	66,770	90.6	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	59,597	80.9	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	63,487	86.1	75.4
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	54,447	73.9	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	53,756	72.9	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	50,553	68.6	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	59,059	80.1	74.2
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	59,861	81.2	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	51,336	69.6	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	48,535	65.8	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	60,156	81.6	81.0
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	61,709	83.7	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	57,693	78.3	

D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	59,359	80.5	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（１）合計

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	373,929	49.1	51.3	324,072	42.5	39.8	56,486	7.4	7.7	7,505	1.0	1.2
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	391,956	51.4		305,636	40.1		56,105	7.4		8,295	1.1	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	436,752	57.3		276,424	36.3		42,172	5.5		6,644	0.9	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	360,813	47.4		306,986	40.3		81,014	10.6		13,179	1.7	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	357,678	46.9	39.5	330,378	43.4	44.0	64,903	8.5	14.2	9,033	1.2	2.4
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	291,772	38.3		335,566	44.0		115,823	15.2		18,831	2.5	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	280,009	36.7		339,676	44.6		121,503	15.9		20,804	2.7	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	273,037	35.8		334,600	43.9		130,780	17.2		23,575	3.1	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	335,053	44.0	39.6	333,843	43.8	44.4	79,529	10.4	13.6	13,567	1.8	2.4
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	333,073	43.7		343,986	45.1		73,054	9.6		11,879	1.6	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	277,027	36.4		338,486	44.4		124,589	16.4		21,890	2.9	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	261,316	34.3		338,082	44.4		137,743	18.1		24,851	3.3	

D　情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	351,871	46.2	45.2	339,552	44.6	44.6	60,863	8.0	8.9	9,706	1.3	1.4
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	369,448	48.5		329,496	43.2		54,359	7.1		8,689	1.1	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	333,838	43.8		336,364	44.1		79,523	10.4		12,267	1.6	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	321,836	42.2		352,609	46.3		76,761	10.1		10,786	1.4	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（２）小学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	170,355	50.3	52.1	143,133	42.2	39.6	23,053	6.8	7.4	2,263	0.7	0.9
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	177,700	52.4		134,195	39.6		24,077	7.1		2,832	0.8	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	193,106	57.0		123,673	36.5		19,568	5.8		2,457	0.7	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	165,562	48.9		135,604	40.0		33,061	9.8		4,577	1.4	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	164,748	48.6	42.4	145,520	43.0	43.7	25,786	7.6	12.3	2,750	0.8	1.6
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	140,586	41.5		147,776	43.6		44,521	13.1		5,921	1.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	142,136	42.0		150,403	44.4		41,062	12.1		5,203	1.5	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	127,503	37.6		148,116	43.7		54,791	16.2		8,394	2.5	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	159,339	47.0	41.5	148,171	43.7	44.5	27,834	8.2	12.3	3,460	1.0	1.7
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	155,128	45.8		152,271	44.9		27,953	8.3		3,452	1.0	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	124,413	36.7		151,544	44.7		54,709	16.1		8,138	2.4	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	123,395	36.4		151,071	44.6		55,962	16.5		8,376	2.5	

D　情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力												
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	168,202	49.6	49.2	146,796	43.3	43.3	21,254	6.3	6.7	2,552	0.8	0.8
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	177,280	52.3		140,813	41.6		18,453	5.4		2,258	0.7	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	163,935	48.4		145,749	43.0		26,108	7.7		3,012	0.9	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	157,330	46.4		153,590	45.3		25,269	7.5		2,615	0.8	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（３）中学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	94,353	48.3	51.5	81,581	41.7	38.5	16,813	8.6	8.5	2,675	1.4	1.5
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	99,446	50.9		76,684	39.2		16,368	8.4		2,924	1.5	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	115,496	59.1		67,220	34.4		10,728	5.5		1,978	1.0	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	93,540	47.9		75,291	38.5		22,291	11.4		4,300	2.2	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	91,487	46.8	38.6	82,613	42.3	42.5	18,262	9.3	15.7	3,060	1.6	3.1
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	73,407	37.6		83,202	42.6		32,516	16.6		6,297	3.2	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	66,163	33.9		83,533	42.7		37,875	19.4		7,851	4.0	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	70,935	36.3		83,248	42.6		34,176	17.5		7,063	3.6	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	83,293	42.6	39.5	83,495	42.7	43.4	24,165	12.4	14.5	4,469	2.3	2.7
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	85,380	43.7		86,255	44.1		20,350	10.4		3,437	1.8	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	72,265	37.0		85,117	43.6		32,145	16.4		5,895	3.0	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	67,518	34.5		84,252	43.1		36,485	18.7		7,167	3.7	

D　情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	89,713	45.9	44.3	86,192	44.1	44.0	16,924	8.7	10.2	2,593	1.3	1.5
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	94,124	48.2		83,694	42.8		15,307	7.8		2,297	1.2	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	82,912	42.4		84,940	43.5		23,883	12.2		3,687	1.9	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	79,707	40.8		89,008	45.5		23,328	11.9		3,379	1.7	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（４）義務教育学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	4,191	57.0	58.7	2,677	36.4	34.1	418	5.7	6.2	71	1.0	1.0
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	4,324	58.8		2,519	34.2		446	6.1		68	0.9	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4,693	63.8		2,286	31.1		316	4.3		62	0.8	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	4,061	55.2		2,554	34.7		639	8.7		103	1.4	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	3,992	54.3	47.9	2,834	38.5	39.5	454	6.2	10.7	77	1.0	1.8
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	3,493	47.5		2,884	39.2		835	11.3		145	2.0	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	3,319	45.1		2,982	40.5		897	12.2		159	2.2	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	3,298	44.8		2,937	39.9		959	13.0		163	2.2	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	3,765	51.2	47.6	2,854	38.8	39.8	607	8.3	10.5	131	1.8	2.0
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	3,774	51.3		2,969	40.4		506	6.9		108	1.5	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	3,281	44.6		2,905	39.5		999	13.6		172	2.3	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	3,196	43.4		2,990	40.6		988	13.4		183	2.5	

D　情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	3,968	53.9	53.0	2,900	39.4	39.5	416	5.7	6.5	73	1.0	1.1
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	4,135	56.2		2,786	37.9		366	5.0		70	1.0	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	3,771	51.3		2,916	39.6		584	7.9		86	1.2	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	3,731	50.7		3,009	40.9		533	7.2		84	1.1	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（５）高等学校

		高等学校 できる (人)	高等学校 できる (%)	高等学校 できる 大項目平均 (%)	高等学校 ややできる (人)	高等学校 ややできる (%)	高等学校 ややできる 大項目平均 (%)	高等学校 あまりできない (人)	高等学校 あまりできない (%)	高等学校 あまりできない 大項目平均 (%)	高等学校 ほとんどできない (人)	高等学校 ほとんどできない (%)	高等学校 ほとんどできない 大項目平均 (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 できる (人)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 できる (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 できる 大項目平均 (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 ややできる (人)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 ややできる (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 ややできる 大項目平均 (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 あまりできない (人)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 あまりできない (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 あまりできない 大項目平均 (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 ほとんどできない (人)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 ほとんどできない (%)	専門学科・総合学科 単独及び総合校 ほとんどできない 大項目平均 (%)
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力																									
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	74,715	51.5	54.1	59,461	41.0	38.5	9,408	6.5	6.3	1,392	1.0	1.0	43,302	51.8	54.2	34,112	40.8	38.5	5,336	6.4	6.3	779	0.9	1.0
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	77,936	53.8		56,900	39.2		8,817	6.1		1,323	0.9		44,785	53.6		32,875	39.4		5,135	6.1		734	0.9	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	88,556	61.1		49,717	34.3		5,697	3.9		1,006	0.7		51,344	61.5		28,439	34.0		3,203	3.8		543	0.7	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	72,550	50.0		57,454	39.6		12,897	8.9		2,075	1.4		41,819	50.1		33,115	39.6		7,423	8.9		1,172	1.4	
B 授業にICTを活用して指導する能力																									
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	70,462	48.6	39.8	61,315	42.3	44.2	11,500	7.9	13.6	1,699	1.2	2.3	40,904	49.0	40.0	35,136	42.1	44.2	6,551	7.8	13.6	938	1.1	2.3
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	55,105	38.0		64,949	44.8		21,409	14.8		3,513	2.4		31,763	38.0		37,507	44.9		12,290	14.7		1,969	2.4	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	50,337	34.7		65,620	45.3		24,526	16.9		4,493	3.1		28,947	34.7		37,841	45.3		14,138	16.9		2,603	3.1	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	54,909	37.9		64,640	44.6		21,518	14.8		3,909	2.7		31,926	38.2		37,078	44.4		12,313	14.7		2,212	2.6	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力																									
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	65,312	45.1	41.8	62,083	42.8	43.9	14,815	10.2	12.1	2,766	1.9	2.2	38,786	46.4	42.9	35,150	42.1	43.5	8,095	9.7	11.6	1,498	1.8	2.1
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	65,735	45.3		64,115	44.2		12,964	8.9		2,162	1.5		38,646	46.3		36,615	43.8		7,086	8.5		1,182	1.4	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	59,548	41.1		63,613	43.9		18,514	12.8		3,301	2.3		35,471	42.5		36,190	43.3		10,096	12.1		1,772	2.1	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	51,991	35.9		64,977	44.8		23,685	16.3		4,323	3.0		30,435	36.4		37,328	44.7		13,343	16.0		2,423	2.9	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力																									
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	66,959	46.2	44.4	64,939	44.8	45.1	11,305	7.8	9.2	1,773	1.2	1.4	38,805	46.5	44.8	37,295	44.6	44.8	6,410	7.7	9.0	1,019	1.2	1.4
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	69,166	47.7		63,625	43.9		10,515	7.3		1,670	1.2		40,066	48.0		36,537	43.7		5,968	7.1		958	1.1	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	61,531	42.4		65,198	45.0		15,790	10.9		2,457	1.7		35,968	43.1		37,224	44.6		8,929	10.7		1,408	1.7	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	59,672	41.2		67,506	46.6		15,570	10.7		2,228	1.5		34,827	41.7		38,726	46.4		8,728	10.4		1,248	1.5	

注）高等学校（専門学科・総合学科単独及び総合校）は高等学校の内数である。

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（６）中等教育学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	1,052	61.1	63.0	579	33.6	31.4	84	4.9	5.1	8	0.5	0.5
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	1,080	62.7		549	31.9		86	5.0		8	0.5	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	1,184	68.7		475	27.6		54	3.1		10	0.6	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	1,027	59.6		559	32.4		126	7.3		11	0.6	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	1,032	59.9	52.2	566	32.8	35.1	112	6.5	10.6	13	0.8	2.0
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	871	50.6		618	35.9		196	11.4		38	2.2	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	811	47.1		625	36.3		235	13.6		52	3.0	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	886	51.4		612	35.5		187	10.9		38	2.2	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	927	53.8	52.2	598	34.7	35.7	161	9.3	10.1	37	2.1	2.0
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	954	55.4		617	35.8		128	7.4		24	1.4	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	884	51.3		607	35.2		199	11.5		33	1.9	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	833	48.3		640	37.1		206	12.0		44	2.6	

D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	956	55.5	52.7	642	37.3	38.7	103	6.0	7.5	22	1.3	1.1
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	963	55.9		649	37.7		96	5.6		15	0.9	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	847	49.2		710	41.2		143	8.3		23	1.3	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	865	50.2		668	38.8		175	10.2		15	0.9	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和７年度において授業を担当している教員】

（７）特別支援学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	29,263	39.7	40.2	36,641	49.7	47.5	6,710	9.1	10.5	1,096	1.5	1.9
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	31,470	42.7		34,789	47.2		6,311	8.6		1,140	1.5	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	33,717	45.7		33,053	44.8		5,809	7.9		1,131	1.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	24,073	32.7		35,524	48.2		12,000	16.3		2,113	2.9	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	25,957	35.2	26.1	37,530	50.9	49.3	8,789	11.9	20.8	1,434	1.9	3.9
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	18,310	24.8		36,137	49.0		16,346	22.2		2,917	4.0	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	17,243	23.4		36,513	49.5		16,908	22.9		3,046	4.1	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	15,506	21.0		35,047	47.5		19,149	26.0		4,008	5.4	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	22,417	30.4	25.6	36,642	49.7	48.6	11,947	16.2	20.9	2,704	3.7	4.9
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	22,102	30.0		37,759	51.2		11,153	15.1		2,696	3.7	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	16,636	22.6		34,700	47.1		18,023	24.5		4,351	5.9	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	14,383	19.5		34,152	46.3		20,417	27.7		4,758	6.5	

D　情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	22,073	29.9	29.6	38,083	51.7	51.4	10,861	14.7	15.4	2,693	3.7	3.6
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	23,780	32.3		37,929	51.5		9,622	13.1		2,379	3.2	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	20,842	28.3		36,851	50.0		13,015	17.7		3,002	4.1	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	20,531	27.9		38,828	52.7		11,886	16.1		2,465	3.3	

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	1,748	410,698	21,811	453,848	1.1	85.6	99.6	99.6	1.5	326	99.6	85.0	15.0
青森県	452	97,410	5,426	110,448	1.1	90.6	99.2	98.9	5.2	240	99.7	88.4	11.6
岩手県	478	99,747	5,367	116,139	1.2	79.1	97.7	93.0	16.0	499	99.6	96.9	3.1
宮城県	636	197,947	9,502	232,665	1.2	90.1	99.1	93.3	41.3	3,311	99.7	99.7	0.3
秋田県	329	71,807	3,775	84,319	1.2	87.2	99.8	99.0	0.5	17	99.0	99.7	0.3
山形県	376	86,883	4,602	95,329	1.1	90.3	99.2	98.8	1.7	76	98.8	99.7	0.3
福島県	670	156,520	8,102	174,681	1.1	95.6	97.9	96.8	9.2	560	99.1	98.4	1.6
茨城県	766	251,419	12,186	273,166	1.1	96.0	100.0	100.0	3.8	462	100.0	98.7	1.3
栃木県	555	169,220	7,887	191,131	1.1	96.2	99.9	99.9	7.1	559	99.9	95.9	4.1
群馬県	537	167,766	7,913	201,630	1.2	89.8	86.9	86.4	14.6	88	99.9	99.1	0.9
埼玉県	1,389	630,124	25,150	684,700	1.1	94.9	98.1	97.9	5.5	984	99.5	95.4	4.6
千葉県	1,281	526,325	22,251	550,965	1.0	90.0	99.4	99.1	0.2	44	99.1	69.4	30.6
東京都	2,124	972,243	38,483	1,044,330	1.1	93.5	99.6	99.2	18.2	6,743	99.9	86.8	13.2
神奈川県	1,454	744,842	30,033	821,579	1.1	92.9	98.9	98.3	1.9	582	98.4	60.9	39.1
新潟県	770	183,620	9,437	198,711	1.1	92.3	99.6	99.0	0.1	12	99.0	93.0	7.0
富山県	299	87,126	4,285	101,532	1.2	91.7	100.0	99.9	4.2	179	99.9	99.7	0.3
石川県	335	101,356	4,762	113,775	1.1	94.1	99.5	99.3	0.6	27	99.3	94.9	5.1
福井県	285	70,784	3,613	79,404	1.1	90.8	99.6	96.8	6.6	155	99.2	98.5	1.5
山梨県	287	67,971	3,940	77,965	1.1	87.1	99.9	99.4	0.2	7	99.4	76.0	24.0
長野県	626	184,796	8,923	203,245	1.1	92.0	99.5	99.0	1.5	83	99.6	76.9	23.1
岐阜県	600	182,563	8,915	201,603	1.1	92.3	99.7	85.8	28.2	1,279	99.6	80.7	19.3
静岡県	860	311,035	13,470	354,666	1.1	96.0	99.6	97.6	10.8	1,156	99.8	87.2	12.8
愛知県	1,582	703,443	29,334	749,709	1.1	95.9	99.3	98.3	1.5	268	98.9	58.1	41.9
三重県	567	159,433	7,668	183,107	1.1	96.9	99.7	99.5	9.7	741	99.6	91.2	8.8
滋賀県	378	143,738	6,637	153,093	1.1	96.4	99.4	96.3	2.7	0	98.9	77.4	22.6
京都府	591	199,615	9,376	213,735	1.1	94.7	99.6	99.5	1.0	97	99.6	80.1	19.9
大阪府	1,617	703,150	31,769	864,787	1.2	86.4	99.8	98.6	11.4	3,372	99.4	86.1	13.9
兵庫県	1,259	484,023	20,831	522,092	1.1	96.1	99.9	99.9	7.3	1,511	100.0	83.2	16.8
奈良県	325	110,212	5,237	122,222	1.1	87.1	99.5	98.3	4.4	189	99.1	76.0	24.0
和歌山県	383	80,402	4,411	90,449	1.1	95.8	99.9	99.7	2.2	98	99.7	96.3	3.7
鳥取県	203	50,563	2,856	54,607	1.1	96.0	99.7	99.7	0.4	10	99.7	82.3	17.7
島根県	326	63,664	3,553	69,649	1.1	93.3	99.4	99.2	2.0	55	99.7	65.1	34.9
岡山県	579	171,698	8,124	189,213	1.1	95.9	99.8	99.7	0.2	15	99.7	52.7	47.3
広島県	775	245,722	11,374	270,319	1.1	94.7	100.0	100.0	0.1	10	100.0	90.6	9.4
山口県	468	111,825	6,040	124,967	1.1	93.2	99.0	96.4	12.1	568	99.0	94.4	5.6
徳島県	282	63,091	3,561	69,193	1.1	90.3	99.9	99.8	2.5	89	99.8	96.1	3.9
香川県	256	85,700	4,180	98,700	1.2	90.3	98.6	98.3	7.1	287	98.6	98.8	1.2
愛媛県	450	115,930	5,521	132,522	1.1	98.7	99.8	96.9	5.2	120	100.0	93.8	6.2
高知県	313	52,379	3,409	62,817	1.2	84.8	99.6	99.5	7.5	248	99.7	100.0	0.0
福岡県	1,163	480,868	21,177	527,185	1.1	94.1	99.6	99.2	2.1	441	99.2	98.7	1.3
佐賀県	287	82,127	4,295	89,007	1.1	96.4	99.8	99.1	17.2	704	100.0	89.5	10.5
長崎県	539	118,872	6,248	135,932	1.1	92.4	97.0	94.7	22.0	1,074	99.5	97.0	3.0
熊本県	560	168,344	8,032	180,400	1.1	98.7	98.8	63.3	41.3	375	99.9	94.5	5.5
大分県	419	102,166	5,364	111,401	1.1	93.4	100.0	99.6	0.0	0	99.6	100.0	0.0
宮崎県	399	104,296	5,166	114,140	1.1	90.8	99.5	99.4	1.9	95	99.5	99.7	0.3
鹿児島県	750	156,190	8,819	175,113	1.1	91.5	99.3	96.0	8.8	482	99.4	98.1	1.9
沖縄県	480	187,485	8,465	206,713	1.1	87.7	99.7	99.0	0.6	51	99.0	85.4	14.6
合　　計	31,808	10,717,138	491,280	11,876,903	1.1	92.5	99.2	97.6	7.6	28,289	99.4	86.1	13.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	40,484	34,135	48,814	120.6	55,662	137.5	92.4	61.3	57.5	43.6	15.9	68.0
青森県	9,839	8,607	12,849	130.6	12,818	130.3	65.0	47.6	55.3	30.2	0.0	69.8
岩手県	10,132	8,454	11,849	116.9	13,095	129.2	96.9	35.6	42.9	40.0	8.5	61.8
宮城県	17,049	14,402	24,425	143.3	25,796	151.3	93.9	53.6	44.6	33.7	9.1	75.1
秋田県	7,310	6,357	8,270	113.1	9,249	126.5	88.4	35.6	49.6	39.3	1.7	59.8
山形県	8,476	7,275	10,371	122.4	11,027	130.1	91.5	55.3	48.1	42.8	8.5	63.5
福島県	14,860	13,058	19,844	133.5	19,450	130.9	94.8	42.7	49.3	32.2	0.0	65.0
茨城県	21,693	18,882	28,639	132.0	28,993	133.7	99.1	62.9	56.0	52.3	10.8	69.9
栃木県	14,452	12,479	17,188	118.9	17,846	123.5	98.4	52.1	45.7	35.3	2.6	67.5
群馬県	14,203	12,146	18,413	129.6	19,068	134.3	97.4	41.2	43.9	40.7	0.0	62.4
埼玉県	45,800	39,834	59,398	129.7	51,766	113.0	99.7	65.8	44.6	49.6	0.3	78.1
千葉県	39,326	33,666	56,961	144.8	47,526	120.9	99.9	63.0	55.5	43.1	0.0	77.1
東京都	67,410	59,270	107,904	160.1	96,407	143.0	100.0	62.7	45.4	38.6	0.2	70.3
神奈川県	55,005	46,756	80,000	145.4	68,159	123.9	97.2	45.2	43.2	42.0	1.7	79.9
新潟県	17,260	14,982	22,583	130.8	21,767	126.1	99.5	64.4	46.2	32.5	14.5	68.8
富山県	7,552	6,766	10,379	137.4	10,621	140.6	100.0	54.2	50.0	37.0	12.1	65.4
石川県	8,196	7,232	12,599	153.7	11,768	143.6	99.1	63.0	55.0	37.4	4.7	68.7
福井県	6,638	5,788	8,781	132.3	8,831	133.0	97.5	63.5	55.8	42.5	0.0	66.3
山梨県	7,421	5,992	8,937	120.4	9,180	123.7	98.3	62.4	68.2	46.4	0.0	78.2
長野県	17,566	14,355	25,118	143.0	22,491	128.0	99.5	66.8	59.1	42.6	5.9	76.3
岐阜県	15,797	13,855	22,109	140.0	19,755	125.1	99.8	56.5	64.3	60.8	2.6	70.8
静岡県	23,978	21,050	33,466	139.6	30,744	128.2	99.8	58.3	48.9	40.9	8.4	65.9
愛知県	50,356	44,934	65,776	130.6	63,440	126.0	99.8	43.3	39.4	45.4	9.8	59.0
三重県	13,700	11,759	21,424	156.4	17,984	131.3	87.3	65.8	39.9	34.9	0.6	78.0
滋賀県	11,827	10,088	15,697	132.7	13,980	118.2	100.0	49.5	49.2	49.2	0.0	63.1
京都府	17,796	14,275	30,631	172.1	22,838	128.3	98.8	41.6	47.2	44.3	3.5	64.6
大阪府	57,400	49,431	73,077	127.3	75,469	131.5	99.6	56.9	42.5	38.4	12.0	79.0
兵庫県	38,978	33,470	57,459	147.4	46,646	119.7	99.8	50.0	53.5	44.1	11.5	59.8
奈良県	9,654	8,407	15,662	162.2	13,967	144.7	99.4	55.1	59.8	52.5	10.1	71.5
和歌山県	8,212	6,940	11,246	136.9	10,577	128.8	99.5	50.9	55.9	43.6	16.9	57.4
鳥取県	5,579	4,676	8,032	144.0	7,641	137.0	95.6	50.2	52.0	43.1	0.0	69.6
島根県	6,947	5,925	9,069	130.5	9,298	133.8	83.7	39.3	52.3	35.2	5.4	63.3
岡山県	15,404	12,619	21,082	136.9	22,740	147.6	99.3	53.7	58.5	46.6	0.8	69.5
広島県	20,733	16,810	31,365	151.3	26,878	129.6	97.7	49.4	50.9	42.3	12.5	64.2
山口県	10,588	9,305	16,550	156.3	13,816	130.5	100.0	72.2	61.8	48.8	0.0	49.4
徳島県	6,516	5,790	8,988	137.9	8,289	127.2	100.0	48.6	54.0	51.1	0.0	48.2
香川県	7,481	6,730	9,995	133.6	9,151	122.3	92.2	50.4	41.1	32.6	1.8	71.3
愛媛県	10,069	8,883	14,175	140.8	14,267	141.7	100.0	94.0	44.0	88.4	13.7	43.3
高知県	6,101	5,053	10,021	164.3	10,702	175.4	100.0	54.3	50.6	30.6	21.0	60.6
福岡県	37,024	30,780	45,640	123.3	46,648	126.0	94.8	70.3	57.0	43.5	16.1	66.9
佐賀県	7,919	6,953	12,115	153.0	10,304	130.1	99.7	49.8	46.2	46.9	5.9	68.5
長崎県	11,299	9,805	18,824	166.6	17,038	150.8	96.1	49.5	46.4	30.3	8.9	61.4
熊本県	14,486	11,937	22,370	154.4	19,700	136.0	100.0	53.8	55.1	44.5	4.6	63.8
大分県	9,251	7,669	12,027	130.0	11,660	126.0	100.0	62.3	62.8	51.3	15.2	51.7
宮崎県	9,742	8,284	12,792	131.3	12,672	130.1	96.7	43.6	54.6	36.8	2.4	50.0
鹿児島県	15,439	13,075	16,830	109.0	17,693	114.6	98.4	53.3	67.3	54.5	11.5	41.0
沖縄県	15,054	13,053	16,080	106.8	18,263	121.3	91.3	49.0	54.9	53.2	13.5	54.9
合　　計	888,002	761,992	1,225,824	138.0	1,153,680	129.9	97.2	55.7	50.9	43.7	7.1	67.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	898	207,928	11,891	227,030	1.1	91.5	99.5	99.4	1.7	202	99.4	97.8	2.2
青森県	241	48,639	2,875	52,669	1.1	90.6	98.8	98.6	6.7	160	99.7	85.4	14.6
岩手県	257	49,087	2,879	52,890	1.1	79.5	96.5	91.5	20.6	349	99.9	96.7	3.3
宮城県	339	101,694	5,172	115,823	1.1	92.6	99.0	91.6	49.7	2,158	99.6	99.7	0.3
秋田県	166	33,214	1,881	36,419	1.1	88.3	99.8	99.4	0.0	0	99.4	100.0	0.0
山形県	218	43,577	2,570	45,199	1.0	94.7	98.7	98.3	1.1	26	98.3	100.0	0.0
福島県	365	78,402	4,330	84,509	1.1	96.9	97.9	96.7	4.7	79	99.6	98.8	1.2
茨城県	426	122,105	6,562	130,965	1.1	95.5	100.0	100.0	4.5	294	100.0	98.6	1.4
栃木県	327	85,659	4,439	96,565	1.1	95.8	99.8	99.8	8.8	390	99.8	95.7	4.3
群馬県	292	83,889	4,321	90,434	1.1	91.2	83.9	83.7	17.1	40	99.9	99.7	0.3
埼玉県	777	341,938	14,530	364,985	1.1	97.4	98.0	97.8	6.7	697	99.7	94.5	5.5
千葉県	744	287,076	12,921	306,960	1.1	94.1	99.6	99.6	0.3	34	99.6	79.8	20.2
東京都	1,254	587,075	22,812	623,390	1.1	98.5	99.7	99.3	22.8	5,041	99.9	98.6	1.4
神奈川県	842	413,331	17,762	448,356	1.1	94.2	99.3	98.9	2.0	356	98.9	58.1	41.9
新潟県	422	92,116	5,368	96,068	1.0	94.7	99.6	98.8	0.1	7	98.8	92.7	7.3
富山県	169	43,650	2,313	45,771	1.0	93.8	100.0	100.0	5.2	120	100.0	100.0	0.0
石川県	193	51,852	2,718	57,133	1.1	95.1	99.7	99.7	0.4	12	99.7	95.3	4.7
福井県	180	35,788	1,973	38,450	1.1	93.4	99.3	96.5	8.8	108	99.8	98.2	1.8
山梨県	167	34,414	2,173	35,923	1.0	91.7	99.9	99.7	0.3	7	99.7	71.3	28.7
長野県	340	92,102	4,887	98,627	1.1	91.3	99.4	98.5	1.6	24	99.6	76.8	23.2
岐阜県	335	90,208	4,714	94,532	1.0	95.1	99.6	82.2	35.0	839	99.4	88.4	11.6
静岡県	471	162,576	7,386	174,664	1.1	98.4	99.8	97.4	13.3	796	99.9	84.4	15.6
愛知県	959	379,078	17,153	397,950	1.0	97.1	99.2	97.7	1.9	197	98.5	53.2	46.8
三重県	339	80,479	4,354	85,211	1.1	97.4	99.6	99.4	12.0	522	99.4	90.3	9.7
滋賀県	218	74,257	3,644	77,083	1.0	96.4	99.6	95.7	3.5	0	99.1	94.6	5.4
京都府	337	105,846	5,058	111,228	1.1	98.0	99.7	99.7	1.0	50	99.7	81.6	18.4
大阪府	956	388,256	18,953	475,311	1.2	87.6	99.9	98.8	13.4	2,394	99.6	84.6	15.4
兵庫県	711	254,115	11,734	268,312	1.1	96.4	100.0	100.0	8.6	1,011	100.0	96.8	3.2
奈良県	178	56,515	2,938	60,566	1.1	88.3	99.5	97.9	6.1	145	99.1	72.9	27.1
和歌山県	222	38,841	2,404	41,383	1.1	96.0	99.9	99.7	3.0	71	99.7	96.4	3.6
鳥取県	111	25,640	1,531	26,381	1.0	95.4	99.7	99.7	0.0	0	99.7	98.2	1.8
島根県	185	30,855	1,924	33,869	1.1	93.7	98.8	98.8	2.3	31	99.5	59.3	40.7
岡山県	349	88,649	4,653	94,292	1.1	96.8	99.8	99.5	0.1	3	99.5	61.0	39.0
広島県	433	131,588	6,551	146,574	1.1	94.3	100.0	100.0	0.2	10	100.0	89.4	10.6
山口県	261	57,434	3,218	60,899	1.1	91.9	98.9	95.8	15.4	394	98.9	98.8	1.2
徳島県	159	30,408	1,931	31,971	1.1	92.2	99.8	99.8	3.6	70	99.8	96.8	3.2
香川県	152	44,156	2,329	48,027	1.1	92.8	98.8	98.5	9.0	206	98.7	98.7	1.3
愛媛県	262	59,154	3,170	65,672	1.1	98.6	99.9	95.0	6.7	53	100.0	93.9	6.1
高知県	171	27,716	1,815	31,156	1.1	88.0	99.6	99.6	7.5	132	99.8	100.0	0.0

福岡県	683	263,578	12,346	285,275	1.1	95.7	99.8	99.7	2.0	243	99.7	98.7	1.3
佐賀県	153	40,532	2,333	42,659	1.1	98.2	99.9	98.7	22.3	491	100.0	87.9	12.1
長崎県	300	62,180	3,600	68,961	1.1	94.8	96.5	94.1	25.8	733	99.6	96.4	3.6
熊本県	322	90,688	4,588	93,029	1.0	99.0	98.8	54.3	51.0	243	100.0	93.9	6.1
大分県	243	51,158	2,899	53,513	1.0	96.9	100.0	99.8	0.0	0	99.8	100.0	0.0
宮崎県	223	54,037	2,870	56,731	1.0	96.2	99.4	99.3	2.4	70	99.3	99.5	0.5
鹿児島県	454	80,480	5,057	88,445	1.1	95.3	99.9	94.9	10.8	321	99.3	98.3	1.7
沖縄県	256	96,469	4,799	100,140	1.0	90.0	99.7	99.7	0.9	43	99.7	88.1	11.9
合　　計	18,060	5,698,429	278,329	6,162,000	1.1	94.6	99.2	97.3	9.2	19,172	99.5	88.3	11.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	17,914	14,422	22,416	125.1	24,061	134.3	91.1	61.9	66.9	46.0	***	61.7
青森県	4,059	3,450	5,329	131.3	5,043	124.2	58.5	47.3	59.6	34.2	***	63.2
岩手県	4,138	3,259	4,697	113.5	5,268	127.3	100.0	29.6	42.1	39.5	***	51.3
宮城県	7,483	6,062	10,107	135.1	11,372	152.0	92.0	45.7	54.2	42.6	***	61.9
秋田県	2,739	2,321	3,488	127.3	3,466	126.5	85.5	35.5	59.3	37.3	***	47.5
山形県	3,782	3,076	4,509	119.2	5,115	135.2	96.8	52.3	57.9	49.1	***	57.9
福島県	6,023	5,122	7,699	127.8	8,005	132.9	94.0	41.4	57.6	37.7	***	53.0
茨城県	9,041	7,647	11,943	132.1	11,383	125.9	98.6	60.8	55.2	56.0	***	65.6
栃木県	6,575	5,474	8,253	125.5	8,404	127.8	98.2	52.9	46.2	35.8	***	65.9
群馬県	6,222	5,160	8,432	135.5	8,240	132.4	96.6	40.4	38.1	45.8	***	52.5
埼玉県	21,055	18,023	26,847	127.5	24,109	114.5	99.7	72.7	43.2	53.8	***	77.9
千葉県	18,254	15,308	29,972	164.2	22,003	120.5	100.0	68.8	55.3	46.1	***	73.0
東京都	34,863	30,304	51,456	147.6	51,022	146.3	100.0	59.3	36.6	41.9	***	76.5
神奈川県	26,964	22,416	44,020	163.3	33,259	123.3	99.0	43.2	42.0	50.3	***	77.7
新潟県	7,683	6,630	10,349	134.7	9,514	123.8	99.5	65.2	52.4	33.1	***	64.7
富山県	3,318	2,891	4,563	137.5	4,917	148.2	100.0	56.8	61.5	35.4	***	60.4
石川県	3,766	3,194	4,759	126.4	5,416	143.8	99.5	65.3	61.1	38.9	***	63.5
福井県	2,906	2,480	4,144	142.6	3,903	134.3	97.8	56.7	55.9	44.1	***	59.8
山梨県	3,480	2,655	3,827	110.0	4,258	122.4	98.8	58.1	78.4	54.6	***	75.3
長野県	7,364	5,747	9,836	133.6	9,840	133.6	99.7	68.5	68.7	40.8	***	69.1
岐阜県	6,742	5,764	10,455	155.1	8,627	128.0	100.0	56.1	67.6	64.4	***	62.8
静岡県	10,683	9,196	12,691	118.8	12,893	120.7	100.0	58.2	52.6	44.5	***	59.9
愛知県	24,328	21,182	30,966	127.3	30,545	125.6	99.9	41.6	42.9	52.6	***	50.4
三重県	6,427	5,320	8,121	126.4	7,960	123.9	87.0	62.2	45.0	37.0	***	70.6
滋賀県	5,390	4,407	7,055	130.9	6,398	118.7	100.0	55.5	55.4	55.4	***	57.0
京都府	7,449	5,839	12,912	173.3	9,030	121.2	98.8	39.5	53.4	49.6	***	56.4
大阪府	27,601	23,067	39,585	143.4	37,214	134.8	99.4	59.5	43.6	41.1	***	76.6
兵庫県	17,699	14,709	27,496	155.4	20,767	117.3	100.0	54.3	57.3	48.4	***	57.8
奈良県	4,308	3,692	7,567	175.6	6,907	160.3	100.0	61.8	63.6	58.2	***	74.5
和歌山県	3,584	2,876	5,266	146.9	4,793	133.7	99.5	55.9	58.9	44.4	***	49.2
鳥取県	2,380	1,927	2,928	123.0	2,937	123.4	100.0	45.0	54.0	40.0	***	68.0
島根県	2,893	2,346	3,918	135.4	4,014	138.7	84.9	38.9	58.3	26.4	***	56.9
岡山県	7,045	5,559	8,630	122.5	9,495	134.8	100.0	51.9	60.2	39.8	***	64.6
広島県	10,003	7,827	12,999	130.0	13,086	130.8	97.5	49.7	57.7	43.7	***	61.4
山口県	4,582	3,889	6,555	143.1	5,445	118.8	100.0	76.2	66.8	47.7	***	45.7
徳島県	2,807	2,404	4,063	144.7	3,565	127.0	100.0	47.2	64.0	44.0	***	38.7
香川県	3,354	2,940	5,016	149.6	4,191	125.0	90.1	48.0	42.5	30.1	***	68.5
愛媛県	4,388	3,736	6,323	144.1	6,069	138.3	100.0	100.0	44.7	93.1	***	37.0
高知県	2,476	1,952	4,771	192.7	3,556	143.6	100.0	52.0	57.3	32.6	***	58.4
福岡県	17,831	14,150	20,983	117.7	22,688	127.2	94.0	69.8	59.3	45.7	***	61.6
佐賀県	3,350	2,906	5,210	155.5	4,515	134.8	100.0	49.0	53.3	41.3	***	65.3
長崎県	5,101	4,317	9,211	180.6	7,343	144.0	96.3	48.0	50.7	29.2	***	54.2
熊本県	6,650	5,337	10,255	154.2	8,388	126.1	100.0	53.1	57.9	45.0	***	55.0
大分県	3,968	3,153	5,277	133.0	5,044	127.1	100.0	64.2	66.0	51.9	***	46.8
宮崎県	4,195	3,486	5,912	140.9	5,676	135.3	100.0	40.4	56.7	34.4	***	42.2
鹿児島県	7,088	5,721	7,678	108.3	8,040	113.4	100.0	57.5	73.2	53.3	***	33.3
沖縄県	6,482	5,461	6,886	106.2	7,386	113.9	91.0	57.0	56.8	50.0	***	56.8
合　　計	406,433	338,804	565,375	139.1	525,170	129.2	97.3	56.1	53.5	46.5	***	62.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	528	111,572	5,308	122,309	1.1	89.1	99.7	99.6	1.2	59	99.7	97.7	2.3
青森県	144	26,176	1,350	28,842	1.1	86.2	99.3	98.7	6.6	80	99.4	88.0	12.0
岩手県	142	27,155	1,318	29,615	1.1	85.7	98.3	91.1	20.2	150	99.9	95.5	4.5
宮城県	186	53,818	2,329	62,972	1.2	89.8	98.8	91.6	51.4	1,003	99.9	99.5	0.5
秋田県	101	19,061	936	21,744	1.1	84.2	100.0	99.6	0.5	5	99.6	99.0	1.0
山形県	93	24,251	1,141	25,487	1.1	89.0	99.9	99.2	1.7	19	99.2	100.0	0.0
福島県	197	40,711	1,932	45,338	1.1	95.2	97.9	97.6	4.9	58	99.5	98.4	1.6
茨城県	204	63,313	2,816	67,472	1.1	93.8	100.0	100.0	4.1	116	100.0	99.0	1.0
栃木県	146	45,456	1,906	50,282	1.1	94.8	99.9	99.8	8.9	169	99.8	93.8	6.2
群馬県	149	44,584	1,892	49,079	1.1	89.1	84.3	84.3	16.8	20	100.0	98.0	2.0
埼玉県	408	169,801	5,988	186,616	1.1	97.0	97.8	97.6	6.8	287	99.6	94.7	5.3
千葉県	360	141,027	5,342	150,208	1.1	93.7	99.2	98.7	0.2	10	98.7	78.3	21.7
東京都	603	227,796	8,142	243,467	1.1	97.7	99.2	98.3	19.1	1,448	99.7	97.6	2.4
神奈川県	407	194,207	6,975	211,102	1.1	91.7	97.8	96.7	2.1	147	96.7	61.7	38.3
新潟県	220	49,156	2,303	51,630	1.1	90.7	99.4	98.8	0.2	5	98.8	89.5	10.5
富山県	73	23,121	941	24,401	1.1	92.7	99.9	99.8	5.2	49	99.8	98.6	1.4
石川県	82	27,197	1,057	30,271	1.1	97.0	99.3	98.9	1.4	15	98.9	96.3	3.8
福井県	69	19,292	861	21,484	1.1	95.6	100.0	97.8	7.7	47	100.0	98.5	1.5
山梨県	78	17,848	858	18,741	1.1	87.1	100.0	98.1	0.0	0	98.1	73.1	26.9
長野県	180	49,049	2,311	52,639	1.1	90.7	99.5	99.4	1.5	34	99.4	74.7	25.3
岐阜県	168	49,634	2,165	52,382	1.1	94.2	99.7	83.2	35.8	416	99.8	90.5	9.5
静岡県	253	87,100	3,509	93,299	1.1	98.4	99.1	96.4	12.8	339	99.5	85.5	14.5
愛知県	415	193,706	7,067	204,433	1.1	96.8	99.0	98.3	1.7	71	99.0	53.5	46.5
三重県	150	42,669	1,857	45,670	1.1	95.9	99.6	99.5	11.8	219	99.5	90.0	10.0
滋賀県	96	38,481	1,610	40,907	1.1	96.6	99.8	96.7	3.1	0	99.8	91.1	8.9
京都府	156	52,130	2,118	55,917	1.1	97.4	99.2	99.0	1.2	25	99.0	80.4	19.6
大阪府	449	189,980	7,734	239,086	1.3	84.8	99.8	99.2	12.6	928	99.8	83.6	16.4
兵庫県	330	125,684	4,663	135,962	1.1	96.4	100.0	100.0	10.0	467	100.0	96.1	3.9
奈良県	94	28,583	1,209	30,582	1.1	86.8	99.2	97.5	4.3	44	98.2	71.1	28.9
和歌山県	113	19,915	1,016	22,306	1.1	95.7	100.0	100.0	2.7	27	100.0	94.7	5.3
鳥取県	53	13,054	651	13,536	1.0	98.0	99.4	99.2	0.0	0	99.2	98.1	1.9
島根県	90	16,133	827	17,902	1.1	89.2	100.0	99.9	3.0	24	100.0	56.8	43.2
岡山県	145	45,675	1,883	48,938	1.1	97.2	99.9	99.9	0.0	0	99.9	57.2	42.8
広島県	223	64,842	2,618	72,654	1.1	95.1	100.0	100.0	0.0	0	100.0	87.9	12.1
山口県	140	30,351	1,479	33,949	1.1	92.2	99.1	95.2	15.8	174	99.3	97.0	3.0
徳島県	78	15,989	811	17,024	1.1	96.8	100.0	99.6	2.3	19	99.6	97.4	2.6
香川県	65	22,889	975	25,497	1.1	89.9	98.4	98.4	8.9	81	99.0	100.0	0.0
愛媛県	123	30,865	1,287	33,852	1.1	97.7	99.3	99.2	5.9	67	99.9	90.2	9.8
高知県	89	12,291	731	14,649	1.2	84.8	99.0	98.8	8.2	58	99.0	100.0	0.0
福岡県	325	132,575	5,192	143,811	1.1	96.3	99.6	99.4	2.3	116	99.5	98.1	1.9
佐賀県	82	21,067	1,002	22,613	1.1	97.9	99.3	99.3	22.0	213	100.0	87.3	12.7
長崎県	162	32,122	1,474	35,708	1.1	94.1	95.7	92.3	28.0	311	99.2	96.5	3.5
熊本県	159	46,685	1,964	48,626	1.0	97.4	97.9	57.4	49.1	132	99.8	91.7	8.3
大分県	115	27,412	1,212	30,078	1.1	94.9	100.0	98.9	0.0	0	98.9	100.0	0.0
宮崎県	121	27,544	1,203	29,188	1.1	94.6	99.3	99.3	2.2	25	99.3	100.0	0.0
鹿児島県	196	42,419	1,961	47,572	1.1	93.2	98.0	95.9	10.5	132	99.6	99.4	0.6
沖縄県	143	47,708	2,017	49,686	1.0	91.0	99.2	98.2	0.6	8	98.4	86.4	13.6
合　　計	8,903	2,832,094	115,941	3,099,526	1.1	93.5	98.9	97.1	8.8	7,617	99.3	88.2	11.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （中学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	10,728	9,208	12,995	121.1	13,902	129.6	90.3	57.2	49.0	40.1	9.9	71.5
青森県	2,691	2,370	3,630	134.9	3,395	126.2	59.7	44.4	46.9	15.6	0.0	89.1
岩手県	2,571	2,216	3,073	119.5	3,187	124.0	100.0	39.4	37.5	30.4	1.8	73.2
宮城県	4,485	3,953	5,821	129.8	6,711	149.6	93.5	57.5	40.2	23.4	7.5	86.0
秋田県	1,903	1,621	2,201	115.7	2,240	117.7	89.1	36.6	35.1	24.3	2.7	75.7
山形県	2,070	1,839	2,701	130.5	2,762	133.4	94.6	58.1	38.9	24.1	9.3	75.9
福島県	3,868	3,356	5,142	132.9	4,994	129.1	93.4	44.7	37.5	23.9	0.0	83.0
茨城県	5,203	4,509	6,855	131.8	6,472	124.4	99.5	60.3	62.6	47.2	13.8	70.7
栃木県	3,756	3,233	4,183	111.4	4,618	122.9	97.9	56.2	45.1	37.8	2.4	68.3
群馬県	3,630	3,094	5,019	138.3	4,792	132.0	97.3	45.6	41.2	30.9	0.0	79.4
埼玉県	11,630	10,055	15,350	132.0	13,368	114.9	99.5	64.7	45.1	43.2	0.0	80.3
千葉県	10,251	8,837	17,038	166.2	11,986	116.9	100.0	68.9	56.9	36.7	0.0	86.3
東京都	15,763	13,856	23,611	149.8	23,768	150.8	100.0	56.2	38.3	32.7	0.3	74.6
神奈川県	13,890	11,961	23,737	170.9	17,173	123.6	98.5	46.9	44.5	29.3	2.6	84.3
新潟県	4,623	3,952	6,124	132.5	5,682	122.9	99.1	67.7	33.6	30.2	9.4	79.2
富山県	1,753	1,534	2,209	126.0	2,493	142.2	100.0	46.6	29.4	38.2	23.5	73.5
石川県	2,008	1,790	2,351	117.1	2,823	140.6	98.8	46.3	57.9	42.1	0.0	71.1
福井県	1,714	1,429	2,227	129.9	2,116	123.5	97.1	68.1	53.2	29.8	0.0	68.1
山梨県	1,870	1,478	2,156	115.3	2,390	127.8	98.7	65.4	51.0	31.4	0.0	88.2
長野県	4,686	3,789	5,809	124.0	5,897	125.8	98.9	62.2	46.4	34.8	0.9	87.5
岐阜県	3,961	3,453	5,681	143.4	4,940	124.7	100.0	58.9	68.7	64.6	0.0	84.8
静岡県	6,389	5,618	7,751	121.3	7,805	122.2	100.0	58.9	48.3	35.6	4.7	75.2
愛知県	13,484	12,120	16,964	125.8	16,705	123.9	99.8	40.0	36.7	38.6	7.8	66.3
三重県	3,618	3,105	5,342	147.7	4,662	128.9	81.3	66.7	30.0	34.0	0.0	88.0
滋賀県	3,034	2,636	4,083	134.6	3,684	121.4	100.0	44.8	37.2	39.5	0.0	74.4
京都府	4,507	3,766	7,503	166.5	5,320	118.0	98.1	35.9	32.1	33.9	3.6	71.4
大阪府	15,341	13,114	21,465	139.9	20,088	130.9	99.8	50.8	44.3	36.8	8.8	82.9
兵庫県	9,536	8,295	14,191	148.8	11,180	117.2	100.0	48.5	42.5	33.8	8.8	62.5
奈良県	2,397	2,089	4,074	170.0	3,780	157.7	100.0	43.6	63.4	46.3	7.3	70.7
和歌山県	2,006	1,686	2,987	148.9	2,578	128.5	99.1	47.8	53.7	40.7	14.8	74.1
鳥取県	1,352	1,126	1,808	133.7	1,827	135.1	100.0	50.9	48.1	29.6	0.0	81.5
島根県	1,747	1,473	2,215	126.8	2,369	135.6	72.2	28.9	38.5	26.9	0.0	76.9
岡山県	3,953	3,195	4,887	123.6	5,160	130.5	100.0	46.2	55.2	50.7	0.0	74.6
広島県	5,415	4,348	7,482	138.2	7,408	136.8	97.8	46.6	43.3	46.2	11.5	62.5
山口県	2,741	2,345	4,294	156.7	3,236	118.1	100.0	75.0	51.4	49.5	0.0	54.3
徳島県	1,553	1,355	2,003	129.0	2,041	131.4	100.0	44.9	31.4	60.0	0.0	45.7
香川県	1,919	1,729	2,765	144.1	2,297	119.7	92.3	47.7	35.5	25.8	3.2	64.5
愛媛県	2,574	2,224	3,570	138.7	3,630	141.0	100.0	100.0	37.4	88.6	11.4	55.3
高知県	1,449	1,158	2,385	164.6	2,004	138.3	100.0	55.1	46.9	20.4	6.1	79.6
福岡県	9,961	8,413	11,969	120.2	12,411	124.6	94.8	72.3	59.1	39.1	17.9	72.3
佐賀県	2,014	1,753	2,999	148.9	2,621	130.1	100.0	47.6	38.5	38.5	10.3	74.4
長崎県	2,981	2,558	4,944	165.9	4,174	140.0	94.4	47.5	36.4	29.9	0.0	77.9
熊本県	3,942	3,191	5,993	152.0	4,799	121.7	100.0	52.2	47.0	36.1	0.0	75.9
大分県	2,256	1,870	3,196	141.7	2,758	122.3	100.0	54.8	58.7	55.6	0.0	60.3
宮崎県	2,512	2,109	3,678	146.4	3,370	134.2	100.0	42.1	52.9	39.2	2.0	52.9
鹿児島県	3,930	3,322	4,255	108.3	4,344	110.5	99.5	42.9	59.5	63.1	6.0	40.5
沖縄県	3,873	3,291	4,042	104.4	4,448	114.8	86.7	44.8	54.7	64.1	17.2	48.4
合　　計	227,538	195,422	314,758	138.3	290,408	127.6	96.8	54.1	46.1	39.0	5.3	74.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	32	3,618	395	4,116	1.1	90.6	100.0	100.0	6.6	26	100.0	93.3	6.7
青森県	1	841	43	861	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
岩手県	1	568	23	566	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
宮城県	5	1,721	110	2,099	1.2	84.5	99.1	99.1	0.0	0	99.1	100.0	0.0
秋田県	3	356	34	501	1.4	55.9	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
山形県	3	1,138	62	1,177	1.0	93.5	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
福島県	10	2,595	155	2,997	1.2	98.1	100.0	100.0	0.0	0	100.0	90.0	10.0
茨城県	16	10,599	508	11,543	1.1	97.2	100.0	100.0	10.2	52	100.0	100.0	0.0
栃木県	6	2,387	120	2,526	1.1	99.2	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
群馬県	5	1,068	78	1,215	1.1	87.2	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
埼玉県	4	1,029	52	1,180	1.1	96.2	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
千葉県	4	1,796	88	1,838	1.0	93.2	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
東京都	11	9,674	350	10,372	1.1	100.0	100.0	100.0	60.0	210	100.0	100.0	0.0
神奈川県	5	2,546	135	2,744	1.1	88.9	97.8	97.8	0.0	0	97.8	40.0	60.0
新潟県	1	766	21	766	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
富山県	4	410	44	474	1.2	97.7	100.0	97.7	0.0	0	97.7	100.0	0.0
石川県	4	373	38	432	1.2	92.1	100.0	100.0	0.0	0	100.0	75.0	25.0
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	5	667	70	678	1.0	78.6	100.0	100.0	35.7	25	100.0	66.7	33.3
岐阜県	8	2,359	135	2,408	1.0	96.3	100.0	89.6	28.1	24	100.0	87.5	12.5
静岡県	3	335	34	403	1.2	97.1	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
愛知県	2	424	30	466	1.1	80.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
三重県	1	208	14	207	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
滋賀県	2	449	30	492	1.1	90.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
京都府	12	4,742	237	4,914	1.0	99.2	100.0	100.0	0.0	0	100.0	83.3	16.7
大阪府	13	8,776	425	9,706	1.1	90.6	100.0	89.4	22.4	50	100.0	91.7	8.3
兵庫県	10	4,418	219	4,751	1.1	97.7	100.0	100.0	6.8	15	100.0	80.0	20.0
奈良県	9	2,575	167	2,661	1.0	84.4	100.0	100.0	0.0	0	100.0	88.9	11.1
和歌山県	1	742	32	750	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
鳥取県	6	949	75	987	1.0	100.0	100.0	100.0	13.3	10	100.0	100.0	0.0
島根県	2	1,024	47	1,140	1.1	95.7	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
岡山県	6	1,284	85	1,360	1.1	94.1	100.0	100.0	0.0	0	100.0	50.0	50.0
広島県	8	2,339	154	2,575	1.1	85.1	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
山口県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高知県	4	337	39	454	1.3	82.1	100.0	100.0	15.4	6	100.0	100.0	0.0

福岡県	9	3,282	180	3,568	1.1	98.3	100.0	100.0	45.6	82	100.0	100.0	0.0
佐賀県	7	2,412	157	2,653	1.1	94.9	100.0	100.0	0.0	0	100.0	71.4	28.6
長崎県	2	39	12	64	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	100.0	0.0
熊本県	4	411	53	446	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
大分県	3	1,128	52	1,173	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
宮崎県	5	710	66	835	1.2	87.9	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	17	1,407	145	1,423	1.0	97.9	100.0	100.0	20.0	29	100.0	100.0	0.0
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　　計	254	82,502	4,714	89,521	1.1	93.8	99.9	98.6	12.7	541	99.9	91.9	8.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	776	632	932	120.1	976	125.8	96.9	65.6	90.5	52.4	14.3	61.9
青森県	64	56	84	131.3	90	140.6	100.0	0.0	***	***	***	***
岩手県	62	39	34	54.8	48	77.4	100.0	0.0	***	***	***	***
宮城県	176	156	351	199.4	253	143.8	100.0	60.0	33.3	33.3	33.3	100.0
秋田県	72	64	68	94.4	119	165.3	66.7	100.0	0.0	66.7	0.0	33.3
山形県	111	103	164	147.7	197	177.5	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
福島県	288	233	509	176.7	448	155.6	100.0	100.0	40.0	20.0	0.0	70.0
茨城県	827	742	1,178	142.4	1,068	129.1	100.0	81.3	69.2	76.9	7.7	69.2
栃木県	206	186	274	133.0	249	120.9	100.0	66.7	25.0	50.0	0.0	75.0
群馬県	136	108	216	158.8	196	144.1	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	66.7
埼玉県	116	105	140	120.7	140	120.7	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
千葉県	172	150	200	116.3	221	128.5	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	100.0
東京都	693	622	1,123	162.0	875	126.3	100.0	45.5	60.0	80.0	0.0	60.0
神奈川県	223	182	436	195.5	322	144.4	100.0	80.0	100.0	0.0	0.0	75.0
新潟県	63	55	54	85.7	84	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
富山県	80	69	82	102.5	129	161.3	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	25.0
石川県	71	60	111	156.3	109	153.5	100.0	75.0	100.0	66.7	0.0	66.7
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	130	105	155	119.2	190	146.2	100.0	40.0	50.0	100.0	0.0	50.0
岐阜県	235	197	308	131.1	288	122.6	100.0	87.5	71.4	57.1	0.0	71.4
静岡県	65	58	106	163.1	76	116.9	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	33.3
愛知県	56	47	88	157.1	91	162.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
三重県	31	27	33	106.5	31	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
滋賀県	61	57	99	162.3	119	195.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
京都府	494	394	1,022	206.9	503	101.8	100.0	58.3	28.6	100.0	0.0	42.9
大阪府	756	651	1,153	152.5	1,023	135.3	100.0	76.9	40.0	40.0	10.0	70.0
兵庫県	427	362	574	134.4	497	116.4	100.0	50.0	40.0	20.0	0.0	80.0
奈良県	304	258	413	135.9	398	130.9	100.0	66.7	50.0	16.7	50.0	66.7
和歌山県	47	40	32	68.1	53	112.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
鳥取県	146	125	240	164.4	221	151.4	100.0	50.0	100.0	33.3	0.0	66.7
島根県	66	63	86	130.3	86	130.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
岡山県	178	139	255	143.3	272	152.8	100.0	83.3	80.0	80.0	0.0	40.0
広島県	265	201	424	160.0	320	120.8	75.0	87.5	71.4	57.1	0.0	71.4
山口県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高知県	73	60	179	245.2	103	141.1	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	344	268	350	101.7	423	123.0	88.9	55.6	60.0	20.0	0.0	60.0
佐賀県	269	247	349	129.7	347	129.0	85.7	71.4	40.0	80.0	0.0	80.0
長崎県	27	22	52	192.6	47	174.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0
熊本県	95	72	168	176.8	174	183.2	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	100.0
大分県	86	73	136	158.1	98	114.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
宮崎県	116	99	160	137.9	140	120.7	100.0	100.0	60.0	60.0	0.0	20.0
鹿児島県	282	230	302	107.1	310	109.9	35.3	88.2	93.3	86.7	46.7	93.3
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　　計	8,689	7,357	12,640	145.5	11,334	130.4	92.5	69.7	63.3	54.8	9.0	65.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （高等学校）	学校数 校	学校数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %
北海道	217	98	80,446	39,086	2,794	1,296	92,550	45,529	1.2	1.2	59.0	59.9	99.9	100.0	99.9	100.0	0.9	0.0	24	0	99.9	100.0	22.6	22.4	77.4	77.6
青森県	46	27	20,073	11,377	737	450	25,958	16,188	1.3	1.4	94.6	95.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
岩手県	63	33	21,569	12,954	758	451	31,246	19,706	1.4	1.5	96.4	96.7	99.9	99.8	99.2	99.6	0.0	0.0	0	0	99.2	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0
宮城県	78	41	37,227	19,476	1,288	705	47,884	27,706	1.3	1.4	96.7	96.5	99.8	99.6	99.4	99.6	7.6	6.0	96	42	99.5	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0
秋田県	45	28	17,950	11,946	656	447	23,995	16,770	1.3	1.4	93.3	93.3	99.5	99.3	96.8	96.2	1.8	2.7	12	12	96.8	96.2	100.0	100.0	0.0	0.0
山形県	44	31	16,778	13,081	512	384	22,285	17,524	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2.1	2.9	11	11	100.0	100.0	97.7	96.8	2.3	3.2
福島県	72	39	32,440	18,720	1,075	636	38,495	23,660	1.2	1.3	93.1	91.8	98.0	96.7	95.3	95.9	36.4	29.1	366	181	97.6	96.5	97.2	94.9	2.8	5.1
茨城県	93	43	48,527	23,085	1,411	673	55,838	27,884	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	97.8	95.3	2.2	4.7
栃木県	60	30	33,190	15,381	954	461	38,716	20,071	1.2	1.3	99.6	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
群馬県	63	33	34,400	18,214	982	518	56,636	30,806	1.6	1.7	94.2	93.6	98.2	100.0	98.2	100.0	1.8	0.0	0	0	100.0	100.0	98.4	100.0	1.6	0.0
埼玉県	142	67	107,197	45,747	2,989	1,361	120,656	57,463	1.1	1.3	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
千葉県	128	54	88,203	37,423	2,589	1,081	84,375	40,262	1.0	1.1	90.1	96.9	99.8	99.9	99.8	99.9	0.0	0.0	0	0	99.8	99.9	3.9	9.3	96.1	90.7
東京都	187	66	127,018	34,568	3,985	1,226	143,746	44,691	1.1	1.3	99.5	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	3.7	6.1	96.3	93.9
神奈川県	149	42	124,519	28,859	3,682	1,009	145,875	36,965	1.2	1.3	95.8	95.2	98.6	97.2	98.3	96.8	0.0	0.0	0	0	98.3	96.8	76.5	69.0	23.5	31.0
新潟県	83	38	36,197	19,716	1,097	578	43,917	25,223	1.2	1.3	99.2	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
富山県	39	28	18,758	13,769	654	493	29,279	21,737	1.6	1.6	96.5	96.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
石川県	45	20	20,558	10,433	636	323	24,285	12,822	1.2	1.2	97.5	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	93.3	95.0	6.7	5.0
福井県	25	18	14,736	10,596	508	379	18,229	14,350	1.2	1.4	98.4	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
山梨県	29	19	14,654	9,478	615	391	22,002	14,593	1.5	1.5	81.5	83.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長野県	82	42	40,265	21,554	1,194	641	48,559	27,209	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	76.8	73.8	23.2	26.2
岐阜県	66	41	37,568	22,602	1,239	740	47,853	31,092	1.3	1.4	99.4	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	40.9	36.6	59.1	63.4
静岡県	93	55	56,178	35,706	1,655	1,060	80,435	53,811	1.4	1.5	98.4	98.2	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	2.0	21	21	100.0	100.0	97.8	98.2	2.2	1.8
愛知県	163	92	122,565	63,680	3,539	1,895	138,436	76,110	1.1	1.2	92.4	91.8	100.0	99.9	100.0	99.9	0.0	0.0	0	0	100.0	99.9	91.4	89.1	8.6	10.9
三重県	59	41	34,189	24,465	985	693	49,860	34,852	1.5	1.4	99.4	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	96.6	97.6	3.4	2.4
滋賀県	46	24	28,145	14,617	891	469	31,838	17,873	1.1	1.2	95.7	94.5	99.2	99.6	97.6	97.9	0.0	0.0	0	0	97.6	97.9	0.0	0.0	100.0	100.0
京都府	62	37	33,770	19,183	1,181	682	38,335	22,597	1.1	1.2	93.9	94.1	99.7	100.0	99.4	99.7	1.9	3.2	22	22	99.4	99.7	74.2	73.0	25.8	27.0
大阪府	150	82	105,888	54,723	3,046	1,636	128,283	69,121	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	99.3	98.8	0.7	1.2
兵庫県	160	91	92,728	56,459	3,029	1,785	104,263	66,621	1.1	1.2	99.1	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	10.0	13.2	90.0	86.8
奈良県	34	23	20,959	11,396	632	377	26,792	15,361	1.3	1.3	99.4	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	94.1	91.3	5.9	8.7
和歌山県	37	28	19,247	16,476	623	526	24,156	21,001	1.3	1.3	98.1	97.7	99.8	99.8	99.7	99.6	0.0	0.0	0	0	99.7	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0
鳥取県	24	15	10,165	5,084	357	193	12,647	6,861	1.2	1.3	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
島根県	37	26	14,565	10,297	462	343	15,568	12,484	1.1	1.2	98.1	97.4	100.0	100.0	99.6	99.4	0.0	0.0	0	0	99.6	99.4	100.0	100.0	0.0	0.0
岡山県	63	43	32,858	21,903	1,032	717	40,505	28,867	1.2	1.3	99.3	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	1.2	0.0	12	0	100.0	100.0	9.5	7.0	90.5	93.0
広島県	90	37	43,281	20,186	1,332	635	43,845	20,800	1.0	1.0	97.6	96.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
山口県	53	39	21,449	15,513	793	603	26,928	21,203	1.3	1.4	99.2	99.0	100.0	100.0	99.7	99.7	0.0	0.0	0	0	99.7	99.7	67.9	66.7	32.1	33.3
徳島県	33	24	14,855	10,824	534	406	18,099	13,611	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	97.0	95.8	3.0	4.2
香川県	30	18	17,488	9,593	633	365	23,479	13,212	1.3	1.4	84.4	81.9	97.5	97.8	97.2	97.8	0.0	0.0	0	0	97.2	97.8	96.7	94.4	3.3	5.6
愛媛県	52	35	22,497	14,989	662	460	28,488	20,133	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
高知県	34	19	11,280	7,875	597	401	15,428	10,786	1.4	1.4	90.6	87.3	100.0	100.0	100.0	100.0	4.0	4.5	24	18	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
福岡県	104	55	73,668	36,739	2,094	1,024	84,566	43,698	1.1	1.2	99.3	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
佐賀県	35	22	16,862	10,438	490	300	19,401	12,508	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長崎県	57	38	22,763	16,457	775	557	28,783	20,917	1.3	1.3	99.2	99.1	99.9	99.8	99.9	99.8	2.3	0.0	18	0	99.9	99.8	100.0	100.0	0.0	0.0
熊本県	52	37	28,166	18,847	932	646	35,379	24,937	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
大分県	40	23	20,798	12,030	748	424	24,813	14,665	1.2	1.2	96.7	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
宮崎県	36	32	20,423	18,449	675	619	25,255	23,718	1.2	1.3	95.6	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
鹿児島県	68	48	28,989	19,940	1,020	717	34,283	23,082	1.2	1.2	67.4	63.9	98.5	97.9	98.5	97.9	0.0	0.0	0	0	98.5	97.9	92.6	89.6	7.4	10.4
沖縄県	59	35	40,676	21,935	1,136	652	53,306	30,862	1.3	1.4	97.6	95.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0	0	100.0	100.0	66.1	71.4	33.9	28.6
合　計	3,427	1,857	1,926,725	1,005,869	60,208	32,428	2,315,550	1,291,942	1.2	1.3	94.7	94.8	99.8	99.7	99.6	99.6	1.1	1.0	606	307	99.7	99.6	73.0	75.4	27.0	24.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和５

都道府県別 （高等学校）	教員数 人	教員数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	授業を担当している教員数 人	授業を担当している教員数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC台数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	指導者用PC整備率 %	学習者用PC総台数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC台数 （専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	教員の校務用PC整備率 %	教員の校務用PC整備率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	統合型校務支援システム整備率 %	統合型校務支援システム整備率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育実施率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 （専門学科・総合学科単独及び総合校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	7,228	3,670	6,534	3,346	8,956	4,346	123.9	118.4	11,505	5,842	159.2	159.2	100.0	100.0	64.5	59.2	33.6	37.9	43.6	48.3	33.6	24.1	80.7
青森県	1,975	1,206	1,797	1,100	2,600	1,602	131.6	132.8	3,019	1,742	152.9	144.4	100.0	100.0	54.3	48.1	48.0	38.5	52.0	61.5	0.0	0.0	60.0
岩手県	2,328	1,486	2,043	1,309	2,792	1,781	119.9	119.9	3,191	2,038	137.1	137.1	100.0	100.0	47.6	51.5	46.7	58.8	63.3	58.8	23.3	5.9	66.7
宮城県	3,224	1,791	2,853	1,618	5,764	3,651	178.8	203.9	5,369	3,054	166.5	170.5	100.0	100.0	75.6	75.6	25.4	32.3	28.8	35.5	13.6	12.9	93.2
秋田県	1,776	1,221	1,632	1,129	1,861	1,293	104.8	105.9	2,392	1,622	134.7	132.8	95.6	96.4	22.2	28.6	60.0	62.5	80.0	75.0	0.0	0.0	70.0
山形県	1,772	1,365	1,583	1,220	2,389	1,830	134.8	134.1	2,133	1,621	120.4	118.8	100.0	100.0	63.6	64.5	28.6	30.0	67.9	80.0	10.7	15.0	53.6
福島県	3,115	1,955	2,847	1,771	3,996	2,688	128.3	137.5	4,015	2,613	128.9	133.7	100.0	100.0	26.4	30.8	26.3	33.3	36.8	33.3	0.0	0.0	73.7
茨城県	4,152	2,058	3,788	1,895	5,951	2,988	143.3	145.2	6,963	3,743	167.7	181.9	100.0	100.0	74.2	74.4	37.7	28.1	39.1	31.3	8.7	9.4	85.5
栃木県	2,658	1,416	2,453	1,310	2,989	1,533	112.5	108.3	3,200	1,719	120.4	121.4	100.0	100.0	36.7	33.3	31.8	40.0	27.3	40.0	4.5	0.0	72.7
群馬県	2,709	1,547	2,466	1,407	3,289	1,996	121.4	129.0	3,948	2,441	145.7	157.8	100.0	100.0	27.0	21.2	52.9	42.9	58.8	57.1	0.0	0.0	58.8
埼玉県	8,138	3,776	7,305	3,463	11,662	5,678	143.3	150.4	9,090	4,214	111.7	111.6	100.0	100.0	35.9	34.3	56.9	56.5	47.1	52.2	0.0	0.0	64.7
千葉県	6,818	3,195	6,166	2,863	6,566	3,337	96.3	104.4	9,104	4,409	133.5	138.0	100.0	100.0	18.8	25.9	37.5	28.6	58.3	50.0	0.0	0.0	66.7
東京都	9,714	3,540	8,813	3,114	20,588	8,197	211.9	231.6	13,260	5,517	136.5	155.8	100.0	100.0	100.0	100.0	84.0	83.3	36.9	36.4	0.0	0.0	39.0
神奈川県	9,112	2,814	8,285	2,514	6,776	2,008	74.4	71.4	11,470	3,452	125.9	122.7	100.0	100.0	38.9	33.3	29.3	21.4	41.4	28.6	0.0	0.0	75.9
新潟県	2,967	1,648	2,649	1,486	4,261	2,249	143.6	136.5	4,163	2,285	140.3	138.7	100.0	100.0	45.8	36.8	36.8	35.7	34.2	50.0	31.6	7.1	50.0
富山県	1,628	1,256	1,540	1,190	2,440	1,902	149.9	151.4	2,056	1,627	126.3	129.5	100.0	100.0	51.3	46.4	25.0	30.8	55.0	61.5	0.0	0.0	75.0
石川県	1,748	885	1,629	833	4,331	2,249	247.8	254.1	2,501	1,226	143.1	138.5	97.8	95.0	77.8	70.0	25.7	28.6	25.7	35.7	8.6	7.1	82.9
福井県	1,315	989	1,226	921	2,016	1,443	153.3	145.9	1,850	1,379	140.7	139.4	100.0	100.0	88.0	88.9	54.5	56.3	68.2	68.8	0.0	0.0	86.4
山梨県	1,355	964	1,224	875	2,134	1,553	157.5	161.1	1,765	1,261	130.3	130.8	100.0	100.0	82.8	78.9	62.5	66.7	54.2	46.7	0.0	0.0	66.7
長野県	3,681	2,178	3,301	1,969	7,484	4,139	203.3	190.0	4,511	2,659	122.5	122.1	100.0	100.0	67.1	54.8	41.8	52.2	60.0	60.9	12.7	4.3	80.0
岐阜県	3,254	2,079	2,935	1,874	3,859	2,515	118.6	121.0	4,097	2,674	125.9	128.6	100.0	100.0	54.5	53.7	33.3	40.9	41.7	40.9	11.1	13.6	75.0
静岡県	4,229	2,804	3,838	2,557	9,504	6,419	224.7	228.9	6,659	4,426	157.5	157.8	97.8	98.2	60.2	61.8	23.2	20.6	32.1	35.3	17.9	14.7	75.0
愛知県	8,765	5,112	8,089	4,699	13,285	8,004	151.6	156.6	11,656	6,815	133.0	133.3	99.4	98.9	58.3	48.9	18.9	22.2	29.5	33.3	8.4	4.4	82.1
三重県	2,501	1,824	2,288	1,665	6,014	4,222	240.5	231.5	4,001	3,095	160.0	169.7	100.0	100.0	81.4	80.5	35.4	42.4	33.3	42.4	0.0	0.0	91.7
滋賀県	2,122	1,182	1,930	1,082	3,069	1,800	144.6	152.3	2,429	1,367	114.5	115.7	100.0	100.0	28.3	25.0	15.4	33.3	30.8	33.3	0.0	0.0	61.5
京都府	3,166	1,884	2,827	1,685	6,287	3,926	198.6	208.4	5,172	3,364	163.4	178.6	100.0	100.0	56.5	56.8	31.4	38.1	28.6	28.6	5.7	9.5	82.9
大阪府	8,461	4,968	7,777	4,586	9,578	5,935	113.2	119.5	11,251	6,702	133.0	134.9	100.0	100.0	58.0	48.8	28.7	27.5	23.0	30.0	16.1	20.0	88.5
兵庫県	7,461	4,687	6,749	4,223	10,241	6,665	137.3	142.2	9,876	6,230	132.4	132.9	100.0	100.0	35.0	36.3	50.0	48.5	48.2	57.6	16.1	18.2	60.7
奈良県	1,672	1,070	1,546	991	2,579	1,437	154.2	134.3	1,850	1,196	110.6	111.8	94.1	91.3	41.2	39.1	21.4	33.3	64.3	55.6	7.1	11.1	50.0
和歌山県	1,697	1,443	1,546	1,321	1,741	1,436	102.6	99.5	2,021	1,705	119.1	118.2	100.0	100.0	24.3	17.9	33.3	20.0	55.6	80.0	33.3	20.0	44.4
鳥取県	1,070	617	989	566	2,372	1,471	221.7	238.4	1,815	1,128	169.6	182.8	100.0	100.0	66.7	60.0	43.8	44.4	68.8	66.7	0.0	0.0	62.5
島根県	1,479	1,132	1,339	1,015	1,707	1,305	115.4	115.3	1,846	1,399	124.8	123.6	100.0	100.0	56.8	53.8	38.1	42.9	47.6	57.1	14.3	14.3	66.7
岡山県	2,896	2,020	2,627	1,843	5,574	3,819	192.5	189.1	5,823	4,177	201.1	206.8	93.7	100.0	74.6	81.4	53.2	57.1	68.1	62.9	2.1	0.0	80.9
広島県	3,491	1,767	3,095	1,564	7,334	3,497	210.1	197.9	4,335	2,187	124.2	123.8	100.0	100.0	45.6	43.2	22.0	12.5	26.8	25.0	19.5	12.5	78.0
山口県	2,064	1,608	1,926	1,508	3,079	2,505	149.2	155.8	3,190	2,512	154.6	156.2	100.0	100.0	47.2	46.2	60.0	55.6	60.0	61.1	0.0	0.0	44.0
徳島県	1,459	1,096	1,373	1,037	2,044	1,551	140.1	141.5	1,795	1,370	123.0	125.0	100.0	100.0	54.5	54.2	33.3	38.5	61.1	69.2	0.0	0.0	72.2
香川県	1,531	947	1,447	893	1,583	1,029	103.4	108.7	1,826	1,146	119.3	121.0	100.0	100.0	63.3	55.6	42.1	50.0	57.9	80.0	0.0	0.0	89.5
愛媛県	2,122	1,521	2,003	1,435	2,771	1,983	130.6	130.4	3,142	2,296	148.1	151.0	100.0	100.0	55.8	45.7	51.7	62.5	58.6	62.5	27.6	18.8	44.8
高知県	1,502	1,022	1,358	930	1,974	1,295	131.4	126.7	3,677	2,522	244.8	246.8	100.0	100.0	67.6	47.4	26.1	44.4	47.8	66.7	60.9	44.4	26.1
福岡県	5,177	2,777	4,673	2,494	8,032	4,149	155.1	149.4	6,764	3,868	130.7	139.3	99.0	98.2	65.4	61.8	30.9	26.5	44.1	44.1	10.3	8.8	85.3
佐賀県	1,504	974	1,374	894	2,576	1,821	171.3	187.0	1,933	1,311	128.5	134.6	100.0	100.0	51.4	50.0	33.3	36.4	72.2	90.9	0.0	0.0	72.2
長崎県	2,152	1,564	1,964	1,432	3,325	2,512	154.5	160.6	4,139	3,124	192.3	199.7	98.2	97.4	45.6	36.8	19.2	28.6	42.3	35.7	42.3	14.3	38.5
熊本県	2,503	1,820	2,274	1,657	4,015	2,962	160.4	162.7	4,230	3,108	169.0	170.8	100.0	100.0	53.8	45.9	42.9	41.2	71.4	82.4	21.4	17.6	71.4
大分県	1,938	1,190	1,714	1,043	2,341	1,457	120.8	122.4	2,599	1,640	134.1	137.8	100.0	100.0	67.5	52.2	44.4	41.7	40.7	33.3	59.3	50.0	44.4
宮崎県	1,929	1,744	1,757	1,587	1,851	1,647	96.0	94.4	2,311	2,085	119.8	119.6	100.0	100.0	47.2	46.9	35.3	40.0	41.2	33.3	5.9	6.7	82.4
鹿児島県	2,713	1,986	2,482	1,823	3,001	2,167	110.6	109.1	3,298	2,453	121.6	123.5	100.0	100.0	42.6	35.4	20.7	29.4	41.4	41.2	13.8	17.6	75.9
沖縄県	3,202	1,966	2,922	1,792	3,793	2,500	118.5	127.2	4,526	2,929	141.3	149.0	100.0	100.0	20.3	17.1	50.0	66.7	75.0	83.3	8.3	0.0	33.3
合　計	159,473	91,764	144,976	83,529	232,374	136,492	145.7	148.7	221,766	131,293	139.1	143.1	99.6	99.6	53.9	50.3	40.3	41.5	43.7	47.9	12.2	9.1	69.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	2	1,362	40	1,473	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	50.0	50.0
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮城県	1	813	24	930	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	24	100.0	100.0	0.0
秋田県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
茨城県	3	2,221	64	2,291	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
栃木県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
群馬県	2	1,472	49	1,823	1.2	98.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
埼玉県	1	934	24	970	1.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
千葉県	1	635	20	680	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0
東京都	6	5,572	169	6,144	1.1	100.0	100.0	100.0	23.7	40	100.0	16.7	83.3
神奈川県	2	1,890	69	2,977	1.6	75.4	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
新潟県	7	2,782	95	3,069	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
富山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
兵庫県	1	460	12	501	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0
奈良県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岡山県	1	947	28	1,148	1.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0
広島県	1	691	24	769	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
山口県	1	570	18	816	1.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1	817	24	932	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	3	1,972	60	2,388	1.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
高知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

福岡県	1	447	18	563	1.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
佐賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮崎県	1	214	6	273	1.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　　計	35	23,799	744	27,747	1.2	97.6	100.0	100.0	8.6	64	100.0	71.4	28.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	109	101	201	184.4	145	133.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮城県	56	56	56	100.0	86	153.6	100.0	0.0	***	***	***	***
秋田県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
茨城県	176	161	236	134.1	176	100.0	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7
栃木県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
群馬県	129	118	174	134.9	234	181.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	79	76	156	197.5	31	39.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
千葉県	94	68	34	36.2	36	38.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
東京都	353	321	608	172.2	358	101.4	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3
神奈川県	137	127	192	140.1	175	127.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
新潟県	248	215	281	113.3	270	108.9	100.0	100.0	85.7	71.4	42.9	28.6
富山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
兵庫県	41	35	42	102.4	38	92.7	100.0	0.0	***	***	***	***
奈良県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岡山県	67	62	105	156.7	109	162.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	50	45	87	174.0	98	196.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山口県	50	48	74	148.0	74	148.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
徳島県	68	61	74	108.8	80	117.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	170	157	236	138.8	233	137.1	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	0.0
高知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福岡県	45	40	22	48.9	62	137.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
佐賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮崎県	37	32	40	108.1	42	113.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　計	1,909	1,723	2,618	137.1	2,247	117.7	100.0	85.7	80.0	63.3	13.3	43.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	71	5,772	1,383	6,370	1.1	72.2	100.0	100.0	1.1	15	100.0	19.7	80.3
青森県	20	1,681	421	2,118	1.3	96.7	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
岩手県	15	1,368	389	1,822	1.3	18.5	99.7	97.4	0.0	0	97.4	100.0	0.0
宮城県	27	2,674	579	2,957	1.1	54.9	100.0	100.0	5.2	30	100.0	100.0	0.0
秋田県	14	1,226	268	1,660	1.4	79.5	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
山形県	18	1,139	317	1,181	1.0	42.9	99.4	99.4	6.3	20	99.4	100.0	0.0
福島県	26	2,372	610	3,342	1.4	92.0	97.5	97.4	9.5	57	97.5	100.0	0.0
茨城県	24	4,654	825	5,057	1.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
栃木県	16	2,528	468	3,042	1.2	98.7	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
群馬県	26	2,353	591	2,443	1.0	74.3	95.8	90.5	14.2	28	100.0	100.0	0.0
埼玉県	57	9,225	1,567	10,293	1.1	56.0	96.7	96.7	0.0	0	96.7	100.0	0.0
千葉県	44	7,588	1,291	6,904	0.9	33.2	98.1	94.1	0.0	0	94.1	9.1	90.9
東京都	63	15,108	3,025	17,211	1.1	35.6	100.0	100.0	0.1	4	100.0	7.9	92.1
神奈川県	49	8,349	1,410	10,525	1.3	75.9	99.6	99.6	5.6	79	99.6	55.1	44.9
新潟県	37	2,603	553	3,261	1.3	60.4	99.8	98.7	0.0	0	98.7	100.0	0.0
富山県	14	1,187	333	1,607	1.4	64.6	100.0	100.0	3.0	10	100.0	100.0	0.0
石川県	11	1,376	313	1,654	1.2	69.3	97.4	95.8	0.0	0	95.8	90.9	9.1
福井県	11	968	271	1,241	1.3	42.8	99.6	90.4	0.0	0	90.4	100.0	0.0
山梨県	13	1,055	294	1,299	1.2	64.6	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
長野県	19	2,713	461	2,742	1.0	87.9	99.8	99.8	0.0	0	99.8	100.0	0.0
岐阜県	23	2,794	662	4,428	1.6	52.6	100.0	92.9	7.1	0	100.0	8.7	91.3
静岡県	40	4,846	886	5,865	1.2	62.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
愛知県	43	7,670	1,545	8,424	1.1	87.2	100.0	100.0	0.0	0	100.0	81.4	18.6
三重県	18	1,888	458	2,159	1.1	91.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
滋賀県	16	2,406	462	2,773	1.2	97.8	96.3	96.3	0.0	0	96.3	0.0	100.0
京都府	24	3,127	782	3,341	1.1	65.9	100.0	100.0	0.0	0	100.0	70.8	29.2
大阪府	49	10,250	1,611	12,401	1.2	52.1	98.7	93.8	0.0	0	93.8	95.9	4.1
兵庫県	47	6,618	1,174	8,303	1.3	83.2	99.1	99.1	2.4	18	100.0	39.1	60.9
奈良県	10	1,580	291	1,621	1.0	50.5	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
和歌山県	10	1,657	336	1,854	1.1	90.5	99.7	99.1	0.0	0	99.1	100.0	0.0
鳥取県	9	755	242	1,056	1.4	88.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0
島根県	12	1,087	293	1,170	1.1	94.5	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
岡山県	15	2,285	443	2,970	1.3	72.5	100.0	100.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0
広島県	20	2,981	695	3,902	1.3	93.4	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
山口県	13	2,021	532	2,375	1.2	94.4	98.1	97.9	0.0	0	97.9	100.0	0.0
徳島県	11	1,022	261	1,167	1.1	36.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	72.7	27.3
香川県	9	1,167	243	1,697	1.5	84.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
愛媛県	10	1,442	342	2,122	1.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
高知県	15	755	227	1,130	1.5	43.6	100.0	100.0	12.3	28	100.0	100.0	0.0

福岡県	41	7,318	1,347	9,402	1.3	62.8	97.0	92.0	0.0	0	92.0	100.0	0.0
佐賀県	10	1,254	313	1,681	1.3	73.2	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
長崎県	18	1,768	387	2,416	1.4	49.9	100.0	99.2	0.0	0	99.2	100.0	0.0
熊本県	23	2,394	495	2,920	1.2	98.8	100.0	97.6	2.4	0	100.0	100.0	0.0
大分県	18	1,670	453	1,824	1.1	60.5	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
宮崎県	13	1,368	346	1,858	1.4	23.1	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	15	2,895	636	3,390	1.2	92.9	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
沖縄県	22	2,632	513	3,581	1.4	31.8	100.0	93.4	0.0	0	93.4	100.0	0.0
合　　計	1,129	153,589	31,344	182,559	1.2	66.4	99.3	98.1	1.3	289	98.5	74.5	25.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

都道府県別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	3,729	3,238	3,314	88.9	5,073	136.0	100.0	70.4	58.0	36.0	4.0	84.0
青森県	1,050	934	1,206	114.9	1,271	121.0	100.0	60.0	75.0	25.0	0.0	50.0
岩手県	1,033	897	1,253	121.3	1,401	135.6	0.0	53.3	75.0	25.0	0.0	62.5
宮城県	1,625	1,322	2,326	143.1	2,005	123.4	100.0	63.0	52.9	35.3	0.0	58.8
秋田県	820	719	652	79.5	1,032	125.9	100.0	57.1	50.0	62.5	0.0	75.0
山形県	741	674	608	82.1	820	110.7	0.0	61.1	36.4	9.1	0.0	90.9
福島県	1,566	1,500	2,498	159.5	1,988	126.9	100.0	69.2	66.7	27.8	0.0	66.7
茨城県	2,294	2,035	2,476	107.9	2,931	127.8	100.0	62.5	86.7	66.7	0.0	66.7
栃木県	1,257	1,133	1,489	118.5	1,375	109.4	100.0	50.0	87.5	12.5	0.0	75.0
群馬県	1,377	1,200	1,283	93.2	1,658	120.4	100.0	53.8	78.6	21.4	0.0	64.3
埼玉県	4,782	4,270	5,243	109.6	5,028	105.1	100.0	54.4	45.2	32.3	0.0	83.9
千葉県	3,737	3,137	3,151	84.3	4,176	111.7	97.7	45.5	65.0	20.0	0.0	80.0
東京都	6,024	5,354	10,518	174.6	7,124	118.3	100.0	81.0	72.5	31.4	0.0	72.5
神奈川県	4,679	3,785	4,839	103.4	5,760	123.1	46.9	79.6	61.5	30.8	0.0	87.2
新潟県	1,676	1,481	1,514	90.3	2,054	122.6	100.0	70.3	57.7	26.9	11.5	88.5
富山県	773	732	1,085	140.4	1,026	132.7	100.0	57.1	62.5	12.5	0.0	87.5
石川県	603	559	1,047	173.6	919	152.4	100.0	81.8	55.6	33.3	11.1	77.8
福井県	703	653	394	56.0	962	136.8	90.9	90.9	70.0	30.0	0.0	80.0
山梨県	716	635	820	114.5	767	107.1	84.6	53.8	71.4	14.3	0.0	85.7
長野県	1,705	1,413	1,834	107.6	2,053	120.4	100.0	84.2	68.8	56.3	18.8	93.8
岐阜県	1,605	1,506	1,806	112.5	1,803	112.3	95.7	39.1	66.7	22.2	0.0	66.7
静岡県	2,612	2,340	3,414	130.7	3,311	126.8	100.0	47.5	78.9	47.4	10.5	57.9
愛知県	3,723	3,496	4,473	120.1	4,443	119.3	100.0	55.8	83.3	33.3	29.2	62.5
三重県	1,123	1,019	1,914	170.4	1,330	118.4	100.0	72.2	53.8	15.4	7.7	69.2
滋賀県	1,220	1,058	1,391	114.0	1,350	110.7	100.0	56.3	66.7	44.4	0.0	100.0
京都府	2,180	1,449	2,907	133.3	2,813	129.0	100.0	62.5	93.3	46.7	0.0	80.0
大阪府	5,241	4,822	1,296	24.7	5,893	112.4	100.0	53.1	50.0	42.3	26.9	69.2
兵庫県	3,814	3,320	4,915	128.9	4,288	112.4	95.7	48.9	78.3	39.1	21.7	69.6
奈良県	973	822	1,029	105.8	1,032	106.1	100.0	80.0	62.5	12.5	0.0	75.0
和歌山県	878	792	1,220	139.0	1,132	128.9	100.0	70.0	42.9	42.9	14.3	85.7
鳥取県	631	509	684	108.4	841	133.3	0.0	66.7	50.0	66.7	0.0	50.0
島根県	762	704	1,143	150.0	983	129.0	100.0	58.3	85.7	100.0	0.0	71.4
岡山県	1,265	1,037	1,631	128.9	1,881	148.7	100.0	66.7	60.0	20.0	0.0	80.0
広島県	1,509	1,294	3,039	201.4	1,631	108.1	100.0	75.0	80.0	33.3	6.7	73.3
山口県	1,151	1,097	2,548	221.4	1,871	162.6	100.0	61.5	75.0	25.0	0.0	100.0
徳島県	629	597	804	127.8	808	128.5	100.0	72.7	100.0	50.0	0.0	100.0
香川県	677	614	631	93.2	837	123.6	100.0	66.7	50.0	16.7	0.0	83.3
愛媛県	815	763	1,275	156.4	1,193	146.4	100.0	70.0	100.0	28.6	0.0	71.4
高知県	601	525	712	118.5	1,362	226.6	100.0	53.3	62.5	25.0	0.0	75.0
福岡県	3,666	3,236	4,284	116.9	4,300	117.3	100.0	78.0	62.5	46.9	18.8	65.6
佐賀県	782	673	981	125.4	888	113.6	100.0	60.0	50.0	66.7	0.0	50.0
長崎県	1,038	944	1,292	124.5	1,335	128.6	100.0	100.0	88.9	16.7	0.0	83.3
熊本県	1,296	1,063	1,939	149.6	2,109	162.7	100.0	69.6	93.8	31.3	0.0	75.0
大分県	1,003	859	1,077	107.4	1,161	115.8	100.0	77.8	78.6	50.0	0.0	78.6
宮崎県	953	801	1,151	120.8	1,133	118.9	0.0	76.9	70.0	20.0	0.0	60.0
鹿児島県	1,426	1,320	1,594	111.8	1,701	119.3	100.0	73.3	72.7	9.1	0.0	63.6
沖縄県	1,497	1,379	1,359	90.8	1,903	127.1	100.0	59.1	38.5	15.4	0.0	84.6
合　　計	83,960	73,710	98,059	116.8	102,755	122.4	92.2	64.3	67.2	33.6	5.4	75.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（合計）

【令和７年度において授業を担当している教員】　　（令和８年３月１日現在）

都道府県別（合計）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	91.4	84.0	85.6	90.7	75.2
青森県	90.0	80.1	81.1	86.4	53.2
岩手県	89.5	79.3	81.0	88.4	81.1
宮城県	89.0	80.6	81.3	87.7	56.9
秋田県	90.3	79.1	81.0	87.0	63.1
山形県	89.6	79.0	81.4	86.9	57.3
福島県	89.8	80.0	81.2	88.9	59.2
茨城県	97.4	94.9	95.0	96.9	85.8
栃木県	93.0	85.6	86.7	93.8	73.8
群馬県	89.0	79.3	79.9	87.0	57.9
埼玉県	92.0	84.1	84.5	90.4	65.0
千葉県	89.5	80.9	81.8	89.0	58.8
東京都	92.1	85.6	85.6	90.8	86.3
神奈川県	89.3	82.2	82.6	87.7	64.0
新潟県	91.0	80.9	81.7	88.2	59.7
富山県	92.1	81.5	83.7	89.8	75.2
石川県	93.4	86.3	87.0	91.9	86.7
福井県	91.5	81.4	83.3	89.4	76.4
山梨県	91.1	84.2	85.8	90.6	79.0
長野県	90.9	82.9	83.1	87.6	84.5
岐阜県	92.0	84.9	85.5	91.0	98.1
静岡県	91.1	83.0	84.6	90.7	71.6
愛知県	88.1	78.8	79.6	87.2	72.3
三重県	93.2	87.7	87.6	92.4	64.8
滋賀県	93.9	88.8	88.5	92.9	71.9
京都府	91.5	84.3	84.2	90.1	64.0
大阪府	89.7	82.1	81.9	88.4	59.7
兵庫県	91.2	83.7	84.5	89.1	73.6
奈良県	89.7	80.5	81.2	87.3	66.1
和歌山県	89.3	78.4	80.1	87.2	94.7
鳥取県	91.9	85.0	85.9	90.8	76.3
島根県	90.1	79.1	81.2	86.5	67.7
岡山県	94.4	90.8	91.1	94.8	80.9
広島県	89.4	81.3	81.6	88.6	60.4
山口県	92.1	83.7	83.9	88.6	71.1
徳島県	94.9	90.3	90.7	95.1	83.7
香川県	89.2	78.3	79.1	87.4	70.4
愛媛県	99.0	98.2	98.2	99.0	88.3
高知県	91.2	83.9	83.7	88.1	60.8
福岡県	89.8	81.6	82.3	89.1	66.7
佐賀県	94.5	88.6	89.9	93.9	79.4
長崎県	90.5	80.6	81.9	88.4	81.5
熊本県	94.7	90.1	89.6	94.2	78.2
大分県	93.5	90.1	88.8	92.9	95.1
宮崎県	90.1	83.6	82.4	86.7	72.9
鹿児島県	90.2	81.7	82.9	88.2	87.8
沖縄県	92.3	82.2	82.6	88.7	66.0
合計	91.1	83.4	84.0	89.7	71.6

注）「研修を受講した教員」には、令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（小学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】　　（令和８年３月１日現在）

都道府県別（小学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	92.6	87.7	88.5	93.8	82.6
青森県	90.8	84.0	84.0	90.1	61.2
岩手県	87.1	77.0	77.6	88.1	81.6
宮城県	89.4	84.0	84.0	91.2	48.5
秋田県	90.6	82.2	82.5	91.2	70.3
山形県	91.8	84.6	85.3	92.0	60.1
福島県	91.2	85.0	84.8	93.7	65.1
茨城県	98.7	97.7	97.7	99.1	87.6
栃木県	92.5	86.1	86.7	95.1	65.7
群馬県	89.6	81.8	81.9	90.1	67.3
埼玉県	92.8	87.1	87.4	93.5	70.1
千葉県	90.6	84.4	84.8	92.3	66.1
東京都	93.4	88.5	88.4	93.7	81.9
神奈川県	89.7	84.5	84.1	90.3	67.6
新潟県	93.8	87.7	87.4	93.5	68.5
富山県	93.7	85.8	86.8	93.6	78.8
石川県	93.8	89.3	89.6	95.0	86.8
福井県	93.1	86.2	86.0	93.0	81.4
山梨県	91.9	86.8	87.5	93.3	78.6
長野県	90.3	81.6	80.9	88.2	85.1
岐阜県	93.4	88.0	87.7	94.3	97.3
静岡県	89.8	83.8	84.2	91.4	64.1
愛知県	87.3	79.1	79.1	88.7	81.7
三重県	94.3	90.3	89.7	94.7	71.6
滋賀県	94.5	90.4	89.3	94.7	82.9
京都府	91.5	86.0	84.8	91.7	74.5
大阪府	90.2	84.4	84.3	91.5	68.0
兵庫県	93.3	88.2	88.4	93.5	81.2
奈良県	89.3	83.0	81.5	87.8	58.5
和歌山県	91.8	84.0	85.1	92.7	95.7
鳥取県	92.4	87.6	87.8	93.7	73.7
島根県	91.3	84.5	84.7	92.1	64.5
岡山県	92.9	90.1	89.7	94.8	79.2
広島県	90.5	84.8	84.0	92.1	55.1
山口県	94.6	91.1	90.0	94.4	74.8
徳島県	92.9	87.9	87.7	94.0	81.0
香川県	89.7	80.7	80.6	90.2	72.5
愛媛県	99.1	98.5	98.4	99.2	88.0
高知県	91.1	88.0	85.9	92.4	74.4
福岡県	90.3	83.6	83.7	91.8	67.9
佐賀県	95.7	91.5	91.7	95.3	87.9
長崎県	91.1	83.6	84.0	91.8	78.1
熊本県	94.6	91.1	89.8	94.8	78.8
大分県	95.6	93.8	92.7	96.4	95.4
宮崎県	91.0	87.3	84.3	89.6	77.1
鹿児島県	92.5	87.9	87.0	92.4	86.3
沖縄県	92.5	85.1	84.7	92.9	68.8
合計	91.7	86.1	86.0	92.5	74.4

注）「研修を受講した教員」には、令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（中学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】　　（令和８年３月１日現在）

都道府県別（中学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	91.5	84.2	87.0	90.9	69.0
青森県	89.0	78.8	80.1	84.3	44.1
岩手県	85.8	72.8	76.0	83.8	75.1
宮城県	85.6	75.8	77.8	84.2	45.6
秋田県	93.1	83.5	85.7	88.4	66.0
山形県	85.7	74.6	79.5	84.2	52.6
福島県	88.9	78.5	80.2	86.9	64.7
茨城県	98.8	97.6	97.9	98.6	82.9
栃木県	91.2	82.3	84.9	91.6	58.3
群馬県	88.7	79.9	81.2	87.5	56.9
埼玉県	90.9	81.9	84.2	89.7	65.5
千葉県	86.9	75.6	77.8	85.7	62.2
東京都	91.4	84.0	85.8	91.0	81.7
神奈川県	88.5	80.4	81.7	86.6	59.7
新潟県	91.6	81.2	82.2	87.4	61.0
富山県	87.0	71.4	76.7	83.8	73.7
石川県	91.9	83.7	85.4	90.1	87.9
福井県	91.5	82.9	86.4	90.9	72.7
山梨県	89.7	83.5	85.9	90.9	75.5
長野県	89.9	80.7	83.7	86.6	85.0
岐阜県	93.7	87.1	87.4	92.8	97.5
静岡県	87.8	76.9	79.5	85.7	59.9
愛知県	88.9	77.7	80.1	87.3	76.6
三重県	93.8	88.2	88.2	93.4	70.0
滋賀県	93.2	86.5	87.0	90.9	71.5
京都府	90.1	83.0	82.6	88.1	56.7
大阪府	89.0	79.4	80.2	86.8	58.3
兵庫県	89.2	81.1	82.5	87.8	73.0
奈良県	88.8	77.8	78.9	85.4	46.2
和歌山県	90.6	80.6	82.4	89.4	93.9
鳥取県	89.0	81.1	82.2	86.3	67.8
島根県	87.9	76.4	81.4	84.7	59.9
岡山県	91.6	84.2	85.6	90.2	73.3
広島県	86.0	76.1	77.7	84.9	47.4
山口県	89.9	79.5	79.4	85.9	76.2
徳島県	93.0	85.1	86.8	92.3	74.7
香川県	85.3	67.9	69.9	80.6	69.5
愛媛県	98.0	96.1	96.5	97.8	82.1
高知県	93.5	87.7	88.3	90.6	65.7
福岡県	87.5	76.9	79.1	85.3	66.9
佐賀県	93.8	85.0	86.6	92.3	75.9
長崎県	90.5	80.8	82.8	87.4	73.1
熊本県	93.2	87.3	87.4	92.2	75.7
大分県	92.8	89.2	88.0	92.8	90.4
宮崎県	87.3	80.4	79.5	83.3	63.4
鹿児島県	90.4	82.0	83.5	86.4	88.2
沖縄県	93.3	84.0	85.5	90.8	68.9
合計	90.0	81.2	82.8	88.3	68.6

注）「研修を受講した教員」には、令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（義務教育学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】　　（令和８年３月１日現在）

都道府県別（義務教育学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	94.3	88.3	89.9	95.1	90.0
青森県	96.4	84.8	82.1	92.4	0.0
岩手県	92.9	77.6	80.8	87.8	100.0
宮城県	90.4	81.4	80.8	84.1	45.5
秋田県	91.4	84.8	84.0	90.6	35.9
山形県	94.2	88.3	79.9	96.6	53.4
福島県	91.4	83.6	81.1	90.2	94.8
茨城県	99.3	98.3	99.1	99.1	93.8
栃木県	93.3	84.5	84.3	91.0	75.8
群馬県	94.0	86.6	87.7	91.7	57.4
埼玉県	85.5	74.5	78.1	86.7	52.4
千葉県	89.3	83.2	83.0	95.2	58.7
東京都	90.6	85.9	86.1	89.8	100.0
神奈川県	96.2	94.6	95.2	95.5	74.7
新潟県	85.9	85.0	88.2	92.3	0.0
富山県	88.0	76.4	82.2	89.5	88.4
石川県	95.8	92.9	89.2	92.1	100.0
福井県	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***
長野県	98.3	92.4	95.2	95.7	96.2
岐阜県	95.9	90.5	88.8	96.6	100.0
静岡県	82.3	66.8	64.2	76.7	86.2
愛知県	88.3	79.3	80.9	87.8	76.6
三重県	100.0	100.0	86.1	88.9	7.4
滋賀県	90.4	82.0	81.6	89.9	94.7
京都府	95.7	89.1	89.8	95.7	58.6
大阪府	92.1	87.6	86.4	91.2	78.6
兵庫県	83.0	81.2	77.2	85.8	74.3
奈良県	89.9	83.1	82.7	87.1	67.8
和歌山県	98.8	98.1	98.8	100.0	100.0
鳥取県	90.4	84.8	83.8	89.4	76.0
島根県	96.0	94.4	98.8	100.0	100.0
岡山県	95.5	89.4	90.1	93.5	78.4
広島県	90.7	87.4	88.2	92.7	34.3
山口県	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***
高知県	93.8	90.4	87.5	95.0	70.0
福岡県	83.4	70.1	71.5	82.3	56.0
佐賀県	97.1	94.1	95.5	97.6	79.4
長崎県	94.3	93.2	94.3	95.5	100.0
熊本県	99.0	92.4	95.8	97.9	100.0
大分県	94.9	95.2	94.9	99.3	86.3
宮崎県	95.5	87.4	88.6	92.9	65.7
鹿児島県	95.1	91.2	91.7	94.1	86.1
沖縄県	***	***	***	***	***
合計	92.8	87.5	87.4	92.5	77.6

注）「研修を受講した教員」には、令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（高等学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】　　（令和８年３月１日現在）

都道府県別（高等学校）	大項目Ａ 平均	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	大項目Ｂ 平均	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	大項目Ｃ 平均	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	大項目Ｄ 平均	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合	（専門学科・総合学科単独及び総合校）
北海道	92.3	92.9	82.9	83.1	85.1	86.3	90.4	91.0	69.8	69.5
青森県	91.0	90.1	79.6	79.3	82.4	82.8	86.5	86.6	46.0	50.5
岩手県	95.7	96.4	88.9	89.4	91.0	91.8	93.6	94.1	81.4	80.2
宮城県	92.7	92.9	81.6	82.0	83.3	84.1	88.4	88.2	83.8	89.9
秋田県	87.7	88.3	73.2	75.1	76.7	79.6	82.2	83.6	45.0	51.9
山形県	90.8	91.0	77.3	77.3	81.0	81.3	83.2	83.3	56.3	61.1
福島県	86.9	86.6	72.3	73.3	76.1	77.4	83.2	83.3	39.3	34.5
茨城県	96.1	96.2	91.3	90.7	91.7	91.7	94.4	94.2	81.4	88.0
栃木県	95.4	96.2	87.5	87.1	89.1	90.0	93.8	94.2	99.9	99.8
群馬県	91.6	93.1	80.0	83.1	81.6	85.4	87.4	89.5	36.4	29.4
埼玉県	92.9	93.6	85.2	85.0	85.7	86.0	90.6	90.7	51.0	54.8
千葉県	91.4	92.3	81.5	83.9	83.3	85.5	88.1	89.3	45.3	47.4
東京都	91.0	91.4	83.2	83.8	82.0	84.3	85.7	87.7	100.0	100.0
神奈川県	93.9	92.9	86.4	84.6	87.3	86.6	90.2	89.2	63.0	65.5
新潟県	87.2	85.9	72.3	73.6	77.2	77.6	85.0	83.5	41.1	37.9
富山県	94.4	94.6	86.0	85.8	89.2	89.1	91.6	91.6	65.5	69.5
石川県	94.9	94.3	85.5	84.8	87.4	87.4	90.5	90.9	85.1	90.8
福井県	91.5	92.2	78.1	80.2	83.4	84.6	88.7	89.8	61.3	58.2
山梨県	89.6	88.2	79.6	77.5	82.9	81.5	85.3	83.8	78.3	83.8
長野県	96.9	96.5	94.4	93.6	93.3	92.8	94.4	93.9	87.3	90.4
岐阜県	90.2	90.6	82.3	82.5	84.9	85.6	87.6	88.1	99.3	99.2
静岡県	96.6	96.7	89.9	89.9	92.6	92.7	95.2	95.3	92.5	92.3
愛知県	89.7	89.5	81.4	81.4	83.0	83.5	86.4	86.6	47.7	46.1
三重県	91.2	91.1	82.7	82.0	84.6	84.1	88.1	87.6	49.7	50.9
滋賀県	96.6	96.3	92.7	92.9	93.5	93.3	95.8	95.2	50.6	55.5
京都府	94.3	94.6	86.7	87.1	88.6	89.4	92.1	92.7	51.0	48.7
大阪府	91.4	92.3	83.3	85.4	84.1	86.3	87.3	88.5	36.3	35.6
兵庫県	91.7	91.4	81.4	81.9	83.2	83.1	86.1	86.0	61.2	61.4
奈良県	94.3	94.0	84.8	84.4	88.3	88.6	92.6	92.5	92.7	89.4
和歌山県	89.1	88.8	74.7	74.2	77.8	77.2	84.3	83.9	97.0	99.3
鳥取県	94.3	93.6	84.6	83.0	87.1	86.7	90.2	88.4	84.2	89.4
島根県	91.8	91.7	74.9	76.3	78.4	80.1	82.4	83.4	66.4	63.1
岡山県	99.2	99.0	97.7	97.4	98.4	98.1	99.1	98.9	88.8	90.8
広島県	93.4	92.9	85.2	84.0	87.1	86.3	91.1	90.5	89.4	89.2
山口県	92.9	92.6	82.4	81.8	85.5	84.9	87.4	87.0	63.1	61.5
徳島県	98.4	98.0	95.9	95.0	96.4	95.4	98.1	97.5	92.6	95.7
香川県	93.2	92.7	85.3	84.7	88.7	89.2	92.4	92.3	63.2	60.5
愛媛県	99.7	99.7	99.1	98.9	99.2	99.0	99.5	99.4	92.3	90.7
高知県	91.5	92.3	79.8	81.5	82.1	83.6	84.7	86.0	35.9	33.1
福岡県	95.6	94.7	90.0	88.4	91.8	90.7	95.1	93.9	68.1	72.9
佐賀県	96.7	96.9	89.3	91.6	93.2	94.1	96.3	96.2	69.1	70.9
長崎県	89.8	89.3	75.6	74.9	80.2	79.2	84.9	84.3	91.4	88.5
熊本県	96.1	95.6	90.9	90.0	91.8	91.1	94.6	94.2	76.9	75.8
大分県	92.1	92.2	87.9	88.4	86.4	86.1	89.0	88.9	98.2	98.5
宮崎県	91.5	91.6	81.3	82.0	84.1	84.5	86.8	86.9	73.9	75.2
鹿児島県	87.3	87.9	74.0	73.5	80.8	81.7	86.5	87.0	86.6	87.2
沖縄県	91.7	93.5	80.0	83.1	82.6	86.3	85.5	88.1	66.9	65.0
合計	92.7	92.7	84.0	84.1	85.8	86.4	89.4	89.6	67.8	68.5

注）「研修を受講した教員」には、令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（中等教育学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】　　（令和８年３月１日現在）

都道府県別（中等教育学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	93.1	82.9	80.2	83.9	49.5
青森県	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***
宮城県	89.3	85.7	94.2	90.2	19.6
秋田県	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***
茨城県	91.5	83.9	85.7	91.6	87.6
栃木県	***	***	***	***	***
群馬県	94.7	81.1	81.8	86.0	33.1
埼玉県	94.4	94.7	92.4	91.4	100.0
千葉県	92.3	78.3	76.5	81.6	1.5
東京都	96.7	91.7	92.5	94.5	86.0
神奈川県	96.3	93.1	93.1	94.7	4.7
新潟県	91.3	79.2	82.2	90.9	37.7
富山県	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***
兵庫県	94.3	87.1	89.3	93.6	28.6
奈良県	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***
岡山県	98.0	95.6	98.0	99.6	72.6
広島県	86.1	60.0	58.9	72.8	15.6
山口県	84.4	75.5	67.2	72.9	79.2
徳島県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
香川県	***	***	***	***	***
愛媛県	99.5	98.7	98.7	99.7	77.1
高知県	***	***	***	***	***
福岡県	94.4	85.0	85.0	87.5	100.0
佐賀県	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***
宮崎県	100.0	98.4	99.2	99.2	93.8
鹿児島県	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***
合計	94.4	87.4	87.9	91.4	60.0

注）「研修を受講した教員」には、令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（特別支援学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】　　（令和８年３月１日現在）

都道府県別（特別支援学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和７年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	83.7	68.2	68.6	76.1	68.1
青森県	87.6	69.8	70.5	77.5	64.2
岩手県	92.8	81.7	83.2	89.0	92.8
宮城県	88.9	76.2	74.3	81.7	74.0
秋田県	88.3	71.9	74.8	81.3	76.9
山形県	86.9	68.3	69.2	77.9	59.9
福島県	91.9	80.8	80.7	87.5	59.0
茨城県	91.8	84.1	83.3	88.7	90.1
栃木県	94.9	89.0	87.0	93.9	100.0
群馬県	81.0	64.7	63.4	71.4	66.8
埼玉県	89.6	74.9	70.8	79.1	65.7
千葉県	87.4	77.2	75.9	83.5	41.1
東京都	88.2	76.9	74.2	82.3	98.6
神奈川県	79.7	63.9	65.0	70.0	60.1
新潟県	83.5	65.4	62.9	71.6	55.6
富山県	92.6	76.2	74.8	83.7	83.3
石川県	91.5	79.7	75.6	83.9	85.7
福井県	85.4	65.9	65.8	74.2	93.6
山梨県	93.2	84.2	83.9	89.1	89.8
長野県	81.2	67.1	65.4	71.5	73.4
岐阜県	85.0	72.4	73.6	79.6	99.6
静岡県	95.1	83.4	85.6	93.2	95.0
愛知県	86.1	74.0	73.0	79.8	57.4
三重県	89.4	83.8	81.9	87.1	49.4
滋賀県	88.9	80.7	80.4	85.5	65.4
京都府	87.8	74.6	76.2	83.5	67.3
大阪府	85.9	75.3	70.4	79.2	59.3
兵庫県	86.9	75.2	75.2	79.5	67.1
奈良県	85.3	66.8	72.0	80.2	100.0
和歌山県	77.8	59.6	60.3	67.8	87.8
鳥取県	91.8	84.5	85.5	90.9	90.0
島根県	86.9	73.3	73.0	77.8	94.0
岡山県	98.9	97.5	96.8	97.9	94.0
広島県	84.9	68.1	66.8	73.3	72.3
山口県	86.9	69.6	69.7	76.8	60.9
徳島県	99.0	98.0	97.8	98.9	93.0
香川県	88.4	79.4	75.4	81.5	80.0
愛媛県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高知県	85.0	69.7	68.8	74.2	62.5
福岡県	86.0	73.7	71.9	79.0	59.6
佐賀県	85.8	82.1	81.3	85.7	73.3
長崎県	89.1	76.8	73.6	82.5	99.2
熊本県	96.2	91.9	90.8	95.3	84.8
大分県	89.5	82.3	80.9	87.5	99.2
宮崎県	89.1	80.0	77.2	81.2	77.7
鹿児島県	84.3	67.3	65.5	77.0	95.3
沖縄県	90.7	71.6	67.8	74.2	45.9
合計	87.7	75.4	74.2	81.0	73.2

注）「研修を受講した教員」には、令和８年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（合計）

【令和７年度において授業を担当している教員】

（令和８年３月１日現在）

都道府県別（合計）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	56.6	34.8	7.7	0.9	45.6	38.4	14.0	2.0	47.8	37.7	12.6	1.9	53.8	36.9	8.2	1.1
青森県	42.1	47.9	8.9	1.0	30.3	49.9	17.4	2.4	30.8	50.3	16.4	2.5	33.2	53.2	12.0	1.6
岩手県	45.4	44.0	9.4	1.1	32.3	47.0	18.1	2.7	33.4	47.5	16.7	2.3	39.2	49.2	10.6	1.0
宮城県	40.5	48.5	9.9	1.1	30.1	50.4	17.3	2.2	29.6	51.7	16.6	2.2	33.8	53.9	11.1	1.2
秋田県	41.5	48.8	9.0	0.7	28.0	51.1	18.9	2.0	29.3	51.7	17.1	1.9	32.7	54.4	12.1	0.9
山形県	46.5	43.1	8.9	1.5	33.1	45.9	17.6	3.3	35.6	45.8	15.8	2.8	39.6	47.2	11.5	1.6
福島県	45.1	44.7	9.1	1.2	33.0	47.1	17.2	2.7	33.5	47.7	16.3	2.6	40.8	48.1	9.8	1.3
茨城県	76.5	20.9	2.4	0.2	68.6	26.2	4.7	0.4	69.6	25.3	4.5	0.6	73.9	22.9	2.8	0.3
栃木県	44.3	48.7	6.4	0.6	33.6	52.0	12.8	1.6	35.3	51.4	11.8	1.5	42.2	51.5	5.7	0.5
群馬県	45.9	43.1	9.6	1.4	32.7	46.6	18.0	2.7	32.3	47.6	17.7	2.4	38.4	48.6	11.5	1.4
埼玉県	54.4	37.5	6.9	1.1	42.5	41.6	13.4	2.5	42.1	42.3	12.9	2.6	48.6	41.9	7.9	1.7
千葉県	46.3	43.2	9.0	1.5	33.7	47.1	16.1	3.0	34.4	47.4	15.3	2.9	40.5	48.5	9.5	1.5
東京都	53.9	38.2	6.9	1.0	42.6	43.0	12.5	1.9	42.3	43.2	12.3	2.1	49.0	41.8	7.9	1.3
神奈川県	48.0	41.4	8.9	1.8	38.2	44.0	14.8	3.0	37.5	45.1	14.4	3.0	42.4	45.3	10.4	1.9
新潟県	49.8	41.2	7.7	1.3	35.1	45.9	16.3	2.7	35.0	46.7	15.3	3.0	41.6	46.6	9.9	1.9
富山県	51.3	40.8	7.2	0.7	36.8	44.7	16.3	2.2	39.1	44.6	14.6	1.7	44.9	44.8	9.4	0.8
石川県	51.1	42.4	5.9	0.7	38.9	47.5	12.1	1.6	38.6	48.4	11.4	1.6	45.0	46.9	7.2	0.9
福井県	51.4	40.1	7.7	0.9	36.8	44.6	16.3	2.3	38.4	44.9	14.4	2.4	45.9	43.5	9.4	1.2
山梨県	50.7	40.3	8.0	0.9	39.6	44.6	14.0	1.8	41.2	44.6	12.5	1.7	47.1	43.6	8.3	1.0
長野県	56.1	34.8	7.5	1.6	43.3	39.7	14.1	3.0	43.4	39.6	14.0	3.0	46.8	40.8	10.4	2.0
岐阜県	48.6	43.3	7.1	0.9	37.1	47.9	13.2	1.9	37.7	47.8	12.6	1.9	45.1	45.9	8.0	1.1
静岡県	47.6	43.5	7.8	1.1	34.2	48.9	14.7	2.3	35.8	48.8	13.4	2.0	41.9	48.8	8.4	0.9
愛知県	42.5	45.6	10.2	1.7	30.3	48.5	17.7	3.5	31.2	48.4	17.1	3.4	36.7	50.5	10.9	1.9
三重県	53.2	40.0	6.0	0.8	42.3	45.5	11.0	1.3	41.1	46.5	10.9	1.5	47.2	45.2	6.8	0.8
滋賀県	53.8	40.1	5.5	0.6	40.9	47.9	9.8	1.4	39.6	48.9	10.0	1.5	47.3	45.6	6.2	0.9
京都府	53.6	37.8	7.6	0.9	40.8	43.5	13.8	1.9	41.3	42.9	13.5	2.3	48.1	42.1	8.7	1.2
大阪府	51.1	38.5	8.8	1.5	39.0	43.0	15.0	2.9	37.5	44.3	15.1	3.1	42.8	45.6	9.8	1.8
兵庫県	53.9	37.3	7.4	1.4	41.6	42.1	13.6	2.7	41.3	43.1	13.0	2.6	45.7	43.5	9.2	1.7
奈良県	47.2	42.5	8.9	1.4	35.3	45.1	16.6	2.9	34.7	46.6	15.5	3.2	38.8	48.6	10.6	2.0
和歌山県	47.0	42.3	9.3	1.4	34.3	44.1	18.6	3.0	34.7	45.4	16.9	3.1	40.4	46.9	10.9	1.9
鳥取県	41.0	50.9	8.0	0.1	29.8	55.2	14.8	0.2	30.3	55.6	13.9	0.2	34.1	56.7	9.0	0.3
島根県	48.7	41.4	8.7	1.2	35.2	43.9	17.4	3.5	36.8	44.5	16.0	2.8	39.5	47.0	11.8	1.7
岡山県	61.6	32.9	5.0	0.6	54.0	36.8	8.0	1.1	53.3	37.8	7.8	1.1	58.2	36.6	4.7	0.5
広島県	49.8	39.7	8.8	1.8	38.0	43.3	15.6	3.1	37.7	44.0	15.3	3.1	44.5	44.0	9.5	1.9
山口県	54.6	37.5	7.0	0.9	42.3	41.4	14.0	2.2	40.9	43.0	13.7	2.4	45.8	42.8	10.0	1.3
徳島県	63.3	31.6	4.8	0.3	51.8	38.5	9.0	0.7	51.9	38.9	8.5	0.7	58.7	36.4	4.6	0.3
香川県	43.8	45.4	9.5	1.3	29.9	48.4	18.6	3.1	29.8	49.4	17.8	3.1	36.8	50.6	10.8	1.8
愛媛県	72.5	26.6	0.9	0.1	63.5	34.7	1.7	0.2	63.4	34.9	1.6	0.2	69.1	29.9	0.9	0.1
高知県	43.0	48.2	8.1	0.8	30.9	52.9	14.5	1.6	30.3	53.4	14.6	1.8	34.9	53.1	10.7	1.3
福岡県	52.9	36.9	8.9	1.3	39.8	41.7	15.5	3.0	40.7	41.6	14.6	3.1	47.5	41.6	9.5	1.4

佐賀県	65.5	29.1	4.5	1.0	51.5	37.1	10.0	1.4	52.6	37.3	8.8	1.3	58.0	35.9	5.3	0.8
長崎県	46.4	44.1	8.5	1.0	32.3	48.4	17.0	2.4	33.0	48.9	15.8	2.3	37.8	50.6	10.4	1.2
熊本県	56.4	38.3	4.7	0.6	43.2	46.9	8.8	1.1	42.1	47.6	9.2	1.2	48.1	46.1	5.2	0.6
大分県	60.7	32.8	5.8	0.8	53.8	36.3	8.7	1.2	51.6	37.3	9.9	1.3	58.4	34.5	6.5	0.6
宮崎県	40.5	49.6	8.6	1.3	33.4	50.3	13.9	2.5	30.3	52.1	15.0	2.5	29.1	57.6	11.8	1.5
鹿児島県	49.6	40.6	8.6	1.2	38.6	43.1	16.0	2.3	38.6	44.2	14.8	2.3	42.3	45.9	10.6	1.2
沖縄県	53.1	39.2	6.6	1.0	36.5	45.7	15.7	2.0	37.2	45.4	15.1	2.2	42.1	46.6	9.8	1.4
合計	51.3	39.8	7.7	1.2	39.5	44.0	14.2	2.4	39.6	44.4	13.6	2.4	45.2	44.6	8.9	1.4

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（小学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】

（令和８年３月１日現在）

都道府県別（小学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	57.6	34.9	6.8	0.6	48.5	39.1	11.3	1.1	50.4	38.1	10.4	1.0	58.1	35.7	5.7	0.5
青森県	41.1	49.7	8.5	0.7	32.8	51.2	14.5	1.5	32.4	51.6	14.4	1.6	36.5	53.6	9.1	0.8
岩手県	37.6	49.4	11.9	1.0	27.8	49.2	20.7	2.3	27.2	50.4	20.4	2.0	36.2	51.9	11.3	0.6
宮城県	38.0	51.4	9.8	0.8	31.2	52.9	14.6	1.3	29.8	54.1	14.8	1.2	35.5	55.7	8.2	0.6
秋田県	39.5	51.2	8.7	0.6	29.7	52.5	16.3	1.6	29.3	53.2	15.8	1.7	36.8	54.3	8.3	0.6
山形県	50.3	41.6	7.5	0.7	38.9	45.7	13.9	1.5	40.4	45.0	13.2	1.4	46.9	45.1	7.6	0.4
福島県	46.4	44.8	8.1	0.6	36.7	48.4	13.6	1.4	36.0	48.8	13.8	1.4	47.1	46.6	5.9	0.4
茨城県	83.5	15.2	1.2	0.1	78.7	19.0	2.2	0.1	78.9	18.8	2.1	0.2	84.4	14.7	0.9	0.1
栃木県	48.9	43.6	6.9	0.6	39.0	47.0	12.6	1.4	39.4	47.3	11.9	1.4	50.5	44.6	4.6	0.3
群馬県	45.3	44.2	9.6	0.8	34.4	47.3	16.4	1.9	32.9	49.0	16.3	1.8	41.7	48.4	9.2	0.7
埼玉県	55.4	37.4	6.3	0.9	45.2	41.9	11.2	1.7	44.8	42.6	10.9	1.7	52.5	41.0	5.6	0.9
千葉県	45.7	44.9	8.4	1.0	36.0	48.4	13.8	1.8	35.5	49.2	13.5	1.7	43.4	48.9	7.0	0.7
東京都	56.6	36.9	5.9	0.7	46.9	41.6	10.2	1.3	45.7	42.7	10.2	1.4	53.7	40.0	5.6	0.7
神奈川県	47.9	41.8	8.9	1.4	39.8	44.7	13.4	2.1	37.8	46.3	13.7	2.2	45.1	45.2	8.6	1.1
新潟県	53.0	40.8	5.4	0.8	40.3	47.4	10.9	1.4	39.2	48.2	11.2	1.4	47.7	45.9	5.7	0.8
富山県	56.6	37.1	5.6	0.7	44.3	41.5	12.6	1.6	45.5	41.3	11.7	1.5	55.3	38.3	5.9	0.6
石川県	55.2	38.6	5.4	0.8	46.5	42.8	9.3	1.4	44.6	45.1	9.2	1.2	53.5	41.6	4.4	0.6
福井県	52.2	40.8	6.5	0.5	40.6	45.6	12.5	1.3	40.6	45.4	12.7	1.4	50.5	42.4	6.5	0.5
山梨県	53.4	38.5	7.4	0.7	43.6	43.2	11.8	1.4	44.0	43.5	11.2	1.3	52.4	40.9	6.2	0.5
長野県	54.7	35.7	8.3	1.4	41.1	40.4	15.5	3.0	40.2	40.7	16.0	3.2	46.3	41.9	10.3	1.5
岐阜県	53.1	40.3	5.7	0.9	43.9	44.1	10.5	1.5	42.6	45.1	10.7	1.6	53.2	41.1	5.0	0.7
静岡県	46.5	43.3	9.1	1.1	35.6	48.3	14.2	1.9	35.6	48.6	13.9	1.9	43.1	48.2	7.9	0.8
愛知県	43.0	44.3	11.2	1.5	32.7	46.4	17.9	3.0	32.6	46.5	17.9	3.0	40.4	48.2	10.0	1.4
三重県	54.8	39.5	4.9	0.8	44.7	45.6	8.8	0.9	43.0	46.7	9.2	1.1	51.8	42.9	4.7	0.6
滋賀県	55.2	39.3	5.1	0.4	43.7	46.8	8.7	0.9	41.4	47.9	9.6	1.1	51.0	43.7	4.8	0.5
京都府	52.6	38.9	7.7	0.8	42.0	43.9	12.3	1.8	40.4	44.4	13.0	2.2	49.0	42.8	7.4	0.9
大阪府	50.3	39.9	8.6	1.2	40.3	44.1	13.6	2.0	38.6	45.8	13.5	2.1	46.8	44.6	7.5	1.1
兵庫県	58.5	34.8	5.9	0.8	48.1	40.1	10.3	1.5	47.0	41.4	9.9	1.7	52.7	40.8	5.7	0.8
奈良県	46.8	42.5	9.5	1.2	37.2	45.8	14.7	2.4	35.5	46.1	15.8	2.7	39.6	48.2	10.5	1.7
和歌山県	50.2	41.6	7.7	0.5	39.6	44.4	14.6	1.4	38.3	46.8	13.5	1.4	45.8	46.8	6.9	0.4
鳥取県	39.9	52.5	7.6	0.0	31.6	56.0	12.4	0.0	31.3	56.5	12.2	0.0	37.3	56.4	6.3	0.0
島根県	49.5	41.8	7.7	0.9	39.2	45.3	13.3	2.2	39.4	45.4	13.3	2.0	46.4	45.7	6.9	0.9
岡山県	56.7	36.2	6.3	0.8	51.1	39.0	8.8	1.0	48.4	41.3	9.2	1.1	55.7	39.0	4.7	0.5
広島県	48.0	42.5	8.4	1.1	39.0	45.8	13.3	1.9	37.1	47.0	13.9	2.0	46.7	45.4	7.0	0.9
山口県	55.3	39.3	4.9	0.5	45.8	45.3	8.0	0.9	43.0	47.0	9.0	1.0	50.7	43.7	5.2	0.5
徳島県	52.2	40.7	6.7	0.4	42.1	45.9	11.6	0.5	40.7	47.1	11.6	0.7	48.9	45.1	5.8	0.2
香川県	43.4	46.2	9.1	1.2	31.9	48.8	17.2	2.2	30.6	50.0	16.8	2.5	42.6	47.6	8.7	1.1
愛媛県	73.4	25.7	0.9	0.0	66.0	32.5	1.5	0.0	65.0	33.4	1.6	0.1	72.0	27.2	0.8	0.0
高知県	42.8	48.3	8.1	0.8	34.5	53.5	11.1	0.9	31.7	54.2	12.4	1.6	40.4	51.9	6.8	0.8
福岡県	54.2	36.1	8.7	1.0	43.1	40.5	14.1	2.3	43.1	40.6	13.7	2.7	50.9	40.9	7.4	0.8

佐賀県	68.7	27.0	3.7	0.6	57.5	34.0	7.6	0.9	56.3	35.5	7.3	0.9	62.9	32.4	4.1	0.5
長崎県	48.7	42.3	8.0	1.0	37.0	46.6	14.7	1.7	36.6	47.4	14.2	1.8	44.9	46.9	7.4	0.8
熊本県	54.3	40.3	4.8	0.6	43.3	47.7	8.1	0.8	39.7	50.1	9.3	0.9	47.1	47.7	4.7	0.5
大分県	65.1	30.5	4.1	0.3	60.3	33.5	5.7	0.5	57.8	34.9	6.9	0.4	67.1	29.2	3.5	0.1
宮崎県	40.7	50.3	8.0	1.0	35.6	51.7	11.3	1.4	30.1	54.2	13.8	1.9	31.8	57.8	9.7	0.7
鹿児島県	56.1	36.4	6.8	0.7	48.3	39.6	10.9	1.2	46.4	40.6	11.5	1.5	49.6	42.8	7.0	0.6
沖縄県	52.4	40.1	6.8	0.7	39.3	45.8	13.5	1.5	39.6	45.1	13.7	1.6	47.7	45.2	6.4	0.7
合計	52.1	39.6	7.4	0.9	42.4	43.7	12.3	1.6	41.5	44.5	12.3	1.7	49.2	43.3	6.7	0.8

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（中学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】

（令和８年３月１日現在）

都道府県別（中学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	60.8	30.8	7.6	0.9	49.2	35.0	13.5	2.2	52.7	34.3	11.3	1.7	57.6	33.3	8.0	1.1
青森県	41.5	47.5	9.6	1.5	28.3	50.5	17.9	3.3	29.4	50.7	16.7	3.1	30.8	53.5	13.8	2.0
岩手県	42.9	42.9	12.1	2.1	29.7	43.2	22.8	4.4	30.3	45.7	20.4	3.6	34.2	49.6	14.3	2.0
宮城県	39.5	46.0	12.7	1.8	28.6	47.2	21.1	3.0	28.5	49.3	19.2	3.0	32.5	51.7	14.4	1.4
秋田県	47.1	46.0	6.4	0.6	32.0	51.4	15.0	1.5	33.8	51.9	13.2	1.1	35.7	52.6	11.0	0.7
山形県	44.3	41.4	11.4	2.9	31.7	42.9	20.7	4.6	35.6	44.0	17.0	3.5	38.8	45.4	13.5	2.3
福島県	50.4	38.4	9.5	1.6	37.1	41.3	18.0	3.5	37.7	42.5	16.9	3.0	43.7	43.2	11.2	1.8
茨城県	84.7	14.1	1.1	0.1	78.6	19.1	2.2	0.1	79.8	18.2	1.9	0.1	82.8	15.9	1.3	0.1
栃木県	48.4	42.8	8.0	0.9	36.3	46.1	15.4	2.3	37.5	47.4	13.1	1.9	45.5	46.1	7.6	0.8
群馬県	48.5	40.1	9.5	1.9	35.0	44.9	16.7	3.4	34.8	46.4	16.5	2.2	38.9	48.7	11.0	1.4
埼玉県	55.0	35.9	7.7	1.4	41.7	40.2	15.1	3.0	42.3	41.9	13.3	2.5	48.0	41.7	8.9	1.4
千葉県	45.3	41.6	11.1	2.0	30.7	44.9	19.8	4.6	32.5	45.3	18.0	4.2	37.9	47.8	12.3	2.0
東京都	53.4	38.0	7.4	1.2	41.4	42.6	13.5	2.4	43.1	42.7	12.3	1.9	49.6	41.4	7.9	1.1
神奈川県	48.9	39.6	9.2	2.3	38.1	42.3	15.9	3.7	38.4	43.3	15.0	3.3	42.2	44.4	11.0	2.4
新潟県	51.8	39.8	7.5	0.9	35.4	45.8	16.6	2.2	34.9	47.2	15.6	2.2	40.7	46.7	11.3	1.3
富山県	41.1	45.9	11.9	1.1	26.1	45.3	24.0	4.6	29.1	47.6	20.6	2.7	33.3	50.5	14.8	1.4
石川県	52.2	39.7	7.3	0.8	38.1	45.5	14.3	2.0	39.2	46.1	12.7	2.0	45.0	45.1	8.6	1.3
福井県	50.9	40.6	7.1	1.4	36.9	46.0	14.8	2.3	39.7	46.7	11.9	1.8	47.5	43.4	8.2	0.9
山梨県	53.8	35.9	9.3	0.9	44.4	39.1	14.2	2.3	48.5	37.4	12.3	1.7	53.7	37.2	8.0	1.1
長野県	59.5	30.4	7.3	2.8	45.7	35.1	15.1	4.2	47.1	36.6	12.9	3.4	48.8	37.8	10.6	2.8
岐阜県	52.0	41.8	5.7	0.6	40.3	46.9	11.7	1.2	40.2	47.2	11.7	0.9	49.0	43.8	6.7	0.5
静岡県	44.9	42.9	10.3	1.9	31.1	45.9	19.2	3.9	32.4	47.1	17.1	3.4	36.0	49.7	12.7	1.6
愛知県	44.9	44.0	9.4	1.7	30.8	46.9	18.0	4.3	32.5	47.6	16.4	3.5	37.9	49.4	10.9	1.8
三重県	55.9	38.0	5.5	0.7	45.4	42.9	10.5	1.2	43.5	44.7	10.5	1.3	48.5	44.8	6.0	0.6
滋賀県	52.3	40.9	6.3	0.6	38.1	48.4	12.1	1.4	36.6	50.4	11.7	1.3	43.3	47.7	8.3	0.7
京都府	53.5	36.6	8.5	1.4	40.4	42.6	14.5	2.5	40.6	42.0	14.9	2.5	44.7	43.4	10.4	1.5
大阪府	51.4	37.6	8.9	2.1	37.0	42.4	16.6	4.0	36.7	43.5	16.0	3.8	41.5	45.3	11.1	2.1
兵庫県	52.2	37.0	8.8	2.0	39.5	41.6	14.9	4.0	39.7	42.9	14.2	3.3	44.6	43.2	10.3	1.9
奈良県	49.6	39.1	9.2	2.0	35.6	42.2	18.0	4.2	32.8	46.1	16.5	4.6	38.9	46.5	12.0	2.7
和歌山県	50.8	39.8	8.4	1.0	37.5	43.1	17.3	2.0	38.3	44.0	15.5	2.2	42.9	46.5	9.7	0.9
鳥取県	41.9	47.1	10.6	0.5	30.2	50.9	18.3	0.6	29.0	53.2	17.2	0.6	30.6	55.7	12.9	0.8
島根県	50.3	37.6	10.2	1.8	37.2	39.2	18.3	5.3	39.7	41.7	15.4	3.2	39.5	45.1	13.5	1.8
岡山県	51.2	40.4	7.6	0.8	40.9	43.3	13.4	2.4	41.7	43.9	12.3	2.0	44.2	46.0	8.8	1.0
広島県	45.8	40.2	10.9	3.0	31.0	45.0	19.2	4.7	32.4	45.3	18.2	4.1	38.2	46.8	12.6	2.4
山口県	49.9	39.9	8.8	1.3	35.6	43.9	17.7	2.8	34.4	45.0	17.7	2.9	40.9	45.0	12.3	1.8
徳島県	55.1	38.0	6.5	0.5	38.5	46.6	13.3	1.5	39.5	47.4	11.9	1.3	47.1	45.2	7.2	0.4
香川県	43.0	42.2	12.6	2.1	26.8	41.1	26.1	5.9	25.8	44.0	25.1	5.1	30.6	50.0	16.3	3.1
愛媛県	67.3	30.7	1.7	0.2	56.7	39.5	3.4	0.5	57.0	39.5	3.0	0.5	63.0	34.8	1.9	0.3
高知県	48.9	44.7	6.1	0.4	35.8	51.8	11.4	1.0	35.2	53.1	11.0	0.7	38.0	52.7	8.9	0.5
福岡県	50.7	36.8	10.5	2.0	36.8	40.2	18.8	4.3	38.6	40.6	17.2	3.7	44.6	40.8	12.7	2.0

佐賀県	64.8	29.0	5.6	0.7	48.0	37.0	12.9	2.2	50.9	35.7	11.8	1.6	55.8	36.5	7.0	0.7
長崎県	49.4	41.1	8.6	0.9	35.0	45.8	16.8	2.4	35.3	47.5	15.1	2.2	39.3	48.1	11.3	1.3
熊本県	54.2	39.0	5.8	1.0	40.5	46.8	10.8	1.9	40.9	46.5	10.6	1.9	45.9	46.3	6.8	1.0
大分県	59.8	33.0	6.0	1.2	52.9	36.3	9.2	1.6	51.6	36.4	10.2	1.8	58.8	34.0	6.6	0.7
宮崎県	37.5	49.8	11.0	1.7	29.5	50.9	16.8	2.8	28.2	51.3	17.8	2.7	25.1	58.2	14.9	1.8
鹿児島県	51.0	39.5	8.5	1.1	39.6	42.4	15.9	2.1	39.0	44.5	14.5	1.9	41.3	45.1	12.6	1.0
沖縄県	58.1	35.3	6.0	0.7	41.9	42.1	14.5	1.5	42.2	43.3	13.0	1.5	47.2	43.6	8.4	0.8
合計	51.5	38.5	8.5	1.5	38.6	42.5	15.7	3.1	39.5	43.4	14.5	2.7	44.3	44.0	10.2	1.5

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（義務教育学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】

（令和８年３月１日現在）

都道府県別（義務教育学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	69.9	24.3	5.2	0.5	57.3	31.0	10.7	1.0	58.2	31.6	8.9	1.2	65.0	30.1	4.3	0.6
青森県	47.8	48.7	3.6	0.0	30.8	54.0	15.2	0.0	31.3	50.9	17.0	0.9	38.8	53.6	7.6	0.0
岩手県	44.2	48.7	7.1	0.0	41.7	35.9	15.4	7.1	33.3	47.4	19.2	0.0	27.6	60.3	12.2	0.0
宮城県	44.7	45.7	9.0	0.6	31.6	49.8	17.3	1.3	24.5	56.3	18.1	1.1	28.5	55.6	15.2	0.6
秋田県	48.0	43.4	8.2	0.4	32.8	52.0	14.8	0.4	24.2	59.8	16.0	0.0	30.5	60.2	9.0	0.4
山形県	68.0	26.2	4.9	1.0	39.1	49.3	10.9	0.7	35.0	44.9	15.5	4.6	57.0	39.6	3.2	0.2
福島県	46.2	45.2	8.0	0.5	36.7	46.9	15.0	1.4	33.8	47.3	17.7	1.2	38.8	51.4	9.1	0.6
茨城県	84.5	14.8	0.6	0.0	74.6	23.7	1.7	0.0	80.4	18.7	0.8	0.1	78.6	20.6	0.9	0.0
栃木県	43.7	49.6	5.5	1.2	31.7	52.8	12.6	2.8	34.7	49.6	12.8	3.0	50.0	41.0	7.7	1.3
群馬県	44.7	49.3	6.0	0.0	33.6	53.0	13.0	0.5	35.0	52.8	10.9	1.4	39.4	52.3	7.4	0.9
埼玉県	35.7	49.8	12.1	2.4	31.0	43.6	19.8	5.7	29.5	48.6	16.4	5.5	33.3	53.3	11.4	1.9
千葉県	47.3	42.0	9.0	1.7	39.8	43.3	13.5	3.3	44.0	39.0	12.8	4.2	50.2	45.0	4.2	0.7
東京都	53.9	36.7	7.7	1.7	44.1	41.8	11.7	2.3	40.6	45.5	11.7	2.1	47.3	42.5	8.2	2.0
神奈川県	70.6	25.5	3.8	0.0	61.3	33.4	5.2	0.1	59.1	36.1	4.8	0.0	56.9	38.6	4.1	0.4
新潟県	55.5	30.5	10.0	4.1	55.5	29.5	8.6	6.4	62.7	25.5	7.3	4.5	72.3	20.0	4.5	3.2
富山県	55.1	33.0	9.8	2.2	40.9	35.5	17.4	6.2	45.3	37.0	12.7	5.1	56.9	32.6	8.7	1.8
石川県	59.6	36.3	4.2	0.0	56.3	36.7	7.1	0.0	50.0	39.2	10.4	0.4	45.8	46.3	7.9	0.0
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	77.6	20.7	1.7	0.0	66.4	26.0	6.9	0.7	62.1	33.1	4.5	0.2	69.3	26.4	4.3	0.0
岐阜県	50.6	45.3	3.6	0.5	46.2	44.3	9.4	0.1	45.2	43.7	10.9	0.3	49.1	47.5	3.3	0.1
静岡県	35.8	46.6	16.8	0.9	21.1	45.7	27.2	6.0	25.4	38.8	28.4	7.3	33.6	43.1	19.8	3.4
愛知県	28.7	59.6	11.2	0.5	18.1	61.2	19.1	1.6	18.6	62.2	17.0	2.1	21.8	66.0	11.7	0.5
三重県	100.0	0.0	0.0	0.0	82.4	17.6	0.0	0.0	69.4	16.7	13.9	0.0	72.2	16.7	11.1	0.0
滋賀県	48.2	42.1	8.8	0.9	39.5	42.5	17.5	0.4	34.6	46.9	15.4	3.1	49.1	40.8	10.1	0.0
京都府	56.9	38.9	3.6	0.7	46.8	42.3	9.1	1.8	44.4	45.4	8.6	1.6	51.6	44.2	3.4	0.8
大阪府	62.7	29.4	7.1	0.9	51.7	35.8	10.4	2.1	49.7	36.7	11.4	2.2	53.6	37.6	7.1	1.7
兵庫県	50.8	32.2	10.6	6.4	42.1	39.1	11.3	7.5	38.9	38.3	13.7	9.0	54.7	31.1	9.5	4.7
奈良県	58.3	31.6	9.2	0.9	41.9	41.3	15.0	1.8	46.3	36.3	15.9	1.5	50.5	36.6	11.9	1.0
和歌山県	62.5	36.3	1.3	0.0	57.5	40.6	1.9	0.0	56.9	41.9	1.3	0.0	69.4	30.6	0.0	0.0
鳥取県	41.0	49.4	9.6	0.0	34.2	50.6	15.2	0.0	32.8	51.0	16.2	0.0	35.4	54.0	10.6	0.0
島根県	75.8	20.2	3.6	0.4	64.7	29.8	5.2	0.4	78.2	20.6	1.2	0.0	80.2	19.8	0.0	0.0
岡山県	52.9	42.6	4.1	0.4	48.4	41.0	9.0	1.6	45.3	44.8	8.8	1.1	48.9	44.6	4.1	2.3
広島県	52.9	37.8	7.6	1.7	38.7	48.8	10.9	1.6	39.3	48.9	10.2	1.6	42.3	50.4	6.6	0.7
山口県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高知県	45.8	47.9	6.3	0.0	39.6	50.8	9.6	0.0	35.0	52.5	11.3	1.3	39.6	55.4	4.6	0.4
福岡県	36.2	47.2	14.0	2.6	23.9	46.3	24.2	5.7	23.3	48.1	22.7	5.9	28.3	54.0	16.0	1.8

佐賀県	75.1	22.0	2.9	0.0	64.4	29.8	5.3	0.6	66.1	29.5	3.7	0.7	67.9	29.7	2.1	0.3
長崎県	69.3	25.0	5.7	0.0	56.8	36.4	6.8	0.0	55.7	38.6	5.7	0.0	67.0	28.4	4.5	0.0
熊本県	67.0	31.9	1.0	0.0	50.0	42.4	7.6	0.0	45.5	50.3	4.2	0.0	56.3	41.7	2.1	0.0
大分県	64.4	30.5	5.1	0.0	53.4	41.8	4.8	0.0	57.5	37.3	4.5	0.7	66.1	33.2	0.7	0.0
宮崎県	35.4	60.1	4.5	0.0	26.5	60.9	12.1	0.5	26.8	61.9	10.6	0.8	31.8	61.1	6.1	1.0
鹿児島県	54.0	41.1	4.8	0.1	41.3	49.9	8.5	0.3	41.2	50.5	7.0	1.3	46.4	47.7	5.2	0.7
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	58.7	34.1	6.2	1.0	47.9	39.5	10.7	1.8	47.6	39.8	10.5	2.0	53.0	39.5	6.5	1.1

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（高等学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】

（令和８年３月１日現在）

都道府県別（高等学校）	大項目Ａ 平均								大項目Ｂ 平均								大項目Ｃ 平均								大項目Ｄ 平均							
	できる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ややできる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	あまりできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ほとんどできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	できる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ややできる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	あまりできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ほとんどできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	できる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ややできる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	あまりできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ほとんどできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	できる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ややできる	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	あまりできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）	ほとんどできない	（専門学科・総合学科単独及び総合校）
北海道	57.9	62.5	34.4	30.4	6.8	6.4	0.9	0.7	45.1	49.1	37.7	34.0	14.9	14.8	2.2	2.0	47.8	53.0	37.3	33.4	12.9	12.0	2.0	1.7	52.4	57.0	38.0	34.0	8.7	8.1	0.9	0.9
青森県	50.9	51.2	40.1	38.9	7.9	8.5	1.0	1.3	35.2	36.2	44.4	43.1	17.8	18.0	2.6	2.6	36.6	39.0	45.8	43.7	15.1	14.6	2.5	2.6	38.0	39.4	48.5	47.2	11.5	11.2	1.9	2.3
岩手県	60.5	62.1	35.3	34.2	3.8	3.3	0.5	0.3	43.1	45.7	45.8	43.7	9.8	9.3	1.4	1.2	47.3	50.3	43.7	41.5	7.9	7.0	1.1	1.1	50.3	51.6	43.3	42.5	5.6	5.2	0.8	0.8
宮城県	48.6	48.4	44.1	44.5	6.5	6.2	0.8	0.8	33.5	32.6	48.1	49.4	15.9	15.7	2.5	2.3	34.7	35.4	48.6	48.7	14.3	13.6	2.4	2.3	36.7	36.4	51.7	51.8	10.3	10.4	1.3	1.4
秋田県	40.2	41.5	47.6	46.8	11.1	10.6	1.1	1.1	25.0	26.0	48.2	49.2	23.7	22.0	3.1	2.9	28.0	30.0	48.7	49.6	20.1	17.8	3.2	2.7	28.4	31.0	53.8	52.6	16.3	14.9	1.5	1.5
山形県	46.9	46.9	43.9	44.1	8.0	7.7	1.2	1.3	30.4	30.4	46.9	46.9	18.4	18.1	4.3	4.5	34.4	34.9	46.6	46.4	15.8	15.3	3.2	3.4	34.7	35.8	48.5	47.5	14.8	14.5	2.1	2.2
福島県	40.6	41.9	46.3	44.7	11.2	11.5	1.9	2.0	27.1	27.5	45.2	45.8	22.8	22.0	4.9	4.7	30.2	31.9	45.9	45.5	19.4	18.4	4.5	4.2	33.6	35.4	49.5	47.9	14.5	14.3	2.3	2.4
茨城県	63.6	61.1	32.5	35.1	3.7	3.6	0.3	0.2	51.6	47.2	39.7	43.5	7.8	8.3	0.9	1.0	53.8	51.5	37.9	40.2	7.2	7.5	1.1	0.8	57.8	55.5	36.6	38.8	5.1	5.3	0.5	0.5
栃木県	38.9	40.9	56.5	55.3	4.1	3.5	0.5	0.3	27.3	29.4	60.2	57.7	10.9	11.6	1.6	1.3	32.0	35.9	57.1	54.2	9.6	9.0	1.3	0.9	30.9	33.1	62.9	61.1	5.8	5.4	0.4	0.5
群馬県	50.8	52.5	40.8	40.6	7.3	6.4	1.1	0.5	33.8	36.9	46.2	46.2	17.3	14.7	2.8	2.1	35.5	40.5	46.0	44.9	16.3	13.0	2.1	1.6	40.9	44.7	46.6	44.8	11.1	9.5	1.4	1.0
埼玉県	59.3	58.9	33.6	34.8	6.0	5.7	1.1	0.7	45.9	45.0	39.3	40.0	12.5	12.8	2.3	2.2	45.8	45.3	40.0	40.7	11.9	11.8	2.3	2.2	50.9	50.6	39.7	40.1	7.8	7.7	1.6	1.6
千葉県	51.5	53.7	40.0	38.6	7.5	6.9	1.1	0.7	35.6	39.3	46.0	44.6	15.7	13.8	2.8	2.3	37.3	41.2	46.1	44.4	14.0	12.5	2.7	2.0	41.0	44.5	47.1	44.8	10.4	9.6	1.4	1.0
東京都	54.4	54.1	36.5	37.2	7.4	7.1	1.6	1.5	40.2	39.4	43.0	44.5	14.1	13.7	2.7	2.4	40.3	40.6	41.7	43.7	14.4	12.4	3.6	3.3	43.0	44.2	42.7	43.5	11.7	9.7	2.6	2.6
神奈川県	54.6	53.4	39.3	39.5	5.4	6.1	0.8	1.0	42.1	39.7	44.2	44.8	11.7	13.6	1.9	1.9	43.7	43.9	43.6	42.7	10.9	11.4	1.8	2.0	45.9	43.9	44.3	45.4	8.6	9.4	1.2	1.4
新潟県	49.7	49.0	37.5	36.9	9.9	10.3	2.9	3.8	31.5	33.1	40.9	40.4	22.4	21.8	5.3	4.6	35.0	37.2	42.2	40.3	18.4	18.0	4.4	4.4	40.8	41.0	44.2	42.4	12.2	13.1	2.8	3.5
富山県	56.8	55.8	37.5	38.7	5.2	5.0	0.4	0.5	40.1	39.0	45.9	46.8	12.4	12.4	1.6	1.8	45.3	45.0	43.8	44.0	9.8	9.7	1.0	1.2	46.1	44.9	45.4	46.7	7.5	7.3	0.9	1.1
石川県	46.6	46.7	48.3	47.6	4.6	5.2	0.4	0.5	31.0	31.2	54.5	53.6	13.1	13.3	1.4	2.0	33.1	34.5	54.3	52.9	11.4	11.1	1.2	1.5	36.1	37.5	54.3	53.4	8.7	8.1	0.8	1.0
福井県	56.4	59.3	35.2	32.9	7.8	7.3	0.7	0.5	37.5	41.0	40.6	39.2	19.2	17.4	2.7	2.3	41.5	45.4	41.9	39.1	14.2	13.3	2.4	2.1	44.8	48.5	43.9	41.3	10.1	9.4	1.2	0.8
山梨県	44.1	40.3	45.5	47.9	8.7	9.7	1.7	2.1	31.3	27.6	48.3	49.8	18.1	19.9	2.3	2.7	33.7	30.8	49.2	50.7	15.1	16.3	2.0	2.2	34.5	31.4	50.8	52.4	13.0	14.1	1.8	2.0
長野県	63.0	64.1	33.9	32.4	2.9	3.2	0.2	0.3	52.2	52.7	42.2	40.8	5.1	5.8	0.6	0.7	53.4	54.7	39.9	38.1	6.0	6.3	0.7	0.9	54.6	55.9	39.8	38.0	5.1	5.5	0.5	0.6
岐阜県	44.4	45.3	45.8	45.3	8.6	8.3	1.2	1.1	29.5	31.0	52.8	51.5	14.9	14.6	2.8	2.9	33.7	36.5	51.2	49.2	12.5	12.0	2.5	2.4	35.2	37.6	52.4	50.5	10.7	10.4	1.7	1.5
静岡県	56.3	57.0	40.3	39.7	3.1	3.0	0.3	0.3	40.2	40.8	49.7	49.1	8.9	8.9	1.2	1.2	45.3	47.2	47.3	45.5	6.7	6.5	0.8	0.8	50.5	50.9	44.7	44.4	4.4	4.2	0.4	0.4
愛知県	41.3	41.5	48.4	48.0	8.6	8.7	1.7	1.8	28.2	28.9	53.2	52.5	15.5	15.4	3.1	3.2	30.0	31.5	52.9	52.0	14.3	13.8	2.8	2.7	31.0	31.6	55.4	54.9	11.5	11.3	2.0	2.1
三重県	49.5	50.7	41.7	40.4	7.8	7.9	1.0	1.1	36.1	36.5	46.6	45.5	15.1	15.8	2.2	2.2	37.0	38.2	47.6	46.0	13.3	13.6	2.1	2.3	39.3	40.0	48.7	47.6	10.7	11.0	1.3	1.3
滋賀県	59.0	55.1	37.6	41.2	3.0	3.3	0.4	0.4	43.9	40.4	48.9	52.5	6.0	5.8	1.2	1.3	46.0	43.5	47.4	49.9	5.5	5.4	1.0	1.2	51.6	46.8	44.2	48.4	3.8	4.4	0.4	0.4
京都府	62.9	64.9	31.5	29.7	5.1	5.0	0.5	0.4	46.5	48.5	40.2	38.6	12.2	11.8	1.1	1.1	51.4	54.2	37.2	35.2	10.0	9.1	1.4	1.6	57.2	59.6	34.9	33.1	7.1	6.4	0.8	0.9
大阪府	56.5	57.7	34.9	34.6	7.4	6.6	1.3	1.1	42.5	44.9	40.8	40.5	13.3	11.6	3.4	3.0	42.1	44.7	42.0	41.6	12.7	10.8	3.2	2.9	40.2	41.9	47.1	46.6	10.5	9.3	2.2	2.2
兵庫県	51.9	50.8	39.9	40.6	7.1	7.2	1.2	1.4	36.0	35.3	45.4	46.6	15.6	15.2	3.0	2.9	37.2	36.8	46.0	46.4	14.2	14.3	2.6	2.6	38.5	38.2	47.6	47.7	11.8	11.9	2.1	2.1
奈良県	51.7	51.7	42.6	42.3	5.0	5.3	0.7	0.7	38.3	37.8	46.5	46.5	13.5	13.6	1.7	2.0	41.3	42.1	47.0	46.5	10.3	10.2	1.4	1.1	43.3	43.3	49.3	49.1	6.5	6.9	0.9	0.7
和歌山県	47.3	46.4	41.8	42.4	9.6	9.8	1.3	1.4	29.7	28.5	45.0	45.7	21.7	22.0	3.6	3.7	33.2	32.1	44.6	45.1	18.9	19.4	3.3	3.5	37.4	35.7	47.0	48.2	13.3	13.5	2.4	2.6
鳥取県	44.8	44.2	49.5	49.4	5.6	6.3	0.1	0.1	29.2	28.5	55.3	54.5	15.2	16.6	0.3	0.4	33.2	33.3	53.8	53.4	12.6	12.8	0.3	0.4	36.3	35.6	54.0	52.9	9.5	11.3	0.3	0.3
島根県	50.1	50.0	41.7	41.7	7.3	7.3	0.9	1.0	31.9	33.3	42.9	43.0	20.9	20.1	4.2	3.6	34.6	35.5	43.8	44.6	18.2	17.0	3.4	2.8	34.4	35.3	48.1	48.1	15.2	14.4	2.4	2.2
岡山県	81.6	80.6	17.6	18.4	0.8	0.9	0.1	0.1	73.8	73.0	24.0	24.4	2.1	2.3	0.2	0.2	75.7	74.9	22.7	23.2	1.6	1.9	0.0	0.1	78.0	77.7	21.1	21.2	0.9	1.1	0.0	0.0
広島県	63.1	60.8	30.3	32.2	5.5	6.0	1.1	1.1	50.7	47.1	34.5	36.9	12.3	13.2	2.5	2.8	51.2	48.8	35.9	37.5	10.7	11.3	2.2	2.4	53.6	52.1	37.5	38.4	7.4	7.8	1.5	1.7
山口県	61.6	59.9	31.3	32.7	6.2	6.5	0.9	0.9	49.2	47.5	33.2	34.4	14.9	15.1	2.8	3.0	49.6	48.0	35.9	36.9	12.0	12.3	2.5	2.8	48.9	47.6	38.5	39.4	11.3	11.7	1.2	1.4
徳島県	83.4	81.2	15.0	16.8	1.4	1.7	0.2	0.2	73.7	70.3	22.3	24.6	3.7	4.5	0.4	0.5	75.1	71.4	21.2	24.0	3.3	4.1	0.4	0.5	80.0	76.9	18.2	20.6	1.6	2.1	0.3	0.4
香川県	47.8	47.5	45.4	45.1	6.2	6.7	0.6	0.6	31.5	30.3	53.9	54.4	12.6	13.2	2.0	2.1	35.5	37.1	53.2	52.1	10.0	9.5	1.3	1.3	37.8	39.4	54.6	52.9	6.7	6.9	0.9	0.8
愛媛県	75.5	74.5	24.1	25.1	0.2	0.3	0.1	0.1	65.6	65.2	33.5	33.7	0.8	1.0	0.1	0.1	66.3	66.0	32.8	33.0	0.7	0.9	0.1	0.1	70.0	69.3	29.6	30.1	0.3	0.4	0.1	0.2
高知県	42.9	44.3	48.6	48.0	7.7	6.9	0.8	0.8	26.2	27.8	53.6	53.7	18.0	16.3	2.2	2.1	29.4	30.5	52.7	53.1	16.3	14.9	1.6	1.5	30.6	30.8	54.1	55.2	13.7	12.7	1.6	1.3
福岡県	58.4	57.1	37.2	37.6	3.8	4.6	0.5	0.7	42.0	41.0	48.0	47.4	8.8	10.2	1.2	1.4	45.6	44.5	46.1	46.2	7.2	8.1	1.0	1.2	53.3	50.7	41.8	43.2	4.4	5.5	0.5	0.6
佐賀県	62.8	64.9	33.9	32.0	3.2	3.0	0.1	0.1	46.9	50.4	42.4	41.2	10.0	7.7	0.7	0.6	52.1	55.8	41.1	38.4	6.4	5.5	0.4	0.3	55.9	59.6	40.4	36.6	3.5	3.6	0.1	0.2
長崎県	42.6	42.9	47.2	46.5	8.6	8.9	1.6	1.8	25.1	25.3	50.5	49.6	20.5	20.6	3.9	4.5	28.9	29.9	51.2	49.3	16.5	16.9	3.3	3.9	27.4	27.5	57.5	56.8	13.2	13.6	1.9	2.2
熊本県	62.6	61.8	33.5	33.8	3.6	4.1	0.3	0.3	46.9	46.0	44.0	43.9	8.5	9.3	0.7	0.7	49.8	49.2	42.0	41.9	7.6	8.2	0.6	0.7	52.3	51.8	42.3	42.4	5.0	5.4	0.4	0.4
大分県	58.8	59.1	33.3	33.2	7.0	7.3	0.9	0.5	51.3	52.5	36.6	36.0	10.8	10.5	1.4	1.1	47.7	47.8	38.7	38.4	12.1	12.5	1.5	1.4	50.3	50.5	38.7	38.4	9.9	10.3	1.1	0.8
宮崎県	44.3	45.0	47.2	46.6	7.1	7.0	1.5	1.4	35.7	36.5	45.6	45.4	14.8	14.2	3.9	3.8	34.8	35.7	49.3	48.8	13.1	12.8	2.9	2.7	29.8	30.4	56.9	56.5	11.3	11.2	2.0	1.9
鹿児島県	44.2	43.9	43.1	43.9	10.4	10.2	2.3	1.9	28.1	27.9	45.9	45.5	21.8	22.1	4.2	4.4	33.2	34.9	47.6	46.7	16.3	15.6	2.9	2.8	37.8	37.9	48.7	49.1	11.7	11.6	1.8	1.3
沖縄県	52.0	54.5	39.7	38.9	6.8	5.8	1.5	0.7	31.3	34.3	48.7	48.8	17.7	15.1	2.4	1.8	34.7	38.7	47.9	47.6	15.3	12.3	2.1	1.4	35.0	38.5	50.5	49.6	13.0	10.9	1.5	1.0
合計	54.1	54.2	38.5	38.5	6.3	6.3	1.0	1.0	39.8	40.0	44.2	44.2	13.6	13.6	2.3	2.3	41.8	42.9	43.9	43.5	12.1	11.6	2.2	2.1	44.4	44.8	45.1	44.8	9.2	9.0	1.4	1.4

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（中等教育学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】

（令和８年３月１日現在）

都道府県別（中等教育学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	49.5	43.6	6.7	0.2	37.9	45.0	13.9	3.2	38.9	41.3	13.9	5.9	37.9	46.0	12.9	3.2
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮城県	45.5	43.8	10.7	0.0	42.9	42.9	9.8	4.5	54.9	39.3	5.8	0.0	42.9	47.3	6.3	3.6
秋田県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
茨城県	63.8	27.6	8.1	0.5	51.4	32.5	14.6	1.6	52.2	33.5	11.5	2.8	58.4	33.2	7.3	1.1
栃木県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
群馬県	44.1	50.6	4.7	0.6	31.6	49.6	15.5	3.4	29.4	52.3	14.4	3.8	30.1	55.9	12.1	1.9
埼玉県	71.4	23.0	3.3	2.3	72.4	22.4	4.3	1.0	62.5	29.9	6.6	1.0	63.5	28.0	7.6	1.0
千葉県	57.7	34.6	6.6	1.1	43.0	35.3	12.9	8.8	42.3	34.2	21.0	2.6	37.1	44.5	16.2	2.2
東京都	69.4	27.3	3.0	0.3	59.0	32.7	7.9	0.3	59.7	32.9	7.0	0.5	61.4	33.2	5.2	0.2
神奈川県	81.7	14.6	3.7	0.0	74.0	19.1	6.3	0.6	70.5	22.6	5.3	1.6	62.8	31.9	4.3	1.0
新潟県	54.2	37.1	7.9	0.8	38.6	40.6	16.6	4.2	37.1	45.1	15.3	2.4	44.3	46.6	8.8	0.2
富山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
兵庫県	55.0	39.3	5.7	0.0	31.4	55.7	12.9	0.0	35.7	53.6	10.0	0.7	34.3	59.3	6.4	0.0
奈良県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岡山県	79.0	19.0	2.0	0.0	69.0	26.6	3.6	0.8	71.0	27.0	2.0	0.0	71.8	27.8	0.4	0.0
広島県	34.4	51.7	10.6	3.3	24.4	35.6	35.6	4.4	26.1	32.8	37.2	3.9	26.1	46.7	24.4	2.8
山口県	43.2	41.1	14.1	1.6	36.5	39.1	20.3	4.2	32.3	34.9	20.8	12.0	26.6	46.4	19.8	7.3
徳島県	95.5	4.5	0.0	0.0	90.2	9.8	0.0	0.0	90.6	9.4	0.0	0.0	91.0	9.0	0.0	0.0
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	73.4	26.1	0.5	0.0	58.9	39.8	1.1	0.2	62.9	35.8	1.1	0.2	64.3	35.4	0.3	0.0
高知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福岡県	50.6	43.8	5.6	0.0	40.6	44.4	13.1	1.9	40.0	45.0	14.4	0.6	47.5	40.0	12.5	0.0

佐賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮崎県	64.8	35.2	0.0	0.0	65.6	32.8	1.6	0.0	62.5	36.7	0.8	0.0	43.8	55.5	0.8	0.0
鹿児島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	63.0	31.4	5.1	0.5	52.2	35.1	10.6	2.0	52.2	35.7	10.1	2.0	52.7	38.7	7.5	1.1

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（特別支援学校）

【令和７年度において授業を担当している教員】

（令和８年３月１日現在）

都道府県別（特別支援学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	35.7	48.0	14.1	2.1	21.1	47.1	26.8	5.1	21.0	47.7	25.6	5.7	25.0	51.1	19.1	4.7
青森県	30.3	57.4	11.0	1.4	16.0	53.9	26.7	3.5	17.3	53.2	25.4	4.0	17.9	59.6	19.5	3.1
岩手県	45.8	47.0	6.5	0.7	30.5	51.2	15.8	2.5	32.5	50.7	14.0	2.9	37.7	51.3	9.9	1.1
宮城県	36.4	52.6	9.9	1.2	21.7	54.4	21.0	2.8	20.1	54.3	22.2	3.5	24.2	57.5	15.8	2.6
秋田県	37.7	50.6	11.2	0.6	20.0	51.9	25.8	2.3	22.3	52.5	23.6	1.5	22.1	59.1	17.5	1.2
山形県	30.8	56.1	11.0	2.1	16.1	52.2	25.5	6.2	16.7	52.5	24.4	6.3	17.9	60.0	18.0	4.1
福島県	37.0	55.0	7.2	0.9	21.6	59.2	17.3	1.9	21.7	59.0	17.3	2.0	26.4	61.1	11.2	1.3
茨城県	54.2	37.6	7.8	0.4	39.5	44.7	14.3	1.5	39.3	44.0	14.5	2.2	44.7	44.0	10.0	1.3
栃木県	22.0	72.9	4.9	0.3	13.7	75.2	10.3	0.7	16.3	70.7	11.9	1.1	16.7	77.2	5.5	0.6
群馬県	31.4	49.7	15.7	3.2	17.3	47.5	30.6	4.7	16.0	47.3	30.3	6.3	19.1	52.3	23.9	4.8
埼玉県	40.8	48.8	9.1	1.3	26.5	48.4	20.1	5.0	24.4	46.4	22.5	6.7	29.6	49.5	15.2	5.7
千葉県	41.4	46.0	9.2	3.4	27.2	49.9	18.0	4.8	28.3	47.7	18.7	5.3	32.2	51.4	12.4	4.1
東京都	38.5	49.8	10.7	1.1	24.4	52.5	20.2	2.9	23.8	50.4	21.7	4.2	30.0	52.3	15.1	2.6
神奈川県	29.1	50.6	15.8	4.4	18.2	45.7	28.0	8.1	17.4	47.6	25.4	9.6	18.9	51.1	22.8	7.2
新潟県	28.9	54.6	14.3	2.2	15.8	49.6	29.5	5.1	15.1	47.8	27.6	9.5	16.9	54.7	21.6	6.8
富山県	40.2	52.4	7.4	0.1	21.8	54.5	23.0	0.8	21.4	53.3	24.0	1.2	24.9	58.8	16.1	0.2
石川県	36.0	55.4	7.8	0.7	18.7	61.0	18.1	2.2	16.9	58.7	20.1	4.2	22.5	61.4	14.0	2.0
福井県	39.7	45.8	13.2	1.4	20.8	45.1	28.6	5.5	21.1	44.7	26.6	7.6	26.6	47.6	21.3	4.6
山梨県	45.0	48.2	6.1	0.6	27.9	56.3	14.4	1.4	26.8	57.1	13.7	2.4	33.4	55.7	9.0	1.9
長野県	34.8	46.4	15.7	3.1	23.1	44.0	27.5	5.4	22.0	43.5	28.2	6.4	24.1	47.4	23.2	5.3
岐阜県	31.5	53.5	13.6	1.5	17.1	55.3	24.2	3.4	20.5	53.1	22.4	4.0	23.5	56.2	17.7	2.6
静岡県	44.1	51.0	4.7	0.3	26.3	57.1	14.9	1.6	29.6	56.0	13.2	1.3	37.6	55.6	6.3	0.5
愛知県	33.5	52.6	10.6	3.3	18.9	55.1	20.8	5.2	20.4	52.6	20.9	6.1	23.2	56.6	15.8	4.4
三重県	43.6	45.8	9.4	1.2	33.0	50.8	14.4	1.8	32.4	49.5	14.9	3.2	35.9	51.3	11.3	1.5
滋賀県	42.8	46.1	9.3	1.9	30.7	50.0	15.1	4.2	28.5	51.8	14.8	4.8	34.2	51.3	10.8	3.7
京都府	39.1	48.7	11.0	1.2	24.0	50.6	22.5	2.8	26.7	49.4	20.2	3.6	34.4	49.1	13.9	2.5
大阪府	44.0	41.9	12.0	2.1	31.1	44.2	20.8	3.8	25.8	44.6	24.1	5.6	29.5	49.7	16.7	4.1
兵庫県	42.0	44.8	11.0	2.2	29.4	45.8	21.1	3.7	29.2	46.0	20.6	4.2	30.8	48.6	17.0	3.5
奈良県	31.4	54.0	12.7	1.9	18.5	48.4	28.1	5.0	19.7	52.3	21.7	6.4	22.6	57.7	15.2	4.5
和歌山県	26.4	51.4	16.5	5.7	16.4	43.2	30.6	9.8	15.6	44.6	29.0	10.8	19.5	48.2	23.6	8.6
鳥取県	35.8	56.0	8.2	0.0	22.2	62.3	15.5	0.0	23.1	62.3	14.3	0.2	25.1	65.8	9.1	0.0
島根県	37.3	49.6	12.1	1.0	21.2	52.1	23.5	3.2	22.2	50.8	23.3	3.6	22.1	55.7	19.3	2.9
岡山県	69.0	29.9	1.0	0.1	60.0	37.5	2.3	0.2	58.2	38.6	3.0	0.2	65.1	32.7	1.8	0.4
広島県	42.0	42.9	11.7	3.4	25.4	42.7	24.7	7.1	26.6	40.2	24.8	8.5	32.1	41.3	19.0	7.7
山口県	50.6	36.2	11.3	1.9	32.7	36.9	25.7	4.7	32.6	37.1	24.3	5.9	34.8	42.0	19.8	3.4
徳島県	77.6	21.4	1.0	0.0	67.0	31.0	1.8	0.2	67.7	30.1	1.8	0.3	72.9	26.0	0.9	0.2
香川県	38.4	50.0	10.5	1.2	25.1	54.3	17.9	2.6	23.1	52.3	20.0	4.6	24.6	56.9	15.6	2.9
愛媛県	75.0	25.0	0.0	0.0	66.4	33.6	0.0	0.0	65.9	34.1	0.0	0.0	71.4	28.6	0.0	0.0
高知県	31.1	53.9	13.7	1.3	17.9	51.8	25.9	4.4	16.0	52.8	26.0	5.1	18.4	55.8	21.8	4.0
福岡県	46.2	39.8	12.2	1.8	31.8	41.8	21.7	4.6	29.8	42.1	21.7	6.4	33.3	45.6	16.9	4.2

佐賀県	55.1	30.7	7.9	6.3	39.9	42.3	14.5	3.4	37.1	44.2	14.5	4.2	42.8	42.9	11.0	3.4
長崎県	35.1	54.1	10.4	0.5	17.7	59.0	21.3	2.0	18.3	55.2	23.7	2.8	21.9	60.6	16.2	1.2
熊本県	59.2	37.0	3.6	0.3	42.6	49.3	7.1	1.0	41.0	49.7	7.8	1.5	49.8	45.5	4.2	0.5
大分県	49.4	40.1	9.2	1.3	37.1	45.3	15.3	2.4	35.7	45.2	16.4	2.8	40.9	46.6	11.1	1.4
宮崎県	38.5	50.7	9.1	1.8	28.2	51.9	16.5	3.4	26.0	51.2	18.5	4.3	25.2	55.9	15.2	3.6
鹿児島県	27.6	56.7	14.1	1.6	13.7	53.6	29.1	3.7	13.9	51.7	28.9	5.5	21.0	55.9	20.0	3.0
沖縄県	46.3	44.4	7.1	2.2	23.8	47.8	23.7	4.8	21.0	46.7	25.6	6.6	22.6	51.5	20.1	5.7
合計	40.2	47.5	10.5	1.9	26.1	49.3	20.8	3.9	25.6	48.6	20.9	4.9	29.6	51.4	15.4	3.6

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	253	75,964	3,777	86,979	1.1	60.2	100.0	100.0	1.0	39	100.0	11.1	88.9
札幌市	309	135,921	5,217	144,953	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館市	58	13,260	704	14,316	1.1	93.6	97.9	97.9	2.0	14	97.9	100.0	0.0
小樽市	29	5,395	325	5,922	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭川市	75	19,839	1,092	21,187	1.1	82.4	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
室蘭市	15	4,247	210	4,906	1.2	87.6	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
釧路市	41	9,318	574	10,232	1.1	92.0	99.5	99.5	2.1	12	99.5	100.0	0.0
帯広市	40	11,546	604	12,037	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北見市	36	7,132	466	7,204	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
夕張市	2	204	16	249	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩見沢市	23	5,197	288	5,437	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
網走市	15	1,981	148	2,042	1.0	95.3	100.0	100.0	10.8	16	100.0	100.0	0.0
留萌市	7	956	81	1,120	1.2	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫小牧市	37	12,084	624	12,328	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稚内市	16	1,863	129	1,942	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市	4	831	52	1,166	1.4	90.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦別市	3	453	34	576	1.3	97.1	100.0	100.0	41.2	14	100.0	50.0	50.0
江別市	25	8,755	400	10,880	1.2	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤平市	2	344	28	343	1.0	82.1	85.7	85.7	***	***	85.7	100.0	0.0
紋別市	8	1,079	78	1,114	1.0	82.1	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
士別市	11	874	78	1,125	1.3	83.3	93.6	93.6	33.3	24	96.2	100.0	0.0
名寄市	10	1,622	118	1,753	1.1	76.3	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
三笠市	5	476	38	577	1.2	78.9	100.0	100.0	21.1	8	100.0	100.0	0.0
根室市	10	1,246	120	1,257	1.0	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千歳市	27	7,588	345	8,624	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝川市	10	2,757	150	3,220	1.2	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砂川市	6	813	65	871	1.1	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
歌志内市	1	57	13	149	2.6	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深川市	8	967	71	1,112	1.1	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野市	10	1,248	108	1,321	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登別市	12	2,532	146	2,601	1.0	89.7	100.0	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
恵庭市	13	5,345	231	5,921	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	9	1,855	112	1,993	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島市	16	3,971	195	4,395	1.1	90.8	99.0	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
石狩市	16	4,299	202	4,426	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北斗市	16	2,917	208	3,748	1.3	82.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当別町	3	758	41	824	1.1	85.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新篠津村	2	172	13	206	1.2	92.3	92.3	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0

松前町	4	192	22	251	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福島町	3	128	20	148	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知内町	3	298	24	367	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木古内町	2	121	14	198	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七飯町	8	1,947	114	2,025	1.0	86.8	100.0	100.0	7.9	9	100.0	85.7	14.3
鹿部町	2	190	13	469	2.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
森町	5	714	47	794	1.1	93.6	100.0	100.0	80.9	38	100.0	100.0	0.0
八雲町	11	845	71	847	1.0	91.5	100.0	100.0	100.0	71	100.0	100.0	0.0
長万部町	2	224	12	225	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江差町	5	293	38	413	1.4	73.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上ノ国町	3	229	24	238	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚沢部町	3	199	26	200	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
乙部町	2	132	17	137	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町	4	147	23	216	1.5	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今金町	3	255	22	342	1.3	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
せたな町	6	304	42	322	1.1	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島牧村	2	65	14	80	1.2	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
寿都町	3	146	19	193	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
黒松内町	4	174	22	166	1.0	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭越町	3	281	29	300	1.1	79.3	96.6	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
ニセコ町	4	543	31	637	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
真狩村	3	186	17	246	1.3	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留寿都村	3	175	19	254	1.5	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜茂別町	2	94	11	91	1.0	100.0	100.0	100.0	72.7	8	100.0	100.0	0.0
京極町	2	175	12	191	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倶知安町	6	1,088	74	1,230	1.1	81.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
共和町	4	332	30	513	1.5	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩内町	4	619	45	697	1.1	62.2	82.2	82.2	***	***	82.2	100.0	0.0
泊村	2	72	8	106	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神恵内村	2	34	9	40	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
積丹町	4	81	15	81	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古平町	2	121	15	137	1.1	93.3	100.0	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
仁木町	4	211	23	347	1.6	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
余市町	7	973	70	1,244	1.3	72.9	94.3	94.3	22.9	16	94.3	100.0	0.0
赤井川村	3	60	15	113	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南幌町	2	534	38	557	1.0	60.5	100.0	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
奈井江町	2	267	15	295	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上砂川町	2	97	14	121	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由仁町	2	264	19	360	1.4	68.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長沼町	2	571	34	644	1.1	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗山町	4	636	45	632	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
月形町	2	109	13	128	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦臼町	2	99	12	122	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

新十津川町	2	485	18	538	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
妹背牛町	2	117	17	169	1.4	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父別町	2	135	12	167	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雨竜町	2	128	15	155	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北竜町	2	86	13	149	1.7	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
沼田町	2	147	16	244	1.7	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鷹栖町	3	461	30	522	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東神楽町	4	953	55	1,066	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当麻町	3	412	33	484	1.2	75.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
比布町	1	218	17	218	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛別町	2	128	18	180	1.4	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上川町	2	130	12	251	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東川町	5	779	49	786	1.0	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	7	561	72	567	1.0	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野町	4	662	50	769	1.2	70.0	82.0	82.0	***	***	82.0	100.0	0.0
中富良野町	2	312	22	640	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南富良野町	4	203	28	319	1.6	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
占冠村	3	50	16	49	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和寒町	2	173	16	196	1.1	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
剣淵町	3	202	17	272	1.3	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下川町	2	168	15	188	1.1	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美深町	4	198	21	276	1.4	81.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音威子府村	3	132	10	166	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川町	2	87	13	98	1.1	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幌加内町	3	121	17	207	1.7	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
増毛町	2	180	14	277	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平町	3	146	19	167	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫前町	3	166	17	167	1.0	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽幌町	7	351	28	351	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
初山別村	2	56	10	62	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠別町	2	138	11	214	1.6	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天塩町	2	140	17	165	1.2	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猿払村	5	209	31	284	1.4	80.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜頓別町	2	168	16	198	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
中頓別町	2	85	13	85	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枝幸町	10	386	52	386	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	90.0	10.0
豊富町	4	207	20	213	1.0	85.0	95.0	95.0	***	***	95.0	100.0	0.0
礼文町	5	122	26	177	1.5	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利尻町	3	107	15	135	1.3	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利尻富士町	4	132	22	132	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幌延町	4	141	19	172	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美幌町	5	1,021	81	1,336	1.3	71.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津別町	2	228	18	295	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

斜里町	4	744	53	820	1.1	69.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清里町	2	276	29	306	1.1	58.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小清水町	2	320	20	386	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
訓子府町	3	333	32	373	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
置戸町	2	169	19	186	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐呂間町	4	249	31	430	1.7	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠軽町	15	1,104	111	1,298	1.2	74.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湧別町	3	431	42	485	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝上町	2	119	15	146	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
興部町	3	254	23	309	1.2	73.9	100.0	100.0	26.1	6	100.0	100.0	0.0
西興部村	2	48	9	59	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雄武町	3	241	24	334	1.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大空町	5	551	49	869	1.6	83.7	91.8	91.8	***	***	91.8	100.0	0.0
豊浦町	4	188	22	221	1.2	77.3	90.9	90.9	***	***	90.9	75.0	25.0
壮瞥町	3	173	17	230	1.3	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白老町	6	609	62	686	1.1	69.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚真町	4	355	34	401	1.1	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洞爺湖町	5	384	39	386	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
安平町	3	464	25	515	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	25	100.0	100.0	0.0
むかわ町	4	414	30	441	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町	8	669	57	734	1.1	71.9	100.0	100.0	***	***	100.0	87.5	12.5
平取町	7	305	40	337	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新冠町	2	359	22	365	1.0	63.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町	7	658	56	778	1.2	92.9	96.4	96.4	10.7	4	100.0	100.0	0.0
様似町	2	190	16	318	1.7	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
えりも町	6	367	31	422	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新ひだか町	6	1,310	72	1,357	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音更町	16	3,267	213	3,623	1.1	76.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
士幌町	5	515	37	684	1.3	70.3	100.0	100.0	21.6	8	100.0	100.0	0.0
上士幌町	2	332	26	337	1.0	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿追町	6	420	37	414	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7
新得町	5	326	42	481	1.5	54.8	95.2	95.2	11.9	5	95.2	100.0	0.0
清水町	4	569	37	704	1.2	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芽室町	7	1,461	88	1,731	1.2	68.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中札内村	3	293	26	293	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
更別村	3	222	24	327	1.5	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大樹町	2	355	26	396	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広尾町	3	325	30	377	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幕別町	13	1,933	142	2,227	1.2	76.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
池田町	2	292	29	369	1.3	44.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊頃町	3	159	22	165	1.0	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本別町	4	320	32	332	1.0	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
足寄町	5	389	38	510	1.3	81.6	94.7	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0

陸別町	2	117	12	166	1.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	4	233	24	335	1.4	79.2	95.8	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0
釧路町	9	1,199	87	1,297	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町	6	443	48	443	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜中町	9	392	52	536	1.4	73.1	100.0	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
標茶町	8	453	63	543	1.2	73.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弟子屈町	6	341	41	337	1.0	85.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴居村	3	155	21	174	1.1	85.7	100.0	100.0	42.9	9	100.0	100.0	0.0
白糠町	4	326	48	425	1.3	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
別海町	14	1,063	105	1,116	1.0	90.5	95.2	95.2	***	***	95.2	85.7	14.3
中標津町	7	1,731	113	2,331	1.3	68.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
標津町	4	375	23	401	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羅臼町	3	286	16	317	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,748	410,698	21,811	453,848	1.1	85.6	99.6	99.6	1.5	326	99.6	85.0	15.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
北海道	9,799	8,740	10,489	107.0	14,912	152.2	100.0	66.0	41.3	41.3	27.5	81.4
札幌市	8,857	7,460	12,224	138.0	12,555	141.8	100.0	46.0	36.6	36.6	4.3	79.6
函館市	1,150	973	948	82.4	1,475	128.3	100.0	43.1	40.0	44.0	0.0	84.0
小樽市	544	457	1,088	200.0	681	125.2	100.0	72.4	52.4	23.8	0.0	81.0
旭川市	1,801	1,490	1,980	109.9	2,740	152.1	100.0	58.7	50.0	38.6	0.0	81.8
室蘭市	356	278	421	118.3	421	118.3	100.0	46.7	42.9	28.6	0.0	85.7
釧路市	941	773	1,165	123.8	1,146	121.8	100.0	70.7	82.8	75.9	35.7	72.4
帯広市	1,055	893	989	93.7	1,011	95.8	100.0	55.0	77.3	72.7	0.0	81.8
北見市	746	630	868	116.4	827	110.9	100.0	72.2	50.0	38.5	11.1	84.6
夕張市	32	30	37	115.6	42	131.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
岩見沢市	515	442	616	119.6	679	131.8	100.0	39.1	55.6	33.3	0.0	100.0
網走市	240	202	288	120.0	336	140.0	100.0	80.0	41.7	41.7	0.0	91.7
留萌市	124	105	177	142.7	188	151.6	100.0	85.7	83.3	16.7	0.0	50.0
苫小牧市	935	812	730	78.1	1,012	108.2	100.0	35.1	38.5	46.2	20.0	61.5
稚内市	218	194	261	119.7	278	127.5	50.0	25.0	75.0	75.0	0.0	75.0
美唄市	88	78	188	213.6	128	145.5	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	66.7
芦別市	51	45	93	182.4	75	147.1	100.0	66.7	50.0	100.0	100.0	50.0
江別市	651	536	672	103.2	672	103.2	100.0	80.0	35.0	40.0	0.0	70.0
赤平市	49	42	49	100.0	64	130.6	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
紋別市	142	115	151	106.3	183	128.9	100.0	87.5	71.4	28.6	0.0	71.4
士別市	151	121	199	131.8	220	145.7	100.0	72.7	62.5	12.5	75.0	75.0
名寄市	189	162	230	121.7	247	130.7	100.0	60.0	83.3	50.0	0.0	33.3
三笠市	72	53	77	106.9	122	169.4	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	50.0
根室市	201	157	248	123.4	237	117.9	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	75.0
千歳市	562	475	595	105.9	672	119.6	100.0	96.3	88.5	23.1	0.0	34.6
滝川市	284	242	124	43.7	342	120.4	100.0	90.0	55.6	88.9	25.0	66.7
砂川市	109	91	101	92.7	109	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
歌志内市	22	17	30	136.4	30	136.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
深川市	119	100	241	202.5	160	134.5	100.0	62.5	80.0	20.0	0.0	40.0
富良野市	162	131	262	161.7	258	159.3	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	75.0
登別市	220	182	243	110.5	255	115.9	100.0	58.3	28.6	28.6	0.0	57.1
恵庭市	381	304	325	85.3	448	117.6	100.0	46.2	16.7	16.7	0.0	83.3
伊達市	172	145	238	138.4	212	123.3	100.0	44.4	75.0	100.0	0.0	50.0
北広島市	322	261	469	145.7	515	159.9	100.0	50.0	75.0	50.0	0.0	50.0
石狩市	365	299	529	144.9	443	121.4	100.0	68.8	63.6	45.5	0.0	72.7

北斗市	319	242	313	98.1	373	116.9	25.0	75.0	75.0	50.0	0.0	41.7
当別町	85	77	71	83.5	103	121.2	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
新篠津村	27	22	51	188.9	39	144.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
松前町	39	28	57	146.2	51	130.8	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
福島町	31	22	41	132.3	37	119.4	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
知内町	52	41	23	44.2	58	111.5	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
木古内町	20	20	29	145.0	33	165.0	100.0	0.0	***	***	***	***
七飯町	177	155	231	130.5	194	109.6	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
鹿部町	30	26	64	213.3	38	126.7	100.0	0.0	***	***	***	***
森町	86	71	135	157.0	127	147.7	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	100.0
八雲町	126	101	131	104.0	146	115.9	0.0	100.0	72.7	36.4	25.0	81.8
長万部町	28	22	31	110.7	33	117.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江差町	72	55	90	125.0	98	136.1	0.0	40.0	0.0	0.0	50.0	50.0
上ノ国町	41	33	39	95.1	49	119.5	100.0	0.0	***	***	***	***
厚沢部町	44	34	55	125.0	58	131.8	66.7	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
乙部町	29	21	21	72.4	44	151.7	0.0	50.0	100.0	0.0	100.0	100.0
奥尻町	49	39	67	136.7	70	142.9	100.0	100.0	50.0	75.0	0.0	75.0
今金町	44	34	43	97.7	53	120.5	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	100.0
せたな町	73	57	51	69.9	106	145.2	100.0	100.0	66.7	50.0	0.0	100.0
島牧村	26	20	31	119.2	28	107.7	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
寿都町	33	24	48	145.5	48	145.5	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
黒松内町	56	36	48	85.7	48	85.7	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
蘭越町	35	28	44	125.7	65	185.7	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
ニセコ町	59	49	117	198.3	87	147.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
真狩村	37	27	38	102.7	84	227.0	100.0	100.0	0.0	33.3	0.0	100.0
留寿都村	37	28	86	232.4	59	159.5	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	100.0
喜茂別町	25	19	32	128.0	35	140.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
京極町	35	27	25	71.4	41	117.1	100.0	0.0	***	***	***	***
倶知安町	111	82	133	119.8	116	104.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
共和町	50	38	70	140.0	71	142.0	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	100.0
岩内町	70	57	72	102.9	84	120.0	0.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
泊村	22	19	34	154.5	17	77.3	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
神恵内村	17	12	35	205.9	24	141.2	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
積丹町	31	22	30	96.8	38	122.6	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	25.0
古平町	30	23	33	110.0	58	193.3	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
仁木町	48	34	67	139.6	100	208.3	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
余市町	109	79	156	143.1	169	155.0	100.0	42.9	66.7	100.0	0.0	66.7
赤井川村	24	17	47	195.8	43	179.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
南幌町	57	50	67	117.5	80	140.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
奈井江町	36	30	38	105.6	50	138.9	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0

上砂川町	26	20	29	111.5	49	188.5	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
由仁町	35	26	36	102.9	52	148.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
長沼町	56	49	137	244.6	88	157.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
栗山町	68	56	97	142.6	100	147.1	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	50.0
月形町	27	20	42	155.6	40	148.1	100.0	0.0	***	***	***	***
浦臼町	25	19	25	100.0	37	148.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
新十津川町	45	38	51	113.3	51	113.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
妹背牛町	29	26	50	172.4	46	158.6	100.0	0.0	***	***	***	***
秩父別町	28	22	87	310.7	45	160.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
雨竜町	28	22	29	103.6	31	110.7	100.0	0.0	***	***	***	***
北竜町	23	19	38	165.2	45	195.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0
沼田町	31	23	49	158.1	50	161.3	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
鷹栖町	57	45	81	142.1	77	135.1	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
東神楽町	99	81	110	111.1	130	131.3	75.0	75.0	66.7	66.7	0.0	0.0
当麻町	51	42	91	178.4	71	139.2	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	50.0
比布町	36	30	40	111.1	44	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
愛別町	33	27	30	90.9	53	160.6	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上川町	30	23	2	6.7	43	143.3	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東川町	94	78	186	197.9	135	143.6	100.0	60.0	100.0	66.7	0.0	33.3
美瑛町	111	88	84	75.7	133	119.8	57.1	100.0	85.7	71.4	0.0	28.6
上富良野町	80	70	109	136.3	72	90.0	100.0	75.0	33.3	33.3	100.0	33.3
中富良野町	41	34	112	273.2	113	275.6	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
南富良野町	55	44	95	172.7	74	134.5	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	75.0
占冠村	27	21	40	148.1	32	118.5	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
和寒町	29	23	45	155.2	39	134.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
剣淵町	50	40	95	190.0	68	136.0	100.0	0.0	***	***	***	***
下川町	32	24	42	131.3	51	159.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
美深町	40	34	56	140.0	54	135.0	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0
音威子府村	28	24	37	132.1	37	132.1	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0
中川町	27	20	21	77.8	35	129.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0
幌加内町	35	26	72	205.7	67	191.4	66.7	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
増毛町	30	23	43	143.3	46	153.3	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
小平町	33	23	36	109.1	44	133.3	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
苫前町	37	27	50	135.1	54	145.9	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
羽幌町	63	49	77	122.2	86	136.5	100.0	71.4	100.0	100.0	50.0	0.0
初山別村	20	15	23	115.0	14	70.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
遠別町	27	21	104	385.2	73	270.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
天塩町	32	24	25	78.1	40	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
猿払村	54	37	78	144.4	68	125.9	60.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
浜頓別町	30	23	62	206.7	60	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***

中頓別町	29	19	29	100.0	29	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
枝幸町	90	72	108	120.0	110	122.2	10.0	70.0	57.1	42.9	0.0	42.9
豊富町	42	32	73	173.8	73	173.8	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
礼文町	43	34	60	139.5	51	118.6	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
利尻町	27	22	29	107.4	40	148.1	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
利尻富士町	44	31	44	100.0	44	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	0.0
幌延町	37	31	43	116.2	53	143.2	100.0	75.0	100.0	0.0	100.0	0.0
美幌町	107	91	157	146.7	106	99.1	100.0	40.0	50.0	50.0	100.0	100.0
津別町	33	26	36	109.1	38	115.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
斜里町	93	79	116	124.7	142	152.7	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	66.7
清里町	36	32	48	133.3	55	152.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
小清水町	38	33	45	118.4	46	121.1	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
訓子府町	47	41	64	136.2	96	204.3	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
置戸町	30	27	28	93.3	38	126.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
佐呂間町	53	41	71	134.0	62	117.0	100.0	100.0	75.0	75.0	100.0	50.0
遠軽町	187	156	206	110.2	193	103.2	100.0	66.7	70.0	60.0	40.0	30.0
湧別町	68	61	97	142.6	100	147.1	100.0	100.0	66.7	33.3	66.7	66.7
滝上町	31	25	57	183.9	41	132.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
興部町	40	34	38	95.0	68	170.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
西興部村	20	16	28	140.0	23	115.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
雄武町	36	26	68	188.9	54	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大空町	91	75	81	89.0	104	114.3	100.0	60.0	66.7	33.3	50.0	66.7
豊浦町	39	28	76	194.9	65	166.7	100.0	75.0	100.0	66.7	0.0	33.3
壮瞥町	41	33	52	126.8	54	131.7	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
白老町	79	66	87	110.1	98	124.1	100.0	66.7	75.0	25.0	0.0	75.0
厚真町	59	46	71	120.3	78	132.2	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
洞爺湖町	64	46	91	142.2	83	129.7	100.0	100.0	60.0	20.0	0.0	80.0
安平町	92	64	92	100.0	92	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
むかわ町	61	47	81	132.8	89	145.9	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	50.0
日高町	99	84	124	125.3	129	130.3	100.0	25.0	50.0	50.0	0.0	0.0
平取町	62	51	68	109.7	80	129.0	100.0	57.1	75.0	50.0	0.0	25.0
新冠町	40	33	53	132.5	45	112.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浦河町	98	80	146	149.0	133	135.7	100.0	71.4	80.0	60.0	0.0	60.0
様似町	30	24	20	66.7	45	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
えりも町	69	53	82	118.8	105	152.2	33.3	83.3	60.0	60.0	0.0	40.0
新ひだか町	113	103	161	142.5	197	174.3	100.0	66.7	100.0	25.0	0.0	75.0
音更町	326	276	407	124.8	562	172.4	100.0	75.0	75.0	25.0	0.0	66.7
士幌町	95	77	96	101.1	115	121.1	100.0	60.0	100.0	66.7	0.0	66.7
上士幌町	48	43	130	270.8	130	270.8	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿追町	79	57	146	184.8	137	173.4	33.3	66.7	75.0	75.0	0.0	100.0

新得町	67	54	103	153.7	79	117.9	0.0	80.0	100.0	25.0	50.0	25.0
清水町	71	58	152	214.1	90	126.8	0.0	75.0	100.0	0.0	0.0	66.7
芽室町	143	125	137	95.8	155	108.4	100.0	57.1	50.0	50.0	50.0	50.0
中札内村	45	34	49	108.9	66	146.7	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	66.7
更別村	42	32	57	135.7	57	135.7	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	66.7
大樹町	42	37	62	147.6	55	131.0	50.0	0.0	***	***	***	***
広尾町	47	37	80	170.2	84	178.7	33.3	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
幕別町	236	194	246	104.2	279	118.2	100.0	69.2	66.7	11.1	0.0	55.6
池田町	41	30	86	209.8	79	192.7	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
豊頃町	39	31	77	197.4	65	166.7	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	66.7
本別町	54	43	73	135.2	60	111.1	0.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0
足寄町	57	45	84	147.4	75	131.6	0.0	80.0	50.0	75.0	0.0	75.0
陸別町	26	23	47	180.8	34	130.8	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浦幌町	45	34	43	95.6	64	142.2	100.0	75.0	100.0	33.3	50.0	33.3
釧路町	147	120	253	172.1	253	172.1	100.0	88.9	62.5	12.5	33.3	50.0
厚岸町	91	73	91	100.0	98	107.7	100.0	83.3	40.0	20.0	0.0	100.0
浜中町	128	92	90	70.3	120	93.8	11.1	77.8	57.1	85.7	0.0	14.3
標茶町	93	71	105	112.9	39	41.9	0.0	62.5	80.0	60.0	0.0	20.0
弟子屈町	71	54	77	108.5	112	157.7	33.3	83.3	80.0	80.0	0.0	20.0
鶴居村	40	29	52	130.0	53	132.5	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	0.0
白糠町	72	61	102	141.7	69	95.8	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
別海町	211	163	231	109.5	277	131.3	28.6	64.3	66.7	33.3	0.0	77.8
中標津町	193	166	247	128.0	240	124.4	100.0	71.4	80.0	60.0	0.0	80.0
標津町	73	63	77	105.5	88	120.5	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	100.0
羅臼町	47	39	29	61.7	71	151.1	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
合　　計	40,484	34,135	48,814	120.6	55,662	137.5	92.4	61.3	57.5	43.6	15.9	68.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
札幌市	197	85,209	3,472	91,912	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館市	38	8,153	459	8,911	1.1	95.9	96.7	96.7	1.1	5	96.7	100.0	0.0
小樽市	17	3,397	217	3,809	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭川市	50	12,861	771	13,668	1.1	85.0	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
室蘭市	8	2,556	130	2,932	1.1	86.9	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
釧路市	25	5,514	380	6,042	1.1	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
帯広市	25	6,723	387	6,723	1.0	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北見市	22	4,525	305	4,528	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
夕張市	1	122	11	122	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩見沢市	13	2,837	173	2,832	1.0	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
網走市	9	1,233	97	1,259	1.0	92.8	100.0	100.0	16.5	16	100.0	100.0	0.0
留萌市	5	603	59	714	1.2	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫小牧市	22	7,768	417	7,986	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稚内市	10	1,192	88	1,257	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市	2	541	36	712	1.3	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦別市	2	282	22	399	1.4	95.5	100.0	100.0	63.6	14	100.0	0.0	100.0
江別市	17	5,809	287	7,338	1.3	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤平市	1	214	19	214	1.0	73.7	78.9	78.9	***	***	78.9	100.0	0.0
紋別市	5	688	55	715	1.0	80.0	100.0	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
士別市	6	543	50	611	1.1	80.0	100.0	100.0	34.0	17	100.0	100.0	0.0
名寄市	6	1,056	79	1,126	1.1	75.9	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
三笠市	2	246	25	240	1.0	76.0	100.0	100.0	32.0	8	100.0	100.0	0.0
根室市	4	695	54	706	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千歳市	18	5,007	244	5,709	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝川市	6	1,359	88	1,545	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砂川市	5	508	50	563	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深川市	6	628	53	722	1.1	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野市	6	745	66	808	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登別市	7	1,677	102	1,717	1.0	87.3	100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
恵庭市	8	3,491	159	3,849	1.1	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	5	1,165	72	1,212	1.0	84.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島市	9	2,585	129	2,818	1.1	89.1	98.4	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
石狩市	9	2,784	130	2,881	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北斗市	11	1,822	148	2,293	1.3	80.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当別町	1	222	13	245	1.1	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新篠津村	1	115	8	128	1.1	87.5	87.5	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
松前町	3	118	15	171	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福島町	2	92	11	92	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

知内町	1	115	9	115	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木古内町	1	68	8	100	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七飯町	4	1,234	68	1,234	1.0	92.6	100.0	100.0	13.2	9	100.0	100.0	0.0
鹿部町	1	104	9	287	2.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
森町	3	434	33	458	1.1	90.9	100.0	100.0	100.0	33	100.0	100.0	0.0
八雲町	7	533	49	538	1.0	91.8	100.0	100.0	100.0	49	100.0	100.0	0.0
長万部町	1	133	8	133	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江差町	3	184	27	230	1.3	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上ノ国町	2	140	17	143	1.0	70.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚沢部町	2	119	19	119	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
乙部町	1	83	11	83	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町	2	65	14	67	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今金町	2	153	13	238	1.6	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
せたな町	3	181	24	187	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島牧村	1	41	8	56	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寿都町	2	89	14	94	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒松内町	2	108	13	108	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭越町	2	187	20	202	1.1	80.0	95.0	95.0	***	***	95.0	100.0	0.0
ニセコ町	2	286	18	285	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真狩村	1	78	10	99	1.3	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留寿都村	1	90	8	102	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜茂別町	1	64	8	57	0.9	100.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	0.0	0.0
京極町	1	108	8	124	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倶知安町	5	700	56	801	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
共和町	3	210	23	341	1.6	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩内町	2	370	33	410	1.1	54.5	75.8	75.8	***	***	75.8	100.0	0.0
泊村	1	50	5	71	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神恵内村	1	20	3	20	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
積丹町	3	52	10	52	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古平町	1	81	10	91	1.1	90.0	100.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
仁木町	2	137	13	201	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
余市町	4	620	46	880	1.4	80.4	100.0	100.0	34.8	16	100.0	100.0	0.0
赤井川村	2	42	10	74	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南幌町	1	389	26	410	1.1	57.7	100.0	84.6	***	***	84.6	100.0	0.0
奈井江町	1	178	10	175	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上砂川町	1	59	9	58	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由仁町	1	156	12	190	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長沼町	1	356	22	379	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗山町	3	378	34	373	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
月形町	1	67	9	94	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦臼町	1	60	7	59	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新十津川町	1	341	12	343	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
妹背牛町	1	68	10	85	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

秩父別町	1	86	9	118	1.4	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雨竜町	1	75	10	90	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北竜町	1	61	10	98	1.6	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼田町	1	103	6	147	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鷹栖町	2	297	24	352	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東神楽町	3	607	37	688	1.1	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当麻町	2	254	21	291	1.1	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛別町	1	83	10	96	1.2	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上川町	1	83	9	164	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東川町	4	543	40	549	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	5	339	52	347	1.0	78.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野町	3	412	42	517	1.3	64.3	78.6	78.6	***	***	78.6	100.0	0.0
中富良野町	1	198	14	198	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南富良野町	2	112	18	125	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
占冠村	1	31	5	29	0.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和寒町	1	99	10	104	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
剣淵町	1	92	9	91	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下川町	1	113	10	122	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美深町	2	116	13	178	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音威子府村	1	11	4	11	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川町	1	48	10	59	1.2	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幌加内町	1	41	6	61	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
増毛町	1	101	11	167	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平町	2	91	13	104	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫前町	2	107	14	109	1.0	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽幌町	3	188	17	189	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
初山別村	1	37	6	43	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠別町	1	85	6	139	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天塩町	1	87	11	88	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猿払村	4	133	25	176	1.3	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜頓別町	1	116	11	118	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中頓別町	1	51	8	51	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枝幸町	7	261	37	261	1.0	75.7	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
豊富町	2	123	12	128	1.0	75.0	91.7	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
礼文町	3	79	18	116	1.5	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利尻町	2	76	11	109	1.4	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利尻富士町	2	81	14	81	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幌延町	2	91	12	117	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美幌町	3	608	59	805	1.3	76.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津別町	1	145	12	164	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
斜里町	2	433	30	486	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清里町	1	161	19	186	1.2	73.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小清水町	1	220	14	271	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

訓子府町	2	195	22	209	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
置戸町	1	109	13	121	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐呂間町	3	145	24	264	1.8	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠軽町	8	681	71	778	1.1	70.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝上町	1	71	10	94	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
興部町	2	164	17	177	1.1	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西興部村	1	29	6	29	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雄武町	2	148	17	227	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大空町	2	283	29	425	1.5	82.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊浦町	3	111	17	150	1.4	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
壮瞥町	1	88	8	99	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白老町	4	385	40	377	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚真町	2	233	22	236	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洞爺湖町	3	255	27	259	1.0	70.4	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
安平町	1	104	10	142	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
むかわ町	2	260	19	262	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町	4	391	34	429	1.1	64.7	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
平取町	5	201	31	222	1.1	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新冠町	1	229	15	235	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町	4	423	36	514	1.2	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
様似町	1	123	11	195	1.6	54.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
えりも町	4	174	20	186	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新ひだか町	3	822	46	852	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音更町	11	2,070	146	2,278	1.1	80.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
士幌町	3	255	25	262	1.0	56.0	100.0	100.0	32.0	8	100.0	100.0	0.0
上士幌町	1	227	19	227	1.0	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿追町	4	260	24	260	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
新得町	2	196	26	266	1.4	46.2	92.3	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0
清水町	2	334	28	345	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芽室町	4	917	57	1,012	1.1	68.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中札内村	2	170	17	170	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
更別村	2	150	16	177	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大樹町	1	226	18	221	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広尾町	2	219	20	247	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幕別町	8	1,237	96	1,419	1.1	79.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
池田町	1	190	20	207	1.1	45.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊頃町	2	111	16	117	1.1	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本別町	2	197	16	209	1.1	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
足寄町	4	253	32	333	1.3	78.1	93.8	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
陸別町	1	64	9	93	1.5	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	2	146	14	183	1.3	92.9	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
釧路町	5	809	60	806	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町	3	280	30	280	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

浜中町	4	231	27	254	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
標茶町	5	281	42	339	1.2	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弟子屈町	4	215	29	214	1.0	82.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴居村	2	112	16	118	1.1	81.3	100.0	100.0	56.3	9	100.0	100.0	0.0
白糠町	1	8	9	27	3.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別海町	7	678	63	729	1.1	95.2	92.1	92.1	***	***	92.1	85.7	14.3
中標津町	3	960	61	1,274	1.3	59.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
標津町	2	250	12	259	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羅臼町	2	164	12	204	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	898	207,928	11,891	227,030	1.1	91.5	99.5	99.4	1.7	202	99.4	97.8	2.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	5,157	4,145	7,017	136.1	7,600	147.4	100.0	48.7	39.6	40.6	***	82.3
函館市	691	563	508	73.5	892	129.1	100.0	47.4	44.4	50.0	***	83.3
小樽市	323	276	668	206.8	406	125.7	100.0	76.5	69.2	30.8	***	76.9
旭川市	1,161	946	1,297	111.7	1,819	156.7	100.0	56.0	50.0	42.9	***	78.6
室蘭市	201	159	243	120.9	243	120.9	100.0	50.0	50.0	25.0	***	100.0
釧路市	578	451	604	104.5	684	118.3	100.0	60.0	93.3	66.7	***	66.7
帯広市	619	514	562	90.8	587	94.8	100.0	52.0	84.6	69.2	***	76.9
北見市	461	389	613	133.0	503	109.1	100.0	77.3	58.8	41.2	***	76.5
夕張市	18	18	18	100.0	18	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
岩見沢市	270	223	330	122.2	341	126.3	100.0	30.8	75.0	50.0	***	100.0
網走市	147	122	176	119.7	202	137.4	100.0	77.8	42.9	57.1	***	100.0
留萌市	82	69	124	151.2	118	143.9	100.0	100.0	100.0	20.0	***	40.0
苫小牧市	574	489	460	80.1	603	105.1	100.0	36.4	37.5	50.0	***	50.0
稚内市	129	111	162	125.6	165	127.9	50.0	30.0	66.7	100.0	***	66.7
美唄市	53	49	89	167.9	64	120.8	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
芦別市	34	28	72	211.8	51	150.0	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
江別市	434	341	444	102.3	444	102.3	100.0	82.4	35.7	50.0	***	64.3
赤平市	32	28	32	100.0	40	125.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
紋別市	93	72	99	106.5	123	132.3	100.0	80.0	50.0	25.0	***	50.0
士別市	82	64	83	101.2	108	131.7	100.0	66.7	100.0	25.0	***	50.0
名寄市	113	95	156	138.1	153	135.4	100.0	50.0	66.7	33.3	***	66.7
三笠市	33	23	44	133.3	55	166.7	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
根室市	85	64	104	122.4	104	122.4	100.0	75.0	66.7	33.3	***	66.7
千歳市	365	299	386	105.8	455	124.7	100.0	94.4	88.2	29.4	***	35.3
滝川市	139	122	26	18.7	175	125.9	100.0	83.3	60.0	100.0	***	60.0
砂川市	82	66	76	92.7	82	100.0	100.0	40.0	100.0	0.0	***	0.0
深川市	83	70	180	216.9	116	139.8	100.0	66.7	100.0	0.0	***	25.0
富良野市	95	73	162	170.5	158	166.3	100.0	83.3	100.0	40.0	***	80.0
登別市	134	111	140	104.5	156	116.4	100.0	42.9	66.7	33.3	***	33.3
恵庭市	237	183	199	84.0	252	106.3	100.0	50.0	25.0	25.0	***	75.0
伊達市	100	83	166	166.0	134	134.0	100.0	40.0	100.0	100.0	***	50.0
北広島市	192	149	267	139.1	314	163.5	100.0	55.6	60.0	60.0	***	40.0
石狩市	214	174	325	151.9	247	115.4	100.0	66.7	66.7	66.7	***	83.3
北斗市	208	145	197	94.7	244	117.3	9.1	90.9	80.0	40.0	***	40.0
当別町	20	18	17	85.0	22	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0

新篠津村	13	9	39	300.0	25	192.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
松前町	26	19	37	142.3	32	123.1	100.0	100.0	66.7	66.7	***	66.7
福島町	18	12	27	150.0	21	116.7	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
知内町	15	11	17	113.3	17	113.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
木古内町	8	8	13	162.5	15	187.5	100.0	0.0	***	***	***	***
七飯町	89	76	132	148.3	101	113.5	100.0	50.0	100.0	50.0	***	50.0
鹿部町	15	14	28	186.7	21	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
森町	50	40	77	154.0	80	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
八雲町	72	59	76	105.6	83	115.3	0.0	100.0	85.7	14.3	***	71.4
長万部町	15	12	17	113.3	18	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
江差町	43	32	59	137.2	65	151.2	0.0	0.0	***	***	***	***
上ノ国町	24	19	22	91.7	28	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
厚沢部町	28	22	35	125.0	38	135.7	50.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
乙部町	16	12	12	75.0	17	106.3	0.0	0.0	***	***	***	***
奥尻町	19	15	23	121.1	24	126.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
今金町	30	23	43	143.3	33	110.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
せたな町	36	28	25	69.4	61	169.4	100.0	100.0	100.0	66.7	***	100.0
島牧村	12	10	12	100.0	13	108.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
寿都町	20	14	31	155.0	32	160.0	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
黒松内町	23	15	25	108.7	25	108.7	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
蘭越町	27	20	25	92.6	42	155.6	100.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
ニセコ町	31	25	68	219.4	39	125.8	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
真狩村	15	10	13	86.7	29	193.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
留寿都村	11	7	17	154.5	23	209.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
喜茂別町	13	10	18	138.5	18	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
京極町	20	16	4	20.0	20	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
倶知安町	77	55	92	119.5	78	101.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
共和町	36	26	43	119.4	44	122.2	100.0	66.7	100.0	0.0	***	100.0
岩内町	38	31	50	131.6	47	123.7	0.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
泊村	11	8	17	154.5	2	18.2	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
神恵内村	7	4	19	271.4	13	185.7	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
積丹町	18	12	20	111.1	23	127.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	33.3
古平町	17	13	21	123.5	20	117.6	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
仁木町	23	15	24	104.3	43	187.0	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
余市町	63	44	114	181.0	116	184.1	100.0	50.0	50.0	100.0	***	50.0
赤井川村	15	11	37	246.7	28	186.7	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
南幌町	37	33	32	86.5	45	121.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
奈井江町	23	20	23	100.0	30	130.4	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
上砂川町	15	12	15	100.0	21	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
由仁町	20	14	19	95.0	26	130.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0

長沼町	34	30	82	241.2	56	164.7	100.0	0.0	***	***	***	***
栗山町	47	39	64	136.2	73	155.3	100.0	100.0	100.0	33.3	***	33.3
月形町	15	11	30	200.0	28	186.7	100.0	0.0	***	***	***	***
浦臼町	12	9	16	133.3	20	166.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
新十津川町	28	24	33	117.9	33	117.9	100.0	0.0	***	***	***	***
妹背牛町	17	14	30	176.5	28	164.7	100.0	0.0	***	***	***	***
秩父別町	14	11	69	492.9	27	192.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
雨竜町	14	11	19	135.7	15	107.1	100.0	0.0	***	***	***	***
北竜町	12	9	21	175.0	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
沼田町	18	14	24	133.3	28	155.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
鷹栖町	39	30	54	138.5	50	128.2	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
東神楽町	71	56	76	107.0	96	135.2	66.7	66.7	100.0	50.0	***	0.0
当麻町	32	26	66	206.3	46	143.8	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
愛別町	19	16	14	73.7	28	147.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
上川町	16	12	1	6.3	26	162.5	0.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
東川町	67	54	107	159.7	99	147.8	100.0	50.0	100.0	50.0	***	0.0
美瑛町	71	57	60	84.5	83	116.9	60.0	100.0	80.0	60.0	***	0.0
上富良野町	56	49	82	146.4	41	73.2	100.0	66.7	50.0	50.0	***	0.0
中富良野町	24	20	48	200.0	48	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
南富良野町	26	20	43	165.4	35	134.6	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
占冠村	7	7	8	114.3	8	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
和寒町	15	12	27	180.0	19	126.7	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
剣淵町	15	11	37	246.7	23	153.3	100.0	0.0	***	***	***	***
下川町	17	13	23	135.3	25	147.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
美深町	19	17	35	184.2	28	147.4	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
音威子府村	6	4	8	133.3	6	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
中川町	13	9	7	53.8	20	153.8	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
幌加内町	12	9	36	300.0	20	166.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
増毛町	17	13	24	141.2	26	152.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
小平町	19	12	20	105.3	27	142.1	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
苫前町	23	16	22	95.7	33	143.5	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
羽幌町	28	20	35	125.0	39	139.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
初山別村	9	6	9	100.0	12	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
遠別町	14	11	83	592.9	53	378.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
天塩町	17	12	6	35.3	23	135.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
猿払村	39	25	64	164.1	49	125.6	50.0	0.0	***	***	***	***
浜頓別町	17	13	28	164.7	26	152.9	100.0	0.0	***	***	***	***
中頓別町	15	9	15	100.0	15	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
枝幸町	52	42	64	123.1	68	130.8	14.3	71.4	80.0	20.0	***	20.0
豊富町	23	17	50	217.4	50	217.4	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0

礼文町	21	15	27	128.6	28	133.3	100.0	33.3	100.0	100.0	***	0.0
利尻町	15	13	17	113.3	28	186.7	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
利尻富士町	22	14	22	100.0	22	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
幌延町	19	16	21	110.5	30	157.9	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
美幌町	68	58	108	158.8	55	80.9	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
津別町	19	15	18	94.7	20	105.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
斜里町	50	43	63	126.0	72	144.0	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
清里町	24	20	30	125.0	32	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
小清水町	26	22	30	115.4	29	111.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
訓子府町	33	27	29	87.9	38	115.2	100.0	100.0	0.0	50.0	***	50.0
置戸町	16	14	18	112.5	21	131.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
佐呂間町	36	27	40	111.1	40	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	33.3
遠軽町	96	81	106	110.4	100	104.2	100.0	62.5	80.0	40.0	***	20.0
滝上町	17	13	40	235.3	22	129.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
興部町	27	24	37	137.0	32	118.5	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
西興部村	10	6	10	100.0	11	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
雄武町	23	16	50	217.4	33	143.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
大空町	40	36	46	115.0	54	135.0	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
豊浦町	26	18	65	250.0	47	180.8	100.0	100.0	100.0	66.7	***	33.3
壮瞥町	15	12	22	146.7	20	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
白老町	51	44	58	113.7	64	125.5	100.0	100.0	75.0	25.0	***	75.0
厚真町	31	24	33	106.5	40	129.0	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
洞爺湖町	39	27	74	189.7	52	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
安平町	25	16	25	100.0	25	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
むかわ町	33	25	39	118.2	48	145.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
日高町	52	45	71	136.5	65	125.0	100.0	50.0	50.0	50.0	***	0.0
平取町	42	33	40	95.2	48	114.3	100.0	60.0	66.7	66.7	***	0.0
新冠町	24	20	37	154.2	29	120.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
浦河町	55	43	95	172.7	82	149.1	100.0	100.0	75.0	75.0	***	75.0
様似町	16	13	11	68.8	25	156.3	100.0	0.0	***	***	***	***
えりも町	36	26	38	105.6	43	119.4	25.0	100.0	75.0	50.0	***	50.0
新ひだか町	68	64	108	158.8	119	175.0	100.0	66.7	100.0	50.0	***	100.0
音更町	217	182	261	120.3	382	176.0	100.0	72.7	75.0	25.0	***	62.5
士幌町	45	33	56	124.4	65	144.4	100.0	66.7	100.0	50.0	***	50.0
上士幌町	32	30	110	343.8	110	343.8	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
鹿追町	48	33	97	202.1	81	168.8	50.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
新得町	31	23	53	171.0	36	116.1	0.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
清水町	36	29	113	313.9	49	136.1	0.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
芽室町	85	75	63	74.1	95	111.8	100.0	50.0	50.0	50.0	***	50.0
中札内村	29	21	31	106.9	42	144.8	100.0	100.0	50.0	50.0	***	50.0

更別村	26	19	40	153.8	37	142.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
大樹町	26	23	42	161.5	35	134.6	0.0	0.0	***	***	***	***
広尾町	32	25	56	175.0	60	187.5	50.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
幕別町	134	112	148	110.4	163	121.6	100.0	62.5	80.0	0.0	***	40.0
池田町	25	17	50	200.0	52	208.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
豊頃町	23	18	43	187.0	29	126.1	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
本別町	26	18	28	107.7	28	107.7	0.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
足寄町	38	30	64	168.4	52	136.8	0.0	75.0	66.7	66.7	***	66.7
陸別町	13	10	20	153.8	18	138.5	0.0	0.0	***	***	***	***
浦幌町	20	15	21	105.0	33	165.0	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
釧路町	87	69	157	180.5	151	173.6	100.0	100.0	80.0	20.0	***	60.0
厚岸町	49	39	49	100.0	53	108.2	100.0	100.0	0.0	33.3	***	100.0
浜中町	65	42	43	66.2	52	80.0	0.0	75.0	66.7	100.0	***	0.0
標茶町	58	42	65	112.1	25	43.1	0.0	60.0	100.0	66.7	***	0.0
弟子屈町	45	35	49	108.9	75	166.7	25.0	75.0	100.0	66.7	***	0.0
鶴居村	26	18	29	111.5	32	123.1	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
白糠町	4	4	17	425.0	17	425.0	100.0	0.0	***	***	***	***
別海町	115	89	107	93.0	134	116.5	28.6	71.4	80.0	40.0	***	80.0
中標津町	86	73	125	145.3	111	129.1	100.0	66.7	100.0	50.0	***	50.0
標津町	46	42	43	93.5	50	108.7	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
羅臼町	35	28	1	2.9	39	111.4	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
合　　計	17,914	14,422	22,416	125.1	24,061	134.3	91.1	61.9	66.9	46.0	***	61.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
札幌市	97	43,194	1,469	45,174	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館市	18	4,452	199	4,663	1.0	95.0	100.0	100.0	4.5	9	100.0	100.0	0.0
小樽市	12	1,998	108	2,113	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭川市	25	6,978	321	7,519	1.1	76.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
室蘭市	6	1,467	62	1,693	1.2	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路市	14	3,151	167	3,377	1.1	86.8	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
帯広市	13	3,748	172	4,200	1.1	86.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北見市	13	2,560	149	2,632	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
夕張市	1	82	5	127	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩見沢市	8	1,637	86	1,641	1.0	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
網走市	6	748	51	783	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留萌市	2	353	22	406	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫小牧市	14	4,250	198	4,277	1.0	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稚内市	6	671	41	685	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市	2	290	16	454	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦別市	1	171	12	177	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江別市	8	2,946	113	3,542	1.2	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤平市	1	130	9	129	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紋別市	3	391	23	399	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
士別市	4	311	25	478	1.5	88.0	92.0	92.0	36.0	7	100.0	100.0	0.0
名寄市	3	544	28	602	1.1	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三笠市	2	126	10	177	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
根室市	2	344	26	344	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千歳市	9	2,581	101	2,915	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝川市	3	803	39	924	1.2	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砂川市	1	305	15	308	1.0	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深川市	2	339	18	390	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野市	3	478	34	483	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登別市	5	855	44	884	1.0	95.5	100.0	95.5	***	***	95.5	100.0	0.0
恵庭市	5	1,854	72	2,072	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	3	669	34	750	1.1	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島市	7	1,386	66	1,577	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石狩市	6	1,473	63	1,500	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北斗市	5	1,095	60	1,455	1.3	88.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当別町	1	116	6	157	1.4	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新篠津村	1	57	5	78	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松前町	1	74	7	80	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福島町	1	36	9	56	1.6	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

知内町	1	71	9	86	1.2	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木古内町	1	53	6	98	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七飯町	2	600	24	664	1.1	70.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿部町	1	86	4	182	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
森町	2	280	14	336	1.2	100.0	100.0	100.0	35.7	5	100.0	100.0	0.0
八雲町	4	312	22	309	1.0	90.9	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
長万部町	1	91	4	92	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江差町	2	109	11	183	1.7	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上ノ国町	1	89	7	95	1.1	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚沢部町	1	80	7	81	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
乙部町	1	49	6	54	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町	1	33	6	72	2.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今金町	1	102	9	104	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
せたな町	3	123	18	135	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島牧村	1	24	6	24	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
寿都町	1	57	5	99	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
黒松内町	2	66	9	58	0.9	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭越町	1	94	9	98	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ニセコ町	1	153	9	160	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真狩村	1	39	4	41	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留寿都村	1	38	5	92	2.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜茂別町	1	30	3	34	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
京極町	1	67	4	67	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倶知安町	1	388	18	429	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
共和町	1	122	7	172	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩内町	2	249	12	287	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泊村	1	22	3	35	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神恵内村	1	14	6	20	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
積丹町	1	29	5	29	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古平町	1	40	5	46	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁木町	2	74	10	146	2.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
余市町	3	353	24	364	1.0	58.3	83.3	83.3	***	***	83.3	100.0	0.0
赤井川村	1	18	5	39	2.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南幌町	1	145	12	147	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈井江町	1	89	5	120	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上砂川町	1	38	5	63	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由仁町	1	108	7	170	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長沼町	1	215	12	265	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗山町	1	258	11	259	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
月形町	1	42	4	34	0.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦臼町	1	39	5	63	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新十津川町	1	144	6	195	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
妹背牛町	1	49	7	84	1.7	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

秩父別町	1	49	3	49	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雨竜町	1	53	5	65	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北竜町	1	25	3	51	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
沼田町	1	44	10	97	2.2	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鷹栖町	1	164	6	170	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東神楽町	1	346	18	378	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当麻町	1	158	12	193	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛別町	1	45	8	84	1.9	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上川町	1	47	3	87	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東川町	1	236	9	237	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	2	222	20	220	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野町	1	250	8	252	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中富良野町	1	114	8	442	3.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南富良野町	1	37	5	59	1.6	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
占冠村	1	6	4	6	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和寒町	1	74	6	92	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
剣淵町	1	57	5	81	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下川町	1	55	5	66	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美深町	2	82	8	98	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音威子府村	1	7	3	7	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川町	1	39	3	39	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幌加内町	1	23	5	44	1.9	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
増毛町	1	79	3	110	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平町	1	55	6	63	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫前町	1	59	3	58	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽幌町	3	149	8	149	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
初山別村	1	19	4	19	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠別町	1	53	5	75	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天塩町	1	53	6	77	1.5	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猿払村	1	76	6	108	1.4	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜頓別町	1	52	5	80	1.5	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
中頓別町	1	34	5	34	1.0	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枝幸町	3	125	15	125	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊富町	2	84	8	85	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
礼文町	2	43	8	61	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利尻町	1	31	4	26	0.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利尻富士町	2	51	8	51	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幌延町	2	50	7	55	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美幌町	2	413	22	531	1.3	59.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津別町	1	83	6	131	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
斜里町	1	245	11	250	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清里町	1	115	10	120	1.0	30.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小清水町	1	100	6	115	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

訓子府町	1	138	10	164	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
置戸町	1	60	6	65	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐呂間町	1	104	7	166	1.6	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠軽町	7	423	40	520	1.2	82.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝上町	1	48	5	52	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
興部町	1	90	6	132	1.5	50.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	0.0	0.0
西興部村	1	19	3	30	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雄武町	1	93	7	107	1.2	14.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大空町	2	165	17	294	1.8	82.4	76.5	76.5	***	***	76.5	100.0	0.0
豊浦町	1	77	5	71	0.9	60.0	60.0	60.0	***	***	60.0	100.0	0.0
壮瞥町	1	45	6	53	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白老町	2	224	22	309	1.4	68.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚真町	2	122	12	165	1.4	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洞爺湖町	2	129	12	127	1.0	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安平町	1	49	6	67	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
むかわ町	2	154	11	179	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町	3	247	19	249	1.0	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平取町	2	104	9	115	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新冠町	1	130	7	130	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町	3	235	20	264	1.1	90.0	90.0	90.0	30.0	4	100.0	100.0	0.0
様似町	1	67	5	123	1.8	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
えりも町	1	113	5	126	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新ひだか町	3	488	26	505	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音更町	5	1,197	67	1,345	1.1	67.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
士幌町	1	144	6	182	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上士幌町	1	105	7	110	1.0	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿追町	2	160	13	154	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新得町	2	119	11	195	1.6	54.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清水町	2	235	9	359	1.5	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芽室町	3	544	31	719	1.3	67.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中札内村	1	123	9	123	1.0	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
更別村	1	72	8	150	2.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大樹町	1	129	8	175	1.4	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広尾町	1	106	10	130	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幕別町	5	696	46	808	1.2	69.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
池田町	1	102	9	162	1.6	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊頃町	1	48	6	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本別町	2	123	16	123	1.0	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
足寄町	1	136	6	177	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
陸別町	1	53	3	73	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	2	87	10	152	1.7	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	4	390	27	491	1.3	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町	3	163	18	163	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

浜中町	4	114	19	179	1.6	63.2	100.0	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
標茶町	3	172	21	204	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弟子屈町	2	126	12	123	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴居村	1	43	5	56	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白糠町	1	8	9	27	3.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別海町	7	385	42	387	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
中標津町	2	574	31	734	1.3	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
標津町	2	125	11	142	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羅臼町	1	122	4	113	0.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	528	111,572	5,308	122,309	1.1	89.1	99.7	99.6	1.2	59	99.7	97.7	2.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	2,928	2,619	3,805	130.0	3,833	130.9	100.0	36.1	25.7	28.6	2.9	71.4
函館市	391	348	336	85.9	464	118.7	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	83.3
小樽市	221	181	420	190.0	275	124.4	100.0	66.7	25.0	12.5	0.0	87.5
旭川市	640	544	683	106.7	921	143.9	100.0	64.0	50.0	31.3	0.0	87.5
室蘭市	123	93	139	113.0	139	113.0	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	66.7
釧路市	302	267	441	146.0	343	113.6	100.0	92.9	69.2	84.6	38.5	76.9
帯広市	320	287	326	101.9	326	101.9	100.0	69.2	66.7	77.8	0.0	88.9
北見市	267	227	233	87.3	302	113.1	100.0	69.2	33.3	33.3	11.1	100.0
夕張市	14	12	19	135.7	24	171.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
岩見沢市	169	150	194	114.8	200	118.3	100.0	37.5	33.3	33.3	0.0	100.0
網走市	93	80	112	120.4	134	144.1	100.0	83.3	40.0	20.0	0.0	80.0
留萌市	42	36	53	126.2	70	166.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
苫小牧市	341	307	254	74.5	389	114.1	100.0	28.6	25.0	50.0	25.0	75.0
稚内市	89	83	99	111.2	113	127.0	50.0	16.7	100.0	0.0	0.0	100.0
美唄市	35	29	99	282.9	64	182.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
芦別市	17	17	21	123.5	24	141.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
江別市	217	195	228	105.1	228	105.1	100.0	75.0	33.3	16.7	0.0	83.3
赤平市	17	14	17	100.0	24	141.2	100.0	0.0	***	***	***	***
紋別市	49	43	52	106.1	60	122.4	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	100.0
士別市	61	49	78	127.9	75	123.0	100.0	100.0	25.0	0.0	75.0	100.0
名寄市	60	54	55	91.7	75	125.0	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
三笠市	25	19	32	128.0	47	188.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
根室市	43	36	50	116.3	33	76.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
千歳市	197	176	209	106.1	217	110.2	100.0	100.0	88.9	11.1	0.0	33.3
滝川市	89	68	40	44.9	100	112.4	100.0	100.0	66.7	100.0	33.3	66.7
砂川市	27	25	25	92.6	27	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
深川市	36	30	61	169.4	44	122.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
富良野市	53	46	41	77.4	63	118.9	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
登別市	86	71	103	119.8	99	115.1	100.0	80.0	0.0	25.0	0.0	75.0
恵庭市	144	121	126	87.5	196	136.1	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊達市	59	51	56	94.9	60	101.7	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
北広島市	130	112	202	155.4	201	154.6	100.0	42.9	100.0	33.3	0.0	66.7
石狩市	135	113	192	142.2	178	131.9	100.0	66.7	50.0	25.0	0.0	50.0
北斗市	111	97	116	104.5	129	116.2	60.0	40.0	50.0	100.0	0.0	50.0
当別町	14	11	20	142.9	31	221.4	100.0	0.0	***	***	***	***

新篠津村	14	13	12	85.7	14	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
松前町	13	9	20	153.8	19	146.2	100.0	0.0	***	***	***	***
福島町	13	10	14	107.7	16	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
知内町	16	12	4	25.0	20	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
木古内町	12	12	16	133.3	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
七飯町	50	44	62	124.0	56	112.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鹿部町	15	12	36	240.0	17	113.3	100.0	0.0	***	***	***	***
森町	36	31	58	161.1	47	130.6	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
八雲町	54	42	55	101.9	63	116.7	0.0	100.0	50.0	75.0	25.0	100.0
長万部町	13	10	14	107.7	15	115.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江差町	29	23	31	106.9	33	113.8	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0
上ノ国町	17	14	17	100.0	21	123.5	100.0	0.0	***	***	***	***
厚沢部町	16	12	20	125.0	20	125.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
乙部町	13	9	9	69.2	27	207.7	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
奥尻町	15	12	28	186.7	28	186.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
今金町	14	11	0	0.0	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
せたな町	37	29	26	70.3	45	121.6	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	100.0
島牧村	14	10	19	135.7	15	107.1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
寿都町	13	10	17	130.8	16	123.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
黒松内町	33	21	23	69.7	23	69.7	100.0	0.0	***	***	***	***
蘭越町	8	8	19	237.5	23	287.5	100.0	0.0	***	***	***	***
ニセコ町	16	13	26	162.5	26	162.5	100.0	0.0	***	***	***	***
真狩村	11	8	13	118.2	27	245.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
留寿都村	11	8	41	372.7	20	181.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
喜茂別町	12	9	14	116.7	17	141.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
京極町	15	11	21	140.0	21	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
倶知安町	34	27	41	120.6	38	111.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
共和町	14	12	27	192.9	27	192.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩内町	32	26	22	68.8	37	115.6	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
泊村	11	11	17	154.5	15	136.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神恵内村	10	8	16	160.0	11	110.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
積丹町	13	10	10	76.9	15	115.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
古平町	13	10	12	92.3	38	292.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
仁木町	25	19	43	172.0	57	228.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
余市町	46	35	42	91.3	53	115.2	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
赤井川村	9	6	10	111.1	15	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
南幌町	20	17	35	175.0	35	175.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
奈井江町	13	10	15	115.4	20	153.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上砂川町	11	8	14	127.3	28	254.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
由仁町	15	12	17	113.3	26	173.3	100.0	0.0	***	***	***	***

長沼町	22	19	55	250.0	32	145.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
栗山町	21	17	33	157.1	27	128.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
月形町	12	9	12	100.0	12	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
浦臼町	13	10	9	69.2	17	130.8	100.0	0.0	***	***	***	***
新十津川町	17	14	18	105.9	18	105.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
妹背牛町	12	12	20	166.7	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
秩父別町	14	11	18	128.6	18	128.6	100.0	0.0	***	***	***	***
雨竜町	14	11	10	71.4	16	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
北竜町	11	10	17	154.5	28	254.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
沼田町	13	9	25	192.3	22	169.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
鷹栖町	18	15	27	150.0	27	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東神楽町	28	25	34	121.4	34	121.4	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
当麻町	19	16	25	131.6	25	131.6	100.0	0.0	***	***	***	***
愛別町	14	11	16	114.3	25	178.6	0.0	0.0	***	***	***	***
上川町	14	11	1	7.1	17	121.4	0.0	0.0	***	***	***	***
東川町	27	24	79	292.6	36	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
美瑛町	40	31	24	60.0	50	125.0	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
上富良野町	24	21	27	112.5	31	129.2	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
中富良野町	17	14	64	376.5	65	382.4	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南富良野町	15	12	16	106.7	20	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
占冠村	10	8	8	80.0	9	90.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
和寒町	14	11	18	128.6	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
剣淵町	15	12	24	160.0	26	173.3	100.0	0.0	***	***	***	***
下川町	15	11	19	126.7	26	173.3	100.0	0.0	***	***	***	***
美深町	21	17	21	100.0	26	123.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
音威子府村	6	5	10	166.7	9	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
中川町	14	11	14	100.0	15	107.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
幌加内町	11	7	32	290.9	32	290.9	0.0	0.0	***	***	***	***
増毛町	13	10	19	146.2	20	153.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小平町	14	11	16	114.3	17	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
苫前町	14	11	28	200.0	21	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
羽幌町	25	21	31	124.0	31	124.0	100.0	66.7	100.0	100.0	50.0	0.0
初山別村	11	9	14	127.3	2	18.2	100.0	0.0	***	***	***	***
遠別町	13	10	21	161.5	20	153.8	100.0	0.0	***	***	***	***
天塩町	15	12	19	126.7	17	113.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
猿払村	15	12	14	93.3	19	126.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
浜頓別町	13	10	34	261.5	34	261.5	100.0	0.0	***	***	***	***
中頓別町	14	10	14	100.0	14	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
枝幸町	38	30	44	115.8	42	110.5	0.0	66.7	0.0	100.0	0.0	100.0
豊富町	19	15	23	121.1	23	121.1	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0

礼文町	22	19	33	150.0	23	104.5	100.0	0.0	***	***	***	***
利尻町	12	9	12	100.0	12	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
利尻富士町	22	17	22	100.0	22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
幌延町	18	15	22	122.2	23	127.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
美幌町	39	33	49	125.6	51	130.8	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
津別町	14	11	18	128.6	18	128.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
斜里町	22	19	22	100.0	38	172.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
清里町	12	12	18	150.0	23	191.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
小清水町	12	11	15	125.0	17	141.7	100.0	0.0	***	***	***	***
訓子府町	14	14	35	250.0	58	414.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
置戸町	14	13	10	71.4	17	121.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
佐呂間町	17	14	31	182.4	22	129.4	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
遠軽町	91	75	100	109.9	93	102.2	100.0	71.4	60.0	80.0	40.0	40.0
滝上町	14	12	17	121.4	19	135.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
興部町	13	10	1	7.7	36	276.9	100.0	0.0	***	***	***	***
西興部村	10	10	18	180.0	12	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
雄武町	13	10	18	138.5	21	161.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大空町	26	23	34	130.8	34	130.8	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
豊浦町	13	10	11	84.6	18	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
壮瞥町	14	11	29	207.1	18	128.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
白老町	28	22	29	103.6	34	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
厚真町	28	22	38	135.7	38	135.7	100.0	0.0	***	***	***	***
洞爺湖町	25	19	17	68.0	31	124.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
安平町	20	15	20	100.0	20	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
むかわ町	28	22	42	150.0	41	146.4	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
日高町	37	31	53	143.2	54	145.9	100.0	0.0	***	***	***	***
平取町	20	18	28	140.0	32	160.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
新冠町	16	13	16	100.0	16	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浦河町	43	37	51	118.6	51	118.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
様似町	14	11	9	64.3	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
えりも町	13	10	18	138.5	17	130.8	0.0	0.0	***	***	***	***
新ひだか町	45	39	53	117.8	78	173.3	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
音更町	109	94	146	133.9	180	165.1	100.0	80.0	75.0	25.0	0.0	75.0
士幌町	24	21	26	108.3	25	104.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
上士幌町	16	13	20	125.0	20	125.0	0.0	0.0	***	***	***	***
鹿追町	31	24	49	158.1	56	180.6	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
新得町	25	22	36	144.0	29	116.0	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
清水町	35	29	39	111.4	41	117.1	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
芽室町	58	50	74	127.6	60	103.4	100.0	66.7	50.0	50.0	50.0	50.0
中札内村	16	13	18	112.5	24	150.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0

更別村	16	13	17	106.3	20	125.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
大樹町	16	14	20	125.0	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
広尾町	15	12	24	160.0	24	160.0	0.0	0.0	***	***	***	***
幕別町	102	82	98	96.1	116	113.7	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	75.0
池田町	16	13	36	225.0	27	168.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
豊頃町	16	13	34	212.5	36	225.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
本別町	28	25	45	160.7	32	114.3	0.0	0.0	***	***	***	***
足寄町	19	15	20	105.3	23	121.1	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
陸別町	13	13	27	207.7	16	123.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浦幌町	25	19	22	88.0	31	124.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0
釧路町	60	51	96	160.0	102	170.0	100.0	75.0	33.3	0.0	33.3	33.3
厚岸町	42	34	42	100.0	45	107.1	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	100.0
浜中町	46	36	28	60.9	49	106.5	0.0	75.0	66.7	66.7	0.0	33.3
標茶町	35	29	40	114.3	14	40.0	0.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
弟子屈町	26	19	28	107.7	37	142.3	50.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
鶴居村	14	11	23	164.3	21	150.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
白糠町	8	8	17	212.5	17	212.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別海町	96	74	124	129.2	143	149.0	28.6	57.1	50.0	25.0	0.0	75.0
中標津町	57	52	69	121.1	66	115.8	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
標津町	27	21	34	125.9	38	140.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
羅臼町	12	11	28	233.3	32	266.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	10,728	9,208	12,995	121.1	13,902	129.6	90.3	57.2	49.0	40.1	9.9	71.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
札幌市	2	155	20	173	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館市	1	63	12	63	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
室蘭市	1	224	18	281	1.3	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路市	1	61	12	100	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	0.0	0.0
帯広市	1	482	30	524	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北見市	1	47	12	44	0.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩見沢市	1	151	14	155	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫小牧市	1	66	9	65	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名寄市	1	22	11	25	1.1	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
根室市	4	207	40	207	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
歌志内市	1	57	13	149	2.6	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野市	1	25	8	30	1.2	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	1	21	6	31	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石狩市	1	42	9	45	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当別町	1	420	22	422	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七飯町	2	113	22	127	1.1	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
比布町	1	218	17	218	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
占冠村	1	13	7	14	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
斜里町	1	66	12	84	1.3	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湧別町	3	431	42	485	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安平町	1	311	9	306	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	9	100.0	100.0	0.0
新得町	1	11	5	20	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	5	100.0	0.0	0.0
白糠町	2	310	30	371	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
中標津町	1	102	15	177	1.7	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	32	3,618	395	4,116	1.1	90.6	100.0	100.0	6.6	26	100.0	93.3	6.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
札幌市	41	34	59	143.9	90	219.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
函館市	23	20	6	26.1	23	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
室蘭市	32	26	39	121.9	39	121.9	100.0	0.0	***	***	***	***
釧路市	17	14	63	370.6	65	382.4	100.0	0.0	***	***	***	***
帯広市	74	53	51	68.9	52	70.3	100.0	0.0	***	***	***	***
北見市	18	14	22	122.2	22	122.2	100.0	0.0	***	***	***	***
岩見沢市	29	24	32	110.3	33	113.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
苫小牧市	20	16	16	80.0	20	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
名寄市	16	13	19	118.8	19	118.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
根室市	73	57	94	128.8	100	137.0	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	75.0
歌志内市	22	17	30	136.4	30	136.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
富良野市	14	12	59	421.4	37	264.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
伊達市	13	11	16	123.1	18	138.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
石狩市	16	12	12	75.0	18	112.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
当別町	51	48	34	66.7	50	98.0	100.0	0.0	***	***	***	***
七飯町	38	35	37	97.4	37	97.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
比布町	36	30	40	111.1	44	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
占冠村	10	6	24	240.0	15	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
斜里町	21	17	31	147.6	32	152.4	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
湧別町	68	61	97	142.6	100	147.1	100.0	100.0	66.7	33.3	66.7	66.7
安平町	47	33	47	100.0	47	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
新得町	11	9	14	127.3	14	127.3	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
白糠町	60	49	68	113.3	35	58.3	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
中標津町	26	21	22	84.6	36	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	776	632	932	120.1	976	125.8	96.9	65.6	90.5	52.4	14.3	61.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
北海道	186	82	70,103	34,770	2,448	1,143	80,551	40,185	1.1	1.2	54.3	11.1	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	***	24	***	100.0	100.0	10.2	8.5	89.8	91.5
札幌市	7	2	6,090	1,654	162	54	6,279	1,712	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
函館市	1	0	592	0	34	0	679	0	1.1	***	55.9	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
釧路市	1	0	592	0	15	0	713	0	1.2	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
帯広市	1	1	593	593	15	15	590	590	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
岩見沢市	1	1	572	572	15	15	809	809	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
土別市	1	0	20	0	3	0	36	0	1.8	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	***	***	***	***	0.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
三笠市	1	1	104	104	3	3	160	160	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
滝川市	1	1	595	595	23	23	751	751	1.3	1.3	78.3	78.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
知内町	1	0	112	0	6	0	166	0	1.5	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
奥尻町	1	0	49	0	3	0	77	0	1.6	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
ニセコ町	1	1	104	104	4	4	192	192	1.8	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
真狩村	1	1	69	69	3	3	106	106	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
留寿都村	1	1	47	47	6	6	60	60	1.3	1.3	83.3	83.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
南富良野町	1	0	54	0	5	0	135	0	2.5	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
剣淵町	1	1	53	53	3	3	100	100	1.9	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
音威子府村	1	1	114	114	3	3	148	148	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
幌加内町	1	1	57	57	6	6	102	102	1.8	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
羽幌町	1	0	14	0	3	0	13	0	0.9	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
大空町	1	1	103	103	3	3	150	150	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
壮瞥町	1	1	40	40	3	3	78	78	2.0	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
日高町	1	0	31	0	4	0	56	0	1.8	***	75.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
えりも町	1	0	80	0	6	0	110	0	1.4	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
士幌町	1	1	116	116	6	6	240	240	2.1	2.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
浜中町	1	0	47	0	6	0	103	0	2.2	***	16.7	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
中標津町	1	1	95	95	6	6	146	146	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	217	98	80,446	39,086	2,794	1,296	92,550	45,529	1.2	1.2	59.0	59.9	99.9	100.0	99.9	100.0	0.9	***	24	***	99.9	100.0	22.6	22.4	77.4	77.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
北海道	6,243	3,219	5,651	2,939	7,393	3,835	118.4	119.1	10,090	5,172	161.6	160.7	100.0	100.0	65.1	58.5	34.7	39.6	43.0	52.1	36.4	25.0	80.2	83.3
札幌市	449	119	412	116	924	175	205.8	147.1	636	226	141.6	189.9	100.0	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	100.0	100.0
函館市	45	0	42	0	98	0	217.8	***	96	0	213.3	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
釧路市	44	0	41	0	57	0	129.5	***	54	0	122.7	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
帯広市	42	42	39	39	50	50	119.0	119.0	46	46	109.5	109.5	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
岩見沢市	47	47	45	45	60	60	127.7	127.7	105	105	223.4	223.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
土別市	8	0	8	0	38	0	475.0	***	37	0	462.5	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三笠市	14	14	11	11	1	1	7.1	7.1	20	20	142.9	142.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
滝川市	56	56	52	52	58	58	103.6	103.6	67	67	119.6	119.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
知内町	21	0	18	0	2	0	9.5	***	21	0	100.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
奥尻町	15	0	12	0	16	0	106.7	***	18	0	120.0	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
ニセコ町	12	12	11	11	23	23	191.7	191.7	22	22	183.3	183.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
真狩村	11	11	9	9	12	12	109.1	109.1	28	28	254.5	254.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
留寿都村	15	15	13	13	28	28	186.7	186.7	16	16	106.7	106.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
南富良野町	14	0	12	0	36	0	257.1	***	19	0	135.7	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
剣淵町	20	20	17	17	34	34	170.0	170.0	19	19	95.0	95.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
音威子府村	16	16	15	15	19	19	118.8	118.8	22	22	137.5	137.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
幌加内町	12	12	10	10	4	4	33.3	33.3	15	15	125.0	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
羽幌町	10	0	8	0	11	0	110.0	***	16	0	160.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大空町	25	25	16	16	1	1	4.0	4.0	16	16	64.0	64.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
壮瞥町	12	12	10	10	1	1	8.3	8.3	16	16	133.3	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
日高町	10	0	8	0	0	0	0.0	***	10	0	100.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
えりも町	20	0	17	0	26	0	130.0	***	45	0	225.0	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***
士幌町	26	26	23	23	14	14	53.8	53.8	25	25	96.2	96.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
浜中町	17	0	14	0	19	0	111.8	***	19	0	111.8	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***
中標津町	24	24	20	20	31	31	129.2	129.2	27	27	112.5	112.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	7,228	3,670	6,534	3,346	8,956	4,346	123.9	118.4	11,505	5,842	159.2	159.2	100.0	100.0	64.5	59.2	33.6	37.9	43.6	48.3	33.6	24.1	80.7	84.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	1	426	12	537	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
札幌市	1	936	28	936	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	2	1,362	40	1,473	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	35	31	43	122.9	57	162.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
札幌市	74	70	158	213.5	88	118.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	109	101	201	184.4	145	133.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用　　0
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	66	5,435	1,317	5,891	1.1	70.8	100.0	100.0	1.1	15	100.0	13.6	86.4
札幌市	5	337	66	479	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	71	5,772	1,383	6,370	1.1	72.2	100.0	100.0	1.1	15	100.0	19.7	80.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備　0
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	3,521	3,058	3,053	86.7	4,765	135.3	100.0	68.2	57.8	37.8	4.4	86.7
札幌市	208	180	261	125.5	308	148.1	100.0	100.0	60.0	20.0	0.0	60.0
合計	3,729	3,238	3,314	88.9	5,073	136.0	100.0	70.4	58.0	36.0	4.0	84.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用　　0
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
青森県	67	21,960	1,164	28,316	1.3	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青森市	61	17,059	834	17,528	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弘前市	48	9,552	547	10,490	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八戸市	65	15,094	759	16,202	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒石市	6	1,844	91	2,147	1.2	83.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五所川原市	16	2,968	168	2,976	1.0	90.5	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
十和田市	22	3,724	228	3,983	1.1	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三沢市	11	2,774	140	3,236	1.2	90.7	100.0	100.0	15.7	22	100.0	90.9	9.1
むつ市	20	3,331	215	3,832	1.2	96.7	91.6	91.6	100.0	197	100.0	100.0	0.0
つがる市	12	1,643	110	1,676	1.0	84.5	98.2	93.6	***	***	93.6	100.0	0.0
平川市	13	1,985	125	2,023	1.0	92.0	98.4	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
平内町	4	535	39	537	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今別町	2	52	10	142	2.7	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓬田村	2	159	14	213	1.3	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
外ヶ浜町	4	148	35	209	1.4	68.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鰺ヶ沢町	3	378	24	387	1.0	58.3	33.3	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
深浦町	5	257	32	294	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西目屋村	1	65	8	68	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤崎町	5	1,018	60	1,075	1.1	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鰐町	2	374	20	454	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田舎館村	2	512	24	545	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板柳町	5	689	45	970	1.4	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴田町	2	731	37	883	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中泊町	6	434	40	582	1.3	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野辺地町	3	631	36	727	1.2	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七戸町	5	800	52	869	1.1	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
六戸町	1	841	43	861	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横浜町	2	210	12	297	1.4	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東北町	5	1,019	63	1,020	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
六ヶ所村	7	570	47	832	1.5	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
おいらせ町	8	2,059	107	2,036	1.0	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大間町	3	272	23	326	1.2	73.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東通村	2	326	27	464	1.4	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
風間浦村	2	66	12	173	2.6	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐井村	4	61	12	62	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三戸町	3	452	26	533	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五戸町	7	823	59	960	1.2	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田子町	2	218	13	323	1.5	92.3	100.0	100.0	100.0	13	100.0	100.0	0.0

南部町	6	906	54	1,167	1.3	90.7	100.0	100.0	14.8	8	100.0	80.0	20.0
階上町	6	783	59	912	1.2	69.5	94.9	94.9	***	***	94.9	100.0	0.0
新郷村	2	87	12	118	1.4	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	452	97,410	5,426	110,448	1.1	90.6	99.2	98.9	5.2	240	99.7	88.4	11.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
青森県	3,040	2,744	3,821	125.7	4,303	141.5	100.0	55.2	56.8	43.2	0.0	56.8
青森市	1,323	1,177	1,432	108.2	1,525	115.3	100.0	91.8	75.0	30.4	0.0	80.4
弘前市	879	757	1,111	126.4	1,041	118.4	0.0	0.0	***	***	***	***
八戸市	1,152	996	2,257	195.9	1,366	118.6	100.0	70.8	34.8	21.7	0.0	82.6
黒石市	140	125	153	109.3	159	113.6	0.0	0.0	***	***	***	***
五所川原市	268	238	329	122.8	336	125.4	6.3	31.3	40.0	20.0	0.0	60.0
十和田市	355	310	382	107.6	423	119.2	9.1	18.2	100.0	25.0	0.0	25.0
三沢市	226	198	295	130.5	305	135.0	9.1	18.2	0.0	50.0	0.0	50.0
むつ市	351	288	415	118.2	402	114.5	100.0	65.0	53.8	23.1	0.0	61.5
つがる市	184	156	192	104.3	243	132.1	0.0	33.3	25.0	25.0	0.0	75.0
平川市	202	173	227	112.4	248	122.8	100.0	46.2	66.7	50.0	0.0	66.7
平内町	66	58	74	112.1	79	119.7	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
今別町	21	17	27	128.6	40	190.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
蓬田村	26	21	43	165.4	31	119.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
外ヶ浜町	38	29	54	142.1	71	186.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	25.0
鰺ヶ沢町	42	36	49	116.7	57	135.7	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
深浦町	59	47	77	130.5	91	154.2	0.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西目屋村	12	12	22	183.3	14	116.7	0.0	0.0	***	***	***	***
藤崎町	85	76	119	140.0	103	121.2	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大鰐町	35	30	46	131.4	38	108.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
田舎館村	40	33	27	67.5	57	142.5	100.0	0.0	***	***	***	***
板柳町	77	64	116	150.6	121	157.1	20.0	0.0	***	***	***	***
鶴田町	57	51	51	89.5	73	128.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中泊町	67	54	91	135.8	97	144.8	0.0	50.0	33.3	100.0	0.0	66.7
野辺地町	63	45	66	104.8	74	117.5	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
七戸町	90	80	85	94.4	116	128.9	0.0	0.0	***	***	***	***
六戸町	64	56	84	131.3	90	140.6	100.0	0.0	***	***	***	***
横浜町	30	25	52	173.3	34	113.3	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
東北町	87	74	148	170.1	118	135.6	0.0	0.0	***	***	***	***
六ヶ所村	90	75	113	125.6	128	142.2	100.0	42.9	66.7	100.0	0.0	66.7
おいらせ町	165	143	183	110.9	214	129.7	12.5	12.5	0.0	100.0	0.0	0.0
大間町	38	30	49	128.9	56	147.4	0.0	0.0	***	***	***	***
東通村	42	38	62	147.6	54	128.6	100.0	0.0	***	***	***	***
風間浦村	21	17	53	252.4	33	157.1	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐井村	26	22	40	153.8	47	180.8	0.0	75.0	100.0	0.0	0.0	0.0

三戸町	45	41	73	162.2	70	155.6	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
五戸町	104	84	110	105.8	178	171.2	100.0	28.6	50.0	0.0	0.0	50.0
田子町	23	20	48	208.7	56	243.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
南部町	94	79	182	193.6	179	190.4	100.0	50.0	33.3	0.0	0.0	100.0
階上町	90	71	70	77.8	107	118.9	100.0	83.3	80.0	40.0	0.0	60.0
新郷村	22	17	21	95.5	41	186.4	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
合　　計	9,839	8,607	12,849	130.6	12,818	130.3	65.0	47.6	55.3	30.2	0.0	69.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
青森市	42	11,024	578	11,393	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弘前市	32	6,417	388	6,959	1.1	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八戸市	41	9,821	500	10,557	1.1	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒石市	4	1,198	62	1,413	1.2	85.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五所川原市	10	1,908	109	1,917	1.0	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十和田市	13	2,506	153	2,620	1.0	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三沢市	6	1,815	97	2,072	1.1	89.7	100.0	100.0	22.7	22	100.0	100.0	0.0
むつ市	11	2,087	147	2,499	1.2	95.9	88.4	88.4	100.0	130	100.0	100.0	0.0
つがる市	7	1,069	73	1,086	1.0	83.6	97.3	90.4	***	***	90.4	100.0	0.0
平川市	9	1,324	90	1,330	1.0	94.4	100.0	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
平内町	3	341	30	341	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今別町	1	35	7	90	2.6	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓬田村	1	101	9	128	1.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
外ヶ浜町	2	85	18	122	1.4	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鰺ヶ沢町	2	229	16	237	1.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
深浦町	3	158	21	182	1.2	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西目屋村	1	65	8	68	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤崎町	3	671	40	681	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鰐町	1	252	13	266	1.1	46.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田舎館村	1	330	15	357	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板柳町	4	452	33	599	1.3	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴田町	1	474	24	580	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中泊町	4	271	28	352	1.3	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野辺地町	2	388	25	447	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七戸町	3	503	33	549	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横浜町	1	125	9	175	1.4	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東北町	3	667	45	669	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
六ヶ所村	4	368	35	516	1.4	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
おいらせ町	5	1,377	75	1,358	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大間町	2	168	16	215	1.3	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東通村	1	200	18	294	1.5	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
風間浦村	1	37	8	91	2.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐井村	2	37	7	38	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三戸町	2	263	17	333	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五戸町	4	537	39	608	1.1	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田子町	1	141	8	200	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
南部町	3	605	33	710	1.2	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
階上町	4	533	40	543	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

新郷村	1	57	8	74	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	241	48,639	2,875	52,669	1.1	90.6	98.8	98.6	6.7	160	99.7	85.4	14.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
青森市	824	727	887	107.6	958	116.3	100.0	90.5	68.4	31.6	***	78.9
弘前市	549	463	646	117.7	638	116.2	0.0	0.0	***	***	***	***
八戸市	684	579	1,337	195.5	808	118.1	100.0	73.2	40.0	26.7	***	73.3
黒石市	84	75	90	107.1	96	114.3	0.0	0.0	***	***	***	***
五所川原市	159	141	187	117.6	202	127.0	0.0	40.0	50.0	25.0	***	50.0
十和田市	213	184	221	103.8	255	119.7	7.7	23.1	100.0	33.3	***	0.0
三沢市	130	115	166	127.7	164	126.2	16.7	33.3	0.0	50.0	***	50.0
むつ市	200	160	255	127.5	229	114.5	100.0	63.6	85.7	28.6	***	28.6
つがる市	107	92	111	103.7	139	129.9	0.0	42.9	33.3	33.3	***	66.7
平川市	132	111	150	113.6	165	125.0	100.0	55.6	80.0	60.0	***	60.0
平内町	45	40	53	117.8	48	106.7	100.0	0.0	***	***	***	***
今別町	12	10	11	91.7	16	133.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
蓬田村	12	10	21	175.0	15	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
外ヶ浜町	19	15	27	142.1	41	215.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
鰺ヶ沢町	25	21	28	112.0	30	120.0	0.0	0.0	***	***	***	***
深浦町	33	26	44	133.3	54	163.6	0.0	0.0	***	***	***	***
西目屋村	12	12	22	183.3	14	116.7	0.0	0.0	***	***	***	***
藤崎町	50	43	73	146.0	54	108.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大鰐町	19	17	26	136.8	20	105.3	100.0	0.0	***	***	***	***
田舎館村	21	17	14	66.7	28	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
板柳町	52	42	89	171.2	89	171.2	0.0	0.0	***	***	***	***
鶴田町	31	27	30	96.8	49	158.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
中泊町	43	34	63	146.5	64	148.8	0.0	50.0	0.0	100.0	***	50.0
野辺地町	41	25	42	102.4	46	112.2	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
七戸町	50	47	53	106.0	67	134.0	0.0	0.0	***	***	***	***
横浜町	17	12	24	141.2	17	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
東北町	54	45	96	177.8	71	131.5	0.0	0.0	***	***	***	***
六ヶ所村	49	42	81	165.3	80	163.3	100.0	75.0	66.7	100.0	***	66.7
おいらせ町	102	88	116	113.7	142	139.2	20.0	20.0	0.0	100.0	***	0.0
大間町	26	18	27	103.8	32	123.1	0.0	0.0	***	***	***	***
東通村	24	23	33	137.5	26	108.3	100.0	0.0	***	***	***	***
風間浦村	10	8	24	240.0	16	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
佐井村	14	12	18	128.6	20	142.9	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
三戸町	26	23	43	165.4	40	153.8	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
五戸町	61	47	68	111.5	91	149.2	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0

田子町	13	10	25	192.3	37	284.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
南部町	48	39	63	131.3	92	191.7	100.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0
階上町	56	41	56	100.0	70	125.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
新郷村	12	9	9	75.0	20	166.7	0.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
合　　計	4,059	3,450	5,329	131.3	5,043	124.2	58.5	47.3	59.6	34.2	***	63.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
青森県	1	206	6	240	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青森市	19	6,035	256	6,135	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弘前市	16	3,135	159	3,531	1.1	86.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八戸市	24	5,273	259	5,645	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒石市	2	646	29	734	1.1	79.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五所川原市	6	1,060	59	1,059	1.0	89.8	94.9	94.9	***	***	94.9	100.0	0.0
十和田市	9	1,218	75	1,363	1.1	72.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三沢市	5	959	43	1,164	1.2	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
むつ市	9	1,244	68	1,333	1.1	98.5	98.5	98.5	100.0	67	100.0	100.0	0.0
つがる市	5	574	37	590	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平川市	4	661	35	693	1.0	85.7	94.3	94.3	***	***	94.3	100.0	0.0
平内町	1	194	9	196	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今別町	1	17	3	52	3.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓬田村	1	58	5	85	1.5	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
外ヶ浜町	2	63	17	87	1.4	52.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鰺ヶ沢町	1	149	8	150	1.0	75.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
深浦町	2	99	11	112	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤崎町	2	347	20	394	1.1	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鰐町	1	122	7	188	1.5	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田舎館村	1	182	9	188	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板柳町	1	237	12	371	1.6	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴田町	1	257	13	303	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中泊町	2	163	12	230	1.4	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野辺地町	1	243	11	280	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七戸町	2	297	19	320	1.1	31.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横浜町	1	85	3	122	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東北町	2	352	18	351	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
六ヶ所村	3	202	12	316	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
おいらせ町	3	682	32	678	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大間町	1	104	7	111	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東通村	1	126	9	170	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
風間浦村	1	29	4	82	2.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐井村	2	24	5	24	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三戸町	1	189	9	200	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五戸町	3	286	20	352	1.2	65.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田子町	1	77	5	123	1.6	80.0	100.0	100.0	100.0	5	100.0	100.0	0.0
南部町	3	301	21	457	1.5	85.7	100.0	100.0	38.1	8	100.0	100.0	0.0
階上町	2	250	19	369	1.5	68.4	84.2	84.2	***	***	84.2	100.0	0.0

新郷村	1	30	4	44	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	144	26,176	1,350	28,842	1.1	86.2	99.3	98.7	6.6	80	99.4	88.0	12.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
青森県	15	13	15	100.0	13	86.7	100.0	0.0	***	***	***	***
青森市	499	450	545	109.2	567	113.6	100.0	94.7	88.9	27.8	0.0	83.3
弘前市	330	294	465	140.9	403	122.1	0.0	0.0	***	***	***	***
八戸市	468	417	920	196.6	558	119.2	100.0	66.7	25.0	12.5	0.0	100.0
黒石市	56	50	63	112.5	63	112.5	0.0	0.0	***	***	***	***
五所川原市	109	97	142	130.3	134	122.9	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
十和田市	142	126	161	113.4	168	118.3	11.1	11.1	100.0	0.0	0.0	100.0
三沢市	96	83	129	134.4	141	146.9	0.0	0.0	***	***	***	***
むつ市	151	128	160	106.0	173	114.6	100.0	66.7	16.7	16.7	0.0	100.0
つがる市	77	64	81	105.2	104	135.1	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
平川市	70	62	77	110.0	83	118.6	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
平内町	21	18	21	100.0	31	147.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
今別町	9	7	16	177.8	24	266.7	100.0	0.0	***	***	***	***
蓬田村	14	11	22	157.1	16	114.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
外ヶ浜町	19	14	27	142.1	30	157.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鰺ヶ沢町	17	15	21	123.5	27	158.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
深浦町	26	21	33	126.9	37	142.3	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
藤崎町	35	33	46	131.4	49	140.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大鰐町	16	13	20	125.0	18	112.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
田舎館村	19	16	13	68.4	29	152.6	100.0	0.0	***	***	***	***
板柳町	25	22	27	108.0	32	128.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鶴田町	26	24	21	80.8	24	92.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中泊町	24	20	28	116.7	33	137.5	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
野辺地町	22	20	24	109.1	28	127.3	100.0	0.0	***	***	***	***
七戸町	40	33	32	80.0	49	122.5	0.0	0.0	***	***	***	***
横浜町	13	13	28	215.4	17	130.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
東北町	33	29	52	157.6	47	142.4	0.0	0.0	***	***	***	***
六ヶ所村	41	33	32	78.0	48	117.1	100.0	0.0	***	***	***	***
おいらせ町	63	55	67	106.3	72	114.3	0.0	0.0	***	***	***	***
大間町	12	12	22	183.3	24	200.0	0.0	0.0	***	***	***	***
東通村	18	15	29	161.1	28	155.6	100.0	0.0	***	***	***	***
風間浦村	11	9	29	263.6	17	154.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐井村	12	10	22	183.3	27	225.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三戸町	19	18	30	157.9	30	157.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
五戸町	43	37	42	97.7	87	202.3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0

田子町	10	10	23	230.0	19	190.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南部町	46	40	119	258.7	87	189.1	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
階上町	34	30	14	41.2	37	108.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
新郷村	10	8	12	120.0	21	210.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	2,691	2,370	3,630	134.9	3,395	126.2	59.7	44.4	46.9	15.6	0.0	89.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
六戸町	1	841	43	861	1.0	100	100	100	***	***	100	100	0
合計	1	841	43	861	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
六戸町	64	56	84	131.3	90	140.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	64	56	84	131.3	90	140.6	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
青森県	46	27	20,073	11,377	737	450	25,958	16,188	1.3	1.4	94.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	46	27	20,073	11,377	737	450	25,958	16,188	1.3	1.4	94.6	95.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
青森県	1,975	1,206	1,797	1,100	2,600	1,602	131.6	132.8	3,019	1,742	152.9	144.4	100.0	100.0	54.3	48.1	48.0	38.5	52.0	61.5	0.0	0.0	60.0	61.5
合計	1,975	1,206	1,797	1,100	2,600	1,602	131.6	132.8	3,019	1,742	152.9	144.4	100.0	100.0	54.3	48.1	48.0	38.5	52.0	61.5	0.0	0.0	60.0	61.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	0	0	0	***	0	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
青森県	20	1,681	421	2,118	1.3	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	20	1,681	421	2,118	1.3	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（特別支援学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
青森県	1,050	934	1,206	114.9	1,271	121.0	100.0	60.0	75.0	25.0	0.0	50.0
合計	1,050	934	1,206	114.9	1,271	121.0	100.0	60.0	75.0	25.0	0.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岩手県	78	22,319	1,132	32,592	1.5	69.6	99.8	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
盛岡市	64	20,046	885	21,381	1.1	65.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮古市	24	2,705	185	2,885	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	95.8	4.2
大船渡市	14	1,931	131	2,181	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	131	100.0	100.0	0.0
花巻市	27	6,116	306	6,286	1.0	80.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北上市	23	6,705	316	7,344	1.1	88.3	72.8	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
久慈市	21	2,051	166	2,457	1.2	90.4	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
遠野市	14	1,423	109	1,757	1.2	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一関市	35	6,424	403	7,548	1.2	86.8	91.8	89.3	100.0	360	100.0	100.0	0.0
陸前高田市	10	918	71	966	1.1	91.5	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
釜石市	14	1,599	106	1,603	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二戸市	11	1,441	90	1,479	1.0	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八幡平市	14	1,264	104	1,397	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥州市	25	7,391	368	7,503	1.0	80.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝沢市	15	4,582	198	4,732	1.0	76.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雫石町	6	955	62	1,045	1.1	64.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛巻町	7	223	36	264	1.2	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岩手町	6	627	44	920	1.5	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紫波町	8	2,544	110	2,573	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢巾町	6	2,049	90	2,086	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西和賀町	4	191	25	225	1.2	52.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金ケ崎町	6	1,093	61	1,176	1.1	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平泉町	3	454	28	545	1.2	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
住田町	3	203	21	229	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大槌町	3	667	32	680	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山田町	3	803	40	855	1.1	77.5	100.0	100.0	20.0	8	100.0	100.0	0.0
岩泉町	7	418	44	438	1.0	84.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野畑村	2	172	13	230	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
普代村	2	100	15	130	1.3	60.0	93.3	93.3	***	***	93.3	50.0	50.0
軽米町	4	432	31	532	1.2	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田村	2	290	16	303	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九戸村	2	293	17	356	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洋野町	10	775	73	817	1.1	71.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一戸町	5	543	39	624	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	478	99,747	5,367	116,139	1.2	79.1	97.7	93.0	16.0	499	99.6	96.9	3.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岩手県	3,317	2,900	4,002	120.7	4,545	137.0	80.8	48.7	52.6	55.3	0.0	68.4
盛岡市	1,406	1,216	1,275	90.7	1,609	114.4	100.0	20.3	53.8	38.5	0.0	61.5
宮古市	314	241	478	152.2	441	140.4	100.0	20.8	40.0	60.0	0.0	100.0
大船渡市	207	166	219	105.8	249	120.3	100.0	35.7	80.0	40.0	0.0	60.0
花巻市	483	400	544	112.6	607	125.7	100.0	18.5	40.0	40.0	0.0	60.0
北上市	522	424	524	100.4	601	115.1	100.0	56.5	23.1	38.5	0.0	84.6
久慈市	254	206	357	140.6	376	148.0	100.0	33.3	57.1	28.6	0.0	28.6
遠野市	172	134	211	122.7	219	127.3	100.0	35.7	20.0	40.0	0.0	40.0
一関市	602	486	765	127.1	797	132.4	100.0	31.4	36.4	27.3	0.0	54.5
陸前高田市	130	98	253	194.6	270	207.7	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	75.0
釜石市	183	144	196	107.1	224	122.4	100.0	35.7	40.0	20.0	0.0	80.0
二戸市	143	112	182	127.3	180	125.9	100.0	36.4	0.0	25.0	0.0	100.0
八幡平市	183	134	223	121.9	261	142.6	100.0	50.0	57.1	57.1	0.0	57.1
奥州市	567	453	644	113.6	628	110.8	100.0	32.0	75.0	37.5	0.0	12.5
滝沢市	318	277	342	107.5	405	127.4	100.0	13.3	0.0	100.0	0.0	0.0
雫石町	94	75	95	101.1	128	136.2	100.0	33.3	0.0	50.0	0.0	50.0
葛巻町	65	47	92	141.5	78	120.0	100.0	71.4	40.0	0.0	0.0	0.0
岩手町	83	65	91	109.6	104	125.3	100.0	33.3	0.0	50.0	0.0	50.0
紫波町	173	150	165	95.4	164	94.8	100.0	37.5	0.0	0.0	0.0	100.0
矢巾町	139	119	201	144.6	152	109.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
西和賀町	43	34	33	76.7	43	100.0	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
金ケ崎町	96	80	134	139.6	121	126.0	100.0	16.7	100.0	100.0	0.0	100.0
平泉町	46	36	57	123.9	59	128.3	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	100.0
住田町	35	28	45	128.6	72	205.7	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
大槌町	82	54	61	74.4	74	90.2	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
山田町	63	57	82	130.2	82	130.2	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
岩泉町	70	56	81	115.7	99	141.4	100.0	42.9	66.7	0.0	0.0	66.7
田野畑村	22	16	22	100.0	39	177.3	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
普代村	23	18	16	69.6	31	134.8	100.0	0.0	***	***	***	***
軽米町	49	36	56	114.3	71	144.9	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
野田村	33	29	68	206.1	47	142.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
九戸村	31	19	39	125.8	39	125.8	100.0	0.0	***	***	***	***
洋野町	111	87	206	185.6	191	172.1	100.0	50.0	20.0	20.0	0.0	60.0
一戸町	73	57	90	123.3	89	121.9	100.0	40.0	0.0	100.0	0.0	50.0
合計	10,132	8,454	11,849	116.9	13,095	129.2	96.9	35.6	42.9	40.0	8.5	61.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
盛岡市	40	12,518	580	13,352	1.1	54.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮古市	13	1,735	120	1,738	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大船渡市	11	1,238	98	1,433	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	98	100.0	100.0	0.0
花巻市	16	3,990	204	4,086	1.0	74.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北上市	14	4,363	213	4,759	1.1	94.4	65.3	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
久慈市	13	1,255	112	1,555	1.2	86.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠野市	11	889	82	1,143	1.3	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一関市	21	4,088	273	4,880	1.2	85.0	91.2	89.0	100.0	243	100.0	100.0	0.0
陸前高田市	8	603	57	643	1.1	89.5	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
釜石市	9	1,015	75	1,021	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二戸市	8	918	64	951	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八幡平市	10	803	79	907	1.1	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥州市	18	4,751	253	4,834	1.0	81.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝沢市	9	2,969	139	3,090	1.0	80.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雫石町	5	617	46	685	1.1	60.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛巻町	4	136	23	137	1.0	78.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岩手町	3	398	28	506	1.3	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紫波町	5	1,687	74	1,707	1.0	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢巾町	4	1,355	60	1,344	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西和賀町	2	123	16	134	1.1	56.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金ケ崎町	5	715	45	760	1.1	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平泉町	2	308	20	322	1.0	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
住田町	2	134	17	152	1.1	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大槌町	1	72	6	72	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山田町	2	525	28	558	1.1	89.3	100.0	100.0	28.6	8	100.0	100.0	0.0
岩泉町	4	255	26	274	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野畑村	1	99	8	140	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
普代村	1	65	9	95	1.5	66.7	88.9	88.9	***	***	88.9	0.0	100.0
軽米町	3	263	24	322	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田村	1	201	11	201	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九戸村	1	183	10	198	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洋野町	7	486	54	513	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一戸町	3	330	25	378	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	257	49,087	2,879	52,890	1.1	79.5	96.5	91.5	20.6	349	99.9	96.7	3.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
盛岡市	809	686	739	91.3	952	117.7	100.0	17.5	28.6	42.9	***	57.1
宮古市	178	128	256	143.8	254	142.7	100.0	23.1	33.3	66.7	***	100.0
大船渡市	142	110	142	100.0	170	119.7	100.0	27.3	100.0	33.3	***	33.3
花巻市	286	233	335	117.1	372	130.1	100.0	12.5	0.0	50.0	***	50.0
北上市	321	256	327	101.9	376	117.1	100.0	50.0	14.3	42.9	***	100.0
久慈市	141	113	197	139.7	224	158.9	100.0	46.2	66.7	33.3	***	16.7
遠野市	124	92	155	125.0	152	122.6	100.0	36.4	25.0	25.0	***	50.0
一関市	353	275	439	124.4	459	130.0	100.0	19.0	25.0	25.0	***	75.0
陸前高田市	98	69	170	173.5	176	179.6	100.0	37.5	66.7	0.0	***	66.7
釜石市	114	85	114	100.0	134	117.5	100.0	11.1	100.0	0.0	***	0.0
二戸市	95	71	125	131.6	121	127.4	100.0	37.5	0.0	33.3	***	100.0
八幡平市	119	83	144	121.0	165	138.7	100.0	50.0	60.0	60.0	***	80.0
奥州市	375	283	408	108.8	436	116.3	100.0	38.9	71.4	42.9	***	0.0
滝沢市	198	166	210	106.1	256	129.3	100.0	22.2	0.0	100.0	***	0.0
雫石町	66	51	67	101.5	93	140.9	100.0	20.0	0.0	100.0	***	0.0
葛巻町	40	25	55	137.5	46	115.0	100.0	75.0	66.7	0.0	***	0.0
岩手町	45	34	45	100.0	55	122.2	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
紫波町	108	92	103	95.4	127	117.6	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
矢巾町	85	71	93	109.4	84	98.8	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
西和賀町	23	18	12	52.2	16	69.6	100.0	0.0	***	***	***	***
金ケ崎町	71	55	101	142.3	88	123.9	100.0	20.0	100.0	100.0	***	100.0
平泉町	29	22	33	113.8	36	124.1	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
住田町	24	19	27	112.5	54	225.0	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
大槌町	11	8	6	54.5	14	127.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
山田町	41	37	48	117.1	52	126.8	100.0	100.0	50.0	0.0	***	50.0
岩泉町	38	30	46	121.1	55	144.7	100.0	0.0	***	***	***	***
田野畑村	13	7	11	84.6	23	176.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
普代村	11	9	7	63.6	19	172.7	100.0	0.0	***	***	***	***
軽米町	33	22	56	169.7	45	136.4	100.0	33.3	100.0	100.0	***	100.0
野田村	17	14	18	105.9	25	147.1	100.0	0.0	***	***	***	***
九戸村	18	9	18	100.0	18	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
洋野町	71	55	137	193.0	124	174.6	100.0	28.6	50.0	0.0	***	0.0
一戸町	41	31	53	129.3	47	114.6	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
合計	4,138	3,259	4,697	113.5	5,268	127.3	100.0	29.6	42.1	39.5	***	51.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。

注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岩手県	1	209	6	480	2.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
盛岡市	23	6,701	284	7,073	1.1	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮古市	11	970	65	1,147	1.2	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	90.9	9.1
大船渡市	3	693	33	748	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	33	100.0	100.0	0.0
花巻市	11	2,126	102	2,200	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北上市	9	2,342	103	2,585	1.1	75.7	88.3	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
久慈市	8	796	54	902	1.1	98.1	98.1	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
遠野市	3	534	27	614	1.1	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一関市	14	2,336	130	2,668	1.1	90.8	93.1	90.0	100.0	117	100.0	100.0	0.0
陸前高田市	2	315	14	323	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釜石市	5	584	31	582	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二戸市	3	523	26	528	1.0	80.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八幡平市	4	461	25	490	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥州市	7	2,640	115	2,669	1.0	79.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝沢市	6	1,613	59	1,642	1.0	67.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雫石町	1	338	16	360	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛巻町	3	87	13	127	1.5	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岩手町	3	229	16	414	1.8	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紫波町	3	857	36	866	1.0	80.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢巾町	2	694	30	742	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西和賀町	2	68	9	91	1.3	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金ケ崎町	1	378	16	416	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平泉町	1	146	8	223	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
住田町	1	69	4	77	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大槌町	1	27	3	42	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山田町	1	278	12	297	1.1	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩泉町	3	163	18	164	1.0	72.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野畑村	1	73	5	90	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
普代村	1	35	6	35	1.0	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽米町	1	169	7	210	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田村	1	89	5	102	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九戸村	1	110	7	158	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洋野町	3	289	19	304	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一戸町	2	213	14	246	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	142	27,155	1,318	29,615	1.1	85.7	98.3	91.1	20.2	150	99.9	95.5	4.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岩手県	18	16	17	94.4	17	94.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
盛岡市	535	474	476	89.0	593	110.8	100.0	21.7	80.0	20.0	0.0	80.0
宮古市	136	113	222	163.2	187	137.5	100.0	18.2	50.0	50.0	0.0	100.0
大船渡市	65	56	77	118.5	79	121.5	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
花巻市	197	167	209	106.1	235	119.3	100.0	27.3	66.7	33.3	0.0	66.7
北上市	201	168	197	98.0	225	111.9	100.0	66.7	33.3	33.3	0.0	66.7
久慈市	113	93	160	141.6	152	134.5	100.0	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0
遠野市	48	42	56	116.7	67	139.6	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
一関市	249	211	326	130.9	338	135.7	100.0	50.0	42.9	28.6	0.0	42.9
陸前高田市	32	29	83	259.4	94	293.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
釜石市	69	59	82	118.8	90	130.4	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	100.0
二戸市	48	41	57	118.8	59	122.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
八幡平市	64	51	79	123.4	96	150.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
奥州市	192	170	236	122.9	192	100.0	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	100.0
滝沢市	120	111	132	110.0	149	124.2	100.0	0.0	***	***	***	***
雫石町	28	24	28	100.0	35	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
葛巻町	25	22	37	148.0	32	128.0	100.0	66.7	0.0	0.0	50.0	0.0
岩手町	38	31	46	121.1	49	128.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
紫波町	65	58	62	95.4	37	56.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
矢巾町	54	48	108	200.0	68	125.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
西和賀町	20	16	21	105.0	27	135.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
金ケ崎町	25	25	33	132.0	33	132.0	100.0	0.0	***	***	***	***
平泉町	17	14	24	141.2	23	135.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
住田町	11	9	18	163.6	18	163.6	100.0	0.0	***	***	***	***
大槌町	9	7	21	233.3	12	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山田町	22	20	34	154.5	30	136.4	100.0	0.0	***	***	***	***
岩泉町	32	26	35	109.4	44	137.5	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	66.7
田野畑村	9	9	11	122.2	16	177.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
普代村	12	9	9	75.0	12	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
軽米町	16	14	0	0.0	26	162.5	100.0	0.0	***	***	***	***
野田村	16	15	50	312.5	22	137.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
九戸村	13	10	21	161.5	21	161.5	100.0	0.0	***	***	***	***
洋野町	40	32	69	172.5	67	167.5	100.0	100.0	0.0	33.3	0.0	100.0
一戸町	32	26	37	115.6	42	131.3	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合計	2,571	2,216	3,073	119.5	3,187	124.0	100.0	39.4	37.5	30.4	1.8	73.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大槌町	1	568	23	566	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1	568	23	566	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大槌町	62	39	34	54.8	48	77.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	62	39	34	54.8	48	77.4	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
岩手県	62	32	20,742	12,127	737	430	30,290	18,750	1.5	1.5	96.3	100.0	99.9	99.8	99.2	99.5	***	***	***	***	99.2	99.5	100.0	100.0	0.0	0.0
盛岡市	1	1	827	827	21	21	956	956	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	63	33	21,569	12,954	758	451	31,246	19,706	1.4	1.5	96.4	96.7	99.9	99.8	99.2	99.6	***	***	***	***	99.2	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
岩手県	2,266	1,424	1,987	1,253	2,732	1,721	120.6	120.9	3,127	1,974	138.0	138.6	100.0	100.0	46.8	50.0	44.8	56.3	62.1	56.3	***	***	***	***
盛岡市	62	62	56	56	60	60	96.8	96.8	64	64	103.2	103.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***
合計	2,328	1,486	2,043	1,309	2,792	1,781	119.9	119.9	3,191	2,038	137.1	137.1	100.0	100.0	47.6	51.5	46.7	58.8	63.3	58.8	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岩手県	15	1,368	389	1,822	1.3	18.5	99.7	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
合　計	15	1,368	389	1,822	1.3	18.5	99.7	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岩手県	1,033	897	1,253	121.3	1,401	135.6	0.0	53.3	75.0	25.0	0.0	62.5
合計	1,033	897	1,253	121.3	1,401	135.6	0.0	53.3	75.0	25.0	0.0	62.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮城県	101	37,444	1,759	47,864	1.3	83.5	99.8	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
仙台市	190	77,847	3,352	89,096	1.1	95.3	99.5	98.2	100.0	3,291	100.0	100.0	0.0
石巻市	48	8,742	512	9,390	1.1	88.7	95.7	2.7	100.0	14	100.0	100.0	0.0
塩竈市	12	3,413	149	3,562	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
気仙沼市	21	3,126	181	4,070	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石市	15	1,883	119	2,108	1.1	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名取市	15	7,447	307	7,974	1.1	87.0	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
角田市	7	1,577	88	1,831	1.2	92.0	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
多賀城市	10	4,996	208	5,262	1.1	97.1	98.1	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
岩沼市	8	3,420	150	3,635	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登米市	29	4,862	288	5,712	1.2	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗原市	18	3,567	222	3,573	1.0	84.7	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
東松島市	11	2,850	175	5,687	2.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎市	26	8,517	416	9,043	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富谷市	13	4,981	230	5,856	1.2	92.2	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
蔵王町	8	695	61	765	1.1	77.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ宿町	2	70	12	126	1.8	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大河原町	5	1,886	88	3,998	2.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村田町	4	603	36	614	1.0	69.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柴田町	9	2,469	135	2,785	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	5	424	32	571	1.3	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丸森町	3	645	30	713	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亘理町	10	2,254	125	2,320	1.0	93.6	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
山元町	5	688	45	755	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松島町	4	731	45	777	1.1	95.6	95.6	95.6	***	***	95.6	100.0	0.0
七ヶ浜町	5	1,140	68	1,280	1.1	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利府町	9	3,096	148	3,230	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和町	8	2,386	131	2,479	1.0	71.0	99.2	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
大郷町	2	528	25	645	1.2	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大衡村	2	535	24	625	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
色麻町	1	414	30	734	1.8	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加美町	10	1,328	93	1,425	1.1	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
涌谷町	4	831	51	1,415	1.7	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	7	1,591	89	1,673	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
女川町	2	315	21	398	1.3	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南三陸町	7	646	57	674	1.0	84.2	59.6	10.5	100.0	6	100.0	0.0	0.0
合計	636	197,947	9,502	232,665	1.2	90.1	99.1	93.3	41.3	3,311	99.7	99.7	0.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。

注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
宮城県	4,562	3,931	7,771	170.3	6,601	144.7	100.0	76.2	31.2	31.2	10.4	85.7
仙台市	5,393	4,527	6,249	115.9	8,814	163.4	100.0	41.6	55.7	34.2	9.7	78.5
石巻市	818	676	911	111.4	1,180	144.3	100.0	43.8	42.9	19.0	16.7	57.1
塩竈市	264	229	340	128.8	311	117.8	100.0	58.3	28.6	28.6	0.0	57.1
気仙沼市	353	294	429	121.5	431	122.1	100.0	52.4	54.5	36.4	0.0	54.5
白石市	218	183	270	123.9	264	121.1	100.0	80.0	91.7	50.0	0.0	75.0
名取市	469	413	857	182.7	839	178.9	100.0	46.7	57.1	42.9	33.3	71.4
角田市	160	127	186	116.3	171	106.9	0.0	71.4	60.0	40.0	0.0	100.0
多賀城市	306	278	512	167.3	443	144.8	100.0	40.0	25.0	75.0	0.0	100.0
岩沼市	228	195	330	144.7	304	133.3	100.0	87.5	57.1	71.4	0.0	100.0
登米市	493	402	691	140.2	684	138.7	100.0	65.5	57.9	15.8	0.0	57.9
栗原市	346	280	349	100.9	453	130.9	100.0	44.4	12.5	0.0	25.0	75.0
東松島市	216	184	231	106.9	341	157.9	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎市	676	572	1,295	191.6	1,209	178.8	96.2	61.5	56.3	12.5	12.5	87.5
富谷市	359	289	620	172.7	662	184.4	100.0	53.8	14.3	42.9	0.0	85.7
蔵王町	112	92	154	137.5	161	143.8	37.5	62.5	60.0	80.0	0.0	20.0
七ヶ宿町	33	17	56	169.7	47	142.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大河原町	152	124	330	217.1	172	113.2	100.0	80.0	25.0	50.0	0.0	100.0
村田町	72	66	149	206.9	145	201.4	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
柴田町	213	169	270	126.8	285	133.8	0.0	55.6	20.0	40.0	0.0	40.0
川崎町	64	55	90	140.6	98	153.1	0.0	100.0	20.0	80.0	50.0	40.0
丸森町	53	44	61	115.1	69	130.2	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
亘理町	194	164	234	120.6	256	132.0	100.0	80.0	50.0	12.5	0.0	62.5
山元町	73	64	108	147.9	119	163.0	100.0	80.0	100.0	100.0	0.0	0.0
松島町	85	59	91	107.1	89	104.7	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
七ヶ浜町	105	92	130	123.8	127	121.0	100.0	20.0	0.0	100.0	100.0	100.0
利府町	219	188	260	118.7	270	123.3	100.0	55.6	0.0	0.0	0.0	80.0
大和町	186	158	392	210.8	236	126.9	100.0	37.5	100.0	66.7	0.0	100.0
大郷町	37	34	114	308.1	101	273.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大衡村	40	34	86	215.0	51	127.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
色麻町	44	37	112	254.5	2	4.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
加美町	171	133	174	101.8	210	122.8	100.0	50.0	40.0	20.0	0.0	80.0
涌谷町	70	63	141	201.4	85	121.4	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
美里町	141	122	240	170.2	267	189.4	42.9	57.1	25.0	25.0	0.0	75.0
女川町	31	28	99	319.4	55	177.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0

南三陸町	93	79	93	100.0	244	262.4	100.0	28.6	50.0	100.0	0.0	50.0
合　　計	17,049	14,402	24,425	143.3	25,796	151.3	93.9	53.6	44.6	33.7	9.1	75.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
仙台市	119	49,509	2,187	55,932	1.1	97.6	99.8	98.7	100.0	2,158	100.0	100.0	0.0
石巻市	30	5,451	349	5,460	1.0	89.1	95.1	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
塩竈市	7	2,275	103	2,383	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
気仙沼市	12	1,990	121	2,512	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石市	10	1,188	88	1,322	1.1	69.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名取市	10	4,530	200	4,835	1.1	85.5	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
角田市	5	964	62	1,095	1.1	90.3	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
多賀城市	6	3,352	147	3,565	1.1	97.3	98.6	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
岩沼市	4	2,207	102	2,345	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登米市	19	3,081	199	3,632	1.2	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗原市	11	2,022	134	2,027	1.0	84.3	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
東松島市	8	1,855	127	4,136	2.2	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎市	15	5,327	262	5,655	1.1	83.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富谷市	8	3,162	154	3,566	1.1	89.0	100.0	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
蔵王町	5	442	43	439	1.0	81.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ宿町	1	51	7	54	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大河原町	3	1,215	60	2,519	2.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村田町	2	376	25	373	1.0	56.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柴田町	6	1,656	93	1,812	1.1	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	3	261	22	313	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丸森町	2	415	20	465	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亘理町	6	1,466	88	1,465	1.0	93.2	96.6	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
山元町	4	468	35	474	1.0	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松島町	3	495	34	496	1.0	97.1	94.1	94.1	***	***	94.1	100.0	0.0
七ヶ浜町	3	730	48	803	1.1	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利府町	6	2,010	109	2,114	1.1	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和町	6	1,507	99	1,544	1.0	78.8	99.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
大郷町	1	334	17	435	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大衡村	1	357	16	406	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加美町	8	822	70	892	1.1	84.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
涌谷町	3	507	33	1,005	2.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	6	1,025	65	1,063	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
女川町	1	214	16	250	1.2	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南三陸町	5	430	37	436	1.0	81.1	59.5	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
合計	339	101,694	5,172	115,823	1.1	92.6	99.0	91.6	49.7	2,158	99.6	99.7	0.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
仙台市	3,159	2,567	3,704	117.3	5,104	161.6	100.0	40.3	62.5	41.7	***	77.1
石巻市	495	392	539	108.9	682	137.8	100.0	50.0	33.3	20.0	***	53.3
塩竈市	160	135	206	128.8	185	115.6	100.0	42.9	33.3	66.7	***	33.3
気仙沼市	194	160	248	127.8	248	127.8	100.0	41.7	60.0	60.0	***	60.0
白石市	135	112	173	128.1	163	120.7	100.0	80.0	87.5	50.0	***	62.5
名取市	283	234	609	215.2	562	198.6	100.0	40.0	75.0	25.0	***	75.0
角田市	113	85	125	110.6	110	97.3	0.0	60.0	66.7	66.7	***	100.0
多賀城市	194	174	336	173.2	256	132.0	100.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
岩沼市	133	110	173	130.1	173	130.1	100.0	100.0	50.0	100.0	***	100.0
登米市	305	244	440	144.3	420	137.7	100.0	63.2	75.0	25.0	***	33.3
栗原市	197	145	184	93.4	264	134.0	100.0	36.4	25.0	0.0	***	50.0
東松島市	142	119	168	118.3	248	174.6	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎市	381	309	679	178.2	632	165.9	93.3	53.3	62.5	25.0	***	75.0
富谷市	226	173	388	171.7	401	177.4	100.0	37.5	0.0	0.0	***	66.7
蔵王町	69	54	90	130.4	97	140.6	40.0	60.0	66.7	100.0	***	0.0
七ヶ宿町	23	10	27	117.4	15	65.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大河原町	99	75	202	204.0	105	106.1	100.0	66.7	50.0	100.0	***	100.0
村田町	38	34	98	257.9	102	268.4	0.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
柴田町	142	106	176	123.9	181	127.5	0.0	66.7	25.0	50.0	***	25.0
川崎町	35	31	51	145.7	54	154.3	0.0	100.0	0.0	66.7	***	33.3
丸森町	32	25	34	106.3	41	128.1	100.0	0.0	***	***	***	***
亘理町	114	94	155	136.0	156	136.8	100.0	83.3	80.0	20.0	***	40.0
山元町	52	45	93	178.8	73	140.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
松島町	51	42	65	127.5	58	113.7	100.0	66.7	0.0	50.0	***	50.0
七ヶ浜町	67	57	109	162.7	73	109.0	100.0	0.0	***	***	***	***
利府町	140	116	147	105.0	144	102.9	100.0	50.0	0.0	0.0	***	66.7
大和町	127	105	275	216.5	173	136.2	100.0	16.7	100.0	0.0	***	100.0
大郷町	18	18	75	416.7	75	416.7	100.0	0.0	***	***	***	***
大衡村	20	17	63	315.0	29	145.0	100.0	0.0	***	***	***	***
加美町	122	93	117	95.9	150	123.0	100.0	37.5	33.3	33.3	***	66.7
涌谷町	46	39	101	219.6	58	126.1	0.0	0.0	***	***	***	***
美里町	95	79	129	135.8	156	164.2	33.3	50.0	33.3	33.3	***	66.7
女川町	15	13	78	520.0	29	193.3	100.0	0.0	***	***	***	***
南三陸町	61	50	50	82.0	155	254.1	100.0	40.0	50.0	100.0	***	50.0
合計	7,483	6,062	10,107	135.1	11,372	152.0	92.0	45.7	54.2	42.6	***	61.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮城県	2	626	20	756	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仙台市	65	24,734	1,027	28,872	1.2	91.0	98.7	97.1	100.0	997	100.0	100.0	0.0
石巻市	17	2,999	149	3,559	1.2	86.6	96.6	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
塩竈市	5	1,138	46	1,179	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
気仙沼市	9	1,136	60	1,558	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石市	5	695	31	786	1.1	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名取市	4	2,439	86	2,625	1.1	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
角田市	2	613	26	736	1.2	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多賀城市	4	1,644	61	1,697	1.0	96.7	96.7	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
岩沼市	4	1,213	48	1,290	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登米市	10	1,781	89	2,080	1.2	75.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗原市	6	1,204	68	1,205	1.0	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東松島市	3	995	48	1,551	1.6	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎市	9	2,702	115	2,878	1.1	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富谷市	5	1,819	76	2,290	1.3	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蔵王町	3	253	18	326	1.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ宿町	1	19	5	72	3.8	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大河原町	2	671	28	1,479	2.2	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村田町	2	227	11	241	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柴田町	3	813	42	973	1.2	81.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	2	163	10	258	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丸森町	1	230	10	248	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亘理町	4	788	37	855	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山元町	1	220	10	281	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松島町	1	236	11	281	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ浜町	2	410	20	477	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利府町	3	1,086	39	1,116	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和町	2	879	32	935	1.1	46.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大郷町	1	194	8	210	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大衡村	1	178	8	219	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加美町	2	506	23	533	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
涌谷町	1	324	18	410	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	1	566	24	610	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
女川町	1	101	5	148	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南三陸町	2	216	20	238	1.1	90.0	60.0	30.0	100.0	6	100.0	0.0	0.0
合計	186	53,818	2,329	62,972	1.2	89.8	98.8	91.6	51.4	1,003	99.9	99.5	0.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。

注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
宮城県	34	30	60	176.5	43	126.5	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
仙台市	1,889	1,658	2,152	113.9	2,902	153.6	100.0	46.2	43.3	23.3	10.0	80.0
石巻市	291	256	330	113.4	404	138.8	100.0	35.3	66.7	16.7	16.7	66.7
塩竈市	104	94	134	128.8	126	121.2	100.0	80.0	25.0	0.0	0.0	75.0
気仙沼市	159	134	181	113.8	183	115.1	100.0	66.7	50.0	16.7	0.0	50.0
白石市	83	71	97	116.9	101	121.7	100.0	80.0	100.0	50.0	0.0	100.0
名取市	147	143	209	142.2	229	155.8	100.0	75.0	33.3	66.7	33.3	66.7
角田市	47	42	61	129.8	61	129.8	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
多賀城市	112	104	176	157.1	187	167.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
岩沼市	95	85	157	165.3	131	137.9	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	100.0
登米市	188	158	251	133.5	264	140.4	100.0	70.0	28.6	0.0	0.0	100.0
栗原市	119	107	127	106.7	150	126.1	100.0	66.7	0.0	0.0	25.0	100.0
東松島市	74	65	63	85.1	93	125.7	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎市	232	208	454	195.7	413	178.0	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
富谷市	133	116	232	174.4	261	196.2	100.0	80.0	25.0	75.0	0.0	100.0
蔵王町	43	38	64	148.8	64	148.8	33.3	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
七ヶ宿町	10	7	29	290.0	32	320.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大河原町	53	49	128	241.5	67	126.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
村田町	34	32	51	150.0	43	126.5	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
柴田町	71	63	94	132.4	104	146.5	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
川崎町	29	24	39	134.5	44	151.7	0.0	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0
丸森町	21	19	27	128.6	28	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
亘理町	80	70	79	98.8	100	125.0	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山元町	21	19	15	71.4	46	219.0	100.0	0.0	***	***	***	***
松島町	34	17	26	76.5	31	91.2	100.0	0.0	***	***	***	***
七ヶ浜町	38	35	21	55.3	54	142.1	100.0	50.0	0.0	100.0	100.0	100.0
利府町	79	72	113	143.0	126	159.5	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
大和町	59	53	117	198.3	63	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大郷町	19	16	39	205.3	26	136.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大衡村	20	17	23	115.0	22	110.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
加美町	49	40	57	116.3	60	122.4	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
涌谷町	24	24	40	166.7	27	112.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
美里町	46	43	111	241.3	111	241.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
女川町	16	15	21	131.3	26	162.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南三陸町	32	29	43	134.4	89	278.1	100.0	0.0	***	***	***	***

合　　計	4,485	3,953	5,821	129.8	6,711	149.6	93.5	57.5	40.2	23.4	7.5	86.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
名取市	1	478	21	514	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗原市	1	341	20	341	1.0	90.0	95.0	95.0	***	***	95.0	100.0	0.0
大崎市	2	488	39	510	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
色麻町	1	414	30	734	1.8	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	5	1,721	110	2,099	1.2	84.5	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
名取市	39	36	39	100.0	48	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
栗原市	30	28	38	126.7	39	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎市	63	55	162	257.1	164	260.3	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0	100.0
色麻町	44	37	112	254.5	2	4.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合計	176	156	351	199.4	253	143.8	100.0	60.0	33.3	33.3	33.3	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
宮城県	73	39	34,292	17,890	1,190	663	44,314	25,860	1.3	1.4	97.1	100.0	99.7	99.5	99.5	99.5	***	***	***	***	99.5	99.5	100.0	100.0	0.0	0.0
仙台市	4	2	2,643	1,586	84	42	3,199	1,846	1.2	1.2	91.7	100.0	100.0	100.0	97.6	100.0	100.0	50.0	82	42	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
石巻市	1	0	292	0	14	0	371	0	1.3	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	14	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	78	41	37,227	19,476	1,288	705	47,884	27,706	1.3	1.4	96.7	96.5	99.8	99.6	99.4	99.6	7.6	3.3	96	42	99.5	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
宮城県	2,984	1,672	2,631	1,504	5,423	3,428	181.7	205.0	4,681	2,730	156.9	163.3	100.0	100.0	79.5	76.9	24.1	30.0	29.3	36.7	13.8	13.3	93.1	100.0
仙台市	208	119	194	114	299	223	143.8	187.4	594	324	285.6	272.3	100.0	100.0	25.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
石巻市	32	0	28	0	42	0	131.3	***	94	0	293.8	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	3,224	1,791	2,853	1,618	5,764	3,651	178.8	203.9	5,369	3,054	166.5	170.5	100.0	100.0	75.6	75.6	25.4	32.3	28.8	35.5	13.6	12.9	93.2	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
仙台市	1	813	24	930	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	24	100.0	100.0	0.0
合計	1	813	24	930	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	24	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
仙台市	56	56	56	100.0	86	153.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	56	56	56	100.0	86	153.6	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮城県	26	2,526	549	2,794	1.1	53.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仙台市	1	148	30	163	1.1	80.0	100.0	100.0	100.0	30	100.0	100.0	0.0
合計	27	2,674	579	2,957	1.1	54.9	100.0	100.0	5.2	30	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮城県	1,544	1,270	2,288	148.2	1,877	121.6	100.0	65.4	52.9	35.3	0.0	58.8
仙台市	81	52	38	46.9	128	158.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	1,625	1,322	2,326	143.1	2,005	123.4	100.0	63.0	52.9	35.3	0.0	58.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
秋田県	60	18,777	920	25,373	1.4	89.2	99.7	97.7	1.8	17	97.7	100.0	0.0
秋田市	61	19,215	852	20,594	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能代市	13	2,355	139	3,161	1.3	71.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横手市	20	4,820	258	5,703	1.2	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大館市	25	3,515	234	4,210	1.2	46.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
男鹿市	6	955	56	988	1.0	83.9	100.0	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
湯沢市	12	2,054	114	2,337	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿角市	10	1,566	94	1,745	1.1	74.5	100.0	95.7	***	***	95.7	100.0	0.0
由利本荘市	23	4,189	219	4,258	1.0	90.0	99.1	95.9	***	***	95.9	100.0	0.0
潟上市	8	2,005	92	2,183	1.1	60.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大仙市	30	4,406	272	4,485	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	96.7	3.3
北秋田市	10	1,374	93	1,427	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
にかほ市	7	1,266	65	1,747	1.4	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仙北市	10	1,198	80	1,284	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小坂町	2	202	13	270	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上小阿仁村	2	57	11	57	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤里町	1	121	11	158	1.3	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三種町	8	640	52	971	1.5	84.6	98.1	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
八峰町	3	219	19	235	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五城目町	2	369	23	408	1.1	52.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八郎潟町	2	230	16	255	1.1	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
井川町	1	178	14	283	1.6	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大潟村	2	204	13	204	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	4	1,043	54	1,038	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽後町	5	735	50	763	1.0	62.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東成瀬村	2	114	11	182	1.6	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	329	71,807	3,775	84,319	1.2	87.2	99.8	99.0	0.5	17	99.0	99.7	0.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
秋田県	2,571	2,320	2,512	97.7	3,399	132.2	100.0	30.0	55.6	66.7	0.0	77.8
秋田市	1,303	1,126	1,511	116.0	1,456	111.7	96.7	19.7	33.3	33.3	0.0	75.0
能代市	228	189	298	130.7	295	129.4	100.0	61.5	50.0	50.0	0.0	25.0
横手市	413	360	476	115.3	492	119.1	0.0	90.0	72.2	44.4	0.0	44.4
大館市	399	315	375	94.0	493	123.6	100.0	28.0	71.4	14.3	0.0	28.6
男鹿市	98	81	108	110.2	108	110.2	100.0	83.3	0.0	20.0	0.0	60.0
湯沢市	220	192	249	113.2	257	116.8	100.0	41.7	40.0	40.0	33.3	60.0
鹿角市	160	138	172	107.5	154	96.3	100.0	40.0	25.0	25.0	0.0	75.0
由利本荘市	363	319	615	169.4	540	148.8	100.0	13.0	33.3	0.0	0.0	66.7
潟上市	155	137	175	112.9	177	114.2	100.0	50.0	25.0	50.0	0.0	75.0
大仙市	461	397	550	119.3	544	118.0	100.0	40.0	75.0	41.7	0.0	50.0
北秋田市	164	139	236	143.9	281	171.3	100.0	30.0	33.3	33.3	0.0	100.0
にかほ市	112	94	106	94.6	163	145.5	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
仙北市	142	117	242	170.4	217	152.8	70.0	70.0	42.9	14.3	0.0	57.1
小坂町	26	23	32	123.1	36	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
上小阿仁村	20	17	16	80.0	20	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
藤里町	25	22	17	68.0	63	252.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
三種町	101	75	91	90.1	138	136.6	100.0	37.5	0.0	33.3	0.0	100.0
八峰町	43	32	61	141.9	71	165.1	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
五城目町	36	33	72	200.0	28	77.8	100.0	0.0	***	***	***	***
八郎潟町	25	21	42	168.0	32	128.0	50.0	0.0	***	***	***	***
井川町	27	24	32	118.5	32	118.5	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大潟村	29	29	17	58.6	29	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
美郷町	86	71	103	119.8	106	123.3	75.0	0.0	***	***	***	***
羽後町	77	66	118	153.2	89	115.6	0.0	0.0	***	***	***	***
東成瀬村	26	20	44	169.2	29	111.5	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
合計	7,310	6,357	8,270	113.1	9,249	126.5	88.4	35.6	49.6	39.3	1.7	59.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。

注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
秋田市	39	12,043	559	12,782	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能代市	7	1,460	90	1,901	1.3	71.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横手市	14	3,061	175	3,628	1.2	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大館市	17	2,258	161	2,681	1.2	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
男鹿市	4	588	39	611	1.0	87.2	100.0	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
湯沢市	6	1,271	70	1,363	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿角市	6	966	59	1,067	1.1	78.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由利本荘市	13	2,669	144	2,706	1.0	92.4	98.6	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
潟上市	5	1,312	62	1,385	1.1	58.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大仙市	20	2,855	193	2,909	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北秋田市	6	828	55	837	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
にかほ市	4	783	44	1,122	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仙北市	5	728	50	743	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小坂町	1	128	9	126	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上小阿仁村	1	36	7	36	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三種町	5	398	38	579	1.5	100.0	97.4	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
八峰町	2	138	15	144	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五城目町	1	223	12	262	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八郎潟町	1	145	9	154	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大潟村	1	119	9	119	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	3	669	37	664	1.0	81.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽後町	4	466	36	489	1.0	52.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東成瀬村	1	70	8	111	1.6	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	166	33,214	1,881	36,419	1.1	88.3	99.8	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
秋田市	764	657	932	122.0	873	114.3	100.0	20.5	12.5	37.5	***	75.0
能代市	125	106	175	140.0	167	133.6	100.0	71.4	60.0	40.0	***	20.0
横手市	258	224	318	123.3	311	120.5	0.0	92.9	84.6	46.2	***	23.1
大館市	241	195	225	93.4	302	125.3	100.0	35.3	83.3	16.7	***	16.7
男鹿市	59	49	64	108.5	64	108.5	100.0	75.0	0.0	33.3	***	33.3
湯沢市	116	102	120	103.4	135	116.4	100.0	33.3	50.0	50.0	***	100.0
鹿角市	90	76	95	105.6	95	105.6	100.0	33.3	50.0	0.0	***	50.0
由利本荘市	199	176	394	198.0	303	152.3	100.0	7.7	100.0	0.0	***	0.0
潟上市	94	83	106	112.8	118	125.5	100.0	40.0	50.0	100.0	***	50.0
大仙市	281	240	330	117.4	330	117.4	100.0	45.0	77.8	44.4	***	55.6
北秋田市	90	75	143	158.9	180	200.0	100.0	16.7	100.0	100.0	***	100.0
にかほ市	65	54	62	95.4	96	147.7	0.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
仙北市	72	58	154	213.9	123	170.8	80.0	60.0	33.3	0.0	***	100.0
小坂町	14	13	17	121.4	17	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
上小阿仁村	10	7	7	70.0	10	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三種町	61	44	49	80.3	78	127.9	100.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
八峰町	27	21	48	177.8	50	185.2	100.0	0.0	***	***	***	***
五城目町	20	17	48	240.0	26	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
八郎潟町	13	10	12	92.3	31	238.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大潟村	16	16	9	56.3	16	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
美郷町	56	43	72	128.6	62	110.7	66.7	0.0	***	***	***	***
羽後町	54	44	93	172.2	64	118.5	0.0	0.0	***	***	***	***
東成瀬村	14	11	15	107.1	15	107.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
合計	2,739	2,321	3,488	127.3	3,466	126.5	85.5	35.5	59.3	37.3	***	47.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
秋田県	3	447	20	811	1.8	100.0	100.0	100.0	25.0	5	100.0	100.0	0.0
秋田市	20	6,326	269	6,719	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能代市	6	895	49	1,260	1.4	73.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横手市	6	1,759	83	2,075	1.2	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大館市	8	1,257	73	1,529	1.2	21.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
男鹿市	2	367	17	377	1.0	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯沢市	6	783	44	974	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿角市	4	600	35	678	1.1	68.6	100.0	88.6	***	***	88.6	100.0	0.0
由利本荘市	10	1,520	75	1,552	1.0	85.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
潟上市	3	693	30	798	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大仙市	10	1,551	79	1,576	1.0	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	90.0	10.0
北秋田市	3	489	29	530	1.1	72.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
にかほ市	3	483	21	625	1.3	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仙北市	5	470	30	541	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小坂町	1	74	4	144	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上小阿仁村	1	21	4	21	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三種町	3	242	14	392	1.6	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八峰町	1	81	4	91	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五城目町	1	146	11	146	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八郎潟町	1	85	7	101	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大潟村	1	85	4	85	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	1	374	17	374	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽後町	1	269	14	274	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東成瀬村	1	44	3	71	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	101	19,061	936	21,744	1.1	84.2	100.0	99.6	0.5	5	99.6	99.0	1.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
秋田県	44	35	63	143.2	70	159.1	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
秋田市	470	403	515	109.6	488	103.8	100.0	15.0	66.7	0.0	0.0	100.0
能代市	103	83	123	119.4	128	124.3	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	33.3
横手市	155	136	158	101.9	181	116.8	0.0	83.3	40.0	40.0	0.0	100.0
大館市	158	120	150	94.9	191	120.9	100.0	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0
男鹿市	39	32	44	112.8	44	112.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
湯沢市	104	90	129	124.0	122	117.3	100.0	50.0	33.3	33.3	33.3	33.3
鹿角市	70	62	77	110.0	59	84.3	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
由利本荘市	164	143	221	134.8	237	144.5	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
潟上市	61	54	69	113.1	59	96.7	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
大仙市	180	157	220	122.2	214	118.9	100.0	30.0	66.7	33.3	0.0	33.3
北秋田市	54	46	74	137.0	77	142.6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
にかほ市	47	40	44	93.6	67	142.6	66.7	0.0	***	***	***	***
仙北市	70	59	88	125.7	94	134.3	60.0	80.0	50.0	25.0	0.0	25.0
小坂町	12	10	15	125.0	19	158.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上小阿仁村	10	10	9	90.0	10	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三種町	40	31	42	105.0	60	150.0	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
八峰町	16	11	13	81.3	21	131.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
五城目町	16	16	24	150.0	2	12.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八郎潟町	12	11	30	250.0	1	8.3	0.0	0.0	***	***	***	***
大潟村	13	13	8	61.5	13	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
美郷町	30	28	31	103.3	44	146.7	100.0	0.0	***	***	***	***
羽後町	23	22	25	108.7	25	108.7	0.0	0.0	***	***	***	***
東成瀬村	12	9	29	241.7	14	116.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	1,903	1,621	2,201	115.7	2,240	117.7	89.1	36.6	35.1	24.3	2.7	75.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北秋田市	1	57	9	60	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤里町	1	121	11	158	1.3	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
井川町	1	178	14	283	1.6	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	3	356	34	501	1.4	55.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北秋田市	20	18	19	95.0	24	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
藤里町	25	22	17	68.0	63	252.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
井川町	27	24	32	118.5	32	118.5	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	72	64	68	94.4	119	165.3	66.7	100.0	0.0	66.7	0.0	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
秋田県	43	27	17,104	11,316	632	429	22,902	15,918	1.3	1.4	93.0	100.0	99.5	99.3	96.7	96.0	1.9	1.9	12	12	96.7	96.0	100.0	100.0	0.0	0.0
秋田市	2	1	846	630	24	18	1,093	852	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	45	28	17,950	11,946	656	447	23,995	16,770	1.3	1.4	93.3	93.3	99.5	99.3	96.8	96.2	1.8	1.8	12	12	96.8	96.2	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
秋田県	1,707	1,171	1,566	1,081	1,797	1,269	105.3	108.4	2,297	1,550	134.6	132.4	100.0	100.0	20.9	25.9	55.6	57.1	77.8	71.4	0.0	0.0	77.8	85.7
秋田市	69	50	66	48	64	24	92.8	48.0	95	72	137.7	144.0	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,776	1,221	1,632	1,129	1,861	1,293	104.8	105.9	2,392	1,622	134.7	132.8	95.6	96.4	22.2	28.6	60.0	62.5	80.0	75.0	0.0	0.0	70.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
秋田県	14	1,226	268	1,660	1.4	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	14	1,226	268	1,660	1.4	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
秋田県	820	719	652	79.5	1,032	125.9	100.0	57.1	50.0	62.5	0.0	75.0
合計	820	719	652	79.5	1,032	125.9	100.0	57.1	50.0	62.5	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山形県	63	17,580	823	22,743	1.3	78.0	99.8	99.8	3.8	31	99.8	98.4	1.6
山形市	52	17,103	799	17,760	1.0	98.4	99.9	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
米沢市	20	4,971	246	5,077	1.0	98.0	100.0	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
鶴岡市	37	7,632	439	7,730	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒田市	28	5,786	316	5,903	1.0	100.0	92.4	91.1	***	***	91.1	100.0	0.0
新庄市	9	2,211	124	2,222	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒河江市	12	3,019	161	3,437	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上山市	9	1,538	94	1,586	1.0	90.4	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
村山市	9	1,242	88	1,313	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長井市	8	1,675	87	1,760	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天童市	16	4,741	259	4,773	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東根市	14	3,883	188	4,195	1.1	99.5	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
尾花沢市	7	792	60	916	1.2	91.7	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
南陽市	8	2,005	103	2,008	1.0	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山辺町	3	976	55	1,082	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中山町	3	687	40	688	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河北町	7	1,116	71	1,170	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西川町	2	208	14	267	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	4	296	27	405	1.4	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大江町	5	455	34	460	1.0	61.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大石田町	4	343	33	353	1.0	84.8	100.0	100.0	21.2	7	100.0	100.0	0.0
金山町	2	303	15	336	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
最上町	3	475	31	545	1.1	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟形町	2	257	15	297	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真室川町	4	396	34	455	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大蔵村	2	196	13	355	1.8	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮭川村	2	234	17	266	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸沢村	1	215	15	251	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高畠町	7	1,565	83	1,670	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	6	850	60	855	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小国町	4	381	29	477	1.3	69.0	100.0	96.6	100.0	28	100.0	100.0	0.0
白鷹町	5	785	50	786	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯豊町	5	443	38	574	1.3	81.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三川町	4	601	31	605	1.0	74.2	100.0	100.0	32.3	10	100.0	100.0	0.0
庄内町	7	1,220	76	1,291	1.1	82.9	98.7	93.4	***	***	93.4	100.0	0.0
遊佐町	2	703	34	718	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	376	86,883	4,602	95,329	1.1	90.3	99.2	98.8	1.7	76	98.8	99.7	0.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。

注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
山形県	2,472	2,232	2,920	118.1	2,904	117.5	71.4	61.9	33.3	51.3	7.7	64.1
山形市	1,264	1,063	1,328	105.1	1,493	118.1	100.0	53.8	53.6	57.1	11.1	57.1
米沢市	380	328	502	132.1	562	147.9	100.0	70.0	85.7	71.4	0.0	50.0
鶴岡市	725	571	723	99.7	842	116.1	100.0	54.1	25.0	20.0	12.5	70.0
酒田市	525	433	629	119.8	580	110.5	89.3	46.4	46.2	15.4	50.0	53.8
新庄市	232	197	262	112.9	281	121.1	22.2	33.3	66.7	66.7	0.0	66.7
寒河江市	241	210	509	211.2	357	148.1	100.0	100.0	58.3	75.0	0.0	83.3
上山市	157	136	163	103.8	170	108.3	100.0	66.7	66.7	33.3	0.0	33.3
村山市	126	105	156	123.8	154	122.2	100.0	33.3	33.3	66.7	0.0	66.7
長井市	142	120	201	141.5	169	119.0	100.0	50.0	25.0	25.0	0.0	100.0
天童市	376	329	436	116.0	472	125.5	100.0	31.3	80.0	20.0	0.0	100.0
東根市	310	257	405	130.6	674	217.4	100.0	50.0	28.6	42.9	0.0	71.4
尾花沢市	89	77	115	129.2	130	146.1	100.0	42.9	100.0	66.7	0.0	0.0
南陽市	152	134	159	104.6	187	123.0	100.0	75.0	66.7	16.7	33.3	50.0
山辺町	83	69	84	101.2	79	95.2	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
中山町	50	47	57	114.0	62	124.0	100.0	0.0	***	***	***	***
河北町	102	85	179	175.5	161	157.8	100.0	85.7	83.3	50.0	0.0	50.0
西川町	26	17	23	88.5	67	257.7	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
朝日町	40	32	66	165.0	85	212.5	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大江町	57	46	69	121.1	80	140.4	60.0	40.0	0.0	50.0	0.0	50.0
大石田町	48	41	48	100.0	88	183.3	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	33.3
金山町	26	24	48	184.6	57	219.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
最上町	50	43	48	96.0	82	164.0	100.0	0.0	***	***	***	***
舟形町	24	19	55	229.2	55	229.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
真室川町	55	47	102	185.5	98	178.2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
大蔵村	27	23	19	70.4	49	181.5	100.0	0.0	***	***	***	***
鮭川村	29	24	97	334.5	62	213.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
戸沢村	26	22	65	250.0	89	342.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高畠町	130	110	141	108.5	156	120.0	100.0	57.1	50.0	0.0	0.0	75.0
川西町	90	80	152	168.9	104	115.6	100.0	50.0	0.0	33.3	0.0	33.3
小国町	46	39	94	204.3	102	221.7	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白鷹町	86	75	101	117.4	112	130.2	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	100.0
飯豊町	62	49	128	206.5	81	130.6	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	50.0
三川町	71	53	62	87.3	90	126.8	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	100.0
庄内町	107	94	155	144.9	199	186.0	100.0	71.4	20.0	20.0	0.0	80.0

遊佐町	50	44	70	140.0	94	188.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
合　　計	8,476	7,275	10,371	122.4	11,027	130.1	91.5	55.3	48.1	42.8	8.5	63.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山形市	36	10,608	536	10,705	1.0	98.9	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
米沢市	14	3,091	166	3,113	1.0	97.0	100.0	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
鶴岡市	26	4,951	311	5,029	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒田市	21	3,722	221	3,770	1.0	100.0	89.1	88.7	***	***	88.7	100.0	0.0
新庄市	4	846	52	853	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒河江市	9	1,937	114	2,147	1.1	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上山市	5	962	64	981	1.0	85.9	95.3	95.3	***	***	95.3	100.0	0.0
村山市	7	799	59	820	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長井市	6	1,057	61	1,141	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天童市	12	3,185	183	3,216	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東根市	9	2,666	130	2,855	1.1	99.2	96.9	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
尾花沢市	5	502	42	541	1.1	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南陽市	5	1,289	66	1,291	1.0	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山辺町	2	631	38	690	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中山町	2	467	26	468	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河北町	6	751	55	789	1.1	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西川町	1	136	10	147	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	3	180	20	248	1.4	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大江町	3	285	22	292	1.0	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大石田町	3	225	26	235	1.0	80.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	1	191	10	224	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
最上町	2	297	22	341	1.1	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟形町	1	162	10	185	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真室川町	3	259	25	297	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大蔵村	1	114	8	214	1.9	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮭川村	1	144	11	166	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高畠町	6	984	58	1,049	1.1	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	5	526	45	528	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小国町	2	225	17	300	1.3	76.5	100.0	94.1	100.0	16	100.0	100.0	0.0
白鷹町	4	465	34	466	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯豊町	4	273	30	362	1.3	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三川町	3	405	30	409	1.0	73.3	100.0	100.0	33.3	10	100.0	100.0	0.0
庄内町	5	804	47	875	1.1	87.2	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
遊佐町	1	438	21	452	1.0	81.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	218	43,577	2,570	45,199	1.0	94.7	98.7	98.3	1.1	26	98.3	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山形市	764	636	771	100.9	885	115.8	100.0	52.8	57.9	52.6	***	47.4
米沢市	236	196	313	132.6	394	166.9	100.0	78.6	90.9	81.8	***	63.6
鶴岡市	483	360	446	92.3	533	110.4	100.0	46.2	33.3	33.3	***	58.3
酒田市	348	274	376	108.0	366	105.2	85.7	42.9	55.6	22.2	***	44.4
新庄市	96	71	103	107.3	103	107.3	50.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
寒河江市	155	131	343	221.3	248	160.0	100.0	100.0	66.7	100.0	***	77.8
上山市	95	84	95	100.0	102	107.4	100.0	80.0	75.0	50.0	***	50.0
村山市	87	70	119	136.8	105	120.7	100.0	28.6	50.0	100.0	***	50.0
長井市	97	80	114	117.5	112	115.5	100.0	33.3	50.0	50.0	***	100.0
天童市	244	213	265	108.6	357	146.3	100.0	25.0	100.0	33.3	***	100.0
東根市	202	160	260	128.7	421	208.4	100.0	44.4	25.0	50.0	***	75.0
尾花沢市	53	46	73	137.7	87	164.2	100.0	60.0	100.0	66.7	***	0.0
南陽市	91	78	94	103.3	116	127.5	100.0	60.0	66.7	0.0	***	33.3
山辺町	56	44	57	101.8	52	92.9	100.0	0.0	***	***	***	***
中山町	30	29	37	123.3	42	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
河北町	77	62	152	197.4	127	164.9	100.0	83.3	80.0	40.0	***	40.0
西川町	14	8	8	57.1	31	221.4	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
朝日町	29	22	41	141.4	53	182.8	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
大江町	34	26	36	105.9	47	138.2	66.7	33.3	0.0	100.0	***	0.0
大石田町	37	32	31	83.8	71	191.9	100.0	100.0	100.0	33.3	***	33.3
金山町	16	14	21	131.3	30	187.5	100.0	0.0	***	***	***	***
最上町	31	26	30	96.8	54	174.2	100.0	0.0	***	***	***	***
舟形町	14	11	29	207.1	29	207.1	100.0	0.0	***	***	***	***
真室川町	36	30	71	197.2	67	186.1	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
大蔵村	14	11	11	78.6	26	185.7	100.0	0.0	***	***	***	***
鮭川村	16	13	47	293.8	37	231.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
高畠町	86	70	97	112.8	114	132.6	100.0	50.0	66.7	0.0	***	66.7
川西町	66	58	117	177.3	69	104.5	100.0	40.0	0.0	50.0	***	0.0
小国町	25	21	49	196.0	58	232.0	50.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
白鷹町	59	50	72	122.0	80	135.6	100.0	75.0	33.3	0.0	***	100.0
飯豊町	48	35	59	122.9	61	127.1	100.0	50.0	0.0	50.0	***	50.0
三川町	51	36	43	84.3	66	129.4	100.0	100.0	66.7	100.0	***	100.0
庄内町	65	56	94	144.6	122	187.7	100.0	80.0	25.0	25.0	***	75.0
遊佐町	27	23	35	129.6	50	185.2	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
合計	3,782	3,076	4,509	119.2	5,115	135.2	96.8	52.3	57.9	49.1	***	57.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山形県	2	495	15	533	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山形市	15	5,663	242	5,799	1.0	97.1	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
米沢市	6	1,880	80	1,964	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴岡市	11	2,681	128	2,701	1.0	76.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒田市	7	2,064	95	2,133	1.0	100.0	100.0	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
新庄市	3	442	25	443	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒河江市	3	1,082	47	1,290	1.2	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上山市	4	576	30	605	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村山市	2	443	29	493	1.1	82.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長井市	2	618	26	619	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天童市	4	1,556	76	1,557	1.0	55.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東根市	5	1,217	58	1,340	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾花沢市	2	290	18	375	1.3	94.4	94.4	94.4	***	***	94.4	100.0	0.0
南陽市	3	716	37	717	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山辺町	1	345	17	392	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中山町	1	220	14	220	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河北町	1	365	16	381	1.0	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西川町	1	72	4	120	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	1	116	7	157	1.4	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大江町	2	170	12	168	1.0	16.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大石田町	1	118	7	118	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	7	100.0	100.0	0.0
金山町	1	112	5	112	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
最上町	1	178	9	204	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟形町	1	95	5	112	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真室川町	1	137	9	158	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大蔵村	1	82	5	141	1.7	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮭川村	1	90	6	100	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高畠町	1	581	25	621	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	1	324	15	327	1.0	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小国町	2	156	12	177	1.1	58.3	100.0	100.0	100.0	12	100.0	100.0	0.0
白鷹町	1	320	16	320	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯豊町	1	170	8	212	1.2	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三川町	1	196	1	196	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
庄内町	2	416	29	416	1.0	75.9	100.0	86.2	***	***	86.2	100.0	0.0
遊佐町	1	265	13	266	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	93	24,251	1,141	25,487	1.1	89.0	99.9	99.2	1.7	19	99.2	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。

注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
山形県	34	27	30	88.2	54	158.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
山形市	425	375	450	105.9	505	118.8	100.0	53.3	50.0	62.5	12.5	87.5
米沢市	144	132	189	131.3	168	116.7	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	0.0
鶴岡市	242	211	277	114.5	309	127.7	100.0	72.7	12.5	0.0	12.5	87.5
酒田市	177	159	253	142.9	214	120.9	100.0	57.1	25.0	0.0	50.0	75.0
新庄市	51	45	60	117.6	70	137.3	0.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
寒河江市	86	79	166	193.0	109	126.7	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0
上山市	62	52	68	109.7	68	109.7	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
村山市	39	35	37	94.9	49	125.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長井市	45	40	87	193.3	57	126.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
天童市	132	116	171	129.5	115	87.1	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
東根市	108	97	145	134.3	253	234.3	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	66.7
尾花沢市	36	31	42	116.7	43	119.4	100.0	0.0	***	***	***	***
南陽市	61	56	65	106.6	71	116.4	100.0	100.0	66.7	33.3	33.3	66.7
山辺町	27	25	27	100.0	27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
中山町	20	18	20	100.0	20	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
河北町	25	23	27	108.0	34	136.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
西川町	12	9	15	125.0	36	300.0	100.0	0.0	***	***	***	***
朝日町	11	10	25	227.3	32	290.9	100.0	0.0	***	***	***	***
大江町	23	20	33	143.5	33	143.5	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大石田町	11	9	17	154.5	17	154.5	100.0	0.0	***	***	***	***
金山町	10	10	27	270.0	27	270.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
最上町	19	17	18	94.7	28	147.4	100.0	0.0	***	***	***	***
舟形町	10	8	26	260.0	26	260.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
真室川町	19	17	31	163.2	31	163.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
大蔵村	13	12	8	61.5	23	176.9	100.0	0.0	***	***	***	***
鮭川村	13	11	50	384.6	25	192.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
高畠町	44	40	44	100.0	42	95.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川西町	24	22	35	145.8	35	145.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小国町	21	18	45	214.3	44	209.5	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白鷹町	27	25	29	107.4	32	118.5	100.0	0.0	***	***	***	***
飯豊町	14	14	69	492.9	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
三川町	20	17	19	95.0	24	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
庄内町	42	38	61	145.2	77	183.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
遊佐町	23	21	35	152.2	44	191.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0

合　　計	2,070	1,839	2,701	130.5	2,762	133.4	94.6	58.1	38.9	24.1	9.3	75.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
新庄市	2	923	47	926	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸沢村	1	215	15	251	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	3	1,138	62	1,177	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新庄市	85	81	99	116.5	108	127.1	0.0	0.0	***	***	***	***
戸沢村	26	22	65	250.0	89	342.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	111	103	164	147.7	197	177.5	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
山形県	43	30	15,946	12,249	491	363	21,029	16,268	1.3	1.3	100.0	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0	2.2	2.2	11	11	100.0	100.0	97.7	96.7	2.3	3.3
山形市	1	1	832	832	21	21	1,256	1,256	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	44	31	16,778	13,081	512	384	22,285	17,524	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2.1	2.1	11	11	100.0	100.0	97.7	96.8	2.3	3.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
山形県	1,697	1,290	1,531	1,168	2,282	1,723	134.5	133.6	2,030	1,518	119.6	117.7	100.0	100.0	62.8	63.3	29.6	31.6	66.7	78.9	11.1	15.8	55.6	68.4
山形市	75	75	52	52	107	107	142.7	142.7	103	103	137.3	137.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,772	1,365	1,583	1,220	2,389	1,830	134.8	134.1	2,133	1,621	120.4	118.8	100.0	100.0	63.6	64.5	28.6	30.0	67.9	80.0	10.7	15.0	53.6	65.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山形県	18	1,139	317	1,181	1.0	42.9	99.4	99.4	6.3	20	99.4	100.0	0.0
合計	18	1,139	317	1,181	1.0	42.9	99.4	99.4	6.3	20	99.4	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山形県	741	674	608	82.1	820	110.7	0.0	61.1	36.4	9.1	0.0	90.9
合計	741	674	608	82.1	820	110.7	0.0	61.1	36.4	9.1	0.0	90.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島県	100	35,154	1,672	42,356	1.2	92.8	97.8	96.0	27.2	429	97.5	98.0	2.0
福島市	61	17,715	846	19,895	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津若松市	28	7,663	374	8,343	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
郡山市	77	23,555	1,145	24,600	1.0	100.0	100.0	96.5	3.5	0	100.0	100.0	0.0
いわき市	93	22,276	1,082	23,076	1.0	98.3	99.5	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
白河市	20	4,214	224	4,392	1.0	88.8	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
須賀川市	25	5,638	282	5,855	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜多方市	23	2,994	188	3,049	1.0	94.7	35.1	35.1	100.0	66	100.0	0.0	0.0
相馬市	13	2,555	131	2,832	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二本松市	23	3,379	213	3,531	1.0	88.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田村市	13	2,108	113	2,508	1.2	66.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相馬市	17	3,081	182	3,200	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	18	3,578	204	3,807	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本宮市	10	2,382	127	2,657	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桑折町	5	719	46	911	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国見町	2	401	25	512	1.3	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川俣町	4	491	29	736	1.5	69.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大玉村	3	845	39	923	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡石町	3	1,057	49	2,243	2.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天栄村	5	301	29	453	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	29	100.0	100.0	0.0
下郷町	4	242	23	292	1.2	78.3	95.7	87.0	***	***	87.0	100.0	0.0
檜枝岐村	2	46	10	46	1.0	90.0	70.0	70.0	***	***	70.0	100.0	0.0
只見町	4	184	24	230	1.3	95.8	100.0	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
南会津町	11	706	67	715	1.0	88.1	100.0	100.0	10.4	7	100.0	100.0	0.0
北塩原村	4	111	21	140	1.3	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西会津町	2	272	19	420	1.5	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
磐梯町	3	251	20	270	1.1	85.0	95.0	95.0	***	***	95.0	100.0	0.0
猪苗代町	3	797	38	884	1.1	94.7	100.0	100.0	28.9	11	100.0	100.0	0.0
会津坂下町	3	916	45	1,043	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯川村	3	228	18	249	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳津町	3	185	16	199	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
三島町	2	50	9	55	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	2	47	10	47	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	2	36	10	45	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津美里町	6	1,153	67	1,484	1.3	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西郷村	8	1,662	88	1,693	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉崎村	3	477	28	621	1.3	89.3	100.0	89.3	***	***	89.3	100.0	0.0
中島村	3	385	19	441	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

矢吹町	5	1,261	66	1,268	1.0	95.5	100.0	100.0	27.3	18	100.0	100.0	0.0
棚倉町	5	925	51	925	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢祭町	2	378	22	464	1.2	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塙町	3	492	27	588	1.2	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮫川村	2	158	12	161	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石川町	2	785	36	892	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉川村	3	432	27	496	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平田村	3	352	23	441	1.3	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅川町	2	391	20	485	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古殿町	2	256	16	352	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三春町	8	1,171	85	1,179	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野町	2	557	29	749	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広野町	2	239	13	305	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
楢葉町	2	244	13	279	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡町	2	99	11	106	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川内村	1	71	11	77	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大熊町	1	54	10	89	1.6	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
双葉町	3	30	16	42	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浪江町	2	86	26	87	1.0	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
葛尾村	2	22	6	26	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新地町	4	588	37	814	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯舘村	1	75	13	103	1.4	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	670	156,520	8,102	174,681	1.1	95.6	97.9	96.8	9.2	560	99.1	98.4	1.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福島県	4,671	4,336	6,474	138.6	5,984	128.1	100.0	37.0	48.6	35.1	0.0	73.0
福島市	1,296	1,128	1,552	119.8	1,554	119.9	100.0	100.0	44.3	24.6	0.0	72.1
会津若松市	609	521	874	143.5	807	132.5	100.0	46.4	38.5	23.1	0.0	76.9
郡山市	1,661	1,446	1,849	111.3	2,078	125.1	100.0	33.8	50.0	23.1	0.0	61.5
いわき市	1,716	1,497	1,937	112.9	2,022	117.8	100.0	18.3	41.2	41.2	0.0	41.2
白河市	355	309	405	114.1	515	145.1	100.0	55.0	54.5	18.2	0.0	72.7
須賀川市	432	376	963	222.9	542	125.5	100.0	12.0	0.0	33.3	0.0	66.7
喜多方市	306	257	337	110.1	357	116.7	100.0	13.0	66.7	33.3	0.0	33.3
相馬市	229	192	327	142.8	322	140.6	100.0	15.4	50.0	50.0	0.0	100.0
二本松市	346	290	459	132.7	432	124.9	100.0	52.2	33.3	50.0	0.0	66.7
田村市	204	170	248	121.6	296	145.1	100.0	61.5	50.0	25.0	0.0	75.0
南相馬市	344	272	463	134.6	505	146.8	100.0	52.9	44.4	22.2	0.0	77.8
伊達市	321	285	375	116.8	412	128.3	100.0	50.0	33.3	11.1	0.0	77.8
本宮市	189	162	343	181.5	280	148.1	100.0	60.0	50.0	66.7	0.0	83.3
桑折町	72	60	134	186.1	97	134.7	100.0	80.0	100.0	25.0	0.0	25.0
国見町	40	35	66	165.0	55	137.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
川俣町	54	45	81	150.0	68	125.9	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大玉村	61	53	83	136.1	72	118.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
鏡石町	70	65	149	212.9	89	127.1	100.0	0.0	***	***	***	***
天栄村	52	43	79	151.9	69	132.7	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
下郷町	44	35	30	68.2	66	150.0	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	0.0
檜枝岐村	15	15	14	93.3	24	160.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
只見町	41	34	47	114.6	71	173.2	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	33.3
南会津町	122	108	144	118.0	223	182.8	0.0	27.3	66.7	100.0	0.0	0.0
北塩原村	38	31	45	118.4	54	142.1	0.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
西会津町	26	21	50	192.3	77	296.2	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
磐梯町	36	27	62	172.2	48	133.3	33.3	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
猪苗代町	56	49	85	151.8	73	130.4	66.7	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
会津坂下町	72	61	89	123.6	102	141.7	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
湯川村	32	25	26	81.3	44	137.5	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
柳津町	28	25	55	196.4	54	192.9	33.3	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0
三島町	16	13	22	137.5	27	168.8	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
金山町	17	13	45	264.7	44	258.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
昭和村	15	12	36	240.0	28	186.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
会津美里町	110	98	196	178.2	213	193.6	100.0	66.7	50.0	25.0	0.0	50.0

西郷村	144	125	160	111.1	168	116.7	100.0	37.5	33.3	33.3	0.0	33.3
泉崎村	48	41	38	79.2	66	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
中島村	47	29	61	129.8	73	155.3	100.0	0.0	***	***	***	***
矢吹町	91	77	99	108.8	117	128.6	100.0	0.0	***	***	***	***
棚倉町	78	69	83	106.4	134	171.8	20.0	80.0	50.0	25.0	0.0	75.0
矢祭町	35	29	111	317.1	58	165.7	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
塙町	41	38	49	119.5	57	139.0	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	0.0
鮫川村	23	21	33	143.5	34	147.8	100.0	0.0	***	***	***	***
石川町	58	48	108	186.2	87	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
玉川村	43	35	60	139.5	87	202.3	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
平田村	38	31	74	194.7	69	181.6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
浅川町	32	29	50	156.3	49	153.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
古殿町	45	20	52	115.6	50	111.1	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三春町	115	97	176	153.0	154	133.9	100.0	25.0	100.0	50.0	0.0	0.0
小野町	43	38	66	153.5	60	139.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
広野町	29	24	84	289.7	107	369.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0
楢葉町	27	23	46	170.4	45	166.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
富岡町	23	21	28	121.7	34	147.8	100.0	0.0	***	***	***	***
川内村	20	15	46	230.0	31	155.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大熊町	21	16	30	142.9	55	261.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
双葉町	21	16	30	142.9	28	133.3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
浪江町	29	23	30	103.4	36	124.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
葛尾村	16	12	31	193.8	17	106.3	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
新地町	72	52	112	155.6	92	127.8	100.0	75.0	100.0	100.0	0.0	100.0
飯舘村	25	20	43	172.0	38	152.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	14,860	13,058	19,844	133.5	19,450	130.9	94.8	42.7	49.3	32.2	0.0	65.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島市	40	11,161	537	12,452	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津若松市	17	4,649	242	5,095	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	94.1	5.9
郡山市	50	15,399	770	15,950	1.0	100.0	100.0	94.8	5.2	0	100.0	100.0	0.0
いわき市	59	14,830	750	15,268	1.0	99.3	99.5	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
白河市	13	2,728	150	2,768	1.0	97.3	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
須賀川市	15	3,570	184	3,706	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜多方市	16	1,979	136	2,008	1.0	94.9	36.8	36.8	100.0	50	100.0	0.0	0.0
相馬市	9	1,656	92	1,868	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二本松市	16	2,247	156	2,315	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田村市	7	1,348	75	1,599	1.2	61.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相馬市	11	2,124	135	2,188	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	12	2,378	147	2,540	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本宮市	7	1,585	90	1,650	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桑折町	4	478	36	621	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国見町	1	262	17	293	1.1	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川俣町	2	304	18	388	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大玉村	2	582	28	648	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡石町	2	713	34	1,464	2.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天栄村	4	187	22	308	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
下郷町	3	149	17	187	1.3	82.4	94.1	82.4	***	***	82.4	100.0	0.0
檜枝岐村	1	27	7	27	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
只見町	3	127	20	130	1.0	95.0	100.0	85.0	***	***	85.0	100.0	0.0
南会津町	7	432	47	436	1.0	89.4	100.0	100.0	14.9	7	100.0	100.0	0.0
北塩原村	2	73	13	83	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西会津町	1	180	9	207	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
磐梯町	2	165	14	184	1.1	85.7	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
猪苗代町	2	533	27	546	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津坂下町	2	584	31	677	1.2	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯川村	2	161	14	166	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳津町	2	114	11	128	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
三島町	1	40	6	43	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	1	34	7	32	0.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	1	25	7	29	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津美里町	3	541	33	657	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西郷村	5	1,089	60	1,087	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉崎村	2	305	19	394	1.3	84.2	100.0	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
中島村	2	246	13	282	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢吹町	4	834	48	840	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

棚倉町	4	578	37	579	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢祭町	1	250	14	290	1.2	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塙町	2	322	19	391	1.2	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮫川村	1	98	8	97	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石川町	1	477	23	562	1.2	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉川村	2	288	18	315	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平田村	2	209	15	287	1.4	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅川町	1	234	12	325	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古殿町	1	138	9	194	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三春町	6	766	57	766	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野町	1	344	18	423	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広野町	1	124	8	158	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
楢葉町	1	174	9	172	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡町	1	77	8	84	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
双葉町	2	16	12	16	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浪江町	1	60	13	61	1.0	61.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
葛尾村	1	15	3	16	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新地町	3	393	25	509	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	365	78,402	4,330	84,509	1.1	96.9	97.9	96.7	4.7	79	99.6	98.8	1.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
福島市	724	624	907	125.3	902	124.6	100.0	100.0	50.0	27.5	***	65.0
会津若松市	341	286	399	117.0	463	135.8	100.0	41.2	57.1	42.9	***	57.1
郡山市	995	849	1,121	112.7	1,273	127.9	100.0	32.0	62.5	31.3	***	56.3
いわき市	1,038	906	1,184	114.1	1,245	119.9	100.0	23.7	42.9	35.7	***	35.7
白河市	219	186	252	115.1	322	147.0	100.0	53.8	71.4	14.3	***	57.1
須賀川市	253	220	553	218.6	313	123.7	100.0	6.7	0.0	100.0	***	0.0
喜多方市	199	166	176	88.4	230	115.6	100.0	12.5	50.0	50.0	***	0.0
相馬市	143	118	221	154.5	209	146.2	100.0	11.1	0.0	0.0	***	100.0
二本松市	225	185	276	122.7	281	124.9	100.0	50.0	37.5	50.0	***	62.5
田村市	114	94	137	120.2	165	144.7	100.0	42.9	66.7	66.7	***	66.7
南相馬市	217	177	298	137.3	333	153.5	100.0	45.5	60.0	20.0	***	60.0
伊達市	199	179	229	115.1	255	128.1	100.0	25.0	66.7	33.3	***	66.7
本宮市	118	102	199	168.6	162	137.3	100.0	57.1	75.0	75.0	***	75.0
桑折町	51	42	92	180.4	70	137.3	100.0	100.0	100.0	25.0	***	25.0
国見町	22	19	27	122.7	24	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
川俣町	28	23	38	135.7	29	103.6	100.0	0.0	***	***	***	***
大玉村	37	33	58	156.8	47	127.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鏡石町	46	41	91	197.8	58	126.1	100.0	0.0	***	***	***	***
天栄村	35	28	64	182.9	51	145.7	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
下郷町	28	22	24	85.7	44	157.1	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
檜枝岐村	7	7	6	85.7	10	142.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
只見町	27	23	35	129.6	48	177.8	100.0	66.7	100.0	50.0	***	0.0
南会津町	73	63	82	112.3	133	182.2	0.0	42.9	66.7	100.0	***	0.0
北塩原村	19	16	14	73.7	27	142.1	0.0	0.0	***	***	***	***
西会津町	13	11	10	76.9	25	192.3	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
磐梯町	23	17	30	130.4	32	139.1	0.0	100.0	50.0	50.0	***	50.0
猪苗代町	34	29	43	126.5	47	138.2	50.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
会津坂下町	46	37	50	108.7	63	137.0	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
湯川村	22	18	16	72.7	26	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
柳津町	15	14	30	200.0	29	193.3	0.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
三島町	9	7	11	122.2	14	155.6	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
金山町	9	7	29	322.2	27	300.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
昭和村	8	6	25	312.5	18	225.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
会津美里町	46	42	56	121.7	60	130.4	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
西郷村	87	75	88	101.1	99	113.8	100.0	40.0	0.0	50.0	***	50.0

泉崎村	28	23	30	107.1	46	164.3	100.0	0.0	***	***	***	***
中島村	22	18	44	200.0	37	168.2	100.0	0.0	***	***	***	***
矢吹町	62	51	66	106.5	75	121.0	100.0	0.0	***	***	***	***
棚倉町	51	42	52	102.0	97	190.2	25.0	100.0	50.0	25.0	***	75.0
矢祭町	18	14	66	366.7	33	183.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
塙町	24	22	28	116.7	33	137.5	100.0	100.0	50.0	50.0	***	0.0
鮫川村	12	10	25	208.3	15	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
石川町	32	26	38	118.8	50	156.3	100.0	0.0	***	***	***	***
玉川村	28	23	31	110.7	39	139.3	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
平田村	24	19	44	183.3	47	195.8	100.0	0.0	***	***	***	***
浅川町	16	15	30	187.5	25	156.3	100.0	0.0	***	***	***	***
古殿町	24	10	27	112.5	27	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
三春町	80	64	117	146.3	113	141.3	100.0	33.3	100.0	50.0	***	0.0
小野町	23	21	34	147.8	28	121.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
広野町	14	12	54	385.7	64	457.1	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
楢葉町	15	12	29	193.3	26	173.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
富岡町	12	12	18	150.0	15	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
双葉町	10	7	10	100.0	16	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
浪江町	12	10	10	83.3	15	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
葛尾村	8	5	12	150.0	8	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
新地町	38	34	63	165.8	62	163.2	100.0	66.7	100.0	100.0	***	100.0
合　　計	6,023	5,122	7,699	127.8	8,005	132.9	94.0	41.4	57.6	37.7	***	53.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島県	3	478	20	670	1.4	100.0	100.0	100.0	30.0	6	100.0	100.0	0.0
福島市	19	5,611	245	6,377	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津若松市	9	2,406	96	2,617	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	77.8	22.2
郡山市	25	7,750	350	8,222	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いわき市	34	7,446	332	7,808	1.0	96.1	99.7	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
白河市	7	1,486	74	1,624	1.1	71.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須賀川市	9	1,818	88	1,890	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜多方市	7	1,015	52	1,041	1.0	94.2	30.8	30.8	100.0	16	100.0	0.0	0.0
相馬市	4	899	39	964	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二本松市	7	1,132	57	1,216	1.1	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田村市	6	760	38	909	1.2	76.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相馬市	6	957	47	1,012	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	6	1,200	57	1,267	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本宮市	3	797	37	1,007	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桑折町	1	241	10	290	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国見町	1	139	8	219	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川俣町	2	187	11	348	1.9	18.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大玉村	1	263	11	275	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡石町	1	344	15	779	2.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天栄村	1	114	7	145	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	7	100.0	100.0	0.0
下郷町	1	93	6	105	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜枝岐村	1	19	3	19	1.0	100.0	0.0	0.0	***	***	0.0	100.0	0.0
只見町	1	57	4	100	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南会津町	4	274	20	279	1.0	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北塩原村	2	38	8	57	1.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西会津町	1	92	10	213	2.3	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐梯町	1	86	6	86	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪苗代町	1	264	11	338	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
会津坂下町	1	332	14	366	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯川村	1	67	4	83	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳津町	1	71	5	71	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三島町	1	10	3	12	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	1	13	3	15	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	1	11	3	16	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津美里町	2	288	15	332	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西郷村	3	573	28	606	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉崎村	1	172	9	227	1.3	100.0	100.0	77.8	***	***	77.8	100.0	0.0
中島村	1	139	6	159	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

矢吹町	1	427	18	428	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	18	100.0	100.0	0.0
棚倉町	1	347	14	346	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢祭町	1	128	8	174	1.4	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塙町	1	170	8	197	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮫川村	1	60	4	64	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石川町	1	308	13	330	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉川村	1	144	9	181	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平田村	1	143	8	154	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅川町	1	157	8	160	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古殿町	1	118	7	158	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三春町	2	405	28	413	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野町	1	213	11	326	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広野町	1	115	5	147	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
楢葉町	1	70	4	107	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡町	1	22	3	22	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
双葉町	1	14	4	26	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浪江町	1	26	13	26	1.0	38.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
葛尾村	1	7	3	10	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新地町	1	195	12	305	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	197	40,711	1,932	45,338	1.1	95.2	97.9	97.6	4.9	58	99.5	98.4	1.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
福島県	52	43	49	94.2	52	100.0	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
福島市	457	403	518	113.3	521	114.0	100.0	100.0	31.6	15.8	0.0	89.5
会津若松市	202	185	348	172.3	258	127.7	100.0	44.4	25.0	0.0	0.0	100.0
郡山市	615	556	665	108.1	744	121.0	100.0	32.0	25.0	12.5	0.0	75.0
いわき市	678	591	753	111.1	777	114.6	100.0	8.8	33.3	66.7	0.0	66.7
白河市	136	123	153	112.5	193	141.9	100.0	57.1	25.0	25.0	0.0	100.0
須賀川市	158	139	356	225.3	198	125.3	100.0	11.1	0.0	0.0	0.0	100.0
喜多方市	107	91	161	150.5	127	118.7	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	100.0
相馬市	86	74	106	123.3	113	131.4	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
二本松市	121	105	183	151.2	151	124.8	100.0	57.1	25.0	50.0	0.0	75.0
田村市	90	76	111	123.3	131	145.6	100.0	83.3	40.0	0.0	0.0	80.0
南相馬市	127	95	165	129.9	172	135.4	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	100.0
伊達市	122	106	146	119.7	157	128.7	100.0	100.0	16.7	0.0	0.0	83.3
本宮市	71	60	144	202.8	118	166.2	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
桑折町	21	18	42	200.0	27	128.6	100.0	0.0	***	***	***	***
国見町	18	16	39	216.7	31	172.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
川俣町	26	22	43	165.4	39	150.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大玉村	24	20	25	104.2	25	104.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
鏡石町	24	24	58	241.7	31	129.2	100.0	0.0	***	***	***	***
天栄村	17	15	15	88.2	18	105.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下郷町	16	13	6	37.5	22	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
檜枝岐村	8	8	8	100.0	14	175.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
只見町	14	11	12	85.7	23	164.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南会津町	49	45	62	126.5	90	183.7	0.0	0.0	***	***	***	***
北塩原村	19	15	31	163.2	27	142.1	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
西会津町	13	10	40	307.7	52	400.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
磐梯町	13	10	32	246.2	16	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
猪苗代町	22	20	42	190.9	26	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
会津坂下町	26	24	39	150.0	39	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
湯川村	10	7	10	100.0	18	180.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
柳津町	13	11	25	192.3	25	192.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
三島町	7	6	11	157.1	13	185.7	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
金山町	8	6	16	200.0	17	212.5	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
昭和村	7	6	11	157.1	10	142.9	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
会津美里町	33	29	52	157.6	67	203.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0

西郷村	57	50	72	126.3	69	121.1	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
泉崎村	20	18	8	40.0	20	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
中島村	25	11	17	68.0	36	144.0	100.0	0.0	***	***	***	***
矢吹町	29	26	33	113.8	42	144.8	100.0	0.0	***	***	***	***
棚倉町	27	27	31	114.8	37	137.0	0.0	0.0	***	***	***	***
矢祭町	17	15	45	264.7	25	147.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
塙町	17	16	21	123.5	24	141.2	100.0	0.0	***	***	***	***
鮫川村	11	11	8	72.7	19	172.7	100.0	0.0	***	***	***	***
石川町	26	22	70	269.2	37	142.3	100.0	0.0	***	***	***	***
玉川村	15	12	29	193.3	48	320.0	100.0	0.0	***	***	***	***
平田村	14	12	30	214.3	22	157.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浅川町	16	14	20	125.0	24	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
古殿町	21	10	25	119.0	23	109.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三春町	35	33	59	168.6	41	117.1	100.0	0.0	***	***	***	***
小野町	20	17	32	160.0	32	160.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
広野町	15	12	30	200.0	43	286.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
楢葉町	12	11	17	141.7	19	158.3	100.0	0.0	***	***	***	***
富岡町	11	9	10	90.9	19	172.7	100.0	0.0	***	***	***	***
双葉町	11	9	20	181.8	12	109.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浪江町	17	13	20	117.6	21	123.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
葛尾村	8	7	19	237.5	9	112.5	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
新地町	34	18	49	144.1	30	88.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	3,868	3,356	5,142	132.9	4,994	129.1	93.4	44.7	37.5	23.9	0.0	83.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島市	1	807	31	915	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津若松市	2	608	36	631	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
郡山市	2	406	25	428	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須賀川市	1	250	10	259	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津美里町	1	324	19	495	1.5	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川内村	1	71	11	77	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大熊町	1	54	10	89	1.6	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯舘村	1	75	13	103	1.4	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	10	2,595	155	2,997	1.2	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	90.0	10.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福島市	53	47	58	109.4	60	113.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
会津若松市	66	50	127	192.4	86	130.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
郡山市	51	41	63	123.5	61	119.6	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
須賀川市	21	17	54	257.1	31	147.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
会津美里町	31	27	88	283.9	86	277.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川内村	20	15	46	230.0	31	155.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大熊町	21	16	30	142.9	55	261.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
飯舘村	25	20	43	172.0	38	152.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	288	233	509	176.7	448	155.6	100.0	100.0	40.0	20.0	0.0	70.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
福島県	72	39	32,440	18,720	1,075	636	38,495	23,660	1.2	1.3	93.1	98.0	98.0	96.7	95.3	95.9	36.4	17.2	366	181	97.6	96.5	97.2	94.9	2.8	5.1
合計	72	39	32,440	18,720	1,075	636	38,495	23,660	1.2	1.3	93.1	91.8	98.0	96.7	95.3	95.9	36.4	17.2	366	181	97.6	96.5	97.2	94.9	2.8	5.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
福島県	3,115	1,955	2,847	1,771	3,996	2,688	128.3	137.5	4,015	2,613	128.9	133.7	100.0	100.0	26.4	30.8	26.3	33.3	36.8	33.3	0.0	0.0	73.7	66.7
合計	3,115	1,955	2,847	1,771	3,996	2,688	128.3	137.5	4,015	2,613	128.9	133.7	100.0	100.0	26.4	30.8	26.3	33.3	36.8	33.3	0.0	0.0	73.7	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島県	25	2,236	577	3,191	1.4	91.9	97.4	97.2	10.1	57	97.4	100.0	0.0
福島市	1	136	33	151	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	26	2,372	610	3,342	1.4	92.0	97.5	97.4	9.5	57	97.5	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福島県	1,504	1,446	2,429	161.5	1,917	127.5	100.0	68.0	70.6	29.4	0.0	70.6
福島市	62	54	69	111.3	71	114.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,566	1,500	2,498	159.5	1,988	126.9	100.0	69.2	66.7	27.8	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
茨城県	129	56,819	2,312	64,921	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	98.4	1.6
水戸市	48	18,608	838	19,350	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	37	9,705	537	10,666	1.1	86.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土浦市	23	8,992	435	10,120	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古河市	32	9,368	487	9,880	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石岡市	20	4,433	247	4,821	1.1	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
結城市	12	3,496	174	3,741	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
龍ケ崎市	15	4,765	245	5,143	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下妻市	12	2,869	160	3,254	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常総市	17	3,925	222	4,124	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸太田市	15	2,427	153	2,443	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高萩市	7	1,549	82	1,773	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北茨城市	15	2,448	141	2,620	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠間市	16	4,982	247	4,993	1.0	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
取手市	20	6,264	323	6,268	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牛久市	13	6,069	269	7,045	1.2	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つくば市	50	23,102	1,002	25,085	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ひたちなか市	25	10,916	516	11,429	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿嶋市	17	4,500	228	4,725	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
潮来市	9	1,656	103	1,915	1.2	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守谷市	13	5,971	256	6,143	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸大宮市	15	2,223	141	2,268	1.0	99.3	100.0	100.0	100.0	141	100.0	100.0	0.0
那珂市	14	3,733	193	3,969	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑西市	21	6,563	352	6,882	1.0	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂東市	17	3,377	216	3,456	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲敷市	12	1,861	118	2,139	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かすみがうら市	7	2,524	142	3,050	1.2	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜川市	10	2,229	130	2,233	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神栖市	22	6,774	346	7,222	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行方市	7	1,827	106	1,893	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鉾田市	11	2,679	144	2,948	1.1	95.1	100.0	100.0	100.0	144	100.0	100.0	0.0
つくばみらい市	13	5,027	224	5,184	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小美玉市	9	3,225	177	3,628	1.1	93.2	100.0	100.0	100.0	177	100.0	100.0	0.0
茨城町	6	1,893	94	2,141	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洗町	4	858	53	1,064	1.2	71.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
城里町	7	911	65	1,062	1.2	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海村	8	3,140	161	3,507	1.1	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大子町	7	612	57	725	1.2	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

美浦村	2	765	44	885	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿見町	10	3,709	190	3,734	1.0	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河内町	1	344	22	350	1.0	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代町	7	1,383	82	1,390	1.0	86.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五霞町	2	432	27	496	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
境町	7	1,837	95	1,856	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根町	2	629	30	625	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	766	251,419	12,186	273,166	1.1	96.0	100.0	100.0	3.8	462	100.0	98.7	1.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
茨城県	6,687	6,038	8,774	131.2	10,182	152.3	100.0	73.6	48.4	47.4	6.3	81.1
水戸市	1,236	1,071	2,669	215.9	1,352	109.4	100.0	58.3	71.4	42.9	0.0	78.6
日立市	881	752	1,319	149.7	1,285	145.9	100.0	62.2	52.2	43.5	0.0	78.3
土浦市	649	563	808	124.5	815	125.6	100.0	43.5	60.0	30.0	0.0	30.0
古河市	746	634	868	116.4	899	120.5	100.0	31.3	30.0	80.0	0.0	70.0
石岡市	381	333	459	120.5	481	126.2	100.0	85.0	82.4	52.9	0.0	76.5
結城市	287	244	416	144.9	416	144.9	100.0	66.7	87.5	62.5	0.0	50.0
龍ケ崎市	348	298	422	121.3	429	123.3	100.0	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0
下妻市	276	231	318	115.2	316	114.5	100.0	25.0	66.7	0.0	0.0	33.3
常総市	353	295	448	126.9	462	130.9	100.0	23.5	75.0	75.0	0.0	50.0
常陸太田市	263	222	245	93.2	358	136.1	100.0	86.7	46.2	15.4	0.0	84.6
高萩市	140	117	176	125.7	166	118.6	100.0	14.3	0.0	100.0	100.0	0.0
北茨城市	256	216	399	155.9	365	142.6	100.0	53.3	75.0	12.5	0.0	25.0
笠間市	371	315	404	108.9	404	108.9	100.0	56.3	44.4	66.7	0.0	77.8
取手市	464	398	483	104.1	481	103.7	100.0	75.0	60.0	53.3	0.0	73.3
牛久市	388	343	553	142.5	506	130.4	100.0	69.2	55.6	77.8	0.0	88.9
つくば市	1,530	1,342	2,073	135.5	2,034	132.9	100.0	76.0	73.7	68.4	53.3	71.1
ひたちなか市	720	621	859	119.3	1,002	139.2	100.0	64.0	37.5	37.5	0.0	75.0
鹿嶋市	360	296	384	106.7	432	120.0	100.0	64.7	54.5	45.5	0.0	54.5
潮来市	168	122	199	118.5	218	129.8	100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	100.0
守谷市	364	322	769	211.3	462	126.9	100.0	92.3	83.3	83.3	25.0	91.7
常陸大宮市	233	187	266	114.2	265	113.7	100.0	66.7	30.0	50.0	0.0	90.0
那珂市	293	254	274	93.5	335	114.3	100.0	64.3	77.8	77.8	0.0	66.7
筑西市	531	480	614	115.6	672	126.6	100.0	81.0	35.3	70.6	0.0	23.5
坂東市	324	271	324	100.0	346	106.8	100.0	76.5	76.9	30.8	0.0	69.2
稲敷市	207	169	257	124.2	262	126.6	100.0	75.0	11.1	22.2	0.0	55.6
かすみがうら市	199	179	231	116.1	226	113.6	100.0	57.1	50.0	50.0	50.0	75.0
桜川市	239	190	256	107.1	275	115.1	100.0	70.0	42.9	42.9	0.0	85.7
神栖市	501	418	586	117.0	590	117.8	100.0	68.2	60.0	60.0	16.7	40.0
行方市	153	125	208	135.9	220	143.8	100.0	85.7	50.0	66.7	0.0	100.0
鉾田市	224	186	256	114.3	271	121.0	100.0	90.9	100.0	50.0	75.0	40.0
つくばみらい市	338	293	492	145.6	504	149.1	100.0	76.9	70.0	90.0	50.0	80.0
小美玉市	253	223	245	96.8	289	114.2	100.0	77.8	28.6	85.7	0.0	57.1
茨城町	141	120	127	90.1	161	114.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
大洗町	80	67	104	130.0	108	135.0	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0

城里町	113	92	125	110.6	143	126.5	100.0	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0
東海村	200	173	283	141.5	272	136.0	12.5	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0
大子町	87	67	87	100.0	110	126.4	100.0	71.4	40.0	60.0	100.0	60.0
美浦村	57	50	74	129.8	74	129.8	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	50.0
阿見町	255	227	261	102.4	327	128.2	100.0	50.0	20.0	60.0	0.0	60.0
河内町	35	30	37	105.7	37	105.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
八千代町	119	101	126	105.9	128	107.6	100.0	28.6	50.0	50.0	0.0	100.0
五霞町	42	36	86	204.8	91	216.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
境町	153	130	147	96.1	166	108.5	100.0	42.9	66.7	66.7	0.0	66.7
利根町	48	41	128	266.7	56	116.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	21,693	18,882	28,639	132.0	28,993	133.7	99.1	62.9	56.0	52.3	10.8	69.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
水戸市	32	12,489	582	13,113	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	23	6,140	346	6,685	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土浦市	15	5,522	274	6,400	1.2	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古河市	23	6,253	355	6,630	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石岡市	15	2,894	178	3,220	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
結城市	9	2,260	122	2,419	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
龍ケ崎市	10	3,060	167	3,371	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下妻市	9	1,867	118	2,148	1.2	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常総市	13	2,494	161	2,648	1.1	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸太田市	8	1,646	107	1,661	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高萩市	4	994	56	1,168	1.2	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北茨城市	11	1,590	99	1,718	1.1	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠間市	10	3,095	163	3,101	1.0	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
取手市	14	4,137	228	4,141	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牛久市	7	3,756	167	4,091	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つくば市	32	12,505	564	13,625	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ひたちなか市	17	6,982	344	7,318	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿嶋市	12	3,097	163	3,277	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
潮来市	5	1,111	73	1,366	1.2	84.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守谷市	9	4,082	185	4,088	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸大宮市	11	1,446	106	1,470	1.0	99.1	100.0	100.0	100.0	106	100.0	100.0	0.0
那珂市	9	2,498	135	2,705	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑西市	15	3,644	218	3,782	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂東市	13	2,171	153	2,192	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲敷市	8	1,153	82	1,366	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かすみがうら市	4	1,344	79	1,669	1.2	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜川市	6	889	63	890	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神栖市	14	4,497	239	4,829	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行方市	4	1,182	68	1,218	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鉾田市	7	1,743	101	1,924	1.1	96.0	100.0	100.0	100.0	101	100.0	100.0	0.0
つくばみらい市	9	3,463	163	3,583	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小美玉市	5	1,487	87	1,676	1.1	92.0	100.0	100.0	100.0	87	100.0	100.0	0.0
茨城町	4	1,243	64	1,391	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洗町	2	537	35	687	1.3	74.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
城里町	5	577	45	662	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海村	6	2,040	113	2,264	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大子町	6	364	47	475	1.3	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浦村	1	491	26	570	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

阿見町	7	2,552	128	2,567	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代町	5	932	54	935	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五霞町	1	292	16	320	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
境町	5	1,224	69	1,242	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根町	1	362	19	360	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	426	122,105	6,562	130,965	1.1	95.5	100.0	100.0	4.5	294	100.0	98.6	1.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
水戸市	780	664	1,704	218.5	855	109.6	100.0	56.3	66.7	44.4	***	72.2
日立市	485	411	706	145.6	725	149.5	100.0	65.2	46.7	33.3	***	73.3
土浦市	375	326	506	134.9	492	131.2	100.0	20.0	0.0	0.0	***	33.3
古河市	487	413	575	118.1	595	122.2	100.0	34.8	25.0	87.5	***	62.5
石岡市	248	214	303	122.2	312	125.8	100.0	86.7	76.9	53.8	***	69.2
結城市	188	157	284	151.1	284	151.1	100.0	77.8	85.7	57.1	***	42.9
龍ケ崎市	213	182	265	124.4	268	125.8	100.0	0.0	***	***	***	***
下妻市	176	147	212	120.5	209	118.8	100.0	22.2	50.0	0.0	***	50.0
常総市	239	194	324	135.6	324	135.6	100.0	30.8	75.0	75.0	***	50.0
常陸太田市	149	128	134	89.9	187	125.5	100.0	75.0	66.7	16.7	***	66.7
高萩市	84	69	98	116.7	94	111.9	100.0	0.0	***	***	***	***
北茨城市	169	140	256	151.5	255	150.9	100.0	72.7	75.0	12.5	***	25.0
笠間市	219	181	236	107.8	236	107.8	100.0	60.0	33.3	83.3	***	66.7
取手市	295	252	310	105.1	308	104.4	100.0	78.6	63.6	63.6	***	72.7
牛久市	215	191	316	147.0	260	120.9	100.0	85.7	33.3	66.7	***	83.3
つくば市	790	684	999	126.5	1,060	134.2	100.0	71.9	73.9	73.9	***	87.0
ひたちなか市	438	371	511	116.7	576	131.5	100.0	64.7	27.3	36.4	***	72.7
鹿嶋市	235	192	250	106.4	288	122.6	100.0	58.3	57.1	42.9	***	42.9
潮来市	101	69	102	101.0	136	134.7	100.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
守谷市	243	215	518	213.2	306	125.9	100.0	88.9	87.5	87.5	***	87.5
常陸大宮市	153	123	177	115.7	177	115.7	100.0	72.7	25.0	50.0	***	100.0
那珂市	184	155	168	91.3	212	115.2	100.0	77.8	85.7	85.7	***	57.1
筑西市	308	275	374	121.4	411	133.4	100.0	73.3	18.2	63.6	***	18.2
坂東市	212	178	217	102.4	231	109.0	100.0	69.2	88.9	33.3	***	77.8
稲敷市	127	98	170	133.9	162	127.6	100.0	75.0	16.7	16.7	***	50.0
かすみがうら市	102	90	119	116.7	126	123.5	100.0	50.0	50.0	50.0	***	100.0
桜川市	99	78	110	111.1	124	125.3	100.0	83.3	40.0	40.0	***	80.0
神栖市	315	260	363	115.2	369	117.1	100.0	64.3	44.4	66.7	***	44.4
行方市	95	78	121	127.4	126	132.6	100.0	100.0	25.0	50.0	***	100.0
鉾田市	139	112	151	108.6	161	115.8	100.0	85.7	100.0	66.7	***	33.3
つくばみらい市	224	195	284	126.8	318	142.0	100.0	88.9	62.5	87.5	***	87.5
小美玉市	112	96	107	95.5	132	117.9	100.0	100.0	40.0	100.0	***	60.0
茨城町	90	75	79	87.8	106	117.8	100.0	75.0	100.0	66.7	***	33.3
大洗町	47	40	53	112.8	59	125.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
城里町	76	61	76	100.0	91	119.7	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0

東海村	131	113	197	150.4	177	135.1	0.0	33.3	50.0	0.0	***	100.0
大子町	63	48	60	95.2	83	131.7	100.0	66.7	50.0	75.0	***	50.0
美浦村	32	28	41	128.1	41	128.1	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
阿見町	172	149	171	99.4	220	127.9	100.0	42.9	0.0	100.0	***	33.3
八千代町	80	66	83	103.8	83	103.8	100.0	20.0	0.0	100.0	***	100.0
五霞町	23	20	40	173.9	59	256.5	100.0	0.0	***	***	***	***
境町	104	88	105	101.0	117	112.5	100.0	60.0	66.7	66.7	***	66.7
利根町	24	21	68	283.3	28	116.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
合　　計	9,041	7,647	11,943	132.1	11,383	125.9	98.6	60.8	55.2	56.0	***	65.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
茨城県	10	1,552	39	1,872	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水戸市	15	5,998	247	6,110	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	12	3,364	155	3,747	1.1	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土浦市	7	3,003	135	3,209	1.1	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古河市	9	3,115	132	3,250	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石岡市	5	1,539	69	1,601	1.0	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
結城市	3	1,236	52	1,322	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
龍ケ崎市	5	1,705	78	1,772	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下妻市	3	1,002	42	1,106	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常総市	4	1,431	61	1,476	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸太田市	7	781	46	782	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高萩市	3	555	26	605	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北茨城市	4	858	42	902	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠間市	5	1,692	70	1,696	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
取手市	6	2,127	95	2,127	1.0	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牛久市	5	2,018	85	2,659	1.3	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つくば市	14	5,031	213	5,491	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ひたちなか市	7	3,433	142	3,586	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿嶋市	5	1,403	65	1,448	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
潮来市	4	545	30	549	1.0	63.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守谷市	4	1,889	71	2,055	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸大宮市	4	777	35	798	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	35	100.0	100.0	0.0
那珂市	5	1,235	58	1,264	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑西市	5	2,028	90	2,063	1.0	74.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂東市	4	1,206	63	1,264	1.0	84.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲敷市	4	708	36	773	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かすみがうら市	2	787	40	848	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜川市	3	511	30	512	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神栖市	8	2,277	107	2,393	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行方市	3	645	38	675	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鉾田市	4	936	43	1,024	1.1	93.0	100.0	100.0	100.0	43	100.0	100.0	0.0
つくばみらい市	4	1,564	61	1,601	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小美玉市	2	807	38	880	1.1	97.4	100.0	100.0	100.0	38	100.0	100.0	0.0
茨城町	2	650	30	750	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洗町	2	321	18	377	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
城里町	2	334	20	400	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海村	2	1,100	48	1,243	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大子町	1	248	10	250	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

美浦村	1	274	18	315	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿見町	3	1,157	62	1,167	1.0	74.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代町	2	451	28	455	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五霞町	1	140	11	176	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
境町	2	613	26	614	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根町	1	267	11	265	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	204	63,313	2,816	67,472	1.1	93.8	100.0	100.0	4.1	116	100.0	99.0	1.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
茨城県	150	123	240	160.0	206	137.3	100.0	90.0	66.7	77.8	0.0	77.8
水戸市	433	387	915	211.3	470	108.5	100.0	66.7	80.0	40.0	0.0	90.0
日立市	295	256	453	153.6	410	139.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	83.3
土浦市	233	200	255	109.4	271	116.3	100.0	85.7	83.3	33.3	0.0	16.7
古河市	259	221	293	113.1	304	117.4	100.0	22.2	50.0	50.0	0.0	100.0
石岡市	133	119	156	117.3	169	127.1	100.0	80.0	100.0	50.0	0.0	100.0
結城市	99	87	132	133.3	132	133.3	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
龍ケ崎市	135	116	157	116.3	161	119.3	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下妻市	100	84	106	106.0	107	107.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
常総市	114	101	124	108.8	138	121.1	100.0	0.0	***	***	***	***
常陸太田市	114	94	111	97.4	171	150.0	100.0	100.0	28.6	14.3	0.0	100.0
高萩市	56	48	78	139.3	72	128.6	100.0	33.3	0.0	100.0	100.0	0.0
北茨城市	87	76	143	164.4	110	126.4	100.0	0.0	***	***	***	***
笠間市	126	110	138	109.5	137	108.7	100.0	40.0	100.0	50.0	0.0	100.0
取手市	169	146	173	102.4	173	102.4	100.0	66.7	50.0	25.0	0.0	75.0
牛久市	142	125	199	140.1	209	147.2	100.0	40.0	100.0	100.0	0.0	100.0
つくば市	377	333	527	139.8	555	147.2	100.0	85.7	75.0	58.3	66.7	41.7
ひたちなか市	243	212	225	92.6	288	118.5	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	75.0
鹿嶋市	125	104	134	107.2	144	115.2	100.0	80.0	50.0	50.0	0.0	75.0
潮来市	67	53	97	144.8	82	122.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
守谷市	121	107	251	207.4	156	128.9	100.0	100.0	75.0	75.0	25.0	100.0
常陸大宮市	80	64	89	111.3	88	110.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
那珂市	109	99	106	97.2	123	112.8	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
筑西市	157	145	169	107.6	189	120.4	100.0	100.0	60.0	80.0	0.0	40.0
坂東市	112	93	107	95.5	115	102.7	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	50.0
稲敷市	80	71	87	108.8	100	125.0	100.0	75.0	0.0	33.3	0.0	66.7
かすみがうら市	66	58	64	97.0	67	101.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
桜川市	60	51	64	106.7	69	115.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
神栖市	186	158	223	119.9	221	118.8	100.0	75.0	83.3	50.0	16.7	33.3
行方市	58	47	87	150.0	94	162.1	100.0	66.7	100.0	100.0	0.0	100.0
鉾田市	85	74	105	123.5	110	129.4	100.0	100.0	100.0	25.0	75.0	50.0
つくばみらい市	114	98	208	182.5	186	163.2	100.0	50.0	100.0	100.0	50.0	50.0
小美玉市	65	54	64	98.5	73	112.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
茨城町	51	45	48	94.1	55	107.8	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
大洗町	33	27	51	154.5	49	148.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0

城里町	37	31	49	132.4	52	140.5	100.0	0.0	***	***	***	***
東海村	69	60	86	124.6	95	137.7	50.0	0.0	***	***	***	***
大子町	24	19	27	112.5	27	112.5	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
美浦村	25	22	33	132.0	33	132.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
阿見町	83	78	90	108.4	107	128.9	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
八千代町	39	35	43	110.3	45	115.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
五霞町	19	16	46	242.1	32	168.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
境町	49	42	42	85.7	49	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
利根町	24	20	60	250.0	28	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	5,203	4,509	6,855	131.8	6,472	124.4	99.5	60.3	62.6	47.2	13.8	70.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
水戸市	1	121	9	127	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	1	66	9	97	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土浦市	1	467	26	511	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠間市	1	195	14	196	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牛久市	1	295	17	295	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つくば市	4	5,566	225	5,969	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ひたちなか市	1	501	30	525	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑西市	1	891	44	1,037	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かすみがうら市	1	393	23	533	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜川市	1	829	37	831	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小美玉市	2	931	52	1,072	1.2	92.3	100.0	100.0	100.0	52	100.0	100.0	0.0
河内町	1	344	22	350	1.0	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	16	10,599	508	11,543	1.1	97.2	100.0	100.0	10.2	52	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
水戸市	23	20	50	217.4	27	117.4	100.0	0.0	***	***	***	***
日立市	16	16	31	193.8	56	350.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
土浦市	41	37	47	114.6	52	126.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
笠間市	26	24	30	115.4	31	119.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
牛久市	31	27	38	122.6	37	119.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
つくば市	363	325	547	150.7	419	115.4	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
ひたちなか市	39	38	123	315.4	138	353.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
筑西市	66	60	71	107.6	72	109.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
かすみがうら市	31	31	48	154.8	33	106.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
桜川市	80	61	82	102.5	82	102.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
小美玉市	76	73	74	97.4	84	110.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
河内町	35	30	37	105.7	37	105.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	827	742	1,178	142.4	1,068	129.1	100.0	81.3	69.2	76.9	7.7	69.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
茨城県	93	43	48,527	23,085	1,411	673	55,838	27,884	1.2	1.2	100.0	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	97.8	95.3	2.2	4.7
合計	93	43	48,527	23,085	1,411	673	55,838	27,884	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	97.8	95.3	2.2	4.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
茨城県	4,152	2,058	3,788	1,895	5,951	2,988	143.3	145.2	6,963	3,743	167.7	181.9	100.0	100.0	74.2	74.4	37.7	28.1	39.1	31.3	8.7	9.4	85.5	90.6
合計	4,152	2,058	3,788	1,895	5,951	2,988	143.3	145.2	6,963	3,743	167.7	181.9	100.0	100.0	74.2	74.4	37.7	28.1	39.1	31.3	8.7	9.4	85.5	90.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
茨城県	3	2,221	64	2,291	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	3	2,221	64	2,291	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
茨城県	176	161	236	134.1	176	100.0	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7
合計	176	161	236	134.1	176	100.0	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
茨城県	23	4,519	798	4,920	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	1	135	27	137	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	24	4,654	825	5,057	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
茨城県	2,209	1,966	2,347	106.2	2,837	128.4	100.0	60.9	85.7	64.3	0.0	64.3
日立市	85	69	129	151.8	94	110.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	2,294	2,035	2,476	107.9	2,931	127.8	100.0	62.5	86.7	66.7	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
栃木県	79	36,559	1,452	42,627	1.2	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇都宮市	94	37,546	1,597	44,619	1.2	97.1	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
足利市	33	8,410	405	8,804	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栃木市	42	10,352	496	11,507	1.1	96.2	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
佐野市	24	7,541	372	7,546	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿沼市	34	6,340	370	6,955	1.1	96.8	100.0	100.0	100.0	370	100.0	100.0	0.0
日光市	30	4,284	244	4,719	1.1	82.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山市	34	12,291	589	13,585	1.1	98.1	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
真岡市	23	6,004	294	6,265	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大田原市	27	4,783	268	5,090	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢板市	9	1,832	98	1,954	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須塩原市	27	8,692	434	9,370	1.1	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さくら市	8	3,561	150	4,070	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須烏山市	7	1,373	79	1,563	1.1	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下野市	12	4,441	200	5,685	1.3	97.5	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
上三川町	10	2,335	112	2,656	1.1	95.5	100.0	100.0	100.0	112	100.0	100.0	0.0
益子町	7	1,489	75	1,706	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茂木町	5	550	41	553	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市貝町	4	724	42	724	1.0	95.2	95.2	95.2	***	***	95.2	100.0	0.0
芳賀町	4	1,194	60	1,206	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
壬生町	10	2,829	152	3,433	1.2	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野木町	7	1,714	100	1,714	1.0	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塩谷町	4	493	31	580	1.2	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高根沢町	8	1,950	95	2,174	1.1	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須町	8	1,254	77	1,276	1.0	88.3	100.0	100.0	100.0	77	100.0	100.0	0.0
那珂川町	5	679	54	750	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	555	169,220	7,887	191,131	1.1	96.2	99.9	99.9	7.1	559	99.9	95.9	4.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
栃木県	3,970	3,636	4,533	114.2	4,632	116.7	100.0	39.2	48.4	25.8	3.2	71.0
宇都宮市	2,437	2,094	2,202	90.4	2,796	114.7	100.0	47.9	33.3	40.0	0.0	71.1
足利市	639	543	1,091	170.7	768	120.2	100.0	60.6	25.0	30.0	0.0	80.0
栃木市	820	690	897	109.4	1,126	137.3	100.0	59.5	56.0	40.0	0.0	52.0
佐野市	589	520	786	133.4	658	111.7	100.0	100.0	20.8	29.2	0.0	83.3
鹿沼市	681	519	852	125.1	916	134.5	100.0	32.4	27.3	27.3	0.0	54.5
日光市	459	375	730	159.0	595	129.6	100.0	43.3	53.8	7.7	0.0	46.2
小山市	927	772	1,278	137.9	1,284	138.5	100.0	41.2	50.0	57.1	0.0	64.3
真岡市	493	428	542	109.9	548	111.2	100.0	82.6	52.6	36.8	0.0	78.9
大田原市	461	379	581	126.0	635	137.7	100.0	70.4	78.9	36.8	25.0	68.4
矢板市	176	151	315	179.0	233	132.4	88.9	44.4	75.0	25.0	0.0	0.0
那須塩原市	675	597	706	104.6	848	125.6	100.0	51.9	64.3	35.7	0.0	78.6
さくら市	244	207	340	139.3	287	117.6	100.0	37.5	33.3	66.7	0.0	0.0
那須烏山市	153	131	211	137.9	211	137.9	100.0	42.9	66.7	66.7	0.0	100.0
下野市	309	268	386	124.9	403	130.4	100.0	50.0	83.3	33.3	0.0	83.3
上三川町	199	161	200	100.5	208	104.5	100.0	0.0	***	***	***	***
益子町	127	109	166	130.7	217	170.9	100.0	71.4	0.0	40.0	0.0	80.0
茂木町	69	55	89	129.0	81	117.4	100.0	80.0	75.0	75.0	0.0	100.0
市貝町	76	59	81	106.6	109	143.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
芳賀町	111	91	165	148.6	190	171.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
壬生町	240	199	307	127.9	316	131.7	100.0	60.0	33.3	50.0	0.0	50.0
野木町	154	136	159	103.2	187	121.4	100.0	57.1	75.0	75.0	0.0	25.0
塩谷町	59	48	95	161.0	90	152.5	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
高根沢町	153	136	182	119.0	192	125.5	100.0	37.5	33.3	0.0	0.0	66.7
那須町	138	108	196	142.0	162	117.4	0.0	62.5	80.0	40.0	0.0	60.0
那珂川町	93	67	98	105.4	154	165.6	100.0	100.0	60.0	20.0	0.0	60.0
合計	14,452	12,479	17,188	118.9	17,846	123.5	98.4	52.1	45.7	35.3	2.6	67.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。

注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宇都宮市	69	24,977	1,128	30,427	1.2	96.6	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
足利市	22	5,483	281	5,783	1.1	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栃木市	29	6,821	349	7,554	1.1	96.3	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
佐野市	16	4,310	228	4,310	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿沼市	24	4,132	256	4,321	1.0	98.0	100.0	100.0	100.0	256	100.0	100.0	0.0
日光市	18	2,762	165	3,012	1.1	85.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山市	23	7,962	416	8,800	1.1	98.3	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
真岡市	14	3,877	200	3,971	1.0	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大田原市	18	3,124	189	3,243	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢板市	6	1,208	67	1,231	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須塩原市	17	5,523	287	5,990	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さくら市	6	2,363	105	2,717	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須烏山市	5	876	55	987	1.1	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下野市	8	2,374	118	3,191	1.3	95.8	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
上三川町	7	1,545	78	1,740	1.1	94.9	100.0	100.0	100.0	78	100.0	100.0	0.0
益子町	4	924	49	1,048	1.1	89.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茂木町	4	344	33	348	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市貝町	3	464	29	464	1.0	93.1	93.1	93.1	***	***	93.1	100.0	0.0
芳賀町	3	810	43	817	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
壬生町	8	1,834	107	2,408	1.3	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野木町	5	1,125	71	1,125	1.0	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塩谷町	3	311	22	343	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高根沢町	6	1,280	68	1,428	1.1	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須町	6	812	56	835	1.0	87.5	100.0	100.0	100.0	56	100.0	100.0	0.0
那珂川町	3	418	39	472	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	327	85,659	4,439	96,565	1.1	95.8	99.8	99.8	8.8	390	99.8	95.7	4.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
宇都宮市	1,564	1,337	1,481	94.7	1,810	115.7	100.0	36.2	32.0	44.0	***	76.0
足利市	399	344	754	189.0	494	123.8	100.0	59.1	30.8	30.8	***	69.2
栃木市	531	436	563	106.0	732	137.9	100.0	62.1	61.1	27.8	***	50.0
佐野市	322	282	437	135.7	364	113.0	100.0	100.0	18.8	25.0	***	75.0
鹿沼市	426	322	553	129.8	594	139.4	100.0	29.2	42.9	42.9	***	42.9
日光市	280	226	531	189.6	376	134.3	100.0	50.0	44.4	11.1	***	55.6
小山市	590	477	826	140.0	825	139.8	100.0	47.8	45.5	63.6	***	63.6
真岡市	302	263	329	108.9	338	111.9	100.0	85.7	50.0	33.3	***	75.0
大田原市	297	237	383	129.0	422	142.1	100.0	61.1	72.7	36.4	***	72.7
矢板市	111	92	202	182.0	149	134.2	100.0	66.7	75.0	25.0	***	0.0
那須塩原市	398	360	420	105.5	506	127.1	100.0	52.9	77.8	44.4	***	77.8
さくら市	160	130	241	150.6	186	116.3	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
那須烏山市	93	74	138	148.4	138	148.4	100.0	40.0	50.0	50.0	***	100.0
下野市	166	139	208	125.3	224	134.9	100.0	75.0	83.3	33.3	***	83.3
上三川町	130	104	140	107.7	141	108.5	100.0	0.0	***	***	***	***
益子町	69	60	102	147.8	111	160.9	100.0	75.0	0.0	33.3	***	100.0
茂木町	51	41	69	135.3	56	109.8	100.0	100.0	75.0	75.0	***	100.0
市貝町	49	38	54	110.2	74	151.0	100.0	66.7	0.0	0.0	***	50.0
芳賀町	75	59	120	160.0	142	189.3	100.0	66.7	0.0	0.0	***	50.0
壬生町	163	127	220	135.0	225	138.0	100.0	50.0	25.0	50.0	***	50.0
野木町	99	88	102	103.0	117	118.2	100.0	40.0	100.0	50.0	***	0.0
塩谷町	40	33	66	165.0	61	152.5	100.0	66.7	0.0	50.0	***	100.0
高根沢町	103	90	119	115.5	130	126.2	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
那須町	96	74	134	139.6	98	102.1	0.0	66.7	75.0	25.0	***	75.0
那珂川町	61	41	61	100.0	91	149.2	100.0	100.0	100.0	0.0	***	33.3
合計	6,575	5,474	8,253	125.5	8,404	127.8	98.2	52.9	46.2	35.8	***	65.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による

授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
栃木県	3	841	30	869	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇都宮市	25	12,569	469	14,192	1.1	98.3	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
足利市	11	2,927	124	3,021	1.0	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栃木市	13	3,531	147	3,953	1.1	95.9	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
佐野市	6	2,196	95	2,200	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿沼市	10	2,208	114	2,634	1.2	93.9	100.0	100.0	100.0	114	100.0	100.0	0.0
日光市	12	1,522	79	1,707	1.1	77.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山市	10	4,077	159	4,510	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真岡市	9	2,127	94	2,294	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大田原市	9	1,659	79	1,847	1.1	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢板市	3	624	31	723	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須塩原市	8	2,882	123	3,076	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さくら市	2	1,198	45	1,353	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須烏山市	2	497	24	576	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下野市	3	1,254	49	1,583	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上三川町	3	790	34	916	1.2	97.1	100.0	100.0	100.0	34	100.0	100.0	0.0
益子町	3	565	26	658	1.2	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茂木町	1	206	8	205	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市貝町	1	260	13	260	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芳賀町	1	384	17	389	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
壬生町	2	995	45	1,025	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野木町	2	589	29	589	1.0	65.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塩谷町	1	182	9	237	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高根沢町	2	670	27	746	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須町	2	442	21	441	1.0	90.5	100.0	100.0	100.0	21	100.0	100.0	0.0
那珂川町	2	261	15	278	1.1	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	146	45,456	1,906	50,282	1.1	94.8	99.9	99.8	8.9	169	99.8	93.8	6.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
栃木県	55	50	55	100.0	57	103.6	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
宇都宮市	873	757	721	82.6	986	112.9	100.0	80.0	35.0	35.0	0.0	65.0
足利市	240	199	337	140.4	274	114.2	100.0	63.6	14.3	28.6	0.0	100.0
栃木市	289	254	334	115.6	394	136.3	100.0	53.8	42.9	71.4	0.0	57.1
佐野市	180	160	225	125.0	198	110.0	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	100.0
鹿沼市	255	197	299	117.3	322	126.3	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	75.0
日光市	179	149	199	111.2	219	122.3	100.0	33.3	75.0	0.0	0.0	25.0
小山市	312	272	416	133.3	423	135.6	100.0	30.0	66.7	33.3	0.0	66.7
真岡市	191	165	213	111.5	210	109.9	100.0	77.8	57.1	42.9	0.0	85.7
大田原市	164	142	198	120.7	213	129.9	100.0	88.9	87.5	37.5	25.0	62.5
矢板市	65	59	113	173.8	84	129.2	66.7	0.0	***	***	***	***
那須塩原市	236	201	243	103.0	287	121.6	100.0	37.5	33.3	0.0	0.0	100.0
さくら市	84	77	99	117.9	101	120.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
那須烏山市	60	57	73	121.7	73	121.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
下野市	90	80	107	118.9	117	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上三川町	69	57	60	87.0	67	97.1	100.0	0.0	***	***	***	***
益子町	58	49	64	110.3	106	182.8	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
茂木町	18	14	20	111.1	25	138.9	100.0	0.0	***	***	***	***
市貝町	27	21	27	100.0	35	129.6	100.0	0.0	***	***	***	***
芳賀町	36	32	45	125.0	48	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
壬生町	77	72	87	113.0	91	118.2	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
野木町	55	48	57	103.6	70	127.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
塩谷町	19	15	29	152.6	29	152.6	100.0	0.0	***	***	***	***
高根沢町	50	46	63	126.0	62	124.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
那須町	42	34	62	147.6	64	152.4	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
那珂川町	32	26	37	115.6	63	196.9	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
合計	3,756	3,233	4,183	111.4	4,618	122.9	97.9	56.2	45.1	37.8	2.4	68.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。

注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
佐野市	2	1,035	49	1,036	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山市	1	252	14	275	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那須塩原市	2	287	24	304	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下野市	1	813	33	911	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	6	2,387	120	2,526	1.1	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐野市	87	78	124	142.5	96	110.3	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
小山市	25	23	36	144.0	36	144.0	100.0	0.0	***	***	***	***
那須塩原市	41	36	43	104.9	55	134.1	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
下野市	53	49	71	134.0	62	117.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	206	186	274	133.0	249	120.9	100.0	66.7	25.0	50.0	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
栃木県	60	30	33,190	15,381	954	461	38,716	20,071	1.2	1.3	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	60	30	33,190	15,381	954	461	38,716	20,071	1.2	1.3	99.6	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
栃木県	2,658	1,416	2,453	1,310	2,989	1,533	112.5	108.3	3,200	1,719	120.4	121.4	100.0	100.0	36.7	33.3	31.8	40.0	27.3	40.0	4.5	0.0	72.7	60.0
合計	2,658	1,416	2,453	1,310	2,989	1,533	112.5	108.3	3,200	1,719	120.4	121.4	100.0	100.0	36.7	33.3	31.8	40.0	27.3	40.0	4.5	0.0	72.7	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
栃木県	16	2,528	468	3,042	1.2	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	16	2,528	468	3,042	1.2	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
栃木県	1,257	1,133	1,489	118.5	1,375	109.4	100.0	50.0	87.5	12.5	0.0	75.0
合計	1,257	1,133	1,489	118.5	1,375	109.4	100.0	50.0	87.5	12.5	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
群馬県	84	33,935	1,447	55,907	1.6	85.6	100.0	97.9	4.1	28	100.0	97.6	2.4
前橋市	71	22,935	1,079	23,425	1.0	96.3	4.4	4.4	100.0	48	100.0	100.0	0.0
高崎市	85	27,196	1,267	27,654	1.0	81.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桐生市	27	6,282	313	7,279	1.2	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢崎市	35	16,302	722	19,858	1.2	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太田市	42	17,918	775	19,591	1.1	85.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼田市	20	2,677	186	3,302	1.2	89.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館林市	16	4,824	238	4,897	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋川市	23	4,402	234	4,453	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	95.7	4.3
藤岡市	16	3,854	194	4,563	1.2	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡市	14	2,909	152	3,351	1.2	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安中市	11	3,091	146	3,852	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みどり市	12	3,415	183	3,781	1.1	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
榛東村	3	1,164	53	1,242	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉岡町	3	2,090	87	2,282	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野村	2	70	10	83	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神流町	2	33	11	61	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下仁田町	2	179	14	227	1.3	85.7	100.0	100.0	57.1	8	100.0	100.0	0.0
南牧村	1	19	8	28	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甘楽町	4	808	40	866	1.1	82.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中之条町	4	736	47	844	1.1	100.0	87.2	87.2	21.3	4	100.0	100.0	0.0
長野原町	3	235	23	310	1.3	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嬬恋村	3	502	32	601	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津町	2	250	14	288	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	2	195	13	196	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吾妻町	6	595	57	691	1.2	84.2	100.0	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
片品村	2	172	13	198	1.2	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川場村	1	226	14	228	1.0	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	4	476	30	505	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みなかみ町	7	887	62	891	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉村町	7	2,293	108	2,388	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板倉町	3	775	39	1,078	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	3	745	33	756	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千代田町	3	746	41	837	1.1	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大泉町	7	2,914	135	2,914	1.0	91.1	100.0	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
邑楽町	6	1,638	75	1,915	1.2	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根沼田学校組合	1	278	18	288	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	537	167,766	7,913	201,630	1.2	89.8	86.9	86.4	14.6	88	99.9	99.1	0.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
群馬県	3,775	3,380	4,123	109.2	5,230	138.5	100.0	35.7	63.3	43.3	0.0	63.3
前橋市	1,682	1,457	1,729	102.8	2,056	122.2	100.0	22.5	37.5	31.3	0.0	62.5
高崎市	2,014	1,669	3,587	178.1	2,114	105.0	100.0	32.9	28.6	32.1	0.0	64.3
桐生市	545	460	607	111.4	654	120.0	100.0	29.6	25.0	50.0	0.0	50.0
伊勢崎市	1,124	984	1,536	136.7	2,005	178.4	100.0	20.0	42.9	28.6	0.0	71.4
太田市	1,184	1,050	1,587	134.0	1,725	145.7	100.0	42.9	44.4	27.8	0.0	88.9
沼田市	321	250	369	115.0	438	136.4	100.0	60.0	58.3	33.3	0.0	75.0
館林市	376	325	497	132.2	531	141.2	100.0	56.3	44.4	55.6	0.0	77.8
渋川市	424	322	793	187.0	594	140.1	100.0	60.9	42.9	71.4	0.0	42.9
藤岡市	317	258	378	119.2	444	140.1	100.0	50.0	25.0	37.5	0.0	100.0
富岡市	272	211	335	123.2	404	148.5	100.0	85.7	25.0	58.3	0.0	50.0
安中市	247	209	284	115.0	315	127.5	100.0	81.8	44.4	44.4	0.0	22.2
みどり市	266	225	428	160.9	350	131.6	100.0	50.0	50.0	33.3	0.0	83.3
榛東村	78	67	157	201.3	130	166.7	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
吉岡町	128	116	144	112.5	141	110.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
上野村	31	16	31	100.0	36	116.1	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
神流町	23	14	38	165.2	42	182.6	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
下仁田町	27	20	52	192.6	44	163.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
南牧村	15	12	19	126.7	28	186.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
甘楽町	62	52	78	125.8	79	127.4	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	0.0
中之条町	77	65	111	144.2	131	170.1	0.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
長野原町	42	34	82	195.2	64	152.4	33.3	0.0	***	***	***	***
嬬恋村	45	41	54	120.0	44	97.8	66.7	0.0	***	***	***	***
草津町	34	27	41	120.6	43	126.5	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
高山村	26	21	49	188.5	47	180.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東吾妻町	101	76	162	160.4	110	108.9	50.0	66.7	0.0	25.0	0.0	75.0
片品村	27	21	72	266.7	40	148.1	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
川場村	29	20	22	75.9	38	131.0	100.0	0.0	***	***	***	***
昭和村	58	42	61	105.2	72	124.1	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	75.0
みなかみ町	114	88	155	136.0	145	127.2	100.0	57.1	100.0	0.0	0.0	25.0
玉村町	180	145	177	98.3	151	83.9	100.0	28.6	0.0	50.0	0.0	100.0
板倉町	74	50	82	110.8	93	125.7	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
明和町	54	45	71	131.5	75	138.9	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	0.0
千代田町	60	50	95	158.3	110	183.3	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	50.0
大泉町	213	187	205	96.2	266	124.9	100.0	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0

邑楽町	122	104	177	145.1	224	183.6	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	75.0
利根沼田学校組合	36	33	25	69.4	55	152.8	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	14,203	12,146	18,413	129.6	19,068	134.3	97.4	41.2	43.9	40.7	0.0	62.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
前橋市	48	14,641	723	14,884	1.0	97.2	4.4	4.4	100.0	32	100.0	100.0	0.0
高崎市	58	17,403	861	17,590	1.0	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桐生市	16	3,553	195	3,853	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢崎市	23	10,278	493	12,651	1.2	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太田市	24	10,587	485	11,191	1.1	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼田市	11	1,704	122	1,996	1.2	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館林市	11	3,004	163	3,072	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋川市	14	2,791	159	2,813	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤岡市	11	2,431	134	3,005	1.2	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡市	9	1,847	108	2,081	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安中市	8	2,033	102	2,495	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みどり市	7	2,210	116	2,477	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
榛東村	2	809	36	842	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉岡町	2	1,425	60	1,531	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野村	1	49	7	53	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神流町	1	18	7	37	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下仁田町	1	107	8	123	1.1	75.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
甘楽町	3	508	28	516	1.0	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中之条町	2	460	30	468	1.0	100.0	80.0	80.0	20.0	0	100.0	100.0	0.0
長野原町	2	142	18	172	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嬬恋村	2	314	23	389	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津町	1	161	10	199	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	1	124	8	124	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吾妻町	5	373	45	430	1.2	80.0	100.0	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
片品村	1	103	8	117	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	3	305	22	334	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みなかみ町	6	583	49	589	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉村町	5	1,486	75	1,501	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板倉町	2	466	26	698	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	2	485	23	494	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千代田町	2	470	30	557	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大泉町	4	1,943	95	1,950	1.0	89.5	100.0	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
邑楽町	4	1,076	52	1,202	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	292	83,889	4,321	90,434	1.1	91.2	83.9	83.7	17.1	40	99.9	99.7	0.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
前橋市	1,009	852	1,017	100.8	1,253	124.2	100.0	20.8	40.0	40.0	***	60.0
高崎市	1,241	1,002	2,243	180.7	1,369	110.3	100.0	34.5	35.0	35.0	***	55.0
桐生市	292	240	320	109.6	349	119.5	100.0	31.3	20.0	60.0	***	40.0
伊勢崎市	671	579	888	132.3	1,229	183.2	100.0	13.0	0.0	0.0	***	66.7
太田市	652	581	843	129.3	894	137.1	100.0	25.0	33.3	33.3	***	100.0
沼田市	182	142	222	122.0	244	134.1	100.0	54.5	50.0	50.0	***	66.7
館林市	241	208	296	122.8	310	128.6	100.0	63.6	28.6	57.1	***	71.4
渋川市	242	185	457	188.8	338	139.7	100.0	71.4	40.0	80.0	***	40.0
藤岡市	199	157	256	128.6	278	139.7	100.0	45.5	20.0	20.0	***	100.0
富岡市	166	136	210	126.5	256	154.2	100.0	88.9	25.0	50.0	***	50.0
安中市	166	139	192	115.7	206	124.1	100.0	75.0	50.0	50.0	***	0.0
みどり市	154	129	231	150.0	179	116.2	100.0	28.6	50.0	50.0	***	50.0
榛東村	49	43	73	149.0	88	179.6	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
吉岡町	80	73	88	110.0	122	152.5	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
上野村	15	8	17	113.3	17	113.3	0.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
神流町	12	7	13	108.3	15	125.0	0.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
下仁田町	15	11	20	133.3	21	140.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
甘楽町	40	34	38	95.0	53	132.5	100.0	100.0	66.7	66.7	***	0.0
中之条町	40	33	48	120.0	71	177.5	0.0	0.0	***	***	***	***
長野原町	28	23	41	146.4	42	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
嬬恋村	29	25	38	131.0	21	72.4	50.0	0.0	***	***	***	***
草津町	19	15	20	105.3	20	105.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
高山村	13	11	27	207.7	23	176.9	100.0	0.0	***	***	***	***
東吾妻町	78	56	115	147.4	87	111.5	40.0	60.0	0.0	33.3	***	66.7
片品村	15	12	38	253.3	22	146.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
昭和村	41	28	41	100.0	52	126.8	100.0	100.0	33.3	0.0	***	66.7
みなかみ町	85	65	126	148.2	109	128.2	100.0	66.7	100.0	0.0	***	25.0
玉村町	118	89	118	100.0	81	68.6	100.0	40.0	0.0	50.0	***	100.0
板倉町	43	30	47	109.3	57	132.6	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
明和町	34	28	41	120.6	55	161.8	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
千代田町	38	31	63	165.8	74	194.7	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
大泉町	133	118	130	97.7	157	118.0	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
邑楽町	82	70	115	140.2	148	180.5	100.0	75.0	0.0	66.7	***	66.7
合計	6,222	5,160	8,432	135.5	8,240	132.4	96.6	40.4	38.1	45.8	***	52.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。

注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
群馬県	1	77	3	110	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
前橋市	21	7,421	313	7,595	1.0	93.6	5.1	5.1	100.0	16	100.0	100.0	0.0
高崎市	25	8,810	352	9,017	1.0	76.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桐生市	9	1,937	88	2,354	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢崎市	11	5,287	205	6,388	1.2	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太田市	16	5,829	234	6,570	1.1	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼田市	9	973	64	1,306	1.3	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館林市	5	1,820	75	1,825	1.0	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋川市	9	1,611	75	1,640	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	88.9	11.1
藤岡市	5	1,423	60	1,558	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡市	5	1,062	44	1,270	1.2	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安中市	3	1,058	44	1,357	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みどり市	4	1,180	58	1,242	1.1	87.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
榛東村	1	355	17	400	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉岡町	1	665	27	751	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野村	1	21	3	30	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神流町	1	15	4	24	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下仁田町	1	72	6	104	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甘楽町	1	300	12	350	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中之条町	2	276	17	376	1.4	100.0	100.0	100.0	23.5	4	100.0	100.0	0.0
長野原町	1	93	5	138	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嬬恋村	1	188	9	212	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津町	1	89	4	89	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	1	71	5	72	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吾妻町	1	222	12	261	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
片品村	1	69	5	81	1.2	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	1	171	8	171	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みなかみ町	1	304	13	302	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉村町	2	807	33	887	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板倉町	1	309	13	380	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	1	260	10	262	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千代田町	1	276	11	280	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大泉町	3	971	40	964	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
邑楽町	2	562	23	713	1.3	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	149	44,584	1,892	49,079	1.1	89.1	84.3	84.3	16.8	20	100.0	98.0	2.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
群馬県	16	11	20	125.0	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
前橋市	561	498	584	104.1	668	119.1	100.0	23.8	20.0	20.0	0.0	80.0
高崎市	651	567	1,176	180.6	679	104.3	100.0	32.0	12.5	25.0	0.0	87.5
桐生市	179	153	195	108.9	213	119.0	100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	50.0
伊勢崎市	383	340	544	142.0	620	161.9	100.0	27.3	66.7	33.3	0.0	66.7
太田市	413	362	495	119.9	603	146.0	100.0	75.0	50.0	25.0	0.0	83.3
沼田市	139	108	147	105.8	194	139.6	100.0	66.7	66.7	16.7	0.0	83.3
館林市	135	117	201	148.9	221	163.7	100.0	40.0	100.0	50.0	0.0	100.0
渋川市	182	137	336	184.6	256	140.7	100.0	44.4	50.0	50.0	0.0	50.0
藤岡市	118	101	122	103.4	166	140.7	100.0	60.0	33.3	66.7	0.0	100.0
富岡市	106	75	125	117.9	148	139.6	100.0	80.0	25.0	75.0	0.0	50.0
安中市	81	70	92	113.6	109	134.6	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
みどり市	97	84	145	149.5	143	147.4	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	100.0
榛東村	29	24	84	289.7	42	144.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
吉岡町	48	43	56	116.7	19	39.6	100.0	0.0	***	***	***	***
上野村	16	8	14	87.5	19	118.8	0.0	0.0	***	***	***	***
神流町	11	7	25	227.3	27	245.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下仁田町	12	9	32	266.7	23	191.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
甘楽町	22	18	40	181.8	26	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
中之条町	37	32	63	170.3	60	162.2	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
長野原町	14	11	41	292.9	22	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
嬬恋村	16	16	16	100.0	23	143.8	100.0	0.0	***	***	***	***
草津町	15	12	21	140.0	23	153.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
高山村	13	10	22	169.2	24	184.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東吾妻町	23	20	47	204.3	23	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
片品村	12	9	34	283.3	18	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
昭和村	17	14	20	117.6	20	117.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
みなかみ町	29	23	29	100.0	36	124.1	100.0	0.0	***	***	***	***
玉村町	62	56	59	95.2	70	112.9	100.0	0.0	***	***	***	***
板倉町	31	20	35	112.9	36	116.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
明和町	20	17	30	150.0	20	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
千代田町	22	19	32	145.5	36	163.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大泉町	80	69	75	93.8	109	136.3	100.0	0.0	***	***	***	***
邑楽町	40	34	62	155.0	76	190.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	3,630	3,094	5,019	138.3	4,792	132.0	97.3	45.6	41.2	30.9	0.0	79.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
桐生市	1	50	12	82	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太田市	1	748	35	815	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みどり市	1	25	9	62	2.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南牧村	1	19	8	28	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川場村	1	226	14	228	1.0	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	5	1,068	78	1,215	1.1	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
桐生市	21	17	22	104.8	24	114.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
太田市	56	47	101	180.4	78	139.3	100.0	0.0	***	***	***	***
みどり市	15	12	52	346.7	28	186.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南牧村	15	12	19	126.7	28	186.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
川場村	29	20	22	75.9	38	131.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	136	108	216	158.8	196	144.1	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
群馬県	58	30	31,086	16,440	883	461	52,668	28,513	1.7	1.7	93.7	97.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	98.3	100.0	1.7	0.0
前橋市	1	0	712	0	18	0	783	0	1.1	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***	0	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
高崎市	1	0	828	0	24	0	892	0	1.1	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
桐生市	1	1	742	742	18	18	990	990	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
太田市	1	1	754	754	21	21	1,015	1,015	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
利根沼田学校組合	1	1	278	278	18	18	288	288	1.0	1.0	94.4	94.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	63	33	34,400	18,214	982	518	56,636	30,806	1.6	1.7	94.2	93.6	98.2	100.0	98.2	100.0	1.8	***	0	***	100.0	100.0	98.4	100.0	1.6	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
群馬県	2,454	1,395	2,225	1,264	2,875	1,753	117.2	125.7	3,547	2,168	144.5	155.4	100.0	100.0	27.6	23.3	50.0	42.9	62.5	57.1	0.0	0.0	62.5	57.1
前橋市	47	0	46	0	61	0	129.8	***	64	0	136.2	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***
高崎市	56	0	52	0	110	0	196.4	***	64	0	114.3	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
桐生市	53	53	50	50	70	70	132.1	132.1	68	68	128.3	128.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
太田市	63	63	60	60	148	148	234.9	234.9	150	150	238.1	238.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
利根沼田学校組合	36	36	33	33	25	25	69.4	69.4	55	55	152.8	152.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,709	1,547	2,466	1,407	3,289	1,996	121.4	129.0	3,948	2,441	145.7	157.8	100.0	100.0	27.0	21.2	52.9	42.9	58.8	57.1	0.0	0.0	58.8	57.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
群馬県	1	735	25	1,004	1.4	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢崎市	1	737	24	819	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	2	1,472	49	1,823	1.2	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
群馬県	59	53	70	118.6	78	132.2	100.0	0.0	***	***	***	***
伊勢崎市	70	65	104	148.6	156	222.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	129	118	174	134.9	234	181.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
群馬県	24	2,037	536	2,125	1.0	71.6	100.0	94.2	11.0	28	100.0	100.0	0.0
前橋市	1	161	25	163	1.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
高崎市	1	155	30	155	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	26	2,353	591	2,443	1.0	74.3	95.8	90.5	14.2	28	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
群馬県	1,246	1,091	1,158	92.9	1,585	127.2	100.0	58.3	78.6	21.4	0.0	64.3
前橋市	65	61	67	103.1	71	109.2	100.0	0.0	***	***	***	***
高崎市	66	48	58	87.9	2	3.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	1,377	1,200	1,283	93.2	1,658	120.4	100.0	53.8	78.6	21.4	0.0	64.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
埼玉県	191	111,213	4,362	124,594	1.1	83.7	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
さいたま市	168	103,895	3,653	113,330	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越市	56	25,975	973	26,306	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊谷市	42	12,675	598	13,750	1.1	94.8	97.8	97.5	***	***	97.5	100.0	0.0
川口市	81	43,256	1,627	46,367	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行田市	20	4,867	227	5,428	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父市	21	3,760	205	3,869	1.0	93.7	99.0	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
所沢市	47	22,530	853	23,557	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯能市	19	5,144	237	5,272	1.0	99.6	100.0	100.0	100.0	237	100.0	100.0	0.0
加須市	30	7,476	367	7,506	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本庄市	16	5,279	254	5,796	1.1	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東松山市	16	6,509	314	6,606	1.0	82.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日部市	34	14,453	626	15,577	1.1	89.0	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
狭山市	23	9,167	372	9,898	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽生市	12	3,474	160	3,721	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴻巣市	24	7,913	322	8,050	1.0	98.4	100.0	100.0	90.7	292	100.0	100.0	0.0
深谷市	29	9,869	446	10,676	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上尾市	34	15,923	600	16,392	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草加市	32	16,565	649	17,170	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越谷市	44	25,242	947	26,028	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
蕨市	10	4,619	178	6,361	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸田市	18	11,360	485	13,978	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
入間市	26	9,548	391	9,563	1.0	93.4	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
朝霞市	15	11,156	378	11,257	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志木市	12	5,888	217	6,365	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和光市	12	6,152	226	6,529	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新座市	23	12,441	475	14,067	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桶川市	11	5,112	196	5,508	1.1	95.9	100.0	81.6	***	***	81.6	100.0	0.0
久喜市	31	9,935	455	10,270	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	455	100.0	100.0	0.0
北本市	11	3,836	161	4,035	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八潮市	15	6,325	253	7,644	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見市	18	8,295	340	8,490	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三郷市	26	10,597	446	11,926	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓮田市	13	3,929	166	4,740	1.2	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂戸市	19	6,764	300	7,870	1.2	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸手市	12	2,872	145	3,092	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴ヶ島市	13	4,432	193	5,262	1.2	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

日高市	9	3,543	152	4,179	1.2	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉川市	12	5,906	261	6,481	1.1	79.7	99.6	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
ふじみ野市	18	8,710	338	10,629	1.2	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白岡市	9	3,871	154	3,872	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊奈町	7	3,456	136	3,969	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三芳町	8	2,684	105	2,787	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
毛呂山町	6	1,618	77	2,127	1.3	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越生町	3	536	34	539	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川町	4	1,877	78	1,952	1.0	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嵐山町	5	984	55	1,046	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川町	7	1,306	68	1,505	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川島町	5	1,025	58	1,177	1.1	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉見町	7	896	61	1,035	1.2	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳩山町	4	598	38	682	1.1	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ときがわ町	5	543	34	603	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
横瀬町	2	479	24	588	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
皆野町	4	554	36	619	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長瀞町	2	363	20	439	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小鹿野町	2	529	30	607	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東秩父村	2	94	13	106	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	4	707	45	731	1.0	84.4	82.2	82.2	***	***	82.2	100.0	0.0
神川町	4	761	47	765	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上里町	7	2,056	102	2,221	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寄居町	9	1,849	97	2,264	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮代町	7	2,259	95	2,340	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉戸町	8	2,678	118	2,699	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松伏町	5	1,796	77	1,888	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,389	630,124	25,150	684,700	1.1	94.9	98.1	97.9	5.5	984	99.5	95.4	4.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
埼玉県	12,230	11,090	16,091	131.6	13,174	107.7	99.5	39.8	51.3	42.1	0.0	72.4
さいたま市	6,710	5,244	6,191	92.3	6,806	101.4	100.0	71.4	41.7	43.3	2.4	59.2
川越市	1,588	1,420	2,543	160.1	1,721	108.4	100.0	96.4	0.0	98.1	0.0	100.0
熊谷市	976	839	936	95.9	1,013	103.8	100.0	61.9	34.6	73.1	0.0	65.4
川口市	2,500	2,199	3,205	128.2	2,795	111.8	100.0	65.4	49.1	64.2	0.0	81.1
行田市	409	328	445	108.8	444	108.6	100.0	35.0	57.1	42.9	0.0	57.1
秩父市	359	305	418	116.4	500	139.3	100.0	76.2	43.8	37.5	0.0	62.5
所沢市	1,296	1,131	1,495	115.4	1,557	120.1	100.0	100.0	19.1	10.6	0.0	100.0
飯能市	410	352	452	110.2	456	111.2	100.0	89.5	47.1	47.1	0.0	94.1
加須市	614	509	721	117.4	664	108.1	100.0	63.3	26.3	26.3	0.0	47.4
本庄市	414	346	608	146.9	537	129.7	100.0	81.3	76.9	69.2	0.0	38.5
東松山市	458	411	457	99.8	497	108.5	100.0	62.5	30.0	50.0	0.0	70.0
春日部市	953	837	1,435	150.6	1,147	120.4	100.0	55.9	57.9	52.6	0.0	78.9
狭山市	578	516	716	123.9	745	128.9	100.0	73.9	17.6	29.4	0.0	70.6
羽生市	260	226	290	111.5	314	120.8	100.0	41.7	60.0	0.0	0.0	80.0
鴻巣市	529	447	543	102.6	358	67.7	100.0	58.3	50.0	42.9	0.0	57.1
深谷市	714	601	949	132.9	794	111.2	100.0	89.7	61.5	57.7	0.0	80.8
上尾市	917	814	992	108.2	1,108	120.8	100.0	70.6	54.2	41.7	0.0	70.8
草加市	942	804	989	105.0	951	101.0	100.0	50.0	50.0	37.5	0.0	87.5
越谷市	1,404	1,260	1,811	129.0	1,682	119.8	100.0	56.8	28.0	28.0	0.0	92.0
蕨市	287	251	532	185.4	442	154.0	100.0	100.0	40.0	80.0	0.0	90.0
戸田市	608	533	1,424	234.2	928	152.6	100.0	100.0	100.0	94.4	0.0	88.9
入間市	625	546	674	107.8	680	108.8	100.0	46.2	58.3	75.0	0.0	58.3
朝霞市	581	519	593	102.1	658	113.3	100.0	100.0	100.0	46.7	0.0	100.0
志木市	335	309	548	163.6	518	154.6	100.0	66.7	37.5	12.5	0.0	62.5
和光市	381	335	414	108.7	551	144.6	100.0	83.3	80.0	80.0	0.0	80.0
新座市	725	641	1,330	183.4	1,146	158.1	100.0	95.7	68.2	68.2	0.0	77.3
桶川市	299	253	409	136.8	325	108.7	100.0	63.6	28.6	42.9	0.0	100.0
久喜市	696	609	1,566	225.0	769	110.5	100.0	100.0	64.5	100.0	0.0	100.0
北本市	260	221	276	106.2	347	133.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八潮市	394	351	425	107.9	435	110.4	100.0	66.7	40.0	20.0	0.0	80.0
富士見市	536	479	999	186.4	565	105.4	100.0	33.3	33.3	50.0	0.0	83.3
三郷市	663	588	1,207	182.1	728	109.8	100.0	53.8	35.7	21.4	0.0	85.7
蓮田市	284	238	450	158.5	420	147.9	100.0	7.7	0.0	100.0	0.0	100.0
坂戸市	486	431	1,460	300.4	655	134.8	100.0	63.2	33.3	58.3	0.0	75.0

幸手市	244	210	346	141.8	299	122.5	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	75.0
鶴ヶ島市	316	269	361	114.2	340	107.6	100.0	84.6	54.5	27.3	0.0	63.6
日高市	275	255	294	106.9	329	119.6	100.0	55.6	60.0	0.0	0.0	100.0
吉川市	390	344	720	184.6	415	106.4	100.0	83.3	40.0	80.0	0.0	80.0
ふじみ野市	502	450	856	170.5	570	113.5	100.0	100.0	50.0	16.7	0.0	94.4
白岡市	244	237	284	116.4	273	111.9	100.0	44.4	0.0	50.0	0.0	100.0
伊奈町	206	184	254	123.3	255	123.8	100.0	71.4	20.0	40.0	0.0	80.0
三芳町	173	152	202	116.8	209	120.8	100.0	75.0	66.7	50.0	0.0	50.0
毛呂山町	130	108	144	110.8	160	123.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
越生町	57	48	91	159.6	83	145.6	0.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
滑川町	120	108	151	125.8	139	115.8	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
嵐山町	104	91	123	118.3	114	109.6	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
小川町	123	107	128	104.1	143	116.3	100.0	57.1	25.0	50.0	0.0	75.0
川島町	99	95	132	133.3	132	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
吉見町	108	87	142	131.5	127	117.6	100.0	85.7	33.3	33.3	0.0	100.0
鳩山町	62	50	82	132.3	85	137.1	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
ときがわ町	71	58	72	101.4	83	116.9	100.0	60.0	0.0	33.3	0.0	33.3
横瀬町	43	41	46	107.0	50	116.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
皆野町	59	52	85	144.1	94	159.3	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
長瀞町	35	30	41	117.1	52	148.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小鹿野町	48	41	59	122.9	85	177.1	100.0	0.0	***	***	***	***
東秩父村	28	22	28	100.0	42	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
美里町	67	58	68	101.5	106	158.2	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
神川町	83	72	197	237.3	197	237.3	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	66.7
上里町	157	133	173	110.2	188	119.7	100.0	42.9	33.3	0.0	0.0	66.7
寄居町	168	147	187	111.3	191	113.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宮代町	161	138	196	121.7	207	128.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
杉戸町	174	153	175	100.6	184	105.7	100.0	62.5	80.0	40.0	0.0	60.0
松伏町	132	111	167	126.5	184	139.4	100.0	40.0	50.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	45,800	39,834	59,398	129.7	51,766	113.0	99.7	65.8	44.6	49.6	0.3	78.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
さいたま市	104	68,557	2,534	71,562	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越市	32	16,490	651	16,581	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊谷市	26	8,351	411	8,872	1.1	93.9	96.8	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
川口市	52	28,152	1,125	29,602	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行田市	12	3,138	154	3,444	1.1	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父市	13	2,429	146	2,497	1.0	99.3	99.3	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
所沢市	32	15,174	605	15,548	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯能市	12	3,486	169	3,502	1.0	99.4	100.0	100.0	100.0	169	100.0	100.0	0.0
加須市	22	4,820	264	4,849	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本庄市	12	3,462	181	3,766	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東松山市	11	4,355	226	4,427	1.0	79.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日部市	22	9,225	419	9,919	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
狭山市	15	5,959	265	6,524	1.1	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽生市	9	2,296	119	2,442	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴻巣市	16	5,241	228	5,357	1.0	98.2	100.0	100.0	86.8	198	100.0	100.0	0.0
深谷市	19	6,437	314	6,781	1.1	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上尾市	22	10,705	419	11,096	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草加市	21	11,002	456	11,394	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越谷市	29	16,949	672	17,045	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
蕨市	7	3,168	129	4,331	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸田市	12	7,664	360	9,973	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
入間市	16	6,246	271	6,262	1.0	94.8	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
朝霞市	10	7,703	273	7,782	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志木市	8	4,086	156	4,364	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和光市	9	4,257	167	4,435	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新座市	17	8,288	341	9,289	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桶川市	7	3,364	137	3,641	1.1	95.6	100.0	84.7	***	***	84.7	100.0	0.0
久喜市	21	6,619	330	6,854	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	330	100.0	100.0	0.0
北本市	7	2,524	110	2,619	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八潮市	10	4,267	182	5,294	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見市	11	5,493	227	5,609	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三郷市	18	7,341	326	8,195	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓮田市	8	2,584	111	3,073	1.2	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂戸市	12	4,307	204	5,110	1.2	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸手市	9	1,791	107	1,962	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴ヶ島市	8	2,935	130	3,465	1.2	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高市	3	1,695	73	2,134	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉川市	8	3,896	181	4,276	1.1	80.7	99.4	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0

ふじみ野市	12	5,772	242	7,527	1.3	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白岡市	5	2,622	108	2,620	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊奈町	4	2,217	91	2,539	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三芳町	5	1,738	73	1,792	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
毛呂山町	4	1,012	54	1,298	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越生町	2	320	23	321	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川町	3	1,291	54	1,352	1.0	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嵐山町	3	654	38	696	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川町	5	822	49	1,017	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川島町	3	651	37	730	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉見町	6	568	50	657	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳩山町	3	396	28	404	1.0	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ときがわ町	3	339	23	373	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
横瀬町	1	307	15	373	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
皆野町	3	343	27	383	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長瀞町	1	226	12	283	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小鹿野町	1	303	17	348	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東秩父村	1	57	8	64	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	3	459	35	483	1.1	82.9	77.1	77.1	***	***	77.1	100.0	0.0
神川町	3	479	35	479	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上里町	5	1,326	72	1,361	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寄居町	6	1,201	68	1,495	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮代町	4	1,534	66	1,608	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉戸町	6	1,718	82	1,722	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松伏町	3	1,127	50	1,184	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	777	341,938	14,530	364,985	1.1	97.4	98.0	97.8	6.7	697	99.7	94.5	5.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
さいたま市	4,013	3,159	3,606	89.9	4,013	100.0	100.0	75.0	29.5	39.7	***	55.1
川越市	949	853	1,439	151.6	1,032	108.7	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
熊谷市	587	517	560	95.4	624	106.3	100.0	53.8	42.9	78.6	***	57.1
川口市	1,549	1,350	1,905	123.0	1,691	109.2	100.0	73.1	47.4	78.9	***	81.6
行田市	246	194	273	111.0	272	110.6	100.0	33.3	75.0	50.0	***	50.0
秩父市	218	188	249	114.2	292	133.9	100.0	61.5	62.5	50.0	***	37.5
所沢市	847	734	971	114.6	1,028	121.4	100.0	100.0	28.1	15.6	***	100.0
飯能市	261	228	290	111.1	283	108.4	100.0	91.7	54.5	54.5	***	90.9
加須市	415	328	463	111.6	420	101.2	100.0	59.1	23.1	30.8	***	53.8
本庄市	288	232	388	134.7	361	125.3	100.0	83.3	80.0	70.0	***	40.0
東松山市	301	271	300	99.7	329	109.3	100.0	63.6	14.3	57.1	***	71.4
春日部市	598	526	781	130.6	695	116.2	100.0	63.6	64.3	57.1	***	71.4
狭山市	370	333	475	128.4	475	128.4	100.0	80.0	8.3	41.7	***	66.7
羽生市	177	153	187	105.6	208	117.5	100.0	33.3	66.7	0.0	***	100.0
鴻巣市	342	287	351	102.6	273	79.8	100.0	62.5	40.0	40.0	***	70.0
深谷市	447	376	587	131.3	493	110.3	100.0	100.0	63.2	52.6	***	78.9
上尾市	560	494	614	109.6	699	124.8	100.0	72.7	62.5	62.5	***	75.0
草加市	603	510	650	107.8	612	101.5	100.0	52.4	45.5	36.4	***	81.8
越谷市	905	811	1,158	128.0	1,092	120.7	100.0	65.5	15.8	31.6	***	94.7
蕨市	196	170	346	176.5	302	154.1	100.0	100.0	42.9	71.4	***	100.0
戸田市	400	346	924	231.0	592	148.0	100.0	100.0	100.0	91.7	***	83.3
入間市	389	342	419	107.7	429	110.3	100.0	68.8	54.5	72.7	***	63.6
朝霞市	384	341	388	101.0	437	113.8	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
志木市	230	207	369	160.4	347	150.9	100.0	62.5	60.0	20.0	***	60.0
和光市	272	239	290	106.6	386	141.9	100.0	77.8	71.4	85.7	***	71.4
新座市	481	426	917	190.6	781	162.4	100.0	94.1	75.0	81.3	***	75.0
桶川市	186	158	248	133.3	204	109.7	100.0	85.7	33.3	50.0	***	100.0
久喜市	453	400	1,028	226.9	505	111.5	100.0	100.0	76.2	100.0	***	100.0
北本市	157	132	169	107.6	202	128.7	100.0	0.0	***	***	***	***
八潮市	260	233	270	103.8	287	110.4	100.0	70.0	42.9	28.6	***	85.7
富士見市	316	282	610	193.0	340	107.6	100.0	36.4	25.0	75.0	***	100.0
三郷市	448	398	853	190.4	496	110.7	100.0	55.6	20.0	30.0	***	90.0
蓮田市	180	150	327	181.7	254	141.1	100.0	12.5	0.0	100.0	***	100.0
坂戸市	302	266	917	303.6	424	140.4	100.0	58.3	42.9	57.1	***	85.7
幸手市	165	141	212	128.5	215	130.3	100.0	100.0	66.7	66.7	***	66.7

鶴ヶ島市	199	172	217	109.0	213	107.0	100.0	75.0	66.7	50.0	***	50.0
日高市	112	107	115	102.7	123	109.8	100.0	66.7	50.0	0.0	***	100.0
吉川市	252	224	465	184.5	265	105.2	100.0	75.0	33.3	83.3	***	100.0
ふじみ野市	324	294	536	165.4	361	111.4	100.0	100.0	41.7	25.0	***	91.7
白岡市	157	150	176	112.1	170	108.3	100.0	60.0	0.0	66.7	***	100.0
伊奈町	117	105	153	130.8	150	128.2	100.0	100.0	0.0	25.0	***	75.0
三芳町	110	94	127	115.5	131	119.1	100.0	100.0	60.0	60.0	***	60.0
毛呂山町	85	69	97	114.1	106	124.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
越生町	39	32	65	166.7	50	128.2	0.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
滑川町	81	72	88	108.6	97	119.8	100.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
嵐山町	62	57	67	108.1	67	108.1	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
小川町	80	71	85	106.3	98	122.5	100.0	80.0	25.0	50.0	***	75.0
川島町	57	55	87	152.6	79	138.6	100.0	0.0	***	***	***	***
吉見町	83	64	104	125.3	98	118.1	100.0	83.3	20.0	20.0	***	100.0
鳩山町	41	32	55	134.1	57	139.0	100.0	0.0	***	***	***	***
ときがわ町	40	33	41	102.5	47	117.5	100.0	66.7	0.0	0.0	***	50.0
横瀬町	23	23	23	100.0	25	108.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
皆野町	44	37	62	140.9	65	147.7	100.0	33.3	100.0	100.0	***	100.0
長瀞町	18	16	21	116.7	25	138.9	100.0	0.0	***	***	***	***
小鹿野町	24	21	33	137.5	43	179.2	100.0	0.0	***	***	***	***
東秩父村	13	11	13	100.0	20	153.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
美里町	45	38	45	100.0	70	155.6	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
神川町	55	48	65	118.2	65	118.2	100.0	100.0	66.7	33.3	***	66.7
上里町	102	84	114	111.8	122	119.6	100.0	40.0	50.0	0.0	***	50.0
寄居町	102	89	111	108.8	121	118.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
宮代町	97	84	124	127.8	114	117.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
杉戸町	114	99	115	100.9	123	107.9	100.0	66.7	75.0	50.0	***	75.0
松伏町	84	67	109	129.8	111	132.1	100.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
合　　計	21,055	18,023	26,847	127.5	24,109	114.5	99.7	72.7	43.2	53.8	***	77.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
埼玉県	1	239	6	426	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さいたま市	58	31,401	987	37,576	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越市	22	8,610	292	8,659	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊谷市	16	4,324	187	4,878	1.1	96.8	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
川口市	28	13,625	458	14,363	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行田市	8	1,729	73	1,984	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父市	8	1,331	59	1,372	1.0	79.7	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
所沢市	15	7,356	248	8,009	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯能市	7	1,658	68	1,770	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	68	100.0	100.0	0.0
加須市	8	2,656	103	2,657	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本庄市	4	1,817	73	2,030	1.1	84.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東松山市	5	2,154	88	2,179	1.0	89.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日部市	11	5,033	195	5,437	1.1	88.7	95.4	95.4	***	***	95.4	100.0	0.0
狭山市	8	3,208	107	3,374	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽生市	3	1,178	41	1,279	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴻巣市	8	2,672	94	2,693	1.0	98.9	100.0	100.0	100.0	94	100.0	100.0	0.0
深谷市	10	3,432	132	3,895	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上尾市	12	5,218	181	5,296	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草加市	11	5,563	193	5,776	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越谷市	15	8,293	275	8,983	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
蕨市	3	1,451	49	2,030	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸田市	6	3,696	125	4,005	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
入間市	10	3,302	120	3,301	1.0	90.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
朝霞市	5	3,453	105	3,475	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志木市	4	1,802	61	2,001	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和光市	3	1,895	59	2,094	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新座市	6	4,153	134	4,778	1.2	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桶川市	4	1,748	59	1,867	1.1	96.6	100.0	74.6	***	***	74.6	100.0	0.0
久喜市	10	3,316	125	3,416	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	125	100.0	100.0	0.0
北本市	4	1,312	51	1,416	1.1	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八潮市	5	2,058	71	2,350	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見市	6	2,711	95	2,790	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三郷市	8	3,256	120	3,731	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓮田市	5	1,345	55	1,667	1.2	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂戸市	7	2,457	96	2,760	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸手市	3	1,081	38	1,130	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴ヶ島市	5	1,497	63	1,797	1.2	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高市	3	1,014	39	1,086	1.1	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

吉川市	4	2,010	80	2,205	1.1	77.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ふじみ野市	6	2,938	96	3,102	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白岡市	4	1,249	46	1,252	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊奈町	3	1,239	45	1,430	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三芳町	3	946	32	995	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
毛呂山町	2	606	23	829	1.4	47.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越生町	1	216	11	218	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川町	1	586	24	600	1.0	45.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嵐山町	2	330	17	350	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川町	2	484	19	488	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川島町	2	374	21	447	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉見町	1	328	11	378	1.2	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳩山町	1	202	10	278	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ときがわ町	2	204	11	230	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横瀬町	1	172	9	215	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
皆野町	1	211	9	236	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長瀞町	1	137	8	156	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小鹿野町	1	226	13	259	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東秩父村	1	37	5	42	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	1	248	10	248	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神川町	1	282	12	286	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上里町	2	730	30	860	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寄居町	3	648	29	769	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮代町	3	725	29	732	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉戸町	2	960	36	977	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松伏町	2	669	27	704	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	408	169,801	5,988	186,616	1.1	97.0	97.8	97.6	6.8	287	99.6	94.7	5.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
埼玉県	18	14	29	161.1	15	83.3	0.0	0.0	***	***	***	***
さいたま市	2,150	1,729	1,970	91.6	2,150	100.0	100.0	63.8	62.2	48.6	0.0	62.2
川越市	565	501	989	175.0	606	107.3	100.0	100.0	0.0	95.5	0.0	100.0
熊谷市	389	322	376	96.7	389	100.0	100.0	75.0	25.0	66.7	0.0	75.0
川口市	833	742	1,095	131.5	904	108.5	100.0	50.0	57.1	28.6	0.0	85.7
行田市	163	134	172	105.5	172	105.5	100.0	37.5	33.3	33.3	0.0	66.7
秩父市	141	117	169	119.9	208	147.5	100.0	100.0	25.0	25.0	0.0	87.5
所沢市	449	397	524	116.7	529	117.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飯能市	149	124	162	108.7	173	116.1	100.0	85.7	33.3	33.3	0.0	100.0
加須市	199	181	258	129.6	244	122.6	100.0	75.0	33.3	16.7	0.0	33.3
本庄市	126	114	220	174.6	176	139.7	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	33.3
東松山市	157	140	157	100.0	168	107.0	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
春日部市	328	289	615	187.5	417	127.1	100.0	45.5	40.0	40.0	0.0	100.0
狭山市	208	183	241	115.9	270	129.8	100.0	62.5	40.0	0.0	0.0	80.0
羽生市	83	73	103	124.1	106	127.7	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
鴻巣市	187	160	192	102.7	85	45.5	100.0	50.0	75.0	50.0	0.0	25.0
深谷市	267	225	362	135.6	301	112.7	100.0	70.0	57.1	71.4	0.0	85.7
上尾市	357	320	378	105.9	409	114.6	100.0	66.7	37.5	0.0	0.0	62.5
草加市	339	294	339	100.0	339	100.0	100.0	45.5	60.0	40.0	0.0	100.0
越谷市	499	449	653	130.9	590	118.2	100.0	40.0	66.7	16.7	0.0	83.3
蕨市	91	81	186	204.4	140	153.8	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	66.7
戸田市	208	187	500	240.4	336	161.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
入間市	236	204	255	108.1	251	106.4	100.0	10.0	100.0	100.0	0.0	0.0
朝霞市	197	178	205	104.1	221	112.2	100.0	100.0	100.0	40.0	0.0	100.0
志木市	105	102	179	170.5	171	162.9	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	66.7
和光市	109	96	124	113.8	165	151.4	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	100.0
新座市	244	215	413	169.3	365	149.6	100.0	100.0	50.0	33.3	0.0	83.3
桶川市	113	95	161	142.5	121	107.1	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
久喜市	243	209	538	221.4	264	108.6	100.0	100.0	40.0	100.0	0.0	100.0
北本市	103	89	107	103.9	145	140.8	100.0	0.0	***	***	***	***
八潮市	134	118	155	115.7	148	110.4	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	66.7
富士見市	172	151	325	189.0	161	93.6	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
三郷市	215	190	354	164.7	232	107.9	100.0	50.0	75.0	0.0	0.0	75.0
蓮田市	104	88	123	118.3	166	159.6	100.0	0.0	***	***	***	***
坂戸市	184	165	543	295.1	231	125.5	100.0	71.4	20.0	60.0	0.0	60.0

幸手市	79	69	134	169.6	84	106.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鶴ヶ島市	117	97	144	123.1	127	108.5	100.0	100.0	40.0	0.0	0.0	80.0
日高市	74	65	78	105.4	101	136.5	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
吉川市	138	120	255	184.8	150	108.7	100.0	100.0	50.0	75.0	0.0	50.0
ふじみ野市	178	156	320	179.8	209	117.4	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	100.0
白岡市	87	87	108	124.1	103	118.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊奈町	89	79	101	113.5	105	118.0	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
三芳町	63	58	75	119.0	78	123.8	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
毛呂山町	45	39	47	104.4	54	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
越生町	18	16	26	144.4	33	183.3	0.0	0.0	***	***	***	***
滑川町	39	36	63	161.5	42	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
嵐山町	42	34	56	133.3	47	111.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小川町	43	36	43	100.0	45	104.7	100.0	0.0	***	***	***	***
川島町	42	40	45	107.1	53	126.2	100.0	0.0	***	***	***	***
吉見町	25	23	38	152.0	29	116.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳩山町	21	18	27	128.6	28	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
ときがわ町	31	25	31	100.0	36	116.1	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
横瀬町	20	18	23	115.0	25	125.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
皆野町	15	15	23	153.3	29	193.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長瀞町	17	14	20	117.6	27	158.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小鹿野町	24	20	26	108.3	42	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東秩父村	15	11	15	100.0	22	146.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
美里町	22	20	23	104.5	36	163.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神川町	28	24	132	471.4	132	471.4	100.0	0.0	***	***	***	***
上里町	55	49	59	107.3	66	120.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
寄居町	66	58	76	115.2	70	106.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宮代町	64	54	72	112.5	93	145.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
杉戸町	60	54	60	100.0	61	101.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
松伏町	48	44	58	120.8	73	152.1	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	11,630	10,055	15,350	132.0	13,368	114.9	99.5	64.7	45.1	43.2	0.0	80.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
春日部市	1	195	12	221	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高市	3	834	40	959	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	4	1,029	52	1,180	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
春日部市	27	22	39	144.4	35	129.6	100.0	0.0	***	***	***	***
日高市	89	83	101	113.5	105	118.0	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
合計	116	105	140	120.7	140	120.7	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
埼玉県	137	64	101,995	42,462	2,849	1,269	114,113	53,028	1.1	1.2	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
さいたま市	3	1	2,892	975	72	24	3,123	1,015	1.1	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
川越市	1	1	831	831	24	24	1,018	1,018	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
川口市	1	1	1,479	1,479	44	44	2,402	2,402	1.6	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	142	67	107,197	45,747	2,989	1,361	120,656	57,463	1.1	1.3	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
埼玉県	7,627	3,537	6,959	3,242	11,004	5,300	144.3	149.8	8,347	3,892	109.4	110.0	100.0	100.0	35.0	32.8	56.3	57.1	45.8	52.4	0.0	0.0	64.6	66.7
さいたま市	342	70	192	67	344	64	100.6	91.4	486	65	142.1	92.9	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
川越市	51	51	47	47	109	109	213.7	213.7	57	57	111.8	111.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
川口市	118	118	107	107	205	205	173.7	173.7	200	200	169.5	169.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	8,138	3,776	7,305	3,463	11,662	5,678	143.3	150.4	9,090	4,214	111.7	111.6	100.0	100.0	35.9	34.3	56.9	56.5	47.1	52.2	0.0	0.0	64.7	65.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
さいたま市	1	934	24	970	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1	934	24	970	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
さいたま市	79	76	156	197.5	31	39.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	79	76	156	197.5	31	39.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
埼玉県	53	8,979	1,507	10,055	1.1	54.5	96.6	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
さいたま市	2	111	36	99	0.9	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越市	1	44	6	48	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見市	1	91	18	91	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	57	9,225	1,567	10,293	1.1	56.0	96.7	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
埼玉県	4,585	4,117	5,058	110.3	4,812	105.0	100.0	52.8	42.9	35.7	0.0	85.7
さいたま市	126	88	115	91.3	126	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
川越市	23	19	6	26.1	26	113.0	100.0	0.0	***	***	***	***
富士見市	48	46	64	133.3	64	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	4,782	4,270	5,243	109.6	5,028	105.1	100.0	54.4	45.2	32.3	0.0	83.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉県	160	88,931	3,552	83,898	0.9	70.8	99.2	97.8	***	***	97.8	0.0	100.0
千葉市	167	67,229	2,936	73,408	1.1	87.9	98.0	98.0	***	***	98.0	0.0	100.0
銚子市	17	3,215	193	3,528	1.1	86.5	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
市川市	56	31,277	1,148	31,385	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
船橋市	84	48,461	1,729	51,398	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館山市	13	2,433	160	2,662	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木更津市	30	10,342	449	10,947	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松戸市	67	33,509	1,269	35,368	1.1	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田市	31	10,228	490	11,549	1.1	84.7	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
茂原市	18	5,173	237	5,634	1.1	68.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
成田市	29	9,536	450	9,543	1.0	93.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐倉市	34	11,028	510	11,274	1.0	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東金市	12	3,531	167	3,762	1.1	79.6	99.4	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
旭市	20	4,091	250	4,727	1.2	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
習志野市	24	13,735	522	14,668	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏市	64	33,229	1,325	36,058	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	3.1	96.9
勝浦市	6	635	51	846	1.3	86.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市原市	60	17,801	812	17,906	1.0	98.3	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
流山市	29	19,670	754	20,695	1.1	91.0	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
八千代市	30	14,840	566	16,282	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
我孫子市	19	8,037	373	8,193	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴨川市	10	1,572	99	1,655	1.1	75.8	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
鎌ケ谷市	14	7,345	280	8,440	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
君津市	19	4,894	255	5,196	1.1	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富津市	11	2,142	119	2,519	1.2	92.4	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
浦安市	26	11,447	440	12,039	1.1	99.3	98.2	98.2	***	***	98.2	96.2	3.8
四街道市	17	7,810	324	7,863	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
袖ケ浦市	12	5,514	232	5,538	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八街市	13	3,667	193	4,394	1.2	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印西市	27	11,270	484	11,739	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白井市	14	4,962	226	5,682	1.1	100.0	92.5	82.3	3.5	8	82.3	92.9	7.1
富里市	10	3,066	134	3,330	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南房総市	11	1,719	103	1,726	1.0	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
匝瑳市	13	2,022	146	2,459	1.2	77.4	100.0	100.0	18.5	27	100.0	100.0	0.0
香取市	22	3,841	239	3,997	1.0	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山武市	15	2,537	160	2,870	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いすみ市	12	1,974	127	2,018	1.0	47.2	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
大網白里市	10	3,055	145	3,299	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

酒々井町	3	1,108	45	1,270	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栄町	5	981	59	1,032	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神崎町	3	314	26	369	1.2	80.8	92.3	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0
多古町	4	742	45	853	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東庄町	2	702	33	800	1.1	78.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九十九里町	4	628	42	886	1.4	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芝山町	2	371	23	528	1.4	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横芝光町	7	1,376	87	1,410	1.0	86.2	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
一宮町	3	988	42	1,240	1.3	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
睦沢町	2	413	23	562	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長生村	4	753	42	974	1.3	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白子町	4	585	32	684	1.2	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長柄町	3	270	22	371	1.4	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長南町	2	343	18	401	1.2	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
大多喜町	3	433	27	483	1.1	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御宿町	2	270	16	287	1.1	56.3	100.0	100.0	56.3	9	100.0	100.0	0.0
鋸南町	2	280	20	320	1.1	55.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,281	526,325	22,251	550,965	1.0	90.0	99.4	99.1	0.2	44	99.1	69.4	30.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
千葉県	9,665	8,497	8,435	87.3	12,326	127.5	100.0	23.8	47.4	47.4	0.0	73.7
千葉市	4,606	3,746	10,782	234.1	6,373	138.4	99.4	82.0	49.6	35.8	0.0	76.6
銚子市	319	279	411	128.8	395	123.8	100.0	35.3	50.0	0.0	0.0	66.7
市川市	1,906	1,627	2,031	106.6	2,300	120.7	100.0	64.3	36.1	22.2	0.0	86.1
船橋市	2,977	2,428	4,199	141.0	3,489	117.2	100.0	77.4	40.0	27.7	0.0	73.8
館山市	236	203	318	134.7	285	120.8	100.0	30.8	75.0	25.0	0.0	25.0
木更津市	712	616	4,300	603.9	748	105.1	100.0	96.7	79.3	37.9	0.0	75.9
松戸市	1,883	1,668	3,787	201.1	2,160	114.7	100.0	61.2	48.8	41.5	0.0	75.6
野田市	764	638	698	91.4	1,004	131.4	100.0	100.0	93.5	93.5	0.0	100.0
茂原市	399	347	467	117.0	477	119.5	100.0	66.7	58.3	41.7	0.0	75.0
成田市	704	577	809	114.9	947	134.5	100.0	75.9	59.1	22.7	0.0	72.7
佐倉市	768	654	1,508	196.4	1,018	132.6	100.0	79.4	51.9	25.9	0.0	74.1
東金市	269	243	381	141.6	393	146.1	100.0	66.7	37.5	50.0	0.0	100.0
旭市	374	318	404	108.0	447	119.5	100.0	30.0	66.7	50.0	0.0	33.3
習志野市	833	689	852	102.3	875	105.0	100.0	62.5	0.0	33.3	0.0	80.0
柏市	2,009	1,782	3,685	183.4	2,315	115.2	100.0	62.5	55.0	47.5	0.0	80.0
勝浦市	97	78	249	256.7	123	126.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
市原市	1,304	1,132	1,321	101.3	641	49.2	100.0	90.0	85.2	88.9	0.0	79.6
流山市	1,195	1,005	1,681	140.7	1,215	101.7	100.0	89.7	61.5	61.5	0.0	88.5
八千代市	931	802	1,001	107.5	971	104.3	100.0	40.0	50.0	58.3	0.0	75.0
我孫子市	566	498	697	123.1	697	123.1	100.0	94.7	83.3	94.4	0.0	94.4
鴨川市	159	139	184	115.7	189	118.9	100.0	40.0	75.0	25.0	0.0	50.0
鎌ケ谷市	470	387	622	132.3	622	132.3	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	100.0
君津市	392	351	596	152.0	488	124.5	100.0	63.2	50.0	16.7	0.0	41.7
富津市	187	162	198	105.9	250	133.7	100.0	81.8	44.4	44.4	0.0	66.7
浦安市	772	593	981	127.1	1,011	131.0	100.0	42.3	54.5	54.5	0.0	90.9
四街道市	478	411	917	191.8	536	112.1	100.0	100.0	47.1	17.6	0.0	88.2
袖ケ浦市	347	307	348	100.3	369	106.3	100.0	0.0	***	***	***	***
八街市	265	246	496	187.2	322	121.5	100.0	92.3	75.0	66.7	0.0	66.7
印西市	688	616	746	108.4	784	114.0	100.0	44.4	41.7	41.7	0.0	58.3
白井市	315	282	455	144.4	382	121.3	100.0	50.0	28.6	28.6	0.0	42.9
富里市	228	198	258	113.2	243	106.6	100.0	60.0	83.3	16.7	0.0	83.3
南房総市	189	162	191	101.1	202	106.9	100.0	0.0	***	***	***	***
匝瑳市	221	190	222	100.5	252	114.0	100.0	38.5	80.0	0.0	0.0	60.0
香取市	375	331	554	147.7	473	126.1	100.0	68.2	66.7	26.7	0.0	73.3

山武市	270	230	281	104.1	322	119.3	100.0	93.3	57.1	35.7	0.0	64.3
いすみ市	211	181	240	113.7	237	112.3	100.0	41.7	40.0	20.0	0.0	80.0
大網白里市	231	192	281	121.6	298	129.0	100.0	60.0	50.0	33.3	0.0	100.0
酒々井町	75	69	134	178.7	133	177.3	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
栄町	84	73	113	134.5	115	136.9	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神崎町	46	31	84	182.6	62	134.8	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
多古町	75	66	85	113.3	84	112.0	100.0	100.0	25.0	50.0	0.0	75.0
東庄町	54	49	88	163.0	59	109.3	100.0	0.0	***	***	***	***
九十九里町	65	57	109	167.7	87	133.8	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
芝山町	41	36	46	112.2	46	112.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
横芝光町	136	113	136	100.0	182	133.8	100.0	57.1	50.0	50.0	0.0	100.0
一宮町	70	58	111	158.6	84	120.0	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
睦沢町	45	38	61	135.6	49	108.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
長生村	70	58	84	120.0	85	121.4	100.0	75.0	100.0	100.0	0.0	33.3
白子町	59	51	60	101.7	74	125.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長柄町	42	35	67	159.5	75	178.6	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
長南町	36	32	45	125.0	46	127.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大多喜町	48	40	85	177.1	51	106.3	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
御宿町	33	29	34	103.0	66	200.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鋸南町	32	26	33	103.1	49	153.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	39,326	33,666	56,961	144.8	47,526	120.9	99.9	63.0	55.5	43.1	0.0	77.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉市	107	43,278	1,971	47,544	1.1	89.4	97.9	97.9	***	***	97.9	0.0	100.0
銚子市	11	1,503	122	1,625	1.1	83.6	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
市川市	38	21,629	798	21,663	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
船橋市	55	31,385	1,151	33,750	1.1	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館山市	10	1,493	118	1,691	1.1	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木更津市	18	6,825	314	7,117	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松戸市	45	21,983	882	23,363	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田市	20	6,721	343	7,256	1.1	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茂原市	12	3,255	167	3,633	1.1	70.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
成田市	19	5,561	278	5,552	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐倉市	23	7,195	350	7,360	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東金市	8	2,238	116	2,381	1.1	87.1	99.1	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
旭市	15	2,635	175	3,120	1.2	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
習志野市	16	8,720	358	9,390	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏市	42	22,152	926	24,101	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
勝浦市	5	398	41	538	1.4	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市原市	39	11,496	562	11,566	1.0	97.5	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
流山市	19	14,247	566	14,719	1.0	88.0	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
八千代市	19	9,689	384	10,730	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
我孫子市	13	5,284	259	5,387	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴨川市	7	1,008	72	1,079	1.1	77.8	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
鎌ケ谷市	9	4,782	191	5,495	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
君津市	12	3,214	181	3,422	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富津市	8	1,365	83	1,645	1.2	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦安市	17	8,157	318	8,545	1.0	99.1	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
四街道市	12	5,278	227	5,316	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
袖ケ浦市	7	3,823	163	3,837	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八街市	9	2,284	136	2,734	1.2	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印西市	18	7,989	354	8,351	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白井市	9	3,128	149	3,698	1.2	100.0	100.0	100.0	5.4	8	100.0	88.9	11.1
富里市	7	1,959	93	2,168	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南房総市	6	1,088	70	1,093	1.0	77.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
匝瑳市	10	1,284	111	1,556	1.2	76.6	100.0	100.0	15.3	17	100.0	100.0	0.0
香取市	15	2,412	166	2,519	1.0	80.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山武市	11	1,636	111	1,812	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いすみ市	9	1,246	92	1,283	1.0	45.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大網白里市	7	1,976	101	2,129	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒々井町	2	701	31	785	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

栄町	4	647	43	698	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神崎町	2	213	20	246	1.2	75.0	90.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
多古町	3	481	34	562	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東庄町	1	459	22	480	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九十九里町	3	383	31	583	1.5	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芝山町	1	227	14	336	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横芝光町	5	880	60	877	1.0	85.0	96.7	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
一宮町	2	644	28	792	1.2	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
睦沢町	1	261	14	303	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長生村	3	476	31	589	1.2	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白子町	3	370	24	422	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長柄町	2	169	16	214	1.3	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長南町	1	244	12	240	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大多喜町	2	270	19	299	1.1	73.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御宿町	1	164	9	171	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	9	100.0	100.0	0.0
鋸南町	1	171	14	195	1.1	35.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	744	287,076	12,921	306,960	1.1	94.1	99.6	99.6	0.3	34	99.6	79.8	20.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
千葉市	2,672	2,111	6,602	247.1	3,992	149.4	100.0	80.4	50.0	38.4	***	72.1
銚子市	160	137	236	147.5	219	136.9	100.0	36.4	50.0	0.0	***	75.0
市川市	1,172	996	1,273	108.6	1,427	121.8	100.0	65.8	20.0	28.0	***	88.0
船橋市	1,747	1,410	2,622	150.1	2,104	120.4	100.0	72.7	42.5	25.0	***	72.5
館山市	158	134	238	150.6	206	130.4	100.0	30.0	100.0	33.3	***	0.0
木更津市	445	380	2,255	506.7	462	103.8	100.0	100.0	83.3	44.4	***	72.2
松戸市	1,167	1,026	2,099	179.9	1,325	113.5	100.0	66.7	50.0	43.3	***	73.3
野田市	468	395	422	90.2	650	138.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
茂原市	251	217	286	113.9	298	118.7	100.0	58.3	57.1	71.4	***	71.4
成田市	388	307	474	122.2	536	138.1	100.0	68.4	38.5	15.4	***	53.8
佐倉市	466	401	990	212.4	649	139.3	100.0	78.3	50.0	27.8	***	72.2
東金市	165	149	249	150.9	252	152.7	100.0	62.5	40.0	80.0	***	100.0
旭市	243	205	271	111.5	307	126.3	100.0	33.3	60.0	60.0	***	20.0
習志野市	500	411	530	106.0	510	102.0	100.0	56.3	0.0	44.4	***	66.7
柏市	1,273	1,129	2,495	196.0	1,450	113.9	100.0	66.7	50.0	50.0	***	78.6
勝浦市	71	54	164	231.0	85	119.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
市原市	799	686	798	99.9	383	47.9	100.0	94.9	81.1	86.5	***	70.3
流山市	801	679	1,104	137.8	822	102.6	100.0	100.0	63.2	63.2	***	84.2
八千代市	586	502	621	106.0	602	102.7	100.0	42.1	50.0	75.0	***	62.5
我孫子市	371	323	451	121.6	451	121.6	100.0	92.3	75.0	91.7	***	91.7
鴨川市	106	90	112	105.7	120	113.2	100.0	57.1	75.0	25.0	***	50.0
鎌ケ谷市	305	240	391	128.2	391	128.2	100.0	44.4	50.0	50.0	***	100.0
君津市	240	213	370	154.2	296	123.3	100.0	58.3	71.4	14.3	***	28.6
富津市	124	105	131	105.6	165	133.1	100.0	75.0	50.0	50.0	***	66.7
浦安市	515	379	593	115.1	616	119.6	100.0	35.3	83.3	66.7	***	100.0
四街道市	314	264	615	195.9	348	110.8	100.0	100.0	33.3	16.7	***	83.3
袖ケ浦市	224	196	223	99.6	234	104.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八街市	158	145	321	203.2	179	113.3	100.0	88.9	87.5	75.0	***	62.5
印西市	458	403	519	113.3	523	114.2	100.0	50.0	44.4	33.3	***	55.6
白井市	189	170	280	148.1	238	125.9	100.0	55.6	0.0	40.0	***	40.0
富里市	135	117	156	115.6	137	101.5	100.0	57.1	75.0	25.0	***	75.0
南房総市	102	91	100	98.0	108	105.9	100.0	0.0	***	***	***	***
匝瑳市	152	127	146	96.1	169	111.2	100.0	40.0	75.0	0.0	***	50.0
香取市	239	206	428	179.1	302	126.4	100.0	66.7	70.0	30.0	***	80.0
山武市	175	148	185	105.7	215	122.9	100.0	100.0	54.5	36.4	***	63.6

いすみ市	139	119	166	119.4	161	115.8	100.0	44.4	25.0	0.0	***	75.0
大網白里市	149	119	193	129.5	199	133.6	100.0	71.4	40.0	20.0	***	100.0
酒々井町	47	43	90	191.5	88	187.2	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
栄町	60	51	89	148.3	87	145.0	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
神崎町	31	19	33	106.5	35	112.9	100.0	100.0	50.0	50.0	***	0.0
多古町	52	45	59	113.5	57	109.6	100.0	100.0	33.3	66.7	***	66.7
東庄町	32	30	68	212.5	36	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
九十九里町	45	37	79	175.6	58	128.9	100.0	66.7	100.0	0.0	***	100.0
芝山町	21	18	27	128.6	27	128.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
横芝光町	85	70	85	100.0	120	141.2	100.0	40.0	50.0	50.0	***	100.0
一宮町	43	35	55	127.9	55	127.9	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
睦沢町	24	19	39	162.5	27	112.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
長生村	44	36	57	129.5	59	134.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	33.3
白子町	40	34	43	107.5	51	127.5	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
長柄町	25	21	31	124.0	45	180.0	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
長南町	18	16	20	111.1	27	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大多喜町	27	23	51	188.9	29	107.4	100.0	0.0	***	***	***	***
御宿町	16	14	19	118.8	46	287.5	100.0	0.0	***	***	***	***
鋸南町	17	13	18	105.9	25	147.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	18,254	15,308	29,972	164.2	22,003	120.5	100.0	68.8	55.3	46.1	***	73.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉県	2	480	15	532	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
千葉市	54	21,443	838	23,168	1.1	86.9	98.0	98.0	***	***	98.0	0.0	100.0
銚子市	5	968	51	1,052	1.1	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市川市	15	8,977	298	9,055	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
船橋市	26	15,423	485	15,816	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館山市	3	940	42	971	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木更津市	12	3,517	135	3,830	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松戸市	21	10,574	351	11,177	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田市	11	3,507	147	4,293	1.2	91.2	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
茂原市	6	1,918	70	2,001	1.0	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
成田市	8	3,140	124	3,149	1.0	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐倉市	11	3,833	160	3,914	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東金市	4	1,293	51	1,381	1.1	62.7	100.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
旭市	5	1,456	75	1,607	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
習志野市	7	4,067	140	4,223	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏市	21	10,139	370	10,857	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	4.8	95.2
勝浦市	1	237	10	308	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市原市	21	6,305	250	6,340	1.0	100.0	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
流山市	10	5,423	188	5,976	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代市	10	4,629	160	4,992	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
我孫子市	6	2,753	114	2,806	1.0	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴨川市	3	564	27	576	1.0	70.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌ケ谷市	5	2,563	89	2,945	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
君津市	7	1,680	74	1,774	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富津市	3	777	36	874	1.1	94.4	94.4	94.4	***	***	94.4	100.0	0.0
浦安市	9	3,290	122	3,494	1.1	100.0	95.1	95.1	***	***	95.1	88.9	11.1
四街道市	5	2,532	97	2,547	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
袖ケ浦市	5	1,691	69	1,701	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八街市	4	1,383	57	1,660	1.2	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印西市	9	3,281	130	3,388	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白井市	5	1,834	77	1,984	1.1	100.0	77.9	48.1	***	***	48.1	100.0	0.0
富里市	3	1,107	41	1,162	1.0	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南房総市	5	631	33	633	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
匝瑳市	3	738	35	903	1.2	80.0	100.0	100.0	28.6	10	100.0	100.0	0.0
香取市	7	1,429	73	1,478	1.0	76.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山武市	4	901	49	1,058	1.2	81.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いすみ市	3	728	35	735	1.0	51.4	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
大網白里市	3	1,079	44	1,170	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

酒々井町	1	407	14	485	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栄町	1	334	16	334	1.0	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神崎町	1	101	6	123	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多古町	1	261	11	291	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東庄町	1	243	11	320	1.3	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九十九里町	1	245	11	303	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芝山町	1	144	9	192	1.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横芝光町	2	496	27	533	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一宮町	1	344	14	448	1.3	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
睦沢町	1	152	9	259	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長生村	1	277	11	385	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白子町	1	215	8	262	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長柄町	1	101	6	157	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長南町	1	99	6	161	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大多喜町	1	163	8	184	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御宿町	1	106	7	116	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鋸南町	1	109	6	125	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	360	141,027	5,342	150,208	1.1	93.7	99.2	98.7	0.2	10	98.7	78.3	21.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
千葉県	32	28	6	18.8	50	156.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
千葉市	1,531	1,283	3,588	234.4	2,077	135.7	100.0	87.0	46.8	27.7	0.0	87.2
銚子市	94	82	108	114.9	109	116.0	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
市川市	603	522	621	103.0	720	119.4	100.0	66.7	70.0	10.0	0.0	80.0
船橋市	965	781	1,300	134.7	1,107	114.7	100.0	84.6	36.4	36.4	0.0	77.3
館山市	78	69	80	102.6	79	101.3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
木更津市	267	236	2,045	765.9	286	107.1	100.0	91.7	72.7	27.3	0.0	81.8
松戸市	653	583	1,614	247.2	714	109.3	100.0	52.4	45.5	36.4	0.0	81.8
野田市	296	243	276	93.2	354	119.6	100.0	100.0	81.8	81.8	0.0	100.0
茂原市	148	130	181	122.3	179	120.9	100.0	83.3	60.0	0.0	0.0	80.0
成田市	228	195	228	100.0	288	126.3	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	100.0
佐倉市	302	253	518	171.5	369	122.2	100.0	81.8	55.6	22.2	0.0	77.8
東金市	104	94	132	126.9	141	135.6	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	100.0
旭市	131	113	133	101.5	140	106.9	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
習志野市	270	220	246	91.1	295	109.3	100.0	71.4	0.0	20.0	0.0	100.0
柏市	671	592	1,049	156.3	770	114.8	100.0	57.1	66.7	41.7	0.0	83.3
勝浦市	26	24	85	326.9	38	146.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
市原市	505	446	523	103.6	258	51.1	100.0	81.0	94.1	94.1	0.0	100.0
流山市	394	326	577	146.4	393	99.7	100.0	70.0	57.1	57.1	0.0	100.0
八千代市	300	259	329	109.7	319	106.3	100.0	30.0	33.3	0.0	0.0	100.0
我孫子市	195	175	246	126.2	246	126.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鴨川市	53	49	72	135.8	69	130.2	100.0	0.0	***	***	***	***
鎌ケ谷市	165	147	231	140.0	231	140.0	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	100.0
君津市	152	138	226	148.7	192	126.3	100.0	71.4	20.0	20.0	0.0	60.0
富津市	63	57	67	106.3	85	134.9	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
浦安市	257	214	388	151.0	395	153.7	100.0	55.6	20.0	40.0	0.0	80.0
四街道市	164	147	302	184.1	188	114.6	100.0	100.0	80.0	20.0	0.0	100.0
袖ケ浦市	123	111	125	101.6	135	109.8	100.0	0.0	***	***	***	***
八街市	107	101	175	163.6	143	133.6	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	75.0
印西市	230	213	227	98.7	261	113.5	100.0	33.3	33.3	66.7	0.0	66.7
白井市	126	112	175	138.9	144	114.3	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	50.0
富里市	93	81	102	109.7	106	114.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	100.0
南房総市	87	71	91	104.6	94	108.0	100.0	0.0	***	***	***	***
匝瑳市	69	63	76	110.1	83	120.3	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
香取市	136	125	126	92.6	171	125.7	100.0	71.4	60.0	20.0	0.0	60.0

山武市	95	82	96	101.1	107	112.6	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	66.7
いすみ市	72	62	74	102.8	76	105.6	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
大網白里市	82	73	88	107.3	99	120.7	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
酒々井町	28	26	44	157.1	45	160.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
栄町	24	22	24	100.0	28	116.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神崎町	15	12	51	340.0	27	180.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
多古町	23	21	26	113.0	27	117.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東庄町	22	19	20	90.9	23	104.5	100.0	0.0	***	***	***	***
九十九里町	20	20	30	150.0	29	145.0	100.0	0.0	***	***	***	***
芝山町	20	18	19	95.0	19	95.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
横芝光町	51	43	51	100.0	62	121.6	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
一宮町	27	23	56	207.4	29	107.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
睦沢町	21	19	22	104.8	22	104.8	100.0	0.0	***	***	***	***
長生村	26	22	27	103.8	26	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
白子町	19	17	17	89.5	23	121.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長柄町	17	14	36	211.8	30	176.5	100.0	0.0	***	***	***	***
長南町	18	16	25	138.9	19	105.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大多喜町	21	17	34	161.9	22	104.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
御宿町	17	15	15	88.2	20	117.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鋸南町	15	13	15	100.0	24	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	10,251	8,837	17,038	166.2	11,986	116.9	100.0	68.9	56.9	36.7	0.0	86.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
市川市	1	439	18	436	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
成田市	2	835	48	842	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代市	1	522	22	560	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	4	1,796	88	1,838	1.0	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
市川市	39	34	42	107.7	48	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
成田市	88	75	107	121.6	123	139.8	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
八千代市	45	41	51	113.3	50	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	172	150	200	116.3	221	128.5	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
千葉県	121	47	81,999	31,219	2,420	912	77,672	33,559	0.9	1.1	89.9	0.0	99.8	99.9	99.8	99.9	***	***	***	***	99.8	99.9	0.0	0.0	100.0	100.0
千葉市	2	2	1,435	1,435	30	30	1,521	1,521	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
銚子市	1	1	744	744	20	20	851	851	1.1	1.1	80.0	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
船橋市	1	1	1,187	1,187	30	30	1,348	1,348	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
松戸市	1	1	952	952	36	36	828	828	0.9	0.9	80.6	80.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
習志野市	1	1	948	948	24	24	1,055	1,055	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
柏市	1	1	938	938	29	29	1,100	1,100	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	128	54	88,203	37,423	2,589	1,081	84,375	40,262	1.0	1.1	90.1	96.9	99.8	99.9	99.8	99.9	***	***	***	***	99.8	99.9	3.9	9.3	96.1	90.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
千葉県	6,363	2,740	5,744	2,441	5,953	2,724	93.6	99.4	8,609	3,914	135.3	142.8	100.0	100.0	16.5	21.3	40.0	30.0	65.0	60.0	0.0	0.0	65.0	70.0
千葉市	96	96	94	94	136	136	141.7	141.7	37	37	38.5	38.5	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0
銚子市	65	65	60	60	67	67	103.1	103.1	67	67	103.1	103.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
船橋市	103	103	90	90	119	119	115.5	115.5	105	105	101.9	101.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
松戸市	63	63	59	59	74	74	117.5	117.5	121	121	192.1	192.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
習志野市	63	63	58	58	76	76	120.6	120.6	70	70	111.1	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
柏市	65	65	61	61	141	141	216.9	216.9	95	95	146.2	146.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	6,818	3,195	6,166	2,863	6,566	3,337	96.3	104.4	9,104	4,409	133.5	138.0	100.0	100.0	18.8	25.9	37.5	28.6	58.3	50.0	0.0	0.0	66.7	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉市	1	635	20	680	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	1	635	20	680	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
千葉市	94	68	34	36.2	36	38.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	94	68	34	36.2	36	38.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉県	37	6,452	1,117	5,694	0.9	29.2	97.9	93.3	0.0	0	93.3	0.0	100.0
千葉市	3	438	77	495	1.1	51.9	98.7	98.7	0.0	0	98.7	0.0	100.0
市川市	2	232	34	231	1.0	11.8	100.0	100.0	0.0	0	100.0	100.0	0.0
船橋市	2	466	63	484	1.0	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	44	7,588	1,291	6,904	0.9	33.2	98.1	94.1	***	***	94.1	9.1	90.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
千葉県	3,270	2,725	2,476	75.7	3,667	112.1	100.0	43.2	62.5	18.8	0.0	81.3
千葉市	213	190	422	198.1	231	108.5	66.7	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
市川市	92	75	95	103.3	105	114.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
船橋市	162	147	158	97.5	173	106.8	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
合計	3,737	3,137	3,151	84.3	4,176	111.7	97.7	45.5	65.0	20.0	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	256	149,260	7,188	168,724	1.1	72.6	100.0	100.0	***	***	100.0	2.7	97.3
千代田区	11	4,844	200	5,677	1.2	100.0	87.5	87.0	94.0	162	100.0	100.0	0.0
中央区	22	11,563	395	12,799	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	395	100.0	100.0	0.0
港区	29	13,355	486	14,634	1.1	96.7	98.8	94.9	***	***	94.9	100.0	0.0
新宿区	40	13,012	553	13,822	1.1	97.8	100.0	100.0	100.0	553	100.0	100.0	0.0
文京区	30	13,795	529	15,403	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
台東区	26	9,240	356	9,388	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
墨田区	35	14,509	571	15,034	1.0	99.8	99.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
江東区	69	33,579	1,202	36,285	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
品川区	46	23,309	834	24,566	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	834	100.0	100.0	0.0
目黒区	29	12,933	517	13,255	1.0	92.6	94.0	93.2	100.0	482	100.0	100.0	0.0
大田区	88	40,019	1,835	41,581	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世田谷区	90	49,218	1,731	51,087	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋谷区	26	9,535	370	9,662	1.0	97.3	100.0	100.0	100.0	370	100.0	4.2	95.8
中野区	29	14,763	542	16,686	1.1	99.1	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
杉並区	64	29,744	1,123	35,834	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊島区	30	12,148	482	16,017	1.3	100.0	98.8	98.8	100.0	476	100.0	0.0	0.0
北区	44	19,250	685	21,156	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒川区	34	12,232	436	13,533	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	436	100.0	100.0	0.0
板橋区	74	32,655	1,138	34,474	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
練馬区	98	46,652	1,696	47,424	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1,696	100.0	100.0	0.0
足立区	102	42,013	1,564	43,162	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛飾区	73	28,759	1,184	31,651	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江戸川区	97	45,655	1,457	46,386	1.0	100.0	100.0	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
八王子市	107	36,234	1,415	38,130	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立川市	28	12,344	487	13,495	1.1	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵野市	18	8,517	333	9,235	1.1	99.4	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
三鷹市	22	12,872	450	13,235	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	450	100.0	100.0	0.0
青梅市	28	7,740	410	8,486	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	33	18,607	653	20,407	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭島市	19	8,187	344	8,390	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
調布市	28	16,035	575	16,770	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	575	100.0	100.0	0.0
町田市	60	29,760	1,143	30,048	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小金井市	14	8,624	295	9,191	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平市	27	14,632	534	14,813	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野市	25	13,549	526	15,097	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村山市	23	10,182	419	10,913	1.1	99.0	98.1	98.1	1.9	0	100.0	100.0	0.0
国分寺市	15	8,841	309	8,873	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

国立市	11	4,577	189	4,781	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福生市	10	3,192	164	3,187	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	164	100.0	100.0	0.0
狛江市	10	5,355	196	5,976	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東大和市	15	6,236	233	6,805	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清瀬市	14	5,175	226	5,166	1.0	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東久留米市	19	8,220	333	9,453	1.2	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵村山市	14	5,457	221	5,693	1.0	62.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多摩市	26	9,306	395	9,605	1.0	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲城市	18	7,641	287	7,634	1.0	94.4	81.9	35.9	100.0	103	100.0	0.0	0.0
羽村市	10	3,689	162	4,230	1.1	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あきる野市	16	5,627	221	5,956	1.1	90.5	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
西東京市	27	14,255	540	14,478	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂町	7	2,119	93	2,406	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日の出町	5	1,372	56	1,577	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜原村	2	86	12	109	1.3	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥多摩町	3	207	20	237	1.1	85.0	100.0	100.0	100.0	20	100.0	100.0	0.0
大島町	6	399	37	403	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利島村	1	25	8	34	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
新島村	4	151	21	161	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神津島村	2	157	11	183	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅村	2	138	16	139	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	16	100.0	100.0	0.0
御蔵島村	2	35	9	36	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八丈町	6	450	31	524	1.2	100.0	100.0	100.0	9.7	3	100.0	100.0	0.0
青ヶ島村	2	9	13	33	3.7	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小笠原村	3	199	22	201	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	2,124	972,243	38,483	1,044,330	1.1	93.5	99.6	99.2	18.2	6,743	99.9	86.8	13.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
東京都	16,040	14,454	31,792	198.2	20,734	129.3	100.0	95.7	82.9	36.7	0.0	44.9
千代田区	313	286	459	146.6	459	146.6	100.0	45.5	80.0	80.0	0.0	80.0
中央区	699	606	1,129	161.5	1,129	161.5	100.0	31.8	71.4	71.4	0.0	85.7
港区	817	738	1,357	166.1	1,363	166.8	100.0	58.6	47.1	64.7	0.0	52.9
新宿区	931	767	1,165	125.1	1,181	126.9	100.0	52.5	33.3	52.4	0.0	66.7
文京区	860	734	920	107.0	1,139	132.4	100.0	56.7	35.3	41.2	0.0	58.8
台東区	598	516	954	159.5	855	143.0	100.0	57.7	53.3	53.3	0.0	60.0
墨田区	1,041	852	1,091	104.8	1,901	182.6	100.0	34.3	41.7	50.0	100.0	100.0
江東区	1,941	1,679	2,390	123.1	4,805	247.6	100.0	65.2	26.7	20.0	0.0	80.0
品川区	1,444	1,246	3,353	232.2	1,935	134.0	100.0	52.2	37.5	58.3	0.0	62.5
目黒区	751	694	957	127.4	1,167	155.4	100.0	34.5	50.0	70.0	0.0	60.0
大田区	2,393	2,102	4,879	203.9	3,755	156.9	100.0	51.1	51.1	51.1	0.0	75.6
世田谷区	2,846	2,491	4,651	163.4	4,415	155.1	100.0	52.2	38.3	23.4	0.0	66.0
渋谷区	640	547	802	125.3	746	116.6	100.0	65.4	58.8	82.4	0.0	76.5
中野区	867	762	1,703	196.4	1,217	140.4	100.0	65.5	78.9	73.7	0.0	68.4
杉並区	1,922	1,603	2,606	135.6	2,612	135.9	100.0	48.4	35.5	51.6	0.0	71.0
豊島区	803	692	818	101.9	1,040	129.5	100.0	100.0	56.7	26.7	0.0	90.0
北区	1,276	1,089	1,420	111.3	1,536	120.4	100.0	40.9	38.9	55.6	0.0	77.8
荒川区	780	670	1,108	142.1	1,786	229.0	100.0	100.0	32.4	23.5	0.0	52.9
板橋区	1,882	1,660	2,562	136.1	2,634	140.0	100.0	100.0	20.3	20.3	0.0	100.0
練馬区	2,774	2,384	3,034	109.4	3,799	137.0	100.0	42.9	38.1	54.8	0.0	57.1
足立区	2,672	2,323	3,091	115.7	4,077	152.6	100.0	43.1	43.2	36.4	0.0	75.0
葛飾区	1,708	1,540	2,623	153.6	2,623	153.6	100.0	67.1	36.7	34.7	0.0	73.5
江戸川区	2,479	2,185	4,694	189.4	3,604	145.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
八王子市	2,732	2,301	3,327	121.8	3,327	121.8	100.0	40.2	34.9	51.2	0.0	79.1
立川市	751	664	1,442	192.0	1,442	192.0	100.0	53.6	53.3	33.3	0.0	80.0
武蔵野市	506	480	750	148.2	750	148.2	100.0	38.9	42.9	28.6	0.0	42.9
三鷹市	661	632	2,590	391.8	1,292	195.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
青梅市	628	556	869	138.4	869	138.4	100.0	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0
府中市	1,099	981	1,817	165.3	1,752	159.4	100.0	39.4	53.8	23.1	0.0	84.6
昭島市	536	465	649	121.1	695	129.7	100.0	68.4	53.8	53.8	0.0	84.6
調布市	967	856	2,420	250.3	1,210	125.1	100.0	28.6	12.5	25.0	0.0	75.0
町田市	1,875	1,650	1,957	104.4	2,452	130.8	100.0	48.3	37.9	41.4	0.0	65.5
小金井市	501	442	532	106.2	655	130.7	100.0	42.9	66.7	50.0	0.0	83.3
小平市	895	756	951	106.3	914	102.1	100.0	59.3	43.8	43.8	0.0	87.5

日野市	789	706	1,224	155.1	1,224	155.1	100.0	68.0	52.9	52.9	0.0	41.2
東村山市	604	535	1,480	245.0	856	141.7	100.0	87.0	50.0	75.0	0.0	75.0
国分寺市	490	443	604	123.3	645	131.6	100.0	20.0	33.3	33.3	0.0	66.7
国立市	355	312	381	107.3	453	127.6	100.0	9.1	0.0	0.0	0.0	100.0
福生市	249	223	668	268.3	315	126.5	100.0	90.0	33.3	11.1	0.0	100.0
狛江市	327	289	390	119.3	443	135.5	100.0	50.0	60.0	80.0	0.0	100.0
東大和市	362	323	484	133.7	430	118.8	100.0	46.7	42.9	71.4	0.0	42.9
清瀬市	346	306	498	143.9	495	143.1	100.0	71.4	60.0	60.0	0.0	60.0
東久留米市	541	473	635	117.4	803	148.4	100.0	63.2	50.0	58.3	0.0	83.3
武蔵村山市	358	319	408	114.0	467	130.4	100.0	14.3	0.0	50.0	0.0	100.0
多摩市	666	583	871	130.8	823	123.6	100.0	69.2	61.1	44.4	0.0	72.2
稲城市	495	431	669	135.2	713	144.0	100.0	100.0	16.7	38.9	0.0	44.4
羽村市	248	216	347	139.9	324	130.6	100.0	80.0	37.5	37.5	0.0	75.0
あきる野市	373	336	403	108.0	461	123.6	100.0	68.8	45.5	45.5	0.0	81.8
西東京市	820	749	1,067	130.1	1,069	130.4	100.0	55.6	66.7	53.3	0.0	60.0
瑞穂町	163	140	168	103.1	189	116.0	100.0	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0
日の出町	118	97	159	134.7	165	139.8	100.0	100.0	20.0	100.0	0.0	100.0
檜原村	29	24	32	110.3	41	141.4	100.0	0.0	***	***	***	***
奥多摩町	44	35	47	106.8	57	129.5	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	66.7
大島町	88	69	101	114.8	124	140.9	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	33.3
利島村	21	17	26	123.8	26	123.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新島村	58	45	53	91.4	94	162.1	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	75.0
神津島村	36	29	37	102.8	40	111.1	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
三宅村	33	27	33	100.0	33	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
御蔵島村	21	18	30	142.9	32	152.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
八丈町	83	67	190	228.9	135	162.7	100.0	83.3	20.0	60.0	0.0	40.0
青ヶ島村	19	15	0	0.0	25	131.6	100.0	0.0	***	***	***	***
小笠原村	46	40	37	80.4	55	119.6	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	66.7
合　　計	67,410	59,270	107,904	160.1	96,407	143.0	100.0	62.7	45.4	38.6	0.2	70.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	1	274	13	418	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
千代田区	8	3,278	130	3,650	1.1	100.0	80.8	80.0	100.0	104	100.0	100.0	0.0
中央区	17	9,618	334	10,644	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	334	100.0	100.0	0.0
港区	19	10,946	387	11,644	1.1	99.7	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
新宿区	29	10,065	425	10,702	1.1	97.9	100.0	100.0	100.0	425	100.0	100.0	0.0
文京区	20	11,385	431	12,588	1.1	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
台東区	19	6,902	272	7,002	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
墨田区	25	10,502	423	10,857	1.0	99.8	99.5	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
江東区	45	24,390	900	26,238	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
品川区	31	14,417	532	14,828	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	532	100.0	100.0	0.0
目黒区	22	10,142	409	10,357	1.0	94.1	100.0	100.0	100.0	409	100.0	100.0	0.0
大田区	59	29,021	1,334	30,060	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世田谷区	61	37,503	1,347	38,882	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋谷区	18	7,539	294	7,656	1.0	96.6	100.0	100.0	100.0	294	100.0	6.2	93.8
中野区	20	11,041	417	12,336	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉並区	40	22,620	824	26,958	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊島区	22	9,339	376	13,075	1.4	100.0	98.4	98.4	100.0	370	100.0	0.0	0.0
北区	32	13,653	497	15,051	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒川区	24	8,924	330	9,838	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	330	100.0	100.0	0.0
板橋区	51	23,263	838	24,512	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
練馬区	65	33,426	1,250	33,785	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1,250	100.0	100.0	0.0
足立区	67	28,678	1,087	29,455	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛飾区	48	20,076	837	22,112	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江戸川区	65	31,226	1,058	31,552	1.0	100.0	100.0	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
八王子市	69	22,875	956	24,057	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立川市	19	8,547	348	9,341	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵野市	12	6,482	253	7,050	1.1	100.0	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
三鷹市	15	9,373	334	9,652	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	334	100.0	100.0	0.0
青梅市	17	5,008	269	5,460	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	22	12,740	457	13,975	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭島市	13	5,592	243	5,768	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
調布市	20	11,590	433	12,054	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	433	100.0	100.0	0.0
町田市	40	19,991	805	20,188	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小金井市	9	6,313	221	6,775	1.1	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平市	19	10,198	378	10,301	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野市	17	9,253	371	10,288	1.1	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村山市	15	6,767	285	7,271	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国分寺市	10	6,436	229	6,464	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

国立市	8	3,274	150	3,427	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福生市	7	2,141	106	2,129	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	106	100.0	100.0	0.0
狛江市	6	3,931	142	4,145	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東大和市	10	4,184	165	4,595	1.1	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清瀬市	9	3,495	154	3,440	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東久留米市	12	5,689	240	6,541	1.1	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵村山市	9	3,613	158	3,746	1.0	63.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多摩市	17	6,385	279	6,577	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲城市	12	5,422	214	5,415	1.0	92.5	83.6	44.4	100.0	95	100.0	0.0	0.0
羽村市	7	2,401	111	2,732	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あきる野市	10	3,652	149	3,849	1.1	96.6	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
西東京市	18	10,021	393	10,051	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂町	5	1,390	68	1,575	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日の出町	3	873	38	1,004	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜原村	1	57	7	75	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥多摩町	2	135	14	165	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0	0.0
大島町	3	262	23	267	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新島村	2	96	15	98	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神津島村	1	109	7	108	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅村	1	100	11	100	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
御蔵島村	1	24	6	25	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八丈町	3	317	20	357	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青ヶ島村	1	5	7	17	3.4	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小笠原村	1	106	8	108	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,254	587,075	22,812	623,390	1.1	98.5	99.7	99.3	22.8	5,041	99.9	98.6	1.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
東京都	19	14	24	126.3	22	115.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
千代田区	190	175	333	175.3	333	175.3	100.0	50.0	75.0	100.0	***	100.0
中央区	562	488	870	154.8	870	154.8	100.0	23.5	50.0	75.0	***	100.0
港区	604	553	1,039	172.0	979	162.1	100.0	52.6	40.0	70.0	***	50.0
新宿区	663	537	830	125.2	840	126.7	100.0	55.2	31.3	56.3	***	56.3
文京区	660	561	662	100.3	804	121.8	100.0	50.0	30.0	40.0	***	40.0
台東区	432	373	676	156.5	617	142.8	100.0	63.2	66.7	58.3	***	58.3
墨田区	770	607	760	98.7	1,335	173.4	100.0	44.0	36.4	45.5	***	100.0
江東区	1,325	1,150	1,624	122.6	3,252	245.4	100.0	60.0	22.2	22.2	***	85.2
品川区	845	727	1,989	235.4	1,149	136.0	100.0	48.4	33.3	40.0	***	60.0
目黒区	565	522	727	128.7	910	161.1	100.0	31.8	71.4	85.7	***	71.4
大田区	1,655	1,450	3,371	203.7	2,483	150.0	100.0	52.5	51.6	64.5	***	74.2
世田谷区	2,039	1,792	3,411	167.3	3,093	151.7	100.0	50.8	29.0	29.0	***	61.3
渋谷区	479	402	587	122.5	566	118.2	100.0	66.7	58.3	83.3	***	75.0
中野区	623	546	1,234	198.1	855	137.2	100.0	65.0	69.2	76.9	***	69.2
杉並区	1,272	1,068	1,736	136.5	1,742	136.9	100.0	50.0	35.0	65.0	***	65.0
豊島区	571	492	605	106.0	763	133.6	100.0	100.0	63.6	27.3	***	95.5
北区	865	759	1,033	119.4	1,104	127.6	100.0	40.6	30.8	61.5	***	84.6
荒川区	557	479	772	138.6	1,244	223.3	100.0	100.0	33.3	20.8	***	45.8
板橋区	1,312	1,128	1,729	131.8	1,765	134.5	100.0	100.0	21.6	21.6	***	100.0
練馬区	1,957	1,651	2,041	104.3	2,651	135.5	100.0	49.2	34.4	53.1	***	62.5
足立区	1,803	1,554	2,025	112.3	2,678	148.5	100.0	44.8	53.3	43.3	***	80.0
葛飾区	1,126	1,025	1,717	152.5	1,717	152.5	100.0	64.6	35.5	38.7	***	74.2
江戸川区	1,645	1,448	3,167	192.5	2,327	141.5	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
八王子市	1,698	1,375	2,041	120.2	2,041	120.2	100.0	46.4	34.4	53.1	***	81.3
立川市	505	446	970	192.1	970	192.1	100.0	68.4	53.8	38.5	***	84.6
武蔵野市	358	347	525	146.6	525	146.6	100.0	33.3	0.0	25.0	***	25.0
三鷹市	462	441	1,764	381.8	898	194.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
青梅市	359	322	502	139.8	502	139.8	100.0	17.6	0.0	0.0	***	100.0
府中市	740	667	1,179	159.3	1,179	159.3	100.0	59.1	53.8	23.1	***	84.6
昭島市	340	292	431	126.8	472	138.8	100.0	61.5	50.0	62.5	***	87.5
調布市	679	598	1,700	250.4	850	125.2	100.0	25.0	0.0	0.0	***	60.0
町田市	1,236	1,077	1,285	104.0	1,621	131.1	100.0	52.5	28.6	47.6	***	76.2
小金井市	340	305	357	105.0	449	132.1	100.0	44.4	75.0	50.0	***	75.0
小平市	604	518	643	106.5	624	103.3	100.0	63.2	41.7	50.0	***	83.3

日野市	526	465	803	152.7	803	152.7	100.0	70.6	50.0	66.7	***	41.7
東村山市	388	342	933	240.5	537	138.4	100.0	93.3	50.0	78.6	***	71.4
国分寺市	330	299	405	122.7	432	130.9	100.0	10.0	100.0	100.0	***	100.0
国立市	241	218	264	109.5	315	130.7	100.0	0.0	***	***	***	***
福生市	155	138	448	289.0	212	136.8	100.0	100.0	42.9	14.3	***	100.0
狛江市	234	207	268	114.5	304	129.9	100.0	50.0	66.7	66.7	***	100.0
東大和市	239	211	334	139.7	287	120.1	100.0	60.0	50.0	66.7	***	50.0
清瀬市	211	187	335	158.8	337	159.7	100.0	55.6	80.0	60.0	***	60.0
東久留米市	351	320	411	117.1	519	147.9	100.0	66.7	50.0	87.5	***	87.5
武蔵村山市	229	204	262	114.4	285	124.5	100.0	11.1	0.0	0.0	***	100.0
多摩市	421	372	560	133.0	536	127.3	100.0	76.5	76.9	53.8	***	69.2
稲城市	344	289	442	128.5	475	138.1	100.0	100.0	16.7	33.3	***	58.3
羽村市	159	136	221	139.0	206	129.6	100.0	85.7	16.7	16.7	***	66.7
あきる野市	225	201	242	107.6	277	123.1	100.0	50.0	0.0	40.0	***	60.0
西東京市	548	501	687	125.4	722	131.8	100.0	61.1	63.6	54.5	***	63.6
瑞穂町	109	93	113	103.7	125	114.7	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
日の出町	74	59	91	123.0	101	136.5	100.0	100.0	33.3	100.0	***	100.0
檜原村	14	12	15	107.1	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
奥多摩町	28	22	31	110.7	40	142.9	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
大島町	41	31	40	97.6	58	141.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	33.3
新島村	27	20	23	85.2	50	185.2	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
神津島村	19	14	17	89.5	19	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
三宅村	17	14	17	100.0	17	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
御蔵島村	9	8	18	200.0	18	200.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
八丈町	42	34	109	259.5	68	161.9	100.0	100.0	33.3	66.7	***	66.7
青ヶ島村	7	5	0	0.0	13	185.7	100.0	0.0	***	***	***	***
小笠原村	15	13	8	53.3	16	106.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
合　　計	34,863	30,304	51,456	147.6	51,022	146.3	100.0	59.3	36.6	41.9	***	76.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	5	2,507	97	2,726	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
千代田区	2	648	30	887	1.4	100.0	100.0	100.0	60.0	18	100.0	100.0	0.0
中央区	5	1,945	61	2,155	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	61	100.0	100.0	0.0
港区	10	2,409	99	2,990	1.2	84.8	96.0	76.8	***	***	76.8	100.0	0.0
新宿区	10	2,901	124	3,057	1.1	97.6	100.0	100.0	100.0	124	100.0	100.0	0.0
文京区	10	2,410	98	2,815	1.2	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
台東区	7	2,338	84	2,386	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
墨田区	10	4,007	148	4,177	1.0	100.0	100.0	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
江東区	23	7,979	262	8,695	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
品川区	9	2,964	100	3,411	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100.0	100.0	0.0
目黒区	7	2,791	108	2,898	1.0	87.0	71.3	67.6	100.0	73	100.0	100.0	0.0
大田区	28	10,985	495	11,495	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世田谷区	29	11,715	384	12,205	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋谷区	8	1,996	76	2,006	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	76	100.0	0.0	100.0
中野区	9	3,722	125	4,350	1.2	99.2	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
杉並区	23	6,925	258	8,655	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊島区	8	2,809	106	2,942	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	106	100.0	0.0	0.0
北区	11	4,527	149	4,960	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒川区	10	3,308	106	3,695	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	106	100.0	100.0	0.0
板橋区	22	9,369	294	9,932	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
練馬区	33	13,226	446	13,639	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	446	100.0	100.0	0.0
足立区	35	13,335	477	13,707	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛飾区	24	8,663	343	9,498	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江戸川区	32	14,429	399	14,834	1.0	100.0	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
八王子市	37	11,949	407	12,591	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立川市	9	3,797	139	4,154	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵野市	6	2,035	80	2,185	1.1	97.5	97.5	97.5	***	***	97.5	100.0	0.0
三鷹市	7	3,499	116	3,583	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	116	100.0	100.0	0.0
青梅市	11	2,732	141	3,026	1.1	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	11	5,867	196	6,432	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭島市	6	2,595	101	2,622	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
調布市	8	4,445	142	4,716	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	142	100.0	100.0	0.0
町田市	20	9,769	338	9,860	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小金井市	5	2,311	74	2,416	1.0	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平市	8	4,434	156	4,512	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野市	8	4,296	155	4,809	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村山市	8	3,415	134	3,642	1.1	97.0	94.0	94.0	6.0	0	100.0	100.0	0.0
国分寺市	5	2,405	80	2,409	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

国立市	3	1,303	39	1,354	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福生市	3	1,051	58	1,058	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	58	100.0	100.0	0.0
狛江市	4	1,424	54	1,831	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東大和市	5	2,052	68	2,210	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清瀬市	5	1,680	72	1,726	1.0	84.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東久留米市	7	2,531	93	2,912	1.2	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵村山市	5	1,844	63	1,947	1.1	60.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多摩市	9	2,921	116	3,028	1.0	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲城市	6	2,219	73	2,219	1.0	100.0	76.7	11.0	100.0	8	100.0	0.0	0.0
羽村市	3	1,288	51	1,498	1.2	86.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あきる野市	6	1,975	72	2,107	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西東京市	9	4,234	147	4,427	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂町	2	729	25	831	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日の出町	2	499	18	573	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜原村	1	29	5	34	1.2	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥多摩町	1	72	6	72	1.0	50.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
大島町	3	137	14	136	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新島村	2	55	6	63	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神津島村	1	48	4	75	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅村	1	38	5	39	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	5	100.0	100.0	0.0
御蔵島村	1	11	3	11	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八丈町	3	133	11	167	1.3	100.0	100.0	100.0	27.3	3	100.0	100.0	0.0
青ヶ島村	1	4	6	16	4.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小笠原村	1	62	5	61	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	603	227,796	8,142	243,467	1.1	97.7	99.2	98.3	19.1	1,448	99.7	97.6	2.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
東京都	136	125	289	212.5	219	161.0	100.0	100.0	100.0	60.0	0.0	0.0
千代田区	53	46	108	203.8	108	203.8	100.0	0.0	***	***	***	***
中央区	137	118	259	189.1	259	189.1	100.0	60.0	100.0	66.7	0.0	66.7
港区	213	185	318	149.3	384	180.3	100.0	70.0	57.1	57.1	0.0	57.1
新宿区	238	207	291	122.3	294	123.5	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
文京区	200	173	258	129.0	335	167.5	100.0	70.0	42.9	42.9	0.0	85.7
台東区	166	143	278	167.5	238	143.4	100.0	42.9	0.0	33.3	0.0	66.7
墨田区	271	245	331	122.1	566	208.9	100.0	10.0	100.0	100.0	100.0	100.0
江東区	546	470	685	125.5	1,390	254.6	100.0	78.3	33.3	16.7	0.0	72.2
品川区	221	186	547	247.5	306	138.5	100.0	66.7	50.0	83.3	0.0	83.3
目黒区	186	172	230	123.7	257	138.2	100.0	42.9	0.0	33.3	0.0	33.3
大田区	729	646	1,493	204.8	1,246	170.9	100.0	46.4	46.2	23.1	0.0	76.9
世田谷区	807	699	1,240	153.7	1,322	163.8	100.0	55.2	56.3	12.5	0.0	75.0
渋谷区	161	145	215	133.5	180	111.8	100.0	62.5	60.0	80.0	0.0	80.0
中野区	244	216	469	192.2	362	148.4	100.0	66.7	100.0	66.7	0.0	66.7
杉並区	575	472	776	135.0	776	135.0	100.0	47.8	36.4	27.3	0.0	81.8
豊島区	232	200	213	91.8	277	119.4	100.0	100.0	37.5	25.0	0.0	75.0
北区	353	279	327	92.6	365	103.4	100.0	45.5	60.0	40.0	0.0	60.0
荒川区	223	191	336	150.7	542	243.0	100.0	100.0	30.0	30.0	0.0	70.0
板橋区	558	523	801	143.5	837	150.0	100.0	100.0	13.6	13.6	0.0	100.0
練馬区	817	733	993	121.5	1,148	140.5	100.0	30.3	50.0	60.0	0.0	40.0
足立区	869	769	1,066	122.7	1,399	161.0	100.0	40.0	21.4	21.4	0.0	64.3
葛飾区	572	508	874	152.8	874	152.8	100.0	70.8	41.2	29.4	0.0	76.5
江戸川区	834	737	1,527	183.1	1,277	153.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
八王子市	889	781	1,170	131.6	1,170	131.6	100.0	29.7	36.4	45.5	0.0	72.7
立川市	246	218	472	191.9	472	191.9	100.0	22.2	50.0	0.0	0.0	50.0
武蔵野市	148	133	225	152.0	225	152.0	100.0	50.0	100.0	33.3	0.0	66.7
三鷹市	199	191	826	415.1	394	198.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
青梅市	269	234	367	136.4	367	136.4	100.0	45.5	0.0	0.0	0.0	100.0
府中市	359	314	638	177.7	573	159.6	100.0	0.0	***	***	***	***
昭島市	196	173	218	111.2	223	113.8	100.0	83.3	60.0	40.0	0.0	80.0
調布市	288	258	720	250.0	360	125.0	100.0	37.5	33.3	66.7	0.0	100.0
町田市	639	573	672	105.2	831	130.0	100.0	40.0	62.5	25.0	0.0	37.5
小金井市	161	137	175	108.7	206	128.0	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
小平市	291	238	308	105.8	290	99.7	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0	100.0

日野市	263	241	421	160.1	421	160.1	100.0	62.5	60.0	20.0	0.0	40.0
東村山市	216	193	547	253.2	319	147.7	100.0	75.0	50.0	66.7	0.0	83.3
国分寺市	160	144	199	124.4	213	133.1	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	50.0
国立市	114	94	117	102.6	138	121.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
福生市	94	85	220	234.0	103	109.6	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
狛江市	93	82	122	131.2	139	149.5	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	100.0
東大和市	123	112	150	122.0	143	116.3	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
清瀬市	135	119	163	120.7	158	117.0	100.0	100.0	40.0	60.0	0.0	60.0
東久留米市	190	153	224	117.9	284	149.5	100.0	57.1	50.0	0.0	0.0	75.0
武蔵村山市	129	115	146	113.2	182	141.1	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	100.0
多摩市	245	211	311	126.9	287	117.1	100.0	55.6	20.0	20.0	0.0	80.0
稲城市	151	142	227	150.3	238	157.6	100.0	100.0	16.7	50.0	0.0	16.7
羽村市	89	80	126	141.6	118	132.6	100.0	66.7	100.0	100.0	0.0	100.0
あきる野市	148	135	161	108.8	184	124.3	100.0	100.0	83.3	50.0	0.0	100.0
西東京市	272	248	380	139.7	347	127.6	100.0	44.4	75.0	50.0	0.0	50.0
瑞穂町	54	47	55	101.9	64	118.5	100.0	0.0	***	***	***	***
日の出町	44	38	68	154.5	64	145.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
檜原村	15	12	17	113.3	21	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
奥多摩町	16	13	16	100.0	17	106.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大島町	47	38	61	129.8	66	140.4	100.0	0.0	***	***	***	***
新島村	31	25	30	96.8	44	141.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神津島村	17	15	20	117.6	21	123.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
三宅村	16	13	16	100.0	16	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
御蔵島村	12	10	12	100.0	14	116.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
八丈町	41	33	81	197.6	67	163.4	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	0.0
青ヶ島村	12	10	0	0.0	12	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
小笠原村	10	10	6	60.0	16	160.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	15,763	13,856	23,611	149.8	23,768	150.8	100.0	56.2	38.3	32.7	0.3	74.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
江東区	1	1,210	40	1,352	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
品川区	6	5,928	202	6,327	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	202	100.0	100.0	0.0
北区	1	1,070	39	1,145	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八王子市	1	1,410	52	1,482	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利島村	1	25	8	34	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
小笠原村	1	31	9	32	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	11	9,674	350	10,372	1.1	100.0	100.0	100.0	60.0	210	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
江東区	70	59	81	115.7	163	232.9	100.0	0.0	***	***	***	***
品川区	378	333	817	216.1	480	127.0	100.0	50.0	33.3	100.0	0.0	33.3
北区	58	51	60	103.4	67	115.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八王子市	145	145	116	80.0	116	80.0	100.0	0.0	***	***	***	***
利島村	21	17	26	123.8	26	123.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
小笠原村	21	17	23	109.5	23	109.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	693	622	1,123	162.0	875	126.3	100.0	45.5	60.0	80.0	0.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
東京都	187	66	127,018	34,568	3,985	1,226	143,746	44,691	1.1	1.3	99.5	2.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	3.7	6.1	96.3	93.9
合計	187	66	127,018	34,568	3,985	1,226	143,746	44,691	1.1	1.3	99.5	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	3.7	6.1	96.3	93.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
東京都	9,714	3,540	8,813	3,114	20,588	8,197	211.9	231.6	13,260	5,517	136.5	155.8	100.0	100.0	100.0	100.0	84.0	83.3	36.9	36.4	0.0	0.0	39.0	31.8
合計	9,714	3,540	8,813	3,114	20,588	8,197	211.9	231.6	13,260	5,517	136.5	155.8	100.0	100.0	100.0	100.0	84.0	83.3	36.9	36.4	0.0	0.0	39.0	31.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	5	4,654	129	5,004	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
千代田区	1	918	40	1,140	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	40	100.0	100.0	0.0
合計	6	5,572	169	6,144	1.1	100.0	100.0	100.0	23.7	40	100.0	16.7	83.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
東京都	283	256	590	208.5	340	120.1	100.0	100.0	100.0	40.0	0.0	40.0
千代田区	70	65	18	25.7	18	25.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	353	321	608	172.2	358	101.4	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	58	14,807	2,964	16,830	1.1	34.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
新宿区	1	46	4	63	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
大田区	1	13	6	26	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉並区	1	199	41	221	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板橋区	1	23	6	30	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛飾区	1	20	4	41	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	63	15,108	3,025	17,211	1.1	35.6	100.0	100.0	0.1	4	100.0	7.9	92.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
東京都	5,888	5,246	10,301	174.9	6,893	117.1	100.0	81.0	74.5	31.9	0.0	72.3
新宿区	30	23	44	146.7	47	156.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大田区	9	6	15	166.7	26	288.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
杉並区	75	63	94	125.3	94	125.3	100.0	0.0	***	***	***	***
板橋区	12	9	32	266.7	32	266.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
葛飾区	10	7	32	320.0	32	320.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	6,024	5,354	10,518	174.6	7,124	118.3	100.0	81.0	72.5	31.4	0.0	72.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
神奈川県	165	119,681	4,370	140,929	1.2	90.8	99.1	98.9	1.8	79	98.9	81.2	18.8
横浜市	505	252,123	10,462	279,961	1.1	93.4	97.7	96.4	***	***	96.4	0.0	100.0
川崎市	176	106,508	4,061	109,448	1.0	98.1	99.1	99.1	***	***	99.1	97.2	2.8
相模原市	105	47,462	1,983	48,008	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横須賀市	70	24,649	1,117	26,620	1.1	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平塚市	45	17,257	754	20,020	1.2	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌倉市	26	10,518	427	11,226	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	427	100.0	3.8	96.2
藤沢市	55	33,409	1,204	43,231	1.3	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小田原市	36	12,090	574	12,952	1.1	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茅ヶ崎市	32	18,403	691	18,614	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
逗子市	8	3,560	150	3,798	1.1	84.7	99.3	99.3	20.0	30	99.3	100.0	0.0
三浦市	10	2,007	117	2,095	1.0	65.8	88.0	87.2	***	***	87.2	100.0	0.0
秦野市	22	10,549	457	10,888	1.0	88.4	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
厚木市	36	15,239	682	16,641	1.1	72.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和市	28	17,176	656	17,390	1.0	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢原市	14	6,742	282	7,993	1.2	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海老名市	19	10,508	387	11,199	1.1	92.2	100.0	100.0	3.9	15	100.0	100.0	0.0
座間市	17	8,880	360	10,097	1.1	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南足柄市	8	2,664	121	3,170	1.2	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾瀬市	15	6,457	280	6,751	1.0	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葉山町	6	2,496	100	2,695	1.1	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒川町	8	3,821	144	4,018	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大磯町	6	2,215	98	2,399	1.1	79.6	98.0	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
二宮町	5	1,700	79	1,772	1.0	84.8	96.2	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
中井町	3	485	25	624	1.3	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大井町	4	1,178	55	1,284	1.1	90.9	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
松田町	3	624	31	658	1.1	77.4	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
山北町	2	509	27	576	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
開成町	3	1,667	73	1,815	1.1	86.3	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
箱根町	4	346	33	482	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真鶴町	2	297	19	366	1.2	84.2	94.7	94.7	100.0	18	100.0	100.0	0.0
湯河原町	4	992	53	1,039	1.0	92.5	98.1	98.1	15.1	7	100.0	100.0	0.0
愛川町	9	2,476	146	2,656	1.1	80.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清川村	3	154	15	164	1.1	6.7	100.0	73.3	46.7	6	80.0	66.7	33.3
合計	1,454	744,842	30,033	821,579	1.1	92.9	98.9	98.3	1.9	582	98.4	60.9	39.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
神奈川県	11,322	9,933	8,189	72.3	14,198	125.4	84.8	49.7	39.0	39.0	0.0	79.3
横浜市	17,833	14,693	30,862	173.1	24,384	136.7	100.0	53.7	49.1	44.3	0.0	86.3
川崎市	7,352	6,244	16,043	218.2	7,627	103.7	100.0	38.6	45.6	47.1	0.0	73.5
相模原市	3,273	2,754	3,681	112.5	3,681	112.5	100.0	34.3	47.2	41.7	0.0	63.9
横須賀市	1,953	1,690	2,188	112.0	2,262	115.8	100.0	35.7	52.0	44.0	16.7	92.0
平塚市	1,267	1,060	2,113	166.8	1,381	109.0	100.0	20.0	44.4	33.3	0.0	55.6
鎌倉市	748	629	805	107.6	852	113.9	100.0	34.6	44.4	66.7	0.0	44.4
藤沢市	1,925	1,725	3,528	183.3	2,193	113.9	98.2	43.6	0.0	0.0	0.0	100.0
小田原市	957	789	1,139	119.0	1,116	116.6	100.0	41.7	46.7	60.0	0.0	66.7
茅ヶ崎市	1,091	953	1,128	103.4	1,329	121.8	100.0	28.1	11.1	55.6	0.0	77.8
逗子市	253	230	224	88.5	297	117.4	100.0	37.5	33.3	66.7	0.0	66.7
三浦市	196	166	182	92.9	228	116.3	100.0	20.0	50.0	50.0	0.0	100.0
秦野市	765	664	1,241	162.2	1,268	165.8	100.0	72.7	18.8	37.5	0.0	87.5
厚木市	1,056	914	1,167	110.5	1,231	116.6	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	91.7
大和市	1,116	968	2,491	223.2	1,298	116.3	100.0	46.4	23.1	38.5	0.0	76.9
伊勢原市	490	423	586	119.6	592	120.8	100.0	21.4	33.3	66.7	0.0	100.0
海老名市	653	584	1,295	198.3	832	127.4	100.0	31.6	33.3	16.7	0.0	83.3
座間市	593	486	668	112.6	655	110.5	100.0	76.5	46.2	30.8	0.0	61.5
南足柄市	205	176	166	81.0	288	140.5	100.0	37.5	0.0	33.3	100.0	66.7
綾瀬市	424	386	764	180.2	566	133.5	100.0	53.3	50.0	37.5	0.0	37.5
葉山町	208	171	238	114.4	231	111.1	100.0	33.3	50.0	100.0	0.0	100.0
寒川町	253	211	3	1.2	278	109.9	100.0	37.5	0.0	33.3	0.0	66.7
大磯町	165	136	182	110.3	177	107.3	66.7	66.7	75.0	50.0	0.0	75.0
二宮町	126	103	181	143.7	202	160.3	100.0	80.0	50.0	50.0	50.0	100.0
中井町	48	38	59	122.9	67	139.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
大井町	93	80	113	121.5	112	120.4	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	0.0
松田町	50	43	56	112.0	67	134.0	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
山北町	45	37	51	113.3	57	126.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
開成町	93	83	134	144.1	121	130.1	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
箱根町	68	53	54	79.4	81	119.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
真鶴町	30	23	46	153.3	59	196.7	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
湯河原町	93	78	103	110.8	126	135.5	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
愛川町	223	203	246	110.3	252	113.0	0.0	33.3	0.0	33.3	50.0	33.3
清川村	38	30	74	194.7	51	134.2	0.0	0.0	***	***	***	***
合計	55,005	46,756	80,000	145.4	68,159	123.9	97.2	45.2	43.2	42.0	1.7	79.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
横浜市	336	165,703	7,210	182,542	1.1	95.4	98.6	97.6	***	***	97.6	0.0	100.0
川崎市	115	71,745	2,813	72,198	1.0	99.1	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
相模原市	68	31,528	1,381	31,830	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横須賀市	44	15,122	750	16,321	1.1	80.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平塚市	29	11,454	522	12,812	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌倉市	16	7,128	304	7,606	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	304	100.0	0.0	100.0
藤沢市	35	22,660	838	31,341	1.4	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小田原市	25	7,931	406	8,503	1.1	90.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茅ヶ崎市	19	12,370	483	12,454	1.0	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
逗子市	5	2,460	108	2,623	1.1	81.5	100.0	100.0	27.8	30	100.0	100.0	0.0
三浦市	7	1,310	83	1,323	1.0	72.3	88.0	86.7	***	***	86.7	100.0	0.0
秦野市	13	6,737	299	6,964	1.0	90.6	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
厚木市	23	9,887	463	10,826	1.1	71.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和市	19	11,661	475	11,816	1.0	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢原市	10	4,450	201	5,159	1.2	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海老名市	13	7,143	278	7,790	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
座間市	11	5,850	249	6,628	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南足柄市	5	1,643	83	2,044	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾瀬市	10	4,154	195	4,349	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葉山町	4	1,682	73	1,864	1.1	80.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒川町	5	2,530	93	2,553	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大磯町	3	1,437	65	1,533	1.1	76.9	96.9	95.4	***	***	95.4	100.0	0.0
二宮町	3	1,127	54	1,170	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中井町	2	306	17	364	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大井町	3	751	41	837	1.1	92.7	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
松田町	2	415	23	448	1.1	73.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山北町	1	331	19	385	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
開成町	2	1,132	55	1,240	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
箱根町	3	212	24	283	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真鶴町	1	199	10	223	1.1	100.0	90.0	90.0	100.0	9	100.0	100.0	0.0
湯河原町	3	585	40	599	1.0	90.0	97.5	97.5	20.0	7	100.0	100.0	0.0
愛川町	6	1,586	100	1,620	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清川村	1	102	7	108	1.1	0.0	100.0	85.7	100.0	6	100.0	100.0	0.0
合計	842	413,331	17,762	448,356	1.1	94.2	99.3	98.9	2.0	356	98.9	58.1	41.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
横浜市	10,941	8,826	18,379	168.0	14,906	136.2	100.0	47.6	48.1	56.9	***	85.6
川崎市	4,378	3,689	10,150	231.8	4,659	106.4	100.0	39.1	51.1	60.0	***	77.8
相模原市	2,035	1,686	2,369	116.4	2,369	116.4	100.0	41.2	42.9	39.3	***	53.6
横須賀市	1,178	1,006	1,331	113.0	1,386	117.7	100.0	29.5	38.5	53.8	***	84.6
平塚市	831	669	1,341	161.4	882	106.1	100.0	17.2	40.0	40.0	***	80.0
鎌倉市	464	406	508	109.5	554	119.4	100.0	37.5	33.3	66.7	***	33.3
藤沢市	1,166	1,049	2,049	175.7	1,372	117.7	100.0	45.7	0.0	0.0	***	100.0
小田原市	637	509	769	120.7	732	114.9	100.0	48.0	41.7	66.7	***	75.0
茅ヶ崎市	683	589	694	101.6	796	116.5	100.0	31.6	16.7	50.0	***	66.7
逗子市	170	156	182	107.1	202	118.8	100.0	40.0	50.0	50.0	***	100.0
三浦市	120	101	109	90.8	141	117.5	100.0	28.6	50.0	50.0	***	100.0
秦野市	478	410	521	109.0	541	113.2	100.0	69.2	22.2	44.4	***	77.8
厚木市	655	560	741	113.1	779	118.9	100.0	30.4	28.6	42.9	***	100.0
大和市	740	642	1,619	218.8	847	114.5	100.0	47.4	11.1	33.3	***	66.7
伊勢原市	333	279	393	118.0	400	120.1	100.0	30.0	33.3	66.7	***	100.0
海老名市	448	393	863	192.6	538	120.1	100.0	38.5	20.0	20.0	***	80.0
座間市	364	295	430	118.1	416	114.3	100.0	90.9	40.0	30.0	***	50.0
南足柄市	122	102	94	77.0	182	149.2	100.0	40.0	0.0	50.0	***	50.0
綾瀬市	275	248	498	181.1	355	129.1	100.0	50.0	40.0	40.0	***	40.0
葉山町	115	112	163	141.7	156	135.7	100.0	50.0	50.0	100.0	***	100.0
寒川町	165	133	0	0.0	178	107.9	100.0	40.0	0.0	50.0	***	50.0
大磯町	99	78	108	109.1	98	99.0	66.7	66.7	100.0	50.0	***	50.0
二宮町	74	60	124	167.6	139	187.8	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
中井町	28	21	39	139.3	40	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
大井町	63	54	83	131.7	77	122.2	100.0	100.0	100.0	33.3	***	0.0
松田町	31	24	32	103.2	43	138.7	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
山北町	25	21	28	112.0	27	108.0	100.0	0.0	***	***	***	***
開成町	59	53	100	169.5	87	147.5	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
箱根町	49	37	36	73.5	59	120.4	100.0	66.7	100.0	0.0	***	100.0
真鶴町	16	12	17	106.3	26	162.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
湯河原町	62	51	66	106.5	91	146.8	100.0	66.7	50.0	0.0	***	50.0
愛川町	144	131	155	107.6	163	113.2	0.0	16.7	0.0	100.0	***	0.0
清川村	16	14	29	181.3	18	112.5	0.0	0.0	***	***	***	***
合計	26,964	22,416	44,020	163.3	33,259	123.3	99.0	43.2	42.0	50.3	***	77.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。

注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
横浜市	144	74,985	2,671	82,693	1.1	90.4	95.1	92.4	***	***	92.4	0.0	100.0
川崎市	52	30,043	1,006	32,318	1.1	97.0	98.6	98.6	***	***	98.6	98.1	1.9
相模原市	35	15,816	580	16,055	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横須賀市	23	8,348	317	9,073	1.1	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平塚市	16	5,803	232	7,208	1.2	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌倉市	10	3,390	123	3,620	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	123	100.0	10.0	90.0
藤沢市	19	10,578	335	11,705	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小田原市	11	4,159	168	4,449	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茅ヶ崎市	13	6,033	208	6,160	1.0	83.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
逗子市	3	1,100	42	1,175	1.1	92.9	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
三浦市	3	697	34	772	1.1	50.0	88.2	88.2	***	***	88.2	100.0	0.0
秦野市	9	3,812	158	3,924	1.0	84.2	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
厚木市	13	5,352	219	5,815	1.1	74.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和市	9	5,515	181	5,574	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢原市	4	2,292	81	2,834	1.2	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海老名市	6	3,365	109	3,409	1.0	93.6	100.0	100.0	13.8	15	100.0	100.0	0.0
座間市	6	3,030	111	3,469	1.1	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南足柄市	3	1,021	38	1,126	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾瀬市	5	2,303	85	2,402	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葉山町	2	814	27	831	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒川町	3	1,291	51	1,465	1.1	84.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大磯町	3	778	33	866	1.1	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二宮町	2	573	25	602	1.1	76.0	88.0	88.0	***	***	88.0	100.0	0.0
中井町	1	179	8	260	1.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大井町	1	427	14	447	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松田町	1	209	8	210	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山北町	1	178	8	191	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
開成町	1	535	18	575	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箱根町	1	134	9	199	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真鶴町	1	98	9	143	1.5	66.7	100.0	100.0	100.0	9	100.0	100.0	0.0
湯河原町	1	407	13	440	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛川町	3	890	46	1,036	1.2	65.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清川村	2	52	8	56	1.1	12.5	100.0	62.5	***	***	62.5	50.0	50.0
合計	407	194,207	6,975	211,102	1.1	91.7	97.8	96.7	2.1	147	96.7	61.7	38.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
横浜市	5,132	4,370	9,652	188.1	7,050	137.4	100.0	66.7	45.8	25.0	0.0	89.6
川崎市	2,198	1,852	5,022	228.5	2,128	96.8	100.0	40.4	38.1	23.8	0.0	61.9
相模原市	1,177	1,026	1,259	107.0	1,259	107.0	100.0	17.1	50.0	66.7	0.0	100.0
横須賀市	636	563	670	105.3	770	121.1	100.0	47.8	72.7	36.4	18.2	100.0
平塚市	436	391	772	177.1	499	114.4	100.0	25.0	50.0	25.0	0.0	25.0
鎌倉市	284	223	297	104.6	298	104.9	100.0	30.0	66.7	66.7	0.0	66.7
藤沢市	666	593	1,367	205.3	719	108.0	100.0	42.1	0.0	0.0	0.0	100.0
小田原市	320	280	370	115.6	384	120.0	100.0	27.3	66.7	33.3	0.0	33.3
茅ヶ崎市	408	364	434	106.4	533	130.6	100.0	23.1	0.0	66.7	0.0	100.0
逗子市	83	74	42	50.6	95	114.5	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
三浦市	76	65	73	96.1	87	114.5	100.0	0.0	***	***	***	***
秦野市	287	254	720	250.9	727	253.3	100.0	77.8	14.3	28.6	0.0	100.0
厚木市	401	354	426	106.2	452	112.7	100.0	38.5	40.0	20.0	0.0	80.0
大和市	376	326	872	231.9	451	119.9	100.0	44.4	50.0	50.0	0.0	100.0
伊勢原市	157	144	193	122.9	192	122.3	100.0	0.0	***	***	***	***
海老名市	205	191	432	210.7	294	143.4	100.0	16.7	100.0	0.0	0.0	100.0
座間市	229	191	238	103.9	239	104.4	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	100.0
南足柄市	83	74	72	86.7	106	127.7	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0
綾瀬市	149	138	266	178.5	211	141.6	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	33.3
葉山町	93	59	75	80.6	75	80.6	100.0	0.0	***	***	***	***
寒川町	88	78	3	3.4	100	113.6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
大磯町	66	58	74	112.1	79	119.7	66.7	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
二宮町	52	43	57	109.6	63	121.2	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	100.0
中井町	20	17	20	100.0	27	135.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大井町	30	26	30	100.0	35	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
松田町	19	19	24	126.3	24	126.3	100.0	0.0	***	***	***	***
山北町	20	16	23	115.0	30	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
開成町	34	30	34	100.0	34	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
箱根町	19	16	18	94.7	22	115.8	100.0	0.0	***	***	***	***
真鶴町	14	11	29	207.1	33	235.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
湯河原町	31	27	37	119.4	35	112.9	100.0	0.0	***	***	***	***
愛川町	79	72	91	115.2	89	112.7	0.0	66.7	0.0	0.0	50.0	50.0
清川村	22	16	45	204.5	33	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
合計	13,890	11,961	23,737	170.9	17,173	123.6	98.5	46.9	44.5	29.3	2.6	84.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。

注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
横浜市	3	2,428	113	2,621	1.1	86.7	97.3	97.3	***	***	97.3	0.0	100.0
相模原市	2	118	22	123	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	5	2,546	135	2,744	1.1	88.9	97.8	97.8	***	***	97.8	40.0	60.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
横浜市	162	140	383	236.4	269	166.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
相模原市	61	42	53	86.9	53	86.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	223	182	436	195.5	322	144.4	100.0	80.0	100.0	0.0	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
神奈川県	134	33	111,739	21,099	3,300	756	130,834	27,547	1.2	1.3	96.1	81.2	99.0	98.9	98.7	98.4	***	***	***	***	98.7	98.4	83.6	81.8	16.4	18.2
横浜市	9	4	7,578	3,259	214	103	9,755	4,833	1.3	1.5	97.2	97.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
川崎市	5	4	4,073	3,372	144	126	4,128	3,427	1.0	1.0	84.7	82.5	86.1	84.1	86.1	84.1	***	***	***	***	86.1	84.1	20.0	25.0	80.0	75.0
横須賀市	1	1	1,129	1,129	24	24	1,158	1,158	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	149	42	124,519	28,859	3,682	1,009	145,875	36,965	1.2	1.3	95.8	95.2	98.6	97.2	98.3	96.8	***	***	***	***	98.3	96.8	76.5	69.0	23.5	31.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
神奈川県	7,967	2,081	7,282	1,883	5,402	1,177	67.8	56.6	10,179	2,692	127.8	129.4	100.0	100.0	39.6	33.3	28.3	18.2	41.5	18.2	0.0	0.0	75.5	72.7
横浜市	668	318	565	245	828	382	124.0	120.1	867	397	129.8	124.8	100.0	100.0	44.4	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	75.0	50.0
川崎市	404	342	370	318	410	313	101.5	91.5	419	358	103.7	104.7	100.0	100.0	20.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
横須賀市	73	73	68	68	136	136	186.3	186.3	5	5	6.8	6.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	9,112	2,814	8,285	2,514	6,776	2,008	74.4	71.4	11,470	3,452	125.9	122.7	100.0	100.0	38.9	33.3	29.3	21.4	41.4	28.6	0.0	0.0	75.9	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
神奈川県	2	1,890	69	2,977	1.6	75.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	2	1,890	69	2,977	1.6	75.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神奈川県	137	127	192	140.1	175	127.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	137	127	192	140.1	175	127.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
神奈川県	29	6,052	1,001	7,118	1.2	74.2	99.5	99.5	7.9	79	99.5	69.0	31.0
横浜市	13	1,429	254	2,350	1.6	68.1	99.6	99.6	***	***	99.6	0.0	100.0
川崎市	4	647	98	804	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横須賀市	2	50	26	68	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤沢市	1	171	31	185	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	49	8,349	1,410	10,525	1.3	75.9	99.6	99.6	5.6	79	99.6	55.1	44.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神奈川県	3,218	2,524	2,595	80.6	3,844	119.5	13.8	96.6	57.1	32.1	0.0	89.3
横浜市	930	792	1,620	174.2	1,292	138.9	100.0	69.2	88.9	33.3	0.0	77.8
川崎市	372	333	461	123.9	421	113.2	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
横須賀市	66	53	51	77.3	101	153.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
藤沢市	93	83	112	120.4	102	109.7	0.0	0.0	***	***	***	***
合計	4,679	3,785	4,839	103.4	5,760	123.1	46.9	79.6	61.5	30.8	0.0	87.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
新潟県	114	38,907	1,516	47,306	1.2	88.1	99.9	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
新潟市	168	55,292	2,599	56,869	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長岡市	81	18,012	974	18,495	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三条市	28	6,206	347	6,463	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏崎市	30	4,792	300	4,801	1.0	76.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新発田市	23	6,703	352	6,694	1.0	91.2	97.7	87.2	***	***	87.2	4.3	95.7
小千谷市	14	2,166	152	2,352	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加茂市	11	1,356	86	1,479	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十日町市	27	2,926	209	2,992	1.0	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	11.1	88.9
見附市	13	2,708	170	3,122	1.2	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村上市	20	3,006	204	3,209	1.1	86.8	96.1	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
燕市	19	5,079	254	5,395	1.1	97.2	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
糸魚川市	18	2,240	181	2,251	1.0	85.1	100.0	100.0	***	***	100.0	94.4	5.6
妙高市	11	1,859	130	1,985	1.1	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五泉市	13	2,810	158	3,046	1.1	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上越市	64	11,955	673	13,325	1.1	85.9	99.6	98.2	1.0	7	98.2	100.0	0.0
阿賀野市	11	2,671	145	2,781	1.0	92.4	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
佐渡市	34	2,880	228	3,094	1.1	73.7	96.5	96.5	***	***	96.5	97.1	2.9
魚沼市	13	2,018	137	2,197	1.1	92.7	99.3	99.3	***	***	99.3	61.5	38.5
南魚沼市	21	3,885	235	3,897	1.0	85.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
胎内市	9	1,734	102	2,043	1.2	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
聖籠町	4	1,287	70	1,290	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥彦村	2	514	25	625	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田上町	3	600	36	777	1.3	86.1	97.2	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
阿賀町	5	338	35	448	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出雲崎町	2	213	16	273	1.3	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯沢町	2	388	25	404	1.0	88.0	96.0	88.0	***	***	88.0	100.0	0.0
津南町	4	454	33	460	1.0	81.8	97.0	97.0	***	***	97.0	100.0	0.0
刈羽村	2	336	19	344	1.0	94.7	94.7	94.7	26.3	5	94.7	50.0	50.0
関川村	2	257	20	259	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粟島浦村	2	28	6	35	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	770	183,620	9,437	198,711	1.1	92.3	99.6	99.0	0.1	12	99.0	93.0	7.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟県	4,204	3,727	5,207	123.9	5,705	135.7	100.0	52.6	48.3	31.7	30.0	61.7
新潟市	4,083	3,604	5,629	137.9	4,518	110.7	100.0	67.3	46.0	37.2	11.9	54.9
長岡市	1,656	1,441	2,510	151.6	2,076	125.4	100.0	77.8	41.3	30.2	0.0	88.9
三条市	562	503	541	96.3	751	133.6	100.0	64.3	33.3	16.7	14.3	83.3
柏崎市	488	421	747	153.1	633	129.7	100.0	66.7	40.0	30.0	0.0	60.0
新発田市	626	492	678	108.3	850	135.8	95.7	39.1	22.2	33.3	0.0	77.8
小千谷市	273	227	344	126.0	336	123.1	100.0	50.0	57.1	42.9	0.0	85.7
加茂市	160	126	198	123.8	187	116.9	100.0	54.5	16.7	16.7	0.0	66.7
十日町市	370	312	412	111.4	442	119.5	100.0	63.0	47.1	11.8	0.0	64.7
見附市	303	247	311	102.6	337	111.2	100.0	69.2	66.7	44.4	0.0	100.0
村上市	322	262	352	109.3	435	135.1	100.0	55.0	54.5	45.5	25.0	63.6
燕市	401	355	768	191.5	568	141.6	100.0	73.7	50.0	7.1	25.0	64.3
糸魚川市	309	258	405	131.1	385	124.6	100.0	83.3	60.0	40.0	0.0	53.3
妙高市	229	201	314	137.1	356	155.5	100.0	45.5	40.0	60.0	0.0	60.0
五泉市	242	214	300	124.0	328	135.5	100.0	53.8	14.3	42.9	0.0	85.7
上越市	1,155	996	1,416	122.6	1,191	103.1	100.0	82.8	49.1	28.3	5.9	73.6
阿賀野市	229	191	295	128.8	317	138.4	100.0	45.5	80.0	40.0	0.0	80.0
佐渡市	393	329	502	127.7	621	158.0	100.0	47.1	50.0	37.5	12.5	62.5
魚沼市	217	184	242	111.5	346	159.4	100.0	84.6	45.5	27.3	25.0	90.9
南魚沼市	390	331	522	133.8	502	128.7	95.2	61.9	46.2	30.8	0.0	53.8
胎内市	169	150	203	120.1	211	124.9	100.0	66.7	50.0	33.3	0.0	100.0
聖籠町	106	98	105	99.1	139	131.1	100.0	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0
弥彦村	51	45	75	147.1	68	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
田上町	55	46	103	187.3	58	105.5	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	66.7
阿賀町	65	50	117	180.0	91	140.0	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
出雲崎町	25	21	25	100.0	46	184.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
湯沢町	41	36	44	107.3	53	129.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
津南町	52	46	84	161.5	89	171.2	100.0	75.0	0.0	33.3	0.0	33.3
刈羽村	36	29	81	225.0	50	138.9	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
関川村	34	28	36	105.9	48	141.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
粟島浦村	14	12	17	121.4	30	214.3	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
合計	17,260	14,982	22,583	130.8	21,767	126.1	99.5	64.4	46.2	32.5	14.5	68.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。

注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
新潟市	106	35,237	1,733	36,165	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長岡市	52	11,437	636	11,610	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三条市	19	3,487	231	3,642	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏崎市	19	3,105	208	3,110	1.0	81.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新発田市	13	4,336	246	4,331	1.0	91.9	100.0	85.4	***	***	85.4	7.7	92.3
小千谷市	8	1,321	96	1,502	1.1	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加茂市	6	833	56	940	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十日町市	16	1,917	140	1,965	1.0	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	6.2	93.8
見附市	8	1,735	114	1,971	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村上市	13	1,993	146	2,148	1.1	88.4	94.5	93.2	***	***	93.2	100.0	0.0
燕市	14	3,327	183	3,499	1.1	96.7	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
糸魚川市	13	1,398	127	1,402	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
妙高市	7	1,155	84	1,176	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五泉市	9	1,768	113	1,924	1.1	87.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上越市	44	7,820	490	8,763	1.1	84.3	99.4	98.2	1.4	7	98.2	100.0	0.0
阿賀野市	7	1,684	97	1,718	1.0	93.8	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
佐渡市	22	1,813	155	1,950	1.1	86.5	96.1	96.1	***	***	96.1	95.5	4.5
魚沼市	8	1,326	96	1,397	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	62.5	37.5
南魚沼市	16	2,433	152	2,442	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
胎内市	5	1,122	68	1,225	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
聖籠町	3	861	50	863	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥彦村	1	324	17	400	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田上町	2	372	25	492	1.3	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿賀町	3	214	25	286	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出雲崎町	1	135	10	154	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯沢町	1	249	16	267	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津南町	3	331	25	333	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
刈羽村	1	216	14	223	1.0	92.9	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
関川村	1	156	12	159	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粟島浦村	1	11	3	11	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	422	92,116	5,368	96,068	1.0	94.7	99.6	98.8	0.1	7	98.8	92.7	7.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
新潟市	2,343	2,028	3,306	141.1	2,593	110.7	100.0	67.0	52.1	36.6	***	50.7
長岡市	921	799	1,413	153.4	1,170	127.0	100.0	75.0	46.2	30.8	***	89.7
三条市	319	285	323	101.3	420	131.7	100.0	57.9	45.5	27.3	***	72.7
柏崎市	308	273	454	147.4	385	125.0	100.0	68.4	46.2	15.4	***	53.8
新発田市	369	299	351	95.1	485	131.4	92.3	30.8	25.0	25.0	***	75.0
小千谷市	146	124	190	130.1	175	119.9	100.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
加茂市	85	71	110	129.4	97	114.1	100.0	50.0	33.3	33.3	***	100.0
十日町市	214	180	255	119.2	234	109.3	100.0	75.0	50.0	8.3	***	66.7
見附市	164	137	171	104.3	187	114.0	100.0	75.0	83.3	33.3	***	100.0
村上市	207	163	235	113.5	272	131.4	100.0	53.8	85.7	57.1	***	71.4
燕市	267	232	518	194.0	388	145.3	100.0	71.4	30.0	0.0	***	50.0
糸魚川市	180	160	232	128.9	237	131.7	100.0	76.9	70.0	50.0	***	30.0
妙高市	131	116	209	159.5	236	180.2	100.0	42.9	33.3	33.3	***	66.7
五泉市	155	136	194	125.2	223	143.9	100.0	44.4	25.0	25.0	***	75.0
上越市	739	662	907	122.7	795	107.6	100.0	81.8	55.6	30.6	***	61.1
阿賀野市	138	116	176	127.5	191	138.4	100.0	57.1	75.0	50.0	***	75.0
佐渡市	236	196	325	137.7	371	157.2	100.0	36.4	50.0	37.5	***	50.0
魚沼市	133	115	139	104.5	205	154.1	100.0	87.5	57.1	28.6	***	85.7
南魚沼市	240	199	310	129.2	322	134.2	100.0	62.5	50.0	40.0	***	60.0
胎内市	98	88	127	129.6	123	125.5	100.0	60.0	100.0	66.7	***	100.0
聖籠町	70	62	68	97.1	102	145.7	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
弥彦村	29	26	50	172.4	39	134.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
田上町	34	28	61	179.4	37	108.8	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
阿賀町	38	31	53	139.5	48	126.3	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
出雲崎町	14	13	12	85.7	24	171.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
湯沢町	25	23	26	104.0	29	116.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
津南町	35	33	59	168.6	63	180.0	100.0	66.7	0.0	50.0	***	0.0
刈羽村	21	16	55	261.9	26	123.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
関川村	19	15	15	78.9	27	142.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
粟島浦村	5	4	5	100.0	10	200.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
合計	7,683	6,630	10,349	134.7	9,514	123.8	99.5	65.2	52.4	33.1	***	64.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、

学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
新潟市	57	17,938	754	18,408	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長岡市	27	6,285	289	6,587	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三条市	8	1,953	95	2,055	1.1	74.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏崎市	11	1,687	92	1,691	1.0	63.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新発田市	10	2,367	106	2,363	1.0	89.6	92.5	91.5	***	***	91.5	0.0	100.0
小千谷市	5	795	46	800	1.0	80.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加茂市	5	523	30	539	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十日町市	10	976	62	994	1.0	77.4	100.0	100.0	***	***	100.0	10.0	90.0
見附市	4	918	44	1,062	1.2	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村上市	7	1,013	58	1,061	1.0	82.8	100.0	87.9	***	***	87.9	100.0	0.0
燕市	5	1,752	71	1,896	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸魚川市	4	814	46	821	1.0	80.4	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
妙高市	3	663	32	723	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五泉市	4	1,042	45	1,122	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上越市	20	4,135	183	4,562	1.1	90.2	100.0	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
阿賀野市	4	987	48	1,063	1.1	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐渡市	12	1,067	73	1,144	1.1	46.6	97.3	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
魚沼市	5	692	41	800	1.2	85.4	97.6	97.6	***	***	97.6	60.0	40.0
南魚沼市	4	1,391	66	1,394	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
胎内市	4	612	34	818	1.3	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
聖籠町	1	426	20	427	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥彦村	1	190	8	225	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田上町	1	228	11	285	1.3	90.9	90.9	90.9	***	***	90.9	100.0	0.0
阿賀町	2	124	10	162	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出雲崎町	1	78	6	119	1.5	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯沢町	1	139	9	137	1.0	77.8	88.9	66.7	***	***	66.7	100.0	0.0
津南町	1	123	8	127	1.0	62.5	87.5	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
刈羽村	1	120	5	121	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	5	100.0	0.0	100.0
関川村	1	101	8	100	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粟島浦村	1	17	3	24	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	220	49,156	2,303	51,630	1.1	90.7	99.4	98.8	0.2	5	98.8	89.5	10.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟市	1,409	1,267	1,853	131.5	1,556	110.4	100.0	64.9	37.8	35.1	13.5	64.9
長岡市	581	500	923	158.9	745	128.2	100.0	81.5	31.8	27.3	0.0	86.4
三条市	180	163	164	91.1	247	137.2	100.0	75.0	16.7	0.0	16.7	100.0
柏崎市	180	148	293	162.8	248	137.8	100.0	63.6	28.6	57.1	0.0	71.4
新発田市	257	193	327	127.2	365	142.0	100.0	50.0	20.0	40.0	0.0	80.0
小千谷市	89	73	122	137.1	122	137.1	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	75.0
加茂市	75	55	88	117.3	90	120.0	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	33.3
十日町市	136	112	138	101.5	164	120.6	100.0	50.0	40.0	20.0	0.0	60.0
見附市	91	76	91	100.0	99	108.8	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
村上市	115	99	117	101.7	163	141.7	100.0	57.1	0.0	25.0	25.0	50.0
燕市	134	123	250	186.6	180	134.3	100.0	80.0	100.0	25.0	25.0	100.0
糸魚川市	109	82	153	140.4	120	110.1	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0	100.0
妙高市	65	56	69	106.2	79	121.5	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	50.0
五泉市	87	78	106	121.8	105	120.7	100.0	75.0	0.0	66.7	0.0	100.0
上越市	416	334	509	122.4	396	95.2	100.0	85.0	35.3	23.5	5.9	100.0
阿賀野市	91	75	119	130.8	126	138.5	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
佐渡市	157	133	177	112.7	250	159.2	100.0	66.7	50.0	37.5	12.5	75.0
魚沼市	84	69	103	122.6	141	167.9	100.0	80.0	25.0	25.0	25.0	100.0
南魚沼市	107	94	163	152.3	131	122.4	75.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
胎内市	71	62	76	107.0	88	123.9	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
聖籠町	36	36	37	102.8	37	102.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
弥彦村	22	19	25	113.6	29	131.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
田上町	21	18	42	200.0	21	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
阿賀町	27	19	64	237.0	43	159.3	100.0	0.0	***	***	***	***
出雲崎町	11	8	13	118.2	22	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
湯沢町	16	13	18	112.5	24	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
津南町	17	13	25	147.1	26	152.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
刈羽村	15	13	26	173.3	24	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
関川村	15	13	21	140.0	21	140.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
粟島浦村	9	8	12	133.3	20	222.2	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	4,623	3,952	6,124	132.5	5,682	122.9	99.1	67.7	33.6	30.2	9.4	79.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、

学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
三条市	1	766	21	766	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1	766	21	766	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
三条市	63	55	54	85.7	84	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	63	55	54	85.7	84	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
新潟県	81	37	35,088	18,991	1,062	560	42,654	24,409	1.2	1.3	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
新潟市	2	1	1,109	725	35	18	1,263	814	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	83	38	36,197	19,716	1,097	578	43,917	25,223	1.2	1.3	99.2	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
新潟県	2,857	1,589	2,547	1,430	4,098	2,154	143.4	135.6	4,035	2,216	141.2	139.5	100.0	100.0	44.4	35.1	38.9	38.5	30.6	46.2	33.3	7.7	52.8	69.2
新潟市	110	59	102	56	163	95	148.2	161.0	128	69	116.4	116.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	2,967	1,648	2,649	1,486	4,261	2,249	143.6	136.5	4,163	2,285	140.3	138.7	100.0	100.0	45.8	36.8	36.8	35.7	34.2	50.0	31.6	7.1	50.0	64.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
新潟県	6	2,116	77	2,399	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新潟市	1	666	18	670	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	7	2,782	95	3,069	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
新潟県	197	169	208	105.6	213	108.1	100.0	100.0	83.3	66.7	50.0	33.3
新潟市	51	46	73	143.1	57	111.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	248	215	281	113.3	270	108.9	100.0	100.0	85.7	71.4	42.9	28.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
新潟県	27	1,703	377	2,253	1.3	54.6	99.7	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
新潟市	2	342	59	363	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長岡市	2	290	49	298	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小千谷市	1	50	10	50	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十日町市	1	33	7	33	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
見附市	1	55	12	89	1.6	25.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸魚川市	1	28	8	28	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
妙高市	1	41	14	86	2.1	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南魚沼市	1	61	17	61	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	37	2,603	553	3,261	1.3	60.4	99.8	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟県	1,150	1,011	901	78.3	1,457	126.7	100.0	66.7	55.6	22.2	16.7	88.9
新潟市	170	161	234	137.6	184	108.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長岡市	154	142	174	113.0	161	104.5	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
小千谷市	38	30	32	84.2	39	102.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
十日町市	20	20	19	95.0	44	220.0	100.0	0.0	***	***	***	***
見附市	48	34	49	102.1	51	106.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
糸魚川市	20	16	20	100.0	28	140.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
妙高市	33	29	36	109.1	41	124.2	100.0	0.0	***	***	***	***
南魚沼市	43	38	49	114.0	49	114.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,676	1,481	1,514	90.3	2,054	122.6	100.0	70.3	57.7	26.9	11.5	88.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
富山県	52	19,927	977	30,853	1.5	86.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富山市	90	27,528	1,248	28,156	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	98.9	1.1
高岡市	33	10,507	514	11,460	1.1	94.2	99.8	99.8	1.9	10	99.8	100.0	0.0
魚津市	7	2,318	116	2,341	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷見市	14	2,339	144	2,346	1.0	88.2	100.0	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
滑川市	9	2,389	115	2,546	1.1	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒部市	11	2,744	136	2,850	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砺波市	12	3,390	169	3,787	1.1	96.4	100.0	100.0	100.0	169	100.0	100.0	0.0
小矢部市	9	1,714	88	1,778	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南砺市	15	2,940	176	3,087	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
射水市	20	6,564	314	7,131	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟橋村	2	312	15	384	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上市町	7	1,058	75	1,206	1.1	94.7	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
立山町	7	1,597	84	1,788	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
入善町	8	1,273	80	1,296	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	3	526	34	523	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	299	87,126	4,285	101,532	1.2	91.7	100.0	99.9	4.2	179	99.9	99.7	0.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
富山県	2,376	2,250	3,440	144.8	3,004	126.4	100.0	53.8	35.7	42.9	0.0	78.6
富山市	1,963	1,700	2,671	136.1	2,780	141.6	100.0	42.2	57.9	44.7	33.3	52.6
高岡市	779	692	1,487	190.9	1,659	213.0	100.0	90.9	46.7	33.3	33.3	66.7
魚津市	173	154	198	114.5	234	135.3	100.0	57.1	50.0	50.0	100.0	50.0
氷見市	236	201	177	75.0	354	150.0	100.0	78.6	54.5	18.2	0.0	45.5
滑川市	182	162	257	141.2	220	120.9	100.0	77.8	85.7	71.4	0.0	85.7
黒部市	218	192	294	134.9	320	146.8	100.0	36.4	25.0	50.0	0.0	75.0
砺波市	253	225	281	111.1	290	114.6	100.0	16.7	50.0	0.0	0.0	100.0
小矢部市	150	123	163	108.7	197	131.3	100.0	44.4	75.0	25.0	50.0	50.0
南砺市	276	234	234	84.8	367	133.0	100.0	53.3	37.5	12.5	0.0	62.5
射水市	481	432	545	113.3	538	111.9	100.0	50.0	30.0	30.0	0.0	90.0
舟橋村	33	28	53	160.6	54	163.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上市町	112	96	146	130.4	155	138.4	100.0	71.4	60.0	40.0	0.0	80.0
立山町	132	118	220	166.7	206	156.1	100.0	28.6	100.0	0.0	0.0	50.0
入善町	136	114	152	111.8	176	129.4	100.0	62.5	20.0	0.0	0.0	60.0
朝日町	52	45	61	117.3	67	128.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	66.7
合計	7,552	6,766	10,379	137.4	10,621	140.6	100.0	54.2	50.0	37.0	12.1	65.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
富山市	64	18,124	887	18,467	1.0	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高岡市	20	6,798	342	7,343	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
魚津市	5	1,502	81	1,524	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷見市	9	1,374	92	1,379	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川市	7	1,596	86	1,695	1.1	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒部市	9	1,767	102	1,825	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砺波市	8	2,153	120	2,421	1.1	95.8	100.0	100.0	100.0	120	100.0	100.0	0.0
小矢部市	5	1,109	58	1,152	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南砺市	7	1,829	110	1,880	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
射水市	14	4,327	224	4,704	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟橋村	1	207	9	259	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上市町	6	678	59	794	1.2	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立山町	6	1,040	63	1,164	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
入善町	6	802	56	822	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	2	344	24	342	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	169	43,650	2,313	45,771	1.0	93.8	100.0	100.0	5.2	120	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
富山市	1,291	1,118	1,808	140.0	1,898	147.0	100.0	50.0	62.5	50.0	***	53.1
高岡市	469	416	870	185.5	999	213.0	100.0	90.0	55.6	11.1	***	72.2
魚津市	116	102	129	111.2	152	131.0	100.0	60.0	33.3	33.3	***	66.7
氷見市	135	114	122	90.4	210	155.6	100.0	66.7	100.0	16.7	***	16.7
滑川市	125	111	188	150.4	128	102.4	100.0	85.7	83.3	66.7	***	83.3
黒部市	150	132	214	142.7	228	152.0	100.0	33.3	33.3	66.7	***	66.7
砺波市	161	144	185	114.9	185	114.9	100.0	12.5	0.0	0.0	***	100.0
小矢部市	86	71	96	111.6	101	117.4	100.0	40.0	100.0	0.0	***	0.0
南砺市	148	125	125	84.5	185	125.0	100.0	71.4	40.0	20.0	***	60.0
射水市	320	288	356	111.3	364	113.8	100.0	50.0	42.9	42.9	***	85.7
舟橋村	18	15	34	188.9	27	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
上市町	82	70	110	134.1	118	143.9	100.0	66.7	75.0	50.0	***	75.0
立山町	94	83	197	209.6	155	164.9	100.0	33.3	100.0	0.0	***	50.0
入善町	89	73	88	98.9	120	134.8	100.0	66.7	25.0	0.0	***	50.0
朝日町	34	29	41	120.6	47	138.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
合計	3,318	2,891	4,563	137.5	4,917	148.2	100.0	56.8	61.5	35.4	***	60.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
富山市	26	9,404	361	9,689	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	96.2	3.8
高岡市	11	3,505	147	3,844	1.1	95.9	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
魚津市	2	816	35	817	1.0	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷見市	4	858	39	860	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川市	2	793	29	851	1.1	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒部市	2	977	34	1,025	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砺波市	4	1,237	49	1,366	1.1	98.0	100.0	100.0	100.0	49	100.0	100.0	0.0
小矢部市	4	605	30	626	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南砺市	6	994	50	1,080	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
射水市	6	2,237	90	2,427	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟橋村	1	105	6	125	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上市町	1	380	16	412	1.1	93.8	100.0	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
立山町	1	557	21	624	1.1	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
入善町	2	471	24	474	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	1	182	10	181	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	73	23,121	941	24,401	1.1	92.7	99.9	99.8	5.2	49	99.8	98.6	1.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
富山市	672	582	863	128.4	882	131.3	100.0	23.1	33.3	16.7	33.3	50.0
高岡市	260	232	488	187.7	532	204.6	100.0	100.0	27.3	72.7	36.4	63.6
魚津市	57	52	69	121.1	82	143.9	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0
氷見市	78	67	44	56.4	112	143.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
滑川市	57	51	69	121.1	92	161.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
黒部市	68	60	80	117.6	92	135.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
砺波市	92	81	96	104.3	105	114.1	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小矢部市	64	52	67	104.7	96	150.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0
南砺市	96	82	82	85.4	135	140.6	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
射水市	161	144	189	117.4	174	108.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
舟橋村	15	13	19	126.7	27	180.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上市町	30	26	36	120.0	37	123.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
立山町	38	35	23	60.5	51	134.2	100.0	0.0	***	***	***	***
入善町	47	41	64	136.2	56	119.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
朝日町	18	16	20	111.1	20	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	1,753	1,534	2,209	126.0	2,493	142.2	100.0	46.6	29.4	38.2	23.5	73.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高岡市	1	186	15	240	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷見市	1	107	13	107	1.0	92.3	100.0	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0
南砺市	2	117	16	127	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	4	410	44	474	1.2	97.7	100.0	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高岡市	25	22	44	176.0	50	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
氷見市	23	20	11	47.8	32	139.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
南砺市	32	27	27	84.4	47	146.9	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
合計	80	69	82	102.5	129	161.3	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	25.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
富山県	39	28	18,758	13,769	654	493	29,279	21,737	1.6	1.6	96.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	39	28	18,758	13,769	654	493	29,279	21,737	1.6	1.6	96.5	96.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
富山県	1,628	1,256	1,540	1,190	2,440	1,902	149.9	151.4	2,056	1,627	126.3	129.5	100.0	100.0	51.3	46.4	25.0	30.8	55.0	61.5	0.0	0.0	75.0	76.9
合計	1,628	1,256	1,540	1,190	2,440	1,902	149.9	151.4	2,056	1,627	126.3	129.5	100.0	100.0	51.3	46.4	25.0	30.8	55.0	61.5	0.0	0.0	75.0	76.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
富山県	13	1,169	323	1,574	1.3	66.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高岡市	1	18	10	33	1.8	0.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	0.0	0.0
合計	14	1,187	333	1,607	1.4	64.6	100.0	100.0	3.0	10	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
富山県	748	710	1,000	133.7	948	126.7	100.0	61.5	62.5	12.5	0.0	87.5
高岡市	25	22	85	340.0	78	312.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	773	732	1,085	140.4	1,026	132.7	100.0	57.1	62.5	12.5	0.0	87.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
石川県	56	21,167	931	24,934	1.2	88.0	99.1	98.6	***	***	98.6	92.9	7.1
金沢市	79	32,668	1,329	37,934	1.2	99.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七尾市	14	2,764	155	2,824	1.0	88.4	93.5	93.5	***	***	93.5	100.0	0.0
小松市	33	8,597	405	9,245	1.1	93.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
輪島市	12	748	177	991	1.3	100.0	99.4	99.4	***	***	99.4	0.0	100.0
珠洲市	11	383	69	498	1.3	94.2	98.6	98.6	***	***	98.6	90.9	9.1
加賀市	22	3,939	211	4,882	1.2	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽咋市	7	1,101	67	1,124	1.0	97.0	100.0	92.5	***	***	92.5	100.0	0.0
かほく市	9	2,970	128	2,989	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白山市	28	9,144	436	9,514	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能美市	11	3,955	182	4,266	1.1	90.1	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
野々市市	7	4,710	175	4,945	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川北町	4	583	36	693	1.2	97.2	100.0	100.0	22.2	8	100.0	100.0	0.0
津幡町	11	3,033	135	3,074	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
内灘町	9	2,060	105	2,101	1.0	84.8	100.0	100.0	7.6	8	100.0	100.0	0.0
志賀町	4	905	52	952	1.1	76.9	98.1	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
宝達志水町	3	640	34	720	1.1	85.3	100.0	100.0	32.4	11	100.0	100.0	0.0
中能登町	4	1,143	56	1,144	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
穴水町	3	260	23	305	1.2	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能登町	8	586	56	640	1.1	94.6	96.4	96.4	***	***	96.4	100.0	0.0
合計	335	101,356	4,762	113,775	1.1	94.1	99.5	99.3	0.6	27	99.3	94.9	5.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
石川県	2,286	2,125	5,276	230.8	3,354	146.7	100.0	75.0	33.3	26.2	9.5	81.0
金沢市	2,081	1,827	2,132	102.5	2,659	127.8	98.7	53.2	42.9	38.1	0.0	78.6
七尾市	248	211	330	133.1	349	140.7	100.0	28.6	50.0	75.0	0.0	50.0
小松市	686	588	880	128.3	929	135.4	100.0	60.6	75.0	25.0	0.0	65.0
輪島市	107	88	191	178.5	234	218.7	100.0	41.7	80.0	80.0	0.0	60.0
珠洲市	118	94	191	161.9	201	170.3	100.0	100.0	100.0	36.4	0.0	45.5
加賀市	373	314	559	149.9	808	216.6	100.0	68.2	66.7	20.0	0.0	46.7
羽咋市	107	90	176	164.5	212	198.1	100.0	85.7	33.3	33.3	0.0	50.0
かほく市	201	177	253	125.9	285	141.8	100.0	44.4	50.0	25.0	0.0	50.0
白山市	661	569	563	85.2	929	140.5	100.0	57.1	50.0	50.0	0.0	81.3
能美市	267	243	360	134.8	333	124.7	100.0	63.6	42.9	57.1	0.0	85.7
野々市市	275	226	410	149.1	349	126.9	100.0	57.1	100.0	25.0	0.0	25.0
川北町	58	49	156	269.0	91	156.9	100.0	75.0	66.7	0.0	0.0	33.3
津幡町	212	188	248	117.0	256	120.8	100.0	81.8	66.7	22.2	0.0	66.7
内灘町	151	135	209	138.4	216	143.0	77.8	33.3	66.7	33.3	0.0	66.7
志賀町	81	70	212	261.7	145	179.0	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	100.0
宝達志水町	59	51	80	135.6	92	155.9	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
中能登町	92	81	108	117.4	140	152.2	100.0	100.0	25.0	75.0	0.0	75.0
穴水町	37	30	155	418.9	65	175.7	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	0.0
能登町	96	76	110	114.6	121	126.0	100.0	100.0	87.5	87.5	0.0	75.0
合計	8,196	7,232	12,599	153.7	11,768	143.6	99.1	63.0	55.0	37.4	4.7	68.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
金沢市	53	21,269	922	24,652	1.2	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七尾市	10	1,744	109	1,783	1.0	85.3	94.5	94.5	***	***	94.5	100.0	0.0
小松市	22	5,217	275	5,596	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
輪島市	9	465	159	558	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
珠洲市	7	230	46	270	1.2	93.5	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
加賀市	16	2,416	147	2,839	1.2	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽咋市	5	716	47	737	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かほく市	6	2,025	92	2,020	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白山市	19	6,073	312	6,284	1.0	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能美市	8	2,584	131	2,803	1.1	90.8	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
野々市市	5	3,132	124	3,337	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川北町	3	374	28	429	1.1	96.4	100.0	100.0	28.6	8	100.0	100.0	0.0
津幡町	9	1,996	101	2,037	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
内灘町	7	1,365	78	1,398	1.0	84.6	100.0	100.0	5.1	4	100.0	100.0	0.0
志賀町	2	568	35	588	1.0	91.4	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
宝達志水町	2	420	23	472	1.1	78.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中能登町	3	731	40	732	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
穴水町	2	153	13	186	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能登町	5	374	36	412	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	193	51,852	2,718	57,133	1.1	95.1	99.7	99.7	0.4	12	99.7	95.3	4.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
金沢市	1,312	1,131	1,312	100.0	1,682	128.2	100.0	62.3	42.4	39.4	***	78.8
七尾市	159	132	220	138.4	227	142.8	100.0	20.0	100.0	100.0	***	50.0
小松市	424	350	540	127.4	554	130.7	100.0	59.1	84.6	15.4	***	53.8
輪島市	63	52	143	227.0	166	263.5	100.0	22.2	50.0	100.0	***	50.0
珠洲市	64	49	106	165.6	101	157.8	100.0	100.0	100.0	42.9	***	28.6
加賀市	242	199	394	162.8	576	238.0	100.0	81.3	69.2	15.4	***	46.2
羽咋市	72	59	102	141.7	139	193.1	100.0	80.0	25.0	50.0	***	75.0
かほく市	131	113	174	132.8	194	148.1	100.0	66.7	50.0	25.0	***	50.0
白山市	434	371	376	86.6	579	133.4	100.0	63.2	50.0	66.7	***	75.0
能美市	174	159	227	130.5	216	124.1	100.0	62.5	40.0	40.0	***	80.0
野々市市	187	147	294	157.2	234	125.1	100.0	80.0	100.0	25.0	***	25.0
川北町	36	31	118	327.8	63	175.0	100.0	66.7	100.0	0.0	***	0.0
津幡町	146	126	176	120.5	184	126.0	100.0	88.9	62.5	25.0	***	75.0
内灘町	104	92	144	138.5	146	140.4	85.7	42.9	66.7	33.3	***	66.7
志賀町	49	43	158	322.4	93	189.8	100.0	100.0	50.0	0.0	***	100.0
宝達志水町	34	29	50	147.1	60	176.5	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
中能登町	56	50	72	128.6	89	158.9	100.0	100.0	33.3	66.7	***	100.0
穴水町	22	17	87	395.5	41	186.4	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
能登町	57	44	66	115.8	72	126.3	100.0	100.0	80.0	80.0	***	60.0
合計	3,766	3,194	4,759	126.4	5,416	143.8	99.5	65.3	61.1	38.9	***	63.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
石川県	2	381	12	568	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金沢市	25	10,695	389	12,207	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七尾市	4	1,020	46	1,041	1.0	95.7	91.3	91.3	***	***	91.3	100.0	0.0
小松市	9	2,757	106	2,950	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
輪島市	3	283	18	433	1.5	100.0	94.4	94.4	***	***	94.4	0.0	100.0
珠洲市	2	112	10	150	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加賀市	5	1,370	51	1,890	1.4	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽咋市	2	385	20	387	1.0	100.0	100.0	75.0	***	***	75.0	100.0	0.0
かほく市	3	945	36	969	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白山市	9	3,071	124	3,230	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能美市	3	1,371	51	1,463	1.1	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野々市市	2	1,578	51	1,608	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川北町	1	209	8	264	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津幡町	2	1,037	34	1,037	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
内灘町	2	695	27	703	1.0	85.2	100.0	100.0	14.8	4	100.0	100.0	0.0
志賀町	2	337	17	364	1.1	47.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宝達志水町	1	220	11	248	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	11	100.0	0.0	0.0
中能登町	1	412	16	412	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
穴水町	1	107	10	119	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能登町	3	212	20	228	1.1	95.0	90.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
合計	82	27,197	1,057	30,271	1.1	97.0	99.3	98.9	1.4	15	98.9	96.2	3.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
石川県	35	31	58	165.7	62	177.1	100.0	0.0	***	***	***	***
金沢市	707	638	707	100.0	899	127.2	100.0	32.0	50.0	25.0	0.0	75.0
七尾市	89	79	110	123.6	122	137.1	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
小松市	204	184	266	130.4	292	143.1	100.0	55.6	60.0	40.0	0.0	80.0
輪島市	44	36	48	109.1	68	154.5	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	66.7
珠洲市	28	24	35	125.0	60	214.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
加賀市	106	94	131	123.6	196	184.9	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
羽咋市	35	31	74	211.4	73	208.6	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0
かほく市	70	64	79	112.9	91	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
白山市	227	198	187	82.4	350	154.2	100.0	44.4	50.0	0.0	0.0	100.0
能美市	93	84	133	143.0	117	125.8	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	100.0
野々市市	88	79	116	131.8	115	130.7	100.0	0.0	***	***	***	***
川北町	22	18	38	172.7	28	127.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
津幡町	66	62	72	109.1	72	109.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
内灘町	47	43	65	138.3	70	148.9	50.0	0.0	***	***	***	***
志賀町	32	27	54	168.8	52	162.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宝達志水町	25	22	30	120.0	32	128.0	100.0	0.0	***	***	***	***
中能登町	36	31	36	100.0	51	141.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
穴水町	15	13	68	453.3	24	160.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
能登町	39	32	44	112.8	49	125.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	2,008	1,790	2,351	117.1	2,823	140.6	98.8	46.3	57.9	42.1	0.0	71.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
小松市	1	179	12	201	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
珠洲市	2	41	13	78	1.9	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
加賀市	1	153	13	153	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	4	373	38	432	1.2	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
小松市	20	18	27	135.0	33	165.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
珠洲市	26	21	50	192.3	40	153.8	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
加賀市	25	21	34	136.0	36	144.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	71	60	111	156.3	109	153.5	100.0	75.0	100.0	66.7	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
石川県	43	19	19,410	9,729	606	305	22,712	11,747	1.2	1.2	97.4	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	93.0	94.7	7.0	5.3
金沢市	1	1	704	704	18	18	1,075	1,075	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
小松市	1	0	444	0	12	0	498	0	1.1	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	45	20	20,558	10,433	636	323	24,285	12,822	1.2	1.2	97.5	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	93.3	95.0	6.7	5.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
石川県	1,648	823	1,535	775	4,171	2,136	253.1	259.5	2,373	1,148	144.0	139.5	100.0	100.0	76.7	68.4	27.3	30.8	24.2	30.8	9.1	7.7	81.8	84.6
金沢市	62	62	58	58	113	113	182.3	182.3	78	78	125.8	125.8	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
小松市	38	0	36	0	47	0	123.7	***	50	0	131.6	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
合計	1,748	885	1,629	833	4,331	2,249	247.8	254.1	2,501	1,226	143.1	138.5	97.8	95.0	77.8	70.0	25.7	28.6	25.7	35.7	8.6	7.1	82.9	85.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
石川県	11	1,376	313	1,654	1.2	69.3	97.4	95.8	***	***	95.8	90.9	9.1
合計	11	1,376	313	1,654	1.2	69.3	97.4	95.8	***	***	95.8	90.9	9.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
石川県	603	559	1,047	173.6	919	152.4	100.0	81.8	55.6	33.3	11.1	77.8
合計	603	559	1,047	173.6	919	152.4	100.0	81.8	55.6	33.3	11.1	77.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福井県	37	15,972	788	19,780	1.2	79.3	99.9	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
福井市	73	18,357	866	19,273	1.0	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
敦賀市	16	4,694	221	5,120	1.1	98.2	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
小浜市	11	2,135	116	2,246	1.1	99.1	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
大野市	11	1,960	119	1,994	1.0	93.3	95.8	95.8	100.0	114	100.0	100.0	0.0
勝山市	12	1,349	101	1,362	1.0	95.0	94.1	20.8	100.0	21	100.0	0.0	0.0
鯖江市	15	5,689	259	6,324	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あわら市	9	1,763	96	1,783	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越前市	25	5,923	290	7,030	1.2	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂井市	24	6,750	332	7,500	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
永平寺町	9	1,203	83	1,328	1.1	96.4	100.0	100.0	24.1	20	100.0	100.0	0.0
池田町	2	95	12	108	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南越前町	5	676	46	748	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
越前町	10	1,363	85	1,452	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	4	533	31	664	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高浜町	6	679	44	782	1.2	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
おおい町	6	627	45	871	1.4	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
若狭町	10	1,016	79	1,039	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	285	70,784	3,613	79,404	1.1	90.8	99.6	96.8	6.6	155	99.2	98.5	1.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
福井県	2,040	1,898	2,410	118.1	2,842	139.3	97.3	89.2	57.6	54.5	0.0	84.8
福井市	1,402	1,191	2,009	143.3	1,647	117.5	100.0	46.6	47.1	44.1	0.0	58.8
敦賀市	336	296	446	132.7	446	132.7	100.0	56.3	33.3	44.4	0.0	77.8
小浜市	186	157	196	105.4	241	129.6	100.0	81.8	66.7	66.7	0.0	55.6
大野市	193	166	286	148.2	322	166.8	100.0	36.4	75.0	100.0	0.0	25.0
勝山市	153	129	200	130.7	205	134.0	100.0	83.3	40.0	30.0	0.0	70.0
鯖江市	377	336	438	116.2	465	123.3	100.0	40.0	66.7	83.3	0.0	66.7
あわら市	168	150	127	75.6	208	123.8	100.0	44.4	75.0	50.0	0.0	0.0
越前市	496	398	646	130.2	671	135.3	100.0	68.0	76.5	29.4	0.0	47.1
坂井市	540	448	956	177.0	593	109.8	100.0	66.7	31.3	6.3	0.0	75.0
永平寺町	142	113	241	169.7	276	194.4	44.4	66.7	0.0	0.0	0.0	83.3
池田町	27	22	42	155.6	38	140.7	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南越前町	73	62	88	120.5	120	164.4	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	50.0
越前町	134	114	231	172.4	170	126.9	100.0	80.0	50.0	50.0	0.0	87.5
美浜町	56	52	107	191.1	121	216.1	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	50.0
高浜町	86	72	111	129.1	119	138.4	100.0	66.7	100.0	25.0	0.0	50.0
おおい町	89	69	98	110.1	140	157.3	100.0	83.3	100.0	80.0	0.0	80.0
若狭町	140	115	149	106.4	207	147.9	100.0	90.0	66.7	44.4	0.0	66.7
合計	6,638	5,788	8,781	132.3	8,831	133.0	97.5	63.5	55.8	42.5	0.0	66.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福井市	51	12,144	592	12,328	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
敦賀市	11	3,063	151	3,329	1.1	97.4	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
小浜市	9	1,366	84	1,401	1.0	98.8	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
大野市	9	1,255	88	1,291	1.0	94.3	94.3	94.3	100.0	83	100.0	100.0	0.0
勝山市	9	871	71	880	1.0	94.4	91.5	14.1	100.0	10	100.0	0.0	0.0
鯖江市	12	3,640	182	4,162	1.1	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あわら市	7	1,155	69	1,161	1.0	81.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越前市	17	3,910	200	4,481	1.1	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂井市	19	4,426	239	4,953	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
永平寺町	6	758	56	821	1.1	96.4	100.0	100.0	26.8	15	100.0	100.0	0.0
池田町	1	64	7	67	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南越前町	4	430	35	501	1.2	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
越前町	6	864	55	894	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	3	364	23	441	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高浜町	4	441	30	502	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
おおい町	4	400	30	590	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
若狭町	8	637	61	648	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	180	35,788	1,973	38,450	1.1	93.4	99.3	96.5	8.8	108	99.8	98.2	1.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福井市	861	738	1,297	150.6	1,009	117.2	100.0	39.2	50.0	65.0	***	50.0
敦賀市	206	177	294	142.7	294	142.7	100.0	54.5	33.3	66.7	***	66.7
小浜市	128	107	141	110.2	172	134.4	100.0	88.9	75.0	62.5	***	62.5
大野市	136	115	203	149.3	214	157.4	100.0	33.3	66.7	100.0	***	0.0
勝山市	105	88	123	117.1	143	136.2	100.0	77.8	42.9	14.3	***	71.4
鯖江市	244	215	261	107.0	304	124.6	100.0	33.3	50.0	75.0	***	75.0
あわら市	114	101	82	71.9	132	115.8	100.0	42.9	66.7	66.7	***	0.0
越前市	275	238	406	147.6	426	154.9	100.0	58.8	70.0	20.0	***	50.0
坂井市	347	298	633	182.4	390	112.4	100.0	68.4	30.8	7.7	***	76.9
永平寺町	95	73	140	147.4	177	186.3	50.0	66.7	0.0	0.0	***	75.0
池田町	14	11	29	207.1	23	164.3	0.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
南越前町	51	42	64	125.5	85	166.7	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
越前町	79	68	142	179.7	94	119.0	100.0	83.3	60.0	60.0	***	80.0
美浜町	40	36	75	187.5	89	222.5	100.0	100.0	100.0	33.3	***	66.7
高浜町	52	43	82	157.7	96	184.6	100.0	75.0	100.0	33.3	***	33.3
おおい町	55	45	55	100.0	98	178.2	100.0	100.0	100.0	75.0	***	100.0
若狭町	104	85	117	112.5	157	151.0	100.0	87.5	71.4	42.9	***	57.1
合計	2,906	2,480	4,144	142.6	3,903	134.3	97.8	56.7	55.9	44.1	***	59.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福井県	1	268	9	310	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福井市	22	6,213	274	6,945	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
敦賀市	5	1,631	70	1,791	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小浜市	2	769	32	845	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野市	2	705	31	703	1.0	90.3	100.0	100.0	100.0	31	100.0	100.0	0.0
勝山市	3	478	30	482	1.0	96.7	100.0	36.7	100.0	11	100.0	0.0	0.0
鯖江市	3	2,049	77	2,162	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あわら市	2	608	27	622	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越前市	8	2,013	90	2,549	1.3	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂井市	5	2,324	93	2,547	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
永平寺町	3	445	27	507	1.1	96.3	100.0	100.0	18.5	5	100.0	100.0	0.0
池田町	1	31	5	41	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南越前町	1	246	11	247	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越前町	4	499	30	558	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	1	169	8	223	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高浜町	2	238	14	280	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
おおい町	2	227	15	281	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
若狭町	2	379	18	391	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	69	19,292	861	21,484	1.1	95.6	100.0	97.8	7.7	47	100.0	98.5	1.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
福井県	22	19	0	0.0	30	136.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
福井市	541	453	712	131.6	638	117.9	100.0	63.6	42.9	14.3	0.0	71.4
敦賀市	130	119	152	116.9	152	116.9	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	100.0
小浜市	58	50	55	94.8	69	119.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大野市	57	51	83	145.6	108	189.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
勝山市	48	41	77	160.4	62	129.2	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	66.7
鯖江市	133	121	177	133.1	161	121.1	100.0	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0
あわら市	54	49	45	83.3	76	140.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
越前市	221	160	240	108.6	245	110.9	100.0	87.5	85.7	42.9	0.0	42.9
坂井市	193	150	323	167.4	203	105.2	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	66.7
永平寺町	47	40	101	214.9	99	210.6	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
池田町	13	11	13	100.0	15	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
南越前町	22	20	24	109.1	35	159.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
越前町	55	46	89	161.8	76	138.2	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	100.0
美浜町	16	16	32	200.0	32	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高浜町	34	29	29	85.3	23	67.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
おおい町	34	24	43	126.5	42	123.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
若狭町	36	30	32	88.9	50	138.9	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
合計	1,714	1,429	2,227	129.9	2,116	123.5	97.1	68.1	53.2	29.8	0.0	68.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
福井県	25	18	14,736	10,596	508	379	18,229	14,350	1.2	1.4	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	25	18	14,736	10,596	508	379	18,229	14,350	1.2	1.4	98.4	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
福井県	1,315	989	1,226	921	2,016	1,443	153.3	145.9	1,850	1,379	140.7	139.4	100.0	100.0	88.0	88.9	54.5	56.3	68.2	68.8	0.0	0.0	86.4	81.3
合計	1,315	989	1,226	921	2,016	1,443	153.3	145.9	1,850	1,379	140.7	139.4	100.0	100.0	88.0	88.9	54.5	56.3	68.2	68.8	0.0	0.0	86.4	81.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福井県	11	968	271	1,241	1.3	42.8	99.6	90.4	***	***	90.4	100.0	0.0
合計	11	968	271	1,241	1.3	42.8	99.6	90.4	***	***	90.4	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福井県	703	653	394	56.0	962	136.8	90.9	90.9	70.0	30.0	0.0	80.0
合計	703	653	394	56.0	962	136.8	90.9	90.9	70.0	30.0	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山梨県	40	14,624	873	21,936	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甲府市	39	11,590	599	11,921	1.0	93.8	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
富士吉田市	11	3,106	168	3,280	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
都留市	10	1,781	106	2,237	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	90.0	10.0
山梨市	11	2,189	133	2,342	1.1	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	9.1	90.9
大月市	7	976	69	1,097	1.1	76.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
韮崎市	7	1,720	94	1,770	1.0	95.7	100.0	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
南アルプス市	22	5,353	307	5,459	1.0	83.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
北杜市	19	3,094	169	3,296	1.1	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	5.3	94.7
甲斐市	16	5,785	293	5,921	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笛吹市	19	4,472	267	4,476	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野原市	7	1,021	70	1,193	1.2	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甲州市	16	1,806	144	1,830	1.0	88.2	98.6	98.6	***	***	98.6	0.0	100.0
中央市	9	2,175	112	2,278	1.0	87.5	100.0	85.7	***	***	85.7	100.0	0.0
市川三郷町	10	849	78	879	1.0	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
早川町	3	32	17	67	2.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
身延町	4	365	32	421	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南部町	4	319	31	354	1.1	77.4	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
富士川町	4	864	47	872	1.0	68.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和町	4	1,953	93	2,075	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
道志村	2	75	12	79	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西桂町	2	273	19	337	1.2	57.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忍野村	2	849	38	892	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
山中湖村	3	331	22	368	1.1	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳴沢村	1	140	9	161	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士河口湖町	10	1,608	101	1,755	1.1	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小菅村	2	36	9	65	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波山村	2	24	10	44	1.8	90.0	100.0	100.0	70.0	7	100.0	50.0	50.0
河口湖南中学校組合	1	561	18	560	1.0	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	287	67,971	3,940	77,965	1.1	87.1	99.9	99.4	0.2	7	99.4	76.0	24.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
山梨県	1,961	1,771	2,827	144.2	2,412	123.0	95.0	75.0	63.3	43.3	0.0	70.0
甲府市	976	807	1,166	119.5	1,129	115.7	100.0	100.0	97.4	94.9	0.0	89.7
富士吉田市	280	235	305	108.9	367	131.1	100.0	18.2	50.0	50.0	0.0	100.0
都留市	187	144	237	126.7	225	120.3	100.0	30.0	100.0	33.3	0.0	33.3
山梨市	227	184	255	112.3	310	136.6	100.0	54.5	66.7	16.7	0.0	66.7
大月市	139	102	146	105.0	207	148.9	100.0	71.4	100.0	40.0	0.0	20.0
韮崎市	170	125	275	161.8	287	168.8	100.0	71.4	40.0	40.0	0.0	100.0
南アルプス市	523	388	578	110.5	570	109.0	100.0	54.5	16.7	8.3	0.0	100.0
北杜市	408	278	392	96.1	475	116.4	100.0	57.9	72.7	54.5	0.0	45.5
甲斐市	495	390	416	84.0	547	110.5	100.0	56.3	44.4	11.1	0.0	100.0
笛吹市	447	361	454	101.6	504	112.8	100.0	31.6	66.7	16.7	0.0	83.3
上野原市	147	98	108	73.5	155	105.4	100.0	57.1	0.0	25.0	0.0	75.0
甲州市	251	195	299	119.1	309	123.1	100.0	81.3	76.9	53.8	0.0	61.5
中央市	216	162	289	133.8	282	130.6	66.7	55.6	40.0	40.0	0.0	100.0
市川三郷町	157	112	186	118.5	204	129.9	100.0	70.0	57.1	28.6	0.0	85.7
早川町	34	23	46	135.3	42	123.5	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3
身延町	64	44	58	90.6	94	146.9	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南部町	69	44	63	91.3	70	101.4	100.0	100.0	75.0	50.0	0.0	75.0
富士川町	91	68	64	70.3	121	133.0	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	100.0
昭和町	151	121	144	95.4	174	115.2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
道志村	26	18	32	123.1	32	123.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西桂町	27	20	73	270.4	86	318.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
忍野村	66	58	114	172.7	113	171.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山中湖村	47	39	65	138.3	61	129.8	100.0	0.0	***	***	***	***
鳴沢村	15	11	10	66.7	23	153.3	100.0	0.0	***	***	***	***
富士河口湖町	171	137	235	137.4	256	149.7	100.0	40.0	75.0	25.0	0.0	75.0
小菅村	20	14	15	75.0	22	110.0	100.0	0.0	***	***	***	***
丹波山村	20	13	35	175.0	42	210.0	100.0	0.0	***	***	***	***
河口湖南中学校組合	36	30	50	138.9	61	169.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	7,421	5,992	8,937	120.4	9,180	123.7	98.3	62.4	68.2	46.4	0.0	78.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。

注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
甲府市	26	7,217	412	7,297	1.0	93.4	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
富士吉田市	7	2,052	118	2,146	1.0	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
都留市	7	1,140	74	1,457	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
山梨市	8	1,456	100	1,506	1.0	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大月市	5	595	50	684	1.1	78.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
韮崎市	5	1,105	67	1,135	1.0	98.5	100.0	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
南アルプス市	15	3,592	223	3,666	1.0	82.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
北杜市	9	1,669	102	1,736	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
甲斐市	11	3,856	212	3,901	1.0	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笛吹市	14	2,956	193	2,961	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野原市	4	641	42	729	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甲州市	13	1,189	116	1,210	1.0	87.9	98.3	98.3	***	***	98.3	0.0	100.0
中央市	7	1,396	79	1,498	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市川三郷町	6	579	56	596	1.0	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
早川町	2	19	13	47	2.5	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
身延町	3	224	24	269	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南部町	3	203	23	216	1.1	78.3	95.7	95.7	***	***	95.7	100.0	0.0
富士川町	3	574	32	582	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和町	3	1,302	69	1,425	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
道志村	1	52	7	56	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西桂町	1	186	12	213	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忍野村	1	571	27	571	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山中湖村	2	250	13	251	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳴沢村	1	140	9	161	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士河口湖町	8	1,411	87	1,549	1.1	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小菅村	1	21	6	37	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波山村	1	18	7	24	1.3	85.7	100.0	100.0	100.0	7	100.0	0.0	100.0
合計	167	34,414	2,173	35,923	1.0	91.7	99.9	99.7	0.3	7	99.7	71.3	28.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
甲府市	603	490	686	113.8	695	115.3	100.0	100.0	96.2	92.3	***	84.6
富士吉田市	183	154	195	106.6	240	131.1	100.0	14.3	100.0	100.0	***	100.0
都留市	121	94	167	138.0	143	118.2	100.0	42.9	100.0	33.3	***	33.3
山梨市	149	122	169	113.4	211	141.6	100.0	50.0	100.0	25.0	***	50.0
大月市	94	67	100	106.4	143	152.1	100.0	80.0	100.0	50.0	***	0.0
韮崎市	110	89	186	169.1	190	172.7	100.0	60.0	66.7	33.3	***	100.0
南アルプス市	346	242	368	106.4	355	102.6	100.0	53.3	25.0	12.5	***	100.0
北杜市	206	132	173	84.0	224	108.7	100.0	66.7	66.7	100.0	***	50.0
甲斐市	319	255	293	91.8	354	111.0	100.0	45.5	80.0	20.0	***	100.0
笛吹市	303	229	306	101.0	337	111.2	100.0	21.4	100.0	33.3	***	100.0
上野原市	87	52	79	90.8	92	105.7	100.0	50.0	0.0	50.0	***	100.0
甲州市	179	141	217	121.2	233	130.2	100.0	84.6	81.8	63.6	***	54.5
中央市	143	100	209	146.2	189	132.2	71.4	57.1	50.0	50.0	***	100.0
市川三郷町	88	68	114	129.5	111	126.1	100.0	83.3	60.0	40.0	***	80.0
早川町	23	15	22	95.7	27	117.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
身延町	36	30	38	105.6	62	172.2	100.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0
南部町	52	29	39	75.0	44	84.6	100.0	100.0	100.0	66.7	***	66.7
富士川町	53	42	40	75.5	83	156.6	100.0	66.7	50.0	0.0	***	100.0
昭和町	111	86	86	77.5	120	108.1	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
道志村	15	9	20	133.3	18	120.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
西桂町	14	11	46	328.6	42	300.0	100.0	0.0	***	***	***	***
忍野村	43	38	45	104.7	45	104.7	100.0	0.0	***	***	***	***
山中湖村	27	22	35	129.6	36	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
鳴沢村	15	11	10	66.7	23	153.3	100.0	0.0	***	***	***	***
富士河口湖町	141	114	160	113.5	215	152.5	100.0	25.0	100.0	0.0	***	50.0
小菅村	9	7	9	100.0	9	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
丹波山村	10	6	15	150.0	17	170.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	3,480	2,655	3,827	110.0	4,258	122.4	98.8	58.1	78.4	54.6	***	75.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。

注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
甲府市	12	3,643	163	3,692	1.0	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士吉田市	4	1,054	50	1,134	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
都留市	3	641	32	780	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山梨市	3	733	33	836	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
大月市	2	381	19	413	1.1	73.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
韮崎市	2	615	27	635	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南アルプス市	7	1,761	84	1,793	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
北杜市	9	1,070	55	1,127	1.1	85.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
甲斐市	5	1,929	81	2,020	1.0	82.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笛吹市	5	1,516	74	1,515	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野原市	3	380	28	464	1.2	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甲州市	3	617	28	620	1.0	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
中央市	2	779	33	780	1.0	84.8	100.0	51.5	***	***	51.5	100.0	0.0
市川三郷町	4	270	22	283	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
早川町	1	13	4	20	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
身延町	1	141	8	152	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南部町	1	116	8	138	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士川町	1	290	15	290	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和町	1	651	24	650	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
道志村	1	23	5	23	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西桂町	1	87	7	124	1.4	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忍野村	1	278	11	321	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山中湖村	1	81	9	117	1.4	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士河口湖町	2	197	14	206	1.0	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小菅村	1	15	3	28	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波山村	1	6	3	20	3.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河口湖南中学校組合	1	561	18	560	1.0	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	78	17,848	858	18,741	1.1	87.1	100.0	98.1	***	***	98.1	73.1	26.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
甲府市	310	263	403	130.0	369	119.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富士吉田市	97	81	110	113.4	127	130.9	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都留市	66	50	70	106.1	82	124.2	100.0	0.0	***	***	***	***
山梨市	78	62	86	110.3	99	126.9	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
大月市	45	35	46	102.2	64	142.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
韮崎市	60	36	89	148.3	97	161.7	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
南アルプス市	177	146	210	118.6	215	121.5	100.0	57.1	0.0	0.0	0.0	100.0
北杜市	155	112	169	109.0	196	126.5	100.0	55.6	80.0	0.0	0.0	40.0
甲斐市	176	135	123	69.9	193	109.7	100.0	80.0	0.0	0.0	0.0	100.0
笛吹市	144	132	148	102.8	167	116.0	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	66.7
上野原市	60	46	29	48.3	63	105.0	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	50.0
甲州市	72	54	82	113.9	76	105.6	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
中央市	73	62	80	109.6	93	127.4	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
市川三郷町	69	44	72	104.3	93	134.8	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
早川町	11	8	24	218.2	15	136.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
身延町	28	14	20	71.4	32	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
南部町	17	15	24	141.2	26	152.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
富士川町	38	26	24	63.2	38	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
昭和町	40	35	58	145.0	54	135.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
道志村	11	9	12	109.1	14	127.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西桂町	13	9	27	207.7	44	338.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
忍野村	23	20	69	300.0	68	295.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山中湖村	20	17	30	150.0	25	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
富士河口湖町	30	23	75	250.0	41	136.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
小菅村	11	7	6	54.5	13	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
丹波山村	10	7	20	200.0	25	250.0	100.0	0.0	***	***	***	***
河口湖南中学校組合	36	30	50	138.9	61	169.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	1,870	1,478	2,156	115.3	2,390	127.8	98.7	65.4	51.0	31.4	0.0	88.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。

注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
山梨県	27	18	13,569	8,748	579	367	20,637	13,661	1.5	1.6	80.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
甲府市	1	1	730	730	24	24	932	932	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北杜市	1	0	355	0	12	0	433	0	1.2	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	29	19	14,654	9,478	615	391	22,002	14,593	1.5	1.5	81.5	83.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
山梨県	1,245	901	1,136	821	2,007	1,476	161.2	163.8	1,645	1,196	132.1	132.7	100.0	100.0	85.2	77.8	60.9	64.3	52.2	42.9	0.0	0.0	65.2	71.4
甲府市	63	63	54	54	77	77	122.2	122.2	65	65	103.2	103.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
北杜市	47	0	34	0	50	0	106.4	***	55	0	117.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,355	964	1,224	875	2,134	1,553	157.5	161.1	1,765	1,261	130.3	130.8	100.0	100.0	82.8	78.9	62.5	66.7	54.2	46.7	0.0	0.0	66.7	73.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山梨県	13	1,055	294	1,299	1.2	64.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	13	1,055	294	1,299	1.2	64.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山梨県	716	635	820	114.5	767	107.1	84.6	53.8	71.4	14.3	0.0	85.7
合計	716	635	820	114.5	767	107.1	84.6	53.8	71.4	14.3	0.0	85.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長野県	101	42,939	1,649	51,286	1.2	96.6	99.9	99.9	0.4	6	99.9	80.0	20.0
長野市	76	25,145	1,146	25,381	1.0	88.7	99.7	99.7	***	***	99.7	81.6	18.4
松本市	51	16,482	802	17,330	1.1	90.4	99.1	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
上田市	35	10,901	532	11,950	1.1	84.8	99.8	99.6	***	***	99.6	0.0	100.0
岡谷市	11	2,954	159	3,277	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯田市	28	7,173	369	7,197	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諏訪市	10	3,252	164	3,505	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須坂市	16	3,554	179	3,532	1.0	95.0	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
小諸市	8	2,803	134	2,889	1.0	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊那市	21	4,961	281	4,981	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
駒ヶ根市	7	2,274	113	2,818	1.2	81.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中野市	11	3,088	161	3,293	1.1	81.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町市	7	1,440	103	1,541	1.1	59.2	82.5	46.6	100.0	48	100.0	100.0	0.0
飯山市	6	1,153	73	1,243	1.1	87.7	100.0	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
茅野市	13	4,030	188	4,634	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
塩尻市	13	4,553	221	4,503	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
佐久市	21	7,341	348	7,416	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千曲市	13	4,169	197	4,524	1.1	94.4	99.5	99.5	***	***	99.5	0.0	100.0
東御市	7	2,128	112	2,128	1.0	98.2	100.0	100.0	5.4	6	100.0	100.0	0.0
安曇野市	17	6,877	322	7,488	1.1	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小海町	1	147	8	146	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	3	269	20	325	1.2	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南牧村	3	190	20	214	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相木村	1	52	7	57	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
北相木村	1	46	6	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐久穂町	2	681	26	788	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽井沢町	4	1,462	69	1,601	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御代田町	3	1,222	54	1,318	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立科町	2	369	25	450	1.2	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青木村	2	251	17	333	1.3	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長和町	2	194	16	214	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下諏訪町	4	1,128	60	1,329	1.2	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見町	4	998	50	1,283	1.3	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
原村	2	608	24	670	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町	4	1,083	53	1,188	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕輪町	6	1,843	92	3,268	1.8	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯島町	3	599	40	614	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南箕輪村	3	1,515	70	1,543	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

中川村	3	358	24	414	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮田村	2	724	35	820	1.1	100.0	100.0	100.0	65.7	23	100.0	100.0	0.0
松川町	3	950	52	1,144	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
高森町	3	1,070	49	1,144	1.1	89.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿南町	6	232	35	298	1.3	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿智村	6	511	49	557	1.1	75.5	100.0	93.9	***	***	93.9	66.7	33.3
平谷村	1	20	6	26	1.3	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
根羽村	1	45	9	47	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下條村	2	245	17	329	1.3	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
売木村	2	35	18	80	2.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天龍村	2	34	9	38	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泰阜村	2	114	10	123	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喬木村	3	466	30	475	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊丘村	3	544	33	588	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
大鹿村	2	66	11	75	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上松町	2	226	17	251	1.1	64.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南木曽町	2	229	21	262	1.1	85.7	95.2	95.2	***	***	95.2	100.0	0.0
木祖村	2	151	14	175	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
王滝村	1	9	5	16	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大桑村	2	164	13	172	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木曽町	7	531	52	566	1.1	88.5	84.6	84.6	***	***	84.6	100.0	0.0
麻績村	2	126	18	131	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
生坂村	2	95	14	104	1.1	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山形村	1	424	21	450	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日村	1	201	12	225	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑北村	2	181	14	197	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	3	561	31	590	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川村	2	680	35	763	1.1	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白馬村	3	568	34	793	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小谷村	2	151	10	148	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂城町	4	855	53	1,219	1.4	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小布施町	2	872	34	953	1.1	94.1	100.0	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
高山村	2	388	27	478	1.2	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山ノ内町	4	562	33	645	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木島平村	2	311	18	311	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野沢温泉村	2	204	14	210	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
信濃町	1	371	25	380	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川村	2	116	13	161	1.4	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
飯綱町	3	635	37	640	1.0	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
栄村	2	66	12	69	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	1	173	11	173	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町塩尻市小学校組	1	102	8	111	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松本市・山形村・朝日	1	395	16	412	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

塩尻市辰野町中学校組	1	58	6	64	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小海町北相木村南相木	1	103	8	113	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	626	184,796	8,923	203,245	1.1	92.0	99.5	99.0	1.5	83	99.6	76.9	23.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
長野県	5,319	4,659	9,243	173.8	6,504	122.3	100.0	70.3	46.5	59.2	14.1	83.1
長野市	1,914	1,510	2,125	111.0	2,482	129.7	100.0	68.4	63.5	28.8	0.0	75.0
松本市	1,286	1,063	1,444	112.3	1,677	130.4	98.0	58.8	66.7	46.7	8.3	90.0
上田市	905	710	921	101.8	976	107.8	100.0	65.7	56.5	26.1	0.0	69.6
岡谷市	241	203	241	100.0	372	154.4	100.0	63.6	57.1	42.9	0.0	100.0
飯田市	682	483	905	132.7	837	122.7	100.0	75.0	90.5	38.1	0.0	76.2
諏訪市	254	223	379	149.2	391	153.9	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	37.5
須坂市	329	261	419	127.4	387	117.6	100.0	56.3	55.6	66.7	0.0	55.6
小諸市	253	177	225	88.9	237	93.7	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	75.0
伊那市	513	383	581	113.3	607	118.3	100.0	81.0	64.7	47.1	0.0	64.7
駒ヶ根市	211	150	214	101.4	233	110.4	100.0	42.9	66.7	66.7	0.0	66.7
中野市	249	208	399	160.2	323	129.7	100.0	45.5	40.0	40.0	0.0	100.0
大町市	166	137	221	133.1	219	131.9	100.0	71.4	80.0	60.0	0.0	80.0
飯山市	110	88	128	116.4	197	179.1	100.0	16.7	0.0	100.0	0.0	100.0
茅野市	271	243	389	143.5	359	132.5	100.0	100.0	53.8	46.2	0.0	84.6
塩尻市	384	295	503	131.0	433	112.8	100.0	69.2	44.4	33.3	0.0	55.6
佐久市	568	462	607	106.9	656	115.5	100.0	61.9	38.5	7.7	0.0	92.3
千曲市	333	254	454	136.3	363	109.0	100.0	84.6	36.4	27.3	0.0	81.8
東御市	168	147	179	106.5	190	113.1	100.0	85.7	66.7	66.7	0.0	66.7
安曇野市	580	444	955	164.7	775	133.6	100.0	52.9	55.6	66.7	0.0	44.4
小海町	16	12	23	143.8	16	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
川上村	44	36	44	100.0	71	161.4	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
南牧村	48	33	87	181.3	85	177.1	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	66.7
南相木村	13	9	8	61.5	18	138.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
北相木村	10	7	18	180.0	15	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
佐久穂町	57	50	115	201.8	93	163.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
軽井沢町	107	100	147	137.4	113	105.6	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
御代田町	88	73	105	119.3	104	118.2	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0
立科町	41	30	52	126.8	61	148.8	100.0	0.0	***	***	***	***
青木村	44	32	100	227.3	68	154.5	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
長和町	29	22	69	237.9	49	169.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
下諏訪町	95	81	145	152.6	146	153.7	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富士見町	85	63	102	120.0	125	147.1	100.0	75.0	33.3	100.0	0.0	100.0
原村	44	37	43	97.7	53	120.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
辰野町	85	71	93	109.4	136	160.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0

箕輪町	141	119	455	322.7	222	157.4	100.0	83.3	20.0	60.0	0.0	80.0
飯島町	61	45	51	83.6	81	132.8	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
南箕輪村	102	89	93	91.2	130	127.5	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	100.0
中川村	64	34	76	118.8	49	76.6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
宮田村	52	45	80	153.8	74	142.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
松川町	77	65	114	148.1	112	145.5	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
高森町	79	65	124	157.0	120	151.9	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
阿南町	59	44	87	147.5	96	162.7	100.0	83.3	80.0	20.0	0.0	60.0
阿智村	75	59	82	109.3	101	134.7	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	75.0
平谷村	9	5	8	88.9	28	311.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
根羽村	21	17	38	181.0	35	166.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
下條村	31	22	38	122.6	49	158.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
売木村	15	11	30	200.0	40	266.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
天龍村	25	18	30	120.0	26	104.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
泰阜村	26	19	38	146.2	35	134.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
喬木村	45	35	44	97.8	55	122.2	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
豊丘村	62	44	53	85.5	76	122.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
大鹿村	23	16	33	143.5	20	87.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
上松町	31	25	51	164.5	51	164.5	100.0	0.0	***	***	***	***
南木曽町	27	21	32	118.5	30	111.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
木祖村	24	17	28	116.7	43	179.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
王滝村	8	4	5	62.5	19	237.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大桑村	26	19	91	350.0	43	165.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
木曽町	90	70	179	198.9	204	226.7	100.0	57.1	75.0	0.0	0.0	25.0
麻績村	23	23	48	208.7	17	73.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
生坂村	23	18	33	143.5	41	178.3	100.0	0.0	***	***	***	***
山形村	26	25	35	134.6	44	169.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
朝日村	18	13	33	183.3	33	183.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
筑北村	29	22	74	255.2	69	237.9	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
池田町	51	43	122	239.2	79	154.9	100.0	66.7	100.0	100.0	0.0	100.0
松川村	52	43	180	346.2	114	219.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
白馬村	68	48	112	164.7	89	130.9	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	50.0
小谷村	26	19	57	219.2	45	173.1	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
坂城町	73	64	128	175.3	125	171.2	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
小布施町	54	46	98	181.5	88	163.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
高山村	39	30	44	112.8	50	128.2	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山ノ内町	59	46	128	216.9	86	145.8	100.0	75.0	100.0	66.7	0.0	100.0
木島平村	36	28	74	205.6	53	147.2	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
野沢温泉村	27	19	26	96.3	42	155.6	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
信濃町	44	39	41	93.2	65	147.7	100.0	0.0	***	***	***	***

小川村	27	20	32	118.5	51	188.9	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
飯綱町	56	44	154	275.0	104	185.7	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	100.0
栄村	24	18	56	233.3	47	195.8	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	22	19	20	90.9	29	131.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
辰野町塩尻市小学校組	11	8	11	100.0	18	163.6	100.0	0.0	***	***	***	***
松本市・山形村・朝日	34	30	42	123.5	46	135.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
塩尻市辰野町中学校組	13	10	11	84.6	24	184.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小海町北相木村南相木	16	16	16	100.0	22	137.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	17,566	14,355	25,118	143.0	22,491	128.0	99.5	66.8	59.1	42.6	5.9	76.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長野市	52	16,212	788	16,391	1.0	86.4	99.6	99.6	***	***	99.6	80.8	19.2
松本市	29	10,936	531	11,494	1.1	91.5	99.2	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
上田市	24	7,112	362	7,876	1.1	93.9	99.7	99.4	***	***	99.4	0.0	100.0
岡谷市	7	1,933	104	2,163	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯田市	19	4,594	246	4,613	1.0	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諏訪市	6	2,111	110	2,230	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須坂市	11	2,293	122	2,237	1.0	96.7	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
小諸市	6	1,823	95	1,888	1.0	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊那市	15	3,243	200	3,258	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
駒ヶ根市	5	1,454	77	1,757	1.2	80.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中野市	7	2,014	101	2,102	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町市	4	810	56	911	1.1	46.4	67.9	1.8	100.0	1	100.0	0.0	0.0
飯山市	4	741	48	783	1.1	89.6	100.0	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
茅野市	9	2,656	126	2,954	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
塩尻市	8	3,031	149	2,947	1.0	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
佐久市	14	4,859	241	4,926	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千曲市	9	2,795	137	2,988	1.1	93.4	99.3	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
東御市	5	1,369	80	1,370	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安曇野市	10	4,518	213	4,885	1.1	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小海町	1	147	8	146	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	2	193	15	203	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南牧村	2	124	14	134	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相木村	1	52	7	57	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
北相木村	1	46	6	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐久穂町	1	433	15	517	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽井沢町	3	1,004	49	1,071	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御代田町	2	825	38	918	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立科町	1	247	18	300	1.2	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青木村	1	168	12	245	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長和町	2	194	16	214	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下諏訪町	2	735	40	824	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見町	3	645	35	807	1.3	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
原村	1	404	15	420	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町	3	681	37	762	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕輪町	5	1,211	63	2,548	2.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯島町	2	404	25	405	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南箕輪村	2	1,032	47	1,023	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川村	2	221	16	262	1.2	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

宮田村	1	471	23	510	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	23	100.0	100.0	0.0
松川町	2	618	36	735	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高森町	2	659	34	734	1.1	85.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿南町	4	145	27	157	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿智村	5	314	39	360	1.1	69.2	100.0	92.3	***	***	92.3	60.0	40.0
平谷村	1	20	6	26	1.3	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下條村	1	158	9	165	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
売木村	1	18	9	40	2.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天龍村	1	26	6	28	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泰阜村	1	84	7	87	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喬木村	2	294	21	295	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊丘村	2	332	21	342	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
大鹿村	1	38	7	40	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上松町	1	139	12	164	1.2	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南木曽町	1	131	14	150	1.1	78.6	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
木祖村	1	93	8	106	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
王滝村	1	9	5	16	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大桑村	1	110	8	110	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木曽町	4	319	36	342	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
麻績村	1	87	9	87	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
生坂村	1	66	8	67	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山形村	1	424	21	450	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日村	1	201	12	225	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑北村	1	108	8	124	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	2	366	21	395	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川村	1	429	22	483	1.1	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白馬村	2	350	24	554	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小谷村	1	98	6	95	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂城町	3	553	39	742	1.3	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小布施町	1	592	22	625	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	1	241	14	260	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山ノ内町	3	371	23	441	1.2	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木島平村	1	194	10	194	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野沢温泉村	1	141	9	153	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川村	1	75	8	75	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯綱町	2	409	25	414	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栄村	1	47	8	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
辰野町塩尻市小学校組	1	102	8	111	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	340	92,102	4,887	98,627	1.1	91.3	99.4	98.5	1.6	24	99.6	76.8	23.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
長野市	1,163	872	1,392	119.7	1,589	136.6	100.0	65.4	70.6	32.4	***	70.6
松本市	749	621	922	123.1	1,049	140.1	100.0	62.1	66.7	55.6	***	83.3
上田市	584	441	600	102.7	662	113.4	100.0	62.5	66.7	20.0	***	66.7
岡谷市	151	126	162	107.3	240	158.9	100.0	42.9	66.7	33.3	***	100.0
飯田市	398	282	578	145.2	525	131.9	100.0	89.5	88.2	29.4	***	70.6
諏訪市	146	131	201	137.7	227	155.5	100.0	83.3	60.0	60.0	***	40.0
須坂市	180	151	289	160.6	228	126.7	100.0	63.6	57.1	71.4	***	42.9
小諸市	179	115	155	86.6	169	94.4	100.0	66.7	50.0	0.0	***	75.0
伊那市	294	239	316	107.5	389	132.3	100.0	86.7	61.5	38.5	***	53.8
駒ヶ根市	150	97	142	94.7	149	99.3	100.0	20.0	100.0	100.0	***	100.0
中野市	146	120	285	195.2	173	118.5	100.0	57.1	50.0	25.0	***	100.0
大町市	82	67	133	162.2	107	130.5	100.0	100.0	100.0	75.0	***	75.0
飯山市	69	56	81	117.4	136	197.1	100.0	0.0	***	***	***	***
茅野市	178	155	256	143.8	258	144.9	100.0	100.0	77.8	55.6	***	77.8
塩尻市	238	177	332	139.5	250	105.0	100.0	75.0	66.7	16.7	***	33.3
佐久市	352	290	402	114.2	424	120.5	100.0	71.4	50.0	10.0	***	90.0
千曲市	222	159	266	119.8	213	95.9	100.0	77.8	42.9	42.9	***	71.4
東御市	104	91	112	107.7	117	112.5	100.0	100.0	80.0	80.0	***	60.0
安曇野市	354	271	610	172.3	468	132.2	100.0	40.0	75.0	100.0	***	50.0
小海町	16	12	23	143.8	16	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
川上村	27	24	27	100.0	43	159.3	100.0	0.0	***	***	***	***
南牧村	31	19	75	241.9	58	187.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
南相木村	13	9	8	61.5	18	138.5	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
北相木村	10	7	18	180.0	15	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
佐久穂町	27	23	65	240.7	44	163.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
軽井沢町	68	66	90	132.4	103	151.5	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
御代田町	52	44	64	123.1	62	119.2	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
立科町	24	17	22	91.7	26	108.3	100.0	0.0	***	***	***	***
青木村	25	16	40	160.0	40	160.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
長和町	29	22	69	237.9	49	169.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
下諏訪町	55	47	99	180.0	86	156.4	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
富士見町	57	40	80	140.4	73	128.1	100.0	100.0	33.3	100.0	***	100.0
原村	25	21	27	108.0	31	124.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
辰野町	55	45	58	105.5	91	165.5	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
箕輪町	96	80	370	385.4	156	162.5	100.0	80.0	25.0	50.0	***	75.0

飯島町	39	27	26	66.7	46	117.9	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
南箕輪村	64	55	59	92.2	82	128.1	100.0	100.0	50.0	0.0	***	100.0
中川村	35	19	30	85.7	22	62.9	100.0	0.0	***	***	***	***
宮田村	29	25	31	106.9	29	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
松川町	48	42	42	87.5	72	150.0	100.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
高森町	51	41	41	80.4	77	151.0	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
阿南町	35	27	48	137.1	58	165.7	100.0	75.0	100.0	0.0	***	33.3
阿智村	52	40	60	115.4	74	142.3	100.0	80.0	100.0	50.0	***	75.0
平谷村	9	5	8	88.9	28	311.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
下條村	18	12	12	66.7	26	144.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
売木村	7	4	15	214.3	20	285.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
天龍村	15	11	14	93.3	13	86.7	0.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
泰阜村	13	9	6	46.2	15	115.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
喬木村	27	20	29	107.4	36	133.3	100.0	100.0	50.0	0.0	***	50.0
豊丘村	33	26	35	106.1	48	145.5	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
大鹿村	12	8	15	125.0	17	141.7	100.0	0.0	***	***	***	***
上松町	18	15	24	133.3	26	144.4	100.0	0.0	***	***	***	***
南木曽町	13	10	18	138.5	2	15.4	100.0	0.0	***	***	***	***
木祖村	13	9	17	130.8	22	169.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
王滝村	8	4	5	62.5	19	237.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
大桑村	11	8	43	390.9	17	154.5	100.0	0.0	***	***	***	***
木曽町	48	37	101	210.4	121	252.1	100.0	100.0	75.0	0.0	***	25.0
麻績村	11	11	27	245.5	16	145.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
生坂村	14	9	9	64.3	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
山形村	26	25	35	134.6	44	169.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
朝日村	18	13	33	183.3	33	183.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
筑北村	14	11	25	178.6	23	164.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
池田町	29	24	57	196.6	49	169.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
松川村	26	23	40	153.8	40	153.8	100.0	0.0	***	***	***	***
白馬村	35	28	85	242.9	50	142.9	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
小谷村	14	10	27	192.9	28	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
坂城町	46	41	91	197.8	89	193.5	100.0	33.3	100.0	100.0	***	100.0
小布施町	29	25	53	182.8	49	169.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
高山村	19	15	22	115.8	22	115.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
山ノ内町	36	27	65	180.6	59	163.9	100.0	100.0	100.0	66.7	***	100.0
木島平村	16	13	39	243.8	27	168.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
野沢温泉村	12	8	10	83.3	22	183.3	100.0	0.0	***	***	***	***
小川村	16	12	15	93.8	25	156.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
飯綱町	33	28	121	366.7	58	175.8	100.0	100.0	50.0	0.0	***	100.0
栄村	12	9	23	191.7	14	116.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0

辰野町塩尻市小学校組	11	8	11	100.0	18	163.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	7,364	5,747	9,836	133.6	9,840	133.6	99.7	68.5	68.7	40.8	***	69.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長野県	2	480	12	504	1.1	100.0	100.0	100.0	50.0	6	100.0	0.0	100.0
長野市	23	8,453	346	8,510	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	82.6	17.4
松本市	22	5,546	271	5,836	1.1	88.2	98.9	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
上田市	11	3,789	170	4,074	1.1	65.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岡谷市	4	1,021	55	1,114	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯田市	9	2,579	123	2,584	1.0	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諏訪市	4	1,141	54	1,275	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須坂市	4	1,222	51	1,256	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小諸市	2	980	39	1,001	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊那市	6	1,718	81	1,723	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
駒ヶ根市	2	820	36	1,061	1.3	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中野市	4	1,074	60	1,191	1.1	61.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町市	1	461	22	461	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
飯山市	2	412	25	460	1.1	84.0	100.0	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0
茅野市	4	1,374	62	1,680	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
塩尻市	4	1,440	61	1,474	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
佐久市	7	2,482	107	2,490	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千曲市	4	1,374	60	1,536	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
東御市	2	759	32	758	1.0	100.0	100.0	100.0	18.8	6	100.0	100.0	0.0
安曇野市	7	2,359	109	2,603	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	1	76	5	122	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南牧村	1	66	6	80	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐久穂町	1	248	11	271	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽井沢町	1	458	20	530	1.2	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御代田町	1	397	16	400	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立科町	1	122	7	150	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青木村	1	83	5	88	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下諏訪町	2	393	20	505	1.3	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見町	1	353	15	476	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
原村	1	204	9	250	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町	1	402	16	426	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕輪町	1	632	29	720	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯島町	1	195	15	209	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南箕輪村	1	483	23	520	1.1	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川村	1	137	8	152	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮田村	1	253	12	310	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川町	1	332	16	409	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
高森町	1	411	15	410	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

阿南町	2	87	8	141	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿智村	1	197	10	197	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下條村	1	87	8	164	1.9	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
売木村	1	17	9	40	2.4	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天龍村	1	8	3	10	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泰阜村	1	30	3	36	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喬木村	1	172	9	180	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊丘村	1	212	12	246	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大鹿村	1	28	4	35	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上松町	1	87	5	87	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南木曽町	1	98	7	112	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木祖村	1	58	6	69	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大桑村	1	54	5	62	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木曽町	3	212	16	224	1.1	87.5	50.0	50.0	***	***	50.0	100.0	0.0
麻績村	1	39	9	44	1.1	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
生坂村	1	29	6	37	1.3	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑北村	1	73	6	73	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	1	195	10	195	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川村	1	251	13	280	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白馬村	1	218	10	239	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小谷村	1	53	4	53	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂城町	1	302	14	477	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小布施町	1	280	12	328	1.2	83.3	100.0	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
高山村	1	147	13	218	1.5	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山ノ内町	1	191	10	204	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木島平村	1	117	8	117	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野沢温泉村	1	63	5	57	0.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小川村	1	41	5	86	2.1	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯綱町	1	226	12	226	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
栄村	1	19	4	21	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	1	173	11	173	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松本市・山形村・朝日	1	395	16	412	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塩尻市辰野町中学校組	1	58	6	64	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小海町北相木村南相木	1	103	8	113	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	180	49,049	2,311	52,639	1.1	90.7	99.5	99.4	1.5	34	99.4	74.7	25.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
長野県	33	28	43	130.3	50	151.5	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
長野市	681	578	653	95.9	813	119.4	100.0	73.9	47.1	17.6	0.0	82.4
松本市	537	442	522	97.2	628	116.9	95.5	54.5	66.7	33.3	8.3	100.0
上田市	321	269	321	100.0	314	97.8	100.0	72.7	37.5	37.5	0.0	75.0
岡谷市	90	77	79	87.8	132	146.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
飯田市	284	201	327	115.1	312	109.9	100.0	44.4	100.0	75.0	0.0	100.0
諏訪市	108	92	178	164.8	164	151.9	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	33.3
須坂市	119	87	92	77.3	129	108.4	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
小諸市	74	62	70	94.6	68	91.9	100.0	0.0	***	***	***	***
伊那市	219	144	265	121.0	218	99.5	100.0	66.7	75.0	75.0	0.0	100.0
駒ヶ根市	61	53	72	118.0	84	137.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
中野市	103	88	114	110.7	150	145.6	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大町市	40	36	33	82.5	50	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飯山市	41	32	47	114.6	61	148.8	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
茅野市	93	88	133	143.0	101	108.6	100.0	100.0	0.0	25.0	0.0	100.0
塩尻市	125	103	150	120.0	155	124.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
佐久市	216	172	205	94.9	232	107.4	100.0	42.9	0.0	0.0	0.0	100.0
千曲市	111	95	188	169.4	150	135.1	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0	100.0
東御市	64	56	67	104.7	73	114.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
安曇野市	226	173	345	152.7	307	135.8	100.0	71.4	40.0	40.0	0.0	40.0
川上村	17	12	17	100.0	28	164.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
南牧村	17	14	12	70.6	27	158.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
佐久穂町	30	27	50	166.7	49	163.3	100.0	0.0	***	***	***	***
軽井沢町	39	34	57	146.2	10	25.6	100.0	0.0	***	***	***	***
御代田町	36	29	41	113.9	42	116.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
立科町	17	13	30	176.5	35	205.9	100.0	0.0	***	***	***	***
青木村	19	16	60	315.8	28	147.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
下諏訪町	40	34	46	115.0	60	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
富士見町	28	23	22	78.6	52	185.7	100.0	0.0	***	***	***	***
原村	19	16	16	84.2	22	115.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
辰野町	30	26	35	116.7	45	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
箕輪町	45	39	85	188.9	66	146.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
飯島町	22	18	25	113.6	35	159.1	100.0	0.0	***	***	***	***
南箕輪村	38	34	34	89.5	48	126.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
中川村	29	15	46	158.6	27	93.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

宮田村	23	20	49	213.0	45	195.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
松川町	29	23	72	248.3	40	137.9	100.0	0.0	***	***	***	***
高森町	28	24	83	296.4	43	153.6	100.0	0.0	***	***	***	***
阿南町	24	17	39	162.5	38	158.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
阿智村	23	19	22	95.7	27	117.4	100.0	0.0	***	***	***	***
下條村	13	10	26	200.0	23	176.9	100.0	0.0	***	***	***	***
売木村	8	7	15	187.5	20	250.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
天龍村	10	7	16	160.0	13	130.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
泰阜村	13	10	32	246.2	20	153.8	100.0	0.0	***	***	***	***
喬木村	18	15	15	83.3	19	105.6	100.0	0.0	***	***	***	***
豊丘村	29	18	18	62.1	28	96.6	100.0	0.0	***	***	***	***
大鹿村	11	8	18	163.6	3	27.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
上松町	13	10	27	207.7	25	192.3	100.0	0.0	***	***	***	***
南木曽町	14	11	14	100.0	28	200.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
木祖村	11	8	11	100.0	21	190.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大桑村	15	11	48	320.0	26	173.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
木曽町	42	33	78	185.7	83	197.6	100.0	0.0	***	***	***	***
麻績村	12	12	21	175.0	1	8.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
生坂村	9	9	24	266.7	21	233.3	100.0	0.0	***	***	***	***
筑北村	15	11	49	326.7	46	306.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
池田町	22	19	65	295.5	30	136.4	100.0	0.0	***	***	***	***
松川村	26	20	140	538.5	74	284.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
白馬村	33	20	27	81.8	39	118.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
小谷村	12	9	30	250.0	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
坂城町	27	23	37	137.0	36	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小布施町	25	21	45	180.0	39	156.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
高山村	20	15	22	110.0	28	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
山ノ内町	23	19	63	273.9	27	117.4	100.0	0.0	***	***	***	***
木島平村	20	15	35	175.0	26	130.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
野沢温泉村	15	11	16	106.7	20	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
小川村	11	8	17	154.5	26	236.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
飯綱町	23	16	33	143.5	46	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
栄村	12	9	33	275.0	33	275.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	22	19	20	90.9	29	131.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
松本市・山形村・朝日	34	30	42	123.5	46	135.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
塩尻市辰野町中学校組	13	10	11	84.6	24	184.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小海町北相木村南相木	16	16	16	100.0	22	137.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	4,686	3,789	5,809	124.0	5,897	125.8	98.9	62.2	46.4	34.8	0.9	87.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。

注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大町市	2	169	25	169	1.0	52.0	100.0	100.0	100.0	25	100.0	0.0	0.0
塩尻市	1	82	11	82	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
根羽村	1	45	9	47	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
信濃町	1	371	25	380	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	5	667	70	678	1.0	78.6	100.0	100.0	35.7	25	100.0	66.7	33.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大町市	44	34	55	125.0	62	140.9	100.0	0.0	***	***	***	***
塩尻市	21	15	21	100.0	28	133.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
根羽村	21	17	38	181.0	35	166.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
信濃町	44	39	41	93.2	65	147.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	130	105	155	119.2	190	146.2	100.0	40.0	50.0	100.0	0.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
長野県	81	41	39,785	21,074	1,182	629	48,079	26,729	1.2	1.3	100.0	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	76.5	73.2	23.5	26.8
長野市	1	1	480	480	12	12	480	480	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	82	42	40,265	21,554	1,194	641	48,559	27,209	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	76.8	73.8	23.2	26.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
長野県	3,611	2,108	3,241	1,909	7,404	4,059	205.0	192.6	4,431	2,579	122.7	122.3	100.0	100.0	66.7	53.7	40.7	50.0	59.3	59.1	13.0	4.5	79.6	81.8
長野市	70	70	60	60	80	80	114.3	114.3	80	80	114.3	114.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	3,681	2,178	3,301	1,969	7,484	4,139	203.3	190.0	4,511	2,659	122.5	122.1	100.0	100.0	67.1	54.8	41.8	52.2	60.0	60.9	12.7	4.3	80.0	82.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長野県	18	2,674	455	2,703	1.0	87.7	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
須坂市	1	39	6	39	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	19	2,713	461	2,742	1.0	87.9	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長野県	1,675	1,390	1,796	107.2	2,023	120.8	100.0	83.3	66.7	60.0	20.0	93.3
須坂市	30	23	38	126.7	30	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　計	1,705	1,413	1,834	107.6	2,053	120.4	100.0	84.2	68.8	56.3	18.8	93.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜県	84	38,615	1,772	49,541	1.3	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	29.8	70.2
岐阜市	70	28,636	1,262	29,086	1.0	100.0	100.0	4.4	99.0	44	100.0	98.6	1.4
大垣市	28	11,684	518	11,688	1.0	98.5	100.0	100.0	100.0	518	100.0	100.0	0.0
高山市	30	6,052	353	6,315	1.0	89.0	96.3	91.8	88.7	287	99.2	96.7	3.3
多治見市	21	7,142	322	7,895	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関市	27	6,884	370	7,652	1.1	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中津川市	29	5,439	288	5,606	1.0	92.0	100.0	100.0	1.0	3	100.0	96.6	3.4
美濃市	7	1,264	71	1,361	1.1	98.6	100.0	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
瑞浪市	10	2,417	125	2,779	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽島市	13	5,027	220	5,468	1.1	95.0	96.4	96.4	***	***	96.4	100.0	0.0
恵那市	22	3,210	205	3,319	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市	11	5,177	231	5,483	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
土岐市	14	3,810	181	3,849	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
各務原市	26	11,179	514	11,472	1.0	93.8	99.8	97.5	***	***	97.5	100.0	0.0
可児市	16	7,718	353	9,065	1.2	94.1	100.0	100.0	100.0	353	100.0	100.0	0.0
山県市	12	1,543	98	1,593	1.0	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂市	10	5,026	208	5,142	1.0	97.6	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
飛騨市	9	1,410	92	1,486	1.1	79.3	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
本巣市	11	2,448	127	2,537	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	90.9	9.1
郡上市	25	2,738	210	2,750	1.0	84.8	100.0	99.5	***	***	99.5	0.0	100.0
下呂市	15	1,859	130	1,997	1.1	88.5	100.0	100.0	3.8	5	100.0	86.7	13.3
海津市	9	1,867	101	2,260	1.2	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岐南町	4	2,150	90	2,149	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠松町	4	1,557	71	1,558	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養老町	9	1,599	90	1,949	1.2	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
垂井町	9	1,839	101	2,086	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関ケ原町	2	321	19	457	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神戸町	5	1,244	67	1,306	1.0	91.0	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
輪之内町	4	696	40	709	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
安八町	4	960	48	979	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
揖斐川町	9	1,044	68	1,123	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野町	10	1,633	95	1,773	1.1	87.4	100.0	100.0	10.5	10	100.0	100.0	0.0
池田町	5	1,633	81	1,640	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北方町	2	1,529	68	1,557	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂祝町	2	661	30	682	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富加町	1	350	15	395	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川辺町	4	775	45	825	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
七宗町	3	161	20	183	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

八百津町	6	602	48	792	1.3	91.7	100.0	100.0	100.0	48	100.0	0.0	100.0
白川町	6	331	39	393	1.2	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東白川村	2	107	11	181	1.7	100.0	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
御嵩町	5	1,137	63	1,304	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白川村	1	121	11	121	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
揖斐郡養基小学校養基	1	176	9	240	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大垣市・安八郡安八町	1	292	13	297	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
可児市・御嵩町中学校	1	176	9	202	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市富加町中学	1	324	13	358	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	600	182,563	8,915	201,603	1.1	92.3	99.7	85.8	28.2	1,279	99.6	80.7	19.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岐阜県	4,549	4,155	5,234	115.1	5,537	121.7	98.8	51.2	39.5	37.2	9.3	74.4
岐阜市	2,005	1,757	3,420	170.6	2,357	117.6	100.0	100.0	98.6	95.7	0.0	98.6
大垣市	745	670	907	121.7	835	112.1	100.0	53.6	60.0	80.0	0.0	80.0
高山市	524	451	934	178.2	664	126.7	100.0	70.0	61.9	66.7	0.0	66.7
多治見市	496	426	637	128.4	627	126.4	100.0	66.7	14.3	71.4	0.0	78.6
関市	615	535	1,188	193.2	801	130.2	100.0	55.6	60.0	66.7	0.0	66.7
中津川市	503	415	558	110.9	679	135.0	100.0	37.9	63.6	9.1	0.0	90.9
美濃市	132	113	257	194.7	196	148.5	100.0	42.9	0.0	100.0	0.0	66.7
瑞浪市	197	170	321	162.9	250	126.9	100.0	60.0	50.0	33.3	0.0	16.7
羽島市	308	276	412	133.8	376	122.1	100.0	61.5	50.0	37.5	0.0	62.5
恵那市	309	262	453	146.6	439	142.1	100.0	54.5	58.3	91.7	0.0	33.3
美濃加茂市	328	306	437	133.2	417	127.1	100.0	36.4	0.0	25.0	0.0	50.0
土岐市	302	262	374	123.8	402	133.1	100.0	21.4	0.0	100.0	0.0	100.0
各務原市	808	714	1,821	225.4	1,102	136.4	100.0	50.0	46.2	38.5	0.0	46.2
可児市	522	455	616	118.0	594	113.8	100.0	25.0	50.0	75.0	0.0	75.0
山県市	178	150	232	130.3	282	158.4	100.0	83.3	80.0	50.0	0.0	40.0
瑞穂市	337	293	404	119.9	351	104.2	100.0	30.0	100.0	66.7	0.0	33.3
飛騨市	133	113	166	124.8	169	127.1	100.0	44.4	100.0	50.0	0.0	75.0
本巣市	221	187	277	125.3	296	133.9	100.0	27.3	66.7	66.7	0.0	66.7
郡上市	327	272	470	143.7	475	145.3	100.0	44.0	72.7	36.4	0.0	45.5
下呂市	191	167	290	151.8	257	134.6	100.0	73.3	72.7	45.5	0.0	45.5
海津市	162	133	243	150.0	237	146.3	100.0	44.4	50.0	50.0	0.0	100.0
岐南町	132	114	166	125.8	157	118.9	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
笠松町	124	101	172	138.7	125	100.8	100.0	0.0	***	***	***	***
養老町	154	118	171	111.0	226	146.8	100.0	44.4	50.0	25.0	0.0	50.0
垂井町	153	132	186	121.6	219	143.1	100.0	33.3	66.7	100.0	0.0	0.0
関ケ原町	30	22	58	193.3	48	160.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
神戸町	99	85	162	163.6	126	127.3	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
輪之内町	90	58	76	84.4	79	87.8	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	66.7
安八町	73	58	75	102.7	84	115.1	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
揖斐川町	121	97	180	148.8	169	139.7	100.0	66.7	83.3	33.3	0.0	50.0
大野町	169	139	220	130.2	213	126.0	100.0	30.0	66.7	33.3	0.0	33.3
池田町	117	103	145	123.9	142	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
北方町	107	98	122	114.0	125	116.8	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
坂祝町	47	43	50	106.4	54	114.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0

富加町	21	17	27	128.6	30	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
川辺町	66	58	94	142.4	102	154.5	100.0	0.0	***	***	***	***
七宗町	34	29	38	111.8	45	132.4	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	100.0
八百津町	84	67	91	108.3	105	125.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
白川町	68	55	156	229.4	111	163.2	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	50.0
東白川村	19	15	27	142.1	28	147.4	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
御嵩町	94	79	113	120.2	110	117.0	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	0.0
白川村	20	15	30	150.0	28	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
揖斐郡養基小学校養基	14	13	21	150.0	2	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大垣市・安八郡安八町	25	22	25	100.0	30	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
可児市・御嵩町中学校	18	16	20	111.1	19	105.6	100.0	0.0	***	***	***	***
美濃加茂市富加町中学	26	19	33	126.9	35	134.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	15,797	13,855	22,109	140.0	19,755	125.1	99.8	56.5	64.3	60.8	2.6	70.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜市	45	18,188	813	18,328	1.0	100.0	100.0	1.8	100.0	15	100.0	100.0	0.0
大垣市	18	7,492	348	7,501	1.0	98.6	100.0	100.0	100.0	348	100.0	100.0	0.0
高山市	18	3,844	231	4,099	1.1	88.3	96.5	92.6	82.7	177	98.7	94.4	5.6
多治見市	13	4,585	211	5,077	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関市	17	3,817	236	3,818	1.0	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中津川市	16	3,436	189	3,497	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃市	5	800	48	864	1.1	97.9	100.0	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0
瑞浪市	7	1,603	88	1,843	1.1	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽島市	8	3,177	147	3,408	1.1	93.9	94.6	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
恵那市	14	2,018	128	2,104	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市	9	3,510	167	3,764	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
土岐市	8	2,445	115	2,462	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
各務原市	17	7,231	325	7,451	1.0	95.7	100.0	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
可児市	11	5,008	247	5,832	1.2	92.7	100.0	100.0	100.0	247	100.0	100.0	0.0
山県市	9	983	72	1,016	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂市	7	3,263	146	3,306	1.0	96.6	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
飛騨市	6	908	67	966	1.1	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本巣市	7	1,538	84	1,540	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
郡上市	17	1,744	149	1,751	1.0	83.2	100.0	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
下呂市	9	1,142	86	1,198	1.0	88.4	100.0	100.0	5.8	5	100.0	88.9	11.1
海津市	6	1,132	69	1,295	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岐南町	3	1,452	61	1,455	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠松町	3	1,023	50	1,025	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養老町	7	964	64	1,157	1.2	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
垂井町	7	1,155	73	1,300	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関ケ原町	1	190	11	244	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神戸町	4	783	50	843	1.1	92.0	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
輪之内町	3	422	29	422	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
安八町	3	698	37	712	1.0	81.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
揖斐川町	6	628	46	675	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野町	7	1,021	63	1,095	1.1	88.9	100.0	100.0	7.9	5	100.0	100.0	0.0
池田町	4	935	55	940	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂祝町	1	450	20	452	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富加町	1	350	15	395	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川辺町	3	524	32	543	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
七宗町	2	97	15	119	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八百津町	4	381	35	497	1.3	88.6	100.0	100.0	100.0	35	100.0	0.0	100.0
白川町	4	183	27	219	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

東白川村	1	67	7	109	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	7	100.0	100.0	0.0
御嵩町	3	845	49	970	1.1	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
揖斐郡養基小学校養基	1	176	9	240	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	335	90,208	4,714	94,532	1.0	95.1	99.6	82.2	35.0	839	99.4	88.4	11.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岐阜市	1,149	1,007	2,097	182.5	1,362	118.5	100.0	100.0	100.0	95.6	***	100.0
大垣市	455	411	567	124.6	503	110.5	100.0	55.6	50.0	70.0	***	80.0
高山市	306	263	564	184.3	384	125.5	100.0	66.7	58.3	66.7	***	50.0
多治見市	296	254	393	132.8	374	126.4	100.0	84.6	9.1	63.6	***	72.7
関市	334	291	757	226.6	474	141.9	100.0	52.9	77.8	66.7	***	44.4
中津川市	297	241	333	112.1	381	128.3	100.0	31.3	80.0	0.0	***	80.0
美濃市	86	69	200	232.6	139	161.6	100.0	40.0	0.0	100.0	***	50.0
瑞浪市	129	111	218	169.0	165	127.9	100.0	71.4	40.0	40.0	***	0.0
羽島市	183	165	228	124.6	223	121.9	100.0	62.5	60.0	40.0	***	60.0
恵那市	185	158	309	167.0	288	155.7	100.0	50.0	57.1	100.0	***	0.0
美濃加茂市	223	207	312	139.9	294	131.8	100.0	22.2	0.0	0.0	***	50.0
土岐市	172	155	242	140.7	249	144.8	100.0	37.5	0.0	100.0	***	100.0
各務原市	461	399	1,053	228.4	638	138.4	100.0	58.8	40.0	30.0	***	30.0
可児市	336	284	400	119.0	385	114.6	100.0	36.4	50.0	75.0	***	75.0
山県市	119	98	168	141.2	190	159.7	100.0	88.9	87.5	50.0	***	25.0
瑞穂市	229	196	273	119.2	233	101.7	100.0	0.0	***	***	***	***
飛騨市	83	71	108	130.1	110	132.5	100.0	50.0	100.0	33.3	***	66.7
本巣市	138	113	165	119.6	183	132.6	100.0	0.0	***	***	***	***
郡上市	205	169	321	156.6	312	152.2	100.0	35.3	66.7	33.3	***	16.7
下呂市	115	103	160	139.1	152	132.2	100.0	88.9	87.5	37.5	***	50.0
海津市	102	81	129	126.5	140	137.3	100.0	33.3	100.0	50.0	***	100.0
岐南町	94	79	122	129.8	105	111.7	100.0	0.0	***	***	***	***
笠松町	90	67	91	101.1	86	95.6	100.0	0.0	***	***	***	***
養老町	107	78	108	100.9	153	143.0	100.0	42.9	33.3	33.3	***	33.3
垂井町	104	88	126	121.2	151	145.2	100.0	28.6	50.0	100.0	***	0.0
関ケ原町	17	11	29	170.6	26	152.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
神戸町	66	56	99	150.0	90	136.4	100.0	0.0	***	***	***	***
輪之内町	43	36	49	114.0	52	120.9	100.0	100.0	66.7	100.0	***	66.7
安八町	54	42	55	101.9	62	114.8	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
揖斐川町	78	60	113	144.9	107	137.2	100.0	66.7	75.0	50.0	***	50.0
大野町	116	91	148	127.6	138	119.0	100.0	14.3	0.0	0.0	***	100.0
池田町	74	64	89	120.3	93	125.7	100.0	0.0	***	***	***	***
坂祝町	27	24	28	103.7	29	107.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
富加町	21	17	27	128.6	30	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
川辺町	47	40	66	140.4	72	153.2	100.0	0.0	***	***	***	***

七宗町	20	17	23	115.0	28	140.0	100.0	100.0	50.0	100.0	***	100.0
八百津町	53	42	57	107.5	63	118.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
白川町	42	33	118	281.0	69	164.3	100.0	100.0	100.0	25.0	***	25.0
東白川村	10	8	13	130.0	15	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
御嵩町	62	52	76	122.6	77	124.2	100.0	66.7	50.0	50.0	***	0.0
揖斐郡養基小学校養基	14	13	21	150.0	2	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
合　　計	6,742	5,764	10,455	155.1	8,627	128.0	100.0	56.1	67.6	64.4	***	62.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜市	22	9,534	376	9,587	1.0	100.0	100.0	7.7	100.0	29	100.0	100.0	0.0
大垣市	9	3,918	157	3,915	1.0	98.1	100.0	100.0	100.0	157	100.0	100.0	0.0
高山市	11	2,163	111	2,166	1.0	91.0	95.5	89.2	100.0	99	100.0	100.0	0.0
多治見市	8	2,557	111	2,818	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関市	9	2,258	110	2,329	1.0	64.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中津川市	12	1,925	91	1,944	1.0	90.1	100.0	100.0	3.3	3	100.0	91.7	8.3
美濃市	2	464	23	497	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞浪市	3	814	37	936	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽島市	4	1,713	62	1,906	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恵那市	8	1,192	77	1,215	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市	2	1,667	64	1,719	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
土岐市	6	1,365	66	1,387	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
各務原市	8	3,786	151	3,906	1.0	95.4	99.3	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
可児市	5	2,710	106	3,233	1.2	97.2	100.0	100.0	100.0	106	100.0	100.0	0.0
山県市	3	560	26	577	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂市	3	1,763	62	1,836	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飛騨市	3	502	25	520	1.0	44.0	96.0	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0
本巣市	3	873	36	959	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
郡上市	8	994	61	999	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下呂市	6	717	44	799	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7
海津市	3	735	32	965	1.3	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岐南町	1	698	29	694	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠松町	1	534	21	533	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養老町	2	635	26	792	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
垂井町	2	684	28	786	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関ケ原町	1	131	8	213	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神戸町	1	461	17	463	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
輪之内町	1	274	11	287	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
安八町	1	262	11	267	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
揖斐川町	3	416	22	448	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野町	3	612	32	678	1.1	84.4	100.0	100.0	15.6	5	100.0	100.0	0.0
池田町	1	698	26	700	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂祝町	1	211	10	230	1.1	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川辺町	1	251	13	282	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
七宗町	1	64	5	64	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八百津町	2	221	13	295	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	13	100.0	0.0	100.0
白川町	2	148	12	174	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東白川村	1	40	4	72	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0

御嵩町	2	292	14	334	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大垣市・安八郡安八町	1	292	13	297	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
可児市・御嵩町中学校	1	176	9	202	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市富加町中学	1	324	13	358	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	168	49,634	2,165	52,382	1.1	94.2	99.7	83.2	35.8	416	99.8	90.5	9.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岐阜市	693	605	1,080	155.8	808	116.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大垣市	266	239	307	115.4	304	114.3	100.0	55.6	80.0	100.0	0.0	80.0
高山市	200	174	343	171.5	256	128.0	100.0	72.7	75.0	62.5	0.0	87.5
多治見市	200	172	244	122.0	253	126.5	100.0	37.5	33.3	100.0	0.0	100.0
関市	213	181	331	155.4	236	110.8	100.0	66.7	33.3	66.7	0.0	100.0
中津川市	183	153	223	121.9	278	151.9	100.0	50.0	50.0	16.7	0.0	100.0
美濃市	46	44	57	123.9	57	123.9	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
瑞浪市	68	59	103	151.5	85	125.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
羽島市	103	94	167	162.1	129	125.2	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
恵那市	124	104	144	116.1	151	121.8	100.0	62.5	60.0	80.0	0.0	80.0
美濃加茂市	105	99	125	119.0	123	117.1	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
土岐市	130	107	132	101.5	153	117.7	100.0	0.0	***	***	***	***
各務原市	264	238	627	237.5	364	137.9	100.0	37.5	66.7	66.7	0.0	100.0
可児市	186	171	216	116.1	209	112.4	100.0	0.0	***	***	***	***
山県市	59	52	64	108.5	92	155.9	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
瑞穂市	108	97	131	121.3	118	109.3	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	33.3
飛騨市	50	42	58	116.0	59	118.0	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
本巣市	66	61	88	133.3	89	134.8	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
郡上市	122	103	149	122.1	163	133.6	100.0	62.5	80.0	40.0	0.0	80.0
下呂市	76	64	130	171.1	105	138.2	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	33.3
海津市	60	52	114	190.0	97	161.7	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
岐南町	38	35	44	115.8	52	136.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
笠松町	34	34	81	238.2	39	114.7	100.0	0.0	***	***	***	***
養老町	47	40	63	134.0	73	155.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
垂井町	49	44	60	122.4	68	138.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
関ケ原町	13	11	29	223.1	22	169.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神戸町	33	29	63	190.9	36	109.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
輪之内町	47	22	27	57.4	27	57.4	100.0	0.0	***	***	***	***
安八町	19	16	20	105.3	22	115.8	100.0	0.0	***	***	***	***
揖斐川町	43	37	67	155.8	62	144.2	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
大野町	53	48	72	135.8	75	141.5	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
池田町	43	39	56	130.2	49	114.0	100.0	0.0	***	***	***	***
坂祝町	20	19	22	110.0	25	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
川辺町	19	18	28	147.4	30	157.9	100.0	0.0	***	***	***	***
七宗町	14	12	15	107.1	17	121.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

八百津町	31	25	34	109.7	42	135.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
白川町	26	22	38	146.2	42	161.5	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
東白川村	9	7	14	155.6	13	144.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
御嵩町	32	27	37	115.6	33	103.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大垣市・安八郡安八町	25	22	25	100.0	30	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
可児市・御嵩町中学校	18	16	20	111.1	19	105.6	100.0	0.0	***	***	***	***
美濃加茂市富加町中学	26	19	33	126.9	35	134.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,961	3,453	5,681	143.4	4,940	124.7	100.0	58.9	68.7	64.6	0.0	84.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜市	1	216	14	216	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
大垣市	1	274	13	272	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13	100.0	100.0	0.0
高山市	1	45	11	50	1.1	81.8	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
羽島市	1	137	11	154	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本巣市	1	37	7	38	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北方町	2	1,529	68	1,557	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白川村	1	121	11	121	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	8	2,359	135	2,408	1.0	96.3	100.0	89.6	28.1	24	100.0	87.5	12.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岐阜市	27	20	55	203.7	35	129.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大垣市	24	20	33	137.5	28	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
高山市	18	14	27	150.0	24	133.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
羽島市	22	17	17	77.3	24	109.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
本巣市	17	13	24	141.2	24	141.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北方町	107	98	122	114.0	125	116.8	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
白川村	20	15	30	150.0	28	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	235	197	308	131.1	288	122.6	100.0	87.5	71.4	57.1	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
岐阜県	63	38	36,238	21,272	1,195	696	45,487	28,726	1.3	1.4	100.0	29.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	39.7	34.2	60.3	65.8
岐阜市	1	1	443	443	12	12	696	696	1.6	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
関市	1	1	809	809	24	24	1,505	1,505	1.9	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
中津川市	1	1	78	78	8	8	165	165	2.1	2.1	12.5	12.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	66	41	37,568	22,602	1,239	740	47,853	31,092	1.3	1.4	99.4	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	40.9	36.6	59.1	63.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
岐阜県	3,126	1,951	2,816	1,755	3,751	2,407	120.0	123.4	3,946	2,523	126.2	129.3	100.0	100.0	55.6	55.3	31.4	38.1	40.0	38.1	11.4	14.3	74.3	71.4
岐阜市	37	37	35	35	6	6	16.2	16.2	40	40	108.1	108.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
関市	68	68	63	63	100	100	147.1	147.1	91	91	133.8	133.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
中津川市	23	23	21	21	2	2	8.7	8.7	20	20	87.0	87.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	3,254	2,079	2,935	1,874	3,859	2,515	118.6	121.0	4,097	2,674	125.9	128.6	100.0	100.0	54.5	53.7	33.3	40.9	41.7	40.9	11.1	13.6	75.0	72.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜県	21	2,377	577	4,054	1.7	47.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岐阜市	1	255	47	259	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
各務原市	1	162	38	115	0.7	71.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	23	2,794	662	4,428	1.6	52.6	100.0	92.9	7.1	0	100.0	8.7	91.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岐阜県	1,423	1,339	1,483	104.2	1,591	111.8	95.2	38.1	75.0	25.0	0.0	75.0
岐阜市	99	90	182	183.8	112	113.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
各務原市	83	77	141	169.9	100	120.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	1,605	1,506	1,806	112.5	1,803	112.3	95.7	39.1	66.7	22.2	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
静岡県	132	57,763	2,445	82,355	1.4	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	98.5	1.5
静岡市	125	43,643	1,864	45,678	1.0	97.5	100.0	100.0	1.1	21	100.0	100.0	0.0
浜松市	146	59,255	2,441	62,003	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼津市	42	11,499	521	12,634	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熱海市	11	1,085	73	1,191	1.1	97.3	98.6	71.2	100.0	52	100.0	0.0	0.0
三島市	21	7,557	316	7,836	1.0	98.1	100.0	100.0	100.0	316	100.0	100.0	0.0
富士宮市	34	9,001	392	9,235	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊東市	12	3,109	141	3,520	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島田市	19	7,077	329	8,751	1.2	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
富士市	42	18,519	778	20,980	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐田市	32	12,559	549	12,600	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	549	100.0	0.0	0.0
焼津市	22	9,334	383	9,622	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
掛川市	30	9,341	428	9,612	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
藤枝市	27	10,625	443	10,807	1.0	98.6	99.5	99.5	8.1	35	99.8	15.4	84.6
御殿場市	17	6,147	291	7,270	1.2	99.3	100.0	18.6	100.0	54	100.0	0.0	0.0
袋井市	16	7,363	348	8,014	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下田市	8	986	60	1,149	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
裾野市	13	3,711	165	3,974	1.1	98.8	78.2	78.2	100.0	129	100.0	0.0	0.0
湖西市	11	3,945	182	4,672	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆市	8	1,375	77	1,561	1.1	98.7	100.0	80.5	***	***	80.5	100.0	0.0
御前崎市	6	1,868	91	2,099	1.1	100.0	91.2	91.2	***	***	91.2	100.0	0.0
菊川市	12	3,774	171	4,412	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆の国市	9	3,197	139	3,852	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市	10	2,615	122	2,670	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東伊豆町	4	453	26	558	1.2	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河津町	2	354	18	374	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南伊豆町	5	367	32	371	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松崎町	2	243	12	377	1.6	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西伊豆町	3	209	17	381	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
函南町	7	2,529	107	2,618	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清水町	5	2,340	92	3,420	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長泉町	5	3,850	150	4,161	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山町	8	1,235	71	1,396	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉田町	4	2,092	89	2,329	1.1	94.4	98.9	98.9	***	***	98.9	0.0	100.0
川根本町	2	242	22	242	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
森町	5	1,189	59	1,308	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市菊川市学校組	2	257	12	265	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市牧之原市学校	1	327	14	369	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	860	311,035	13,470	354,666	1.1	96.0	99.6	97.6	10.8	1,156	99.8	87.2	12.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。

注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
静岡県	6,613	5,954	12,628	191.0	9,739	147.3	100.0	55.3	35.6	35.6	16.4	69.9
静岡市	2,973	2,582	3,354	112.8	3,288	110.6	99.2	72.0	55.6	45.6	10.7	78.9
浜松市	3,940	3,359	3,940	100.0	4,649	118.0	99.3	47.9	42.9	42.9	0.0	71.4
沼津市	836	722	918	109.8	983	117.6	100.0	61.9	65.4	30.8	0.0	69.2
熱海市	132	113	128	97.0	258	195.5	100.0	45.5	100.0	0.0	0.0	0.0
三島市	497	439	838	168.6	611	122.9	100.0	66.7	64.3	35.7	0.0	71.4
富士宮市	622	533	1,113	178.9	693	111.4	100.0	58.8	75.0	50.0	25.0	55.0
伊東市	238	199	413	173.5	353	148.3	100.0	41.7	60.0	60.0	0.0	20.0
島田市	474	430	550	116.0	497	104.9	100.0	52.6	70.0	30.0	0.0	60.0
富士市	1,152	1,056	1,130	98.1	1,350	117.2	100.0	38.1	50.0	56.3	33.3	50.0
磐田市	828	741	928	112.1	959	115.8	100.0	59.4	47.4	63.2	0.0	52.6
焼津市	597	532	648	108.5	674	112.9	100.0	45.5	30.0	20.0	0.0	80.0
掛川市	646	577	1,348	208.7	819	126.8	100.0	100.0	40.0	26.7	0.0	66.7
藤枝市	665	595	795	119.5	762	114.6	100.0	66.7	55.6	55.6	0.0	22.2
御殿場市	422	353	519	123.0	535	126.8	100.0	17.6	0.0	33.3	100.0	33.3
袋井市	493	435	657	133.3	657	133.3	100.0	100.0	31.3	25.0	0.0	100.0
下田市	113	93	128	113.3	147	130.1	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	50.0
裾野市	280	238	403	143.9	347	123.9	100.0	92.3	25.0	41.7	0.0	66.7
湖西市	289	250	301	104.2	403	139.4	100.0	45.5	0.0	0.0	0.0	100.0
伊豆市	132	113	187	141.7	219	165.9	100.0	75.0	83.3	66.7	0.0	83.3
御前崎市	143	119	156	109.1	191	133.6	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
菊川市	287	235	376	131.0	394	137.3	100.0	66.7	62.5	50.0	0.0	62.5
伊豆の国市	211	191	167	79.1	306	145.0	100.0	55.6	20.0	60.0	0.0	40.0
牧之原市	197	169	296	150.3	240	121.8	100.0	50.0	60.0	100.0	0.0	60.0
東伊豆町	52	43	75	144.2	62	119.2	100.0	0.0	***	***	***	***
河津町	34	26	39	114.7	39	114.7	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊豆町	62	49	55	88.7	82	132.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
松崎町	25	21	76	304.0	40	160.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西伊豆町	33	26	31	93.9	43	130.3	100.0	0.0	***	***	***	***
函南町	169	150	174	103.0	212	125.4	100.0	71.4	40.0	20.0	0.0	60.0
清水町	167	134	184	110.2	208	124.6	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
長泉町	214	189	251	117.3	266	124.3	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	66.7
小山町	119	96	173	145.4	154	129.4	100.0	62.5	80.0	40.0	0.0	20.0
吉田町	135	121	215	159.3	309	228.9	100.0	0.0	***	***	***	***
川根本町	43	38	78	181.4	47	109.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

森町	94	84	125	133.0	131	139.4	100.0	60.0	0.0	100.0	0.0	66.7
牧之原市菊川市学校組	27	23	40	148.1	38	140.7	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
御前崎市牧之原市学校	24	22	29	120.8	39	162.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	23,978	21,050	33,466	139.6	30,744	128.2	99.8	58.3	48.9	40.9	8.4	65.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
静岡市	81	27,991	1,252	29,097	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜松市	96	38,329	1,644	40,096	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼津市	23	6,923	321	7,348	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熱海市	7	664	48	765	1.2	97.9	97.9	60.4	100.0	29	100.0	0.0	0.0
三島市	14	4,847	219	4,944	1.0	98.2	100.0	100.0	100.0	219	100.0	100.0	0.0
富士宮市	21	5,739	254	5,941	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊東市	7	1,923	90	2,084	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島田市	13	4,659	231	6,055	1.3	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
富士市	26	11,655	496	13,211	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐田市	22	8,226	380	8,256	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	380	100.0	0.0	0.0
焼津市	13	6,019	254	6,214	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
掛川市	21	6,136	296	6,157	1.0	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
藤枝市	17	6,898	295	6,978	1.0	98.6	99.7	99.7	7.8	22	100.0	18.7	81.3
御殿場市	11	3,989	197	4,687	1.2	100.0	100.0	19.8	100.0	39	100.0	0.0	0.0
袋井市	12	4,815	243	5,260	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下田市	7	603	46	763	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
裾野市	8	2,411	113	2,540	1.1	98.2	94.7	94.7	100.0	107	100.0	0.0	0.0
湖西市	6	2,499	117	2,967	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆市	6	830	50	949	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市	5	1,353	71	1,552	1.1	100.0	88.7	88.7	***	***	88.7	100.0	0.0
菊川市	9	2,499	123	3,012	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆の国市	6	2,048	94	2,381	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市	8	1,710	89	1,736	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東伊豆町	2	281	16	377	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河津町	1	212	11	214	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南伊豆町	3	216	22	216	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松崎町	1	150	7	234	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西伊豆町	2	112	14	247	2.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
函南町	5	1,639	72	1,683	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清水町	3	1,528	64	2,418	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長泉町	3	2,562	103	2,767	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山町	5	827	47	945	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉田町	3	1,335	58	1,498	1.1	93.1	98.3	98.3	***	***	98.3	0.0	100.0
森町	3	782	41	903	1.2	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市菊川市学校組	1	166	8	169	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	471	162,576	7,386	174,664	1.1	98.4	99.8	97.4	13.3	796	99.9	84.4	15.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。

注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
静岡市	1,828	1,542	2,038	111.5	1,995	109.1	100.0	76.5	53.2	45.2	***	72.6
浜松市	2,420	2,043	2,353	97.2	2,825	116.7	100.0	45.8	43.2	50.0	***	63.6
沼津市	461	400	471	102.2	523	113.4	100.0	60.9	57.1	28.6	***	71.4
熱海市	83	70	72	86.7	152	183.1	100.0	28.6	100.0	0.0	***	0.0
三島市	315	278	553	175.6	380	120.6	100.0	71.4	70.0	20.0	***	60.0
富士宮市	376	320	699	185.9	408	108.5	100.0	76.2	81.3	62.5	***	50.0
伊東市	138	113	255	184.8	210	152.2	100.0	28.6	50.0	100.0	***	0.0
島田市	315	285	370	117.5	327	103.8	100.0	53.8	71.4	28.6	***	42.9
富士市	675	620	621	92.0	811	120.1	100.0	38.5	40.0	50.0	***	30.0
磐田市	523	466	594	113.6	614	117.4	100.0	50.0	54.5	63.6	***	45.5
焼津市	358	327	398	111.2	406	113.4	100.0	38.5	20.0	40.0	***	100.0
掛川市	424	377	853	201.2	546	128.8	100.0	100.0	47.6	38.1	***	57.1
藤枝市	400	360	517	129.3	489	122.3	100.0	64.7	45.5	54.5	***	18.2
御殿場市	276	225	319	115.6	326	118.1	100.0	18.2	0.0	0.0	***	50.0
袋井市	320	280	444	138.8	444	138.8	100.0	100.0	33.3	25.0	***	100.0
下田市	83	68	98	118.1	112	134.9	100.0	28.6	100.0	100.0	***	50.0
裾野市	170	148	239	140.6	225	132.4	100.0	87.5	28.6	42.9	***	42.9
湖西市	170	149	180	105.9	230	135.3	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
伊豆市	80	63	109	136.3	153	191.3	100.0	83.3	80.0	60.0	***	80.0
御前崎市	102	84	117	114.7	151	148.0	100.0	60.0	66.7	0.0	***	100.0
菊川市	203	159	226	111.3	276	136.0	100.0	55.6	80.0	60.0	***	60.0
伊豆の国市	135	121	111	82.2	179	132.6	100.0	33.3	50.0	50.0	***	0.0
牧之原市	136	115	201	147.8	166	122.1	100.0	50.0	50.0	100.0	***	50.0
東伊豆町	28	23	45	160.7	32	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
河津町	19	14	19	100.0	19	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊豆町	37	29	28	75.7	47	127.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
松崎町	11	9	33	300.0	18	163.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
西伊豆町	22	17	21	95.5	28	127.3	100.0	0.0	***	***	***	***
函南町	105	92	112	106.7	135	128.6	100.0	60.0	66.7	33.3	***	33.3
清水町	108	84	99	91.7	114	105.6	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
長泉町	133	118	145	109.0	149	112.0	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
小山町	72	58	125	173.6	98	136.1	100.0	40.0	100.0	50.0	***	0.0
吉田町	86	76	144	167.4	210	244.2	100.0	0.0	***	***	***	***
森町	59	53	66	111.9	80	135.6	100.0	100.0	0.0	100.0	***	66.7
牧之原市菊川市学校組	12	10	16	133.3	15	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0

合　　計	10,683	9,196	12,691	118.8	12,893	120.7	100.0	58.2	52.6	44.5	***	59.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
静岡県	4	771	28	815	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
静岡市	42	14,035	564	14,476	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜松市	49	19,820	767	20,715	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼津市	18	3,973	182	4,683	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熱海市	4	421	25	426	1.0	96.0	100.0	92.0	100.0	23	100.0	0.0	0.0
三島市	7	2,710	97	2,892	1.1	97.9	100.0	100.0	100.0	97	100.0	100.0	0.0
富士宮市	13	3,262	138	3,294	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊東市	5	1,186	51	1,436	1.2	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島田市	6	2,418	98	2,696	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
富士市	15	6,158	254	6,909	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐田市	10	4,333	169	4,344	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	169	100.0	0.0	0.0
焼津市	9	3,315	129	3,408	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
掛川市	9	3,205	132	3,455	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
藤枝市	10	3,727	148	3,829	1.0	98.6	99.3	99.3	8.8	13	99.3	10.0	90.0
御殿場市	6	2,158	94	2,583	1.2	97.9	100.0	16.0	100.0	15	100.0	0.0	0.0
袋井市	4	2,548	105	2,754	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下田市	1	383	14	386	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
裾野市	5	1,300	52	1,434	1.1	100.0	42.3	42.3	100.0	22	100.0	0.0	0.0
湖西市	5	1,446	65	1,705	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆市	1	452	15	451	1.0	100.0	100.0	0.0	***	***	0.0	100.0	0.0
御前崎市	1	515	20	547	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊川市	3	1,275	48	1,400	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆の国市	3	1,149	45	1,471	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市	2	905	33	934	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東伊豆町	2	172	10	181	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河津町	1	142	7	160	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南伊豆町	2	151	10	155	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松崎町	1	93	5	143	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西伊豆町	1	97	3	134	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函南町	2	890	35	935	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清水町	2	812	28	1,002	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長泉町	2	1,288	47	1,394	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山町	3	408	24	451	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉田町	1	757	31	831	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
森町	2	407	18	405	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市菊川市学校組	1	91	4	96	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市牧之原市学校	1	327	14	369	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	253	87,100	3,509	93,299	1.1	98.4	99.1	96.4	12.8	339	99.5	85.5	14.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
静岡県	62	54	111	179.0	69	111.3	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
静岡市	1,030	928	1,155	112.1	1,128	109.5	100.0	61.9	57.7	42.3	11.5	92.3
浜松市	1,450	1,250	1,506	103.9	1,735	119.7	100.0	51.0	44.0	32.0	0.0	84.0
沼津市	333	283	405	121.6	414	124.3	100.0	66.7	75.0	33.3	0.0	66.7
熱海市	49	43	56	114.3	106	216.3	100.0	75.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三島市	182	161	285	156.6	231	126.9	100.0	57.1	50.0	75.0	0.0	100.0
富士宮市	246	213	414	168.3	285	115.9	100.0	30.8	50.0	0.0	25.0	75.0
伊東市	100	86	158	158.0	143	143.0	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	33.3
島田市	159	145	180	113.2	170	106.9	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	100.0
富士市	414	375	392	94.7	539	130.2	100.0	33.3	60.0	80.0	40.0	100.0
磐田市	305	275	334	109.5	345	113.1	100.0	80.0	37.5	62.5	0.0	62.5
焼津市	239	205	250	104.6	268	112.1	100.0	55.6	40.0	0.0	0.0	60.0
掛川市	222	200	495	223.0	273	123.0	100.0	100.0	22.2	0.0	0.0	88.9
藤枝市	265	235	278	104.9	273	103.0	100.0	70.0	71.4	57.1	0.0	28.6
御殿場市	146	128	200	137.0	209	143.2	100.0	16.7	0.0	100.0	100.0	0.0
袋井市	173	155	213	123.1	213	123.1	100.0	100.0	25.0	25.0	0.0	100.0
下田市	30	25	30	100.0	35	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
裾野市	110	90	164	149.1	122	110.9	100.0	100.0	20.0	40.0	0.0	100.0
湖西市	119	101	121	101.7	173	145.4	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊豆市	30	30	50	166.7	37	123.3	100.0	0.0	***	***	***	***
御前崎市	41	35	39	95.1	40	97.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菊川市	84	76	150	178.6	118	140.5	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
伊豆の国市	76	70	56	73.7	127	167.1	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	66.7
牧之原市	61	54	95	155.7	74	121.3	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東伊豆町	24	20	30	125.0	30	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
河津町	15	12	20	133.3	20	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊豆町	25	20	27	108.0	35	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
松崎町	14	12	43	307.1	22	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
西伊豆町	11	9	10	90.9	15	136.4	100.0	0.0	***	***	***	***
函南町	64	58	62	96.9	77	120.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
清水町	59	50	85	144.1	94	159.3	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長泉町	81	71	106	130.9	117	144.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
小山町	47	38	48	102.1	56	119.1	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3
吉田町	49	45	71	144.9	99	202.0	100.0	0.0	***	***	***	***
森町	35	31	59	168.6	51	145.7	100.0	0.0	***	***	***	***

牧之原市菊川市学校組	15	13	24	160.0	23	153.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
御前崎市牧之原市学校	24	22	29	120.8	39	162.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	6,389	5,618	7,751	121.3	7,805	122.2	100.0	58.9	48.3	35.6	4.7	75.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
伊豆市	1	93	12	161	1.7	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川根本町	2	242	22	242	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	3	335	34	403	1.2	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
伊豆市	22	20	28	127.3	29	131.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川根本町	43	38	78	181.4	47	109.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	65	58	106	163.1	76	116.9	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
静岡県	88	52	52,146	33,383	1,531	984	75,675	50,846	1.5	1.5	98.3	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	97.7	98.1	2.3	1.9
静岡市	2	2	1,617	1,617	48	48	2,105	2,105	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	43.8	43.8	21	21	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
浜松市	1	0	1,106	0	30	0	1,192	0	1.1	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
沼津市	1	0	603	0	18	0	603	0	1.0	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
富士市	1	1	706	706	28	28	860	860	1.2	1.2	96.4	96.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	93	55	56,178	35,706	1,655	1,060	80,435	53,811	1.4	1.5	98.4	98.2	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	1.3	21	21	100.0	100.0	97.8	98.2	2.2	1.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
静岡県	3,939	2,626	3,560	2,384	9,103	6,141	231.1	233.9	6,359	4,261	161.4	162.3	100.0	100.0	59.1	59.6	19.2	12.9	30.8	32.3	19.2	16.1	75.0	74.2
静岡市	115	115	112	112	161	161	140.0	140.0	165	165	143.5	143.5	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
浜松市	70	0	66	0	81	0	115.7	***	89	0	127.1	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
沼津市	42	0	39	0	42	0	100.0	***	46	0	109.5	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
富士市	63	63	61	61	117	117	185.7	185.7	0	0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	4,229	2,804	3,838	2,557	9,504	6,419	224.7	228.9	6,659	4,426	157.5	157.8	97.8	98.2	60.2	61.8	23.2	20.6	32.1	35.3	17.9	14.7	75.0	73.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
静岡県	40	4,846	886	5,865	1.2	62.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	40	4,846	886	5,865	1.2	62.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
静岡県	2,612	2,340	3,414	130.7	3,311	126.8	100.0	47.5	78.9	47.4	10.5	57.9
合計	2,612	2,340	3,414	130.7	3,311	126.8	100.0	47.5	78.9	47.4	10.5	57.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
愛知県	185	115,977	4,453	130,715	1.1	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名古屋市	394	170,618	6,937	180,198	1.1	99.8	99.9	99.9	***	***	99.9	0.0	100.0
豊橋市	76	29,582	1,290	28,849	1.0	91.2	99.2	81.1	0.5	7	81.1	100.0	0.0
岡崎市	67	31,534	1,284	33,280	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	1.5	98.5
一宮市	61	28,900	1,164	31,210	1.1	96.9	99.7	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
瀬戸市	25	9,446	427	10,109	1.1	95.3	99.3	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
半田市	20	8,897	377	9,374	1.1	95.0	99.5	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
春日井市	54	23,944	976	28,675	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊川市	36	14,954	661	15,937	1.1	97.9	99.5	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
津島市	12	3,726	176	3,812	1.0	88.1	99.4	99.4	***	***	99.4	0.0	100.0
碧南市	12	5,876	233	6,001	1.0	98.3	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
刈谷市	22	12,844	550	13,301	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊田市	104	32,837	1,532	34,421	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安城市	29	15,982	657	16,481	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西尾市	35	14,436	626	14,751	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蒲郡市	20	5,588	284	5,889	1.1	93.3	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
犬山市	14	5,009	232	5,526	1.1	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常滑市	13	5,209	240	5,467	1.0	93.3	97.1	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
江南市	15	7,354	299	7,881	1.1	93.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小牧市	25	11,196	471	11,580	1.0	97.5	99.8	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
稲沢市	32	10,136	444	10,704	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
新城市	19	2,851	185	2,900	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海市	18	9,861	394	10,710	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大府市	13	8,421	343	8,665	1.0	99.4	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
知多市	15	6,393	281	6,754	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知立市	10	5,663	228	6,427	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾張旭市	12	6,784	258	6,810	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	91.7	8.3
高浜市	7	4,389	170	4,471	1.0	98.8	14.7	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
岩倉市	7	3,367	139	3,388	1.0	94.2	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
豊明市	11	5,043	220	5,278	1.0	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日進市	15	9,132	343	9,204	1.0	95.9	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
田原市	22	4,474	247	4,500	1.0	78.1	100.0	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
愛西市	18	4,077	235	4,193	1.0	88.9	98.3	98.3	100.0	231	100.0	100.0	0.0
清須市	12	5,804	234	6,303	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北名古屋市	16	7,126	287	7,210	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥富市	10	3,123	150	3,177	1.0	90.0	99.3	97.3	***	***	97.3	0.0	100.0
みよし市	12	5,398	239	5,724	1.1	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あま市	17	6,940	308	6,986	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

長久手市	9	6,483	227	6,471	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東郷町	9	4,002	176	4,221	1.1	97.7	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
豊山町	4	1,432	60	1,652	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大口町	4	2,220	94	2,236	1.0	63.8	98.9	97.9	***	***	97.9	0.0	100.0
扶桑町	6	2,841	119	2,931	1.0	90.8	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
大治町	4	3,019	115	3,425	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蟹江町	7	2,581	113	2,635	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飛島村	1	403	24	440	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久比町	5	3,142	127	3,201	1.0	89.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東浦町	10	4,129	177	4,274	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南知多町	7	831	62	943	1.1	82.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	7	1,311	80	1,503	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武豊町	6	3,479	141	3,874	1.1	95.7	96.5	96.5	18.4	22	99.3	100.0	0.0
幸田町	9	4,298	194	4,486	1.0	77.8	96.4	90.7	***	***	90.7	100.0	0.0
設楽町	5	185	27	253	1.4	88.9	100.0	100.0	29.6	8	100.0	80.0	20.0
東栄町	2	153	13	229	1.5	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊根村	2	43	11	74	1.7	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,582	703,443	29,334	749,709	1.1	95.9	99.3	98.3	1.5	268	98.9	58.1	41.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛知県	10,802	10,074	15,842	146.7	14,392	133.2	100.0	59.5	30.9	30.0	12.7	78.2
名古屋市	11,098	9,594	12,474	112.4	11,432	103.0	100.0	14.7	32.8	32.8	0.0	56.9
豊橋市	2,187	1,899	2,221	101.6	2,396	109.6	98.7	71.1	46.3	61.1	14.3	68.5
岡崎市	1,983	1,767	3,654	184.3	2,473	124.7	100.0	85.1	61.4	91.2	27.8	56.1
一宮市	1,780	1,592	1,528	85.8	2,434	136.7	100.0	37.7	39.1	47.8	0.0	73.9
瀬戸市	701	638	1,166	166.3	934	133.2	100.0	72.0	61.1	33.3	0.0	38.9
半田市	609	543	753	123.6	824	135.3	100.0	40.0	25.0	50.0	50.0	12.5
春日井市	1,497	1,343	1,716	114.6	1,835	122.6	100.0	70.4	42.1	42.1	0.0	84.2
豊川市	1,002	922	943	94.1	1,372	136.9	100.0	8.3	33.3	33.3	0.0	0.0
津島市	293	252	272	92.8	403	137.5	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	0.0
碧南市	400	373	501	125.3	507	126.8	100.0	0.0	***	***	***	***
刈谷市	842	778	1,532	181.9	1,089	129.3	100.0	100.0	36.4	31.8	28.6	100.0
豊田市	2,367	2,067	3,039	128.4	3,250	137.3	100.0	100.0	26.0	35.6	0.0	29.8
安城市	1,043	877	1,206	115.6	1,410	135.2	100.0	58.6	41.2	58.8	16.7	52.9
西尾市	1,000	894	1,303	130.3	1,462	146.2	100.0	17.1	33.3	50.0	0.0	33.3
蒲郡市	470	413	640	136.2	690	146.8	100.0	35.0	42.9	28.6	0.0	14.3
犬山市	355	320	781	220.0	541	152.4	100.0	35.7	80.0	0.0	0.0	60.0
常滑市	344	303	799	232.3	488	141.9	100.0	15.4	50.0	0.0	0.0	50.0
江南市	468	432	467	99.8	602	128.6	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	50.0
小牧市	771	701	1,081	140.2	1,177	152.7	100.0	20.0	60.0	80.0	0.0	40.0
稲沢市	738	655	1,046	141.7	1,046	141.7	100.0	18.8	33.3	33.3	0.0	83.3
新城市	318	275	411	129.2	371	116.7	100.0	42.1	87.5	25.0	0.0	12.5
東海市	600	550	503	83.8	707	117.8	100.0	11.1	50.0	50.0	0.0	50.0
大府市	515	460	627	121.7	555	107.8	100.0	76.9	50.0	50.0	0.0	90.0
知多市	461	413	804	174.4	795	172.5	100.0	46.7	28.6	71.4	0.0	85.7
知立市	362	329	506	139.8	479	132.3	100.0	90.0	22.2	77.8	0.0	33.3
尾張旭市	429	359	511	119.1	510	118.9	100.0	16.7	100.0	0.0	0.0	100.0
高浜市	273	247	357	130.8	364	133.3	100.0	14.3	0.0	100.0	0.0	0.0
岩倉市	241	214	268	111.2	289	119.9	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
豊明市	349	315	392	112.3	491	140.7	100.0	18.2	50.0	50.0	0.0	50.0
日進市	573	496	696	121.5	776	135.4	100.0	13.3	0.0	0.0	0.0	100.0
田原市	414	357	589	142.3	533	128.7	100.0	54.5	41.7	33.3	33.3	58.3
愛西市	381	318	565	148.3	478	125.5	100.0	22.2	75.0	75.0	33.3	75.0
清須市	346	316	605	174.9	511	147.7	100.0	16.7	100.0	50.0	0.0	0.0
北名古屋市	440	396	575	130.7	604	137.3	100.0	56.3	33.3	77.8	0.0	88.9

弥富市	254	224	298	117.3	366	144.1	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
みよし市	373	337	697	186.9	524	140.5	100.0	75.0	22.2	44.4	0.0	88.9
あま市	466	417	569	122.1	598	128.3	100.0	29.4	60.0	60.0	0.0	60.0
長久手市	375	324	711	189.6	472	125.9	100.0	44.4	50.0	50.0	0.0	75.0
東郷町	295	269	388	131.5	361	122.4	100.0	22.2	50.0	0.0	0.0	50.0
豊山町	100	87	177	177.0	165	165.0	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0
大口町	139	128	171	123.0	206	148.2	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
扶桑町	170	156	204	120.0	210	123.5	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0
大治町	167	151	207	124.0	220	131.7	100.0	0.0	***	***	***	***
蟹江町	182	160	233	128.0	216	118.7	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	100.0
飛島村	34	29	65	191.2	65	191.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
阿久比町	178	158	218	122.5	218	122.5	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
東浦町	284	252	296	104.2	362	127.5	100.0	100.0	30.0	40.0	0.0	40.0
南知多町	106	90	176	166.0	111	104.7	100.0	57.1	25.0	50.0	0.0	100.0
美浜町	126	109	172	136.5	221	175.4	100.0	28.6	50.0	50.0	0.0	50.0
武豊町	253	202	251	99.2	277	109.5	100.0	33.3	50.0	100.0	0.0	50.0
幸田町	284	260	431	151.8	493	173.6	100.0	100.0	22.2	22.2	33.3	77.8
設楽町	62	53	69	111.3	60	96.8	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東栄町	29	24	38	131.0	40	137.9	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
豊根村	27	22	32	118.5	35	129.6	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	50,356	44,934	65,776	130.6	63,440	126.0	99.8	43.3	39.4	45.4	9.8	59.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
名古屋市	261	107,280	4,642	112,161	1.0	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊橋市	52	18,595	850	18,463	1.0	95.2	99.4	76.4	0.8	7	76.4	100.0	0.0
岡崎市	47	20,459	900	21,474	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	2.1	97.9
一宮市	42	18,916	827	20,425	1.1	96.9	99.8	99.4	***	***	99.4	0.0	100.0
瀬戸市	16	6,132	288	6,532	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
半田市	14	5,736	261	5,974	1.0	93.9	99.2	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
春日井市	38	15,672	688	18,723	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊川市	26	9,792	467	10,555	1.1	98.3	99.4	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
津島市	8	2,381	121	2,418	1.0	85.1	99.2	99.2	***	***	99.2	0.0	100.0
碧南市	7	3,872	162	3,997	1.0	98.1	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
刈谷市	15	8,525	372	8,759	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊田市	75	21,232	1,055	22,200	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安城市	21	10,481	476	10,793	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西尾市	25	9,300	429	9,544	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蒲郡市	13	3,626	192	3,790	1.0	93.8	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
犬山市	10	3,219	160	3,424	1.1	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常滑市	9	3,376	167	3,548	1.1	93.4	96.4	91.6	***	***	91.6	100.0	0.0
江南市	10	4,808	209	5,115	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小牧市	16	7,226	326	7,470	1.0	96.9	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
稲沢市	23	6,668	316	7,137	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
新城市	13	1,798	132	1,831	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海市	12	6,435	278	6,991	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大府市	9	5,634	241	5,728	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知多市	10	4,070	196	4,307	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知立市	7	3,683	155	4,184	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾張旭市	9	4,540	185	4,558	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高浜市	5	2,866	120	2,911	1.0	98.3	20.8	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
岩倉市	5	2,258	99	2,256	1.0	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊明市	8	3,325	157	3,484	1.0	93.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日進市	10	6,196	246	6,244	1.0	96.3	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
田原市	18	2,886	186	2,889	1.0	80.1	100.0	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
愛西市	12	2,690	162	2,716	1.0	95.1	98.8	98.8	100.0	160	100.0	100.0	0.0
清須市	8	3,932	166	4,253	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北名古屋市	10	4,769	204	4,842	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥富市	8	2,005	113	2,052	1.0	91.2	99.1	96.5	***	***	96.5	0.0	100.0
みよし市	8	3,639	160	3,790	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あま市	12	4,597	218	4,627	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長久手市	6	4,385	161	4,375	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

東郷町	6	2,599	123	2,805	1.1	96.7	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
豊山町	3	936	43	1,051	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大口町	3	1,515	67	1,529	1.0	55.2	98.5	97.0	***	***	97.0	0.0	100.0
扶桑町	4	1,878	83	1,879	1.0	90.4	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
大治町	3	2,037	84	2,268	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蟹江町	5	1,685	80	1,738	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久比町	4	2,055	87	2,116	1.0	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東浦町	7	2,725	125	2,760	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南知多町	5	510	43	592	1.2	83.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	5	844	58	955	1.1	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武豊町	4	2,273	98	2,462	1.1	94.9	94.9	94.9	26.5	22	99.0	100.0	0.0
幸田町	6	2,792	137	2,939	1.1	70.1	96.4	91.2	***	***	91.2	100.0	0.0
設楽町	4	103	22	137	1.3	86.4	100.0	100.0	36.4	8	100.0	75.0	25.0
東栄町	1	89	8	133	1.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊根村	1	33	8	46	1.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	959	379,078	17,153	397,950	1.0	97.1	99.2	97.7	1.9	197	98.5	53.2	46.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
名古屋市	6,392	5,411	6,933	108.5	6,619	103.6	100.0	13.8	38.9	41.7	***	41.7
豊橋市	1,311	1,101	1,327	101.2	1,381	105.3	100.0	76.9	47.5	62.5	***	62.5
岡崎市	1,249	1,101	2,306	184.6	1,607	128.7	100.0	83.0	51.3	94.9	***	48.7
一宮市	1,118	1,009	1,087	97.2	1,578	141.1	100.0	35.7	53.3	53.3	***	80.0
瀬戸市	400	366	712	178.0	548	137.0	100.0	75.0	66.7	50.0	***	41.7
半田市	378	335	458	121.2	528	139.7	100.0	42.9	16.7	50.0	***	0.0
春日井市	938	845	1,061	113.1	1,180	125.8	100.0	68.4	50.0	42.3	***	76.9
豊川市	653	594	617	94.5	891	136.4	100.0	11.5	33.3	33.3	***	0.0
津島市	184	158	207	112.5	243	132.1	100.0	50.0	25.0	75.0	***	0.0
碧南市	249	232	321	128.9	316	126.9	100.0	0.0	***	***	***	***
刈谷市	504	464	1,001	198.6	663	131.5	100.0	100.0	26.7	33.3	***	100.0
豊田市	1,464	1,258	1,900	129.8	2,035	139.0	100.0	100.0	28.0	41.3	***	22.7
安城市	688	573	886	128.8	964	140.1	100.0	52.4	45.5	54.5	***	63.6
西尾市	623	552	824	132.3	940	150.9	100.0	20.0	40.0	40.0	***	40.0
蒲郡市	280	249	388	138.6	410	146.4	100.0	30.8	50.0	50.0	***	0.0
犬山市	231	210	486	210.4	349	151.1	100.0	50.0	80.0	0.0	***	60.0
常滑市	220	189	554	251.8	316	143.6	100.0	11.1	100.0	0.0	***	0.0
江南市	298	277	241	80.9	381	127.9	100.0	50.0	0.0	60.0	***	40.0
小牧市	459	418	667	145.3	723	157.5	100.0	31.3	60.0	80.0	***	40.0
稲沢市	488	422	727	149.0	729	149.4	100.0	8.7	50.0	50.0	***	100.0
新城市	201	174	255	126.9	228	113.4	100.0	53.8	100.0	14.3	***	14.3
東海市	389	351	330	84.8	440	113.1	100.0	16.7	50.0	50.0	***	50.0
大府市	316	283	434	137.3	380	120.3	100.0	88.9	50.0	62.5	***	87.5
知多市	285	261	448	157.2	447	156.8	100.0	40.0	50.0	75.0	***	100.0
知立市	227	202	313	137.9	299	131.7	100.0	100.0	28.6	71.4	***	28.6
尾張旭市	289	231	323	111.8	328	113.5	100.0	22.2	100.0	0.0	***	100.0
高浜市	178	160	236	132.6	233	130.9	100.0	20.0	0.0	100.0	***	0.0
岩倉市	159	142	165	103.8	186	117.0	100.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
豊明市	228	203	249	109.2	329	144.3	100.0	25.0	50.0	50.0	***	50.0
日進市	378	319	449	118.8	529	139.9	100.0	10.0	0.0	0.0	***	100.0
田原市	292	250	419	143.5	355	121.6	100.0	50.0	44.4	44.4	***	55.6
愛西市	243	196	367	151.0	291	119.8	100.0	8.3	100.0	100.0	***	100.0
清須市	228	208	452	198.2	351	153.9	100.0	25.0	100.0	50.0	***	0.0
北名古屋市	281	251	370	131.7	373	132.7	100.0	60.0	16.7	83.3	***	100.0
弥富市	168	148	196	116.7	260	154.8	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0

みよし市	237	211	491	207.2	347	146.4	100.0	87.5	28.6	57.1	***	85.7
あま市	305	272	380	124.6	401	131.5	100.0	16.7	50.0	100.0	***	50.0
長久手市	249	208	475	190.8	309	124.1	100.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
東郷町	196	175	209	106.6	207	105.6	100.0	16.7	0.0	0.0	***	100.0
豊山町	64	55	125	195.3	117	182.8	100.0	33.3	100.0	100.0	***	0.0
大口町	87	80	118	135.6	134	154.0	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
扶桑町	105	98	122	116.2	125	119.0	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
大治町	112	101	140	125.0	154	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
蟹江町	123	106	160	130.1	144	117.1	100.0	20.0	100.0	0.0	***	100.0
阿久比町	114	100	154	135.1	154	135.1	100.0	25.0	100.0	0.0	***	100.0
東浦町	183	162	191	104.4	237	129.5	100.0	100.0	28.6	42.9	***	42.9
南知多町	67	56	103	153.7	92	137.3	100.0	60.0	33.3	66.7	***	100.0
美浜町	81	69	107	132.1	150	185.2	100.0	20.0	100.0	0.0	***	0.0
武豊町	164	121	187	114.0	218	132.9	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
幸田町	181	165	212	117.1	235	129.8	100.0	100.0	16.7	33.3	***	83.3
設楽町	43	37	46	107.0	58	134.9	100.0	0.0	***	***	***	***
東栄町	13	11	26	200.0	15	115.4	0.0	0.0	***	***	***	***
豊根村	15	12	11	73.3	18	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	24,328	21,182	30,966	127.3	30,545	125.6	99.9	41.6	42.9	52.6	***	50.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
愛知県	5	361	37	380	1.1	48.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名古屋市	113	49,812	1,762	52,017	1.0	99.9	99.7	99.7	***	***	99.7	0.0	100.0
豊橋市	22	10,091	372	10,148	1.0	92.5	98.7	88.4	***	***	88.4	100.0	0.0
岡崎市	20	11,075	384	11,806	1.1	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
一宮市	19	9,984	337	10,785	1.1	97.0	99.7	99.1	***	***	99.1	0.0	100.0
瀬戸市	7	3,254	126	3,481	1.1	93.7	97.6	97.6	***	***	97.6	0.0	100.0
半田市	6	3,161	116	3,400	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日井市	16	8,272	288	9,952	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊川市	10	5,162	194	5,382	1.0	96.9	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
津島市	4	1,345	55	1,394	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
碧南市	5	2,004	71	2,004	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
刈谷市	6	4,262	154	4,459	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊田市	28	11,525	447	12,133	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安城市	8	5,501	181	5,688	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西尾市	9	5,115	191	5,181	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蒲郡市	7	1,962	92	2,099	1.1	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
犬山市	4	1,790	72	2,102	1.2	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常滑市	4	1,833	73	1,919	1.0	93.2	98.6	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
江南市	5	2,546	90	2,766	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小牧市	9	3,970	145	4,110	1.0	98.6	100.0	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
稲沢市	9	3,468	128	3,567	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
新城市	6	1,053	53	1,069	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海市	6	3,426	116	3,719	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大府市	4	2,787	102	2,937	1.1	100.0	100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
知多市	5	2,323	85	2,447	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知立市	3	1,980	73	2,243	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾張旭市	3	2,244	73	2,252	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
高浜市	2	1,523	50	1,560	1.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
岩倉市	2	1,109	40	1,132	1.0	95.0	95.0	95.0	***	***	95.0	100.0	0.0
豊明市	3	1,718	63	1,794	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日進市	5	2,936	97	2,960	1.0	94.8	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
田原市	4	1,588	61	1,611	1.0	72.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛西市	6	1,387	73	1,477	1.1	75.3	97.3	97.3	100.0	71	100.0	100.0	0.0
清須市	4	1,872	68	2,050	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北名古屋市	6	2,357	83	2,368	1.0	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥富市	2	1,118	37	1,125	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
みよし市	4	1,759	79	1,934	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あま市	5	2,343	90	2,359	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

長久手市	3	2,098	66	2,096	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東郷町	3	1,403	53	1,416	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊山町	1	496	17	601	1.2	52.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大口町	1	705	27	707	1.0	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
扶桑町	2	963	36	1,052	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大治町	1	982	31	1,157	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蟹江町	2	896	33	897	1.0	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久比町	1	1,087	40	1,085	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東浦町	3	1,404	52	1,514	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南知多町	2	321	19	351	1.1	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	2	467	22	548	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武豊町	2	1,206	43	1,412	1.2	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸田町	3	1,506	57	1,547	1.0	96.5	96.5	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
設楽町	1	82	5	116	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東栄町	1	64	5	96	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊根村	1	10	3	28	2.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	415	193,706	7,067	204,433	1.1	96.8	99.0	98.3	1.7	71	99.0	53.5	46.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
愛知県	62	52	163	262.9	163	262.9	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
名古屋市	3,298	2,934	3,820	115.8	3,367	102.1	100.0	13.3	20.0	6.7	0.0	80.0
豊橋市	727	661	817	112.4	850	116.9	100.0	63.6	42.9	57.1	14.3	85.7
岡崎市	734	666	1,348	183.7	866	118.0	100.0	90.0	83.3	83.3	27.8	72.2
一宮市	662	583	441	66.6	856	129.3	100.0	42.1	12.5	37.5	0.0	62.5
瀬戸市	238	213	370	155.5	308	129.4	100.0	71.4	40.0	0.0	0.0	40.0
半田市	231	208	295	127.7	296	128.1	100.0	33.3	50.0	50.0	50.0	50.0
春日井市	559	498	655	117.2	655	117.2	100.0	75.0	25.0	41.7	0.0	100.0
豊川市	349	328	326	93.4	481	137.8	100.0	0.0	***	***	***	***
津島市	109	94	65	59.6	160	146.8	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
碧南市	151	141	180	119.2	191	126.5	100.0	0.0	***	***	***	***
刈谷市	282	262	417	147.9	351	124.5	100.0	100.0	50.0	16.7	16.7	100.0
豊田市	831	743	1,056	127.1	1,109	133.5	100.0	100.0	17.9	21.4	0.0	50.0
安城市	355	304	320	90.1	446	125.6	100.0	75.0	33.3	66.7	16.7	33.3
西尾市	355	324	456	128.5	496	139.7	100.0	11.1	0.0	100.0	0.0	0.0
蒲郡市	190	164	252	132.6	280	147.4	100.0	42.9	33.3	0.0	0.0	33.3
犬山市	124	110	295	237.9	192	154.8	100.0	0.0	***	***	***	***
常滑市	124	114	245	197.6	172	138.7	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江南市	170	155	226	132.9	221	130.0	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小牧市	312	283	414	132.7	454	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
稲沢市	250	233	319	127.6	317	126.8	100.0	44.4	25.0	25.0	0.0	75.0
新城市	117	101	156	133.3	143	122.2	100.0	16.7	0.0	100.0	0.0	0.0
東海市	211	199	173	82.0	267	126.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大府市	199	177	193	97.0	175	87.9	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
知多市	176	152	356	202.3	348	197.7	100.0	60.0	0.0	66.7	0.0	66.7
知立市	135	127	193	143.0	180	133.3	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	50.0
尾張旭市	140	128	188	134.3	182	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
高浜市	95	87	121	127.4	131	137.9	100.0	0.0	***	***	***	***
岩倉市	82	72	103	125.6	103	125.6	100.0	0.0	***	***	***	***
豊明市	121	112	143	118.2	162	133.9	100.0	0.0	***	***	***	***
日進市	195	177	247	126.7	247	126.7	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
田原市	122	107	170	139.3	178	145.9	100.0	75.0	33.3	0.0	33.3	66.7
愛西市	138	122	198	143.5	187	135.5	100.0	50.0	66.7	66.7	33.3	66.7
清須市	118	108	153	129.7	160	135.6	100.0	0.0	***	***	***	***
北名古屋市	159	145	205	128.9	231	145.3	100.0	50.0	66.7	66.7	0.0	66.7

弥富市	86	76	102	118.6	106	123.3	100.0	0.0	***	***	***	***
みよし市	136	126	206	151.5	177	130.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
あま市	161	145	189	117.4	197	122.4	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
長久手市	126	116	236	187.3	163	129.4	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
東郷町	99	94	179	180.8	154	155.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
豊山町	36	32	52	144.4	48	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
大口町	52	48	53	101.9	72	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
扶桑町	65	58	82	126.2	85	130.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大治町	55	50	67	121.8	66	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
蟹江町	59	54	73	123.7	72	122.0	100.0	0.0	***	***	***	***
阿久比町	64	58	64	100.0	64	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東浦町	101	90	105	104.0	125	123.8	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
南知多町	39	34	73	187.2	19	48.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
美浜町	45	40	65	144.4	71	157.8	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
武豊町	89	81	64	71.9	59	66.3	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
幸田町	103	95	219	212.6	258	250.5	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3	66.7
設楽町	19	16	23	121.1	2	10.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東栄町	16	13	12	75.0	25	156.3	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
豊根村	12	10	21	175.0	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	13,484	12,120	16,964	125.8	16,705	123.9	99.8	40.0	36.7	38.6	7.8	66.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
西尾市	1	21	6	26	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飛島村	1	403	24	440	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	2	424	30	466	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
西尾市	22	18	23	104.5	26	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
飛島村	34	29	65	191.2	65	191.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	56	47	88	157.1	91	162.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
愛知県	148	81	109,792	54,481	3,211	1,658	123,764	65,293	1.1	1.2	92.1	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	***	***	***	***	100.0	99.9	100.0	100.0	0.0	0.0
名古屋市	14	10	12,179	8,605	313	222	14,632	10,777	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
豊橋市	1	1	594	594	15	15	40	40	0.1	0.1	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	163	92	122,565	63,680	3,539	1,895	138,436	76,110	1.1	1.2	92.4	91.8	100.0	99.9	100.0	99.9	***	***	***	***	100.0	99.9	91.4	89.1	8.6	10.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
愛知県	7,831	4,402	7,239	4,057	12,044	7,039	153.8	159.9	10,702	6,092	136.7	138.4	100.0	100.0	60.1	49.4	18.0	22.5	28.1	30.0	9.0	5.0	82.0	77.5
名古屋市	893	669	812	604	1,178	902	131.9	134.8	913	682	102.2	101.9	100.0	100.0	42.9	50.0	33.3	20.0	50.0	60.0	0.0	0.0	83.3	80.0
豊橋市	41	41	38	38	63	63	153.7	153.7	41	41	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	8,765	5,112	8,089	4,699	13,285	8,004	151.6	156.6	11,656	6,815	133.0	133.3	99.4	98.9	58.3	48.9	18.9	22.2	29.5	33.3	8.4	4.4	82.1	77.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
愛知県	32	5,824	1,205	6,571	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名古屋市	6	1,347	220	1,388	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊橋市	1	302	53	198	0.7	45.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瀬戸市	2	60	13	96	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
刈谷市	1	57	24	83	1.5	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊田市	1	80	30	88	1.1	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	43	7,670	1,545	8,424	1.1	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	81.4	18.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛知県	2,909	2,783	3,635	125.0	3,527	121.2	100.0	62.5	85.0	35.0	30.0	65.0
名古屋市	515	437	543	105.4	533	103.5	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
豊橋市	108	99	14	13.0	124	114.8	100.0	0.0	***	***	***	***
瀬戸市	63	59	84	133.3	78	123.8	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
刈谷市	56	52	114	203.6	75	133.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
豊田市	72	66	83	115.3	106	147.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	3,723	3,496	4,473	120.1	4,443	119.3	100.0	55.8	83.3	33.3	29.2	62.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
三重県	78	36,147	1,447	52,126	1.4	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	97.4	2.6
津市	70	18,381	942	19,007	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四日市市	59	21,666	928	23,464	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢市	32	8,304	410	8,353	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松阪市	47	11,134	574	11,541	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	574	100.0	100.0	0.0
桑名市	38	10,495	507	10,739	1.0	97.0	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
鈴鹿市	40	14,094	680	15,795	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名張市	19	5,414	283	5,590	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
尾鷲市	7	769	60	823	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀山市	14	4,104	191	4,232	1.0	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳥羽市	11	886	74	1,103	1.2	75.7	100.0	100.0	***	***	100.0	90.9	9.1
熊野市	13	878	81	1,013	1.2	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いなべ市	15	3,247	125	3,579	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志摩市	13	2,349	130	2,380	1.0	87.7	100.0	100.0	100.0	130	100.0	100.0	0.0
伊賀市	28	5,551	334	5,850	1.1	97.0	99.4	98.5	***	***	98.5	0.0	100.0
木曽岬町	2	318	19	368	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東員町	8	2,154	104	2,159	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菰野町	7	3,446	137	3,722	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	2	1,125	47	1,480	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越町	3	1,281	51	1,357	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多気町	6	792	57	846	1.1	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	6	1,820	92	1,915	1.1	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大台町	6	464	46	522	1.1	95.7	95.7	80.4	***	***	80.4	100.0	0.0
玉城町	5	1,303	57	1,317	1.0	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
度会町	2	528	27	539	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大紀町	5	295	33	354	1.2	87.9	90.9	90.9	***	***	90.9	100.0	0.0
南伊勢町	5	347	39	521	1.5	66.7	97.4	94.9	100.0	37	100.0	100.0	0.0
紀北町	11	645	65	702	1.1	89.2	81.5	81.5	***	***	81.5	100.0	0.0
御浜町	7	478	49	511	1.1	89.8	95.9	95.9	***	***	95.9	100.0	0.0
紀宝町	7	702	64	844	1.2	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多気郡多気町松阪市学	1	316	15	355	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	567	159,433	7,668	183,107	1.1	96.9	99.7	99.5	9.7	741	99.6	91.2	8.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
三重県	3,636	3,319	7,944	218.5	5,347	147.1	100.0	79.5	40.3	30.6	1.6	87.1
津市	1,501	1,269	1,600	106.6	1,671	111.3	100.0	100.0	34.3	35.7	0.0	82.9
四日市市	1,444	1,254	2,305	159.6	1,726	119.5	100.0	61.0	36.1	50.0	0.0	75.0
伊勢市	680	570	733	107.8	858	126.2	100.0	50.0	31.3	31.3	0.0	87.5
松阪市	988	829	1,034	104.7	1,034	104.7	100.0	63.8	33.3	30.0	0.0	90.0
桑名市	864	714	1,521	176.0	939	108.7	94.7	44.7	23.5	58.8	0.0	58.8
鈴鹿市	968	815	1,571	162.3	1,634	168.8	100.0	82.5	42.4	21.2	0.0	90.9
名張市	445	381	613	137.8	560	125.8	0.0	36.8	42.9	28.6	0.0	57.1
尾鷲市	89	70	110	123.6	120	134.8	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0
亀山市	316	262	407	128.8	403	127.5	100.0	85.7	58.3	50.0	0.0	50.0
鳥羽市	148	117	155	104.7	142	95.9	100.0	72.7	62.5	25.0	0.0	37.5
熊野市	136	108	167	122.8	227	166.9	0.0	46.2	83.3	16.7	0.0	16.7
いなべ市	279	226	412	147.7	389	139.4	100.0	26.7	25.0	0.0	0.0	75.0
志摩市	218	173	224	102.8	299	137.2	53.8	46.2	50.0	0.0	0.0	83.3
伊賀市	555	474	614	110.6	712	128.3	100.0	75.0	33.3	28.6	0.0	81.0
木曽岬町	31	24	50	161.3	64	206.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
東員町	160	133	159	99.4	176	110.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菰野町	212	183	376	177.4	257	121.2	100.0	28.6	50.0	100.0	0.0	100.0
朝日町	73	64	101	138.4	97	132.9	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
川越町	83	72	104	125.3	98	118.1	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
多気町	94	70	129	137.2	117	124.5	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	33.3
明和町	141	121	233	165.2	180	127.7	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	25.0
大台町	70	54	82	117.1	134	191.4	100.0	83.3	40.0	60.0	0.0	60.0
玉城町	100	84	142	142.0	129	129.0	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
度会町	38	30	54	142.1	63	165.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大紀町	57	45	79	138.6	92	161.4	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
南伊勢町	60	45	99	165.0	94	156.7	100.0	80.0	50.0	50.0	0.0	100.0
紀北町	121	90	107	88.4	166	137.2	0.0	45.5	40.0	0.0	0.0	100.0
御浜町	78	63	98	125.6	94	120.5	0.0	28.6	100.0	0.0	0.0	50.0
紀宝町	86	76	133	154.7	129	150.0	0.0	57.1	50.0	50.0	0.0	75.0
多気郡多気町松阪市学	29	24	68	234.5	33	113.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	13,700	11,759	21,424	156.4	17,984	131.3	87.3	65.8	39.9	34.9	0.6	78.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。

注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
津市	49	12,108	653	12,664	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四日市市	37	14,254	644	15,391	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢市	22	5,378	286	5,383	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松阪市	36	7,307	414	7,307	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	414	100.0	100.0	0.0
桑名市	28	6,764	371	6,889	1.0	97.3	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
鈴鹿市	30	9,249	477	10,525	1.1	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名張市	14	3,493	199	3,612	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
尾鷲市	5	469	43	490	1.0	79.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀山市	11	2,736	144	2,778	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳥羽市	7	579	48	645	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
熊野市	8	562	54	642	1.1	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いなべ市	11	2,151	89	2,272	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志摩市	7	1,489	87	1,508	1.0	90.8	100.0	100.0	100.0	87	100.0	100.0	0.0
伊賀市	18	3,553	228	3,721	1.0	95.6	99.1	98.7	***	***	98.7	0.0	100.0
木曽岬町	1	202	11	215	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東員町	6	1,440	74	1,442	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菰野町	5	2,270	96	2,471	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	1	688	30	940	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越町	2	828	34	891	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多気町	5	672	50	693	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	5	1,222	63	1,312	1.1	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大台町	4	288	33	292	1.0	93.9	100.0	78.8	***	***	78.8	100.0	0.0
玉城町	4	861	42	876	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
度会町	1	339	16	346	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大紀町	3	193	25	223	1.2	84.0	88.0	88.0	***	***	88.0	100.0	0.0
南伊勢町	3	218	23	311	1.4	73.9	95.7	91.3	100.0	21	100.0	100.0	0.0
紀北町	7	400	43	469	1.2	83.7	79.1	79.1	***	***	79.1	100.0	0.0
御浜町	4	300	33	321	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紀宝町	5	466	44	582	1.2	84.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	339	80,479	4,354	85,211	1.1	97.4	99.6	99.4	12.0	522	99.4	90.3	9.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
津市	961	796	1,057	110.0	1,062	110.5	100.0	100.0	38.8	40.8	***	79.6
四日市市	892	763	1,237	138.7	985	110.4	100.0	62.2	39.1	39.1	***	65.2
伊勢市	450	373	471	104.7	549	122.0	100.0	45.5	40.0	50.0	***	90.0
松阪市	632	528	650	102.8	650	102.8	100.0	58.3	42.9	28.6	***	85.7
桑名市	565	463	744	131.7	628	111.2	96.4	39.3	36.4	72.7	***	45.5
鈴鹿市	637	521	1,063	166.9	1,105	173.5	100.0	80.0	41.7	16.7	***	87.5
名張市	288	243	400	138.9	361	125.3	0.0	50.0	42.9	28.6	***	57.1
尾鷲市	59	45	65	110.2	68	115.3	0.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
亀山市	204	175	282	138.2	272	133.3	100.0	81.8	77.8	66.7	***	33.3
鳥羽市	92	72	95	103.3	101	109.8	100.0	85.7	50.0	33.3	***	50.0
熊野市	82	63	100	122.0	140	170.7	0.0	50.0	75.0	0.0	***	25.0
いなべ市	184	145	272	147.8	252	137.0	100.0	27.3	33.3	0.0	***	66.7
志摩市	119	96	109	91.6	156	131.1	100.0	28.6	50.0	0.0	***	50.0
伊賀市	347	295	374	107.8	448	129.1	100.0	72.2	46.2	30.8	***	76.9
木曽岬町	17	13	26	152.9	23	135.3	100.0	0.0	***	***	***	***
東員町	111	91	117	105.4	123	110.8	100.0	16.7	0.0	0.0	***	100.0
菰野町	134	113	251	187.3	161	120.1	100.0	20.0	100.0	100.0	***	100.0
朝日町	47	42	44	93.6	53	112.8	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
川越町	51	44	67	131.4	61	119.6	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
多気町	79	59	98	124.1	92	116.5	100.0	60.0	33.3	33.3	***	33.3
明和町	98	80	140	142.9	128	130.6	100.0	80.0	100.0	50.0	***	25.0
大台町	46	34	60	130.4	75	163.0	100.0	100.0	50.0	50.0	***	75.0
玉城町	66	55	90	136.4	89	134.8	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
度会町	22	18	30	136.4	32	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大紀町	34	28	26	76.5	52	152.9	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
南伊勢町	36	28	58	161.1	60	166.7	100.0	66.7	50.0	0.0	***	100.0
紀北町	71	52	56	78.9	98	138.0	0.0	28.6	0.0	0.0	***	100.0
御浜町	45	35	53	117.8	52	115.6	0.0	50.0	100.0	0.0	***	50.0
紀宝町	58	50	86	148.3	84	144.8	0.0	60.0	66.7	66.7	***	66.7
合計	6,427	5,320	8,121	126.4	7,960	123.9	87.0	62.2	45.0	37.0	***	70.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。

注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
三重県	1	70	4	107	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津市	20	6,065	275	6,136	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四日市市	22	7,412	284	8,073	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢市	10	2,926	124	2,970	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松阪市	11	3,827	160	4,234	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	160	100.0	100.0	0.0
桑名市	10	3,731	136	3,850	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鈴鹿市	10	4,845	203	5,270	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名張市	5	1,921	84	1,978	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
尾鷲市	2	300	17	333	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀山市	3	1,368	47	1,454	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳥羽市	4	307	26	458	1.5	61.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊野市	5	316	27	371	1.2	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いなべ市	4	1,096	36	1,307	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志摩市	6	860	43	872	1.0	81.4	100.0	100.0	100.0	43	100.0	100.0	0.0
伊賀市	10	1,998	106	2,129	1.1	100.0	100.0	98.1	***	***	98.1	0.0	100.0
木曽岬町	1	116	8	153	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東員町	2	714	30	717	1.0	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菰野町	2	1,176	41	1,251	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	1	437	17	540	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越町	1	453	17	466	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多気町	1	120	7	153	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	1	598	29	603	1.0	82.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大台町	2	176	13	230	1.3	100.0	84.6	84.6	***	***	84.6	100.0	0.0
玉城町	1	442	15	441	1.0	26.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
度会町	1	189	11	193	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大紀町	2	102	8	131	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南伊勢町	2	129	16	210	1.6	56.3	100.0	100.0	100.0	16	100.0	100.0	0.0
紀北町	4	245	22	233	1.0	100.0	86.4	86.4	***	***	86.4	100.0	0.0
御浜町	3	178	16	190	1.1	87.5	87.5	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
紀宝町	2	236	20	262	1.1	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多気郡多気町松阪市学	1	316	15	355	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	150	42,669	1,857	45,670	1.1	95.9	99.6	99.5	11.8	219	99.5	90.0	10.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
三重県	12	12	16	133.3	16	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
津市	509	446	510	100.2	578	113.6	100.0	100.0	25.0	25.0	0.0	90.0
四日市市	552	491	1,068	193.5	741	134.2	100.0	59.1	30.8	69.2	0.0	92.3
伊勢市	230	197	262	113.9	309	134.3	100.0	60.0	16.7	0.0	0.0	83.3
松阪市	356	301	384	107.9	384	107.9	100.0	81.8	11.1	33.3	0.0	100.0
桑名市	299	251	777	259.9	311	104.0	90.0	60.0	0.0	33.3	0.0	83.3
鈴鹿市	331	294	508	153.5	529	159.8	100.0	90.0	44.4	33.3	0.0	100.0
名張市	157	138	213	135.7	199	126.8	0.0	0.0	***	***	***	***
尾鷲市	30	25	45	150.0	52	173.3	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
亀山市	112	87	125	111.6	131	117.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鳥羽市	56	45	60	107.1	41	73.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
熊野市	54	45	67	124.1	87	161.1	0.0	40.0	100.0	50.0	0.0	0.0
いなべ市	95	81	140	147.4	137	144.2	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
志摩市	99	77	115	116.2	143	144.4	0.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
伊賀市	208	179	240	115.4	264	126.9	100.0	80.0	12.5	25.0	0.0	87.5
木曽岬町	14	11	24	171.4	41	292.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
東員町	49	42	42	85.7	53	108.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菰野町	78	70	125	160.3	96	123.1	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
朝日町	26	22	57	219.2	44	169.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川越町	32	28	37	115.6	37	115.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
多気町	15	11	31	206.7	25	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
明和町	43	41	93	216.3	52	120.9	100.0	0.0	***	***	***	***
大台町	24	20	22	91.7	59	245.8	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
玉城町	34	29	52	152.9	40	117.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
度会町	16	12	24	150.0	31	193.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大紀町	23	17	53	230.4	40	173.9	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊勢町	24	17	41	170.8	34	141.7	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
紀北町	50	38	51	102.0	68	136.0	0.0	75.0	66.7	0.0	0.0	100.0
御浜町	33	28	45	136.4	42	127.3	0.0	0.0	***	***	***	***
紀宝町	28	26	47	167.9	45	160.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
多気郡多気町松阪市学	29	24	68	234.5	33	113.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	3,618	3,105	5,342	147.7	4,662	128.9	81.3	66.7	30.0	34.0	0.0	88.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。

注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
津市	1	208	14	207	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1	208	14	207	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
津市	31	27	33	106.5	31	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	31	27	33	106.5	31	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
三重県	59	41	34,189	24,465	985	693	49,860	34,852	1.5	1.4	99.4	97.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	96.6	97.6	3.4	2.4
合計	59	41	34,189	24,465	985	693	49,860	34,852	1.5	1.4	99.4	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	96.6	97.6	3.4	2.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
三重県	2,501	1,824	2,288	1,665	6,014	4,222	240.5	231.5	4,001	3,095	160.0	169.7	100.0	100.0	81.4	80.5	35.4	42.4	33.3	42.4	0.0	0.0	91.7	90.9
合計	2,501	1,824	2,288	1,665	6,014	4,222	240.5	231.5	4,001	3,095	160.0	169.7	100.0	100.0	81.4	80.5	35.4	42.4	33.3	42.4	0.0	0.0	91.7	90.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
三重県	18	1,888	458	2,159	1.1	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	18	1,888	458	2,159	1.1	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
三重県	1,123	1,019	1,914	170.4	1,330	118.4	100.0	72.2	53.8	15.4	7.7	69.2
合計	1,123	1,019	1,914	170.4	1,330	118.4	100.0	72.2	53.8	15.4	7.7	69.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
滋賀県	65	31,270	1,371	35,337	1.1	96.5	98.2	97.2	***	***	97.2	0.0	100.0
大津市	55	26,207	1,112	26,454	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
彦根市	24	8,700	427	9,097	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長浜市	35	8,750	448	9,374	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
近江八幡市	16	6,632	302	7,071	1.1	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津市	20	12,088	493	12,247	1.0	96.6	98.8	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
守山市	13	8,202	335	8,241	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗東市	12	6,090	266	6,704	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
甲賀市	27	6,497	377	7,178	1.1	93.1	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
野洲市	9	4,139	188	4,261	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湖南市	13	4,313	221	4,737	1.1	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高島市	19	2,861	176	2,898	1.0	94.9	97.2	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
東近江市	31	8,865	449	9,289	1.0	94.0	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
米原市	15	2,953	163	3,568	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野町	6	1,553	85	1,668	1.1	90.6	97.6	97.6	***	***	97.6	83.3	16.7
竜王町	3	870	41	918	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
愛荘町	6	2,040	89	2,117	1.0	100.0	100.0	85.4	***	***	85.4	100.0	0.0
豊郷町	3	618	32	734	1.2	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甲良町	3	427	27	474	1.1	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多賀町	3	663	35	726	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	378	143,738	6,637	153,093	1.1	96.4	99.4	96.3	2.7	0	98.9	77.4	22.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
滋賀県	3,383	3,020	4,516	133.5	3,819	112.9	100.0	35.4	34.8	39.1	0.0	78.3
大津市	1,828	1,510	1,794	98.1	1,880	102.8	100.0	47.3	61.5	73.1	0.0	50.0
彦根市	675	577	872	129.2	759	112.4	100.0	95.8	56.5	56.5	0.0	73.9
長浜市	748	605	1,027	137.3	1,070	143.0	100.0	48.6	58.8	41.2	0.0	58.8
近江八幡市	471	416	613	130.1	566	120.2	100.0	43.8	28.6	0.0	0.0	85.7
草津市	810	662	832	102.7	879	108.5	100.0	80.0	50.0	81.3	0.0	68.8
守山市	511	441	496	97.1	523	102.3	100.0	30.8	25.0	50.0	0.0	75.0
栗東市	400	334	823	205.8	477	119.3	100.0	25.0	66.7	0.0	0.0	100.0
甲賀市	548	462	745	135.9	877	160.0	100.0	55.6	46.7	53.3	0.0	40.0
野洲市	267	246	324	121.3	333	124.7	100.0	55.6	0.0	0.0	0.0	80.0
湖南市	363	294	427	117.6	455	125.3	100.0	38.5	60.0	40.0	0.0	60.0
高島市	302	247	421	139.4	369	122.2	100.0	63.2	58.3	41.7	0.0	33.3
東近江市	706	590	1,496	211.9	987	139.8	100.0	35.5	36.4	18.2	0.0	90.9
米原市	284	236	504	177.5	351	123.6	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	33.3
日野町	133	114	89	66.9	163	122.6	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	66.7
竜王町	74	56	142	191.9	94	127.0	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
愛荘町	150	135	280	186.7	169	112.7	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	75.0
豊郷町	59	49	148	250.8	58	98.3	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
甲良町	60	50	81	135.0	74	123.3	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
多賀町	55	44	67	121.8	77	140.0	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
合計	11,827	10,088	15,697	132.7	13,980	118.2	100.0	49.5	49.2	49.2	0.0	63.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大津市	37	17,651	770	17,677	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
彦根市	17	5,660	291	5,830	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長浜市	23	5,357	284	5,678	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
近江八幡市	12	4,429	218	4,582	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津市	14	8,221	347	8,326	1.0	96.3	98.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
守山市	9	5,424	228	5,466	1.0	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗東市	9	4,106	191	4,571	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
甲賀市	21	4,273	264	4,583	1.1	95.1	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
野洲市	6	2,754	126	2,827	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湖南市	9	2,840	152	3,174	1.1	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高島市	13	1,834	126	1,871	1.0	93.7	96.8	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
東近江市	22	5,749	315	6,023	1.0	94.3	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
米原市	9	1,940	113	2,238	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野町	5	1,016	63	1,089	1.1	90.5	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
竜王町	2	541	29	568	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
愛荘町	4	1,290	60	1,289	1.0	100.0	100.0	78.3	***	***	78.3	100.0	0.0
豊郷町	2	404	22	480	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甲良町	2	280	19	297	1.1	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多賀町	2	488	26	514	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	218	74,257	3,644	77,083	1.0	96.4	99.6	95.7	3.5	0	99.1	94.6	5.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大津市	1,186	946	1,113	93.8	1,150	97.0	100.0	56.8	61.9	76.2	***	52.4
彦根市	424	359	460	108.5	496	117.0	100.0	94.1	62.5	56.3	***	68.8
長浜市	418	337	554	132.5	566	135.4	100.0	52.2	66.7	41.7	***	58.3
近江八幡市	309	271	419	135.6	385	124.6	100.0	41.7	20.0	0.0	***	80.0
草津市	530	414	511	96.4	547	103.2	100.0	92.9	61.5	92.3	***	69.2
守山市	326	277	315	96.6	327	100.3	100.0	22.2	50.0	50.0	***	50.0
栗東市	267	215	562	210.5	322	120.6	100.0	22.2	100.0	0.0	***	100.0
甲賀市	369	306	514	139.3	630	170.7	100.0	61.9	53.8	61.5	***	38.5
野洲市	169	153	205	121.3	209	123.7	100.0	50.0	0.0	0.0	***	66.7
湖南市	230	174	286	124.3	285	123.9	100.0	55.6	60.0	40.0	***	60.0
高島市	198	164	280	141.4	227	114.6	100.0	61.5	62.5	37.5	***	25.0
東近江市	455	370	1,027	225.7	634	139.3	100.0	31.8	42.9	28.6	***	85.7
米原市	182	150	326	179.1	217	119.2	100.0	44.4	50.0	50.0	***	0.0
日野町	95	80	51	53.7	114	120.0	100.0	60.0	33.3	66.7	***	66.7
竜王町	37	26	70	189.2	52	140.5	100.0	100.0	50.0	50.0	***	50.0
愛荘町	91	82	173	190.1	86	94.5	100.0	75.0	33.3	100.0	***	66.7
豊郷町	34	28	113	332.4	56	164.7	100.0	0.0	***	***	***	***
甲良町	33	26	44	133.3	46	139.4	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
多賀町	37	29	32	86.5	49	132.4	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
合計	5,390	4,407	7,055	130.9	6,398	118.7	100.0	55.5	55.4	55.4	***	57.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
滋賀県	3	719	18	726	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大津市	18	8,556	342	8,777	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
彦根市	7	3,040	136	3,267	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長浜市	10	2,944	134	3,204	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
近江八幡市	4	2,203	84	2,489	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津市	6	3,867	146	3,921	1.0	97.3	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
守山市	4	2,778	107	2,775	1.0	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗東市	3	1,984	75	2,133	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
甲賀市	6	2,224	113	2,595	1.2	88.5	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
野洲市	3	1,385	62	1,434	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湖南市	4	1,473	69	1,563	1.1	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高島市	6	1,027	50	1,027	1.0	98.0	98.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
東近江市	9	3,116	134	3,266	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米原市	6	1,013	50	1,330	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野町	1	537	22	579	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
竜王町	1	329	12	350	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
愛荘町	2	750	29	828	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊郷町	1	214	10	254	1.2	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甲良町	1	147	8	177	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多賀町	1	175	9	212	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	96	38,481	1,610	40,907	1.1	96.6	99.8	96.7	3.1	0	99.8	91.1	8.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
滋賀県	41	32	56	136.6	40	97.6	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
大津市	642	564	681	106.1	730	113.7	100.0	27.8	60.0	60.0	0.0	40.0
彦根市	251	218	412	164.1	263	104.8	100.0	100.0	42.9	57.1	0.0	85.7
長浜市	269	211	374	139.0	385	143.1	100.0	40.0	25.0	50.0	0.0	75.0
近江八幡市	162	145	194	119.8	181	111.7	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
草津市	280	248	321	114.6	332	118.6	100.0	50.0	0.0	33.3	0.0	66.7
守山市	185	164	181	97.8	196	105.9	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
栗東市	133	119	261	196.2	155	116.5	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
甲賀市	179	156	231	129.1	247	138.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	50.0
野洲市	98	93	119	121.4	124	126.5	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
湖南市	133	120	141	106.0	170	127.8	100.0	0.0	***	***	***	***
高島市	104	83	141	135.6	142	136.5	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
東近江市	251	220	469	186.9	353	140.6	100.0	44.4	25.0	0.0	0.0	100.0
米原市	102	86	178	174.5	134	131.4	100.0	33.3	50.0	50.0	0.0	100.0
日野町	38	34	38	100.0	49	128.9	100.0	0.0	***	***	***	***
竜王町	37	30	72	194.6	42	113.5	100.0	0.0	***	***	***	***
愛荘町	59	53	107	181.4	83	140.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
豊郷町	25	21	35	140.0	2	8.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
甲良町	27	24	37	137.0	28	103.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
多賀町	18	15	35	194.4	28	155.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	3,034	2,636	4,083	134.6	3,684	121.4	100.0	44.8	37.2	39.5	0.0	74.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長浜市	2	449	30	492	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	2	449	30	492	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長浜市	61	57	99	162.3	119	195.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	61	57	99	162.3	119	195.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
滋賀県	46	24	28,145	14,617	891	469	31,838	17,873	1.1	1.2	95.7	0.0	99.2	99.6	97.6	97.9	***	***	***	***	97.6	97.9	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	46	24	28,145	14,617	891	469	31,838	17,873	1.1	1.2	95.7	94.5	99.2	99.6	97.6	97.9	***	***	***	***	97.6	97.9	0.0	0.0	100.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
滋賀県	2,122	1,182	1,930	1,082	3,069	1,800	144.6	152.3	2,429	1,367	114.5	115.7	100.0	100.0	28.3	25.0	15.4	33.3	30.8	33.3	0.0	0.0	61.5	33.3
合計	2,122	1,182	1,930	1,082	3,069	1,800	144.6	152.3	2,429	1,367	114.5	115.7	100.0	100.0	28.3	25.0	15.4	33.3	30.8	33.3	0.0	0.0	61.5	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
滋賀県	16	2,406	462	2,773	1.2	97.8	96.3	96.3	***	***	96.3	0.0	100.0
合計	16	2,406	462	2,773	1.2	97.8	96.3	96.3	***	***	96.3	0.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（特別支援学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
滋賀県	1,220	1,058	1,391	114.0	1,350	110.7	100.0	56.3	66.7	44.4	0.0	100.0
合計	1,220	1,058	1,391	114.0	1,350	110.7	100.0	56.3	66.7	44.4	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
京都府	72	31,073	1,524	35,372	1.1	77.5	99.5	99.3	1.4	22	99.3	66.7	33.3
京都市	235	87,950	3,867	91,278	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福知山市	23	5,762	276	6,036	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
舞鶴市	25	5,395	289	5,730	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾部市	16	2,032	137	2,037	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
宇治市	32	12,198	513	12,340	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮津市	7	804	66	838	1.0	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀岡市	21	6,493	343	6,514	1.0	91.5	96.8	96.8	***	***	96.8	0.0	100.0
城陽市	15	4,963	241	6,023	1.2	98.3	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
向日市	9	4,447	187	4,648	1.0	95.2	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
長岡京市	14	6,543	303	6,632	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八幡市	12	4,427	226	5,313	1.2	94.2	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
京田辺市	12	6,259	240	7,100	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
京丹後市	22	3,351	201	3,512	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南丹市	12	1,990	121	2,188	1.1	86.8	99.2	95.9	***	***	95.9	75.0	25.0
木津川市	18	7,575	329	8,841	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大山崎町	3	1,329	58	1,647	1.2	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久御山町	4	904	54	973	1.1	92.6	98.1	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
井手町	3	363	29	444	1.2	58.6	100.0	100.0	27.6	8	100.0	100.0	0.0
宇治田原町	3	599	39	665	1.1	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
精華町	8	2,849	120	2,938	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
京丹波町	8	615	60	722	1.2	90.0	98.3	98.3	100.0	59	100.0	0.0	0.0
伊根町	3	119	19	157	1.3	94.7	94.7	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
与謝野町	8	1,118	91	1,256	1.1	92.3	90.1	90.1	***	***	90.1	100.0	0.0
与謝野町宮津市中学校	1	194	11	215	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相楽東部広域連合	5	263	32	316	1.2	96.9	100.0	100.0	25.0	8	100.0	100.0	0.0
合計	591	199,615	9,376	213,735	1.1	94.7	99.6	99.5	1.0	97	99.6	80.1	19.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
京都府	4,024	3,398	6,772	168.3	6,998	173.9	100.0	65.3	44.7	27.7	4.3	83.0
京都市	7,239	5,712	15,504	214.2	7,244	100.1	100.0	34.5	46.9	45.7	0.0	67.9
福知山市	494	370	564	114.2	550	111.3	100.0	26.1	33.3	0.0	0.0	83.3
舞鶴市	481	365	623	129.5	616	128.1	100.0	52.0	76.9	61.5	0.0	69.2
綾部市	265	207	202	76.2	293	110.6	100.0	18.8	33.3	66.7	0.0	0.0
宇治市	807	654	1,373	170.1	1,559	193.2	100.0	40.6	61.5	38.5	0.0	38.5
宮津市	111	82	152	136.9	148	133.3	100.0	71.4	60.0	80.0	0.0	80.0
亀岡市	577	472	634	109.9	635	110.1	100.0	19.0	50.0	50.0	0.0	25.0
城陽市	393	321	382	97.2	452	115.0	100.0	13.3	0.0	50.0	0.0	50.0
向日市	281	240	347	123.5	327	116.4	100.0	33.3	66.7	33.3	0.0	66.7
長岡京市	436	355	511	117.2	511	117.2	100.0	7.1	0.0	100.0	0.0	0.0
八幡市	338	273	360	106.5	476	140.8	100.0	33.3	0.0	50.0	0.0	75.0
京田辺市	366	306	502	137.2	429	117.2	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	75.0
京丹後市	404	282	657	162.6	524	129.7	100.0	68.2	46.7	46.7	50.0	20.0
南丹市	224	172	286	127.7	310	138.4	100.0	58.3	71.4	71.4	0.0	28.6
木津川市	493	397	579	117.4	568	115.2	100.0	83.3	26.7	60.0	0.0	73.3
大山崎町	92	76	108	117.4	108	117.4	100.0	0.0	***	***	***	***
久御山町	82	68	157	191.5	102	124.4	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
井手町	58	49	54	93.1	66	113.8	0.0	66.7	0.0	100.0	0.0	100.0
宇治田原町	60	39	110	183.3	75	125.0	33.3	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
精華町	180	153	256	142.2	244	135.6	100.0	37.5	33.3	66.7	0.0	100.0
京丹波町	124	92	150	121.0	162	130.6	100.0	50.0	25.0	50.0	0.0	50.0
伊根町	34	23	56	164.7	53	155.9	100.0	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0
与謝野町	133	100	196	147.4	230	172.9	100.0	50.0	75.0	75.0	0.0	50.0
与謝野町宮津市中学校	26	22	44	169.2	36	138.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
相楽東部広域連合	74	47	52	70.3	122	164.9	100.0	80.0	50.0	0.0	0.0	75.0
合計	17,796	14,275	30,631	172.1	22,838	128.3	98.8	41.6	47.2	44.3	3.5	64.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。

注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
京都市	145	52,527	2,260	54,351	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福知山市	14	3,878	193	3,988	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
舞鶴市	18	3,527	212	3,767	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾部市	10	1,318	97	1,323	1.0	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
宇治市	22	8,026	347	8,046	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮津市	5	547	51	557	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀岡市	14	3,939	216	3,958	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
城陽市	10	3,246	165	3,953	1.2	99.4	100.0	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
向日市	6	3,090	138	3,187	1.0	94.2	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
長岡京市	10	4,472	214	4,551	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八幡市	8	2,890	158	3,449	1.2	95.6	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
京田辺市	9	4,255	180	4,674	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
京丹後市	16	2,235	148	2,320	1.0	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南丹市	7	1,285	79	1,309	1.0	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	71.4	28.6
木津川市	13	5,097	243	5,945	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大山崎町	2	940	43	1,007	1.1	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久御山町	3	588	38	618	1.1	94.7	97.4	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
井手町	2	221	21	300	1.4	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇治田原町	2	391	25	412	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
精華町	5	1,901	85	1,918	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
京丹波町	5	409	43	419	1.0	95.3	97.7	97.7	100.0	42	100.0	0.0	0.0
伊根町	2	82	13	99	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与謝野町	6	816	66	875	1.1	89.4	86.4	86.4	***	***	86.4	100.0	0.0
相楽東部広域連合	3	166	23	202	1.2	100.0	100.0	100.0	34.8	8	100.0	100.0	0.0
合計	337	105,846	5,058	111,228	1.1	98.0	99.7	99.7	1.0	50	99.7	81.6	18.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
京都市	3,458	2,754	7,586	219.4	3,463	100.1	100.0	33.1	47.9	43.8	***	66.7
福知山市	298	220	348	116.8	318	106.7	100.0	21.4	66.7	0.0	***	66.7
舞鶴市	305	231	406	133.1	395	129.5	100.0	50.0	88.9	66.7	***	55.6
綾部市	153	121	106	69.3	169	110.5	100.0	30.0	33.3	66.7	***	0.0
宇治市	486	395	910	187.2	1,264	260.1	100.0	45.5	80.0	40.0	***	50.0
宮津市	72	50	131	181.9	90	125.0	100.0	80.0	75.0	75.0	***	75.0
亀岡市	319	242	346	108.5	351	110.0	100.0	21.4	66.7	33.3	***	33.3
城陽市	216	179	276	127.8	272	125.9	100.0	20.0	0.0	50.0	***	50.0
向日市	184	154	233	126.6	208	113.0	100.0	50.0	66.7	33.3	***	66.7
長岡京市	280	218	331	118.2	331	118.2	100.0	10.0	0.0	100.0	***	0.0
八幡市	207	159	217	104.8	277	133.8	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
京田辺市	244	196	337	138.1	278	113.9	100.0	44.4	50.0	0.0	***	75.0
京丹後市	237	172	509	214.8	350	147.7	100.0	68.8	45.5	45.5	***	18.2
南丹市	123	92	132	107.3	171	139.0	100.0	71.4	80.0	100.0	***	20.0
木津川市	326	258	386	118.4	381	116.9	100.0	76.9	40.0	60.0	***	60.0
大山崎町	58	46	66	113.8	66	113.8	100.0	0.0	***	***	***	***
久御山町	56	46	58	103.6	64	114.3	66.7	33.3	0.0	0.0	***	100.0
井手町	36	30	35	97.2	45	125.0	0.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
宇治田原町	39	21	54	138.5	44	112.8	50.0	100.0	50.0	50.0	***	50.0
精華町	119	95	137	115.1	147	123.5	100.0	40.0	0.0	100.0	***	100.0
京丹波町	76	55	82	107.9	86	113.2	100.0	40.0	50.0	50.0	***	0.0
伊根町	23	15	41	178.3	30	130.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
与謝野町	93	67	135	145.2	158	169.9	100.0	50.0	66.7	100.0	***	66.7
相楽東部広域連合	41	23	50	122.0	72	175.6	100.0	66.7	50.0	0.0	***	100.0
合計	7,449	5,839	12,912	173.3	9,030	121.2	98.8	39.5	53.4	49.6	***	56.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
京都府	4	578	26	705	1.2	84.6	84.6	84.6	***	***	84.6	75.0	25.0
京都市	62	24,738	932	25,464	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福知山市	9	1,884	83	2,048	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
舞鶴市	7	1,868	77	1,963	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾部市	6	714	40	714	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
宇治市	10	4,172	166	4,294	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮津市	2	257	15	281	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀岡市	5	2,095	100	2,096	1.0	87.0	89.0	89.0	***	***	89.0	0.0	100.0
城陽市	5	1,717	76	2,070	1.2	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
向日市	3	1,357	49	1,461	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長岡京市	4	2,071	89	2,081	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
八幡市	4	1,537	68	1,864	1.2	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
京田辺市	3	2,004	60	2,426	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
京丹後市	6	1,116	53	1,192	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南丹市	5	705	42	879	1.2	76.2	97.6	88.1	***	***	88.1	80.0	20.0
木津川市	5	2,478	86	2,896	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大山崎町	1	389	15	640	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久御山町	1	316	16	355	1.1	87.5	100.0	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
井手町	1	142	8	144	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
宇治田原町	1	208	14	253	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
精華町	3	948	35	1,020	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
京丹波町	3	206	17	303	1.5	76.5	100.0	100.0	100.0	17	100.0	0.0	0.0
伊根町	1	37	6	58	1.6	83.3	83.3	83.3	***	***	83.3	100.0	0.0
与謝野町	2	302	25	381	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与謝野町宮津市中学校	1	194	11	215	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相楽東部広域連合	2	97	9	114	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	156	52,130	2,118	55,917	1.1	97.4	99.2	99.0	1.2	25	99.0	80.4	19.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
京都府	121	102	484	400.0	456	376.9	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
京都市	1,915	1,639	4,064	212.2	1,915	100.0	100.0	33.9	42.9	28.6	0.0	71.4
福知山市	196	150	216	110.2	232	118.4	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
舞鶴市	176	134	217	123.3	221	125.6	100.0	57.1	50.0	50.0	0.0	100.0
綾部市	112	86	96	85.7	124	110.7	100.0	0.0	***	***	***	***
宇治市	321	259	463	144.2	295	91.9	100.0	30.0	0.0	33.3	0.0	0.0
宮津市	39	32	21	53.8	58	148.7	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
亀岡市	187	175	214	114.4	204	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
城陽市	177	142	106	59.9	180	101.7	100.0	0.0	***	***	***	***
向日市	97	86	114	117.5	119	122.7	100.0	0.0	***	***	***	***
長岡京市	156	137	180	115.4	180	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
八幡市	131	114	143	109.2	199	151.9	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	50.0
京田辺市	122	110	165	135.2	151	123.8	100.0	0.0	***	***	***	***
京丹後市	167	110	148	88.6	174	104.2	100.0	66.7	50.0	50.0	50.0	25.0
南丹市	101	80	154	152.5	139	137.6	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
木津川市	167	139	193	115.6	187	112.0	100.0	100.0	0.0	60.0	0.0	100.0
大山崎町	34	30	42	123.5	42	123.5	100.0	0.0	***	***	***	***
久御山町	26	22	99	380.8	38	146.2	0.0	0.0	***	***	***	***
井手町	22	19	19	86.4	21	95.5	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宇治田原町	21	18	56	266.7	31	147.6	0.0	0.0	***	***	***	***
精華町	61	58	119	195.1	97	159.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
京丹波町	48	37	68	141.7	76	158.3	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
伊根町	11	8	15	136.4	23	209.1	100.0	0.0	***	***	***	***
与謝野町	40	33	61	152.5	72	180.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
与謝野町宮津市中学校	26	22	44	169.2	36	138.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
相楽東部広域連合	33	24	2	6.1	50	151.5	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
合計	4,507	3,766	7,503	166.5	5,320	118.0	98.1	35.9	32.1	33.9	3.6	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。

注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
京都市	10	4,283	210	4,454	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀岡市	2	459	27	460	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	12	4,742	237	4,914	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
京都市	423	339	948	224.1	423	100.0	100.0	60.0	33.3	100.0	0.0	50.0
亀岡市	71	55	74	104.2	80	112.7	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	494	394	1,022	206.9	503	101.8	100.0	58.3	28.6	100.0	0.0	42.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
京都府	53	31	28,655	15,717	1,042	586	32,722	18,815	1.1	1.2	93.1	93.2	99.7	100.0	99.3	99.7	2.1	2.1	22	22	99.3	99.7	69.8	67.7	30.2	32.3
京都市	9	6	5,115	3,466	139	96	5,613	3,782	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	62	37	33,770	19,183	1,181	682	38,335	22,597	1.1	1.2	93.9	94.1	99.7	100.0	99.4	99.7	1.9	1.9	22	22	99.4	99.7	74.2	73.0	25.8	27.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
京都府	2,625	1,550	2,346	1,372	5,206	3,258	198.3	210.2	4,631	3,030	176.4	195.5	100.0	100.0	62.3	64.5	33.3	40.0	27.3	25.0	6.1	10.0	84.8	80.0
京都市	541	334	481	313	1,081	668	199.8	200.0	541	334	100.0	100.0	100.0	100.0	22.2	16.7	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0
合計	3,166	1,884	2,827	1,685	6,287	3,926	198.6	208.4	5,172	3,364	163.4	178.6	100.0	100.0	56.5	56.8	31.4	38.1	28.6	28.6	5.7	9.5	82.9	76.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
京都府	15	1,840	456	1,945	1.1	41.4	100.0	100.0	***	***	100.0	53.3	46.7
京都市	9	1,287	326	1,396	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	24	3,127	782	3,341	1.1	65.9	100.0	100.0	***	***	100.0	70.8	29.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
京都府	1,278	950	1,082	84.7	1,911	149.5	100.0	73.3	90.9	36.4	0.0	72.7
京都市	902	499	1,825	202.3	902	100.0	100.0	44.4	100.0	75.0	0.0	100.0
合計	2,180	1,449	2,907	133.3	2,813	129.0	100.0	62.5	93.3	46.7	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大阪府	197	114,294	4,533	138,117	1.2	85.2	99.5	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
大阪市	418	162,228	7,610	268,496	1.7	78.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
堺市	138	58,641	2,673	62,021	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岸和田市	36	14,361	659	17,014	1.2	88.6	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
豊中市	55	31,881	1,351	33,862	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	1351	100.0	100.0	0.0
池田市	14	7,370	331	7,615	1.0	84.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吹田市	53	30,382	1,165	31,359	1.0	83.9	99.1	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
泉大津市	11	5,004	238	5,068	1.0	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高槻市	59	24,557	1,172	25,827	1.1	75.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
貝塚市	15	6,000	280	6,545	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守口市	20	8,763	426	9,276	1.1	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枚方市	63	27,963	1,335	28,674	1.0	83.7	100.0	100.0	100.0	1335	100.0	100.0	0.0
茨木市	46	22,838	952	24,497	1.1	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	32.6	67.4
八尾市	42	18,212	819	19,173	1.1	90.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
泉佐野市	18	6,651	350	7,288	1.1	77.4	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
富田林市	24	6,971	400	8,402	1.2	86.8	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
寝屋川市	35	14,596	686	15,446	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	686	100.0	100.0	0.0
河内長野市	20	5,870	299	6,215	1.1	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松原市	22	7,197	434	7,463	1.0	83.9	99.1	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
大東市	20	7,477	362	8,366	1.1	92.3	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
和泉市	28	14,115	648	16,237	1.2	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕面市	22	12,572	440	12,861	1.0	93.0	98.4	97.0	***	***	97.0	100.0	0.0
柏原市	17	4,302	217	4,392	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽曳野市	19	7,082	342	7,177	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
門真市	19	6,158	326	7,462	1.2	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
摂津市	15	6,159	281	6,328	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高石市	10	4,090	184	4,214	1.0	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤井寺市	10	4,223	229	4,634	1.1	85.2	99.6	88.6	***	***	88.6	100.0	0.0
東大阪市	75	29,708	1,380	35,290	1.2	82.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉南市	14	4,132	228	4,297	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四條畷市	9	3,715	186	3,905	1.1	87.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
交野市	12	5,925	238	5,944	1.0	99.6	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
大阪狭山市	10	4,716	202	4,878	1.0	90.6	99.5	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
阪南市	12	3,136	181	3,393	1.1	75.7	98.9	98.9	***	***	98.9	0.0	100.0
島本町	6	2,879	129	3,053	1.1	77.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊能町	6	735	63	981	1.3	68.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能勢町	1	415	17	450	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忠岡町	3	1,085	48	1,265	1.2	95.8	95.8	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0

熊取町	8	3,283	153	3,447	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田尻町	2	653	34	751	1.2	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岬町	4	692	51	750	1.1	94.1	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
太子町	3	902	46	980	1.1	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河南町	3	990	47	1,105	1.1	93.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千早赤阪村	3	227	24	269	1.2	87.5	100.0	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0
合　　計	1,617	703,150	31,769	864,787	1.2	86.4	99.8	98.6	11.4	3,372	99.4	86.1	13.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪府	13,334	12,257	10,437	78.3	16,663	125.0	100.0	57.4	32.7	28.3	18.6	84.1
大阪市	12,549	10,472	19,042	151.7	19,096	152.2	100.0	57.9	40.5	33.9	25.4	76.0
堺市	4,437	3,753	4,846	109.2	5,480	123.5	100.0	31.9	34.1	77.3	0.0	47.7
岸和田市	1,102	938	1,069	97.0	1,225	111.2	100.0	38.9	42.9	50.0	0.0	42.9
豊中市	2,090	1,616	3,670	175.6	3,249	155.5	100.0	67.3	29.7	54.1	0.0	83.8
池田市	562	479	1,090	194.0	663	118.0	100.0	42.9	16.7	33.3	0.0	83.3
吹田市	1,882	1,655	2,753	146.3	2,032	108.0	100.0	39.6	33.3	14.3	0.0	76.2
泉大津市	361	307	396	109.7	414	114.7	100.0	27.3	33.3	66.7	0.0	66.7
高槻市	1,821	1,595	3,972	218.1	2,450	134.5	100.0	91.5	42.6	35.2	0.0	74.1
貝塚市	472	397	608	128.8	679	143.9	100.0	40.0	66.7	66.7	0.0	50.0
守口市	674	571	1,311	194.5	847	125.7	100.0	40.0	50.0	50.0	25.0	87.5
枚方市	2,015	1,739	2,638	130.9	2,322	115.2	100.0	100.0	34.9	34.9	0.0	100.0
茨木市	1,449	1,209	1,982	136.8	2,025	139.8	100.0	37.0	23.5	47.1	0.0	58.8
八尾市	1,316	1,154	1,365	103.7	1,446	109.9	100.0	69.0	34.5	65.5	0.0	79.3
泉佐野市	541	451	669	123.7	599	110.7	100.0	50.0	44.4	22.2	0.0	100.0
富田林市	604	518	610	101.0	695	115.1	100.0	79.2	42.1	31.6	0.0	100.0
寝屋川市	1,049	926	1,184	112.9	1,168	111.3	100.0	100.0	100.0	11.4	0.0	100.0
河内長野市	498	429	516	103.6	567	113.9	100.0	90.0	61.1	88.9	20.0	66.7
松原市	599	519	936	156.3	603	100.7	100.0	59.1	7.7	23.1	0.0	92.3
大東市	581	517	631	108.6	678	116.7	100.0	70.0	42.9	57.1	16.7	92.9
和泉市	1,033	871	1,128	109.2	1,165	112.8	100.0	64.3	33.3	38.9	0.0	94.4
箕面市	899	601	1,196	133.0	1,087	120.9	100.0	100.0	54.5	31.8	0.0	86.4
柏原市	401	340	468	116.7	433	108.0	100.0	23.5	0.0	50.0	0.0	75.0
羽曳野市	552	475	1,907	345.5	747	135.3	100.0	63.2	50.0	8.3	0.0	75.0
門真市	536	452	709	132.3	1,437	268.1	100.0	68.4	53.8	23.1	0.0	76.9
摂津市	448	376	518	115.6	489	109.2	100.0	33.3	60.0	60.0	50.0	60.0
高石市	318	270	350	110.1	450	141.5	100.0	50.0	0.0	40.0	0.0	40.0
藤井寺市	340	306	535	157.4	481	141.5	40.0	30.0	100.0	66.7	0.0	100.0
東大阪市	2,238	1,899	2,777	124.1	2,826	126.3	100.0	21.3	56.3	43.8	0.0	50.0
泉南市	347	295	353	101.7	403	116.1	92.9	78.6	90.9	36.4	0.0	54.5
四條畷市	283	247	317	112.0	328	115.9	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7
交野市	417	377	492	118.0	560	134.3	100.0	91.7	18.2	18.2	0.0	90.9
大阪狭山市	323	285	554	171.5	402	124.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
阪南市	293	244	407	138.9	396	135.2	100.0	41.7	60.0	20.0	0.0	60.0
島本町	212	186	260	122.6	279	131.6	100.0	100.0	83.3	33.3	0.0	100.0

豊能町	114	92	216	189.5	178	156.1	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
能勢町	56	45	56	100.0	80	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
忠岡町	79	70	88	111.4	105	132.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
熊取町	226	197	600	265.5	289	127.9	100.0	37.5	66.7	33.3	0.0	100.0
田尻町	57	47	73	128.1	73	128.1	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
岬町	85	74	129	151.8	106	124.7	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	100.0
太子町	76	67	49	64.5	87	114.5	100.0	0.0	***	***	***	***
河南町	81	74	104	128.4	104	128.4	100.0	0.0	***	***	***	***
千早赤阪村	50	39	66	132.0	63	126.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
合　　計	57,400	49,431	73,077	127.3	75,469	131.5	99.6	56.9	42.5	38.4	12.0	79.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
大阪市	287	110,158	5,454	178,099	1.6	79.4	100.0	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
堺市	92	37,990	1,797	40,094	1.1	99.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岸和田市	24	8,826	435	10,627	1.2	89.4	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
豊中市	38	21,135	949	22,247	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	949	100.0	100.0	0.0
池田市	9	4,635	207	4,796	1.0	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吹田市	35	21,156	835	21,932	1.0	84.6	99.3	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
泉大津市	8	3,336	173	3,382	1.0	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高槻市	41	16,595	817	17,302	1.0	76.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
貝塚市	10	3,720	187	4,097	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守口市	12	5,537	275	5,827	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枚方市	44	18,596	969	19,099	1.0	86.1	100.0	100.0	100.0	969	100.0	100.0	0.0
茨木市	32	15,318	675	16,475	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	40.6	59.4
八尾市	27	11,925	571	12,442	1.0	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
泉佐野市	13	4,422	251	4,841	1.1	83.3	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
富田林市	16	4,661	270	5,451	1.2	88.9	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
寝屋川市	23	9,620	476	10,184	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	476	100.0	100.0	0.0
河内長野市	13	3,934	215	4,088	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松原市	15	4,790	297	4,975	1.0	89.9	99.3	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
大東市	12	4,933	236	5,537	1.1	94.1	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
和泉市	18	8,112	398	9,321	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕面市	14	8,439	315	8,658	1.0	92.4	97.8	95.9	***	***	95.9	100.0	0.0
柏原市	10	2,844	153	2,881	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽曳野市	13	4,339	232	4,409	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
門真市	13	3,953	223	4,784	1.2	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
摂津市	10	4,252	203	4,373	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高石市	7	2,775	136	2,857	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤井寺市	7	2,740	158	2,985	1.1	82.3	100.0	84.2	***	***	84.2	100.0	0.0
東大阪市	49	18,177	909	20,993	1.2	77.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉南市	10	2,703	166	2,796	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四條畷市	6	2,469	132	2,604	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
交野市	8	3,282	144	3,282	1.0	99.3	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
大阪狭山市	7	3,277	147	3,400	1.0	89.1	99.3	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
阪南市	8	1,993	127	2,108	1.1	84.3	98.4	98.4	***	***	98.4	0.0	100.0
島本町	4	1,954	93	2,076	1.1	77.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊能町	4	462	46	623	1.3	63.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忠岡町	2	708	34	828	1.2	97.1	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
熊取町	5	2,231	109	2,342	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田尻町	1	426	22	475	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

岬町	3	454	39	492	1.1	92.3	97.4	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
太子町	2	610	28	645	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河南町	2	632	32	705	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千早赤阪村	2	137	18	179	1.3	83.3	100.0	94.4	***	***	94.4	100.0	0.0
合　　計	956	388,256	18,953	475,311	1.2	87.6	99.9	98.8	13.4	2,394	99.6	84.6	15.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
大阪市	7,985	6,517	12,682	158.8	12,682	158.8	100.0	61.0	37.7	34.3	***	73.1
堺市	2,620	2,202	2,856	109.0	3,266	124.7	100.0	27.2	48.0	76.0	***	44.0
岸和田市	665	544	702	105.6	723	108.7	100.0	41.7	40.0	60.0	***	30.0
豊中市	1,330	1,041	2,327	175.0	2,012	151.3	100.0	76.3	27.6	55.2	***	82.8
池田市	328	279	675	205.8	390	118.9	100.0	44.4	25.0	50.0	***	75.0
吹田市	1,264	1,116	1,439	113.8	1,354	107.1	100.0	42.9	20.0	6.7	***	80.0
泉大津市	240	211	265	110.4	275	114.6	100.0	37.5	33.3	66.7	***	66.7
高槻市	1,162	1,010	2,545	219.0	1,600	137.7	100.0	90.2	40.5	37.8	***	73.0
貝塚市	278	230	393	141.4	405	145.7	100.0	50.0	60.0	80.0	***	60.0
守口市	401	336	805	200.7	480	119.7	100.0	33.3	50.0	25.0	***	75.0
枚方市	1,318	1,148	1,699	128.9	1,517	115.1	100.0	100.0	29.5	31.8	***	100.0
茨木市	939	765	1,307	139.2	1,338	142.5	100.0	50.0	25.0	50.0	***	56.3
八尾市	826	725	846	102.4	908	109.9	100.0	77.8	38.1	85.7	***	85.7
泉佐野市	368	306	467	126.9	406	110.3	100.0	53.8	42.9	14.3	***	100.0
富田林市	382	330	376	98.4	454	118.8	100.0	81.3	38.5	46.2	***	100.0
寝屋川市	679	592	763	112.4	744	109.6	100.0	100.0	100.0	17.4	***	100.0
河内長野市	313	267	318	101.6	341	108.9	100.0	100.0	76.9	92.3	***	69.2
松原市	381	327	621	163.0	377	99.0	100.0	66.7	0.0	30.0	***	90.0
大東市	352	315	377	107.1	404	114.8	100.0	66.7	62.5	75.0	***	87.5
和泉市	576	497	623	108.2	634	110.1	100.0	55.6	40.0	40.0	***	90.0
箕面市	599	372	813	135.7	698	116.5	100.0	100.0	64.3	35.7	***	85.7
柏原市	233	197	266	114.2	248	106.4	100.0	30.0	0.0	66.7	***	66.7
羽曳野市	336	289	1,123	334.2	444	132.1	100.0	69.2	44.4	11.1	***	66.7
門真市	334	283	458	137.1	929	278.1	100.0	69.2	66.7	22.2	***	77.8
摂津市	283	242	334	118.0	316	111.7	100.0	30.0	33.3	33.3	***	66.7
高石市	214	179	237	110.7	300	140.2	100.0	57.1	0.0	25.0	***	50.0
藤井寺市	221	202	379	171.5	325	147.1	28.6	42.9	100.0	66.7	***	100.0
東大阪市	1,327	1,121	1,580	119.1	1,629	122.8	100.0	24.5	66.7	33.3	***	50.0
泉南市	220	186	278	126.4	255	115.9	90.0	90.0	88.9	33.3	***	55.6
四條畷市	180	158	205	113.9	218	121.1	100.0	50.0	0.0	33.3	***	66.7
交野市	229	202	267	116.6	298	130.1	100.0	87.5	14.3	28.6	***	100.0
大阪狭山市	217	191	373	171.9	259	119.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
阪南市	187	158	203	108.6	203	108.6	100.0	37.5	66.7	33.3	***	33.3
島本町	133	117	166	124.8	175	131.6	100.0	100.0	75.0	0.0	***	100.0
豊能町	69	58	114	165.2	93	134.8	100.0	0.0	***	***	***	***

忠岡町	52	45	57	109.6	67	128.8	100.0	0.0	***	***	***	***
熊取町	143	124	375	262.2	178	124.5	100.0	40.0	50.0	0.0	***	100.0
田尻町	30	25	40	133.3	40	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
岬町	61	53	90	147.5	75	123.0	100.0	66.7	100.0	50.0	***	100.0
太子町	44	37	36	81.8	54	122.7	100.0	0.0	***	***	***	***
河南町	52	48	61	117.3	61	117.3	100.0	0.0	***	***	***	***
千早赤阪村	30	22	44	146.7	39	130.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
合　　計	27,601	23,067	39,585	143.4	37,214	134.8	99.4	59.5	43.6	41.1	***	76.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大阪府	3	841	39	879	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大阪市	130	51,231	2,111	89,537	1.7	75.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
堺市	43	19,434	752	20,424	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岸和田市	11	4,670	203	5,244	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊中市	16	9,607	352	10,408	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	352	100.0	100.0	0.0
池田市	4	2,305	97	2,372	1.0	80.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吹田市	18	9,226	330	9,427	1.0	82.4	98.8	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
泉大津市	3	1,668	65	1,686	1.0	83.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高槻市	18	7,962	355	8,525	1.1	71.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
貝塚市	4	2,057	81	2,149	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守口市	7	2,429	111	2,617	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枚方市	19	9,367	366	9,575	1.0	77.3	100.0	100.0	100.0	366	100.0	100.0	0.0
茨木市	14	7,520	277	8,022	1.1	80.1	100.0	100.0	***	***	100.0	14.3	85.7
八尾市	14	5,910	224	6,327	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
泉佐野市	5	2,229	99	2,447	1.1	62.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富田林市	8	2,310	130	2,951	1.3	82.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寝屋川市	12	4,976	210	5,262	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	210	100.0	100.0	0.0
河内長野市	7	1,936	84	2,127	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松原市	7	2,407	137	2,488	1.0	70.8	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
大東市	8	2,544	126	2,829	1.1	88.9	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
和泉市	8	4,684	188	5,228	1.1	90.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕面市	8	4,133	125	4,203	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏原市	7	1,458	64	1,511	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽曳野市	5	2,255	83	2,277	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
門真市	6	2,205	103	2,678	1.2	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
摂津市	5	1,907	78	1,955	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高石市	3	1,315	48	1,357	1.0	79.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤井寺市	3	1,483	71	1,649	1.1	91.5	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
東大阪市	23	9,290	377	11,596	1.2	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉南市	4	1,429	62	1,501	1.1	85.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四條畷市	3	1,246	54	1,301	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
交野市	3	1,532	49	1,535	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
大阪狭山市	3	1,439	55	1,478	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阪南市	4	1,143	54	1,285	1.1	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
島本町	2	925	36	977	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊能町	2	273	17	358	1.3	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忠岡町	1	377	14	437	1.2	92.9	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
熊取町	3	1,052	44	1,105	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

田尻町	1	227	12	276	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岬町	1	238	12	258	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	1	292	18	335	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河南町	1	358	15	400	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千早赤阪村	1	90	6	90	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	449	189,980	7,734	239,086	1.3	84.8	99.8	99.2	12.6	928	99.8	83.6	16.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
大阪府	79	55	31	39.2	57	72.2	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
大阪市	4,503	3,894	6,299	139.9	6,353	141.1	100.0	50.8	48.5	33.3	25.8	83.3
堺市	1,478	1,257	1,608	108.8	1,806	122.2	100.0	41.9	16.7	83.3	0.0	50.0
岸和田市	384	341	355	92.4	442	115.1	100.0	36.4	50.0	25.0	0.0	75.0
豊中市	675	510	1,182	175.1	1,088	161.2	100.0	43.8	28.6	57.1	0.0	100.0
池田市	173	147	309	178.6	203	117.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
吹田市	618	539	1,314	212.6	678	109.7	100.0	33.3	66.7	33.3	0.0	66.7
泉大津市	121	96	131	108.3	139	114.9	100.0	0.0	***	***	***	***
高槻市	659	585	1,427	216.5	850	129.0	100.0	94.4	47.1	29.4	0.0	76.5
貝塚市	166	145	177	106.6	232	139.8	100.0	0.0	***	***	***	***
守口市	209	176	382	182.8	268	128.2	100.0	42.9	33.3	66.7	0.0	100.0
枚方市	697	591	939	134.7	805	115.5	100.0	100.0	47.4	42.1	0.0	100.0
茨木市	510	444	675	132.4	687	134.7	100.0	7.1	0.0	0.0	0.0	100.0
八尾市	448	394	473	105.6	492	109.8	100.0	57.1	25.0	12.5	0.0	62.5
泉佐野市	173	145	202	116.8	193	111.6	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
富田林市	222	188	234	105.4	241	108.6	100.0	75.0	50.0	0.0	0.0	100.0
寝屋川市	370	334	421	113.8	424	114.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
河内長野市	185	162	198	107.0	226	122.2	100.0	71.4	20.0	80.0	20.0	60.0
松原市	218	192	315	144.5	226	103.7	100.0	42.9	33.3	0.0	0.0	100.0
大東市	229	202	254	110.9	274	119.7	100.0	75.0	16.7	33.3	16.7	100.0
和泉市	356	293	388	109.0	407	114.3	100.0	75.0	16.7	33.3	0.0	100.0
箕面市	300	229	383	127.7	389	129.7	100.0	100.0	37.5	25.0	0.0	87.5
柏原市	168	143	202	120.2	185	110.1	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
羽曳野市	165	142	606	367.3	232	140.6	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	100.0
門真市	202	169	251	124.3	508	251.5	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	75.0
摂津市	165	134	184	111.5	173	104.8	100.0	40.0	100.0	100.0	50.0	50.0
高石市	104	91	113	108.7	150	144.2	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
藤井寺市	119	104	156	131.1	156	131.1	66.7	0.0	***	***	***	***
東大阪市	730	619	962	131.8	964	132.1	100.0	4.3	0.0	100.0	0.0	0.0
泉南市	127	109	75	59.1	148	116.5	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
四條畷市	103	89	112	108.7	110	106.8	100.0	0.0	***	***	***	***
交野市	107	98	120	112.1	144	134.6	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7
大阪狭山市	106	94	181	170.8	143	134.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
阪南市	106	86	204	192.5	193	182.1	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
島本町	79	69	94	119.0	104	131.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0

豊能町	45	34	102	226.7	85	188.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
忠岡町	27	25	31	114.8	38	140.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
熊取町	83	73	225	271.1	111	133.7	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
田尻町	27	22	33	122.2	33	122.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
岬町	24	21	39	162.5	31	129.2	100.0	0.0	***	***	***	***
太子町	32	30	13	40.6	33	103.1	100.0	0.0	***	***	***	***
河南町	29	26	43	148.3	43	148.3	100.0	0.0	***	***	***	***
千早赤阪村	20	17	22	110.0	24	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	15,341	13,114	21,465	139.9	20,088	130.9	99.8	50.8	44.3	36.8	8.8	82.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大阪市	1	839	45	860	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊中市	1	1,139	50	1,207	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	50	100.0	100.0	0.0
池田市	1	430	27	447	1.0	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
貝塚市	1	223	12	299	1.3	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守口市	1	797	40	832	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八尾市	1	377	24	404	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
和泉市	2	1,319	62	1,688	1.3	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽曳野市	1	488	27	491	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東大阪市	2	1,638	76	1,901	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
交野市	1	1,111	45	1,127	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
能勢町	1	415	17	450	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	13	8,776	425	9,706	1.1	90.6	100.0	89.4	22.4	50	100.0	91.7	8.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪市	61	61	61	100.0	61	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
豊中市	85	65	161	189.4	149	175.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
池田市	61	53	106	173.8	70	114.8	100.0	0.0	***	***	***	***
貝塚市	28	22	38	135.7	42	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
守口市	64	59	124	193.8	99	154.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八尾市	42	35	46	109.5	46	109.5	100.0	0.0	***	***	***	***
和泉市	101	81	117	115.8	124	122.8	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
羽曳野市	51	44	178	349.0	71	139.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東大阪市	126	109	161	127.8	163	129.4	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0
交野市	81	77	105	129.6	118	145.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
能勢町	56	45	56	100.0	80	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	756	651	1,153	152.5	1,023	135.3	100.0	76.9	40.0	40.0	10.0	70.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
大阪府	147	79	103,704	52,539	2,983	1,573	125,382	66,220	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
堺市	1	1	716	716	24	24	958	958	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
岸和田市	1	1	865	865	21	21	1,143	1,143	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
東大阪市	1	1	603	603	18	18	800	800	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	150	82	105,888	54,723	3,046	1,636	128,283	69,121	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	99.3	98.8	0.7	1.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大阪府	8,244	4,751	7,572	4,381	9,354	5,711	113.5	120.2	10,969	6,420	133.1	135.1	100.0	100.0	58.5	49.4	27.9	25.6	23.3	30.8	16.3	20.5	88.4	94.9
堺市	109	109	102	102	138	138	126.6	126.6	152	152	139.4	139.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
岸和田市	53	53	53	53	12	12	22.6	22.6	60	60	113.2	113.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
東大阪市	55	55	50	50	74	74	134.5	134.5	70	70	127.3	127.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	8,461	4,968	7,777	4,586	9,578	5,935	113.2	119.5	11,251	6,702	133.0	134.9	100.0	100.0	58.0	48.8	28.7	27.5	23.0	30.0	16.1	20.0	88.5	95.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大阪府	47	9,749	1,511	11,856	1.2	55.6	98.6	93.4	***	***	93.4	100.0	0.0
堺市	2	501	100	545	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	49	10,250	1,611	12,401	1.2	52.1	98.7	93.8	***	***	93.8	95.9	4.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪府	5,011	4,630	1,052	21.0	5,637	112.5	100.0	53.2	52.0	44.0	28.0	68.0
堺市	230	192	244	106.1	256	111.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	5,241	4,822	1,296	24.7	5,893	112.4	100.0	53.1	50.0	42.3	26.9	69.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
兵庫県	172	84,648	3,403	94,041	1.1	100.0	100.0	100.0	0.2	6	100.0	1.2	98.8
神戸市	262	107,548	4,519	115,985	1.1	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫路市	106	42,009	1,706	43,344	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	71.7	28.3
尼崎市	63	31,025	1,290	33,093	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明石市	43	26,286	1,020	27,408	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西宮市	63	37,132	1,394	40,857	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洲本市	18	2,526	157	2,594	1.0	100.0	100.0	100.0	25.5	40	100.0	100.0	0.0
芦屋市	11	5,797	219	5,917	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊丹市	27	16,667	618	18,742	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相生市	10	1,865	104	1,959	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊岡市	30	5,380	303	6,493	1.2	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	39	19,102	775	22,248	1.2	89.3	100.0	100.0	100.0	775	100.0	100.0	0.0
赤穂市	15	2,961	180	3,070	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西脇市	12	2,607	127	2,662	1.0	89.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宝塚市	36	16,465	698	16,465	1.0	100.0	100.0	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
三木市	20	4,842	245	4,905	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高砂市	16	6,502	284	6,561	1.0	98.2	100.0	100.0	100.0	284	100.0	100.0	0.0
川西市	24	10,797	448	10,831	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野市	13	3,647	184	4,256	1.2	94.0	94.6	94.6	5.4	0	100.0	100.0	0.0
三田市	29	8,506	407	8,826	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加西市	16	2,774	165	2,935	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	81.2	18.8
丹波篠山市	20	2,861	202	3,007	1.1	83.2	99.5	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
養父市	12	1,421	99	1,560	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波市	26	4,428	284	5,104	1.2	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市	18	2,802	152	2,949	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	152	100.0	100.0	0.0
朝来市	13	2,026	122	2,532	1.2	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
淡路市	16	2,846	164	3,534	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宍粟市	17	2,265	146	2,624	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加東市	6	2,708	137	2,721	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
たつの市	21	5,481	293	5,659	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪名川町	8	2,162	108	2,187	1.0	87.0	100.0	98.1	***	***	98.1	0.0	100.0
多可町	8	1,123	75	1,330	1.2	82.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲美町	7	2,440	104	2,622	1.1	95.2	100.0	100.0	100.0	104	100.0	100.0	0.0
播磨町	6	3,087	128	3,310	1.1	99.2	100.0	100.0	100.0	128	100.0	100.0	0.0
市川町	5	644	45	656	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福崎町	6	1,522	78	1,524	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神河町	4	640	35	664	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	6	2,790	124	2,838	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

上郡町	4	750	47	853	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐用町	8	793	62	923	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美町	11	937	76	936	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新温泉町	8	737	69	845	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市・洲本市小	2	407	22	454	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
播磨高原広域事務組合	2	67	13	68	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,259	484,023	20,831	522,092	1.1	96.1	99.9	99.9	7.3	1,511	100.0	83.2	16.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
兵庫県	8,814	7,987	10,651	120.8	11,208	127.2	100.0	34.3	59.3	40.7	18.6	66.1
神戸市	8,585	7,166	18,768	218.6	9,564	111.4	100.0	49.2	45.7	57.4	17.6	55.0
姫路市	2,859	2,461	2,932	102.6	3,323	116.2	100.0	26.4	50.0	32.1	0.0	67.9
尼崎市	2,112	1,824	2,119	100.3	2,145	101.6	100.0	41.3	30.8	53.8	20.0	61.5
明石市	1,570	1,372	2,054	130.8	2,261	144.0	100.0	83.7	94.4	22.2	0.0	27.8
西宮市	2,387	1,952	4,338	181.7	2,575	107.9	100.0	38.1	50.0	58.3	42.9	58.3
洲本市	283	236	330	116.6	395	139.6	100.0	61.1	72.7	54.5	0.0	81.8
芦屋市	348	305	349	100.3	384	110.3	100.0	100.0	54.5	81.8	0.0	36.4
伊丹市	1,088	924	1,165	107.1	1,116	102.6	96.3	51.9	78.6	64.3	16.7	50.0
相生市	172	148	175	101.7	177	102.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
豊岡市	533	453	787	147.7	799	149.9	100.0	50.0	46.7	6.7	0.0	66.7
加古川市	1,263	1,096	1,412	111.8	1,506	119.2	100.0	56.4	45.5	54.5	0.0	68.2
赤穂市	298	255	347	116.4	322	108.1	100.0	86.7	61.5	30.8	0.0	76.9
西脇市	216	189	394	182.4	319	147.7	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	44.4
宝塚市	1,169	926	1,167	99.8	1,182	101.1	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	66.7
三木市	430	371	667	155.1	550	127.9	100.0	50.0	50.0	30.0	0.0	80.0
高砂市	444	387	453	102.0	550	123.9	100.0	100.0	62.5	25.0	0.0	100.0
川西市	719	629	1,655	230.2	846	117.7	100.0	58.3	42.9	42.9	0.0	71.4
小野市	329	271	346	105.2	403	122.5	100.0	76.9	80.0	80.0	0.0	0.0
三田市	648	555	853	131.6	765	118.1	96.6	44.8	38.5	38.5	0.0	38.5
加西市	308	270	357	115.9	363	117.9	100.0	87.5	42.9	57.1	0.0	57.1
丹波篠山市	364	304	455	125.0	530	145.6	100.0	55.0	36.4	27.3	0.0	72.7
養父市	185	162	255	137.8	302	163.2	100.0	66.7	50.0	25.0	0.0	50.0
丹波市	463	395	490	105.8	539	116.4	100.0	92.3	54.2	54.2	0.0	75.0
南あわじ市	270	225	361	133.7	345	127.8	100.0	77.8	71.4	57.1	0.0	42.9
朝来市	209	181	287	137.3	274	131.1	100.0	38.5	20.0	0.0	0.0	100.0
淡路市	262	225	522	199.2	478	182.4	100.0	43.8	28.6	28.6	0.0	42.9
宍粟市	301	235	373	123.9	393	130.6	100.0	5.9	100.0	0.0	0.0	100.0
加東市	201	172	226	112.4	226	112.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
たつの市	478	390	832	174.1	518	108.4	100.0	57.1	58.3	41.7	0.0	75.0
猪名川町	172	145	200	116.3	255	148.3	100.0	100.0	25.0	37.5	0.0	75.0
多可町	134	107	190	141.8	194	144.8	100.0	87.5	57.1	28.6	50.0	57.1
稲美町	163	136	237	145.4	250	153.4	100.0	57.1	100.0	25.0	0.0	50.0
播磨町	198	175	391	197.5	243	122.7	100.0	100.0	50.0	33.3	0.0	100.0
市川町	82	68	165	201.2	107	130.5	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	66.7

福崎町	127	110	182	143.3	162	127.6	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	66.7
神河町	73	61	127	174.0	85	116.4	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	100.0
太子町	191	179	225	117.8	222	116.2	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	50.0
上郡町	80	72	88	110.0	109	136.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	75.0
佐用町	116	92	136	117.2	153	131.9	100.0	62.5	40.0	20.0	0.0	80.0
香美町	146	109	201	137.7	205	140.4	100.0	45.5	80.0	20.0	0.0	40.0
新温泉町	111	90	112	100.9	211	190.1	100.0	75.0	50.0	83.3	50.0	33.3
南あわじ市・洲本市小	50	40	57	114.0	57	114.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
播磨高原広域事務組合	27	20	28	103.7	35	129.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	38,978	33,470	57,459	147.4	46,646	119.7	99.8	50.0	53.5	44.1	11.5	59.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
神戸市	162	66,855	2,916	70,600	1.1	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫路市	66	25,127	1,112	25,891	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	78.8	21.2
尼崎市	41	19,422	842	20,596	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明石市	28	17,434	714	17,784	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西宮市	40	24,545	959	26,237	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洲本市	13	1,632	117	1,639	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦屋市	8	4,231	162	4,231	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊丹市	17	10,848	412	12,008	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相生市	7	1,217	74	1,268	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊岡市	21	3,292	210	4,093	1.2	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	26	12,074	519	13,803	1.1	90.6	100.0	100.0	100.0	519	100.0	100.0	0.0
赤穂市	10	1,897	130	1,946	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西脇市	8	1,677	91	1,713	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宝塚市	23	11,222	482	11,222	1.0	100.0	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
三木市	13	3,107	173	3,129	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高砂市	10	4,197	196	4,221	1.0	99.0	100.0	100.0	100.0	196	100.0	100.0	0.0
川西市	16	7,135	312	7,158	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野市	8	2,283	123	2,646	1.2	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三田市	20	5,650	289	5,650	1.0	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加西市	11	1,803	116	1,897	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	72.7	27.3
丹波篠山市	14	1,816	126	1,863	1.0	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養父市	8	797	65	920	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波市	20	2,861	203	3,308	1.2	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市	14	1,804	114	1,817	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	114	100.0	100.0	0.0
朝来市	9	1,298	87	1,616	1.2	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
淡路市	11	1,862	113	2,226	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宍粟市	10	1,390	97	1,635	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加東市	3	1,426	69	1,432	1.0	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
たつの市	16	3,558	212	3,723	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪名川町	6	1,323	78	1,326	1.0	83.3	100.0	97.4	***	***	97.4	0.0	100.0
多可町	5	688	52	775	1.1	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲美町	5	1,624	75	1,693	1.0	93.3	100.0	100.0	100.0	75	100.0	100.0	0.0
播磨町	4	2,071	92	2,163	1.0	98.9	100.0	100.0	100.0	92	100.0	100.0	0.0
市川町	4	398	34	408	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福崎町	4	992	55	994	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神河町	3	423	26	440	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	4	1,789	83	1,836	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上郡町	3	462	34	483	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

佐用町	4	510	41	525	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美町	8	572	55	572	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新温泉町	6	473	51	489	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市・洲本市小	1	287	15	292	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0	0.0
播磨高原広域事務組合	1	43	8	44	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	711	254,115	11,734	268,312	1.1	96.4	100.0	100.0	8.6	1,011	100.0	96.8	3.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
神戸市	4,637	3,761	10,319	222.5	5,207	112.3	100.0	48.1	48.7	70.5	***	55.1
姫路市	1,589	1,344	1,614	101.6	1,859	117.0	100.0	31.8	57.1	28.6	***	66.7
尼崎市	1,245	1,046	1,157	92.9	1,255	100.8	100.0	39.0	37.5	50.0	***	62.5
明石市	953	821	1,355	142.2	1,254	131.6	100.0	89.3	96.0	16.0	***	24.0
西宮市	1,405	1,183	2,627	187.0	1,546	110.0	100.0	42.5	58.8	58.8	***	58.8
洲本市	186	153	215	115.6	259	139.2	100.0	69.2	77.8	66.7	***	88.9
芦屋市	242	210	248	102.5	266	109.9	100.0	100.0	62.5	100.0	***	50.0
伊丹市	673	546	667	99.1	667	99.1	100.0	47.1	100.0	75.0	***	62.5
相生市	111	94	115	103.6	115	103.6	100.0	71.4	100.0	0.0	***	0.0
豊岡市	335	273	532	158.8	501	149.6	100.0	38.1	50.0	12.5	***	50.0
加古川市	745	639	867	116.4	910	122.1	100.0	57.7	40.0	40.0	***	80.0
赤穂市	193	163	177	91.7	207	107.3	100.0	90.0	55.6	33.3	***	77.8
西脇市	137	118	266	194.2	192	140.1	100.0	75.0	50.0	50.0	***	33.3
宝塚市	735	567	702	95.5	718	97.7	100.0	13.0	0.0	0.0	***	66.7
三木市	266	224	430	161.7	337	126.7	100.0	61.5	50.0	37.5	***	87.5
高砂市	270	237	270	100.0	330	122.2	100.0	100.0	70.0	30.0	***	100.0
川西市	462	406	1,033	223.6	531	114.9	100.0	50.0	25.0	50.0	***	62.5
小野市	178	146	199	111.8	234	131.5	100.0	87.5	85.7	85.7	***	0.0
三田市	413	345	550	133.2	477	115.5	100.0	45.0	55.6	22.2	***	44.4
加西市	182	158	217	119.2	218	119.8	100.0	100.0	54.5	72.7	***	54.5
丹波篠山市	214	174	239	111.7	311	145.3	100.0	64.3	44.4	33.3	***	66.7
養父市	105	91	150	142.9	168	160.0	100.0	62.5	80.0	40.0	***	20.0
丹波市	305	257	322	105.6	353	115.7	100.0	90.0	55.6	50.0	***	66.7
南あわじ市	186	155	265	142.5	256	137.6	100.0	78.6	72.7	54.5	***	45.5
朝来市	131	111	192	146.6	160	122.1	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
淡路市	164	137	355	216.5	312	190.2	100.0	45.5	40.0	40.0	***	20.0
宍粟市	178	136	213	119.7	223	125.3	100.0	0.0	***	***	***	***
加東市	99	84	109	110.1	109	110.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
たつの市	317	255	601	189.6	334	105.4	100.0	68.8	54.5	45.5	***	72.7
猪名川町	109	90	133	122.0	166	152.3	100.0	100.0	16.7	50.0	***	83.3
多可町	73	61	119	163.0	114	156.2	100.0	100.0	40.0	20.0	***	40.0
稲美町	104	85	154	148.1	164	157.7	100.0	40.0	100.0	50.0	***	50.0
播磨町	129	113	255	197.7	160	124.0	100.0	100.0	50.0	25.0	***	100.0
市川町	56	45	114	203.6	72	128.6	100.0	75.0	100.0	33.3	***	66.7
福崎町	78	65	96	123.1	103	132.1	100.0	75.0	33.3	66.7	***	66.7

神河町	50	40	80	160.0	58	116.0	100.0	66.7	100.0	50.0	***	100.0
太子町	122	113	135	110.7	132	108.2	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
上郡町	53	47	54	101.9	73	137.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	66.7
佐用町	63	51	74	117.5	88	139.7	100.0	25.0	100.0	0.0	***	100.0
香美町	90	72	155	172.2	128	142.2	100.0	62.5	80.0	20.0	***	40.0
新温泉町	76	62	76	100.0	148	194.7	100.0	66.7	50.0	100.0	***	25.0
南あわじ市・洲本市小	27	22	32	118.5	32	118.5	100.0	0.0	***	***	***	***
播磨高原広域事務組合	13	9	13	100.0	20	153.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
合　　計	17,699	14,709	27,496	155.4	20,767	117.3	100.0	54.3	57.3	48.4	***	57.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
兵庫県	1	210	6	241	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
神戸市	84	32,633	1,149	35,188	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫路市	33	12,837	441	13,235	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
尼崎市	18	9,323	324	9,952	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明石市	13	8,008	274	8,145	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西宮市	19	10,399	348	12,008	1.2	87.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洲本市	5	894	40	955	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	40	100.0	100.0	0.0
芦屋市	3	1,566	57	1,686	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊丹市	8	5,076	176	5,520	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相生市	3	648	30	691	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊岡市	8	1,888	78	2,160	1.1	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	11	6,603	223	7,937	1.2	92.4	100.0	100.0	100.0	223	100.0	100.0	0.0
赤穂市	5	1,064	50	1,124	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西脇市	4	930	36	949	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宝塚市	12	5,209	209	5,209	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木市	6	1,699	64	1,739	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高砂市	6	2,305	88	2,340	1.0	96.6	100.0	100.0	100.0	88	100.0	100.0	0.0
川西市	7	3,637	127	3,649	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野市	4	1,323	51	1,569	1.2	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三田市	8	2,844	112	3,164	1.1	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加西市	4	913	37	934	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波篠山市	5	990	61	1,136	1.1	82.0	98.4	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
養父市	3	435	22	449	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波市	6	1,567	81	1,796	1.1	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市	4	998	38	1,132	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	38	100.0	100.0	0.0
朝来市	4	728	35	916	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
淡路市	5	984	51	1,308	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宍粟市	7	875	49	989	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加東市	2	731	38	735	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
たつの市	5	1,923	81	1,936	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪名川町	2	839	30	861	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
多可町	3	435	23	555	1.3	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲美町	2	816	29	929	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	29	100.0	100.0	0.0
播磨町	2	1,016	36	1,147	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	36	100.0	100.0	0.0
市川町	1	246	11	248	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福崎町	2	530	23	530	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神河町	1	217	9	224	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	2	1,001	41	1,002	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

上郡町	1	288	13	370	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐用町	4	283	21	398	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美町	3	365	21	364	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新温泉町	2	264	18	356	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市・洲本市小	1	120	7	162	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	7	100.0	100.0	0.0
播磨高原広域事務組合	1	24	5	24	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	330	125,684	4,663	135,962	1.1	96.4	100.0	100.0	10.0	467	100.0	96.1	3.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
兵庫県	18	15	25	138.9	23	127.8	100.0	0.0	***	***	***	***
神戸市	2,494	2,169	5,307	212.8	2,674	107.2	100.0	52.4	36.4	29.5	15.9	56.8
姫路市	925	807	919	99.4	1,045	113.0	100.0	12.1	25.0	50.0	0.0	75.0
尼崎市	615	541	592	96.3	611	99.3	100.0	38.9	28.6	71.4	28.6	42.9
明石市	508	452	581	114.4	751	147.8	100.0	69.2	88.9	22.2	0.0	22.2
西宮市	710	597	1,252	176.3	749	105.5	100.0	31.6	33.3	66.7	33.3	66.7
洲本市	97	83	115	118.6	136	140.2	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
芦屋市	106	95	101	95.3	118	111.3	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0
伊丹市	327	299	354	108.3	354	108.3	100.0	62.5	40.0	40.0	20.0	40.0
相生市	61	54	60	98.4	62	101.6	100.0	0.0	***	***	***	***
豊岡市	170	155	216	127.1	256	150.6	100.0	75.0	50.0	0.0	0.0	83.3
加古川市	423	378	442	104.5	490	115.8	100.0	45.5	40.0	100.0	0.0	40.0
赤穂市	105	92	170	161.9	115	109.5	100.0	80.0	75.0	25.0	0.0	75.0
西脇市	79	71	128	162.0	127	160.8	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	66.7
宝塚市	396	329	427	107.8	426	107.6	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	66.7
三木市	140	127	198	141.4	183	130.7	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0
高砂市	174	150	183	105.2	220	126.4	100.0	100.0	50.0	16.7	0.0	100.0
川西市	225	198	560	248.9	283	125.8	100.0	71.4	60.0	20.0	0.0	100.0
小野市	120	98	112	93.3	134	111.7	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0
三田市	214	192	267	124.8	249	116.4	100.0	50.0	0.0	75.0	0.0	25.0
加西市	84	76	97	115.5	100	119.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
丹波篠山市	106	92	161	151.9	164	154.7	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
養父市	54	48	78	144.4	91	168.5	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
丹波市	158	138	168	106.3	186	117.7	100.0	100.0	50.0	66.7	0.0	100.0
南あわじ市	84	70	96	114.3	89	106.0	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	33.3
朝来市	78	70	95	121.8	114	146.2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
淡路市	98	88	167	170.4	166	169.4	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宍粟市	123	99	160	130.1	170	138.2	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	100.0
加東市	56	48	80	142.9	80	142.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
たつの市	161	135	231	143.5	184	114.3	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
猪名川町	63	55	67	106.3	89	141.3	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
多可町	61	46	71	116.4	80	131.1	100.0	66.7	100.0	50.0	50.0	100.0
稲美町	59	51	83	140.7	86	145.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
播磨町	69	62	136	197.1	83	120.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
市川町	26	23	51	196.2	35	134.6	100.0	0.0	***	***	***	***

福崎町	49	45	86	175.5	59	120.4	100.0	0.0	***	***	***	***
神河町	23	21	47	204.3	27	117.4	100.0	0.0	***	***	***	***
太子町	69	66	90	130.4	90	130.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
上郡町	27	25	34	125.9	36	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐用町	53	41	62	117.0	65	122.6	100.0	100.0	25.0	25.0	0.0	75.0
香美町	56	37	46	82.1	77	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
新温泉町	35	28	36	102.9	63	180.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0
南あわじ市・洲本市小	23	18	25	108.7	25	108.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
播磨高原広域事務組合	14	11	15	107.1	15	107.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	9,536	8,295	14,191	148.8	11,180	117.2	100.0	48.5	42.5	33.8	8.8	62.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
神戸市	2	892	45	896	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫路市	3	1,870	82	1,900	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
西宮市	1	335	20	536	1.6	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊岡市	1	200	15	240	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	1	381	15	434	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0	0.0
養父市	1	189	12	191	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加東市	1	551	30	554	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	10	4,418	219	4,751	1.1	97.7	100.0	100.0	6.8	15	100.0	80.0	20.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神戸市	99	74	191	192.9	98	99.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
姫路市	142	126	151	106.3	175	123.2	100.0	0.0	***	***	***	***
西宮市	40	35	75	187.5	48	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
豊岡市	28	25	39	139.3	42	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
加古川市	46	39	54	117.4	54	117.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
養父市	26	23	27	103.8	43	165.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
加東市	46	40	37	80.4	37	80.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	427	362	574	134.4	497	116.4	100.0	50.0	40.0	20.0	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
兵庫県	142	79	79,332	46,365	2,611	1,487	87,283	53,385	1.1	1.2	100.0	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.7	1.3	99.3	98.7
神戸市	8	5	5,773	4,112	175	115	7,678	5,686	1.3	1.4	98.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
姫路市	3	1	2,098	707	51	16	2,242	722	1.1	1.0	100.0	71.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
尼崎市	3	2	2,221	1,971	103	78	2,492	2,260	1.1	1.1	75.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
明石市	1	1	801	801	21	21	1,421	1,421	1.8	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
西宮市	2	2	1,794	1,794	45	45	2,014	2,014	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
伊丹市	1	1	709	709	23	23	1,133	1,133	1.6	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	160	91	92,728	56,459	3,029	1,785	104,263	66,621	1.1	1.2	99.1	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	10.0	13.2	90.0	86.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
兵庫県	6,310	3,822	5,727	3,467	8,023	4,994	127.1	130.7	8,381	5,088	132.8	133.1	100.0	100.0	33.1	34.2	53.2	48.1	42.6	51.9	17.0	18.5	63.8	63.0
神戸市	527	369	488	342	1,226	845	232.6	229.0	688	487	130.6	132.0	100.0	100.0	37.5	60.0	33.3	33.3	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0
姫路市	136	46	127	43	172	58	126.5	126.1	162	54	119.1	117.4	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	***	50.0	***	0.0	***	50.0	***
尼崎市	200	162	191	155	320	268	160.0	165.4	229	185	114.5	114.2	100.0	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
明石市	64	64	60	60	85	85	132.8	132.8	190	190	296.9	296.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
西宮市	173	173	108	108	301	301	174.0	174.0	161	161	93.1	93.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
伊丹市	51	51	48	48	114	114	223.5	223.5	65	65	127.5	127.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	7,461	4,687	6,749	4,223	10,241	6,665	137.3	142.2	9,876	6,230	132.4	132.9	100.0	100.0	35.0	36.3	50.0	48.5	48.2	57.6	16.1	18.2	60.7	57.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
兵庫県	1	460	12	501	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	1	460	12	501	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
兵庫県	41	35	42	102.4	38	92.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	41	35	42	102.4	38	92.7	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
兵庫県	28	4,646	774	6,016	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
神戸市	6	1,395	234	1,623	1.2	44.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫路市	1	77	20	76	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尼崎市	1	59	21	53	0.9	38.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明石市	1	43	11	58	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西宮市	1	59	22	62	1.1	36.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊丹市	1	34	7	81	2.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	1	44	18	74	1.7	5.6	100.0	100.0	100.0	18	100.0	100.0	0.0
宝塚市	1	34	7	34	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木市	1	36	8	37	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西市	1	25	9	24	1.0	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野市	1	41	10	41	1.0	80.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
三田市	1	12	6	12	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加西市	1	58	12	104	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波篠山市	1	55	15	8	0.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	47	6,618	1,174	8,303	1.3	83.2	99.1	99.1	2.4	18	100.0	39.1	60.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
兵庫県	2,445	2,210	2,561	104.7	2,766	113.1	100.0	42.9	83.3	33.3	25.0	75.0
神戸市	828	674	1,725	208.3	897	108.3	100.0	50.0	100.0	66.7	33.3	66.7
姫路市	67	57	76	113.4	82	122.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
尼崎市	52	46	50	96.2	50	96.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
明石市	45	39	33	73.3	66	146.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
西宮市	59	29	83	140.7	71	120.3	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
伊丹市	37	31	30	81.1	30	81.1	0.0	0.0	***	***	***	***
加古川市	49	40	49	100.0	52	106.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宝塚市	38	30	38	100.0	38	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三木市	24	20	39	162.5	30	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
川西市	32	25	62	193.8	32	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
小野市	31	27	35	112.9	35	112.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三田市	21	18	36	171.4	39	185.7	0.0	0.0	***	***	***	***
加西市	42	36	43	102.4	45	107.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
丹波篠山市	44	38	55	125.0	55	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	3,814	3,320	4,915	128.9	4,288	112.4	95.7	48.9	78.3	39.1	21.7	69.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
奈良県	42	21,473	885	27,096	1.3	83.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈良市	65	22,222	1,069	22,890	1.0	89.3	99.5	99.5	***	***	99.5	0.0	100.0
大和高田市	12	4,015	194	5,139	1.3	84.0	99.5	85.6	***	***	85.6	100.0	0.0
大和郡山市	16	5,265	262	5,564	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天理市	13	3,833	193	4,341	1.1	86.0	100.0	100.0	9.3	18	100.0	100.0	0.0
橿原市	21	8,202	367	8,822	1.1	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜井市	15	3,630	191	3,808	1.0	89.5	96.9	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
五條市	8	1,479	87	1,685	1.1	73.6	100.0	95.4	***	***	95.4	100.0	0.0
御所市	11	1,056	87	1,059	1.0	87.4	97.7	56.3	100.0	49	100.0	0.0	0.0
生駒市	20	9,100	370	9,726	1.1	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香芝市	14	6,713	273	7,117	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛城市	7	3,447	148	3,484	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇陀市	10	1,463	114	1,803	1.2	70.2	97.4	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
山添村	3	168	15	244	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
平群町	4	1,092	58	1,095	1.0	79.3	100.0	100.0	100.0	58	100.0	100.0	0.0
三郷町	3	1,559	50	1,791	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
斑鳩町	5	2,296	108	2,315	1.0	80.6	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
安堵町	2	344	20	356	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	1	374	19	459	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅町	1	234	15	233	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0	0.0
田原本町	7	2,131	98	2,133	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽爾村	1	64	12	67	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御杖村	2	37	12	60	1.6	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高取町	2	348	25	385	1.1	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明日香村	2	343	20	384	1.1	100.0	90.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
上牧町	5	1,211	72	1,427	1.2	72.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
王寺町	2	2,171	87	2,189	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広陵町	7	3,099	136	3,130	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河合町	4	916	53	1,173	1.3	69.8	92.5	92.5	100.0	49	100.0	0.0	100.0
吉野町	2	206	15	235	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大淀町	4	862	52	1,007	1.2	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下市町	1	167	14	217	1.3	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒滝村	2	20	7	23	1.2	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
天川村	1	61	11	70	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
野迫川村	1	14	10	15	1.1	20.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十津川村	3	144	25	214	1.5	64.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下北山村	1	35	12	40	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上北山村	1	12	8	12	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

川上村	1	51	13	51	1.0	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吉野村	2	45	11	51	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町・三宅町式下中	1	310	19	312	1.0	47.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	325	110,212	5,237	122,222	1.1	87.1	99.5	98.3	4.4	189	99.1	76.0	24.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
奈良県	2,514	2,242	3,471	138.1	2,736	108.8	100.0	52.4	40.9	50.0	4.5	54.5
奈良市	1,740	1,557	2,496	143.4	2,233	128.3	100.0	52.3	55.9	61.8	0.0	76.5
大和高田市	340	298	1,160	341.2	1,142	335.9	100.0	50.0	16.7	33.3	50.0	83.3
大和郡山市	417	366	475	113.9	382	91.6	100.0	37.5	50.0	66.7	0.0	66.7
天理市	324	279	569	175.6	569	175.6	100.0	38.5	40.0	20.0	0.0	60.0
橿原市	568	502	1,426	251.1	828	145.8	100.0	66.7	71.4	57.1	0.0	57.1
桜井市	312	256	355	113.8	469	150.3	100.0	33.3	80.0	20.0	0.0	60.0
五條市	169	141	399	236.1	413	244.4	87.5	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0
御所市	170	137	189	111.2	220	129.4	100.0	72.7	87.5	25.0	0.0	62.5
生駒市	560	489	1,328	237.1	1,416	252.9	100.0	100.0	100.0	95.0	0.0	100.0
香芝市	433	382	445	102.8	542	125.2	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	87.5
葛城市	232	203	366	157.8	272	117.2	100.0	71.4	80.0	80.0	0.0	40.0
宇陀市	171	141	357	208.8	270	157.9	100.0	30.0	66.7	33.3	0.0	100.0
山添村	33	25	61	184.8	34	103.0	66.7	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
平群町	94	78	155	164.9	153	162.8	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三郷町	134	109	225	167.9	158	117.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
斑鳩町	160	140	216	135.0	226	141.3	100.0	100.0	0.0	60.0	50.0	100.0
安堵町	38	34	51	134.2	50	131.6	100.0	0.0	***	***	***	***
川西町	32	25	41	128.1	49	153.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
三宅町	23	19	47	204.3	23	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
田原本町	171	141	223	130.4	194	113.5	100.0	85.7	50.0	66.7	0.0	66.7
曽爾村	22	17	20	90.9	36	163.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
御杖村	23	17	40	173.9	32	139.1	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
高取町	34	29	49	144.1	90	264.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
明日香村	44	36	59	134.1	66	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上牧町	101	82	306	303.0	284	281.2	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	50.0
王寺町	136	122	246	180.9	186	136.8	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0
広陵町	194	167	207	106.7	231	119.1	100.0	42.9	33.3	33.3	0.0	100.0
河合町	87	75	137	157.5	131	150.6	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
吉野町	33	26	31	93.9	38	115.2	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
大淀町	89	69	164	184.3	102	114.6	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	33.3
下市町	30	23	30	100.0	50	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
黒滝村	19	15	24	126.3	22	115.8	100.0	0.0	***	***	***	***
天川村	35	30	30	85.7	30	85.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
野迫川村	19	15	16	84.2	27	142.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

十津川村	39	28	53	135.9	56	143.6	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
下北山村	21	17	34	161.9	21	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上北山村	18	15	17	94.4	17	94.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川上村	23	19	20	87.0	31	134.8	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
東吉野村	26	19	94	361.5	108	415.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川西町・三宅町式下中	26	22	30	115.4	30	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	9,654	8,407	15,662	162.2	13,967	144.7	99.4	55.1	59.8	52.5	10.1	71.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
奈良市	42	14,459	757	14,919	1.0	89.2	99.6	99.6	***	***	99.6	0.0	100.0
大和高田市	8	2,261	132	2,864	1.3	78.0	99.2	84.8	***	***	84.8	100.0	0.0
大和郡山市	11	3,455	186	3,704	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天理市	9	2,562	136	2,995	1.2	89.7	100.0	100.0	13.2	18	100.0	100.0	0.0
橿原市	15	5,448	264	5,841	1.1	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜井市	11	2,406	130	2,550	1.1	94.6	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
五條市	4	902	52	968	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御所市	7	690	63	694	1.0	93.7	96.8	52.4	100.0	33	100.0	0.0	0.0
生駒市	12	6,185	261	6,729	1.1	86.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香芝市	10	4,434	190	4,680	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛城市	5	2,287	104	2,326	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇陀市	6	939	77	1,062	1.1	74.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山添村	1	79	8	85	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
平群町	3	744	44	747	1.0	79.5	100.0	100.0	100.0	44	100.0	100.0	0.0
三郷町	2	1,030	34	1,183	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
斑鳩町	3	1,526	76	1,532	1.0	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安堵町	1	227	13	223	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	1	374	19	459	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅町	1	234	15	233	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0	0.0
田原本町	5	1,441	76	1,447	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御杖村	1	23	8	35	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高取町	1	214	14	213	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明日香村	1	228	14	249	1.1	100.0	85.7	85.7	***	***	85.7	100.0	0.0
上牧町	3	795	50	913	1.1	72.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広陵町	5	2,162	100	2,163	1.0	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河合町	2	608	39	767	1.3	64.1	89.7	89.7	100.0	35	100.0	0.0	100.0
吉野町	1	133	10	151	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大淀町	3	534	37	645	1.2	62.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒滝村	1	11	3	13	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
十津川村	2	91	19	140	1.5	68.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吉野村	1	33	7	36	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	178	56,515	2,938	60,566	1.1	88.3	99.5	97.9	6.1	145	99.1	72.9	27.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
奈良市	1,101	985	1,508	137.0	1,307	118.7	100.0	66.7	53.6	67.9	***	75.0
大和高田市	196	168	719	366.8	711	362.8	100.0	50.0	25.0	50.0	***	75.0
大和郡山市	269	229	320	119.0	302	112.3	100.0	45.5	60.0	60.0	***	60.0
天理市	215	179	383	178.1	383	178.1	100.0	33.3	33.3	33.3	***	100.0
橿原市	368	326	930	252.7	514	139.7	100.0	73.3	72.7	63.6	***	72.7
桜井市	205	165	258	125.9	319	155.6	100.0	45.5	80.0	20.0	***	60.0
五條市	86	75	225	261.6	235	273.3	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
御所市	105	83	117	111.4	138	131.4	100.0	100.0	85.7	28.6	***	57.1
生駒市	357	314	895	250.7	961	269.2	100.0	100.0	100.0	91.7	***	100.0
香芝市	276	239	284	102.9	351	127.2	100.0	60.0	50.0	33.3	***	100.0
葛城市	148	127	284	191.9	184	124.3	100.0	60.0	66.7	66.7	***	33.3
宇陀市	100	83	215	215.0	172	172.0	100.0	33.3	100.0	50.0	***	100.0
山添村	13	9	35	269.2	14	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
平群町	68	55	116	170.6	112	164.7	100.0	33.3	100.0	100.0	***	100.0
三郷町	90	69	145	161.1	104	115.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
斑鳩町	103	91	138	134.0	144	139.8	100.0	100.0	0.0	66.7	***	100.0
安堵町	22	20	30	136.4	30	136.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川西町	32	25	41	128.1	49	153.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
三宅町	23	19	47	204.3	23	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
田原本町	107	92	140	130.8	148	138.3	100.0	100.0	60.0	80.0	***	60.0
御杖村	13	9	20	153.8	16	123.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
高取町	20	18	26	130.0	47	235.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
明日香村	22	17	32	145.5	32	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
上牧町	66	54	183	277.3	157	237.9	100.0	0.0	***	***	***	***
広陵町	131	111	140	106.9	161	122.9	100.0	40.0	50.0	0.0	***	100.0
河合町	48	42	90	187.5	92	191.7	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
吉野町	16	12	12	75.0	20	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
大淀町	62	44	138	222.6	75	121.0	100.0	66.7	50.0	50.0	***	0.0
黒滝村	8	5	11	137.5	10	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
十津川村	26	19	34	130.8	40	153.8	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
東吉野村	12	8	51	425.0	56	466.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	4,308	3,692	7,567	175.6	6,907	160.3	100.0	61.8	63.6	58.2	***	74.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。

なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
奈良県	2	455	12	460	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈良市	22	6,929	285	7,139	1.0	88.8	99.3	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
大和高田市	3	1,161	47	1,431	1.2	95.7	100.0	83.0	***	***	83.0	100.0	0.0
大和郡山市	5	1,810	76	1,860	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天理市	4	1,271	57	1,346	1.1	77.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
橿原市	6	2,754	103	2,981	1.1	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜井市	4	1,224	61	1,258	1.0	78.7	93.4	93.4	***	***	93.4	100.0	0.0
五條市	3	511	31	631	1.2	61.3	100.0	87.1	***	***	87.1	100.0	0.0
御所市	4	366	24	365	1.0	70.8	100.0	66.7	100.0	16	100.0	0.0	0.0
生駒市	8	2,915	109	2,997	1.0	86.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香芝市	4	2,279	83	2,437	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛城市	2	1,160	44	1,158	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇陀市	4	524	37	741	1.4	62.2	91.9	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
山添村	1	61	3	144	2.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
平群町	1	348	14	348	1.0	78.6	100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0	0.0
三郷町	1	529	16	608	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
斑鳩町	2	770	32	783	1.0	71.9	96.9	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
安堵町	1	117	7	133	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田原本町	2	690	22	686	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御杖村	1	14	4	25	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高取町	1	134	11	172	1.3	27.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明日香村	1	115	6	135	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上牧町	2	416	22	514	1.2	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広陵町	2	937	36	967	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河合町	2	308	14	406	1.3	85.7	100.0	100.0	100.0	14	100.0	0.0	100.0
吉野町	1	73	5	84	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大淀町	1	328	15	362	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒滝村	1	9	4	10	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
十津川村	1	53	6	74	1.4	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吉野村	1	12	4	15	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町・三宅町式下中	1	310	19	312	1.0	47.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	94	28,583	1,209	30,582	1.1	86.8	99.2	97.5	4.3	44	98.2	71.1	28.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
奈良県	26	22	29	111.5	27	103.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
奈良市	552	488	901	163.2	839	152.0	100.0	27.3	66.7	33.3	0.0	83.3
大和高田市	95	84	384	404.2	381	401.1	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0
大和郡山市	148	137	155	104.7	80	54.1	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	100.0
天理市	109	100	186	170.6	186	170.6	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
橿原市	200	176	496	248.0	314	157.0	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	0.0
桜井市	107	91	97	90.7	150	140.2	100.0	0.0	***	***	***	***
五條市	70	56	154	220.0	153	218.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
御所市	65	54	72	110.8	82	126.2	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
生駒市	203	175	433	213.3	455	224.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香芝市	157	143	161	102.5	191	121.7	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
葛城市	84	76	82	97.6	88	104.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0
宇陀市	71	58	142	200.0	98	138.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山添村	12	8	24	200.0	9	75.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
平群町	26	23	39	150.0	41	157.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三郷町	44	40	80	181.8	54	122.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
斑鳩町	57	49	78	136.8	82	143.9	100.0	100.0	0.0	50.0	50.0	100.0
安堵町	16	14	21	131.3	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田原本町	64	49	83	129.7	46	71.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
御杖村	10	8	20	200.0	16	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
高取町	14	11	23	164.3	43	307.1	100.0	0.0	***	***	***	***
明日香村	22	19	27	122.7	34	154.5	100.0	0.0	***	***	***	***
上牧町	35	28	123	351.4	127	362.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
広陵町	63	56	67	106.3	70	111.1	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
河合町	39	33	47	120.5	39	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
吉野町	17	14	19	111.8	18	105.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大淀町	27	25	26	96.3	27	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
黒滝村	11	10	13	118.2	12	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
十津川村	13	9	19	146.2	16	123.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東吉野村	14	11	43	307.1	52	371.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川西町・三宅町式下中	26	22	30	115.4	30	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	2,397	2,089	4,074	170.0	3,780	157.7	100.0	43.6	63.4	46.3	7.3	70.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。

注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
曽爾村	1	64	12	67	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
王寺町	2	2,171	87	2,189	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下市町	1	167	14	217	1.3	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天川村	1	61	11	70	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
野迫川村	1	14	10	15	1.1	20.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下北山村	1	35	12	40	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上北山村	1	12	8	12	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	1	51	13	51	1.0	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	9	2,575	167	2,661	1.0	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	88.9	11.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
曽爾村	22	17	20	90.9	36	163.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
王寺町	136	122	246	180.9	186	136.8	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0
下市町	30	23	30	100.0	50	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
天川村	35	30	30	85.7	30	85.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
野迫川村	19	15	16	84.2	27	142.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
下北山村	21	17	34	161.9	21	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上北山村	18	15	17	94.4	17	94.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川上村	23	19	20	87.0	31	134.8	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
合計	304	258	413	135.9	398	130.9	100.0	66.7	50.0	16.7	50.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
奈良県	30	19	19,438	9,875	582	327	25,015	13,584	1.3	1.4	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
奈良市	1	1	834	834	27	27	832	832	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
大和高田市	1	1	593	593	15	15	844	844	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
五條市	1	1	66	66	4	4	86	86	1.3	1.3	25.0	25.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
山添村	1	1	28	28	4	4	15	15	0.5	0.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	34	23	20,959	11,396	632	377	26,792	15,361	1.3	1.3	99.4	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	94.1	91.3	5.9	8.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
奈良県	1,515	913	1,398	843	2,413	1,271	159.3	139.2	1,677	1,023	110.7	112.0	100.0	100.0	43.3	42.1	23.1	37.5	69.2	62.5	7.7	12.5	46.2	37.5
奈良市	87	87	84	84	87	87	100.0	100.0	87	87	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
大和高田市	49	49	46	46	57	57	116.3	116.3	50	50	102.0	102.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
五條市	13	13	10	10	20	20	153.8	153.8	25	25	192.3	192.3	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
山添村	8	8	8	8	2	2	25.0	25.0	11	11	137.5	137.5	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,672	1,070	1,546	991	2,579	1,437	154.2	134.3	1,850	1,196	110.6	111.8	94.1	91.3	41.2	39.1	21.4	33.3	64.3	55.6	7.1	11.1	50.0	44.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
奈良県	10	1,580	291	1,621	1.0	50.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	10	1,580	291	1,621	1.0	50.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
奈良県	973	822	1,029	105.8	1,032	106.1	100.0	80.0	62.5	12.5	0.0	75.0
合計	973	822	1,029	105.8	1,032	106.1	100.0	80.0	62.5	12.5	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
和歌山県	51	21,089	968	26,134	1.2	95.5	99.8	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
和歌山市	72	23,746	1,090	24,144	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海南市	19	2,726	171	3,302	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
橋本市	19	3,779	244	3,874	1.0	97.1	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
有田市	8	1,553	91	1,839	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御坊市	10	1,297	84	1,400	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田辺市	39	4,422	300	4,504	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宮市	10	1,644	98	2,171	1.3	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紀の川市	21	3,889	241	4,097	1.1	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩出市	8	4,057	186	4,704	1.2	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紀美野町	4	338	31	484	1.4	87.1	100.0	93.5	***	***	93.5	100.0	0.0
かつらぎ町	7	972	65	1,138	1.2	95.4	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
九度山町	4	175	25	203	1.2	68.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
高野町	3	130	14	132	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯浅町	6	685	46	722	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	6	413	37	568	1.4	83.8	100.0	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
有田川町	11	1,912	108	2,166	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	3	391	23	490	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町	3	720	38	749	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由良町	2	233	15	309	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印南町	8	503	45	684	1.4	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
みなべ町	7	789	60	881	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高川町	8	551	52	711	1.3	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白浜町	13	1,090	91	1,313	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	91	100.0	100.0	0.0
上富田町	6	1,284	72	1,280	1.0	79.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
すさみ町	2	160	16	272	1.7	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那智勝浦町	10	781	71	903	1.2	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太地町	2	131	14	175	1.3	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古座川町	5	145	21	191	1.3	85.7	100.0	100.0	33.3	7	100.0	60.0	40.0
北山村	2	35	7	35	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
串本町	13	626	79	696	1.1	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御坊市日高川町中学校	1	136	8	178	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	383	80,402	4,411	90,449	1.1	95.8	99.9	99.7	2.2	98	99.7	96.3	3.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
和歌山県	2,551	2,306	2,967	116.3	3,099	121.5	100.0	39.2	40.0	50.0	25.0	60.0
和歌山市	1,779	1,493	2,491	140.0	1,955	109.9	100.0	40.3	41.4	44.8	33.3	82.8
海南市	291	232	339	116.5	369	126.8	100.0	63.2	58.3	50.0	0.0	50.0
橋本市	353	293	794	224.9	581	164.6	100.0	31.6	50.0	50.0	0.0	50.0
有田市	145	121	187	129.0	173	119.3	100.0	87.5	57.1	42.9	0.0	71.4
御坊市	150	127	173	115.3	212	141.3	100.0	20.0	50.0	0.0	0.0	100.0
田辺市	530	401	860	162.3	588	110.9	100.0	66.7	69.2	38.5	16.7	38.5
新宮市	165	136	282	170.9	286	173.3	100.0	50.0	80.0	0.0	0.0	20.0
紀の川市	377	308	742	196.8	562	149.1	100.0	52.4	54.5	63.6	0.0	54.5
岩出市	278	246	368	132.4	375	134.9	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	75.0
紀美野町	48	37	62	129.2	77	160.4	100.0	0.0	***	***	***	***
かつらぎ町	100	83	194	194.0	110	110.0	100.0	57.1	25.0	50.0	0.0	75.0
九度山町	43	37	53	123.3	57	132.6	75.0	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0
高野町	32	26	43	134.4	42	131.3	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3
湯浅町	80	65	132	165.0	127	158.8	100.0	83.3	100.0	60.0	0.0	20.0
広川町	60	51	90	150.0	126	210.0	100.0	16.7	0.0	100.0	0.0	100.0
有田川町	171	139	270	157.9	354	207.0	100.0	63.6	85.7	28.6	0.0	71.4
美浜町	44	35	42	95.5	78	177.3	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
日高町	64	51	49	76.6	105	164.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
由良町	24	22	26	108.3	40	166.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
印南町	88	67	68	77.3	111	126.1	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0	75.0
みなべ町	93	75	116	124.7	137	147.3	100.0	71.4	60.0	20.0	0.0	60.0
日高川町	98	75	111	113.3	136	138.8	100.0	50.0	50.0	0.0	33.3	75.0
白浜町	160	129	209	130.6	208	130.0	100.0	92.3	58.3	66.7	0.0	41.7
上富田町	109	90	107	98.2	151	138.5	100.0	66.7	0.0	25.0	0.0	25.0
すさみ町	25	21	47	188.0	56	224.0	100.0	0.0	***	***	***	***
那智勝浦町	121	96	105	86.8	139	114.9	100.0	70.0	71.4	71.4	0.0	57.1
太地町	26	21	46	176.9	35	134.6	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
古座川町	40	29	64	160.0	60	150.0	100.0	80.0	100.0	25.0	0.0	0.0
北山村	14	12	32	228.6	20	142.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
串本町	138	103	157	113.8	183	132.6	100.0	23.1	33.3	100.0	0.0	33.3
御坊市日高川町中学校	15	13	20	133.3	25	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	8,212	6,940	11,246	136.9	10,577	128.8	99.5	50.9	55.9	43.6	16.9	57.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。

注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
和歌山市	51	15,334	757	15,384	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海南市	12	1,799	123	2,190	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
橋本市	14	2,595	171	2,634	1.0	96.5	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
有田市	7	958	66	1,171	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御坊市	6	883	64	915	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田辺市	25	2,869	206	2,929	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宮市	5	1,093	62	1,178	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紀の川市	15	2,542	173	2,668	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩出市	6	2,763	131	3,217	1.2	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紀美野町	3	208	22	350	1.7	81.8	100.0	90.9	***	***	90.9	100.0	0.0
かつらぎ町	5	642	47	760	1.2	93.6	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
九度山町	2	101	12	103	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
高野町	2	81	11	84	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯浅町	5	418	33	438	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	4	259	25	319	1.2	76.0	100.0	88.0	***	***	88.0	100.0	0.0
有田川町	7	1,303	77	1,421	1.1	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	2	265	16	352	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町	2	494	27	506	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由良町	1	138	9	217	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印南町	4	338	31	390	1.2	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
みなべ町	5	524	44	570	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高川町	4	411	33	482	1.2	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白浜町	9	722	69	832	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	69	100.0	100.0	0.0
上富田町	5	893	55	889	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
すさみ町	1	102	9	126	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那智勝浦町	6	486	47	580	1.2	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太地町	1	102	9	113	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古座川町	3	67	13	78	1.2	84.6	100.0	100.0	15.4	2	100.0	33.3	66.7
北山村	1	22	3	22	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
串本町	9	429	59	465	1.1	76.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	222	38,841	2,404	41,383	1.1	96.0	99.9	99.7	3.0	71	99.7	96.4	3.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
和歌山市	1,127	922	1,626	144.3	1,204	106.8	100.0	39.2	35.0	50.0	***	80.0
海南市	187	150	213	113.9	238	127.3	100.0	83.3	70.0	50.0	***	40.0
橋本市	231	185	547	236.8	432	187.0	100.0	35.7	60.0	60.0	***	40.0
有田市	105	83	111	105.7	132	125.7	100.0	85.7	66.7	33.3	***	66.7
御坊市	96	79	103	107.3	138	143.8	100.0	33.3	50.0	0.0	***	100.0
田辺市	329	240	547	166.3	373	113.4	100.0	80.0	70.0	35.0	***	35.0
新宮市	87	69	114	131.0	176	202.3	100.0	60.0	66.7	0.0	***	33.3
紀の川市	258	204	470	182.2	341	132.2	100.0	46.7	57.1	42.9	***	57.1
岩出市	184	162	222	120.7	245	133.2	100.0	33.3	50.0	0.0	***	50.0
紀美野町	33	24	43	130.3	51	154.5	100.0	0.0	***	***	***	***
かつらぎ町	67	57	134	200.0	74	110.4	100.0	60.0	33.3	33.3	***	66.7
九度山町	21	18	22	104.8	23	109.5	50.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
高野町	19	16	22	115.8	24	126.3	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
湯浅町	53	41	83	156.6	85	160.4	100.0	80.0	100.0	75.0	***	25.0
広川町	34	30	71	208.8	95	279.4	100.0	0.0	***	***	***	***
有田川町	106	87	197	185.8	257	242.5	100.0	71.4	100.0	40.0	***	60.0
美浜町	29	22	27	93.1	52	179.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
日高町	41	32	29	70.7	70	170.7	100.0	0.0	***	***	***	***
由良町	13	12	12	92.3	22	169.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
印南町	46	36	38	82.6	51	110.9	100.0	75.0	66.7	33.3	***	66.7
みなべ町	60	47	84	140.0	92	153.3	100.0	80.0	50.0	25.0	***	50.0
日高川町	57	43	52	91.2	78	136.8	100.0	25.0	100.0	0.0	***	100.0
白浜町	108	86	151	139.8	142	131.5	100.0	88.9	37.5	75.0	***	12.5
上富田町	76	63	67	88.2	113	148.7	100.0	60.0	0.0	33.3	***	0.0
すさみ町	14	12	27	192.9	32	228.6	100.0	0.0	***	***	***	***
那智勝浦町	73	56	66	90.4	79	108.2	100.0	83.3	80.0	80.0	***	40.0
太地町	15	12	25	166.7	19	126.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
古座川町	22	16	31	140.9	28	127.3	100.0	100.0	100.0	33.3	***	0.0
北山村	7	5	18	257.1	11	157.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
串本町	86	67	114	132.6	116	134.9	100.0	33.3	33.3	100.0	***	33.3
合計	3,584	2,876	5,266	146.9	4,793	133.7	99.5	55.9	58.9	44.4	***	49.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、

学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
和歌山県	5	952	30	1,222	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和歌山市	19	6,903	280	6,912	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海南市	7	927	48	1,112	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
橋本市	5	1,184	73	1,240	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
有田市	1	595	25	668	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御坊市	4	414	20	485	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田辺市	14	1,553	94	1,575	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宮市	5	551	36	993	1.8	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紀の川市	6	1,347	68	1,429	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩出市	2	1,294	55	1,487	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紀美野町	1	130	9	134	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かつらぎ町	2	330	18	378	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九度山町	2	74	13	100	1.4	53.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
高野町	1	49	3	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯浅町	1	267	13	284	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	2	154	12	249	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
有田川町	4	609	31	745	1.2	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	1	126	7	138	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町	1	226	11	243	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由良町	1	95	6	92	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印南町	4	165	14	294	1.8	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
みなべ町	2	265	16	311	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高川町	4	140	19	229	1.6	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白浜町	4	368	22	481	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
上富田町	1	391	17	391	1.0	29.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
すさみ町	1	58	7	146	2.5	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那智勝浦町	4	295	24	323	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太地町	1	29	5	62	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古座川町	2	78	8	113	1.4	87.5	100.0	100.0	62.5	5	100.0	100.0	0.0
北山村	1	13	4	13	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
串本町	4	197	20	231	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御坊市日高川町中学校	1	136	8	178	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	113	19,915	1,016	22,306	1.1	95.7	100.0	100.0	2.7	27	100.0	94.7	5.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
和歌山県	57	43	29	50.9	35	61.4	100.0	80.0	50.0	50.0	25.0	50.0
和歌山市	524	456	810	154.6	609	116.2	100.0	42.1	50.0	37.5	37.5	87.5
海南市	104	82	126	121.2	131	126.0	100.0	28.6	0.0	50.0	0.0	100.0
橋本市	122	108	247	202.5	149	122.1	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
有田市	40	38	76	190.0	41	102.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
御坊市	54	48	70	129.6	74	137.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田辺市	201	161	313	155.7	215	107.0	100.0	42.9	66.7	50.0	16.7	50.0
新宮市	78	67	168	215.4	110	141.0	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	0.0
紀の川市	119	104	272	228.6	221	185.7	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	50.0
岩出市	94	84	146	155.3	130	138.3	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	100.0
紀美野町	15	13	19	126.7	26	173.3	100.0	0.0	***	***	***	***
かつらぎ町	33	26	60	181.8	36	109.1	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
九度山町	22	19	31	140.9	34	154.5	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高野町	13	10	21	161.5	18	138.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
湯浅町	27	24	49	181.5	42	155.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
広川町	26	21	19	73.1	31	119.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
有田川町	65	52	73	112.3	97	149.2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
美浜町	15	13	15	100.0	26	173.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日高町	23	19	20	87.0	35	152.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
由良町	11	10	14	127.3	18	163.6	100.0	0.0	***	***	***	***
印南町	42	31	30	71.4	60	142.9	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
みなべ町	33	28	32	97.0	45	136.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
日高川町	41	32	59	143.9	58	141.5	100.0	75.0	33.3	0.0	33.3	66.7
白浜町	52	43	58	111.5	66	126.9	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
上富田町	33	27	40	121.2	38	115.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
すさみ町	11	9	20	181.8	24	218.2	100.0	0.0	***	***	***	***
那智勝浦町	48	40	39	81.3	60	125.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
太地町	11	9	21	190.9	16	145.5	0.0	0.0	***	***	***	***
古座川町	18	13	33	183.3	32	177.8	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
北山村	7	7	14	200.0	9	128.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
串本町	52	36	43	82.7	67	128.8	100.0	0.0	***	***	***	***
御坊市日高川町中学校	15	13	20	133.3	25	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	2,006	1,686	2,987	148.9	2,578	128.5	99.1	47.8	53.7	40.7	14.8	74.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。

注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
和歌山市	1	742	32	750	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	1	742	32	750	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
和歌山市	47	40	32	68.1	53	112.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	47	40	32	68.1	53	112.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
和歌山県	36	27	18,480	15,709	602	505	23,058	19,903	1.2	1.3	98.0	97.6	99.8	99.8	99.7	99.6	***	***	***	***	99.7	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0
和歌山市	1	1	767	767	21	21	1,098	1,098	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	37	28	19,247	16,476	623	526	24,156	21,001	1.3	1.3	98.1	97.7	99.8	99.8	99.7	99.6	***	***	***	***	99.7	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
和歌山県	1,616	1,362	1,471	1,246	1,718	1,413	106.3	103.7	1,932	1,616	119.6	118.6	100.0	100.0	25.0	18.5	33.3	20.0	55.6	80.0	33.3	20.0	44.4	40.0
和歌山市	81	81	75	75	23	23	28.4	28.4	89	89	109.9	109.9	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,697	1,443	1,546	1,321	1,741	1,436	102.6	99.5	2,021	1,705	119.1	118.2	100.0	100.0	24.3	17.9	33.3	20.0	55.6	80.0	33.3	20.0	44.4	40.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
和歌山県	10	1,657	336	1,854	1.1	90.5	99.7	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
合計	10	1,657	336	1,854	1.1	90.5	99.7	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
和歌山県	878	792	1,220	139.0	1,132	128.9	100.0	70.0	42.9	42.9	14.3	85.7
合計	878	792	1,220	139.0	1,132	128.9	100.0	70.0	42.9	42.9	14.3	85.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鳥取県	34	10,933	603	13,726	1.3	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
鳥取市	57	13,107	750	13,111	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米子市	34	11,131	555	11,171	1.0	91.4	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
倉吉市	15	3,225	188	3,572	1.1	98.9	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
境港市	9	2,358	131	2,376	1.0	99.2	100.0	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
岩美町	4	712	43	761	1.1	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
若桜町	2	110	13	132	1.2	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
智頭町	2	349	24	478	1.4	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八頭町	5	1,060	62	1,266	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三朝町	2	390	27	465	1.2	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯梨浜町	4	1,353	78	1,391	1.0	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
琴浦町	7	1,154	80	1,236	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北栄町	4	1,111	63	1,109	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日吉津村	1	236	14	250	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大山町	7	1,057	72	1,063	1.0	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南部町	5	691	45	741	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伯耆町	6	775	55	889	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日南町	2	160	12	180	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野町	1	101	10	122	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
江府町	1	121	13	139	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米子市日吉津村中学校	1	429	18	429	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	203	50,563	2,856	54,607	1.1	96.0	99.7	99.7	0.4	10	99.7	82.3	17.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取県	1,709	1,504	3,067	179.5	2,676	156.6	73.5	67.6	43.5	65.2	0.0	60.9
鳥取市	1,230	1,048	1,918	155.9	1,566	127.3	100.0	42.1	50.0	25.0	0.0	66.7
米子市	918	764	819	89.2	1,014	110.5	100.0	44.1	60.0	33.3	0.0	100.0
倉吉市	353	284	354	100.3	479	135.7	100.0	26.7	50.0	50.0	0.0	25.0
境港市	220	175	233	105.9	242	110.0	100.0	55.6	60.0	20.0	0.0	80.0
岩美町	73	62	119	163.0	117	160.3	100.0	0.0	***	***	***	***
若桜町	27	24	20	74.1	27	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
智頭町	38	31	65	171.1	109	286.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八頭町	108	95	235	217.6	122	113.0	100.0	40.0	0.0	100.0	0.0	0.0
三朝町	41	37	62	151.2	67	163.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
湯梨浜町	153	106	189	123.5	193	126.1	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
琴浦町	143	109	201	140.6	208	145.5	100.0	85.7	50.0	33.3	0.0	66.7
北栄町	118	92	161	136.4	174	147.5	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	100.0
日吉津村	18	16	35	194.4	35	194.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大山町	107	93	147	137.4	171	159.8	100.0	28.6	50.0	100.0	0.0	0.0
南部町	96	72	105	109.4	148	154.2	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	75.0
伯耆町	91	75	137	150.5	128	140.7	100.0	83.3	80.0	60.0	0.0	60.0
日南町	28	20	35	125.0	32	114.3	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
日野町	21	17	34	161.9	42	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
江府町	24	20	65	270.8	49	204.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
米子市日吉津村中学校	63	32	31	49.2	42	66.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	5,579	4,676	8,032	144.0	7,641	137.0	95.6	50.2	52.0	43.1	0.0	69.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鳥取市	39	8,213	499	8,215	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米子市	23	7,669	400	7,694	1.0	88.5	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
倉吉市	10	2,120	130	2,387	1.1	99.2	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
境港市	6	1,553	95	1,578	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩美町	3	460	32	494	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
若桜町	1	71	8	87	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
智頭町	1	226	16	310	1.4	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八頭町	4	680	44	768	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三朝町	1	253	17	309	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯梨浜町	3	935	57	974	1.0	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
琴浦町	5	746	56	777	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北栄町	2	715	38	713	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日吉津村	1	236	14	250	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大山町	4	710	48	709	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南部町	3	439	30	471	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伯耆町	4	510	39	531	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日南町	1	104	8	114	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	111	25,640	1,531	26,381	1.0	95.4	99.7	99.7	***	***	99.7	98.2	1.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
鳥取市	745	619	1,173	157.4	928	124.6	100.0	38.5	60.0	20.0	***	66.7
米子市	609	490	502	82.4	653	107.2	100.0	39.1	44.4	55.6	***	100.0
倉吉市	237	178	225	94.9	293	123.6	100.0	40.0	50.0	50.0	***	25.0
境港市	153	114	154	100.7	162	105.9	100.0	50.0	66.7	33.3	***	66.7
岩美町	49	41	71	144.9	76	155.1	100.0	0.0	***	***	***	***
若桜町	13	12	15	115.4	13	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
智頭町	22	18	23	104.5	42	190.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
八頭町	73	64	140	191.8	80	109.6	100.0	25.0	0.0	100.0	***	0.0
三朝町	23	22	38	165.2	37	160.9	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
湯梨浜町	77	72	101	131.2	107	139.0	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
琴浦町	101	69	118	116.8	142	140.6	100.0	80.0	50.0	25.0	***	50.0
北栄町	59	53	82	139.0	98	166.1	100.0	0.0	***	***	***	***
日吉津村	18	16	35	194.4	35	194.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
大山町	65	58	95	146.2	105	161.5	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
南部町	63	43	62	98.4	80	127.0	100.0	100.0	33.3	33.3	***	66.7
伯耆町	60	48	76	126.7	73	121.7	100.0	100.0	75.0	50.0	***	50.0
日南町	13	10	18	138.5	13	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
合計	2,380	1,927	2,928	123.0	2,937	123.4	100.0	45.0	54.0	40.0	***	68.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鳥取県	1	13	4	23	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
鳥取市	14	4,167	199	4,170	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米子市	11	3,462	155	3,477	1.0	98.7	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
倉吉市	5	1,105	58	1,185	1.1	98.3	94.8	94.8	***	***	94.8	100.0	0.0
境港市	3	805	36	798	1.0	97.2	100.0	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
岩美町	1	252	11	267	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
若桜町	1	39	5	45	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
智頭町	1	123	8	168	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八頭町	1	380	18	498	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三朝町	1	137	10	156	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯梨浜町	1	418	21	417	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
琴浦町	2	408	24	459	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北栄町	2	396	25	396	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大山町	3	347	24	354	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南部町	2	252	15	270	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伯耆町	2	265	16	358	1.4	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日南町	1	56	4	66	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米子市日吉津村中学校	1	429	18	429	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	53	13,054	651	13,536	1.0	98.0	99.4	99.2	***	***	99.2	98.1	1.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
鳥取県	8	6	11	137.5	20	250.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鳥取市	384	341	604	157.3	508	132.3	100.0	57.1	25.0	37.5	0.0	62.5
米子市	309	274	317	102.6	361	116.8	100.0	54.5	83.3	0.0	0.0	100.0
倉吉市	116	106	129	111.2	186	160.3	100.0	0.0	***	***	***	***
境港市	67	61	79	117.9	80	119.4	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
岩美町	24	21	48	200.0	41	170.8	100.0	0.0	***	***	***	***
若桜町	14	12	5	35.7	14	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
智頭町	16	13	42	262.5	67	418.8	100.0	0.0	***	***	***	***
八頭町	35	31	95	271.4	42	120.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
三朝町	18	15	24	133.3	30	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
湯梨浜町	76	34	88	115.8	86	113.2	100.0	0.0	***	***	***	***
琴浦町	42	40	83	197.6	66	157.1	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
北栄町	59	39	79	133.9	76	128.8	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
大山町	42	35	52	123.8	66	157.1	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
南部町	33	29	43	130.3	68	206.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伯耆町	31	27	61	196.8	55	177.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
日南町	15	10	17	113.3	19	126.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
米子市日吉津村中学校	63	32	31	49.2	42	66.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	1,352	1,126	1,808	133.7	1,827	135.1	100.0	50.9	48.1	29.6	0.0	81.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鳥取市	4	727	52	726	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野町	1	101	10	122	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
江府町	1	121	13	139	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	6	949	75	987	1.0	100.0	100.0	100.0	13.3	10	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取市	101	88	141	139.6	130	128.7	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
日野町	21	17	34	161.9	42	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
江府町	24	20	65	270.8	49	204.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	146	125	240	164.4	221	151.4	100.0	50.0	100.0	33.3	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
鳥取県	24	15	10,165	5,084	357	193	12,647	6,861	1.2	1.3	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	24	15	10,165	5,084	357	193	12,647	6,861	1.2	1.3	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
鳥取県	1,070	617	989	566	2,372	1,471	221.7	238.4	1,815	1,128	169.6	182.8	100.0	100.0	66.7	60.0	43.8	44.4	68.8	66.7	0.0	0.0	62.5	55.6
合計	1,070	617	989	566	2,372	1,471	221.7	238.4	1,815	1,128	169.6	182.8	100.0	100.0	66.7	60.0	43.8	44.4	68.8	66.7	0.0	0.0	62.5	55.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鳥取県	9	755	242	1,056	1.4	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合　計	9	755	242	1,056	1.4	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取県	631	509	684	108.4	841	133.3	0.0	66.7	50.0	66.7	0.0	50.0
合計	631	509	684	108.4	841	133.3	0.0	66.7	50.0	66.7	0.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
島根県	48	15,375	743	16,409	1.1	96.6	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
松江市	49	15,040	715	17,038	1.1	97.5	100.0	99.9	***	***	99.9	98.0	2.0
浜田市	23	3,401	215	3,431	1.0	80.5	99.5	99.5	***	***	99.5	0.0	100.0
出雲市	44	14,339	656	14,841	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	2.3	97.7
益田市	24	3,159	206	3,159	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大田市	21	2,147	152	2,174	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安来市	22	2,512	173	2,684	1.1	92.5	100.0	100.0	4.6	8	100.0	100.0	0.0
江津市	11	1,383	102	2,988	2.2	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雲南市	21	2,383	182	2,748	1.2	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
奥出雲町	8	676	62	708	1.0	69.4	77.4	75.8	100.0	47	100.0	100.0	0.0
飯南町	6	249	39	250	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川本町	2	182	13	250	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	4	252	27	254	1.0	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
邑南町	11	644	62	647	1.0	71.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津和野町	6	335	38	363	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉賀町	8	314	46	339	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海士町	3	154	21	183	1.2	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西ノ島町	2	151	13	167	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知夫村	2	33	9	41	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
隠岐の島町	11	935	79	975	1.0	79.7	89.9	89.9	***	***	89.9	100.0	0.0
合計	326	63,664	3,553	69,649	1.1	93.3	99.4	99.2	2.0	55	99.7	65.1	34.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
島根県	2,205	2,009	2,811	127.5	2,791	126.6	100.0	58.3	50.0	60.7	10.7	67.9
松江市	1,148	959	1,518	132.2	1,323	115.2	100.0	32.7	43.8	31.3	0.0	75.0
浜田市	362	297	474	130.9	440	121.5	100.0	34.8	62.5	37.5	0.0	100.0
出雲市	1,121	917	1,157	103.2	1,389	123.9	100.0	20.5	44.4	22.2	0.0	77.8
益田市	368	313	362	98.4	457	124.2	62.5	45.8	81.8	27.3	0.0	36.4
大田市	260	210	391	150.4	378	145.4	100.0	42.9	55.6	11.1	0.0	33.3
安来市	286	235	545	190.6	797	278.7	100.0	63.6	42.9	14.3	0.0	57.1
江津市	166	141	189	113.9	194	116.9	100.0	72.7	37.5	50.0	0.0	62.5
雲南市	303	252	612	202.0	409	135.0	100.0	19.0	50.0	0.0	0.0	75.0
奥出雲町	108	87	124	114.8	132	122.2	0.0	37.5	33.3	66.7	0.0	33.3
飯南町	62	51	116	187.1	133	214.5	0.0	83.3	80.0	40.0	0.0	80.0
川本町	25	23	24	96.0	70	280.0	100.0	0.0	***	***	***	***
美郷町	52	42	112	215.4	81	155.8	100.0	0.0	***	***	***	***
邑南町	111	87	117	105.4	141	127.0	100.0	27.3	0.0	0.0	0.0	100.0
津和野町	75	62	137	182.7	116	154.7	0.0	50.0	66.7	0.0	0.0	33.3
吉賀町	83	65	92	110.8	129	155.4	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0
海士町	31	26	44	141.9	52	167.7	0.0	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0
西ノ島町	33	29	27	81.8	23	69.7	0.0	0.0	***	***	***	***
知夫村	17	14	28	164.7	19	111.8	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	131	106	189	144.3	224	171.0	0.0	27.3	66.7	66.7	0.0	33.3
合計	6,947	5,925	9,069	130.5	9,298	133.8	83.7	39.3	52.3	35.2	5.4	63.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
松江市	31	9,141	462	10,370	1.1	98.5	100.0	99.8	***	***	99.8	96.8	3.2
浜田市	15	2,210	148	2,244	1.0	80.4	99.3	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
出雲市	29	9,526	455	9,755	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	3.4	96.6
益田市	15	2,014	138	2,014	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大田市	15	1,367	109	1,372	1.0	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安来市	17	1,614	130	1,759	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江津市	7	906	72	1,959	2.2	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雲南市	15	1,537	128	1,803	1.2	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
奥出雲町	6	433	45	432	1.0	77.8	68.9	68.9	100.0	31	100.0	100.0	0.0
飯南町	4	151	28	151	1.0	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川本町	1	121	8	160	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	2	146	16	147	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
邑南町	8	410	45	413	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津和野町	4	205	28	221	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉賀町	5	219	30	219	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海士町	2	103	16	105	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西ノ島町	1	103	8	99	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知夫村	1	24	5	24	1.0	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
隠岐の島町	7	625	53	622	1.0	94.3	84.9	84.9	***	***	84.9	100.0	0.0
合計	185	30,855	1,924	33,869	1.1	93.7	98.8	98.8	2.3	31	99.5	59.3	40.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
松江市	679	547	901	132.7	747	110.0	100.0	38.7	41.7	25.0	***	75.0
浜田市	222	179	309	139.2	281	126.6	100.0	46.7	71.4	42.9	***	100.0
出雲市	703	569	735	104.6	849	120.8	100.0	20.7	50.0	33.3	***	66.7
益田市	214	181	219	102.3	272	127.1	100.0	53.3	87.5	25.0	***	37.5
大田市	165	132	230	139.4	218	132.1	100.0	40.0	50.0	0.0	***	33.3
安来市	187	151	404	216.0	584	312.3	100.0	58.8	50.0	10.0	***	50.0
江津市	103	87	107	103.9	113	109.7	100.0	85.7	50.0	66.7	***	66.7
雲南市	184	149	403	219.0	263	142.9	100.0	20.0	66.7	0.0	***	66.7
奥出雲町	71	55	81	114.1	82	115.5	0.0	33.3	50.0	50.0	***	0.0
飯南町	34	28	58	170.6	75	220.6	0.0	75.0	66.7	0.0	***	66.7
川本町	14	14	13	92.9	38	271.4	100.0	0.0	***	***	***	***
美郷町	23	21	67	291.3	41	178.3	100.0	0.0	***	***	***	***
邑南町	71	55	80	112.7	95	133.8	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
津和野町	46	37	81	176.1	79	171.7	0.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
吉賀町	48	34	59	122.9	66	137.5	40.0	0.0	***	***	***	***
海士町	19	17	20	105.3	36	189.5	0.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
西ノ島町	20	18	17	85.0	13	65.0	0.0	0.0	***	***	***	***
知夫村	9	7	9	100.0	9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
隠岐の島町	81	65	125	154.3	153	188.9	0.0	28.6	50.0	50.0	***	0.0
合計	2,893	2,346	3,918	135.4	4,014	138.7	84.9	38.9	58.3	26.4	***	56.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
松江市	15	4,598	194	5,199	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜田市	8	1,191	67	1,187	1.0	80.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
出雲市	15	4,813	201	5,086	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
益田市	9	1,145	68	1,145	1.0	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大田市	6	780	43	802	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安来市	5	898	43	925	1.0	93.0	100.0	100.0	18.6	8	100.0	100.0	0.0
江津市	4	477	30	1,029	2.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雲南市	6	846	54	945	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
奥出雲町	2	243	17	276	1.1	47.1	100.0	94.1	100.0	16	100.0	100.0	0.0
飯南町	2	98	11	99	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川本町	1	61	5	90	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	2	106	11	107	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
邑南町	3	234	17	234	1.0	47.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津和野町	2	130	10	142	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉賀町	3	95	16	120	1.3	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海士町	1	51	5	78	1.5	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西ノ島町	1	48	5	68	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知夫村	1	9	4	17	1.9	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
隠岐の島町	4	310	26	353	1.1	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	90	16,133	827	17,902	1.1	89.2	100.0	99.9	3.0	24	100.0	56.8	43.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
松江市	367	315	492	134.1	452	123.2	100.0	13.3	50.0	0.0	0.0	100.0
浜田市	140	118	165	117.9	159	113.6	100.0	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0
出雲市	418	348	422	101.0	540	129.2	100.0	20.0	33.3	0.0	0.0	100.0
益田市	154	132	143	92.9	185	120.1	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3
大田市	95	78	161	169.5	160	168.4	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	33.3
安来市	99	84	141	142.4	213	215.2	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	75.0
江津市	63	54	82	130.2	81	128.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
雲南市	119	103	209	175.6	146	122.7	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
奥出雲町	37	32	43	116.2	50	135.1	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
飯南町	28	23	58	207.1	58	207.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川本町	11	9	11	100.0	32	290.9	100.0	0.0	***	***	***	***
美郷町	29	21	45	155.2	40	137.9	100.0	0.0	***	***	***	***
邑南町	40	32	37	92.5	46	115.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
津和野町	29	25	56	193.1	37	127.6	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
吉賀町	35	31	33	94.3	63	180.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
海士町	12	9	24	200.0	16	133.3	0.0	0.0	***	***	***	***
西ノ島町	13	11	10	76.9	10	76.9	0.0	0.0	***	***	***	***
知夫村	8	7	19	237.5	10	125.0	0.0	0.0	***	***	***	***
隠岐の島町	50	41	64	128.0	71	142.0	0.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	1,747	1,473	2,215	126.8	2,369	135.6	72.2	28.9	38.5	26.9	0.0	76.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
松江市	2	1,024	47	1,140	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	2	1,024	47	1,140	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
松江市	66	63	86	130.3	86	130.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
合計	66	63	86	130.3	86	130.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
島根県	36	25	14,288	10,020	450	331	15,239	12,155	1.1	1.2	98.0	97.3	100.0	100.0	99.6	99.4	***	***	***	***	99.6	99.4	100.0	100.0	0.0	0.0
松江市	1	1	277	277	12	12	329	329	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	37	26	14,565	10,297	462	343	15,568	12,484	1.1	1.2	98.1	97.4	100.0	100.0	99.6	99.4	***	***	***	***	99.6	99.4	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
島根県	1,443	1,096	1,305	981	1,668	1,266	115.6	115.5	1,808	1,361	125.3	124.2	100.0	100.0	58.3	56.0	38.1	42.9	47.6	57.1	14.3	14.3	66.7	64.3
松江市	36	36	34	34	39	39	108.3	108.3	38	38	105.6	105.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,479	1,132	1,339	1,015	1,707	1,305	115.4	115.3	1,846	1,399	124.8	123.6	100.0	100.0	56.8	53.8	38.1	42.9	47.6	57.1	14.3	14.3	66.7	64.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
島根県	12	1,087	293	1,170	1.1	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	12	1,087	293	1,170	1.1	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
島根県	762	704	1,143	150.0	983	129.0	100.0	58.3	85.7	100.0	0.0	71.4
合計	762	704	1,143	150.0	983	129.0	100.0	58.3	85.7	100.0	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岡山県	69	35,237	1,364	43,029	1.2	91.7	100.0	100.0	0.9	12	100.0	2.9	97.1
岡山市	126	51,570	2,305	53,723	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倉敷市	92	38,309	1,659	42,261	1.1	96.9	99.9	99.4	***	***	99.4	0.0	100.0
津山市	35	7,071	397	7,448	1.1	86.9	97.7	96.5	***	***	96.5	0.0	100.0
玉野市	22	3,600	210	4,313	1.2	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
笠岡市	20	2,590	168	3,055	1.2	95.8	99.4	99.4	2.4	3	100.0	0.0	100.0
井原市	19	2,273	146	2,681	1.2	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
総社市	17	5,912	268	5,927	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高梁市	19	1,470	124	1,571	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新見市	20	1,480	123	1,578	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
備前市	16	1,770	127	1,835	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	6.2	93.8
瀬戸内市	12	2,536	141	2,537	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤磐市	17	3,580	209	3,622	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真庭市	26	2,871	189	3,064	1.1	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美作市	13	1,517	120	1,729	1.1	75.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅口市	9	2,090	105	2,392	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
和気町	5	751	44	782	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
早島町	2	1,247	50	1,243	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
里庄町	3	938	43	951	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢掛町	8	814	64	882	1.1	95.3	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
新庄村	2	49	8	65	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡野町	6	890	62	1,000	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
勝央町	3	922	40	1,017	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈義町	2	428	24	450	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西粟倉村	2	116	12	117	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久米南町	4	203	29	204	1.0	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美咲町	5	817	56	919	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
吉備中央町	4	583	33	731	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	25.0	75.0
笠岡市・矢掛町中学校	1	64	4	87	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	579	171,698	8,124	189,213	1.1	95.9	99.8	99.7	0.2	15	99.7	52.7	47.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岡山県	3,940	3,493	6,870	174.4	7,364	186.9	100.0	85.5	57.6	62.7	1.7	81.4
岡山市	3,593	3,020	3,548	98.7	5,066	141.0	100.0	30.2	42.1	39.5	0.0	76.3
倉敷市	2,912	2,281	3,524	121.0	3,120	107.1	100.0	35.9	48.5	33.3	0.0	63.6
津山市	648	506	575	88.7	857	132.3	100.0	51.4	61.1	55.6	0.0	55.6
玉野市	397	305	923	232.5	617	155.4	100.0	68.2	73.3	60.0	0.0	73.3
笠岡市	294	239	310	105.4	460	156.5	100.0	80.0	62.5	18.8	0.0	75.0
井原市	294	230	413	140.5	379	128.9	94.7	63.2	50.0	58.3	0.0	75.0
総社市	479	374	484	101.0	575	120.0	100.0	58.8	60.0	60.0	0.0	60.0
高梁市	232	173	588	253.4	497	214.2	89.5	57.9	63.6	72.7	0.0	72.7
新見市	221	155	532	240.7	415	187.8	100.0	65.0	61.5	61.5	0.0	69.2
備前市	233	181	330	141.6	299	128.3	93.8	37.5	16.7	33.3	0.0	50.0
瀬戸内市	230	186	325	141.3	308	133.9	100.0	25.0	33.3	33.3	0.0	66.7
赤磐市	340	268	367	107.9	433	127.4	100.0	41.2	85.7	28.6	0.0	28.6
真庭市	311	230	370	119.0	519	166.9	100.0	73.1	68.4	21.1	0.0	68.4
美作市	213	155	388	182.2	393	184.5	100.0	61.5	62.5	37.5	0.0	50.0
浅口市	179	147	259	144.7	256	143.0	100.0	77.8	42.9	14.3	0.0	71.4
和気町	94	71	100	106.4	104	110.6	100.0	100.0	80.0	100.0	0.0	80.0
早島町	109	69	162	148.6	111	101.8	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
里庄町	69	63	125	181.2	100	144.9	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0
矢掛町	111	88	139	125.2	156	140.5	100.0	87.5	85.7	71.4	0.0	57.1
新庄村	20	12	31	155.0	32	160.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鏡野町	101	75	163	161.4	153	151.5	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
勝央町	69	58	104	150.7	104	150.7	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
奈義町	39	31	56	143.6	55	141.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
西粟倉村	23	15	51	221.7	50	217.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
久米南町	53	39	53	100.0	69	130.2	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	33.3
美咲町	121	93	201	166.1	126	104.1	100.0	40.0	100.0	100.0	0.0	0.0
吉備中央町	67	53	72	107.5	94	140.3	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
笠岡市・矢掛町中学校	12	9	19	158.3	28	233.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	15,404	12,619	21,082	136.9	22,740	147.6	99.3	53.7	58.5	46.6	0.8	69.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。

注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岡山市	87	34,002	1,608	35,567	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倉敷市	60	24,912	1,086	27,287	1.1	97.6	99.8	99.1	***	***	99.1	0.0	100.0
津山市	27	4,676	287	4,943	1.1	87.8	97.6	95.8	***	***	95.8	0.0	100.0
玉野市	13	2,181	133	2,383	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
笠岡市	14	1,704	127	1,959	1.1	95.3	99.2	99.2	3.1	3	100.0	0.0	100.0
井原市	13	1,392	104	1,639	1.2	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
総社市	13	3,822	186	3,832	1.0	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高梁市	11	836	76	877	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新見市	15	938	93	995	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
備前市	10	1,123	88	1,158	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	10.0	90.0
瀬戸内市	9	1,647	105	1,648	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤磐市	12	2,383	153	2,413	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真庭市	20	1,889	139	1,915	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美作市	8	999	83	1,083	1.1	73.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅口市	6	1,257	66	1,347	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
和気町	3	487	32	487	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
早島町	1	866	35	863	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
里庄町	2	615	31	623	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢掛町	7	569	54	592	1.0	94.4	98.1	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
新庄村	1	32	5	32	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡野町	5	603	47	653	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
勝央町	2	609	26	686	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈義町	1	268	15	266	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西粟倉村	1	69	8	69	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久米南町	3	138	23	139	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美咲町	2	262	19	334	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
吉備中央町	3	370	24	502	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
合計	349	88,649	4,653	94,292	1.1	96.8	99.8	99.5	0.1	3	99.5	61.0	39.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岡山市	2,251	1,871	2,270	100.8	3,246	144.2	100.0	29.9	38.5	34.6	***	73.1
倉敷市	1,671	1,303	2,100	125.7	1,867	111.7	100.0	43.3	53.8	34.6	***	73.1
津山市	435	337	355	81.6	549	126.2	100.0	55.6	66.7	60.0	***	46.7
玉野市	231	167	542	234.6	341	147.6	100.0	76.9	80.0	60.0	***	60.0
笠岡市	191	154	196	102.6	295	154.5	100.0	85.7	58.3	8.3	***	75.0
井原市	189	145	261	138.1	237	125.4	100.0	69.2	66.7	55.6	***	66.7
総社市	319	238	298	93.4	344	107.8	100.0	46.2	66.7	50.0	***	66.7
高梁市	124	94	295	237.9	254	204.8	100.0	54.5	50.0	66.7	***	66.7
新見市	151	103	374	247.7	285	188.7	100.0	60.0	66.7	55.6	***	55.6
備前市	135	105	187	138.5	183	135.6	100.0	40.0	25.0	25.0	***	50.0
瀬戸内市	159	123	216	135.8	204	128.3	100.0	22.2	0.0	0.0	***	50.0
赤磐市	222	170	233	105.0	284	127.9	100.0	50.0	83.3	16.7	***	16.7
真庭市	214	159	219	102.3	353	165.0	100.0	70.0	64.3	28.6	***	71.4
美作市	133	94	220	165.4	212	159.4	100.0	62.5	60.0	40.0	***	60.0
浅口市	110	91	142	129.1	151	137.3	100.0	100.0	33.3	16.7	***	66.7
和気町	55	42	58	105.5	62	112.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
早島町	49	42	119	242.9	66	134.7	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
里庄町	43	40	72	167.4	70	162.8	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
矢掛町	90	71	114	126.7	122	135.6	100.0	100.0	85.7	71.4	***	57.1
新庄村	11	6	11	100.0	12	109.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
鏡野町	68	53	110	161.8	108	158.8	100.0	60.0	66.7	0.0	***	100.0
勝央町	42	34	75	178.6	61	145.2	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
奈義町	23	19	19	82.6	30	130.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
西粟倉村	12	8	21	175.0	19	158.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
久米南町	37	29	31	83.8	47	127.0	100.0	100.0	100.0	33.3	***	33.3
美咲町	34	25	40	117.6	29	85.3	100.0	0.0	***	***	***	***
吉備中央町	46	36	52	113.0	64	139.1	100.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0
合計	7,045	5,559	8,630	122.5	9,495	134.8	100.0	51.9	60.2	39.8	***	64.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。

注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岡山県	3	957	24	1,183	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岡山市	37	16,720	652	17,158	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倉敷市	26	12,507	472	13,697	1.1	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
津山市	8	2,395	110	2,505	1.0	84.5	98.2	98.2	***	***	98.2	0.0	100.0
玉野市	7	1,106	56	1,313	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
笠岡市	6	886	41	1,096	1.2	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
井原市	5	800	38	912	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
総社市	3	1,891	69	1,895	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高梁市	5	471	29	473	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新見市	5	542	30	583	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
備前市	5	614	35	627	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
瀬戸内市	3	889	36	889	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤磐市	5	1,197	56	1,209	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真庭市	6	982	50	1,149	1.2	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美作市	5	518	37	646	1.2	81.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅口市	2	654	27	804	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
和気町	2	264	12	295	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
早島町	1	381	15	380	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
里庄町	1	323	12	328	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢掛町	1	245	10	290	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新庄村	1	17	3	33	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡野町	1	287	15	347	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
勝央町	1	313	14	331	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈義町	1	160	9	184	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西粟倉村	1	47	4	48	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久米南町	1	65	6	65	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美咲町	1	167	8	182	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
吉備中央町	1	213	9	229	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
笠岡市・矢掛町中学校	1	64	4	87	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	145	45,675	1,883	48,938	1.1	97.2	99.9	99.9	***	***	99.9	57.2	42.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岡山県	70	62	148	211.4	96	137.1	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
岡山市	1,258	1,075	1,159	92.1	1,671	132.8	100.0	29.7	54.5	45.5	0.0	81.8
倉敷市	1,025	807	1,144	111.6	1,012	98.7	100.0	23.1	33.3	33.3	0.0	16.7
津山市	213	169	220	103.3	308	144.6	100.0	37.5	33.3	33.3	0.0	100.0
玉野市	116	93	259	223.3	173	149.1	100.0	57.1	75.0	75.0	0.0	100.0
笠岡市	103	85	114	110.7	165	160.2	100.0	66.7	75.0	50.0	0.0	75.0
井原市	87	70	130	149.4	121	139.1	100.0	60.0	0.0	66.7	0.0	100.0
総社市	129	113	144	111.6	179	138.8	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	66.7
高梁市	65	47	202	310.8	107	164.6	100.0	80.0	75.0	75.0	0.0	100.0
新見市	70	52	158	225.7	130	185.7	100.0	80.0	50.0	75.0	0.0	100.0
備前市	87	67	126	144.8	100	114.9	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	50.0
瀬戸内市	71	63	109	153.5	104	146.5	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
赤磐市	118	98	134	113.6	149	126.3	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
真庭市	97	71	151	155.7	166	171.1	100.0	83.3	80.0	0.0	0.0	60.0
美作市	80	61	168	210.0	181	226.3	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	33.3
浅口市	57	46	75	131.6	68	119.3	100.0	0.0	***	***	***	***
和気町	39	29	42	107.7	42	107.7	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
早島町	60	27	43	71.7	45	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
里庄町	26	23	53	203.8	30	115.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
矢掛町	21	17	25	119.0	34	161.9	100.0	0.0	***	***	***	***
新庄村	9	6	20	222.2	20	222.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鏡野町	33	22	53	160.6	45	136.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
勝央町	27	24	29	107.4	43	159.3	100.0	0.0	***	***	***	***
奈義町	16	12	37	231.3	25	156.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
西粟倉村	11	7	30	272.7	31	281.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
久米南町	16	10	22	137.5	22	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
美咲町	16	13	53	331.3	35	218.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
吉備中央町	21	17	20	95.2	30	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
笠岡市・矢掛町中学校	12	9	19	158.3	28	233.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	3,953	3,195	4,887	123.6	5,160	130.5	100.0	46.2	55.2	50.7	0.0	74.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。

注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岡山市	1	387	19	387	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
総社市	1	199	13	200	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高梁市	1	131	12	129	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅口市	1	179	12	241	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
美咲町	2	388	29	403	1.0	86.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	6	1,284	85	1,360	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岡山市	39	33	35	89.7	58	148.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
総社市	31	23	42	135.5	52	167.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
高梁市	25	18	28	112.0	63	252.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
浅口市	12	10	42	350.0	37	308.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
美咲町	71	55	108	152.1	62	87.3	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	178	139	255	143.3	272	152.8	100.0	83.3	80.0	80.0	0.0	40.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
岡山県	51	37	31,301	20,715	917	637	38,021	26,885	1.2	1.3	99.6	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	***	12	***	100.0	100.0	3.9	5.4	96.1	94.6
岡山市	1	1	461	461	26	26	611	611	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
倉敷市	5	4	637	476	53	42	984	812	1.5	1.7	96.2	95.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
玉野市	2	1	313	251	21	12	617	559	2.0	2.2	95.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
井原市	1	0	81	0	4	0	130	0	1.6	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
高梁市	2	0	32	0	7	0	92	0	2.9	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
備前市	1	0	33	0	4	0	50	0	1.5	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	0.0	0.0	100.0	0.0
合計	63	43	32,858	21,903	1,032	717	40,505	28,867	1.2	1.3	99.3	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	1.2	***	12	***	100.0	100.0	9.5	7.0	90.5	93.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
岡山県	2,628	1,831	2,409	1,690	5,117	3,515	194.7	192.0	5,381	3,895	204.8	212.7	100.0	100.0	88.2	89.2	55.6	60.6	71.1	66.7	2.2	0.0	80.0	78.8
岡山市	45	45	41	41	84	84	186.7	186.7	91	91	202.2	202.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
倉敷市	126	105	94	76	149	124	118.3	118.1	138	108	109.5	102.9	100.0	100.0	20.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
玉野市	50	39	45	36	122	96	244.0	246.2	103	83	206.0	212.8	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
井原市	18	0	15	0	22	0	122.2	***	21	0	116.7	***	0.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高梁市	18	0	14	0	63	0	350.0	***	73	0	405.6	***	0.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
備前市	11	0	9	0	17	0	154.5	***	16	0	145.5	***	0.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,896	2,020	2,627	1,843	5,574	3,819	192.5	189.1	5,823	4,177	201.1	206.8	93.7	100.0	74.6	81.4	53.2	57.1	68.1	62.9	2.1	0.0	80.9	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岡山県	1	947	28	1,148	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合　計	1	947	28	1,148	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岡山県	67	62	105	156.7	109	162.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	67	62	105	156.7	109	162.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岡山県	14	2,032	395	2,677	1.3	72.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
倉敷市	1	253	48	293	1.2	72.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	15	2,285	443	2,970	1.3	72.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岡山県	1,175	960	1,500	127.7	1,778	151.3	100.0	71.4	60.0	20.0	0.0	80.0
倉敷市	90	77	131	145.6	103	114.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	1,265	1,037	1,631	128.9	1,881	148.7	100.0	66.7	60.0	20.0	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
広島県	102	38,309	1,727	40,318	1.1	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広島市	212	95,480	3,910	105,807	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
呉市	60	13,240	646	13,485	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹原市	11	1,129	89	1,276	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原市	30	5,634	321	11,774	2.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
尾道市	37	8,163	447	9,166	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	2.7	97.3
福山市	102	34,651	1,658	34,651	1.0	86.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	10	2,116	131	2,534	1.2	84.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三次市	32	3,275	224	3,305	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
庄原市	20	1,949	145	1,996	1.0	84.1	100.0	100.0	6.9	10	100.0	90.0	10.0
大竹市	6	1,685	80	1,703	1.0	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東広島市	48	15,618	726	17,807	1.1	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
廿日市市	27	9,186	411	10,104	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安芸高田市	13	1,569	106	1,740	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江田島市	9	960	75	1,013	1.1	76.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中町	7	4,413	173	4,547	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海田町	6	2,639	108	2,864	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊野町	6	1,778	85	2,004	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂町	4	1,026	52	1,078	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安芸太田町	5	285	30	310	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島町	10	1,019	92	1,085	1.1	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎上島町	4	254	23	316	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世羅町	7	943	69	991	1.1	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	28.6	71.4
神石高原町	7	401	46	445	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	775	245,722	11,374	270,319	1.1	94.7	100.0	100.0	0.1	10	100.0	90.6	9.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
広島県	4,283	3,730	9,381	219.0	4,774	111.5	100.0	48.0	38.8	28.6	18.4	73.5
広島市	6,713	5,643	8,101	120.7	9,389	139.9	100.0	36.3	40.3	31.2	10.3	62.3
呉市	1,110	888	1,234	111.2	1,459	131.4	100.0	38.3	34.8	43.5	6.7	47.8
竹原市	162	127	316	195.1	224	138.3	0.0	81.8	88.9	44.4	0.0	66.7
三原市	527	408	711	134.9	640	121.4	100.0	56.7	29.4	52.9	16.7	64.7
尾道市	745	580	990	132.9	954	128.1	100.0	45.9	64.7	52.9	0.0	70.6
福山市	2,846	2,021	4,898	172.1	3,372	118.5	100.0	62.7	46.9	34.4	0.0	76.6
府中市	212	169	281	132.5	294	138.7	100.0	70.0	57.1	71.4	0.0	100.0
三次市	395	299	468	118.5	729	184.6	100.0	50.0	68.8	43.8	16.7	50.0
庄原市	261	200	170	65.1	314	120.3	100.0	40.0	25.0	25.0	0.0	62.5
大竹市	125	107	160	128.0	185	148.0	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
東広島市	1,178	926	1,267	107.6	1,673	142.0	100.0	83.3	70.0	77.5	25.0	45.0
廿日市市	659	517	1,157	175.6	816	123.8	100.0	48.1	38.5	46.2	25.0	76.9
安芸高田市	229	167	436	190.4	313	136.7	100.0	30.8	75.0	0.0	0.0	75.0
江田島市	128	93	230	179.7	188	146.9	100.0	55.6	100.0	80.0	50.0	80.0
府中町	259	226	357	137.8	314	121.2	100.0	71.4	80.0	40.0	50.0	80.0
海田町	195	162	229	117.4	229	117.4	100.0	50.0	33.3	100.0	0.0	100.0
熊野町	145	123	217	149.7	179	123.4	100.0	0.0	***	***	***	***
坂町	99	79	129	130.3	140	141.4	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	66.7
安芸太田町	63	43	84	133.3	100	158.7	100.0	80.0	75.0	0.0	0.0	25.0
北広島町	147	111	245	166.7	221	150.3	100.0	70.0	100.0	28.6	0.0	28.6
大崎上島町	51	35	102	200.0	78	152.9	100.0	100.0	50.0	75.0	0.0	25.0
世羅町	115	91	116	100.9	180	156.5	0.0	42.9	66.7	33.3	0.0	100.0
神石高原町	86	65	86	100.0	113	131.4	100.0	57.1	75.0	25.0	0.0	25.0
合計	20,733	16,810	31,365	151.3	26,878	129.6	97.7	49.4	50.9	42.3	12.5	64.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
広島市	140	59,102	2,569	66,414	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
呉市	34	8,015	427	8,046	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹原市	7	579	49	646	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原市	20	3,618	228	7,627	2.1	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
尾道市	21	5,299	318	5,857	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
福山市	69	22,362	1,172	22,362	1.0	85.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	6	738	56	914	1.2	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三次市	20	2,217	150	2,233	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
庄原市	13	1,292	103	1,324	1.0	83.5	100.0	100.0	9.7	10	100.0	92.3	7.7
大竹市	3	1,102	54	1,116	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東広島市	33	10,716	531	12,115	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
廿日市市	17	6,279	300	6,856	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安芸高田市	7	1,002	70	1,103	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江田島市	6	632	52	663	1.0	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中町	5	3,119	127	3,252	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海田町	4	1,879	75	2,053	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊野町	4	1,163	60	1,326	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂町	3	685	37	709	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安芸太田町	3	192	21	207	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島町	6	571	53	626	1.1	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎上島町	3	168	19	231	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世羅町	4	610	45	618	1.0	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
神石高原町	5	248	35	276	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	433	131,588	6,551	146,574	1.1	94.3	100.0	100.0	0.2	10	100.0	89.4	10.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
広島市	3,967	3,246	4,469	112.7	5,312	133.9	100.0	34.3	47.9	35.4	***	50.0
呉市	627	499	692	110.4	795	126.8	100.0	23.5	50.0	25.0	***	37.5
竹原市	82	61	165	201.2	112	136.6	0.0	71.4	100.0	20.0	***	80.0
三原市	336	253	396	117.9	388	115.5	100.0	55.0	36.4	63.6	***	81.8
尾道市	456	354	519	113.8	516	113.2	100.0	57.1	66.7	58.3	***	75.0
福山市	1,805	1,294	3,164	175.3	2,192	121.4	100.0	60.9	57.1	21.4	***	78.6
府中市	87	67	140	160.9	154	177.0	100.0	83.3	60.0	80.0	***	100.0
三次市	235	176	278	118.3	512	217.9	100.0	50.0	60.0	60.0	***	40.0
庄原市	161	122	118	73.3	184	114.3	100.0	23.1	0.0	33.3	***	66.7
大竹市	76	69	82	107.9	98	128.9	100.0	0.0	***	***	***	***
東広島市	789	608	824	104.4	1,056	133.8	100.0	97.0	68.8	75.0	***	43.8
廿日市市	443	346	721	162.8	508	114.7	100.0	52.9	22.2	33.3	***	77.8
安芸高田市	127	91	247	194.5	174	137.0	100.0	28.6	50.0	0.0	***	50.0
江田島市	76	55	160	210.5	110	144.7	100.0	50.0	100.0	66.7	***	100.0
府中町	182	156	267	146.7	213	117.0	100.0	60.0	66.7	33.3	***	100.0
海田町	133	113	148	111.3	148	111.3	100.0	75.0	33.3	100.0	***	100.0
熊野町	90	75	136	151.1	118	131.1	100.0	0.0	***	***	***	***
坂町	70	54	92	131.4	93	132.9	100.0	66.7	100.0	100.0	***	50.0
安芸太田町	33	23	50	151.5	60	181.8	100.0	66.7	50.0	0.0	***	50.0
北広島町	77	55	137	177.9	114	148.1	100.0	100.0	100.0	33.3	***	16.7
大崎上島町	37	25	68	183.8	55	148.6	100.0	100.0	66.7	66.7	***	33.3
世羅町	61	46	69	113.1	101	165.6	0.0	75.0	66.7	33.3	***	100.0
神石高原町	53	39	57	107.5	73	137.7	100.0	60.0	100.0	0.0	***	33.3
合計	10,003	7,827	12,999	130.0	13,086	130.8	97.5	49.7	57.7	43.7	***	61.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
広島県	3	836	27	892	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広島市	63	27,988	1,027	31,509	1.1	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
呉市	24	4,516	193	4,604	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹原市	2	305	14	346	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原市	10	2,016	93	4,147	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
尾道市	15	2,817	122	3,269	1.2	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
福山市	30	10,958	425	10,958	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	2	429	19	485	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三次市	12	1,058	74	1,072	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
庄原市	7	657	42	672	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
大竹市	3	583	26	587	1.0	80.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東広島市	15	4,902	195	5,692	1.2	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
廿日市市	10	2,907	111	3,248	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安芸高田市	6	567	36	637	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江田島市	3	328	23	350	1.1	82.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中町	2	1,294	46	1,295	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海田町	2	760	33	811	1.1	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊野町	2	615	25	678	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂町	1	341	15	369	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安芸太田町	2	93	9	103	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島町	3	300	24	303	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎上島町	1	86	4	85	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世羅町	3	333	24	373	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
神石高原町	2	153	11	169	1.1	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	223	64,842	2,618	72,654	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	87.9	12.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
広島県	68	57	129	189.7	73	107.4	100.0	0.0	***	***	***	***
広島市	2,009	1,725	2,587	128.8	2,928	145.7	100.0	36.5	26.1	26.1	13.0	78.3
呉市	416	330	446	107.2	488	117.3	100.0	54.2	23.1	53.8	7.7	53.8
竹原市	31	28	68	219.4	52	167.7	0.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
三原市	191	155	315	164.9	252	131.9	100.0	60.0	16.7	33.3	16.7	33.3
尾道市	278	218	461	165.8	422	151.8	100.0	33.3	60.0	40.0	0.0	60.0
福山市	919	632	1,479	160.9	1,042	113.4	100.0	66.7	30.0	55.0	0.0	70.0
府中市	42	37	45	107.1	43	102.4	100.0	0.0	***	***	***	***
三次市	160	123	190	118.8	217	135.6	100.0	50.0	83.3	16.7	16.7	66.7
庄原市	100	78	52	52.0	130	130.0	100.0	71.4	40.0	20.0	0.0	60.0
大竹市	49	38	78	159.2	87	177.6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
東広島市	389	318	443	113.9	617	158.6	100.0	53.3	75.0	87.5	25.0	50.0
廿日市市	216	171	436	201.9	308	142.6	100.0	40.0	75.0	75.0	25.0	75.0
安芸高田市	102	76	189	185.3	139	136.3	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
江田島市	52	38	70	134.6	78	150.0	100.0	66.7	100.0	100.0	50.0	50.0
府中町	77	70	90	116.9	101	131.2	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0
海田町	62	49	81	130.6	81	130.6	100.0	0.0	***	***	***	***
熊野町	55	48	81	147.3	61	110.9	100.0	0.0	***	***	***	***
坂町	29	25	37	127.6	47	162.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
安芸太田町	30	20	34	113.3	40	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
北広島町	39	31	61	156.4	60	153.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎上島町	14	10	34	242.9	23	164.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
世羅町	54	45	47	87.0	79	146.3	0.0	0.0	***	***	***	***
神石高原町	33	26	29	87.9	40	121.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	5,415	4,348	7,482	138.2	7,408	136.8	97.8	46.6	43.3	46.2	11.5	62.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
呉市	1	258	14	261	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹原市	2	245	26	284	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福山市	2	739	43	739	1.0	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	2	949	56	1,135	1.2	76.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島町	1	148	15	156	1.1	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	8	2,339	154	2,575	1.1	85.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
呉市	25	20	34	136.0	31	124.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
竹原市	49	38	83	169.4	60	122.4	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
福山市	77	53	164	213.0	85	110.4	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
府中市	83	65	96	115.7	97	116.9	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
北広島町	31	25	47	151.6	47	151.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	265	201	424	160.0	320	120.8	75.0	87.5	71.4	57.1	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
広島県	80	32	35,078	15,607	1,110	528	36,186	16,939	1.0	1.1	98.0	97.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
広島市	7	4	7,113	4,128	185	95	6,453	3,287	0.9	0.8	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
呉市	1	1	451	451	12	12	574	574	1.3	1.3	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
尾道市	1	0	47	0	7	0	40	0	0.9	***	57.1	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
福山市	1	0	592	0	18	0	592	0	1.0	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	90	37	43,281	20,186	1,332	635	43,845	20,800	1.0	1.0	97.6	96.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
広島県	2,948	1,474	2,598	1,294	6,486	3,051	220.0	207.0	3,363	1,613	114.1	109.4	100.0	100.0	43.8	43.8	22.9	14.3	25.7	28.6	22.9	14.3	74.3	71.4
広島市	445	251	408	231	685	384	153.9	153.0	758	429	170.3	170.9	100.0	100.0	57.1	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
呉市	42	42	39	39	62	62	147.6	147.6	145	145	345.2	345.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
尾道市	11	0	8	0	10	0	90.9	***	16	0	145.5	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福山市	45	0	42	0	91	0	202.2	***	53	0	117.8	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
合計	3,491	1,767	3,095	1,564	7,334	3,497	210.1	197.9	4,335	2,187	124.2	123.8	100.0	100.0	45.6	43.2	22.0	12.5	26.8	25.0	19.5	12.5	78.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
広島市	1	691	24	769	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1	691	24	769	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
広島市	50	45	87	174.0	98	196.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	50	45	87	174.0	98	196.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
広島県	19	2,395	590	3,240	1.4	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広島市	1	586	105	662	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	20	2,981	695	3,902	1.3	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
広島県	1,267	1,075	2,766	218.3	1,338	105.6	100.0	73.7	78.6	35.7	7.1	71.4
広島市	242	219	273	112.8	293	121.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	1,509	1,294	3,039	201.4	1,631	108.1	100.0	75.0	80.0	33.3	6.7	73.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山口県	67	23,654	1,325	29,579	1.3	97.7	99.2	99.0	***	***	99.0	73.1	26.9
下関市	65	16,406	837	16,648	1.0	90.8	99.8	99.8	2.2	18	99.8	98.4	1.6
宇部市	36	10,895	527	11,491	1.1	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山口市	49	13,596	688	17,399	1.3	95.8	98.0	93.9	***	***	93.9	100.0	0.0
萩市	30	2,129	175	2,329	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
防府市	28	8,621	414	8,903	1.0	94.0	96.6	96.4	100.0	399	100.0	100.0	0.0
下松市	10	4,570	208	4,828	1.1	85.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩国市	42	8,295	449	8,710	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
光市	13	2,833	160	2,826	1.0	86.9	88.8	9.4	100.0	15	100.0	0.0	0.0
長門市	16	1,722	129	1,755	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳井市	14	1,874	127	1,984	1.1	94.5	99.2	99.2	94.5	120	99.2	100.0	0.0
美祢市	14	988	89	1,092	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
周南市	40	9,234	483	9,528	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山陽小野田市	18	4,278	228	4,750	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
周防大島町	10	525	57	588	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和木町	2	546	24	804	1.5	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上関町	3	81	12	81	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田布施町	5	834	51	863	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平生町	3	599	41	640	1.1	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿武町	3	145	16	169	1.2	81.3	100.0	100.0	100.0	16	100.0	0.0	0.0
合計	468	111,825	6,040	124,967	1.1	93.2	99.0	96.4	12.1	568	99.0	94.4	5.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山口県	3,233	3,040	5,603	173.3	5,084	157.3	100.0	50.7	61.8	52.9	0.0	58.8
下関市	1,282	1,105	1,243	97.0	1,675	130.7	100.0	100.0	70.8	23.1	0.0	33.8
宇部市	804	693	856	106.5	947	117.8	100.0	55.6	45.0	50.0	0.0	65.0
山口市	1,047	887	3,011	287.6	1,223	116.8	100.0	73.5	55.6	55.6	0.0	61.1
萩市	327	270	356	108.9	384	117.4	100.0	70.0	76.2	61.9	0.0	28.6
防府市	625	549	687	109.9	659	105.4	100.0	64.3	33.3	61.1	0.0	38.9
下松市	301	273	423	140.5	378	125.6	100.0	70.0	42.9	42.9	0.0	57.1
岩国市	718	607	1,499	208.8	774	107.8	100.0	83.3	62.9	68.6	0.0	51.4
光市	262	223	260	99.2	295	112.6	100.0	46.2	66.7	33.3	0.0	16.7
長門市	212	177	340	160.4	263	124.1	100.0	81.3	76.9	69.2	0.0	69.2
柳井市	196	163	253	129.1	199	101.5	100.0	64.3	66.7	44.4	0.0	33.3
美祢市	165	132	209	126.7	234	141.8	100.0	78.6	90.9	63.6	0.0	63.6
周南市	715	617	956	133.7	862	120.6	100.0	70.0	53.6	46.4	0.0	64.3
山陽小野田市	344	295	433	125.9	404	117.4	100.0	83.3	53.3	66.7	0.0	73.3
周防大島町	102	81	134	131.4	134	131.4	100.0	90.0	88.9	11.1	0.0	33.3
和木町	62	37	73	117.7	41	66.1	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0
上関町	26	18	26	100.0	54	207.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田布施町	84	66	95	113.1	95	113.1	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	50.0
平生町	54	47	58	107.4	72	133.3	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
阿武町	29	25	35	120.7	39	134.5	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	10,588	9,305	16,550	156.3	13,816	130.5	100.0	72.2	61.8	48.8	0.0	49.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
下関市	41	10,451	548	10,463	1.0	91.2	99.6	99.6	0.5	3	99.6	97.5	2.5
宇部市	24	7,265	367	7,688	1.1	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山口市	31	9,014	480	11,337	1.3	96.0	97.5	93.5	***	***	93.5	100.0	0.0
萩市	17	1,325	112	1,356	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	88.2	11.8
防府市	17	5,786	289	5,815	1.0	93.8	96.9	96.9	100.0	280	100.0	100.0	0.0
下松市	7	3,002	148	3,104	1.0	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩国市	28	5,395	305	5,397	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
光市	8	1,826	106	1,819	1.0	85.8	88.7	14.2	100.0	15	100.0	0.0	0.0
長門市	11	1,085	91	1,099	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳井市	11	1,167	92	1,217	1.0	95.7	98.9	98.9	92.4	85	98.9	100.0	0.0
美祢市	9	601	64	643	1.1	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
周南市	27	5,960	327	5,984	1.0	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山陽小野田市	11	2,805	148	3,020	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
周防大島町	8	336	43	337	1.0	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和木町	1	359	16	547	1.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上関町	2	49	8	49	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田布施町	4	533	37	543	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平生町	2	385	26	391	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿武町	2	90	11	90	1.0	81.8	100.0	100.0	100.0	11	100.0	0.0	0.0
合計	261	57,434	3,218	60,899	1.1	91.9	98.9	95.8	15.4	394	98.9	98.8	1.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
下関市	783	669	713	91.1	1,046	133.6	100.0	100.0	75.6	24.4	***	34.1
宇部市	523	443	582	111.3	597	114.1	100.0	50.0	33.3	58.3	***	75.0
山口市	654	557	1,791	273.9	754	115.3	100.0	77.4	58.3	62.5	***	54.2
萩市	173	148	193	111.6	204	117.9	100.0	64.7	81.8	54.5	***	36.4
防府市	398	352	409	102.8	442	111.1	100.0	58.8	40.0	60.0	***	50.0
下松市	178	160	269	151.1	236	132.6	100.0	57.1	75.0	75.0	***	25.0
岩国市	444	373	938	211.3	486	109.5	100.0	85.7	70.8	66.7	***	41.7
光市	163	138	157	96.3	184	112.9	100.0	75.0	66.7	33.3	***	16.7
長門市	132	110	215	162.9	162	122.7	100.0	72.7	75.0	50.0	***	75.0
柳井市	133	109	147	110.5	135	101.5	100.0	81.8	66.7	44.4	***	33.3
美祢市	99	80	139	140.4	135	136.4	100.0	66.7	83.3	33.3	***	66.7
周南市	446	386	478	107.2	539	120.9	100.0	77.8	71.4	42.9	***	57.1
山陽小野田市	209	182	265	126.8	247	118.2	100.0	72.7	62.5	87.5	***	62.5
周防大島町	73	56	98	134.2	98	134.2	100.0	100.0	100.0	12.5	***	25.0
和木町	44	23	23	52.3	23	52.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
上関町	15	11	15	100.0	30	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
田布施町	62	46	67	108.1	64	103.2	100.0	50.0	0.0	0.0	***	50.0
平生町	36	31	37	102.8	43	119.4	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
阿武町	17	15	19	111.8	20	117.6	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
合計	4,582	3,889	6,555	143.1	5,445	118.8	100.0	76.2	66.8	47.7	***	45.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山口県	1	81	4	81	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下関市	23	5,488	267	5,564	1.0	91.4	100.0	100.0	5.6	15	100.0	100.0	0.0
宇部市	12	3,630	160	3,803	1.0	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山口市	18	4,582	208	6,062	1.3	95.2	99.0	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
萩市	13	804	63	973	1.2	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	69.2	30.8
防府市	11	2,835	125	3,088	1.1	94.4	96.0	95.2	100.0	119	100.0	100.0	0.0
下松市	3	1,568	60	1,724	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩国市	14	2,900	144	3,313	1.1	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
光市	5	1,007	54	1,007	1.0	88.9	88.9	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
長門市	5	637	38	656	1.0	86.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳井市	3	707	35	767	1.1	91.4	100.0	100.0	100.0	35	100.0	100.0	0.0
美祢市	5	387	25	449	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
周南市	13	3,274	156	3,544	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山陽小野田市	7	1,473	80	1,730	1.2	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
周防大島町	2	189	14	251	1.3	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和木町	1	187	8	257	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上関町	1	32	4	32	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田布施町	1	301	14	320	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平生町	1	214	15	249	1.2	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿武町	1	55	5	79	1.4	80.0	100.0	100.0	100.0	5	100.0	0.0	0.0
合計	140	30,351	1,479	33,949	1.1	92.2	99.1	95.2	15.8	174	99.3	97.0	3.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
山口県	10	9	9	90.0	11	110.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下関市	457	396	423	92.6	567	124.1	100.0	100.0	60.9	21.7	0.0	34.8
宇部市	281	250	274	97.5	350	124.6	100.0	66.7	62.5	37.5	0.0	50.0
山口市	393	330	1,220	310.4	469	119.3	100.0	66.7	50.0	41.7	0.0	75.0
萩市	154	122	163	105.8	180	116.9	100.0	76.9	70.0	70.0	0.0	20.0
防府市	227	197	278	122.5	217	95.6	100.0	72.7	25.0	62.5	0.0	25.0
下松市	123	113	154	125.2	142	115.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
岩国市	274	234	561	204.7	288	105.1	100.0	78.6	45.5	72.7	0.0	72.7
光市	99	85	103	104.0	111	112.1	100.0	0.0	***	***	***	***
長門市	80	67	125	156.3	101	126.3	100.0	100.0	80.0	100.0	0.0	60.0
柳井市	63	54	106	168.3	64	101.6	100.0	0.0	***	***	***	***
美祢市	66	52	70	106.1	99	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	60.0
周南市	269	231	478	177.7	323	120.1	100.0	53.8	0.0	57.1	0.0	85.7
山陽小野田市	135	113	168	124.4	157	116.3	100.0	100.0	42.9	42.9	0.0	85.7
周防大島町	29	25	36	124.1	36	124.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
和木町	18	14	50	277.8	18	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
上関町	11	7	11	100.0	24	218.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田布施町	22	20	28	127.3	31	140.9	100.0	0.0	***	***	***	***
平生町	18	16	21	116.7	29	161.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
阿武町	12	10	16	133.3	19	158.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	2,741	2,345	4,294	156.7	3,236	118.1	100.0	75.0	51.4	49.5	0.0	54.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
山口県	52	38	20,982	15,046	771	581	26,307	20,582	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	99.7	***	***	***	***	99.7	99.7	67.3	65.8	32.7	34.2
下関市	1	1	467	467	22	22	621	621	1.3	1.3	72.7	72.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	53	39	21,449	15,513	793	603	26,928	21,203	1.3	1.4	99.2	99.0	100.0	100.0	99.7	99.7	***	***	***	***	99.7	99.7	67.9	66.7	32.1	33.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
山口県	2,022	1,566	1,886	1,468	2,972	2,398	147.0	153.1	3,128	2,450	154.7	156.4	100.0	100.0	46.2	44.7	58.3	52.9	62.5	64.7	0.0	0.0	45.8	47.1
下関市	42	42	40	40	107	107	254.8	254.8	62	62	147.6	147.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	2,064	1,608	1,926	1,508	3,079	2,505	149.2	155.8	3,190	2,512	154.6	156.2	100.0	100.0	47.2	46.2	60.0	55.6	60.0	61.1	0.0	0.0	44.0	44.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山口県	1	570	18	816	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	1	570	18	816	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山口県	50	48	74	148.0	74	148.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	50	48	74	148.0	74	148.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山口県	13	2,021	532	2,375	1.2	94.4	98.1	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
合計	13	2,021	532	2,375	1.2	94.4	98.1	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山口県	1,151	1,097	2,548	221.4	1,871	162.6	100.0	61.5	75.0	25.0	0.0	100.0
合計	1,151	1,097	2,548	221.4	1,871	162.6	100.0	61.5	75.0	25.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
徳島県	47	16,135	812	19,660	1.2	79.4	100.0	100.0	***	***	100.0	91.5	8.5
徳島市	46	17,367	807	17,760	1.0	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳴門市	18	3,314	196	3,363	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小松島市	13	1,903	137	2,087	1.1	94.2	100.0	100.0	12.4	17	100.0	100.0	0.0
阿南市	29	4,722	302	4,736	1.0	95.0	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
吉野川市	14	2,221	152	2,351	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿波市	14	2,127	149	2,139	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美馬市	14	1,586	111	1,929	1.2	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三好市	18	1,147	130	1,233	1.1	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
勝浦町	3	268	25	265	1.0	68.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上勝町	2	62	14	79	1.3	92.9	100.0	100.0	64.3	9	100.0	100.0	0.0
佐那河内村	2	118	13	121	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石井町	7	1,836	96	1,939	1.1	96.9	99.0	99.0	***	***	99.0	85.7	14.3
神山町	3	213	21	235	1.1	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那賀町	6	327	38	327	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牟岐町	2	120	16	160	1.3	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美波町	6	265	38	263	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海陽町	5	377	43	394	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松茂町	4	1,009	50	1,177	1.2	98.0	100.0	100.0	2.0	1	100.0	100.0	0.0
北島町	4	2,084	94	2,369	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藍住町	6	3,079	135	3,093	1.0	83.7	98.5	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
板野町	4	808	45	1,180	1.5	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上板町	5	709	48	822	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つるぎ町	4	351	27	390	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東みよし町	6	943	62	1,121	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	62	100.0	0.0	100.0
合計	282	63,091	3,561	69,193	1.1	90.3	99.9	99.8	2.5	89	99.8	96.1	3.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
徳島県	2,132	2,002	2,900	136.0	2,659	124.7	100.0	55.3	57.7	57.7	0.0	76.9
徳島市	1,255	1,136	1,987	158.3	1,523	121.4	100.0	30.4	50.0	35.7	0.0	42.9
鳴門市	311	274	464	149.2	387	124.4	100.0	38.9	71.4	71.4	0.0	42.9
小松島市	206	177	312	151.5	291	141.3	100.0	84.6	72.7	45.5	0.0	18.2
阿南市	464	401	525	113.1	563	121.3	100.0	48.3	50.0	42.9	0.0	28.6
吉野川市	250	197	277	110.8	325	130.0	100.0	42.9	83.3	0.0	0.0	33.3
阿波市	242	207	298	123.1	297	122.7	100.0	28.6	25.0	25.0	0.0	50.0
美馬市	187	156	386	206.4	256	136.9	100.0	85.7	16.7	75.0	0.0	41.7
三好市	205	166	238	116.1	284	138.5	100.0	27.8	40.0	20.0	0.0	20.0
勝浦町	47	30	48	102.1	60	127.7	100.0	0.0	***	***	***	***
上勝町	27	20	36	133.3	40	148.1	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
佐那河内村	20	17	27	135.0	27	135.0	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
石井町	166	139	160	96.4	183	110.2	100.0	57.1	25.0	50.0	0.0	25.0
神山町	38	32	55	144.7	47	123.7	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
那賀町	69	57	81	117.4	90	130.4	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	0.0
牟岐町	26	21	48	184.6	39	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
美波町	61	51	106	173.8	116	190.2	100.0	83.3	100.0	40.0	0.0	60.0
海陽町	87	70	142	163.2	155	178.2	100.0	100.0	80.0	100.0	0.0	80.0
松茂町	87	73	105	120.7	110	126.4	100.0	100.0	75.0	100.0	0.0	25.0
北島町	131	120	123	93.9	167	127.5	100.0	0.0	***	***	***	***
藍住町	193	180	199	103.1	242	125.4	100.0	16.7	100.0	100.0	0.0	0.0
板野町	90	77	167	185.6	144	160.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上板町	72	64	114	158.3	106	147.2	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	50.0
つるぎ町	57	43	72	126.3	78	136.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東みよし町	93	80	118	126.9	100	107.5	100.0	83.3	60.0	40.0	0.0	80.0
合計	6,516	5,790	8,988	137.9	8,289	127.2	100.0	48.6	54.0	51.1	0.0	48.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による

授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
徳島市	30	11,017	555	10,999	1.0	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳴門市	12	2,136	139	2,175	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小松島市	11	1,223	102	1,407	1.2	94.1	100.0	100.0	16.7	17	100.0	100.0	0.0
阿南市	21	3,104	215	3,106	1.0	94.0	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
吉野川市	10	1,481	110	1,556	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿波市	10	1,384	106	1,396	1.0	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美馬市	8	1,016	74	1,222	1.2	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三好市	13	740	98	797	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
勝浦町	2	183	16	180	1.0	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上勝町	1	45	9	45	1.0	88.9	100.0	100.0	100.0	9	100.0	100.0	0.0
佐那河内村	1	70	8	73	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石井町	5	1,199	68	1,262	1.1	97.1	98.5	98.5	***	***	98.5	80.0	20.0
神山町	2	146	16	158	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那賀町	3	215	24	216	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牟岐町	1	81	8	120	1.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美波町	3	169	22	166	1.0	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海陽町	3	233	30	251	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松茂町	3	636	35	748	1.2	97.1	100.0	100.0	2.9	1	100.0	100.0	0.0
北島町	3	1,427	69	1,678	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藍住町	4	2,062	96	2,059	1.0	80.2	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
板野町	3	548	33	807	1.5	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上板町	4	458	36	552	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つるぎ町	2	224	19	253	1.1	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東みよし町	4	611	43	745	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	43	100.0	0.0	100.0
合計	159	30,408	1,931	31,971	1.1	92.2	99.8	99.8	3.6	70	99.8	96.8	3.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
徳島市	758	681	1,372	181.0	886	116.9	100.0	33.3	60.0	40.0	***	30.0
鳴門市	200	174	323	161.5	248	124.0	100.0	33.3	75.0	50.0	***	50.0
小松島市	153	127	227	148.4	213	139.2	100.0	90.9	80.0	50.0	***	10.0
阿南市	314	270	355	113.1	397	126.4	100.0	47.6	60.0	40.0	***	20.0
吉野川市	174	134	198	113.8	212	121.8	100.0	50.0	80.0	0.0	***	20.0
阿波市	157	133	198	126.1	199	126.8	100.0	30.0	33.3	0.0	***	66.7
美馬市	105	87	229	218.1	136	129.5	100.0	75.0	33.3	66.7	***	33.3
三好市	132	103	164	124.2	191	144.7	100.0	23.1	33.3	0.0	***	33.3
勝浦町	35	21	35	100.0	35	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上勝町	15	10	23	153.3	23	153.3	100.0	0.0	***	***	***	***
佐那河内村	11	11	11	100.0	11	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
石井町	112	96	113	100.9	124	110.7	100.0	40.0	50.0	50.0	***	50.0
神山町	25	22	34	136.0	29	116.0	100.0	0.0	***	***	***	***
那賀町	37	30	39	105.4	46	124.3	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
牟岐町	14	11	35	250.0	23	164.3	100.0	0.0	***	***	***	***
美波町	31	26	68	219.4	73	235.5	100.0	100.0	100.0	66.7	***	66.7
海陽町	61	49	83	136.1	94	154.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	66.7
松茂町	62	50	79	127.4	72	116.1	100.0	100.0	66.7	100.0	***	33.3
北島町	86	78	78	90.7	110	127.9	100.0	0.0	***	***	***	***
藍住町	124	117	126	101.6	169	136.3	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
板野町	60	54	91	151.7	110	183.3	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
上板町	50	42	79	158.0	74	148.0	100.0	100.0	75.0	50.0	***	50.0
つるぎ町	30	25	27	90.0	34	113.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
東みよし町	61	53	76	124.6	56	91.8	100.0	100.0	50.0	25.0	***	100.0
合計	2,807	2,404	4,063	144.7	3,565	127.0	100.0	47.2	64.0	44.0	***	38.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
徳島県	3	353	17	442	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳島市	15	5,438	228	5,781	1.1	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳴門市	6	1,178	57	1,188	1.0	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小松島市	2	680	35	680	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿南市	8	1,618	87	1,630	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉野川市	4	740	42	795	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿波市	4	743	43	743	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美馬市	6	570	37	707	1.2	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三好市	5	407	32	436	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
勝浦町	1	85	9	85	1.0	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上勝町	1	17	5	34	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐那河内村	1	48	5	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石井町	2	637	28	677	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神山町	1	67	5	77	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那賀町	3	112	14	111	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牟岐町	1	39	8	40	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美波町	3	96	16	97	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海陽町	2	144	13	143	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松茂町	1	373	15	429	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北島町	1	657	25	691	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藍住町	2	1,017	39	1,034	1.0	92.3	100.0	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0
板野町	1	260	12	373	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上板町	1	251	12	270	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つるぎ町	2	127	8	137	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東みよし町	2	332	19	376	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	19	100.0	0.0	100.0
合計	78	15,989	811	17,024	1.1	96.8	100.0	99.6	2.3	19	99.6	97.4	2.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
徳島県	46	38	49	106.5	46	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
徳島市	427	388	544	127.4	567	132.8	100.0	20.0	33.3	0.0	0.0	66.7
鳴門市	111	100	141	127.0	139	125.2	100.0	50.0	66.7	100.0	0.0	33.3
小松島市	53	50	85	160.4	78	147.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
阿南市	150	131	170	113.3	166	110.7	100.0	50.0	25.0	50.0	0.0	50.0
吉野川市	76	63	79	103.9	113	148.7	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
阿波市	85	74	100	117.6	98	115.3	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	0.0
美馬市	82	69	157	191.5	120	146.3	100.0	100.0	0.0	83.3	0.0	50.0
三好市	73	63	74	101.4	93	127.4	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	0.0
勝浦町	12	9	13	108.3	25	208.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上勝町	12	10	13	108.3	17	141.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
佐那河内村	9	6	16	177.8	16	177.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
石井町	54	43	47	87.0	59	109.3	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0
神山町	13	10	21	161.5	18	138.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
那賀町	32	27	42	131.3	44	137.5	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	0.0
牟岐町	12	10	13	108.3	16	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
美波町	30	25	38	126.7	43	143.3	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
海陽町	26	21	59	226.9	61	234.6	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
松茂町	25	23	26	104.0	38	152.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北島町	45	42	45	100.0	57	126.7	100.0	0.0	***	***	***	***
藍住町	69	63	73	105.8	73	105.8	100.0	0.0	***	***	***	***
板野町	30	23	76	253.3	34	113.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上板町	22	22	35	159.1	32	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
つるぎ町	27	18	45	166.7	44	163.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東みよし町	32	27	42	131.3	44	137.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	1,553	1,355	2,003	129.0	2,041	131.4	100.0	44.9	31.4	60.0	0.0	45.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による

授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
徳島県	32	23	13,943	9,912	510	382	17,119	12,631	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	96.9	95.7	3.1	4.3
徳島市	1	1	912	912	24	24	980	980	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	33	24	14,855	10,824	534	406	18,099	13,611	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	97.0	95.8	3.0	4.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
徳島県	1,389	1,026	1,306	970	1,973	1,480	142.0	144.2	1,725	1,300	124.2	126.7	100.0	100.0	53.1	52.2	35.3	41.7	58.8	66.7	0.0	0.0	70.6	58.3
徳島市	70	70	67	67	71	71	101.4	101.4	70	70	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	1,459	1,096	1,373	1,037	2,044	1,551	140.1	141.5	1,795	1,370	123.0	125.0	100.0	100.0	54.5	54.2	33.3	38.5	61.1	69.2	0.0	0.0	72.2	61.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
徳島県	1	817	24	932	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1	817	24	932	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中等教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
徳島県	68	61	74	108.8	80	117.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	68	61	74	108.8	80	117.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
徳島県	11	1,022	261	1,167	1.1	36.0	100.0	100.0	***	***	100.0	72.7	27.3
合計	11	1,022	261	1,167	1.1	36.0	100.0	100.0	***	***	100.0	72.7	27.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
徳島県	629	597	804	127.8	808	128.5	100.0	72.7	100.0	50.0	0.0	100.0
合計	629	597	804	127.8	808	128.5	100.0	72.7	100.0	50.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
香川県	39	18,141	864	24,805	1.4	84.0	98.1	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
高松市	73	31,832	1,387	35,359	1.1	92.6	98.3	97.8	***	***	97.8	97.3	2.7
丸亀市	24	8,535	415	8,964	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂出市	12	2,911	153	3,152	1.1	95.4	93.5	93.5	100.0	143	100.0	100.0	0.0
善通寺市	10	2,082	117	2,161	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
観音寺市	15	3,871	211	3,982	1.0	92.9	97.6	97.2	2.8	6	97.2	100.0	0.0
さぬき市	10	2,579	138	3,223	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	138	100.0	100.0	0.0
東かがわ市	6	1,479	81	1,728	1.2	95.1	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
三豊市	25	4,050	253	4,284	1.1	81.8	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
土庄町	4	717	48	839	1.2	100.0	95.8	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0
小豆島町	5	732	52	796	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木町	5	2,152	96	2,179	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
直島町	2	167	12	177	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
宇多津町	3	1,389	63	1,418	1.0	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾川町	6	1,606	89	1,694	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
琴平町	4	422	37	570	1.4	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多度津町	5	1,419	74	1,510	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
まんのう町	7	1,265	75	1,483	1.2	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三豊市観音寺市学校組	1	351	15	376	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	256	85,700	4,180	98,700	1.2	90.3	98.6	98.3	7.1	287	98.6	98.8	1.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
香川県	2,165	2,019	2,169	100.2	2,619	121.0	100.0	61.5	41.7	50.0	0.0	91.7
高松市	2,251	1,989	3,622	160.9	2,485	110.4	100.0	60.3	34.1	22.7	0.0	81.8
丸亀市	607	560	1,056	174.0	676	111.4	100.0	37.5	44.4	55.6	0.0	55.6
坂出市	236	215	270	114.4	273	115.7	83.3	66.7	50.0	37.5	0.0	25.0
善通寺市	194	170	243	125.3	234	120.6	100.0	40.0	50.0	75.0	0.0	25.0
観音寺市	331	288	423	127.8	448	135.3	93.3	53.3	37.5	12.5	0.0	75.0
さぬき市	218	194	304	139.4	295	135.3	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	100.0
東かがわ市	127	115	208	163.8	169	133.1	100.0	0.0	***	***	***	***
三豊市	431	370	544	126.2	639	148.3	100.0	32.0	37.5	12.5	0.0	62.5
土庄町	71	66	111	156.3	111	156.3	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	25.0
小豆島町	98	84	129	131.6	138	140.8	0.0	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三木町	160	142	181	113.1	181	113.1	20.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
直島町	29	24	17	58.6	35	120.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宇多津町	93	87	99	106.5	128	137.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
綾川町	127	114	172	135.4	202	159.1	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
琴平町	71	60	90	126.8	93	131.0	0.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
多度津町	128	108	152	118.8	199	155.5	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
まんのう町	115	99	168	146.1	185	160.9	100.0	71.4	0.0	80.0	0.0	60.0
三豊市観音寺市学校組	29	26	37	127.6	41	141.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	7,481	6,730	9,995	133.6	9,151	122.3	92.2	50.4	41.1	32.6	1.8	71.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高松市	48	20,601	949	22,901	1.1	94.7	98.2	97.6	***	***	97.6	97.9	2.1
丸亀市	17	5,696	298	5,972	1.0	83.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂出市	9	1,913	108	2,060	1.1	97.2	96.3	96.3	100.0	104	100.0	100.0	0.0
善通寺市	8	1,398	84	1,413	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
観音寺市	10	2,692	149	2,789	1.0	94.6	96.6	96.0	2.0	3	96.0	100.0	0.0
さぬき市	7	1,673	99	2,026	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	99	100.0	100.0	0.0
東かがわ市	3	941	54	942	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三豊市	19	2,724	184	2,868	1.1	88.6	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
土庄町	2	462	30	504	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小豆島町	4	488	39	505	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木町	4	1,393	72	1,419	1.0	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
直島町	1	119	8	120	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
宇多津町	2	958	45	984	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾川町	5	1,072	66	1,127	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
琴平町	3	275	28	374	1.4	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多度津町	4	940	56	1,030	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
まんのう町	6	811	60	993	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	152	44,156	2,329	48,027	1.1	92.8	98.8	98.5	9.0	206	98.7	98.7	1.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
高松市	1,396	1,222	2,318	166.0	1,561	111.8	100.0	62.5	36.7	20.0	***	90.0
丸亀市	388	353	687	177.1	421	108.5	100.0	41.2	42.9	57.1	***	71.4
坂出市	152	138	173	113.8	174	114.5	77.8	77.8	57.1	42.9	***	14.3
善通寺市	133	115	171	128.6	166	124.8	100.0	37.5	66.7	66.7	***	0.0
観音寺市	212	184	274	129.2	290	136.8	90.0	50.0	40.0	20.0	***	60.0
さぬき市	138	124	191	138.4	193	139.9	100.0	57.1	50.0	0.0	***	100.0
東かがわ市	68	63	92	135.3	91	133.8	100.0	0.0	***	***	***	***
三豊市	282	238	349	123.8	414	146.8	100.0	15.8	33.3	33.3	***	66.7
土庄町	35	34	51	145.7	48	137.1	0.0	100.0	50.0	0.0	***	50.0
小豆島町	69	58	94	136.2	95	137.7	0.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
三木町	99	89	128	129.3	123	124.2	25.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
直島町	15	12	9	60.0	18	120.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
宇多津町	60	55	64	106.7	87	145.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
綾川町	86	75	120	139.5	141	164.0	100.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
琴平町	44	37	61	138.6	68	154.5	0.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
多度津町	93	73	117	125.8	164	176.3	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
まんのう町	84	70	117	139.3	137	163.1	100.0	66.7	0.0	75.0	***	50.0
合計	3,354	2,940	5,016	149.6	4,191	125.0	90.1	48.0	42.5	30.1	***	68.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
香川県	1	273	9	508	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高松市	24	10,444	417	11,579	1.1	87.5	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
丸亀市	7	2,839	117	2,992	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂出市	3	998	45	1,092	1.1	91.1	86.7	86.7	100.0	39	100.0	100.0	0.0
善通寺市	2	684	33	748	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
観音寺市	5	1,179	62	1,193	1.0	88.7	100.0	100.0	4.8	3	100.0	100.0	0.0
さぬき市	3	906	39	1,197	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	39	100.0	100.0	0.0
東かがわ市	3	538	27	786	1.5	85.2	96.3	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
三豊市	6	1,326	69	1,416	1.1	63.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土庄町	2	255	18	335	1.3	100.0	88.9	88.9	***	***	88.9	100.0	0.0
小豆島町	1	244	13	291	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木町	1	759	24	760	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
直島町	1	48	4	57	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇多津町	1	431	18	434	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾川町	1	534	23	567	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
琴平町	1	147	9	196	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多度津町	1	479	18	480	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
まんのう町	1	454	15	490	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三豊市観音寺市学校組	1	351	15	376	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	65	22,889	975	25,497	1.1	89.9	98.4	98.4	8.9	81	99.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
香川県	23	20	20	87.0	21	91.3	100.0	0.0	***	***	***	***
高松市	789	705	1,239	157.0	859	108.9	100.0	54.2	23.1	30.8	0.0	69.2
丸亀市	219	207	369	168.5	255	116.4	100.0	28.6	50.0	50.0	0.0	0.0
坂出市	84	77	97	115.5	99	117.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
善通寺市	61	55	72	118.0	68	111.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
観音寺市	119	104	149	125.2	158	132.8	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	100.0
さぬき市	80	70	113	141.3	102	127.5	100.0	0.0	***	***	***	***
東かがわ市	59	52	116	196.6	78	132.2	100.0	0.0	***	***	***	***
三豊市	149	132	195	130.9	225	151.0	100.0	83.3	40.0	0.0	0.0	60.0
土庄町	36	32	60	166.7	63	175.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
小豆島町	29	26	35	120.7	43	148.3	0.0	0.0	***	***	***	***
三木町	61	53	53	86.9	58	95.1	0.0	0.0	***	***	***	***
直島町	14	12	8	57.1	17	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
宇多津町	33	32	35	106.1	41	124.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
綾川町	41	39	52	126.8	61	148.8	100.0	0.0	***	***	***	***
琴平町	27	23	29	107.4	25	92.6	0.0	0.0	***	***	***	***
多度津町	35	35	35	100.0	35	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
まんのう町	31	29	51	164.5	48	154.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
三豊市観音寺市学校組	29	26	37	127.6	41	141.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	1,919	1,729	2,765	144.1	2,297	119.7	92.3	47.7	35.5	25.8	3.2	64.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
香川県	29	17	16,701	8,806	612	344	22,600	12,333	1.4	1.4	83.8	80.8	97.4	97.7	97.1	97.7	***	***	***	***	97.1	97.7	100.0	100.0	0.0	0.0
高松市	1	1	787	787	21	21	879	879	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	30	18	17,488	9,593	633	365	23,479	13,212	1.3	1.4	84.4	81.9	97.5	97.8	97.2	97.8	***	***	***	***	97.2	97.8	96.7	94.4	3.3	5.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
香川県	1,465	881	1,385	831	1,518	964	103.6	109.4	1,761	1,081	120.2	122.7	100.0	100.0	62.1	52.9	38.9	44.4	61.1	88.9	0.0	0.0	94.4	88.9
高松市	66	66	62	62	65	65	98.5	98.5	65	65	98.5	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,531	947	1,447	893	1,583	1,029	103.4	108.7	1,826	1,146	119.3	121.0	100.0	100.0	63.3	55.6	42.1	50.0	57.9	80.0	0.0	0.0	89.5	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
香川県	9	1,167	243	1,697	1.5	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	9	1,167	243	1,697	1.5	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
香川県	677	614	631	93.2	837	123.6	100.0	66.7	50.0	16.7	0.0	83.3
合計	677	614	631	93.2	837	123.6	100.0	66.7	50.0	16.7	0.0	83.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
愛媛県	65	25,911	1,064	32,998	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松山市	82	36,074	1,473	39,345	1.1	99.5	100.0	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
今治市	41	9,353	476	9,556	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇和島市	28	4,047	236	4,086	1.0	100.0	94.5	28.8	100.0	68	100.0	100.0	0.0
八幡浜市	14	1,723	119	2,006	1.2	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新居浜市	28	8,332	384	8,404	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
西条市	35	7,507	422	8,633	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洲市	20	2,724	155	3,123	1.1	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊予市	13	2,727	136	2,836	1.0	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四国中央市	26	5,530	294	7,441	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西予市	17	2,054	126	2,163	1.1	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東温市	9	2,510	121	2,886	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上島町	7	274	33	434	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久万高原町	11	338	52	766	2.3	92.3	100.0	100.0	100.0	52	100.0	100.0	0.0
松前町	6	2,467	99	2,640	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砥部町	5	1,511	67	1,726	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
内子町	11	960	78	990	1.0	78.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊方町	8	333	42	470	1.4	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松野町	3	174	18	217	1.2	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鬼北町	8	475	51	804	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛南町	11	897	71	978	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠山小中学校組合	2	9	4	20	2.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	450	115,930	5,521	132,522	1.1	98.7	99.8	96.9	5.2	120	100.0	93.8	6.2

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛媛県	3,107	2,923	4,282	137.8	4,568	147.0	100.0	58.5	60.5	55.3	21.1	47.4
松山市	2,170	1,928	2,847	131.2	2,848	131.2	100.0	100.0	26.8	100.0	3.4	34.1
今治市	776	644	1,444	186.1	1,152	148.5	100.0	100.0	43.9	82.9	0.0	43.9
宇和島市	387	322	628	162.3	579	149.6	100.0	100.0	89.3	100.0	0.0	75.0
八幡浜市	184	152	210	114.1	237	128.8	100.0	100.0	42.9	100.0	0.0	42.9
新居浜市	584	508	695	119.0	898	153.8	100.0	100.0	25.0	96.4	0.0	42.9
西条市	665	574	765	115.0	989	148.7	100.0	100.0	42.9	77.1	40.0	40.0
大洲市	264	208	285	108.0	323	122.3	100.0	100.0	10.0	55.0	12.5	45.0
伊予市	219	189	291	132.9	282	128.8	100.0	100.0	23.1	100.0	0.0	15.4
四国中央市	473	399	827	174.8	528	111.6	100.0	100.0	57.7	84.6	42.9	76.9
西予市	213	177	241	113.1	261	122.5	100.0	100.0	23.5	100.0	20.0	47.1
東温市	188	165	198	105.3	315	167.6	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	11.1
上島町	64	50	158	246.9	92	143.8	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	71.4
久万高原町	80	59	151	188.8	152	190.0	100.0	100.0	45.5	100.0	0.0	9.1
松前町	155	144	222	143.2	173	111.6	100.0	100.0	16.7	66.7	0.0	33.3
砥部町	107	93	129	120.6	152	142.1	100.0	100.0	60.0	100.0	0.0	80.0
内子町	128	102	176	137.5	168	131.3	100.0	100.0	63.6	100.0	0.0	54.5
伊方町	72	55	220	305.6	148	205.6	100.0	100.0	50.0	87.5	33.3	0.0
松野町	32	27	42	131.3	42	131.3	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	66.7
鬼北町	80	63	145	181.3	132	165.0	100.0	100.0	87.5	100.0	50.0	37.5
愛南町	115	96	209	181.7	217	188.7	100.0	100.0	54.5	100.0	0.0	27.3
篠山小中学校組合	6	5	10	166.7	11	183.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	10,069	8,883	14,175	140.8	14,267	141.7	100.0	94.0	44.0	88.4	13.7	43.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
松山市	53	24,250	1,047	26,220	1.1	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今治市	26	6,165	336	6,309	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇和島市	22	2,588	172	2,628	1.0	100.0	97.7	7.6	100.0	13	100.0	100.0	0.0
八幡浜市	12	1,087	93	1,313	1.2	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新居浜市	16	5,377	254	5,434	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
西条市	25	4,945	308	5,702	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洲市	12	1,701	108	1,950	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊予市	9	1,765	94	1,832	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四国中央市	19	3,518	213	5,116	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西予市	12	1,318	91	1,401	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東温市	7	1,639	87	1,884	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上島町	4	170	22	284	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久万高原町	9	223	40	454	2.0	90.0	100.0	100.0	100.0	40	100.0	100.0	0.0
松前町	3	1,621	68	1,757	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砥部町	4	1,010	48	1,155	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
内子町	7	595	51	596	1.0	74.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊方町	5	194	30	256	1.3	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松野町	2	114	14	127	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鬼北町	6	310	39	603	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛南町	8	561	54	642	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠山小中学校組合	1	3	1	9	3.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	262	59,154	3,170	65,672	1.1	98.6	99.9	95.0	6.7	53	100.0	93.9	6.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
松山市	1,374	1,221	1,737	126.4	1,752	127.5	100.0	100.0	34.0	100.0	***	39.6
今治市	481	394	955	198.5	707	147.0	100.0	100.0	38.5	76.9	***	30.8
宇和島市	258	207	431	167.1	384	148.8	100.0	100.0	86.4	100.0	***	68.2
八幡浜市	134	108	169	126.1	163	121.6	100.0	100.0	41.7	100.0	***	33.3
新居浜市	336	288	367	109.2	534	158.9	100.0	100.0	31.3	100.0	***	37.5
西条市	437	375	500	114.4	622	142.3	100.0	100.0	40.0	92.0	***	28.0
大洲市	149	123	169	113.4	190	127.5	100.0	100.0	16.7	58.3	***	33.3
伊予市	137	118	189	138.0	178	129.9	100.0	100.0	33.3	100.0	***	22.2
四国中央市	298	257	589	197.7	345	115.8	100.0	100.0	52.6	78.9	***	68.4
西予市	135	111	152	112.6	161	119.3	100.0	100.0	25.0	100.0	***	33.3
東温市	123	107	130	105.7	215	174.8	100.0	100.0	28.6	100.0	***	14.3
上島町	40	30	82	205.0	49	122.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
久万高原町	57	41	100	175.4	112	196.5	100.0	100.0	55.6	100.0	***	0.0
松前町	86	82	131	152.3	116	134.9	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
砥部町	71	62	87	122.5	93	131.0	100.0	100.0	50.0	100.0	***	100.0
内子町	77	60	103	133.8	100	129.9	100.0	100.0	71.4	100.0	***	42.9
伊方町	43	32	161	374.4	97	225.6	100.0	100.0	20.0	80.0	***	0.0
松野町	21	17	27	128.6	26	123.8	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
鬼北町	55	41	105	190.9	89	161.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	16.7
愛南町	75	61	134	178.7	130	173.3	100.0	100.0	62.5	100.0	***	12.5
篠山小中学校組合	1	1	5	500.0	6	600.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
合計	4,388	3,736	6,323	144.1	6,069	138.3	100.0	100.0	44.7	93.1	***	37.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
松山市	29	11,824	426	13,125	1.1	99.5	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
今治市	15	3,188	140	3,247	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇和島市	6	1,459	64	1,458	1.0	100.0	85.9	85.9	100.0	55	100.0	100.0	0.0
八幡浜市	2	636	26	693	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新居浜市	12	2,955	130	2,970	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
西条市	10	2,562	114	2,931	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洲市	8	1,023	47	1,173	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊予市	4	962	42	1,004	1.0	52.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四国中央市	7	2,012	81	2,325	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西予市	5	736	35	762	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東温市	2	871	34	1,002	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上島町	3	104	11	150	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久万高原町	2	115	12	312	2.7	100.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	100.0	0.0
松前町	3	846	31	883	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砥部町	1	501	19	571	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
内子町	4	365	27	394	1.1	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊方町	3	139	12	214	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松野町	1	60	4	90	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鬼北町	2	165	12	201	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛南町	3	336	17	336	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠山小中学校組合	1	6	3	11	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	123	30,865	1,287	33,852	1.1	97.7	99.3	99.2	5.9	67	99.9	90.2	9.8

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
松山市	796	707	1,110	139.4	1,096	137.7	100.0	100.0	13.8	100.0	3.4	24.1
今治市	295	250	489	165.8	445	150.8	100.0	100.0	53.3	93.3	0.0	66.7
宇和島市	129	115	197	152.7	195	151.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八幡浜市	50	44	41	82.0	74	148.0	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
新居浜市	248	220	328	132.3	364	146.8	100.0	100.0	16.7	91.7	0.0	50.0
西条市	228	199	265	116.2	367	161.0	100.0	100.0	50.0	40.0	40.0	70.0
大洲市	115	85	116	100.9	133	115.7	100.0	100.0	0.0	50.0	12.5	62.5
伊予市	82	71	102	124.4	104	126.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
四国中央市	175	142	238	136.0	183	104.6	100.0	100.0	71.4	100.0	42.9	100.0
西予市	78	66	89	114.1	100	128.2	100.0	100.0	20.0	100.0	20.0	80.0
東温市	65	58	68	104.6	100	153.8	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0
上島町	24	20	76	316.7	43	179.2	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0
久万高原町	23	18	51	221.7	40	173.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0
松前町	69	62	91	131.9	57	82.6	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
砥部町	36	31	42	116.7	59	163.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
内子町	51	42	73	143.1	68	133.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	75.0
伊方町	29	23	59	203.4	51	175.9	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0
松野町	11	10	15	136.4	16	145.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
鬼北町	25	22	40	160.0	43	172.0	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	100.0
愛南町	40	35	75	187.5	87	217.5	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	66.7
篠山小中学校組合	5	4	5	100.0	5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	2,574	2,224	3,570	138.7	3,630	141.0	100.0	100.0	37.4	88.6	11.4	55.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
愛媛県	52	35	22,497	14,989	662	460	28,488	20,133	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	52	35	22,497	14,989	662	460	28,488	20,133	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
愛媛県	2,122	1,521	2,003	1,435	2,771	1,983	130.6	130.4	3,142	2,296	148.1	151.0	100.0	100.0	55.8	45.7	51.7	62.5	58.6	62.5	27.6	18.8	44.8	56.3
合計	2,122	1,521	2,003	1,435	2,771	1,983	130.6	130.4	3,142	2,296	148.1	151.0	100.0	100.0	55.8	45.7	51.7	62.5	58.6	62.5	27.6	18.8	44.8	56.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
愛媛県	3	1,972	60	2,388	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	3	1,972	60	2,388	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛媛県	170	157	236	138.8	233	137.1	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	0.0
合計	170	157	236	138.8	233	137.1	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
愛媛県	10	1,442	342	2,122	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	10	1,442	342	2,122	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛媛県	815	763	1,275	156.4	1,193	146.4	100.0	70.0	100.0	28.6	0.0	71.4
合計	815	763	1,275	156.4	1,193	146.4	100.0	70.0	100.0	28.6	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高知県	50	11,575	834	16,089	1.4	79.7	100.0	100.0	6.2	52	100.0	100.0	0.0
高知市	60	19,955	990	23,318	1.2	82.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
室戸市	8	421	50	518	1.2	92.0	100.0	100.0	100.0	50	100.0	100.0	0.0
安芸市	9	757	65	896	1.2	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南国市	18	3,220	195	3,869	1.2	86.7	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
土佐市	12	1,570	104	1,804	1.1	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須崎市	13	947	78	1,081	1.1	91.0	98.7	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
宿毛市	12	1,142	86	1,385	1.2	80.2	98.8	96.5	***	***	96.5	100.0	0.0
土佐清水市	4	475	34	491	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十市	16	2,096	140	2,230	1.1	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香南市	11	2,307	145	2,303	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美市	10	1,550	115	1,550	1.0	77.4	93.9	93.9	100.0	108	100.0	100.0	0.0
東洋町	3	66	12	106	1.6	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈半利町	2	134	13	213	1.6	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野町	2	131	13	186	1.4	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安田町	2	122	10	159	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北川村	2	45	11	52	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
馬路村	4	48	16	92	1.9	93.8	93.8	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
芸西村	2	249	15	287	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本山町	3	166	18	242	1.5	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大豊町	1	117	12	165	1.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土佐町	2	219	13	238	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大川村	1	32	6	47	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
いの町	12	1,179	89	1,229	1.0	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁淀川町	4	185	25	231	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中土佐町	5	282	22	304	1.1	95.5	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
佐川町	6	693	56	696	1.0	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越知町	2	226	16	254	1.1	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
梼原町	2	194	12	244	1.3	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村	3	228	19	263	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津野町	4	303	22	342	1.1	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十町	13	875	82	1,005	1.1	93.9	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
大月町	2	166	14	169	1.0	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原村	2	56	10	57	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
黒潮町	9	526	55	528	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村佐川町学校組合	2	122	12	174	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	313	52,379	3,409	62,817	1.2	84.8	99.6	99.5	7.5	248	99.7	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。

注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知県	1,998	1,781	2,522	126.2	4,882	244.3	100.0	62.0	32.3	38.7	45.2	38.7
高知市	1,454	1,225	3,399	233.8	1,762	121.2	100.0	63.3	34.2	15.8	14.3	81.6
室戸市	85	67	122	143.5	149	175.3	100.0	25.0	100.0	50.0	0.0	0.0
安芸市	92	76	239	259.8	162	176.1	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0
南国市	285	241	421	147.7	400	140.4	100.0	44.4	50.0	12.5	0.0	75.0
土佐市	164	132	334	203.7	246	150.0	100.0	41.7	60.0	40.0	0.0	60.0
須崎市	135	102	202	149.6	178	131.9	100.0	61.5	100.0	0.0	0.0	0.0
宿毛市	147	123	206	140.1	208	141.5	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
土佐清水市	58	44	101	174.1	107	184.5	100.0	100.0	75.0	25.0	0.0	25.0
四万十市	212	167	341	160.8	413	194.8	100.0	31.3	20.0	40.0	0.0	60.0
香南市	215	163	222	103.3	261	121.4	100.0	54.5	50.0	50.0	0.0	83.3
香美市	159	124	241	151.6	174	109.4	100.0	60.0	83.3	50.0	0.0	66.7
東洋町	30	25	39	130.0	59	196.7	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
奈半利町	25	18	42	168.0	53	212.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田野町	26	18	46	176.9	36	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
安田町	25	20	33	132.0	25	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
北川村	16	12	62	387.5	67	418.8	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
馬路村	27	20	51	188.9	102	377.8	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
芸西村	28	23	49	175.0	61	217.9	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
本山町	33	25	52	157.6	42	127.3	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	66.7
大豊町	21	16	63	300.0	44	209.5	100.0	0.0	***	***	***	***
土佐町	24	20	55	229.2	45	187.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大川村	16	14	24	150.0	18	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
いの町	185	128	214	115.7	207	111.9	100.0	66.7	87.5	37.5	0.0	75.0
仁淀川町	45	38	135	300.0	58	128.9	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中土佐町	45	38	52	115.6	65	144.4	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
佐川町	115	64	124	107.8	120	104.3	100.0	50.0	100.0	33.3	0.0	100.0
越知町	27	21	46	170.4	44	163.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0
梼原町	26	20	38	146.2	38	146.2	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
日高村	38	25	75	197.4	109	286.8	100.0	0.0	***	***	***	***
津野町	53	37	101	190.6	96	181.1	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	25.0
四万十町	135	104	159	117.8	218	161.5	100.0	53.8	57.1	28.6	0.0	71.4
大月町	26	20	34	130.8	42	161.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
三原村	20	15	45	225.0	40	200.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
黒潮町	87	69	98	112.6	145	166.7	100.0	55.6	20.0	20.0	0.0	80.0

日高村佐川町学校組合	24	18	34	141.7	26	108.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	6,101	5,053	10,021	164.3	10,702	175.4	100.0	54.3	50.6	30.6	21.0	60.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高知市	39	13,499	697	15,438	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
室戸市	4	291	34	316	1.1	88.2	100.0	100.0	100.0	34	100.0	100.0	0.0
安芸市	8	504	51	627	1.2	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南国市	13	2,302	140	2,718	1.2	90.0	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
土佐市	9	1,147	78	1,351	1.2	93.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須崎市	8	636	55	725	1.1	90.9	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
宿毛市	7	742	59	868	1.2	79.7	100.0	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
土佐清水市	3	295	25	302	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十市	13	1,438	109	1,498	1.0	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香南市	7	1,600	104	1,597	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美市	7	1,083	81	1,083	1.0	84.0	93.8	93.8	100.0	76	100.0	100.0	0.0
東洋町	1	39	6	55	1.4	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈半利町	1	92	8	137	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野町	1	99	8	140	1.4	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安田町	1	85	6	120	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北川村	1	26	7	31	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
馬路村	2	27	8	46	1.7	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芸西村	1	171	10	189	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本山町	2	101	13	144	1.4	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土佐町	1	142	8	146	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いの町	7	836	62	876	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁淀川町	2	113	15	127	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中土佐町	3	184	16	185	1.0	93.8	100.0	100.0	100.0	16	100.0	100.0	0.0
佐川町	4	465	39	468	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越知町	1	145	10	164	1.1	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
梼原町	1	131	8	149	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村	2	161	13	161	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津野町	2	199	14	214	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十町	10	576	65	675	1.2	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大月町	1	92	9	95	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原村	1	36	6	34	0.9	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
黒潮町	7	372	42	372	1.0	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村佐川町学校組合	1	87	9	105	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	171	27,716	1,815	31,156	1.1	88.0	99.6	99.6	7.5	132	99.8	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
高知市	884	723	2,195	248.3	1,003	113.5	100.0	61.5	33.3	20.8	***	75.0
室戸市	40	29	57	142.5	74	185.0	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
安芸市	70	57	181	258.6	105	150.0	100.0	37.5	100.0	33.3	***	0.0
南国市	194	171	294	151.5	280	144.3	100.0	38.5	60.0	0.0	***	60.0
土佐市	115	92	259	225.2	174	151.3	100.0	44.4	75.0	50.0	***	50.0
須崎市	83	61	133	160.2	118	142.2	100.0	62.5	100.0	0.0	***	0.0
宿毛市	85	69	129	151.8	119	140.0	100.0	42.9	33.3	33.3	***	66.7
土佐清水市	38	28	70	184.2	64	168.4	100.0	100.0	66.7	33.3	***	33.3
四万十市	155	118	246	158.7	339	218.7	100.0	38.5	20.0	40.0	***	60.0
香南市	136	104	143	105.1	163	119.9	100.0	57.1	75.0	75.0	***	75.0
香美市	104	79	160	153.8	114	109.6	100.0	57.1	75.0	50.0	***	50.0
東洋町	10	9	16	160.0	27	270.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
奈半利町	12	8	33	275.0	39	325.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田野町	13	9	34	261.5	17	130.8	100.0	0.0	***	***	***	***
安田町	14	11	15	107.1	7	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
北川村	8	5	32	400.0	36	450.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
馬路村	10	5	23	230.0	56	560.0	100.0	0.0	***	***	***	***
芸西村	15	12	27	180.0	26	173.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
本山町	19	14	35	184.2	30	157.9	100.0	100.0	0.0	100.0	***	50.0
土佐町	10	10	26	260.0	31	310.0	100.0	0.0	***	***	***	***
いの町	94	71	117	124.5	106	112.8	100.0	57.1	100.0	50.0	***	50.0
仁淀川町	21	19	69	328.6	28	133.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
中土佐町	21	18	25	119.0	34	161.9	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
佐川町	70	40	85	121.4	79	112.9	100.0	75.0	100.0	33.3	***	100.0
越知町	14	10	23	164.3	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
梼原町	11	9	15	136.4	18	163.6	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
日高村	24	15	52	216.7	88	366.7	100.0	0.0	***	***	***	***
津野町	24	18	58	241.7	55	229.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
四万十町	96	71	111	115.6	154	160.4	100.0	40.0	75.0	0.0	***	50.0
大月町	11	9	14	127.3	21	190.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
三原村	9	6	18	200.0	19	211.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
黒潮町	55	44	61	110.9	100	181.8	100.0	42.9	0.0	33.3	***	100.0
日高村佐川町学校組合	11	8	15	136.4	12	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	2,476	1,952	4,771	192.7	3,556	143.6	100.0	52.0	57.3	32.6	***	58.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。

注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高知県	3	544	61	722	1.3	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高知市	17	5,264	221	6,447	1.2	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
室戸市	4	130	16	202	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	16	100.0	100.0	0.0
安芸市	1	253	14	269	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南国市	5	918	55	1,151	1.3	78.2	96.4	96.4	***	***	96.4	100.0	0.0
土佐市	3	423	26	453	1.1	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須崎市	5	311	23	356	1.1	91.3	100.0	95.7	***	***	95.7	100.0	0.0
宿毛市	5	400	27	517	1.3	81.5	96.3	92.6	***	***	92.6	100.0	0.0
土佐清水市	1	180	9	189	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十市	3	658	31	732	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香南市	4	707	41	706	1.0	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美市	3	467	34	467	1.0	61.8	94.1	94.1	100.0	32	100.0	100.0	0.0
東洋町	2	27	6	51	1.9	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈半利町	1	42	5	76	1.8	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野町	1	32	5	46	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安田町	1	37	4	39	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北川村	1	19	4	21	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
馬路村	2	21	8	46	2.2	100.0	87.5	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
芸西村	1	78	5	98	1.3	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本山町	1	65	5	98	1.5	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土佐町	1	77	5	92	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いの町	5	343	27	353	1.0	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁淀川町	2	72	10	104	1.4	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中土佐町	2	98	6	119	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
佐川町	2	228	17	228	1.0	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越知町	1	81	6	90	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
梼原町	1	63	4	95	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村	1	67	6	102	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津野町	2	104	8	128	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十町	3	299	17	330	1.1	94.1	94.1	94.1	***	***	94.1	100.0	0.0
大月町	1	74	5	74	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原村	1	20	4	23	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
黒潮町	2	154	13	156	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村佐川町学校組合	1	35	3	69	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	89	12,291	731	14,649	1.2	84.8	99.0	98.8	8.2	58	99.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
高知県	49	41	63	128.6	101	206.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
高知市	380	329	885	232.9	460	121.1	100.0	70.6	25.0	0.0	16.7	100.0
室戸市	45	38	65	144.4	75	166.7	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
安芸市	22	19	58	263.6	57	259.1	100.0	0.0	***	***	***	***
南国市	91	70	127	139.6	120	131.9	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
土佐市	49	40	75	153.1	72	146.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
須崎市	52	41	69	132.7	60	115.4	100.0	60.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宿毛市	62	54	77	124.2	89	143.5	100.0	60.0	66.7	66.7	0.0	33.3
土佐清水市	20	16	31	155.0	43	215.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
四万十市	57	49	95	166.7	74	129.8	100.0	0.0	***	***	***	***
香南市	79	59	79	100.0	98	124.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
香美市	55	45	81	147.3	60	109.1	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	100.0
東洋町	20	16	23	115.0	32	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
奈半利町	13	10	9	69.2	14	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
田野町	13	9	12	92.3	19	146.2	100.0	0.0	***	***	***	***
安田町	11	9	18	163.6	18	163.6	100.0	0.0	***	***	***	***
北川村	8	7	30	375.0	31	387.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
馬路村	17	15	28	164.7	46	270.6	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
芸西村	13	11	22	169.2	35	269.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
本山町	14	11	17	121.4	12	85.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
土佐町	14	10	29	207.1	14	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
いの町	91	57	97	106.6	101	111.0	100.0	80.0	75.0	25.0	0.0	100.0
仁淀川町	24	19	66	275.0	30	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
中土佐町	24	20	27	112.5	31	129.2	100.0	0.0	***	***	***	***
佐川町	45	24	39	86.7	41	91.1	100.0	0.0	***	***	***	***
越知町	13	11	23	176.9	24	184.6	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
梼原町	15	11	23	153.3	20	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
日高村	14	10	23	164.3	21	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
津野町	29	19	43	148.3	41	141.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
四万十町	39	33	48	123.1	64	164.1	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	100.0
大月町	15	11	20	133.3	21	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三原村	11	9	27	245.5	21	190.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
黒潮町	32	25	37	115.6	45	140.6	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
日高村佐川町学校組合	13	10	19	146.2	14	107.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	1,449	1,158	2,385	164.6	2,004	138.3	100.0	55.1	46.9	20.4	6.1	79.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高知市	2	188	21	242	1.3	81.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大豊町	1	117	12	165	1.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大川村	1	32	6	47	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
合計	4	337	39	454	1.3	82.1	100.0	100.0	15.4	6	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知市	36	30	92	255.6	41	113.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大豊町	21	16	63	300.0	44	209.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大川村	16	14	24	150.0	18	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	73	60	179	245.2	103	141.1	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
高知県	33	18	10,416	7,011	573	377	14,391	9,749	1.4	1.4	90.2	86.5	100.0	100.0	100.0	100.0	4.2	3.1	24	18	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
高知市	1	1	864	864	24	24	1,037	1,037	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	34	19	11,280	7,875	597	401	15,428	10,786	1.4	1.4	90.6	87.3	100.0	100.0	100.0	100.0	4.0	3.0	24	18	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
高知県	1,433	953	1,293	865	1,885	1,206	131.5	126.5	3,508	2,353	244.8	246.9	100.0	100.0	66.7	44.4	22.7	37.5	45.5	62.5	63.6	50.0	22.7	25.0
高知市	69	69	65	65	89	89	129.0	129.0	169	169	244.9	244.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	1,502	1,022	1,358	930	1,974	1,295	131.4	126.7	3,677	2,522	244.8	246.8	100.0	100.0	67.6	47.4	26.1	44.4	47.8	66.7	60.9	44.4	26.1	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高知県	14	615	200	976	1.6	44.5	100.0	100.0	14.0	28	100.0	100.0	0.0
高知市	1	140	27	154	1.1	37.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	15	755	227	1,130	1.5	43.6	100.0	100.0	12.3	28	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知県	516	447	574	111.2	1,273	246.7	100.0	57.1	62.5	25.0	0.0	75.0
高知市	85	78	138	162.4	89	104.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	601	525	712	118.5	1,362	226.6	100.0	53.3	62.5	25.0	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福岡県	120	72,348	2,665	82,234	1.1	83.4	98.5	95.9	***	***	95.9	100.0	0.0
北九州市	198	66,170	2,951	74,875	1.1	96.8	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
福岡市	231	127,098	5,235	132,767	1.0	100.0	100.0	100.0	0.3	17	100.0	100.0	0.0
大牟田市	28	7,240	379	7,879	1.1	86.5	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
久留米市	63	25,926	1,207	35,971	1.4	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
直方市	15	4,306	220	4,919	1.1	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯塚市	29	9,672	425	10,939	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田川市	12	3,241	175	3,242	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳川市	20	4,476	208	4,554	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八女市	21	4,246	232	4,246	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑後市	13	4,268	194	4,324	1.0	96.9	98.5	98.5	***	***	98.5	92.3	7.7
大川市	10	1,961	110	2,312	1.2	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行橋市	17	5,679	270	5,705	1.0	97.4	95.2	95.2	***	***	95.2	100.0	0.0
豊前市	14	1,572	107	2,003	1.3	89.7	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
中間市	10	2,629	135	2,979	1.1	88.1	97.8	97.8	***	***	97.8	90.0	10.0
小郡市	13	5,130	253	5,242	1.0	84.6	99.2	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
筑紫野市	16	9,063	398	9,261	1.0	100.0	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
春日市	18	10,574	486	11,461	1.1	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野城市	15	9,510	373	9,571	1.0	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宗像市	21	8,408	389	8,435	1.0	96.9	99.7	99.5	***	***	99.5	95.2	4.8
太宰府市	11	6,300	291	6,547	1.0	78.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古賀市	11	5,170	260	5,307	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福津市	10	7,333	304	7,407	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うきは市	9	2,082	120	2,162	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮若市	6	1,868	88	2,079	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉麻市	11	2,400	147	2,598	1.1	98.0	100.0	100.0	95.9	141	100.0	100.0	0.0
朝倉市	17	3,813	215	3,842	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやま市	11	2,306	130	2,360	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	81.8	18.2
糸島市	23	9,235	406	9,288	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那珂川市	11	4,730	217	4,750	1.0	97.7	100.0	98.6	100.0	214	100.0	18.2	81.8
宇美町	10	3,213	167	3,590	1.1	56.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠栗町	6	2,764	147	3,139	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志免町	6	4,335	198	4,977	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須恵町	5	3,064	141	3,130	1.0	95.7	100.0	100.0	24.1	34	100.0	100.0	0.0
新宮町	8	4,037	185	4,680	1.2	97.8	100.0	96.8	18.9	35	96.8	100.0	0.0
久山町	3	1,029	41	1,182	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粕屋町	6	4,770	200	5,044	1.1	90.5	97.5	97.5	***	***	97.5	100.0	0.0
芦屋町	4	958	51	1,110	1.2	96.1	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0

水巻町	7	2,084	92	2,254	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡垣町	7	2,546	109	2,707	1.1	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠賀町	5	1,499	69	1,656	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小竹町	2	355	25	405	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鞍手町	7	1,012	67	1,323	1.3	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桂川町	3	919	46	1,096	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑前町	6	2,684	122	2,723	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東峰村	2	105	26	102	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大刀洗町	5	1,464	84	1,515	1.0	70.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大木町	4	1,237	59	1,263	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	4	1,643	72	1,713	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香春町	1	728	27	926	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
添田町	2	495	24	523	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸田町	2	683	36	699	1.0	100.0	91.7	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
川崎町	5	973	56	1,054	1.1	94.6	98.2	96.4	***	***	96.4	80.0	20.0
大任町	3	448	29	466	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤村	2	212	18	280	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福智町	7	1,687	92	1,871	1.1	100.0	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
苅田町	8	3,145	143	3,328	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやこ町	10	1,076	82	1,177	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉富町	1	313	17	359	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上毛町	5	619	41	690	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
築上町	10	999	80	1,479	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉富町外一市中学校組	1	332	11	340	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久留米市外三市町高等	1	85	15	377	4.4	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古賀高等学校組合	1	601	15	748	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,163	480,868	21,177	527,185	1.1	94.1	99.6	99.2	2.1	441	99.2	98.7	1.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
福岡県	6,571	5,915	9,427	143.5	8,299	126.3	100.0	64.2	33.8	41.6	13.0	84.4
北九州市	5,253	4,182	6,521	124.1	7,689	146.4	100.0	93.4	18.9	16.2	0.0	66.5
福岡市	8,775	7,441	10,307	117.5	10,594	120.7	100.0	98.3	100.0	47.6	25.9	58.1
大牟田市	564	462	616	109.2	708	125.5	100.0	35.7	50.0	60.0	0.0	20.0
久留米市	1,868	1,539	2,299	123.1	2,263	121.1	100.0	73.0	39.1	43.5	20.0	71.7
直方市	346	273	550	159.0	598	172.8	100.0	20.0	33.3	66.7	0.0	66.7
飯塚市	708	565	670	94.6	740	104.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
田川市	297	238	237	79.8	318	107.1	100.0	16.7	50.0	50.0	0.0	50.0
柳川市	344	274	421	122.4	392	114.0	100.0	55.0	54.5	36.4	0.0	54.5
八女市	397	315	397	100.0	397	100.0	100.0	52.4	36.4	18.2	12.5	90.9
筑後市	312	254	341	109.3	278	89.1	100.0	38.5	60.0	40.0	0.0	60.0
大川市	202	149	240	118.8	270	133.7	40.0	40.0	75.0	50.0	0.0	25.0
行橋市	409	337	428	104.6	449	109.8	100.0	23.5	50.0	25.0	0.0	50.0
豊前市	182	131	231	126.9	197	108.2	100.0	64.3	33.3	22.2	0.0	66.7
中間市	225	182	242	107.6	261	116.0	20.0	20.0	50.0	100.0	0.0	50.0
小郡市	403	332	399	99.0	411	102.0	100.0	46.2	50.0	50.0	0.0	50.0
筑紫野市	606	479	676	111.6	619	102.1	100.0	43.8	28.6	28.6	0.0	85.7
春日市	757	585	857	113.2	845	111.6	100.0	83.3	66.7	53.3	33.3	86.7
大野城市	620	464	546	88.1	659	106.3	100.0	80.0	66.7	58.3	0.0	75.0
宗像市	603	512	629	104.3	724	120.1	95.2	61.9	61.5	69.2	0.0	69.2
太宰府市	451	366	425	94.2	482	106.9	100.0	27.3	66.7	66.7	0.0	100.0
古賀市	373	310	605	162.2	552	148.0	100.0	72.7	37.5	75.0	66.7	100.0
福津市	482	382	505	104.8	543	112.7	100.0	60.0	66.7	83.3	50.0	83.3
うきは市	180	139	205	113.9	257	142.8	100.0	55.6	80.0	60.0	0.0	60.0
宮若市	144	113	207	143.8	203	141.0	100.0	50.0	0.0	33.3	50.0	0.0
嘉麻市	260	201	336	129.2	354	136.2	81.8	54.5	16.7	66.7	0.0	83.3
朝倉市	354	266	343	96.9	410	115.8	100.0	35.3	33.3	33.3	0.0	83.3
みやま市	218	168	271	124.3	211	96.8	100.0	36.4	75.0	50.0	0.0	75.0
糸島市	651	540	834	128.1	739	113.5	100.0	69.6	62.5	93.8	40.0	50.0
那珂川市	332	285	408	122.9	471	141.9	100.0	45.5	20.0	40.0	0.0	60.0
宇美町	234	203	398	170.1	374	159.8	100.0	40.0	25.0	25.0	0.0	75.0
篠栗町	209	168	163	78.0	354	169.4	100.0	33.3	0.0	50.0	0.0	100.0
志免町	297	255	382	128.6	441	148.5	100.0	83.3	40.0	100.0	0.0	100.0
須恵町	212	184	222	104.7	216	101.9	100.0	80.0	25.0	50.0	0.0	75.0
新宮町	282	218	454	161.0	322	114.2	87.5	75.0	66.7	33.3	33.3	66.7

久山町	77	63	82	106.5	101	131.2	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
粕屋町	337	286	632	187.5	610	181.0	0.0	33.3	0.0	50.0	0.0	100.0
芦屋町	79	64	91	115.2	75	94.9	100.0	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0
水巻町	150	127	207	138.0	210	140.0	28.6	0.0	***	***	***	***
岡垣町	172	143	152	88.4	204	118.6	85.7	57.1	50.0	75.0	0.0	25.0
遠賀町	125	88	128	102.4	131	104.8	0.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
小竹町	39	29	68	174.4	44	112.8	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
鞍手町	114	92	185	162.3	162	142.1	0.0	57.1	100.0	50.0	0.0	25.0
桂川町	80	65	94	117.5	106	132.5	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
筑前町	175	142	167	95.4	237	135.4	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	66.7
東峰村	38	22	42	110.5	41	107.9	0.0	0.0	***	***	***	***
大刀洗町	120	103	134	111.7	151	125.8	80.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
大木町	100	77	83	83.0	77	77.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
広川町	108	90	185	171.3	118	109.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	50.0
香春町	59	53	41	69.5	166	281.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
添田町	50	43	53	106.0	55	110.0	100.0	0.0	***	***	***	***
糸田町	60	49	43	71.7	67	111.7	50.0	0.0	***	***	***	***
川崎町	101	78	95	94.1	151	149.5	0.0	0.0	***	***	***	***
大任町	54	43	75	138.9	62	114.8	100.0	0.0	***	***	***	***
赤村	28	23	35	125.0	45	160.7	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
福智町	186	147	223	119.9	168	90.3	0.0	28.6	100.0	100.0	0.0	100.0
苅田町	216	186	218	100.9	258	119.4	100.0	50.0	0.0	25.0	100.0	50.0
みやこ町	141	111	266	188.7	218	154.6	100.0	60.0	33.3	16.7	0.0	66.7
吉富町	23	19	25	108.7	28	121.7	100.0	0.0	***	***	***	***
上毛町	74	51	131	177.0	111	150.0	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	50.0
築上町	118	90	284	240.7	284	240.7	100.0	90.0	100.0	77.8	0.0	88.9
吉富町外一市中学校組	25	21	30	120.0	30	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
久留米市外三市町高等	15	12	25	166.7	40	266.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
古賀高等学校組合	39	36	54	138.5	58	148.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	37,024	30,780	45,640	123.3	46,648	126.0	94.8	70.3	57.0	43.5	16.1	66.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
北九州市	126	42,377	1,890	47,872	1.1	98.3	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
福岡市	146	82,207	3,386	84,902	1.0	100.0	100.0	100.0	0.4	12	100.0	100.0	0.0
大牟田市	19	4,638	237	4,935	1.1	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久留米市	43	16,318	801	22,996	1.4	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
直方市	11	2,766	159	3,260	1.2	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯塚市	19	6,434	298	7,287	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田川市	9	2,144	123	2,145	1.0	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳川市	14	2,912	150	2,986	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八女市	11	2,576	138	2,576	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑後市	10	2,882	138	2,892	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	90.0	10.0
大川市	8	1,310	85	1,621	1.2	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行橋市	11	3,882	190	3,896	1.0	98.9	93.7	93.7	***	***	93.7	100.0	0.0
豊前市	10	1,051	81	1,243	1.2	86.4	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
中間市	6	1,708	93	1,916	1.1	84.9	96.8	96.8	***	***	96.8	83.3	16.7
小郡市	8	3,452	176	3,474	1.0	84.7	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
筑紫野市	11	6,013	286	6,115	1.0	100.0	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
春日市	12	6,783	331	7,346	1.1	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野城市	10	6,383	268	6,405	1.0	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宗像市	14	5,571	269	5,584	1.0	96.3	99.6	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
太宰府市	7	4,130	198	4,252	1.0	74.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古賀市	8	3,399	174	3,490	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福津市	7	5,061	225	5,128	1.0	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うきは市	7	1,350	86	1,372	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮若市	4	1,228	62	1,372	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉麻市	5	594	45	620	1.0	100.0	100.0	100.0	93.3	42	100.0	100.0	0.0
朝倉市	11	2,511	144	2,539	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやま市	7	1,529	91	1,579	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸島市	16	6,353	293	6,386	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那珂川市	7	3,091	155	3,105	1.0	96.8	100.0	100.0	100.0	155	100.0	14.3	85.7
宇美町	6	2,149	119	2,357	1.1	42.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠栗町	4	1,823	104	1,916	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志免町	4	2,887	139	3,313	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須恵町	3	2,017	100	2,086	1.0	96.0	100.0	100.0	34.0	34	100.0	100.0	0.0
新宮町	5	2,520	127	2,920	1.2	96.9	100.0	95.3	***	***	95.3	100.0	0.0
久山町	2	698	32	754	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粕屋町	4	3,107	138	3,384	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦屋町	3	641	39	667	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水巻町	5	1,418	68	1,499	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

岡垣町	5	1,705	77	1,789	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠賀町	3	976	44	1,067	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小竹町	1	228	14	230	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鞍手町	6	642	52	897	1.4	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桂川町	2	611	37	758	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑前町	4	1,815	85	1,867	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東峰村	1	58	13	57	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大刀洗町	4	998	63	1,001	1.0	69.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大木町	3	793	44	816	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	3	1,100	51	1,170	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
添田町	1	318	18	320	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸田町	1	449	23	446	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	4	640	42	691	1.1	95.2	97.6	97.6	***	***	97.6	75.0	25.0
大任町	2	295	20	312	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤村	1	139	10	180	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福智町	4	693	45	788	1.1	100.0	95.6	95.6	***	***	95.6	100.0	0.0
苅田町	6	2,095	104	2,192	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやこ町	6	736	56	746	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉富町	1	313	17	359	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上毛町	4	392	32	425	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
築上町	8	669	61	974	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	683	263,578	12,346	285,275	1.1	95.7	99.8	99.7	2.0	243	99.7	98.7	1.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
北九州市	2,915	2,257	3,589	123.1	4,357	149.5	100.0	92.1	13.8	19.8	***	71.6
福岡市	4,787	3,954	5,567	116.3	5,837	121.9	100.0	100.0	100.0	43.2	***	52.1
大牟田市	306	237	295	96.4	402	131.4	100.0	42.1	50.0	50.0	***	25.0
久留米市	1,067	852	1,323	124.0	1,323	124.0	100.0	72.1	35.5	45.2	***	64.5
直方市	238	178	412	173.1	478	200.8	100.0	18.2	50.0	100.0	***	50.0
飯塚市	447	340	455	101.8	458	102.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
田川市	189	143	168	88.9	202	106.9	100.0	11.1	0.0	100.0	***	0.0
柳川市	214	163	241	112.6	250	116.8	100.0	64.3	55.6	44.4	***	55.6
八女市	199	158	199	100.0	199	100.0	100.0	27.3	0.0	66.7	***	66.7
筑後市	206	168	226	109.7	233	113.1	100.0	40.0	50.0	25.0	***	50.0
大川市	129	101	156	120.9	197	152.7	50.0	50.0	75.0	50.0	***	25.0
行橋市	263	209	278	105.7	285	108.4	100.0	18.2	50.0	0.0	***	100.0
豊前市	123	85	128	104.1	126	102.4	100.0	60.0	50.0	16.7	***	66.7
中間市	137	100	169	123.4	151	110.2	33.3	33.3	50.0	100.0	***	50.0
小郡市	260	217	239	91.9	258	99.2	100.0	62.5	40.0	40.0	***	40.0
筑紫野市	386	310	406	105.2	447	115.8	100.0	45.5	40.0	40.0	***	100.0
春日市	458	354	543	118.6	548	119.7	100.0	75.0	66.7	55.6	***	77.8
大野城市	431	291	369	85.6	442	102.6	100.0	80.0	62.5	62.5	***	75.0
宗像市	385	317	455	118.2	494	128.3	92.9	57.1	75.0	87.5	***	62.5
太宰府市	293	235	265	90.4	303	103.4	100.0	28.6	50.0	50.0	***	100.0
古賀市	227	185	429	189.0	382	168.3	100.0	62.5	20.0	100.0	***	100.0
福津市	342	265	352	102.9	379	110.8	100.0	57.1	50.0	75.0	***	75.0
うきは市	125	94	144	115.2	192	153.6	100.0	57.1	100.0	50.0	***	50.0
宮若市	91	69	151	165.9	137	150.5	100.0	25.0	0.0	100.0	***	0.0
嘉麻市	73	59	97	132.9	114	156.2	100.0	40.0	0.0	100.0	***	50.0
朝倉市	217	158	206	94.9	253	116.6	100.0	18.2	100.0	50.0	***	50.0
みやま市	141	104	188	133.3	117	83.0	100.0	42.9	66.7	66.7	***	66.7
糸島市	416	339	570	137.0	478	114.9	100.0	68.8	54.5	90.9	***	36.4
那珂川市	205	171	213	103.9	250	122.0	100.0	57.1	0.0	25.0	***	50.0
宇美町	147	128	231	157.1	231	157.1	100.0	50.0	33.3	33.3	***	66.7
篠栗町	129	105	114	88.4	220	170.5	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
志免町	192	160	249	129.7	283	147.4	100.0	75.0	33.3	100.0	***	100.0
須恵町	138	117	138	100.0	170	123.2	100.0	100.0	33.3	66.7	***	66.7
新宮町	175	125	225	128.6	182	104.0	80.0	60.0	66.7	33.3	***	66.7
久山町	48	39	51	106.3	66	137.5	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0

粕屋町	223	199	347	155.6	327	146.6	0.0	25.0	0.0	100.0	***	100.0
芦屋町	55	43	59	107.3	45	81.8	100.0	100.0	33.3	100.0	***	0.0
水巻町	99	81	133	134.3	137	138.4	0.0	0.0	***	***	***	***
岡垣町	117	93	91	77.8	136	116.2	80.0	40.0	100.0	50.0	***	50.0
遠賀町	80	50	71	88.8	80	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
小竹町	23	16	16	69.6	16	69.6	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
鞍手町	86	67	126	146.5	131	152.3	0.0	66.7	100.0	50.0	***	25.0
桂川町	55	43	71	129.1	62	112.7	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
筑前町	118	96	110	93.2	150	127.1	100.0	50.0	50.0	50.0	***	100.0
東峰村	18	9	26	144.4	27	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
大刀洗町	82	72	92	112.2	108	131.7	75.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
大木町	73	52	56	76.7	49	67.1	100.0	66.7	50.0	0.0	***	100.0
広川町	71	56	91	128.2	70	98.6	100.0	66.7	100.0	0.0	***	50.0
添田町	27	23	30	111.1	28	103.7	100.0	0.0	***	***	***	***
糸田町	34	26	30	88.2	37	108.8	0.0	0.0	***	***	***	***
川崎町	68	50	68	100.0	90	132.4	0.0	0.0	***	***	***	***
大任町	33	26	46	139.4	36	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
赤村	16	11	20	125.0	23	143.8	0.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
福智町	76	62	106	139.5	97	127.6	0.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
苅田町	141	114	145	102.8	178	126.2	100.0	50.0	0.0	33.3	***	33.3
みやこ町	81	63	91	112.3	120	148.1	100.0	50.0	66.7	0.0	***	33.3
吉富町	23	19	25	108.7	28	121.7	100.0	0.0	***	***	***	***
上毛町	51	33	104	203.9	81	158.8	100.0	75.0	100.0	66.7	***	33.3
築上町	82	59	188	229.3	188	229.3	100.0	87.5	100.0	100.0	***	85.7
合　　計	17,831	14,150	20,983	117.7	22,688	127.2	94.0	69.8	59.3	45.7	***	61.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
福岡県	4	1,185	30	1,363	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北九州市	63	21,822	799	24,195	1.1	99.2	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
福岡市	71	39,204	1,446	40,399	1.0	100.0	100.0	100.0	0.3	5	100.0	100.0	0.0
大牟田市	8	2,460	112	2,805	1.1	82.1	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
久留米市	17	7,879	310	10,948	1.4	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
直方市	4	1,540	61	1,659	1.1	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯塚市	10	3,238	127	3,652	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田川市	3	1,097	52	1,097	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳川市	6	1,564	58	1,568	1.0	77.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八女市	7	1,171	60	1,171	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑後市	3	1,386	56	1,432	1.0	91.1	94.6	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
大川市	2	651	25	691	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行橋市	6	1,797	80	1,809	1.0	93.8	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
豊前市	4	521	26	760	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中間市	4	921	42	1,063	1.2	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小郡市	5	1,678	77	1,768	1.1	84.4	98.7	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
筑紫野市	5	3,050	112	3,146	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日市	6	3,791	155	4,115	1.1	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野城市	5	3,127	105	3,166	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宗像市	6	2,803	111	2,806	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7
太宰府市	4	2,170	93	2,295	1.1	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古賀市	3	1,771	86	1,817	1.0	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福津市	3	2,272	79	2,279	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うきは市	2	732	34	790	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮若市	2	640	26	707	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉麻市	2	336	17	391	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	17	100.0	100.0	0.0
朝倉市	6	1,302	71	1,303	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやま市	4	777	39	781	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
糸島市	7	2,882	113	2,902	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那珂川市	4	1,639	62	1,645	1.0	100.0	100.0	95.2	100.0	59	100.0	25.0	75.0
宇美町	4	1,064	48	1,233	1.2	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠栗町	2	941	43	1,223	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志免町	2	1,448	59	1,664	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須恵町	2	1,047	41	1,044	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宮町	3	1,517	58	1,760	1.2	100.0	100.0	100.0	60.3	35	100.0	100.0	0.0
久山町	1	331	9	428	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粕屋町	2	1,663	62	1,660	1.0	88.7	91.9	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
芦屋町	1	317	12	443	1.4	91.7	91.7	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0

水巻町	2	666	24	755	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡垣町	2	841	32	918	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠賀町	2	523	25	589	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小竹町	1	127	11	175	1.4	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鞍手町	1	370	15	426	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桂川町	1	308	9	338	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑前町	2	869	37	856	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東峰村	1	47	13	45	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大刀洗町	1	466	21	514	1.1	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大木町	1	444	15	447	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	1	543	21	543	1.0	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
添田町	1	177	6	203	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸田町	1	234	13	253	1.1	100.0	76.9	76.9	***	***	76.9	100.0	0.0
川崎町	1	333	14	363	1.1	92.9	100.0	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
大任町	1	153	9	154	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤村	1	73	8	100	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福智町	2	388	19	477	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苅田町	2	1,050	39	1,136	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやこ町	4	340	26	431	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上毛町	1	227	9	265	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
築上町	2	330	19	505	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉富町外一市中学校組	1	332	11	340	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	325	132,575	5,192	143,811	1.1	96.3	99.6	99.4	2.3	116	99.5	98.1	1.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
福岡県	59	50	102	172.9	74	125.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
北九州市	1,582	1,292	2,013	127.2	2,401	151.8	100.0	95.2	28.3	8.3	0.0	60.0
福岡市	2,740	2,369	3,122	113.9	3,250	118.6	100.0	100.0	100.0	54.9	26.8	69.0
大牟田市	186	162	245	131.7	228	122.6	100.0	25.0	50.0	100.0	0.0	0.0
久留米市	567	472	670	118.2	670	118.2	100.0	70.6	33.3	25.0	16.7	91.7
直方市	108	95	138	127.8	120	111.1	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飯塚市	261	225	215	82.4	282	108.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
田川市	108	95	69	63.9	116	107.4	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
柳川市	130	111	180	138.5	142	109.2	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0
八女市	127	101	127	100.0	127	100.0	100.0	100.0	42.9	0.0	14.3	100.0
筑後市	106	86	115	108.5	45	42.5	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
大川市	73	48	84	115.1	73	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
行橋市	146	128	150	102.7	164	112.3	100.0	33.3	50.0	50.0	0.0	0.0
豊前市	59	46	103	174.6	71	120.3	100.0	75.0	0.0	33.3	0.0	66.7
中間市	88	82	73	83.0	110	125.0	0.0	0.0	***	***	***	***
小郡市	143	115	160	111.9	153	107.0	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
筑紫野市	220	169	270	122.7	172	78.2	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	50.0
春日市	299	231	314	105.0	297	99.3	100.0	100.0	66.7	50.0	33.3	100.0
大野城市	189	173	177	93.7	217	114.8	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	75.0
宗像市	197	182	153	77.7	209	106.1	100.0	66.7	25.0	50.0	0.0	100.0
太宰府市	158	131	160	101.3	179	113.3	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
古賀市	146	125	176	120.5	170	116.4	100.0	100.0	66.7	33.3	66.7	100.0
福津市	140	117	153	109.3	164	117.1	100.0	66.7	100.0	100.0	50.0	100.0
うきは市	55	45	61	110.9	65	118.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宮若市	53	44	56	105.7	66	124.5	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0
嘉麻市	39	32	64	164.1	63	161.5	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
朝倉市	137	108	137	100.0	157	114.6	100.0	66.7	0.0	25.0	0.0	100.0
みやま市	77	64	83	107.8	94	122.1	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
糸島市	235	201	264	112.3	261	111.1	100.0	71.4	80.0	100.0	40.0	80.0
那珂川市	127	114	195	153.5	221	174.0	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宇美町	87	75	167	192.0	143	164.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
篠栗町	80	63	49	61.3	134	167.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
志免町	105	95	133	126.7	158	150.5	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
須恵町	74	67	84	113.5	46	62.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
新宮町	107	93	229	214.0	140	130.8	100.0	100.0	66.7	33.3	33.3	66.7

久山町	29	24	31	106.9	35	120.7	100.0	0.0	***	***	***	***
粕屋町	114	87	285	250.0	283	248.2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
芦屋町	24	21	32	133.3	30	125.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
水巻町	51	46	74	145.1	73	143.1	100.0	0.0	***	***	***	***
岡垣町	55	50	61	110.9	68	123.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
遠賀町	45	38	57	126.7	51	113.3	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
小竹町	16	13	52	325.0	28	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鞍手町	28	25	59	210.7	31	110.7	0.0	0.0	***	***	***	***
桂川町	25	22	23	92.0	44	176.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
筑前町	57	46	57	100.0	87	152.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東峰村	20	13	16	80.0	14	70.0	0.0	0.0	***	***	***	***
大刀洗町	38	31	42	110.5	43	113.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大木町	27	25	27	100.0	28	103.7	100.0	0.0	***	***	***	***
広川町	37	34	94	254.1	48	129.7	100.0	0.0	***	***	***	***
添田町	23	20	23	100.0	27	117.4	100.0	0.0	***	***	***	***
糸田町	26	23	13	50.0	30	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川崎町	33	28	27	81.8	61	184.8	0.0	0.0	***	***	***	***
大任町	21	17	29	138.1	26	123.8	100.0	0.0	***	***	***	***
赤村	12	12	15	125.0	22	183.3	0.0	0.0	***	***	***	***
福智町	53	42	60	113.2	66	124.5	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
苅田町	75	72	73	97.3	80	106.7	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0
みやこ町	60	48	175	291.7	98	163.3	100.0	75.0	0.0	33.3	0.0	100.0
上毛町	23	18	27	117.4	30	130.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
築上町	36	31	96	266.7	96	266.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
吉富町外一市中学校組	25	21	30	120.0	30	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	9,961	8,413	11,969	120.2	12,411	124.6	94.8	72.3	59.1	39.1	17.9	72.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
八女市	3	499	34	499	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宗像市	1	34	9	45	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉麻市	3	1,415	82	1,492	1.1	96.3	100.0	100.0	100.0	82	100.0	100.0	0.0
香春町	1	728	27	926	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福智町	1	606	28	606	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	9	3,282	180	3,568	1.1	98.3	100.0	100.0	45.6	82	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
八女市	71	56	71	100.0	71	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
宗像市	21	13	21	100.0	21	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
嘉麻市	136	103	160	117.6	160	117.6	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
香春町	59	53	41	69.5	166	281.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福智町	57	43	57	100.0	5	8.8	0.0	0.0	***	***	***	***
合計	344	268	350	101.7	423	123.0	88.9	55.6	60.0	20.0	0.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
福岡県	94	47	67,282	32,009	1,909	881	76,161	37,219	1.1	1.2	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北九州市	1	1	590	590	15	15	668	668	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
福岡市	4	3	3,625	2,681	98	74	4,950	3,804	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
久留米市	2	1	1,430	718	39	21	1,567	787	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
嘉麻市	1	1	55	55	3	3	95	95	1.7	1.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
久留米市外三市町高等学	1	1	85	85	15	15	377	377	4.4	4.4	93.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
古賀高等学校組合	1	1	601	601	15	15	748	748	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	104	55	73,668	36,739	2,094	1,024	84,566	43,698	1.1	1.2	99.3	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
福岡県	4,651	2,381	4,190	2,131	7,189	3,538	154.6	148.6	5,980	3,219	128.6	135.2	100.0	100.0	64.9	59.6	29.5	25.0	39.3	35.7	11.5	10.7	83.6	89.3
北九州市	42	42	39	39	56	56	133.3	133.3	88	88	209.5	209.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
福岡市	299	234	279	219	517	352	172.9	150.4	441	366	147.5	156.4	100.0	100.0	25.0	33.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
久留米市	119	54	110	50	176	109	147.9	201.9	140	80	117.6	148.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
嘉麻市	12	12	7	7	15	15	125.0	125.0	17	17	141.7	141.7	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
久留米市外三市町高等	15	15	12	12	25	25	166.7	166.7	40	40	266.7	266.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
古賀高等学校組合	39	39	36	36	54	54	138.5	138.5	58	58	148.7	148.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	5,177	2,777	4,673	2,494	8,032	4,149	155.1	149.4	6,764	3,868	130.7	139.3	99.0	98.2	65.4	61.8	30.9	26.5	44.1	44.1	10.3	8.8	85.3	91.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福岡県	1	447	18	563	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	1	447	18	563	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福岡県	45	40	22	48.9	62	137.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	45	40	22	48.9	62	137.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福岡県	21	3,434	708	4,147	1.2	39.5	94.2	84.7	***	***	84.7	100.0	0.0
北九州市	8	1,381	247	2,140	1.5	77.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福岡市	10	2,062	305	2,516	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大牟田市	1	142	30	139	1.0	40.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久留米市	1	299	57	460	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	41	7,318	1,347	9,402	1.3	62.8	97.0	92.0	***	***	92.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福岡県	1,816	1,635	2,114	116.4	2,183	120.2	100.0	66.7	57.1	57.1	21.4	85.7
北九州市	714	594	863	120.9	843	118.1	100.0	100.0	25.0	12.5	0.0	37.5
福岡市	949	839	1,101	116.0	1,066	112.3	100.0	90.0	100.0	55.6	22.2	66.7
大牟田市	72	63	76	105.6	78	108.3	100.0	0.0	***	***	***	***
久留米市	115	105	130	113.0	130	113.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
合計	3,666	3,236	4,284	116.9	4,300	117.3	100.0	78.0	62.5	46.9	18.8	65.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
佐賀県	50	19,573	843	22,620	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐賀市	53	17,327	903	17,994	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
唐津市	48	9,043	516	9,977	1.1	98.4	98.3	98.3	100.0	507	100.0	0.0	0.0
鳥栖市	12	6,192	326	6,288	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多久市	3	1,215	79	1,398	1.2	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊万里市	18	4,244	237	4,285	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
武雄市	19	3,711	209	3,803	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿島市	10	2,213	127	2,289	1.0	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小城市	12	3,573	197	3,689	1.0	97.5	100.0	100.0	100.0	197	100.0	100.0	0.0
嬉野市	13	1,899	122	2,177	1.1	90.2	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
神埼市	10	2,227	130	2,806	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉野ヶ里町	4	1,370	68	1,517	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
基山町	3	1,467	77	1,593	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上峰町	2	887	44	910	1.0	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやき町	7	2,147	107	2,243	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
玄海町	1	356	22	379	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
有田町	6	1,474	80	1,653	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町町	1	387	26	421	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江北町	2	832	45	839	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石町	9	1,512	104	1,514	1.0	100.0	100.0	74.0	26.0	0	100.0	100.0	0.0
太良町	4	478	33	612	1.3	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	287	82,127	4,295	89,007	1.1	96.4	99.8	99.1	17.2	704	100.0	89.5	10.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐賀県	2,388	2,133	3,701	155.0	2,931	122.7	100.0	56.0	32.1	60.7	0.0	71.4
佐賀市	1,382	1,219	2,854	206.5	2,112	152.8	100.0	3.8	50.0	50.0	0.0	0.0
唐津市	844	746	1,083	128.3	1,010	119.7	100.0	50.0	50.0	45.8	12.5	58.3
鳥栖市	482	422	512	106.2	565	117.2	100.0	58.3	14.3	14.3	0.0	100.0
多久市	137	129	145	105.8	145	105.8	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	50.0
伊万里市	390	348	487	124.9	487	124.9	100.0	88.9	68.8	31.3	0.0	68.8
武雄市	352	299	693	196.9	446	126.7	100.0	57.9	36.4	36.4	25.0	81.8
鹿島市	232	172	202	87.1	250	107.8	100.0	90.0	77.8	22.2	50.0	77.8
小城市	312	272	411	131.7	412	132.1	100.0	75.0	77.8	22.2	0.0	66.7
嬉野市	214	170	370	172.9	319	149.1	100.0	69.2	44.4	55.6	0.0	66.7
神埼市	199	180	254	127.6	267	134.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	60.0
吉野ヶ里町	109	99	122	111.9	142	130.3	100.0	25.0	0.0	0.0	100.0	0.0
基山町	114	102	182	159.6	122	107.0	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
上峰町	70	64	80	114.3	101	144.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
みやき町	193	163	288	149.2	237	122.8	100.0	42.9	0.0	100.0	0.0	0.0
玄海町	37	33	70	189.2	50	135.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
有田町	130	114	164	126.2	174	133.8	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	100.0
大町町	41	36	76	185.4	94	229.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江北町	65	60	89	136.9	72	110.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
白石町	172	147	197	114.5	249	144.8	100.0	66.7	83.3	83.3	0.0	66.7
太良町	56	45	135	241.1	119	212.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	7,919	6,953	12,115	153.0	10,304	130.1	99.7	49.8	46.2	46.9	5.9	68.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
佐賀市	35	11,808	649	12,311	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
唐津市	29	6,065	354	6,602	1.1	98.9	99.4	99.4	100.0	352	100.0	0.0	0.0
鳥栖市	8	4,195	238	4,234	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊万里市	11	2,497	147	2,533	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
武雄市	14	2,527	153	2,592	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿島市	8	1,470	94	1,527	1.0	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小城市	8	2,372	139	2,420	1.0	98.6	100.0	100.0	100.0	139	100.0	100.0	0.0
嬉野市	9	1,263	85	1,425	1.1	91.8	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
神埼市	7	1,453	90	1,827	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉野ヶ里町	2	920	44	996	1.1	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
基山町	2	1,045	58	1,066	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上峰町	1	581	30	592	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやき町	4	1,501	68	1,553	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
有田町	4	980	56	1,089	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江北町	1	571	31	576	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石町	8	964	77	965	1.0	100.0	100.0	64.9	35.1	0	100.0	100.0	0.0
太良町	2	320	20	351	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	153	40,532	2,333	42,659	1.1	98.2	99.9	98.7	22.3	491	100.0	87.9	12.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐賀市	884	781	1,892	214.0	1,382	156.3	100.0	5.7	50.0	50.0	***	0.0
唐津市	500	442	676	135.2	620	124.0	100.0	55.2	56.3	56.3	***	50.0
鳥栖市	323	285	337	104.3	374	115.8	100.0	75.0	16.7	16.7	***	100.0
伊万里市	218	192	265	121.6	265	121.6	100.0	100.0	63.6	18.2	***	72.7
武雄市	237	199	469	197.9	299	126.2	100.0	50.0	28.6	42.9	***	85.7
鹿島市	126	107	133	105.6	168	133.3	100.0	87.5	71.4	14.3	***	71.4
小城市	208	179	297	142.8	287	138.0	100.0	75.0	83.3	33.3	***	50.0
嬉野市	141	106	205	145.4	199	141.1	100.0	66.7	50.0	33.3	***	83.3
神埼市	128	113	169	132.0	179	139.8	100.0	57.1	0.0	100.0	***	50.0
吉野ヶ里町	66	59	67	101.5	79	119.7	100.0	0.0	***	***	***	***
基山町	76	67	126	165.8	79	103.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
上峰町	43	39	50	116.3	61	141.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
みやき町	126	101	150	119.0	144	114.3	100.0	25.0	0.0	100.0	***	0.0
有田町	81	70	115	142.0	107	132.1	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
江北町	40	37	42	105.0	42	105.0	100.0	0.0	***	***	***	***
白石町	123	105	140	113.8	167	135.8	100.0	62.5	80.0	80.0	***	60.0
太良町	30	24	77	256.7	63	210.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	3,350	2,906	5,210	155.5	4,515	134.8	100.0	49.0	53.3	41.3	***	65.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
佐賀県	5	1,457	40	1,538	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐賀市	18	5,519	254	5,683	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
唐津市	19	2,978	162	3,375	1.1	97.5	95.7	95.7	100.0	155	100.0	0.0	0.0
鳥栖市	4	1,997	88	2,054	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊万里市	5	1,293	60	1,297	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
武雄市	5	1,184	56	1,211	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿島市	2	743	33	762	1.0	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小城市	4	1,201	58	1,269	1.1	94.8	100.0	100.0	100.0	58	100.0	100.0	0.0
嬉野市	4	636	37	752	1.2	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神埼市	3	774	40	979	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉野ヶ里町	2	450	24	521	1.2	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
基山町	1	422	19	527	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上峰町	1	306	14	318	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやき町	3	646	39	690	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
有田町	2	494	24	564	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江北町	1	261	14	263	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石町	1	548	27	549	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太良町	2	158	13	261	1.7	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	82	21,067	1,002	22,613	1.1	97.9	99.3	99.3	22.0	213	100.0	87.3	12.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
佐賀県	102	86	144	141.2	110	107.8	100.0	80.0	0.0	0.0	0.0	100.0
佐賀市	498	438	962	193.2	730	146.6	100.0	0.0	***	***	***	***
唐津市	344	304	407	118.3	390	113.4	100.0	42.1	37.5	25.0	12.5	75.0
鳥栖市	159	137	175	110.1	191	120.1	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊万里市	118	107	164	139.0	164	139.0	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	50.0
武雄市	115	100	224	194.8	147	127.8	100.0	80.0	50.0	25.0	25.0	75.0
鹿島市	106	65	69	65.1	82	77.4	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0
小城市	104	93	114	109.6	125	120.2	100.0	75.0	66.7	0.0	0.0	100.0
嬉野市	73	64	165	226.0	120	164.4	100.0	75.0	33.3	100.0	0.0	33.3
神埼市	71	67	85	119.7	88	123.9	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
吉野ヶ里町	43	40	55	127.9	63	146.5	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0
基山町	38	35	56	147.4	43	113.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
上峰町	27	25	30	111.1	40	148.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
みやき町	67	62	138	206.0	93	138.8	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	0.0
有田町	49	44	49	100.0	67	136.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
江北町	25	23	47	188.0	30	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
白石町	49	42	57	116.3	82	167.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
太良町	26	21	58	223.1	56	215.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	2,014	1,753	2,999	148.9	2,621	130.1	100.0	47.6	38.5	38.5	10.3	74.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
多久市	3	1,215	79	1,398	1.2	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊万里市	2	454	30	455	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
玄海町	1	356	22	379	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町町	1	387	26	421	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	7	2,412	157	2,653	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	71.4	28.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
多久市	137	129	145	105.8	145	105.8	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	50.0
伊万里市	54	49	58	107.4	58	107.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
玄海町	37	33	70	189.2	50	135.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大町町	41	36	76	185.4	94	229.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	269	247	349	129.7	347	129.0	85.7	71.4	40.0	80.0	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
佐賀県	35	22	16,862	10,438	490	300	19,401	12,508	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	35	22	16,862	10,438	490	300	19,401	12,508	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	教員数 人	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	授業を担当している教員数 人	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	指導者用PC整備率 %	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	教員の校務用PC整備率 %	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	統合型校務支援システム整備率 %	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
佐賀県	1,504	974	1,374	894	2,576	1,821	171.3	187.0	1,933	1,311	128.5	134.6	100.0	100.0	51.4	50.0	33.3	36.4	72.2	90.9	0.0	0.0	72.2	72.7
合計	1,504	974	1,374	894	2,576	1,821	171.3	187.0	1,933	1,311	128.5	134.6	100.0	100.0	51.4	50.0	33.3	36.4	72.2	90.9	0.0	0.0	72.2	72.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
佐賀県	10	1,254	313	1,681	1.3	73.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	10	1,254	313	1,681	1.3	73.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐賀県	782	673	981	125.4	888	113.6	100.0	60.0	50.0	66.7	0.0	50.0
合計	782	673	981	125.4	888	113.6	100.0	60.0	50.0	66.7	0.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長崎県	77	24,926	1,171	31,347	1.3	82.9	99.9	99.7	1.5	18	99.7	100.0	0.0
長崎市	105	25,835	1,352	27,951	1.1	96.1	99.8	99.8	***	***	99.8	99.0	1.0
佐世保市	70	17,652	883	20,461	1.2	98.3	100.0	100.0	100.0	883	100.0	100.0	0.0
島原市	15	3,260	176	4,612	1.4	81.8	99.4	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
諫早市	40	10,603	497	11,356	1.1	98.0	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
大村市	21	9,454	391	9,712	1.0	98.0	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
平戸市	23	1,960	148	1,965	1.0	94.6	98.0	93.2	***	***	93.2	100.0	0.0
松浦市	16	1,496	130	2,684	1.8	89.2	94.6	3.1	100.0	4	100.0	0.0	0.0
対馬市	26	1,738	163	2,013	1.2	90.2	4.3	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
壱岐市	22	1,819	161	1,876	1.0	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五島市	20	2,038	146	2,075	1.0	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西海市	14	1,666	105	1,841	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
雲仙市	23	2,923	189	3,366	1.2	90.5	98.9	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
南島原市	23	2,704	178	2,937	1.1	84.3	95.5	94.9	100.0	169	100.0	100.0	0.0
長与町	8	3,389	148	3,573	1.1	93.9	100.0	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
時津町	6	2,456	115	2,462	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東彼杵町	3	470	31	540	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川棚町	4	970	52	1,082	1.1	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
波佐見町	4	1,178	60	1,478	1.3	96.7	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
小値賀町	3	112	15	124	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐々町	3	1,396	58	1,569	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新上五島町	13	827	79	908	1.1	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	539	118,872	6,248	135,932	1.1	92.4	97.0	94.7	22.0	1,074	99.5	97.0	3.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長崎県	3,204	2,918	4,425	138.1	5,390	168.2	100.0	59.7	47.8	34.8	23.9	54.3
長崎市	2,056	1,787	5,805	282.3	2,736	133.1	99.0	44.8	42.6	19.1	0.0	68.1
佐世保市	1,396	1,178	2,021	144.8	1,941	139.0	100.0	78.6	49.1	32.7	0.0	65.5
島原市	266	230	350	131.6	478	179.7	100.0	33.3	40.0	80.0	0.0	60.0
諫早市	778	683	900	115.7	1,071	137.7	100.0	32.5	38.5	30.8	0.0	69.2
大村市	578	497	812	140.5	675	116.8	100.0	52.4	27.3	36.4	0.0	81.8
平戸市	262	218	305	116.4	317	121.0	100.0	47.8	45.5	27.3	0.0	72.7
松浦市	215	177	400	186.0	583	271.2	100.0	68.8	36.4	36.4	0.0	45.5
対馬市	300	247	332	110.7	368	122.7	100.0	0.0	***	***	***	***
壱岐市	264	217	396	150.0	398	150.8	100.0	40.9	55.6	33.3	0.0	22.2
五島市	260	216	423	162.7	327	125.8	0.0	60.0	50.0	16.7	0.0	66.7
西海市	186	151	342	183.9	527	283.3	100.0	50.0	42.9	42.9	0.0	71.4
雲仙市	311	261	589	189.4	524	168.5	100.0	34.8	75.0	0.0	0.0	50.0
南島原市	324	261	335	103.4	435	134.3	100.0	30.4	71.4	28.6	0.0	28.6
長与町	227	197	311	137.0	337	148.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
時津町	188	152	374	198.9	235	125.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
東彼杵町	54	46	98	181.5	73	135.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
川棚町	81	69	79	97.5	92	113.6	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
波佐見町	88	77	134	152.3	129	146.6	100.0	100.0	75.0	25.0	0.0	75.0
小値賀町	28	24	53	189.3	52	185.7	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
佐々町	88	81	179	203.4	140	159.1	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	50.0
新上五島町	145	118	161	111.0	210	144.8	100.0	46.2	50.0	50.0	0.0	16.7
合計	11,299	9,805	18,824	166.6	17,038	150.8	96.1	49.5	46.4	30.3	8.9	61.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長崎市	67	17,050	965	18,507	1.1	96.3	99.9	99.9	***	***	99.9	98.5	1.5
佐世保市	44	11,610	608	13,577	1.2	98.5	100.0	100.0	100.0	608	100.0	100.0	0.0
島原市	10	2,127	128	3,181	1.5	79.7	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
諫早市	26	7,205	355	7,561	1.0	99.2	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
大村市	15	6,387	284	6,407	1.0	98.2	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
平戸市	15	1,272	107	1,269	1.0	94.4	97.2	95.3	***	***	95.3	100.0	0.0
松浦市	9	942	87	1,789	1.9	90.8	92.0	4.6	100.0	4	100.0	0.0	0.0
対馬市	15	1,128	106	1,338	1.2	95.3	6.6	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
壱岐市	18	1,158	124	1,209	1.0	83.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五島市	11	1,287	94	1,304	1.0	79.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西海市	9	1,097	77	1,168	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
雲仙市	16	1,958	140	2,078	1.1	90.7	99.3	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
南島原市	15	1,738	128	1,801	1.0	84.4	94.5	94.5	100.0	121	100.0	100.0	0.0
長与町	5	2,327	105	2,421	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
時津町	4	1,615	79	1,625	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東彼杵町	2	314	22	345	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川棚町	3	645	38	746	1.2	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
波佐見町	3	797	46	996	1.2	95.7	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
小値賀町	2	71	10	72	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐々町	2	920	40	981	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新上五島町	9	532	57	586	1.1	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	300	62,180	3,600	68,961	1.1	94.8	96.5	94.1	25.8	733	99.6	96.4	3.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
長崎市	1,294	1,122	3,691	285.2	1,694	130.9	100.0	47.8	43.8	18.8	***	59.4
佐世保市	855	729	1,251	146.3	1,196	139.9	100.0	72.7	53.1	34.4	***	62.5
島原市	177	149	249	140.7	336	189.8	100.0	20.0	50.0	50.0	***	50.0
諫早市	495	436	570	115.2	692	139.8	100.0	30.8	50.0	12.5	***	62.5
大村市	382	326	524	137.2	450	117.8	100.0	46.7	42.9	42.9	***	71.4
平戸市	159	128	197	123.9	200	125.8	100.0	46.7	71.4	42.9	***	57.1
松浦市	122	101	216	177.0	358	293.4	100.0	66.7	33.3	33.3	***	33.3
対馬市	165	131	187	113.3	207	125.5	100.0	0.0	***	***	***	***
壱岐市	194	155	291	150.0	292	150.5	100.0	44.4	50.0	37.5	***	12.5
五島市	143	118	298	208.4	179	125.2	0.0	63.6	57.1	28.6	***	42.9
西海市	118	95	216	183.1	341	289.0	100.0	44.4	0.0	25.0	***	75.0
雲仙市	210	174	395	188.1	312	148.6	100.0	37.5	66.7	0.0	***	33.3
南島原市	195	158	194	99.5	263	134.9	100.0	46.7	71.4	28.6	***	28.6
長与町	150	131	203	135.3	190	126.7	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
時津町	127	100	224	176.4	168	132.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
東彼杵町	35	30	66	188.6	44	125.7	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
川棚町	56	47	60	107.1	68	121.4	100.0	33.3	100.0	100.0	***	100.0
波佐見町	60	52	103	171.7	89	148.3	100.0	100.0	66.7	33.3	***	66.7
小値賀町	15	13	30	200.0	23	153.3	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
佐々町	56	51	139	248.2	102	182.1	100.0	100.0	0.0	100.0	***	50.0
新上五島町	93	71	107	115.1	139	149.5	100.0	44.4	75.0	25.0	***	25.0
合計	5,101	4,317	9,211	180.6	7,343	144.0	96.3	48.0	50.7	29.2	***	54.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長崎県	3	1,077	27	1,202	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長崎市	37	8,103	369	8,390	1.0	95.4	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
佐世保市	24	6,003	263	6,820	1.1	97.7	100.0	100.0	100.0	263	100.0	100.0	0.0
島原市	5	1,133	48	1,431	1.3	87.5	100.0	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
諫早市	14	3,398	142	3,795	1.1	95.1	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
大村市	6	3,067	107	3,305	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平戸市	8	688	41	696	1.0	95.1	100.0	87.8	***	***	87.8	100.0	0.0
松浦市	7	554	43	895	1.6	86.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
対馬市	11	610	57	675	1.1	80.7	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
壱岐市	4	661	37	667	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五島市	9	751	52	771	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西海市	5	569	28	673	1.2	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
雲仙市	7	965	49	1,288	1.3	89.8	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
南島原市	8	966	50	1,136	1.2	84.0	98.0	96.0	100.0	48	100.0	100.0	0.0
長与町	3	1,062	43	1,152	1.1	93.0	100.0	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
時津町	2	841	36	837	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東彼杵町	1	156	9	195	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川棚町	1	325	14	336	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
波佐見町	1	381	14	482	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小値賀町	1	41	5	52	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐々町	1	476	18	588	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新上五島町	4	295	22	322	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	162	32,122	1,474	35,708	1.1	94.1	95.7	92.3	28.0	311	99.2	96.5	3.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
長崎県	66	58	69	104.5	66	100.0	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	0.0
長崎市	710	617	1,853	261.0	892	125.6	100.0	40.5	40.0	20.0	0.0	86.7
佐世保市	514	427	718	139.7	698	135.8	100.0	87.5	38.1	23.8	0.0	71.4
島原市	89	81	101	113.5	142	159.6	100.0	60.0	33.3	100.0	0.0	66.7
諫早市	283	247	330	116.6	379	133.9	100.0	35.7	20.0	60.0	0.0	80.0
大村市	196	171	288	146.9	225	114.8	100.0	66.7	0.0	25.0	0.0	100.0
平戸市	103	90	108	104.9	117	113.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
松浦市	93	76	184	197.8	225	241.9	100.0	71.4	40.0	40.0	0.0	60.0
対馬市	135	116	145	107.4	161	119.3	100.0	0.0	***	***	***	***
壱岐市	70	62	105	150.0	106	151.4	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
五島市	117	98	125	106.8	148	126.5	0.0	55.6	40.0	0.0	0.0	100.0
西海市	68	56	126	185.3	186	273.5	100.0	60.0	100.0	66.7	0.0	66.7
雲仙市	101	87	194	192.1	212	209.9	100.0	28.6	100.0	0.0	0.0	100.0
南島原市	129	103	141	109.3	172	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
長与町	77	66	108	140.3	147	190.9	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
時津町	61	52	150	245.9	67	109.8	100.0	0.0	***	***	***	***
東彼杵町	19	16	32	168.4	29	152.6	100.0	0.0	***	***	***	***
川棚町	25	22	19	76.0	24	96.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
波佐見町	28	25	31	110.7	40	142.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小値賀町	13	11	23	176.9	29	223.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
佐々町	32	30	40	125.0	38	118.8	100.0	0.0	***	***	***	***
新上五島町	52	47	54	103.8	71	136.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	2,981	2,558	4,944	165.9	4,174	140.0	94.4	47.5	36.4	29.9	0.0	77.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
佐世保市	2	39	12	64	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	100.0	0.0
合計	2	39	12	64	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
佐世保市	27	22	52	192.6	47	174.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0
合計	27	22	52	192.6	47	174.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
長崎県	56	37	22,081	15,775	757	539	27,729	19,863	1.3	1.3	99.2	99.1	99.9	99.8	99.9	99.8	2.4	***	18	***	99.9	99.8	100.0	100.0	0.0	0.0
長崎市	1	1	682	682	18	18	1,054	1,054	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	57	38	22,763	16,457	775	557	28,783	20,917	1.3	1.3	99.2	99.1	99.9	99.8	99.9	99.8	2.3	***	18	***	99.9	99.8	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
長崎県	2,100	1,512	1,916	1,384	3,064	2,251	145.9	148.9	3,989	2,974	190.0	196.7	100.0	100.0	46.4	37.8	19.2	28.6	42.3	35.7	42.3	14.3	38.5	42.9
長崎市	52	52	48	48	261	261	501.9	501.9	150	150	288.5	288.5	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,152	1,564	1,964	1,432	3,325	2,512	154.5	160.6	4,139	3,124	192.3	199.7	98.2	97.4	45.6	36.8	19.2	28.6	42.3	35.7	42.3	14.3	38.5	42.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長崎県	18	1,768	387	2,416	1.4	49.9	100.0	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
合計	18	1,768	387	2,416	1.4	49.9	100.0	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長崎県	1,038	944	1,292	124.5	1,335	128.6	100.0	100.0	88.9	16.7	0.0	83.3
合計	1,038	944	1,292	124.5	1,335	128.6	100.0	100.0	88.9	16.7	0.0	83.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
熊本県	74	29,546	1,385	37,028	1.3	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊本市	139	60,780	2,546	61,809	1.0	100.0	100.0	2.0	98.0	0	100.0	100.0	0.0
八代市	40	8,737	477	8,885	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	92.5	7.5
人吉市	9	2,224	119	2,355	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒尾市	13	3,754	185	3,776	1.0	97.8	100.0	16.8	100.0	31	100.0	100.0	0.0
水俣市	11	1,468	88	1,478	1.0	94.3	98.9	98.9	11.4	10	98.9	100.0	0.0
玉名市	20	4,718	233	4,797	1.0	97.0	100.0	99.6	100.0	232	100.0	100.0	0.0
山鹿市	13	3,621	181	3,751	1.0	99.4	94.5	3.3	100.0	6	100.0	0.0	0.0
菊池市	15	3,621	180	3,670	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇土市	10	2,929	147	2,958	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上天草市	16	1,396	104	1,396	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇城市	17	4,414	223	4,597	1.0	93.7	98.7	98.7	***	***	98.7	0.0	100.0
阿蘇市	8	1,703	98	1,696	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天草市	30	4,790	270	5,198	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合志市	12	7,471	319	7,657	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	5	398	31	507	1.3	100.0	100.0	100.0	12.9	4	100.0	100.0	0.0
玉東町	3	455	26	450	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南関町	5	554	42	563	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長洲町	5	1,100	56	1,116	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和水町	4	605	37	677	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大津町	9	3,665	157	3,826	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊陽町	8	4,439	200	4,549	1.0	97.0	99.5	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
南小国町	4	249	25	250	1.0	100.0	100.0	100.0	16.0	4	100.0	100.0	0.0
小国町	2	398	21	403	1.0	95.2	100.0	100.0	100.0	21	100.0	100.0	0.0
産山村	1	82	12	93	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高森町	3	397	31	400	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原村	3	583	35	582	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南阿蘇村	4	652	38	686	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御船町	7	1,506	74	1,518	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉島町	3	1,228	48	1,306	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
益城町	7	3,384	136	3,611	1.1	100.0	38.2	14.0	100.0	19	100.0	0.0	0.0
甲佐町	5	798	48	810	1.0	95.8	100.0	100.0	100.0	48	100.0	0.0	0.0
山都町	8	704	54	738	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町	4	580	39	622	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦北町	8	906	61	1,208	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津奈木町	2	258	15	293	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦町	4	908	51	965	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良木町	5	570	39	619	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

湯前町	2	233	17	341	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水上村	1	138	13	151	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	0.0
相良村	3	265	17	265	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五木村	2	32	7	50	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山江村	3	303	18	645	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
球磨村	1	148	17	157	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あさぎり町	6	1,108	70	1,389	1.3	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苓北町	5	412	32	434	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町及び八代市中学	1	114	10	125	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	560	168,344	8,032	180,400	1.1	98.7	98.8	63.3	41.3	375	99.9	94.5	5.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
熊本県	3,646	3,198	5,567	152.7	6,159	168.9	100.0	60.8	57.8	57.8	13.3	75.6
熊本市	4,141	3,399	8,631	208.4	4,970	120.0	100.0	43.9	42.6	39.3	0.0	63.9
八代市	735	605	796	108.3	840	114.3	100.0	50.0	45.0	20.0	0.0	85.0
人吉市	203	149	210	103.4	240	118.2	100.0	55.6	60.0	40.0	0.0	80.0
荒尾市	267	228	279	104.5	308	115.4	100.0	38.5	40.0	40.0	0.0	80.0
水俣市	162	125	208	128.4	221	136.4	100.0	36.4	75.0	25.0	0.0	0.0
玉名市	357	292	587	164.4	603	168.9	100.0	25.0	80.0	60.0	0.0	100.0
山鹿市	282	242	429	152.1	424	150.4	100.0	84.6	72.7	45.5	0.0	81.8
菊池市	325	236	263	80.9	317	97.5	100.0	66.7	40.0	20.0	0.0	20.0
宇土市	229	195	235	102.6	239	104.4	100.0	50.0	20.0	20.0	0.0	80.0
上天草市	182	141	207	113.7	244	134.1	100.0	68.8	72.7	36.4	0.0	27.3
宇城市	350	293	356	101.7	380	108.6	100.0	29.4	60.0	60.0	0.0	60.0
阿蘇市	147	120	275	187.1	297	202.0	100.0	87.5	28.6	14.3	0.0	71.4
天草市	507	382	492	97.0	600	118.3	100.0	46.7	64.3	57.1	0.0	50.0
合志市	451	396	491	108.9	512	113.5	100.0	75.0	77.8	77.8	0.0	88.9
美里町	60	45	105	175.0	105	175.0	100.0	60.0	33.3	100.0	0.0	100.0
玉東町	43	32	50	116.3	82	190.7	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
南関町	69	52	96	139.1	95	137.7	100.0	40.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長洲町	84	68	89	106.0	96	114.3	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	50.0
和水町	63	50	101	160.3	150	238.1	100.0	75.0	33.3	100.0	0.0	100.0
大津町	233	199	261	112.0	284	121.9	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	83.3
菊陽町	322	255	367	114.0	319	99.1	100.0	87.5	85.7	42.9	0.0	71.4
南小国町	41	29	66	161.0	63	153.7	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	66.7
小国町	35	30	76	217.1	53	151.4	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
産山村	21	16	44	209.5	57	271.4	100.0	0.0	***	***	***	***
高森町	60	41	104	173.3	79	131.7	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	100.0
西原村	49	42	53	108.2	67	136.7	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
南阿蘇村	74	55	148	200.0	150	202.7	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	66.7
御船町	118	91	155	131.4	139	117.8	100.0	85.7	83.3	16.7	0.0	33.3
嘉島町	103	65	87	84.5	99	96.1	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	66.7
益城町	246	212	365	148.4	244	99.2	100.0	14.3	0.0	100.0	0.0	0.0
甲佐町	81	62	77	95.1	99	122.2	100.0	80.0	75.0	0.0	0.0	25.0
山都町	107	75	112	104.7	162	151.4	100.0	37.5	33.3	66.7	0.0	33.3
氷川町	59	47	104	176.3	92	155.9	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
芦北町	108	86	118	109.3	147	136.1	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0

津奈木町	30	23	25	83.3	38	126.7	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
錦町	91	63	120	131.9	101	111.0	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
多良木町	59	45	79	133.9	87	147.5	100.0	100.0	60.0	60.0	0.0	40.0
湯前町	27	20	57	211.1	51	188.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
水上村	26	21	58	223.1	36	138.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
相良村	33	23	68	206.1	50	151.5	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
五木村	21	14	34	161.9	29	138.1	100.0	0.0	***	***	***	***
山江村	35	25	42	120.0	58	165.7	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
球磨村	29	21	22	75.9	51	175.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
あさぎり町	103	78	171	166.0	166	161.2	100.0	66.7	75.0	25.0	0.0	50.0
苓北町	54	39	61	113.0	76	140.7	100.0	40.0	100.0	50.0	0.0	50.0
氷川町及び八代市中学	18	12	29	161.1	21	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	14,486	11,937	22,370	154.4	19,700	136.0	100.0	53.8	55.1	44.5	4.6	63.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
熊本市	92	39,624	1,762	40,075	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
八代市	24	5,770	312	5,830	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
人吉市	6	1,414	82	1,508	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒尾市	10	2,474	135	2,476	1.0	98.5	100.0	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
水俣市	7	944	62	951	1.0	98.4	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
玉名市	14	3,174	164	3,170	1.0	98.8	100.0	100.0	100.0	164	100.0	100.0	0.0
山鹿市	8	2,352	120	2,354	1.0	100.0	96.7	5.0	100.0	6	100.0	0.0	0.0
菊池市	10	2,358	126	2,398	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇土市	7	1,962	110	1,985	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上天草市	11	908	74	908	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇城市	12	2,902	151	2,988	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
阿蘇市	5	1,130	68	1,127	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天草市	17	3,036	182	3,327	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合志市	8	5,068	225	5,165	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	3	247	21	354	1.4	100.0	100.0	100.0	19.0	4	100.0	100.0	0.0
玉東町	2	311	18	306	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南関町	4	370	34	379	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長洲町	4	765	42	783	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和水町	2	397	23	399	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大津町	7	2,378	110	2,401	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊陽町	6	2,982	142	3,085	1.0	96.5	100.0	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
南小国町	3	164	21	165	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小国町	1	271	14	275	1.0	92.9	100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0	0.0
高森町	1	201	11	202	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原村	2	385	24	386	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南阿蘇村	3	420	30	453	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御船町	6	1,018	55	1,035	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉島町	2	871	36	889	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
益城町	5	2,299	104	2,386	1.0	100.0	50.0	18.3	100.0	19	100.0	0.0	0.0
甲佐町	4	512	36	523	1.0	97.2	100.0	100.0	100.0	36	100.0	0.0	0.0
山都町	5	448	38	480	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町	3	419	29	452	1.1	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦北町	5	552	39	759	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津奈木町	1	165	10	197	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦町	3	583	36	630	1.1	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良木町	4	337	29	386	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯前町	1	135	12	243	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相良村	2	170	12	170	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

五木村	1	24	4	26	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山江村	2	193	11	193	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あさぎり町	5	694	50	949	1.4	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苓北町	4	261	24	261	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	322	90,688	4,588	93,029	1.0	99.0	98.8	54.3	51.0	243	100.0	93.9	6.1

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
熊本市	2,499	2,051	5,202	208.2	3,097	123.9	100.0	46.7	41.9	41.9	***	62.8
八代市	424	340	463	109.2	444	104.7	100.0	50.0	50.0	16.7	***	83.3
人吉市	128	94	131	102.3	151	118.0	100.0	33.3	50.0	50.0	***	100.0
荒尾市	181	149	199	109.9	207	114.4	100.0	30.0	33.3	33.3	***	100.0
水俣市	100	76	128	128.0	136	136.0	100.0	57.1	75.0	25.0	***	0.0
玉名市	235	191	376	160.0	414	176.2	100.0	35.7	80.0	60.0	***	100.0
山鹿市	169	148	239	141.4	241	142.6	100.0	75.0	50.0	50.0	***	83.3
菊池市	188	145	164	87.2	201	106.9	100.0	60.0	33.3	16.7	***	16.7
宇土市	150	128	162	108.0	158	105.3	100.0	42.9	0.0	33.3	***	66.7
上天草市	118	87	132	111.9	162	137.3	100.0	63.6	85.7	42.9	***	14.3
宇城市	227	187	233	102.6	250	110.1	100.0	25.0	66.7	33.3	***	33.3
阿蘇市	95	76	169	177.9	203	213.7	100.0	80.0	25.0	25.0	***	75.0
天草市	274	215	274	100.0	361	131.8	100.0	52.9	66.7	55.6	***	33.3
合志市	299	262	304	101.7	324	108.4	100.0	87.5	85.7	85.7	***	85.7
美里町	32	24	49	153.1	60	187.5	100.0	66.7	50.0	100.0	***	100.0
玉東町	27	20	29	107.4	38	140.7	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
南関町	52	37	74	142.3	66	126.9	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
長洲町	57	46	61	107.0	68	119.3	100.0	25.0	0.0	100.0	***	0.0
和水町	32	25	52	162.5	78	243.8	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
大津町	149	126	175	117.4	193	129.5	100.0	71.4	60.0	0.0	***	80.0
菊陽町	198	169	265	133.8	219	110.6	100.0	83.3	80.0	60.0	***	60.0
南小国町	28	19	53	189.3	44	157.1	100.0	66.7	50.0	100.0	***	50.0
小国町	20	17	44	220.0	24	120.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
高森町	17	12	18	105.9	24	141.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
西原村	34	27	39	114.7	41	120.6	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
南阿蘇村	55	36	98	178.2	88	160.0	100.0	100.0	33.3	33.3	***	66.7
御船町	85	63	118	138.8	104	122.4	100.0	83.3	100.0	20.0	***	20.0
嘉島町	79	45	61	77.2	69	87.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	50.0
益城町	169	150	247	146.2	165	97.6	100.0	20.0	0.0	100.0	***	0.0
甲佐町	58	43	65	112.1	71	122.4	100.0	75.0	100.0	0.0	***	0.0
山都町	65	43	69	106.2	103	158.5	100.0	40.0	50.0	50.0	***	50.0
氷川町	42	32	87	207.1	67	159.5	100.0	66.7	50.0	100.0	***	50.0
芦北町	63	48	65	103.2	82	130.2	100.0	40.0	50.0	50.0	***	0.0
津奈木町	15	12	10	66.7	18	120.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
錦町	62	42	73	117.7	67	108.1	100.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0

多良木町	41	29	41	100.0	58	141.5	100.0	100.0	50.0	50.0	***	25.0
湯前町	15	11	40	266.7	22	146.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
相良村	23	13	44	191.3	29	126.1	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
五木村	10	6	4	40.0	17	170.0	100.0	0.0	***	***	***	***
山江村	20	14	24	120.0	40	200.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
あさぎり町	74	51	134	181.1	129	174.3	100.0	60.0	100.0	33.3	***	33.3
苓北町	41	28	40	97.6	55	134.1	100.0	50.0	100.0	50.0	***	50.0
合　　計	6,650	5,337	10,255	154.2	8,388	126.1	100.0	53.1	57.9	45.0	***	55.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
熊本県	4	662	43	824	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊本市	43	19,578	720	19,740	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
八代市	15	2,869	144	2,954	1.0	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
人吉市	3	810	37	847	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒尾市	3	1,280	50	1,300	1.0	96.0	100.0	62.0	100.0	31	100.0	100.0	0.0
水俣市	4	524	26	527	1.0	84.6	100.0	100.0	38.5	10	100.0	100.0	0.0
玉名市	6	1,544	69	1,627	1.1	92.8	100.0	98.6	100.0	68	100.0	100.0	0.0
山鹿市	5	1,269	61	1,397	1.1	98.4	90.2	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
菊池市	5	1,263	54	1,272	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇土市	3	967	37	973	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上天草市	5	488	30	488	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇城市	5	1,512	72	1,609	1.1	84.7	95.8	95.8	***	***	95.8	0.0	100.0
阿蘇市	3	573	30	569	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天草市	13	1,754	88	1,871	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合志市	4	2,403	94	2,492	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	2	151	10	153	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉東町	1	144	8	144	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南関町	1	184	8	184	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長洲町	1	335	14	333	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和水町	2	208	14	278	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大津町	2	1,287	47	1,425	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊陽町	2	1,457	58	1,464	1.0	98.3	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
南小国町	1	85	4	85	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
小国町	1	127	7	128	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	7	100.0	100.0	0.0
高森町	1	153	9	153	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原村	1	198	11	196	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南阿蘇村	1	232	8	233	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御船町	1	488	19	483	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉島町	1	357	12	417	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
益城町	2	1,085	32	1,225	1.1	100.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
甲佐町	1	286	12	287	1.0	91.7	100.0	100.0	100.0	12	100.0	0.0	0.0
山都町	3	256	16	258	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町	1	161	10	170	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦北町	3	354	22	449	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津奈木町	1	93	5	96	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦町	1	325	15	335	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良木町	1	233	10	233	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯前町	1	98	5	98	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

相良村	1	95	5	95	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五木村	1	8	3	24	3.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山江村	1	110	7	452	4.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あさぎり町	1	414	20	440	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苓北町	1	151	8	173	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町及び八代市中学	1	114	10	125	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	159	46,685	1,964	48,626	1.0	97.4	97.9	57.4	49.1	132	99.8	91.7	8.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
熊本県	57	49	66	115.8	72	126.3	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	100.0
熊本市	1,472	1,193	3,014	204.8	1,676	113.9	100.0	37.2	37.5	31.3	0.0	68.8
八代市	271	232	295	108.9	341	125.8	100.0	53.3	37.5	25.0	0.0	87.5
人吉市	75	55	79	105.3	89	118.7	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
荒尾市	86	79	80	93.0	101	117.4	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
水俣市	62	49	80	129.0	85	137.1	100.0	0.0	***	***	***	***
玉名市	122	101	211	173.0	189	154.9	100.0	0.0	***	***	***	***
山鹿市	113	94	190	168.1	183	161.9	100.0	100.0	100.0	40.0	0.0	80.0
菊池市	137	91	99	72.3	116	84.7	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	25.0
宇土市	79	67	73	92.4	81	102.5	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
上天草市	64	54	75	117.2	82	128.1	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	50.0
宇城市	123	106	123	100.0	130	105.7	100.0	40.0	50.0	100.0	0.0	100.0
阿蘇市	52	44	106	203.8	94	180.8	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7
天草市	233	167	218	93.6	239	102.6	100.0	38.5	60.0	60.0	0.0	80.0
合志市	152	134	187	123.0	188	123.7	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
美里町	28	21	56	200.0	45	160.7	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
玉東町	16	12	21	131.3	44	275.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南関町	17	15	22	129.4	29	170.6	100.0	0.0	***	***	***	***
長洲町	27	22	28	103.7	28	103.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
和水町	31	25	49	158.1	72	232.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
大津町	84	73	86	102.4	91	108.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菊陽町	124	86	102	82.3	100	80.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南小国町	13	10	13	100.0	19	146.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
小国町	15	13	32	213.3	29	193.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
高森町	24	15	42	175.0	25	104.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西原村	15	15	14	93.3	26	173.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南阿蘇村	19	19	50	263.2	62	326.3	100.0	0.0	***	***	***	***
御船町	33	28	37	112.1	35	106.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
嘉島町	24	20	26	108.3	30	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
益城町	77	62	118	153.2	79	102.6	100.0	0.0	***	***	***	***
甲佐町	23	19	12	52.2	28	121.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山都町	42	32	43	102.4	59	140.5	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
氷川町	17	15	17	100.0	25	147.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
芦北町	45	38	53	117.8	65	144.4	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
津奈木町	15	11	15	100.0	20	133.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

錦町	29	21	47	162.1	34	117.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
多良木町	18	16	38	211.1	29	161.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
湯前町	12	9	17	141.7	29	241.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
相良村	10	10	24	240.0	21	210.0	100.0	0.0	***	***	***	***
五木村	11	8	30	272.7	12	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
山江村	15	11	18	120.0	18	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
あさぎり町	29	27	37	127.6	37	127.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
苓北町	13	11	21	161.5	21	161.5	100.0	0.0	***	***	***	***
氷川町及び八代市中学	18	12	29	161.1	21	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,942	3,191	5,993	152.0	4,799	121.7	100.0	52.2	47.0	36.1	0.0	75.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
産山村	1	82	12	93	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高森町	1	43	11	45	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水上村	1	138	13	151	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	0.0
球磨村	1	148	17	157	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	4	411	53	446	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
産山村	21	16	44	209.5	57	271.4	100.0	0.0	***	***	***	***
高森町	19	14	44	231.6	30	157.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
水上村	26	21	58	223.1	36	138.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
球磨村	29	21	22	75.9	51	175.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	95	72	168	176.8	174	183.2	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独[illegible] 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
熊本県	50	35	26,736	17,417	890	604	33,537	23,095	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
熊本市	2	2	1,430	1,430	42	42	1,842	1,842	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	52	37	28,166	18,847	932	646	35,379	24,937	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
熊本県	2,393	1,710	2,173	1,556	3,720	2,667	155.5	156.0	4,102	2,980	171.4	174.3	100.0	100.0	54.0	45.7	40.7	37.5	70.4	81.3	22.2	18.8	70.4	68.8
熊本市	110	110	101	101	295	295	268.2	268.2	128	128	116.4	116.4	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	2,503	1,820	2,274	1,657	4,015	2,962	160.4	162.7	4,230	3,108	169.0	170.8	100.0	100.0	53.8	45.9	42.9	41.2	71.4	82.4	21.4	17.6	71.4	70.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
熊本県	20	2,148	452	2,667	1.2	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊本市	2	148	22	152	1.0	100.0	100.0	45.5	54.5	0	100.0	100.0	0.0
八代市	1	98	21	101	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	23	2,394	495	2,920	1.2	98.8	100.0	97.6	2.4	0	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
熊本県	1,196	976	1,781	148.9	1,985	166.0	100.0	75.0	93.3	33.3	0.0	80.0
熊本市	60	54	120	200.0	69	115.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
八代市	40	33	38	95.0	55	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	1,296	1,063	1,939	149.6	2,109	162.7	100.0	69.6	93.8	31.3	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大分県	59	22,826	1,214	27,045	1.2	83.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大分市	84	36,732	1,553	38,570	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別府市	21	6,994	325	7,158	1.0	92.3	99.7	94.2	***	***	94.2	100.0	0.0
中津市	31	6,550	331	6,923	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日田市	30	4,471	282	4,945	1.1	86.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐伯市	30	4,023	249	4,227	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
臼杵市	18	2,168	153	2,235	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津久見市	7	797	50	905	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹田市	14	1,007	99	1,171	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊後高田市	17	1,511	117	1,589	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杵築市	13	1,720	109	2,457	1.4	85.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇佐市	31	3,708	281	3,793	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊後大野市	18	1,901	143	2,005	1.1	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由布市	13	2,574	143	2,771	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国東市	9	1,398	82	1,567	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫島村	2	81	9	99	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日出町	7	2,275	101	2,406	1.1	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九重町	7	536	54	651	1.2	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玖珠町	8	894	69	884	1.0	84.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	419	102,166	5,364	111,401	1.1	93.4	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分県	2,967	2,595	3,445	116.1	3,791	127.8	100.0	69.5	56.1	43.9	39.0	56.1
大分市	2,210	1,871	3,455	156.3	2,493	112.8	100.0	75.0	68.3	65.1	0.0	63.5
別府市	460	388	494	107.4	524	113.9	100.0	81.0	47.1	76.5	0.0	58.8
中津市	490	400	716	146.1	626	127.8	100.0	67.7	76.2	47.6	0.0	23.8
日田市	439	328	537	122.3	597	136.0	100.0	50.0	60.0	40.0	0.0	33.3
佐伯市	437	330	441	100.9	552	126.3	100.0	53.3	50.0	56.3	0.0	43.8
臼杵市	245	189	288	117.6	359	146.5	100.0	44.4	50.0	50.0	0.0	50.0
津久見市	89	65	73	82.0	126	141.6	100.0	57.1	75.0	75.0	0.0	75.0
竹田市	177	133	196	110.7	236	133.3	100.0	71.4	80.0	80.0	0.0	40.0
豊後高田市	193	152	214	110.9	231	119.7	100.0	88.2	93.3	53.3	0.0	86.7
杵築市	162	129	375	231.5	301	185.8	100.0	46.2	50.0	16.7	0.0	33.3
宇佐市	408	305	427	104.7	525	128.7	100.0	29.0	44.4	55.6	0.0	44.4
豊後大野市	251	195	355	141.4	307	122.3	100.0	66.7	58.3	41.7	0.0	41.7
由布市	236	193	355	150.4	331	140.3	100.0	53.8	42.9	28.6	0.0	42.9
国東市	143	111	176	123.1	200	139.9	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	66.7
姫島村	20	14	43	215.0	36	180.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日出町	143	123	195	136.4	200	139.9	100.0	42.9	33.3	0.0	0.0	100.0
九重町	78	65	93	119.2	89	114.1	100.0	85.7	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠町	103	83	149	144.7	136	132.0	100.0	62.5	60.0	20.0	0.0	40.0
合計	9,251	7,669	12,027	130.0	11,660	126.0	100.0	62.3	62.8	51.3	15.2	51.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大分市	55	23,968	1,065	25,212	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別府市	14	4,528	231	4,624	1.0	94.8	99.6	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
中津市	21	4,268	236	4,303	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日田市	18	2,826	191	2,914	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐伯市	18	2,522	173	2,524	1.0	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
臼杵市	13	1,342	108	1,372	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津久見市	5	482	35	586	1.2	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹田市	10	637	71	689	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊後高田市	11	1,009	83	1,016	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杵築市	10	1,087	80	1,496	1.4	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇佐市	24	2,377	209	2,382	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊後大野市	11	1,198	96	1,213	1.0	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由布市	10	1,742	105	1,794	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国東市	5	694	46	867	1.2	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫島村	1	48	6	58	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日出町	5	1,514	72	1,550	1.0	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九重町	6	347	42	359	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玖珠町	6	569	50	554	1.0	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	243	51,158	2,899	53,513	1.0	96.9	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分市	1,375	1,145	2,094	152.3	1,532	111.4	100.0	78.2	69.8	62.8	***	65.1
別府市	296	244	327	110.5	342	115.5	100.0	92.9	53.8	100.0	***	53.8
中津市	303	248	469	154.8	416	137.3	100.0	61.9	76.9	46.2	***	23.1
日田市	258	188	303	117.4	361	139.9	100.0	72.2	61.5	46.2	***	38.5
佐伯市	253	195	245	96.8	317	125.3	100.0	72.2	53.8	46.2	***	38.5
臼杵市	163	120	199	122.1	248	152.1	100.0	46.2	50.0	50.0	***	50.0
津久見市	53	38	47	88.7	91	171.7	100.0	40.0	50.0	50.0	***	50.0
竹田市	122	87	137	112.3	165	135.2	100.0	60.0	83.3	66.7	***	16.7
豊後高田市	119	94	122	102.5	140	117.6	100.0	81.8	100.0	44.4	***	88.9
杵築市	108	85	253	234.3	196	181.5	100.0	40.0	75.0	0.0	***	25.0
宇佐市	293	211	254	86.7	383	130.7	100.0	29.2	57.1	57.1	***	28.6
豊後大野市	155	121	190	122.6	190	122.6	100.0	72.7	62.5	50.0	***	37.5
由布市	167	134	239	143.1	231	138.3	100.0	60.0	50.0	33.3	***	33.3
国東市	73	56	90	123.3	114	156.2	100.0	40.0	50.0	0.0	***	50.0
姫島村	8	5	18	225.0	18	225.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日出町	94	80	123	130.9	139	147.9	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
九重町	60	49	72	120.0	69	115.0	100.0	83.3	100.0	0.0	***	0.0
玖珠町	68	53	95	139.7	92	135.3	100.0	66.7	50.0	25.0	***	25.0
合計	3,968	3,153	5,277	133.0	5,044	127.1	100.0	64.2	66.0	51.9	***	46.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大分県	1	358	13	408	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大分市	28	11,927	452	12,482	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別府市	7	2,466	94	2,534	1.0	86.2	100.0	86.2	***	***	86.2	100.0	0.0
中津市	10	2,282	95	2,620	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日田市	12	1,645	91	2,031	1.2	80.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐伯市	12	1,501	76	1,703	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
臼杵市	5	826	45	863	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津久見市	2	315	15	319	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹田市	4	370	28	482	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊後高田市	6	502	34	573	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杵築市	3	633	29	961	1.5	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇佐市	7	1,331	72	1,411	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊後大野市	7	703	47	792	1.1	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由布市	3	832	38	977	1.2	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国東市	3	430	22	428	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姫島村	1	33	3	41	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日出町	2	761	29	856	1.1	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九重町	1	189	12	292	1.5	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玖珠町	1	308	17	305	1.0	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	115	27,412	1,212	30,078	1.1	94.9	100.0	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分県	26	22	27	103.8	31	119.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大分市	784	682	1,266	161.5	902	115.1	100.0	67.9	63.2	73.7	0.0	57.9
別府市	164	144	167	101.8	182	111.0	100.0	57.1	25.0	0.0	0.0	75.0
中津市	187	152	247	132.1	210	112.3	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	25.0
日田市	181	140	234	129.3	236	130.4	100.0	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0
佐伯市	184	135	196	106.5	235	127.7	100.0	25.0	33.3	100.0	0.0	66.7
臼杵市	82	69	89	108.5	111	135.4	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
津久見市	36	27	26	72.2	35	97.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
竹田市	55	46	59	107.3	71	129.1	100.0	100.0	75.0	100.0	0.0	75.0
豊後高田市	74	58	92	124.3	91	123.0	100.0	100.0	83.3	66.7	0.0	83.3
杵築市	54	44	122	225.9	105	194.4	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
宇佐市	115	94	173	150.4	142	123.5	100.0	28.6	0.0	50.0	0.0	100.0
豊後大野市	96	74	165	171.9	117	121.9	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	50.0
由布市	69	59	116	168.1	100	144.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
国東市	46	35	61	132.6	60	130.4	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
姫島村	12	9	25	208.3	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日出町	49	43	72	146.9	61	124.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
九重町	18	16	21	116.7	20	111.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠町	24	21	38	158.3	31	129.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	2,256	1,870	3,196	141.7	2,758	122.3	100.0	54.8	58.7	55.6	0.0	60.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大分市	1	837	36	876	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国東市	1	274	14	272	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玖珠町	1	17	2	25	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	3	1,128	52	1,173	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
大分市	51	44	95	186.3	59	115.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
国東市	24	20	25	104.2	26	108.3	100.0	0.0	***	***	***	***
玖珠町	11	9	16	145.5	13	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	86	73	136	158.1	98	114.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
大分県	40	23	20,798	12,030	748	424	24,813	14,665	1.2	1.2	96.7	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	40	23	20,798	12,030	748	424	24,813	14,665	1.2	1.2	96.7	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大分県	1,938	1,190	1,714	1,043	2,341	1,457	120.8	122.4	2,599	1,640	134.1	137.8	100.0	100.0	67.5	52.2	44.4	41.7	40.7	33.3	59.3	50.0	44.4	58.3
合計	1,938	1,190	1,714	1,043	2,341	1,457	120.8	122.4	2,599	1,640	134.1	137.8	100.0	100.0	67.5	52.2	44.4	41.7	40.7	33.3	59.3	50.0	44.4	58.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大分県	18	1,670	453	1,824	1.1	60.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	18	1,670	453	1,824	1.1	60.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分県	1,003	859	1,077	107.4	1,161	115.8	100.0	77.8	78.6	50.0	0.0	78.6
合計	1,003	859	1,077	107.4	1,161	115.8	100.0	77.8	78.6	50.0	0.0	78.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮崎県	52	22,365	1,036	27,800	1.2	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮崎市	72	30,736	1,347	33,043	1.1	97.3	99.3	99.2	1.7	23	99.2	100.0	0.0
都城市	56	13,993	671	14,048	1.0	96.3	99.7	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
延岡市	42	8,350	442	8,821	1.1	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日南市	24	3,319	200	3,323	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小林市	21	3,189	187	3,400	1.1	95.7	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
日向市	22	4,593	234	4,607	1.0	100.0	100.0	100.0	2.1	5	100.0	100.0	0.0
串間市	9	1,159	70	1,172	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西都市	14	2,049	132	2,165	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
えびの市	9	1,105	72	1,203	1.1	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三股町	7	2,841	124	2,909	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高原町	6	591	37	612	1.0	94.6	94.6	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
国富町	7	1,275	70	1,464	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾町	2	557	29	606	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高鍋町	4	1,499	67	1,650	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新富町	6	1,310	68	1,367	1.0	98.5	98.5	98.5	100.0	67	100.0	100.0	0.0
西米良村	2	75	11	86	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木城町	1	458	22	520	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川南町	7	1,113	73	1,123	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
都農町	5	775	44	815	1.1	88.6	95.5	95.5	***	***	95.5	100.0	0.0
門川町	4	1,377	65	1,567	1.1	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諸塚村	3	82	10	101	1.2	100.0	80.0	80.0	***	***	80.0	66.7	33.3
椎葉村	6	156	22	211	1.4	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	3	234	38	294	1.3	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高千穂町	6	735	46	796	1.1	91.3	100.0	93.5	***	***	93.5	100.0	0.0
日之影町	4	188	23	254	1.4	95.7	95.7	95.7	***	***	95.7	100.0	0.0
五ヶ瀬町	5	172	26	183	1.1	84.6	96.2	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
合計	399	104,296	5,166	114,140	1.1	90.8	99.5	99.4	1.9	95	99.5	99.7	0.3

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎県	2,942	2,607	3,059	104.0	3,510	119.3	75.0	55.8	51.7	37.9	3.4	75.9
宮崎市	2,112	1,777	4,425	209.5	3,579	169.5	100.0	58.3	31.0	31.0	0.0	64.3
都城市	1,101	944	1,189	108.0	1,272	115.5	100.0	41.1	60.9	21.7	11.1	34.8
延岡市	737	592	679	92.1	765	103.8	100.0	35.7	60.0	66.7	0.0	46.7
日南市	361	272	389	107.8	463	128.3	100.0	29.2	57.1	0.0	0.0	42.9
小林市	317	264	575	181.4	431	136.0	100.0	33.3	85.7	0.0	0.0	14.3
日向市	390	320	377	96.7	426	109.2	100.0	27.3	83.3	33.3	0.0	16.7
串間市	123	103	115	93.5	136	110.6	100.0	44.4	75.0	0.0	0.0	25.0
西都市	220	185	224	101.8	237	107.7	100.0	28.6	25.0	100.0	0.0	25.0
えびの市	140	123	156	111.4	168	120.0	100.0	44.4	75.0	50.0	0.0	25.0
三股町	204	174	193	94.6	230	112.7	100.0	28.6	50.0	50.0	0.0	100.0
高原町	81	67	76	93.8	106	130.9	100.0	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0
国富町	115	98	162	140.9	162	140.9	100.0	14.3	0.0	100.0	0.0	0.0
綾町	45	41	77	171.1	54	120.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高鍋町	107	98	119	111.2	126	117.8	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0
新富町	107	93	149	139.3	151	141.1	100.0	16.7	0.0	100.0	0.0	0.0
西米良村	22	18	39	177.3	26	118.2	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
木城町	38	32	65	171.1	62	163.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
川南町	110	95	114	103.6	130	118.2	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	33.3
都農町	74	64	68	91.9	92	124.3	100.0	60.0	66.7	66.7	0.0	66.7
門川町	97	81	117	120.6	129	133.0	100.0	0.0	***	***	***	***
諸塚村	26	20	48	184.6	39	150.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
椎葉村	48	31	69	143.8	52	108.3	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	16.7
美郷町	67	58	86	128.4	67	100.0	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3
高千穂町	78	61	126	161.5	135	173.1	100.0	16.7	0.0	100.0	0.0	100.0
日之影町	37	31	47	127.0	60	162.2	100.0	100.0	75.0	25.0	0.0	75.0
五ヶ瀬町	43	35	49	114.0	64	148.8	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
合計	9,742	8,284	12,792	131.3	12,672	130.1	96.7	43.6	54.6	36.8	2.4	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。

注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮崎市	46	20,973	952	22,304	1.1	97.7	99.4	99.3	2.4	23	99.3	100.0	0.0
都城市	37	9,298	484	9,318	1.0	97.9	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
延岡市	26	5,531	300	5,820	1.1	85.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日南市	15	2,196	140	2,194	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小林市	12	2,070	125	2,200	1.1	97.6	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
日向市	14	2,955	162	2,962	1.0	100.0	100.0	100.0	1.2	2	100.0	100.0	0.0
串間市	8	735	53	749	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西都市	8	1,317	91	1,395	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
えびの市	5	686	46	740	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三股町	6	1,858	95	1,925	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高原町	4	385	27	404	1.0	100.0	92.6	92.6	***	***	92.6	100.0	0.0
国富町	4	860	49	987	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾町	1	342	18	393	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高鍋町	2	945	45	1,086	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新富町	3	846	45	890	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	45	100.0	100.0	0.0
西米良村	1	50	7	57	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川南町	5	693	52	701	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
都農町	4	552	32	565	1.0	93.8	93.8	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
門川町	3	876	46	1,050	1.2	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諸塚村	2	55	9	55	1.0	100.0	77.8	77.8	***	***	77.8	50.0	50.0
椎葉村	5	104	19	107	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高千穂町	5	484	35	544	1.1	88.6	100.0	91.4	***	***	91.4	100.0	0.0
日之影町	3	110	17	167	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五ヶ瀬町	4	116	21	118	1.0	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	223	54,037	2,870	56,731	1.0	96.2	99.4	99.3	2.4	70	99.3	99.5	0.5

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
宮崎市	1,374	1,128	2,802	203.9	2,280	165.9	100.0	58.7	25.9	29.6	***	63.0
都城市	690	594	703	101.9	830	120.3	100.0	37.8	64.3	28.6	***	21.4
延岡市	436	362	427	97.9	473	108.5	100.0	34.6	66.7	55.6	***	55.6
日南市	209	167	206	98.6	271	129.7	100.0	26.7	75.0	0.0	***	25.0
小林市	182	150	353	194.0	266	146.2	100.0	33.3	75.0	0.0	***	25.0
日向市	242	195	229	94.6	254	105.0	100.0	28.6	100.0	25.0	***	25.0
串間市	89	74	83	93.3	94	105.6	100.0	37.5	66.7	0.0	***	33.3
西都市	125	104	127	101.6	137	109.6	100.0	12.5	0.0	100.0	***	0.0
えびの市	78	67	93	119.2	101	129.5	100.0	60.0	66.7	66.7	***	33.3
三股町	133	113	121	91.0	158	118.8	100.0	33.3	50.0	50.0	***	100.0
高原町	55	44	44	80.0	63	114.5	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
国富町	66	59	101	153.0	101	153.0	100.0	25.0	0.0	100.0	***	0.0
綾町	28	26	57	203.6	34	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
高鍋町	66	60	64	97.0	70	106.1	100.0	0.0	***	***	***	***
新富町	62	53	51	82.3	50	80.6	100.0	0.0	***	***	***	***
西米良村	14	10	22	157.1	14	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
川南町	70	61	70	100.0	78	111.4	100.0	40.0	100.0	50.0	***	0.0
都農町	51	45	46	90.2	63	123.5	100.0	75.0	66.7	66.7	***	66.7
門川町	61	49	83	136.1	84	137.7	100.0	0.0	***	***	***	***
諸塚村	15	12	15	100.0	21	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
椎葉村	37	24	43	116.2	39	105.4	100.0	100.0	100.0	60.0	***	0.0
高千穂町	55	42	103	187.3	101	183.6	100.0	20.0	0.0	100.0	***	100.0
日之影町	25	21	32	128.0	43	172.0	100.0	100.0	66.7	0.0	***	66.7
五ヶ瀬町	32	26	37	115.6	51	159.4	100.0	50.0	50.0	0.0	***	50.0
合計	4,195	3,486	5,912	140.9	5,676	135.3	100.0	40.4	56.7	34.4	***	42.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、

遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮崎県	2	360	9	414	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮崎市	26	9,763	395	10,739	1.1	96.5	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
都城市	19	4,695	187	4,730	1.0	92.0	99.5	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
延岡市	15	2,801	136	2,980	1.1	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日南市	9	1,123	60	1,129	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小林市	9	1,119	62	1,200	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日向市	8	1,638	72	1,645	1.0	100.0	100.0	100.0	4.2	3	100.0	100.0	0.0
串間市	1	424	17	423	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西都市	6	732	41	770	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
えびの市	4	419	26	463	1.1	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三股町	1	983	29	984	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高原町	2	206	10	208	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国富町	3	415	21	477	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾町	1	215	11	213	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高鍋町	2	554	22	564	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新富町	3	464	23	477	1.0	95.7	95.7	95.7	100.0	22	100.0	100.0	0.0
西米良村	1	25	4	29	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川南町	2	420	21	422	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
都農町	1	223	12	250	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
門川町	1	501	19	517	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諸塚村	1	27	1	46	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
椎葉村	1	52	3	104	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高千穂町	1	251	11	252	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日之影町	1	78	6	87	1.1	83.3	83.3	83.3	***	***	83.3	100.0	0.0
五ヶ瀬町	1	56	5	65	1.2	60.0	80.0	80.0	***	***	80.0	100.0	0.0
合計	121	27,544	1,203	29,188	1.1	94.6	99.3	99.3	2.2	25	99.3	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
宮崎県	23	17	17	73.9	24	104.3	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎市	738	649	1,623	219.9	1,299	176.0	100.0	57.7	40.0	33.3	0.0	66.7
都城市	411	350	486	118.2	442	107.5	100.0	47.4	55.6	11.1	11.1	55.6
延岡市	290	221	243	83.8	281	96.9	100.0	33.3	40.0	80.0	0.0	40.0
日南市	152	105	183	120.4	192	126.3	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	66.7
小林市	135	114	222	164.4	165	122.2	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
日向市	148	125	148	100.0	172	116.2	100.0	25.0	50.0	50.0	0.0	0.0
串間市	34	29	32	94.1	42	123.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西都市	95	81	97	102.1	100	105.3	100.0	50.0	33.3	100.0	0.0	33.3
えびの市	62	56	63	101.6	67	108.1	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三股町	71	61	72	101.4	72	101.4	100.0	0.0	***	***	***	***
高原町	26	23	32	123.1	43	165.4	100.0	0.0	***	***	***	***
国富町	49	39	61	124.5	61	124.5	100.0	0.0	***	***	***	***
綾町	17	15	20	117.6	20	117.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高鍋町	41	38	55	134.1	56	136.6	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
新富町	45	40	98	217.8	101	224.4	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
西米良村	8	8	17	212.5	12	150.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
川南町	40	34	44	110.0	52	130.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都農町	23	19	22	95.7	29	126.1	100.0	0.0	***	***	***	***
門川町	36	32	34	94.4	45	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
諸塚村	11	8	33	300.0	18	163.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
椎葉村	11	7	26	236.4	13	118.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
高千穂町	23	19	23	100.0	34	147.8	100.0	0.0	***	***	***	***
日之影町	12	10	15	125.0	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
五ヶ瀬町	11	9	12	109.1	13	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	2,512	2,109	3,678	146.4	3,370	134.2	100.0	42.1	52.9	39.2	2.0	52.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による

授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
延岡市	1	18	6	21	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木城町	1	458	22	520	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美郷町	3	234	38	294	1.3	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	5	710	66	835	1.2	87.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（義務教育学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
延岡市	11	9	9	81.8	11	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
木城町	38	32	65	171.1	62	163.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
美郷町	67	58	86	128.4	67	100.0	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3
合計	116	99	160	137.9	140	120.7	100.0	100.0	60.0	60.0	0.0	20.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
宮崎県	36	32	20,423	18,449	675	619	25,255	23,718	1.2	1.3	95.6	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	36	32	20,423	18,449	675	619	25,255	23,718	1.2	1.3	95.6	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
宮崎県	1,929	1,744	1,757	1,587	1,851	1,647	96.0	94.4	2,311	2,085	119.8	119.6	100.0	100.0	47.2	46.9	35.3	40.0	41.2	33.3	5.9	6.7	82.4	80.0
合計	1,929	1,744	1,757	1,587	1,851	1,647	96.0	94.4	2,311	2,085	119.8	119.6	100.0	100.0	47.2	46.9	35.3	40.0	41.2	33.3	5.9	6.7	82.4	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮崎県	1	214	6	273	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1	214	6	273	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎県	37	32	40	108.1	42	113.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	37	32	40	108.1	42	113.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮崎県	13	1,368	346	1,858	1.4	23.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	13	1,368	346	1,858	1.4	23.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎県	953	801	1,151	120.8	1,133	118.9	0.0	76.9	70.0	20.0	0.0	60.0
合計	953	801	1,151	120.8	1,133	118.9	0.0	76.9	70.0	20.0	0.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鹿児島県	78	27,847	1,539	32,804	1.2	76.8	100.0	100.0	***	***	100.0	93.6	6.4
鹿児島市	120	49,326	2,224	58,421	1.2	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿屋市	36	9,533	475	10,747	1.1	94.1	100.0	100.0	2.9	14	100.0	100.0	0.0
枕崎市	8	1,167	75	1,336	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久根市	10	1,149	92	1,165	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出水市	21	4,626	258	4,919	1.1	96.1	100.0	100.0	5.4	14	100.0	100.0	0.0
指宿市	15	3,110	175	3,269	1.1	93.1	91.4	91.4	***	***	91.4	100.0	0.0
西之表市	11	986	88	1,066	1.1	94.3	100.0	100.0	95.5	84	100.0	100.0	0.0
垂水市	8	693	60	744	1.1	100.0	100.0	88.3	11.7	0	100.0	100.0	0.0
薩摩川内市	34	7,473	407	7,472	1.0	95.8	89.9	39.8	100.0	162	100.0	0.0	0.0
日置市	20	3,651	209	3,758	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽於市	20	2,161	155	2,157	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	155	100.0	100.0	0.0
霧島市	46	11,341	593	12,040	1.1	72.5	100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
いちき串木野市	13	1,709	99	2,097	1.2	97.0	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
南さつま市	12	2,179	137	2,204	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志布志市	21	2,330	179	2,464	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奄美市	32	3,235	227	3,379	1.0	85.9	99.6	86.8	***	***	86.8	100.0	0.0
南九州市	18	2,123	148	2,502	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊佐市	16	1,484	137	1,702	1.1	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	81.2	18.8
姶良市	22	7,231	366	7,303	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三島村	4	76	21	80	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十島村	7	107	37	106	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さつま町	7	1,198	76	1,378	1.2	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長島町	12	793	72	795	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7
湧水町	7	522	51	522	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎町	7	865	69	915	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東串良町	3	555	30	557	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦江町	5	357	34	450	1.3	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大隅町	4	293	26	296	1.0	88.5	100.0	100.0	38.5	10	100.0	100.0	0.0
肝付町	10	944	72	992	1.1	98.6	100.0	38.9	100.0	28	100.0	66.7	33.3
中種子町	8	520	45	590	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南種子町	9	461	46	520	1.1	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
屋久島町	13	935	81	941	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和村	5	96	20	104	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇検村	8	132	31	145	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瀬戸内町	17	568	66	596	1.0	93.9	100.0	100.0	7.6	5	100.0	100.0	0.0
龍郷町	10	562	56	560	1.0	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

喜界町	3	461	32	473	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳之島町	13	891	78	935	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	84.6	15.4
天城町	9	461	50	464	1.0	96.0	100.0	94.0	***	***	94.0	100.0	0.0
伊仙町	11	593	60	624	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和泊町	6	510	42	509	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知名町	7	470	44	472	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与論町	4	466	37	540	1.2	94.6	100.0	100.0	27.0	10	100.0	100.0	0.0
合　　計	750	156,190	8,819	175,113	1.1	91.5	99.3	96.0	8.8	482	99.4	98.1	1.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島県	3,818	3,510	4,252	111.4	4,591	120.2	100.0	48.7	36.8	28.9	10.5	73.7
鹿児島市	3,308	2,886	3,469	104.9	3,393	102.6	100.0	42.5	56.9	62.7	0.0	54.9
鹿屋市	763	637	901	118.1	876	114.8	100.0	58.3	57.1	38.1	0.0	38.1
枕崎市	128	101	127	99.2	132	103.1	100.0	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0
阿久根市	149	116	139	93.3	158	106.0	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	75.0
出水市	426	352	395	92.7	490	115.0	100.0	90.5	84.2	73.7	0.0	63.2
指宿市	279	232	268	96.1	308	110.4	100.0	33.3	80.0	60.0	0.0	40.0
西之表市	133	106	152	114.3	154	115.8	100.0	90.9	70.0	50.0	0.0	20.0
垂水市	94	73	100	106.4	102	108.5	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	37.5
薩摩川内市	660	544	928	140.6	732	110.9	100.0	44.1	73.3	33.3	0.0	33.3
日置市	336	280	317	94.3	362	107.7	100.0	10.0	100.0	50.0	0.0	0.0
曽於市	254	190	338	133.1	265	104.3	100.0	35.0	85.7	42.9	0.0	28.6
霧島市	951	805	988	103.9	1,204	126.6	97.8	41.3	78.9	42.1	0.0	31.6
いちき串木野市	183	143	148	80.9	242	132.2	100.0	53.8	85.7	42.9	0.0	0.0
南さつま市	219	177	226	103.2	244	111.4	100.0	41.7	40.0	60.0	0.0	60.0
志布志市	280	222	249	88.9	307	109.6	100.0	42.9	77.8	33.3	0.0	11.1
奄美市	398	300	407	102.3	442	111.1	100.0	43.8	64.3	64.3	0.0	21.4
南九州市	234	183	299	127.8	334	142.7	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	44.4
伊佐市	217	172	324	149.3	264	121.7	100.0	50.0	75.0	50.0	0.0	12.5
姶良市	553	478	495	89.5	575	104.0	100.0	27.3	33.3	50.0	0.0	66.7
三島村	49	38	78	159.2	55	112.2	0.0	100.0	100.0	100.0	25.0	100.0
十島村	81	64	53	65.4	90	111.1	0.0	100.0	100.0	85.7	85.7	85.7
さつま町	131	106	144	109.9	143	109.2	100.0	71.4	60.0	60.0	0.0	40.0
長島町	120	99	116	96.7	147	122.5	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	50.0
湧水町	92	69	88	95.7	99	107.6	100.0	14.3	0.0	100.0	0.0	0.0
大崎町	108	88	107	99.1	122	113.0	100.0	71.4	60.0	40.0	0.0	0.0
東串良町	50	41	47	94.0	48	96.0	100.0	0.0	***	***	***	***
錦江町	61	45	106	173.8	94	154.1	100.0	100.0	80.0	80.0	0.0	60.0
南大隅町	47	34	52	110.6	58	123.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
肝付町	129	102	143	110.9	163	126.4	100.0	40.0	75.0	75.0	0.0	50.0
中種子町	77	56	144	187.0	127	164.9	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	25.0
南種子町	83	54	61	73.5	98	118.1	100.0	44.4	75.0	75.0	0.0	0.0
屋久島町	146	105	184	126.0	159	108.9	100.0	84.6	45.5	63.6	0.0	27.3
大和村	36	25	36	100.0	48	133.3	100.0	60.0	100.0	66.7	0.0	0.0
宇検村	58	41	61	105.2	58	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	0.0	25.0

瀬戸内町	109	87	123	112.8	117	107.3	100.0	94.1	81.3	50.0	37.5	12.5
龍郷町	97	74	100	103.1	108	111.3	100.0	60.0	66.7	83.3	0.0	33.3
喜界町	43	36	56	130.2	62	144.2	100.0	0.0	***	***	***	***
徳之島町	138	104	136	98.6	171	123.9	100.0	84.6	90.9	63.6	50.0	45.5
天城町	81	64	79	97.5	105	129.6	100.0	100.0	66.7	77.8	0.0	0.0
伊仙町	108	77	115	106.5	117	108.3	100.0	63.6	85.7	85.7	0.0	28.6
和泊町	78	56	92	117.9	115	147.4	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	66.7
知名町	73	55	90	123.3	102	139.7	100.0	28.6	100.0	50.0	0.0	50.0
与論町	61	48	97	159.0	112	183.6	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	15,439	13,075	16,830	109.0	17,693	114.6	98.4	53.3	67.3	54.5	11.5	41.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鹿児島市	78	31,109	1,548	36,673	1.2	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿屋市	23	5,951	326	6,447	1.1	96.0	100.0	100.0	4.3	14	100.0	100.0	0.0
枕崎市	4	731	50	842	1.2	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久根市	7	753	64	756	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出水市	13	2,663	167	2,712	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
指宿市	9	1,715	112	1,834	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西之表市	10	657	66	682	1.0	92.4	100.0	100.0	93.9	62	100.0	100.0	0.0
垂水市	7	447	47	471	1.1	100.0	100.0	85.1	14.9	0	100.0	100.0	0.0
薩摩川内市	23	4,599	273	4,598	1.0	99.3	99.3	30.0	100.0	82	100.0	0.0	0.0
日置市	14	2,245	140	2,318	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽於市	17	1,426	122	1,420	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	122	100.0	100.0	0.0
霧島市	32	6,962	415	7,164	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いちき串木野市	8	1,034	65	1,319	1.3	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南さつま市	7	1,128	76	1,142	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志布志市	16	1,497	131	1,584	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奄美市	20	2,146	160	2,239	1.0	85.0	99.4	81.3	***	***	81.3	100.0	0.0
南九州市	15	1,382	116	1,607	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊佐市	14	1,008	110	1,175	1.2	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	78.6	21.4
姶良市	17	4,756	270	4,823	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さつま町	6	746	57	877	1.2	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長島町	7	545	49	548	1.0	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
湧水町	5	327	37	327	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎町	6	554	52	563	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東串良町	2	359	24	361	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦江町	3	203	23	220	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大隅町	2	170	15	171	1.0	93.3	100.0	100.0	66.7	10	100.0	100.0	0.0
肝付町	5	584	43	607	1.0	97.7	100.0	41.9	100.0	18	100.0	50.0	50.0
中種子町	7	352	37	402	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南種子町	8	328	39	349	1.1	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
屋久島町	9	625	62	624	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和村	4	69	15	73	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇検村	4	92	17	97	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瀬戸内町	9	372	41	398	1.1	92.7	100.0	100.0	7.3	3	100.0	100.0	0.0
龍郷町	7	391	42	392	1.0	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜界町	2	303	22	315	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳之島町	8	613	54	614	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
天城町	6	310	37	309	1.0	94.6	100.0	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
伊仙町	8	371	44	394	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

和泊町	4	342	30	340	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知名町	5	310	32	311	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与論町	3	305	27	347	1.1	92.6	100.0	100.0	37.0	10	100.0	100.0	0.0
合　　計	454	80,480	5,057	88,445	1.1	95.3	99.9	94.9	10.8	321	99.3	98.3	1.7

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島市	1,990	1,721	2,097	105.4	2,035	102.3	100.0	44.9	54.3	62.9	***	60.0
鹿屋市	453	368	556	122.7	532	117.4	100.0	73.9	58.8	29.4	***	47.1
枕崎市	69	53	67	97.1	71	102.9	100.0	0.0	***	***	***	***
阿久根市	93	70	84	90.3	99	106.5	100.0	85.7	50.0	33.3	***	83.3
出水市	230	185	211	91.7	248	107.8	100.0	100.0	92.3	69.2	***	53.8
指宿市	154	125	131	85.1	167	108.4	100.0	22.2	100.0	100.0	***	0.0
西之表市	103	79	121	117.5	120	116.5	100.0	90.0	66.7	44.4	***	22.2
垂水市	72	55	71	98.6	76	105.6	100.0	100.0	100.0	14.3	***	28.6
薩摩川内市	390	318	548	140.5	442	113.3	100.0	52.2	75.0	33.3	***	25.0
日置市	206	162	188	91.3	222	107.8	100.0	14.3	100.0	50.0	***	0.0
曽於市	174	137	268	154.0	201	115.5	100.0	41.2	85.7	42.9	***	28.6
霧島市	572	484	569	99.5	744	130.1	100.0	56.3	83.3	38.9	***	33.3
いちき串木野市	101	77	96	95.0	151	149.5	100.0	75.0	100.0	33.3	***	0.0
南さつま市	109	86	114	104.6	124	113.8	100.0	14.3	0.0	100.0	***	100.0
志布志市	188	144	167	88.8	204	108.5	100.0	50.0	87.5	25.0	***	12.5
奄美市	251	178	252	100.4	278	110.8	100.0	55.0	63.6	63.6	***	18.2
南九州市	171	130	172	100.6	249	145.6	100.0	100.0	66.7	73.3	***	33.3
伊佐市	163	126	245	150.3	202	123.9	100.0	50.0	71.4	57.1	***	14.3
姶良市	364	313	327	89.8	382	104.9	100.0	29.4	40.0	40.0	***	60.0
さつま町	92	71	104	113.0	103	112.0	100.0	83.3	60.0	60.0	***	40.0
長島町	71	56	57	80.3	84	118.3	100.0	57.1	75.0	25.0	***	50.0
湧水町	63	46	65	103.2	70	111.1	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎町	76	60	73	96.1	87	114.5	100.0	66.7	75.0	25.0	***	0.0
東串良町	32	27	31	96.9	32	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
錦江町	39	29	58	148.7	46	117.9	100.0	100.0	100.0	66.7	***	33.3
南大隅町	23	16	24	104.3	28	121.7	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
肝付町	62	45	77	124.2	79	127.4	100.0	40.0	50.0	50.0	***	50.0
中種子町	60	42	94	156.7	102	170.0	100.0	100.0	71.4	71.4	***	14.3
南種子町	67	41	60	89.6	78	116.4	100.0	50.0	75.0	75.0	***	0.0
屋久島町	98	68	127	129.6	93	94.9	100.0	88.9	62.5	62.5	***	25.0
大和村	25	17	25	100.0	35	140.0	100.0	75.0	100.0	66.7	***	0.0
宇検村	30	19	35	116.7	30	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	***	25.0
瀬戸内町	55	42	64	116.4	68	123.6	100.0	88.9	87.5	50.0	***	12.5
龍郷町	68	49	72	105.9	78	114.7	100.0	57.1	50.0	75.0	***	25.0
喜界町	29	22	30	103.4	37	127.6	100.0	0.0	***	***	***	***

徳之島町	83	64	79	95.2	95	114.5	100.0	87.5	100.0	57.1	***	28.6
天城町	53	41	51	96.2	61	115.1	100.0	100.0	83.3	66.7	***	0.0
伊仙町	74	51	84	113.5	81	109.5	100.0	75.0	83.3	100.0	***	33.3
和泊町	46	34	54	117.4	63	137.0	100.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
知名町	49	38	65	132.7	73	149.0	100.0	40.0	100.0	50.0	***	50.0
与論町	40	32	65	162.5	70	175.0	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
合　　計	7,088	5,721	7,678	108.3	8,040	113.4	100.0	57.5	73.2	53.3	***	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鹿児島県	2	183	10	388	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿児島市	39	16,152	612	19,337	1.2	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿屋市	12	3,072	134	3,446	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枕崎市	4	436	25	494	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久根市	3	396	28	409	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出水市	6	1,437	68	1,515	1.1	94.1	100.0	100.0	20.6	14	100.0	100.0	0.0
指宿市	5	936	48	1,075	1.1	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西之表市	1	329	22	384	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
垂水市	1	246	13	273	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
薩摩川内市	10	2,480	111	2,480	1.0	87.4	64.9	51.4	100.0	57	100.0	0.0	0.0
日置市	5	1,177	55	1,211	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽於市	3	735	33	737	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	33	100.0	100.0	0.0
霧島市	13	3,614	157	3,827	1.1	68.2	100.0	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
いちき串木野市	5	675	34	778	1.2	97.1	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
南さつま市	3	573	28	577	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志布志市	5	833	48	880	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奄美市	12	1,089	67	1,140	1.0	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南九州市	3	741	32	895	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊佐市	2	476	27	527	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姶良市	5	2,475	96	2,480	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さつま町	1	452	19	501	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長島町	5	248	23	247	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
湧水町	2	195	14	195	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎町	1	311	17	352	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東串良町	1	196	6	196	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦江町	2	154	11	230	1.5	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大隅町	2	123	11	125	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
肝付町	4	342	23	365	1.1	100.0	100.0	17.4	100.0	4	100.0	100.0	0.0
中種子町	1	168	8	188	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南種子町	1	133	7	171	1.3	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
屋久島町	4	310	19	317	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和村	1	27	5	31	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇検村	4	40	14	48	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瀬戸内町	8	196	25	198	1.0	96.0	100.0	100.0	8.0	2	100.0	100.0	0.0
龍郷町	3	171	14	168	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜界町	1	158	10	158	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳之島町	5	278	24	321	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天城町	3	151	13	155	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

伊仙町	3	222	16	230	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和泊町	2	168	12	169	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知名町	2	160	12	161	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与論町	1	161	10	193	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	196	42,419	1,961	47,572	1.1	93.2	98.0	95.9	10.5	132	99.6	99.4	0.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島県	33	26	28	84.8	34	103.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鹿児島市	1,155	1,015	1,212	104.9	1,171	101.4	100.0	38.5	66.7	66.7	0.0	40.0
鹿屋市	262	224	287	109.5	292	111.5	100.0	25.0	66.7	66.7	0.0	0.0
枕崎市	59	48	60	101.7	61	103.4	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
阿久根市	56	46	55	98.2	59	105.4	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
出水市	138	116	126	91.3	143	103.6	100.0	66.7	75.0	100.0	0.0	75.0
指宿市	88	73	96	109.1	96	109.1	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
西之表市	30	27	31	103.3	34	113.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
垂水市	22	18	29	131.8	26	118.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
薩摩川内市	232	195	323	139.2	252	108.6	100.0	30.0	66.7	33.3	0.0	66.7
日置市	106	95	106	100.0	111	104.7	100.0	0.0	***	***	***	***
曽於市	80	53	70	87.5	64	80.0	100.0	0.0	***	***	***	***
霧島市	310	266	345	111.3	380	122.6	92.3	7.7	0.0	100.0	0.0	0.0
いちき串木野市	82	66	52	63.4	91	111.0	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
南さつま市	56	46	53	94.6	58	103.6	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	0.0
志布志市	92	78	82	89.1	103	112.0	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
奄美市	147	122	155	105.4	164	111.6	100.0	25.0	66.7	66.7	0.0	33.3
南九州市	63	53	127	201.6	85	134.9	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0
伊佐市	54	46	79	146.3	62	114.8	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
姶良市	189	165	168	88.9	193	102.1	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	100.0
さつま町	39	35	40	102.6	40	102.6	100.0	0.0	***	***	***	***
長島町	49	43	59	120.4	63	128.6	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
湧水町	29	23	23	79.3	29	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大崎町	32	28	34	106.3	35	109.4	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
東串良町	18	14	16	88.9	16	88.9	100.0	0.0	***	***	***	***
錦江町	22	16	48	218.2	48	218.2	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
南大隅町	24	18	28	116.7	30	125.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
肝付町	52	45	54	103.8	69	132.7	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0
中種子町	17	14	50	294.1	25	147.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
南種子町	16	13	1	6.3	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
屋久島町	48	37	57	118.8	66	137.5	100.0	75.0	0.0	66.7	0.0	33.3
大和村	11	8	11	100.0	13	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
宇検村	28	22	26	92.9	28	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	0.0	25.0
瀬戸内町	54	45	59	109.3	49	90.7	100.0	100.0	75.0	50.0	37.5	12.5
龍郷町	29	25	28	96.6	30	103.4	100.0	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0

喜界町	14	14	26	185.7	25	178.6	100.0	0.0	***	***	***	***
徳之島町	55	40	57	103.6	76	138.2	100.0	80.0	75.0	75.0	50.0	75.0
天城町	28	23	28	100.0	44	157.1	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0
伊仙町	34	26	31	91.2	36	105.9	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
和泊町	32	22	38	118.8	52	162.5	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
知名町	24	17	25	104.2	29	120.8	100.0	0.0	***	***	***	***
与論町	21	16	32	152.4	42	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,930	3,322	4,255	108.3	4,344	110.5	99.5	42.9	59.5	63.1	6.0	40.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
出水市	1	105	11	109	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
薩摩川内市	1	394	23	394	1.0	95.7	100.0	100.0	100.0	23	100.0	0.0	0.0
日置市	1	229	14	229	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南さつま市	2	478	33	485	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三島村	4	76	21	80	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十島村	7	107	37	106	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
肝付町	1	18	6	20	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	0.0	0.0
合計	17	1,407	145	1,423	1.0	97.9	100.0	100.0	20.0	29	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
出水市	21	17	20	95.2	21	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
薩摩川内市	38	31	57	150.0	38	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日置市	24	23	23	95.8	29	120.8	100.0	0.0	***	***	***	***
南さつま市	54	45	59	109.3	62	114.8	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
三島村	49	38	78	159.2	55	112.2	0.0	100.0	100.0	100.0	25.0	100.0
十島村	81	64	53	65.4	90	111.1	0.0	100.0	100.0	85.7	85.7	85.7
肝付町	15	12	12	80.0	15	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	282	230	302	107.1	310	109.9	35.3	88.2	93.3	86.7	46.7	93.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
鹿児島県	61	42	24,769	16,420	893	608	29,026	18,612	1.2	1.1	65.1	93.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	91.8	88.1	8.2	11.9
鹿児島市	3	2	2,065	1,365	64	46	2,411	1,624	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
鹿屋市	1	1	510	510	15	15	854	854	1.7	1.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
出水市	1	1	421	421	12	12	583	583	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
指宿市	1	1	459	459	15	15	360	360	0.8	0.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
霧島市	1	1	765	765	21	21	1,049	1,049	1.4	1.4	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	68	48	28,989	19,940	1,020	717	34,283	23,082	1.2	1.2	67.4	63.9	98.5	97.9	98.5	97.9	***	***	***	***	98.5	97.9	92.6	89.6	7.4	10.4

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島県	2,359	1,680	2,164	1,550	2,630	1,844	111.5	109.8	2,856	2,066	121.1	123.0	100.0	100.0	42.6	35.7	23.1	33.3	38.5	33.3	15.4	20.0	76.9	73.3
鹿児島市	163	115	150	105	160	112	98.2	97.4	187	132	114.7	114.8	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
鹿屋市	48	48	45	45	58	58	120.8	120.8	52	52	108.3	108.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出水市	37	37	34	34	38	38	102.7	102.7	78	78	210.8	210.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
指宿市	37	37	34	34	41	41	110.8	110.8	45	45	121.6	121.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
霧島市	69	69	55	55	74	74	107.2	107.2	80	80	115.9	115.9	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,713	1,986	2,482	1,823	3,001	2,167	110.6	109.1	3,298	2,453	121.6	123.5	100.0	100.0	42.6	35.4	20.7	29.4	41.4	41.2	13.8	17.6	75.9	70.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鹿児島県	15	2,895	636	3,390	1.2	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	15	2,895	636	3,390	1.2	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鹿児島県	1,426	1,320	1,594	111.8	1,701	119.3	100.0	73.3	72.7	9.1	0.0	63.6
合計	1,426	1,320	1,594	111.8	1,701	119.3	100.0	73.3	72.7	9.1	0.0	63.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
沖縄県	85	44,144	1,670	57,760	1.3	77.4	100.0	98.0	***	***	98.0	76.5	23.5
那覇市	54	26,038	1,135	27,036	1.0	92.0	100.0	98.3	0.4	0	98.7	100.0	0.0
宜野湾市	13	9,316	402	10,258	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石垣市	28	4,771	247	4,743	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦添市	16	10,898	444	10,900	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名護市	22	6,505	386	6,496	1.0	70.7	95.3	94.6	***	***	94.6	0.0	100.0
糸満市	18	6,610	309	6,884	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沖縄市	24	13,775	600	13,806	1.0	71.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊見城市	12	7,599	341	8,417	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うるま市	28	12,663	560	13,112	1.0	89.5	100.0	100.0	1.4	8	100.0	100.0	0.0
宮古島市	27	4,965	298	4,959	1.0	95.6	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
南城市	14	5,174	240	5,221	1.0	94.6	100.0	100.0	3.3	8	100.0	100.0	0.0
国頭村	6	342	34	383	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大宜味村	2	199	14	221	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村	4	134	17	142	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	4	848	48	846	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本部町	7	1,167	77	1,282	1.1	77.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恩納村	5	921	61	1,083	1.2	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宜野座村	4	750	46	797	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金武町	4	1,203	67	1,201	1.0	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊江村	3	372	26	373	1.0	61.5	69.2	69.2	30.8	8	69.2	100.0	0.0
読谷村	7	4,464	183	4,527	1.0	82.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉手納町	3	1,383	62	1,409	1.0	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北谷町	6	3,112	133	3,231	1.0	99.2	100.0	100.0	20.3	27	100.0	100.0	0.0
北中城村	3	1,774	77	1,866	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中城村	4	2,146	95	2,267	1.1	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原町	6	3,331	151	3,651	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那原町	3	2,113	96	2,336	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南風原町	6	4,832	203	5,076	1.1	79.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡嘉敷村	3	68	11	68	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
座間味村	6	77	21	93	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粟国村	2	45	12	60	1.3	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡名喜村	2	11	8	11	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大東村	2	110	11	126	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大東村	2	49	11	66	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊平屋村	3	96	15	122	1.3	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
伊是名村	2	118	10	133	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
久米島町	8	577	56	593	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

八重瀬町	6	4,153	181	4,431	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良間村	2	89	12	100	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹富町	19	400	75	439	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那国町	5	143	20	188	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	480	187,485	8,465	206,713	1.1	87.7	99.7	99.0	0.6	51	99.0	85.4	14.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
沖縄県	4,748	4,344	5,213	109.8	6,483	136.5	100.0	29.4	44.0	44.0	4.0	60.0
那覇市	1,657	1,391	1,821	109.9	1,684	101.6	100.0	33.3	44.4	38.9	0.0	72.2
宜野湾市	567	492	601	106.0	643	113.4	100.0	38.5	40.0	60.0	0.0	40.0
石垣市	438	351	425	97.0	474	108.2	100.0	50.0	64.3	50.0	0.0	28.6
浦添市	676	611	913	135.1	719	106.4	100.0	25.0	25.0	25.0	0.0	75.0
名護市	545	450	546	100.2	548	100.6	100.0	63.6	64.3	57.1	0.0	71.4
糸満市	461	408	531	115.2	646	140.1	100.0	50.0	77.8	44.4	0.0	44.4
沖縄市	837	722	837	100.0	878	104.9	100.0	50.0	33.3	33.3	50.0	66.7
豊見城市	495	448	521	105.3	622	125.7	100.0	75.0	33.3	55.6	0.0	77.8
うるま市	795	712	742	93.3	1,186	149.2	100.0	67.9	42.1	57.9	0.0	78.9
宮古島市	520	418	495	95.2	552	106.2	100.0	66.7	55.6	44.4	25.0	38.9
南城市	413	322	213	51.6	374	90.6	100.0	64.3	33.3	22.2	0.0	44.4
国頭村	60	43	64	106.7	106	176.7	100.0	50.0	66.7	66.7	0.0	66.7
大宜味村	27	21	20	74.1	27	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東村	40	27	30	75.0	49	122.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	81	66	78	96.3	106	130.9	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	66.7
本部町	120	96	138	115.0	174	145.0	100.0	71.4	60.0	20.0	100.0	60.0
恩納村	106	76	119	112.3	115	108.5	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宜野座村	74	59	152	205.4	120	162.2	75.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
金武町	110	83	86	78.2	103	93.6	100.0	75.0	66.7	33.3	100.0	33.3
伊江村	39	29	71	182.1	54	138.5	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
読谷村	264	235	279	105.7	341	129.2	100.0	0.0	***	***	***	***
嘉手納町	87	75	94	108.0	115	132.2	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
北谷町	198	169	191	96.5	198	100.0	100.0	16.7	100.0	100.0	0.0	0.0
北中城村	111	101	91	82.0	126	113.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	33.3
中城村	133	118	168	126.3	147	110.5	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
西原町	211	189	288	136.5	252	119.4	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
与那原町	153	139	127	83.0	163	106.5	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
南風原町	310	258	274	88.4	328	105.8	100.0	83.3	100.0	100.0	0.0	100.0
渡嘉敷村	23	18	31	134.8	31	134.8	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
座間味村	66	33	114	172.7	113	171.2	0.0	50.0	100.0	66.7	100.0	33.3
粟国村	24	16	17	70.8	19	79.2	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0
渡名喜村	13	9	9	69.2	13	100.0	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
南大東村	22	18	41	186.4	25	113.6	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
北大東村	19	15	16	84.2	19	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0

伊平屋村	28	20	43	153.6	42	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
伊是名村	26	19	20	76.9	33	126.9	100.0	0.0	***	***	***	***
久米島町	97	73	82	84.5	99	102.1	100.0	12.5	100.0	100.0	0.0	100.0
八重瀬町	255	229	286	112.2	286	112.2	100.0	50.0	66.7	66.7	0.0	66.7
多良間村	22	17	20	90.9	19	86.4	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
竹富町	137	102	169	123.4	172	125.5	0.0	89.5	58.8	70.6	37.5	35.3
与那国町	46	31	104	226.1	59	128.3	0.0	80.0	75.0	75.0	0.0	25.0
合　　計	15,054	13,053	16,080	106.8	18,263	121.3	91.3	49.0	54.9	53.2	13.5	54.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
那覇市	36	17,463	805	18,177	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宜野湾市	9	6,286	291	6,915	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石垣市	19	3,167	173	3,141	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦添市	11	7,222	313	7,222	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名護市	14	4,397	262	4,390	1.0	66.8	95.4	94.3	***	***	94.3	0.0	100.0
糸満市	11	4,468	219	4,604	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沖縄市	16	9,172	433	9,191	1.0	64.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊見城市	8	5,149	244	5,774	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うるま市	18	8,701	400	9,010	1.0	89.8	100.0	100.0	1.0	4	100.0	100.0	0.0
宮古島市	16	3,315	204	3,313	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南城市	9	3,542	170	3,545	1.0	92.9	100.0	100.0	2.4	4	100.0	100.0	0.0
国頭村	5	237	28	258	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大宜味村	1	131	9	145	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村	3	103	13	109	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	3	557	35	554	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本部町	4	758	50	867	1.1	72.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恩納村	4	626	45	708	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宜野座村	3	477	34	497	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金武町	3	806	48	804	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊江村	2	263	18	265	1.0	88.9	100.0	100.0	44.4	8	100.0	100.0	0.0
読谷村	5	2,940	124	2,987	1.0	76.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉手納町	2	961	44	963	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北谷町	4	2,097	95	2,177	1.0	100.0	100.0	100.0	28.4	27	100.0	100.0	0.0
北中城村	2	1,207	53	1,243	1.0	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中城村	3	1,551	74	1,557	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原町	4	2,183	107	2,383	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那原町	2	1,419	65	1,536	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南風原町	4	3,297	145	3,502	1.1	77.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡嘉敷村	2	43	8	43	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
座間味村	3	49	12	52	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粟国村	1	31	8	46	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡名喜村	1	5	5	5	1.0	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大東村	1	71	7	81	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大東村	1	39	8	55	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊平屋村	1	63	6	82	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊是名村	1	79	6	92	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久米島町	6	371	44	377	1.0	84.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八重瀬町	4	2,829	128	3,020	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

多良間村	1	51	7	64	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹富町	10	256	45	273	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那国町	3	87	14	113	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	256	96,469	4,799	100,140	1.0	90.0	99.7	99.7	0.9	43	99.7	88.1	11.9

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
那覇市	1,050	878	1,152	109.7	1,096	104.4	100.0	38.9	42.9	42.9	***	78.6
宜野湾市	371	320	401	108.1	421	113.5	100.0	55.6	40.0	60.0	***	40.0
石垣市	277	211	253	91.3	299	107.9	100.0	57.9	72.7	45.5	***	18.2
浦添市	432	388	514	119.0	367	85.0	100.0	27.3	0.0	0.0	***	100.0
名護市	335	284	362	108.1	319	95.2	100.0	71.4	70.0	60.0	***	70.0
糸満市	280	249	314	112.1	421	150.4	100.0	54.5	66.7	50.0	***	50.0
沖縄市	563	469	531	94.3	564	100.2	100.0	62.5	30.0	30.0	***	80.0
豊見城市	297	267	369	124.2	410	138.0	100.0	87.5	28.6	57.1	***	71.4
うるま市	510	459	474	92.9	768	150.6	100.0	77.8	35.7	64.3	***	85.7
宮古島市	311	252	301	96.8	332	106.8	100.0	62.5	50.0	20.0	***	30.0
南城市	251	203	177	70.5	229	91.2	100.0	55.6	60.0	20.0	***	20.0
国頭村	44	32	48	109.1	86	195.5	100.0	60.0	66.7	66.7	***	66.7
大宜味村	15	11	11	73.3	15	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東村	27	18	21	77.8	39	144.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
今帰仁村	55	43	55	100.0	73	132.7	100.0	66.7	100.0	100.0	***	50.0
本部町	65	50	66	101.5	96	147.7	100.0	75.0	66.7	0.0	***	33.3
恩納村	78	51	69	88.5	65	83.3	75.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
宜野座村	50	39	130	260.0	98	196.0	66.7	33.3	100.0	0.0	***	100.0
金武町	64	52	42	65.6	59	92.2	100.0	66.7	50.0	0.0	***	0.0
伊江村	25	18	49	196.0	32	128.0	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
読谷村	159	139	164	103.1	160	100.6	100.0	0.0	***	***	***	***
嘉手納町	55	48	63	114.5	74	134.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
北谷町	115	105	123	107.0	128	111.3	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
北中城村	71	65	90	126.8	79	111.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
中城村	91	81	124	136.3	144	158.2	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
西原町	133	118	166	124.8	160	120.3	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
与那原町	100	93	81	81.0	109	109.0	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
南風原町	210	179	154	73.3	196	93.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
渡嘉敷村	14	10	21	150.0	21	150.0	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
座間味村	32	14	56	175.0	58	181.3	0.0	66.7	100.0	50.0	***	50.0
粟国村	12	8	8	66.7	8	66.7	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
渡名喜村	7	4	5	71.4	7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
南大東村	12	9	21	175.0	15	125.0	0.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
北大東村	7	7	8	114.3	10	142.9	0.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
伊平屋村	12	9	22	183.3	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0

伊是名村	14	10	15	107.1	15	107.1	100.0	0.0	***	***	***	***
久米島町	69	51	59	85.5	68	98.6	100.0	0.0	***	***	***	***
八重瀬町	161	144	210	130.4	190	118.0	100.0	75.0	66.7	66.7	***	66.7
多良間村	11	9	8	72.7	7	63.6	0.0	0.0	***	***	***	***
竹富町	71	46	89	125.4	97	136.6	0.0	90.0	66.7	66.7	***	33.3
与那国町	26	18	60	230.8	34	130.8	0.0	66.7	100.0	100.0	***	50.0
合　　計	6,482	5,461	6,886	106.2	7,386	113.9	91.0	57.0	56.8	50.0	***	56.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
　　学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
　　なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
沖縄県	4	836	21	873	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那覇市	18	8,575	330	8,859	1.0	85.8	100.0	94.2	1.2	0	95.5	100.0	0.0
宜野湾市	4	3,030	111	3,343	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石垣市	9	1,604	74	1,602	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦添市	5	3,676	131	3,678	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名護市	8	2,108	124	2,106	1.0	79.0	95.2	95.2	***	***	95.2	0.0	100.0
糸満市	7	2,142	90	2,280	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沖縄市	8	4,603	167	4,615	1.0	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊見城市	4	2,450	97	2,643	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うるま市	10	3,962	160	4,102	1.0	88.8	100.0	100.0	2.5	4	100.0	100.0	0.0
宮古島市	11	1,650	94	1,646	1.0	96.8	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
南城市	5	1,632	70	1,676	1.0	98.6	100.0	100.0	5.7	4	100.0	100.0	0.0
国頭村	1	105	6	125	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大宜味村	1	68	5	76	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村	1	31	4	33	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	1	291	13	292	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本部町	3	409	27	415	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恩納村	1	295	16	375	1.3	56.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宜野座村	1	273	12	300	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金武町	1	397	19	397	1.0	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊江村	1	109	8	108	1.0	0.0	0.0	0.0	***	***	0.0	100.0	0.0
読谷村	2	1,524	59	1,540	1.0	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉手納町	1	422	18	446	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北谷町	2	1,015	38	1,054	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北中城村	1	567	24	623	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中城村	1	595	21	710	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原町	2	1,148	44	1,268	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那原町	1	694	31	800	1.2	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南風原町	2	1,535	58	1,574	1.0	86.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡嘉敷村	1	25	3	25	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
座間味村	3	28	9	41	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粟国村	1	14	4	14	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡名喜村	1	6	3	6	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大東村	1	39	4	45	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大東村	1	10	3	11	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊平屋村	2	33	9	40	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊是名村	1	39	4	41	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
久米島町	2	206	12	216	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

八重瀬町	2	1,324	53	1,411	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良間村	1	38	5	36	0.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹富町	9	144	30	166	1.2	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那国町	2	56	6	75	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	143	47,708	2,017	49,686	1.0	91.0	99.2	98.2	0.6	8	98.4	86.4	13.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
沖縄県	49	43	61	124.5	54	110.2	100.0	0.0	***	***	***	***
那覇市	607	513	669	110.2	588	96.9	100.0	22.2	50.0	25.0	0.0	50.0
宜野湾市	196	172	200	102.0	222	113.3	100.0	0.0	***	***	***	***
石垣市	161	140	172	106.8	175	108.7	100.0	33.3	33.3	66.7	0.0	66.7
浦添市	244	223	399	163.5	352	144.3	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
名護市	210	166	184	87.6	229	109.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	75.0
糸満市	181	159	217	119.9	225	124.3	100.0	42.9	100.0	33.3	0.0	33.3
沖縄市	274	253	306	111.7	314	114.6	100.0	25.0	50.0	50.0	50.0	0.0
豊見城市	198	181	152	76.8	212	107.1	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
うるま市	285	253	268	94.0	418	146.7	100.0	50.0	60.0	40.0	0.0	60.0
宮古島市	209	166	194	92.8	220	105.3	100.0	72.7	62.5	75.0	25.0	50.0
南城市	162	119	36	22.2	145	89.5	100.0	80.0	0.0	25.0	0.0	75.0
国頭村	16	11	16	100.0	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大宜味村	12	10	9	75.0	12	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東村	13	9	9	69.2	10	76.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	26	23	23	88.5	33	126.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
本部町	55	46	72	130.9	78	141.8	100.0	66.7	50.0	50.0	100.0	100.0
恩納村	28	25	50	178.6	50	178.6	100.0	0.0	***	***	***	***
宜野座村	24	20	22	91.7	22	91.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
金武町	46	31	44	95.7	44	95.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
伊江村	14	11	22	157.1	22	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
読谷村	105	96	115	109.5	181	172.4	100.0	0.0	***	***	***	***
嘉手納町	32	27	31	96.9	41	128.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
北谷町	83	64	68	81.9	70	84.3	100.0	0.0	***	***	***	***
北中城村	40	36	1	2.5	47	117.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
中城村	42	37	44	104.8	3	7.1	100.0	0.0	***	***	***	***
西原町	78	71	122	156.4	92	117.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
与那原町	53	46	46	86.8	54	101.9	100.0	0.0	***	***	***	***
南風原町	100	79	120	120.0	132	132.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
渡嘉敷村	9	8	10	111.1	10	111.1	100.0	0.0	***	***	***	***
座間味村	34	19	58	170.6	55	161.8	0.0	33.3	100.0	100.0	100.0	0.0
粟国村	12	8	9	75.0	11	91.7	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
渡名喜村	6	5	4	66.7	6	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
南大東村	10	9	20	200.0	10	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
北大東村	12	8	8	66.7	9	75.0	0.0	0.0	***	***	***	***

伊平屋村	16	11	21	131.3	25	156.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
伊是名村	12	9	5	41.7	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
久米島町	28	22	23	82.1	31	110.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八重瀬町	94	85	76	80.9	96	102.1	100.0	0.0	***	***	***	***
多良間村	11	8	12	109.1	12	109.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
竹富町	66	56	80	121.2	75	113.6	0.0	88.9	50.0	75.0	37.5	37.5
与那国町	20	13	44	220.0	25	125.0	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
合　　計	3,873	3,291	4,042	104.4	4,448	114.8	86.7	44.8	54.7	64.1	17.2	48.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び総合 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び総合校） %
沖縄県	59	35	40,676	21,935	1,136	652	53,306	30,862	1.3	1.4	97.6	95.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	66.1	71.4	33.9	28.6
合計	59	35	40,676	21,935	1,136	652	53,306	30,862	1.3	1.4	97.6	95.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	66.1	71.4	33.9	28.6

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	指導者用PC整備率	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び総合校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び総合校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
沖縄県	3,202	1,966	2,922	1,792	3,793	2,500	118.5	127.2	4,526	2,929	141.3	149.0	100.0	100.0	20.3	17.1	50.0	66.7	75.0	83.3	8.3	0.0	33.3	50.0
合計	3,202	1,966	2,922	1,792	3,793	2,500	118.5	127.2	4,526	2,929	141.3	149.0	100.0	100.0	20.3	17.1	50.0	66.7	75.0	83.3	8.3	0.0	33.3	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
合　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
沖縄県	22	2,632	513	3,581	1.4	31.8	100.0	93.4	***	***	93.4	100.0	0.0
合　計	22	2,632	513	3,581	1.4	31.8	100.0	93.4	***	***	93.4	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和７年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和７年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和８年３月１日現在）

市区町村別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
沖縄県	1,497	1,379	1,359	90.8	1,903	127.1	100.0	59.1	38.5	15.4	0.0	84.6
合計	1,497	1,379	1,359	90.8	1,903	127.1	100.0	59.1	38.5	15.4	0.0	84.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。（暫定再任用職員（フルタイム）を含む。）
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、
学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう（次世代校務支援システム（マルチテナント構成のクラウド型校務支援システム等）も含む）。
なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。